

震 災 編

第1部 総則	1-1
第1章 総論	1-1
第1節 計画の目的	1-1
第2節 計画の位置付け	1-1
第3節 計画の修正	1-1
第4節 他の計画との関係	1-2
第5節 計画の推進	1-2
第6節 「港区地域防災計画（令和6（2024）年3月修正）」のポイント	1-3
第7節 減災目標	1-5
第8節 計画の目標	1-6
第2章 港区の現状と被害想定	1-9
第1節 港区の概況	1-9
第2節 計画の前提とする被害想定	1-17
第3節 港区独自の津波・液状化のシミュレーション	1-30
第4節 地域危険度調査	1-36
第3章 各地区の街づくりの現状と課題	1-37
第1節 芝地区（芝・三田周辺地区、新橋・浜松町周辺地区）	1-38
第2節 麻布地区（麻布周辺地区、六本木周辺地区）	1-40
第3節 赤坂地区（赤坂周辺地区、青山周辺地区）	1-42
第4節 高輪地区（白金周辺地区、高輪周辺地区）	1-44
第5節 芝浦港南地区（芝浦港南周辺地区、台場地区）	1-46
第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	1-51
第1節 被害軽減と都市再生に向けた目標	1-51
第2節 人的被害（死者）の減	1-51
第3節 物的被害の減	1-52
第4節 減災目標の達成に向けた取組	1-53
第5章 区、区民、事業者の基本的責務と区、防災関係機関等の役割	1-56
第1節 区、区民、事業者の基本的責務	1-56
第2節 区及び防災関係機関等の役割	1-57
第6章 港区防災会議	1-63
第1節 港区防災会議の設置	1-63

第2部 震災予防計画	2-1
第1章 防災街づくり	2-1
第1節 建築物の耐震・不燃化促進	2-9
第2節 液状化対策	2-10
第3節 市街地の再開発	2-11
第4節 オープンスペースの確保	2-12
第5節 都市空間の確保	2-13
第6節 道路・橋りょうの整備	2-13
第2章 施設構造物等の安全化	2-15
第1節 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止	2-17
第2節 落下物等の防止	2-18
第3節 ライフライン施設の安全化	2-19
第4節 道路及び交通施設の安全化	2-26
第5節 海岸・港湾等の整備（都港湾局）	2-36
第6節 エレベーター対策	2-36
第3章 地震火災等の防止	2-38
第1節 出火の防止	2-38
第2節 初期消火体制の強化	2-43
第3節 火災の拡大防止（消防署）	2-45
第4節 危険物・有毒物質等の安全化（消防署）	2-48
第5節 高層建築物及び地下街の安全化	2-49
第6節 文化財防災計画	2-50
第4章 帰宅困難者対策	2-51
第1節 帰宅困難者対策の推進	2-59
第5章 区民等の防災行動力の向上	2-67
第1節 防災知識普及計画	2-67
第2節 防災住民組織の育成	2-71
第3節 地域防災訓練の充実	2-73
第4節 事業所の防災指導	2-75
第5節 区民等の自主救護能力の向上	2-77
第6節 ボランティアの受入れ、連携	2-78
第6章 要配慮者の安全確保	2-81
第1節 避難行動要支援者名簿の作成	2-83
第2節 避難行動要支援者名簿の活用	2-84
第3節 実効性のある支援策の構築	2-87
第4節 外国人支援対策	2-88
第7章 共同住宅の震災対策	2-90
第1節 共助体制づくり	2-91
第2節 居住者の防災知識・共助意識の向上	2-92

第3節	長周期地震動対策.....	2-92
第4節	備蓄スペースの確保.....	2-93
第8章	防災関係機関の訓練計画	2-95
第1節	総合防災訓練（地域訓練）	2-96
第2節	総合防災訓練（機関訓練）	2-96
第3節	職員の防災教育及び訓練.....	2-97
第9章	情報連絡体制の整備	2-106
第1節	情報収集・伝達体制の整備.....	2-107
第2節	防災行政無線の整備.....	2-109
第10章	避難者対策	2-111
第1節	避難体制の整備.....	2-116
第2節	避難施設の整備.....	2-117
第11章	救援・医療救護体制の整備	2-127
第1節	給水体制の整備.....	2-130
第2節	食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備.....	2-132
第3節	医療救護体制の整備.....	2-135
第4節	防疫体制の整備.....	2-137
第5節	遺体の取扱い.....	2-137
第12章	業務継続計画の策定	2-139
第1節	BCP の役割	2-140
第2節	港区の BCP	2-140
第3節	事業者の BCP の策定支援.....	2-141
第4節	港区の受援体制.....	2-141
第13章	放射能・放射線対策	2-143
第1節	区内の放射線量のモニタリング.....	2-143
第2節	区民等への情報提供.....	2-143
第14章	津波対策	2-144
第1節	海岸保全施設の予防計画.....	2-144
第2節	津波災害の予防計画.....	2-144
第3節	資器材の整備.....	2-146
第4節	情報伝達体制の確立.....	2-146
第5節	避難体制の整備.....	2-147
第6節	津波防災啓発.....	2-147
第7節	津波防災訓練の実施.....	2-148

第3部 震災応急対策計画	3-1
第1章 災害応急対策の活動態勢	3-1
第1節 港区の活動態勢	3-6
第2節 港区災害対策本部	3-7
第3節 防災関係機関の活動態勢	3-12
第2章 災害救助法の適用	3-18
第1節 救助の実施機関	3-18
第2節 港区における適用基準	3-18
第3節 被災世帯の算定基準	3-19
第4節 救助の種類	3-20
第5節 救助の実施方法等	3-21
第3章 公用負担	3-22
第1節 区長に権限のある公用負担の種類	3-22
第2節 公用負担の権限の行使	3-23
第3節 公用負担命令票	3-23
第4章 相互協力・派遣要請	3-24
第1節 港区内の防災関係機関との相互協力	3-25
第2節 東京都との相互協力	3-25
第3節 他区市町村等との相互協力	3-27
第4節 自衛隊災害派遣	3-28
第5節 民間協力団体の協力	3-29
第6節 ボランティアとの連携	3-31
第5章 情報連絡活動計画	3-44
第1節 情報連絡体制	3-48
第2節 被害状況等の調査報告	3-56
第3節 広報及び広聴	3-58
第6章 消防・危険物等対策	3-62
第1節 震災時消防活動計画	3-62
第2節 危険物等の応急対策	3-65
第3節 流出油・流木の応急対策	3-67
第7章 警備・交通規制計画	3-72
第1節 震災時警備計画	3-72
第2節 交通規制	3-73
第3節 海上における治安の維持等	3-76
第8章 避難に関する計画	3-77
第1節 震災の発生状況と避難の関係	3-78
第2節 避難情報の発令	3-80
第3節 避難・誘導	3-82

第4節	区民避難所（地域防災拠点）、補完避難所及び福祉避難所	3-84
第5節	避難者の他地区への移送	3-91
第6節	大震災発生後の防犯対策	3-92
第9章	要配慮者の支援態勢	3-93
第1節	災害時の対応	3-93
第10章	救助・救急計画	3-95
第1節	防災関係機関の救助・救急態勢等	3-95
第11章	医療救護等の計画	3-98
第1節	医療救護等活動計画	3-99
第2節	保健相談等活動計画	3-111
第3節	防疫及び生活衛生活動計画	3-112
第12章	飲料水・食料・生活必需品等の救援計画	3-115
第1節	応急給水計画	3-115
第2節	食料・生活必需品等供給計画	3-117
第13章	輸送計画	3-120
第1節	緊急道路障害物除去	3-120
第2節	輸送車両等の調達及び配車計画	3-121
第3節	人員及び物資の輸送	3-124
第4節	水上輸送計画	3-124
第5節	海上緊急輸送	3-125
第6節	災害時臨時離着陸場候補地の選定	3-126
第14章	障害物除去・ごみ・し尿・がれき処理計画	3-127
第1節	障害物除去計画	3-128
第2節	ごみ処理計画	3-129
第3節	し尿処理計画	3-131
第4節	がれき処理計画	3-134
第5節	土石・竹木等の除去計画	3-139
第15章	遺体の取扱い	3-141
第1節	遺体の取扱い	3-142
第2節	遺体の搜索、遺体収容所の設置、検視・検案・身元確認等	3-142
第3節	火葬等	3-146
第16章	応急住宅対策計画	3-150
第1節	被災住宅の応急危険度判定	3-150
第2節	被災宅地の応急危険度判定	3-150
第3節	応急仮設住宅の供給	3-151
第4節	被災住宅の応急修理	3-153
第5節	建築資材等の調達	3-154

第 17 章	労務供給計画	3-155
第 1 節	港区内業者からの雇上計画	3-155
第 2 節	東京労働局に対する要請	3-155
第 18 章	応急教育計画	3-156
第 1 節	応急教育の実施方法	3-156
第 2 節	学用品等の調達及び支給計画	3-158
第 19 章	ライフライン施設の応急・復旧対策	3-159
第 1 節	水道施設	3-160
第 2 節	下水道施設	3-161
第 3 節	電気施設	3-162
第 4 節	ガス施設	3-162
第 5 節	通信施設	3-164
第 20 章	公共施設等の応急・復旧対策	3-167
第 1 節	道路・橋りょう及び河川・海岸・港湾等施設	3-167
第 2 節	交通施設	3-168
第 3 節	公共施設等	3-174
第 4 節	土砂災害への対応	3-175
第 21 章	帰宅困難者対策	3-176
第 1 節	駅周辺での混乱防止	3-176
第 2 節	集客施設及び駅等における利用者保護	3-178
第 3 節	一時滞在施設の開設・滞留者の受入れ	3-178
第 4 節	帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	3-179
第 5 節	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	3-184
第 6 節	徒歩帰宅者の支援	3-184
第 22 章	外国人支援対策	3-186
第 1 節	災害・防災情報提供の充実	3-186
第 2 節	防災ネットワークづくり	3-186
第 3 節	外国人相談窓口の設置	3-186
第 4 節	港区国際防災ボランティアの活用	3-187
第 23 章	放射能・放射線対策	3-188
第 1 節	港区の活動計画	3-188
第 2 節	放射線等使用施設の応急措置	3-188
第 3 節	核燃料物質輸送車両等の応急措置	3-189
第 24 章	津波対策	3-190
第 1 節	水防活動体制	3-190
第 2 節	津波情報の伝達体制	3-190
第 3 節	津波に対する避難誘導態勢	3-192
第 4 節	河川管理施設の応急復旧、緊急工事等	3-194

第 25 章	複合災害対策	3-195
第 1 節	複合災害発生時の対応	3-195
第 26 章	火山噴火対策	3-197
第 1 節	富士山噴火降灰対策	3-197

第4部 震災復興計画	4-1
第1章 復興の基本的考え方	4-1
第1節 復興の定義	4-1
第2節 復興の全体像	4-1
第3節 復興の基本目標	4-1
第4節 港区震災復興マニュアル	4-2
第5節 港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興 並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡 大の防止並びに区民生活および産業の安定のための基金	4-3
第2章 復興計画	4-5
第1節 震災復興の体制	4-5
第2節 都市復興に向けた計画指針	4-5
第3節 地域力を活かした分野別の復興プロセス	4-6
第3章 生活の安定	4-9
第1節 生活相談	4-9
第2節 義援金配付計画	4-9
第3節 職業のあつ旋計画	4-11
第4節 租税等の徴収猶予及び減免	4-12
第5節 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付	4-14
第4章 罹災証明書の交付	4-22
第1節 罹災証明書の交付要領	4-22
第5章 激甚災害の指定に関する計画	4-25
第1節 激甚災害に関する調査	4-26
第2節 激甚災害の指定の促進	4-26
第3節 特別財政援助額の申請手続	4-26
第6章 放射能・放射線対策	4-27
第1節 保健医療活動	4-27
第2節 放射性物質への対応	4-27

第 1 部 総 則

第1部 総則

第1章 総論

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36(1961)年法律第223号）第42条の規定に基づき、港区防災会議が作成するものです。

区の地域に係る災害（災害対策基本法第2条第1号の災害をいう。以下同じ。）に関し、区、区民、事業者、防災関係機関等で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策及び震災復興を計画的に実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

第2節 計画の位置付け

- 第1 この計画は、災害時における区及び防災関係機関の事務や業務を包含する包括的かつ総合的な計画です。
- 第2 この計画は、区や東京都、防災関係機関の責任の明確化とともに、各施策を有機的に結合した計画です。
- 第3 この計画は、災害対策の恒久的な計画です。
- 第4 この計画は、港区業務継続計画、港区災害対応マニュアル及び港区震災復興マニュアルの内容の根幹となる計画で、「港区防災街づくり整備指針」及び「港区地域強靱化計画」と連携するものです。

第3節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正します。防災関係機関は関係のある事項について、計画修正案を港区防災会議に提出するものとします。

第4節 他の計画との関係

この計画は、「防災基本計画」、「東京都地域防災計画」等と整合性を図ります。

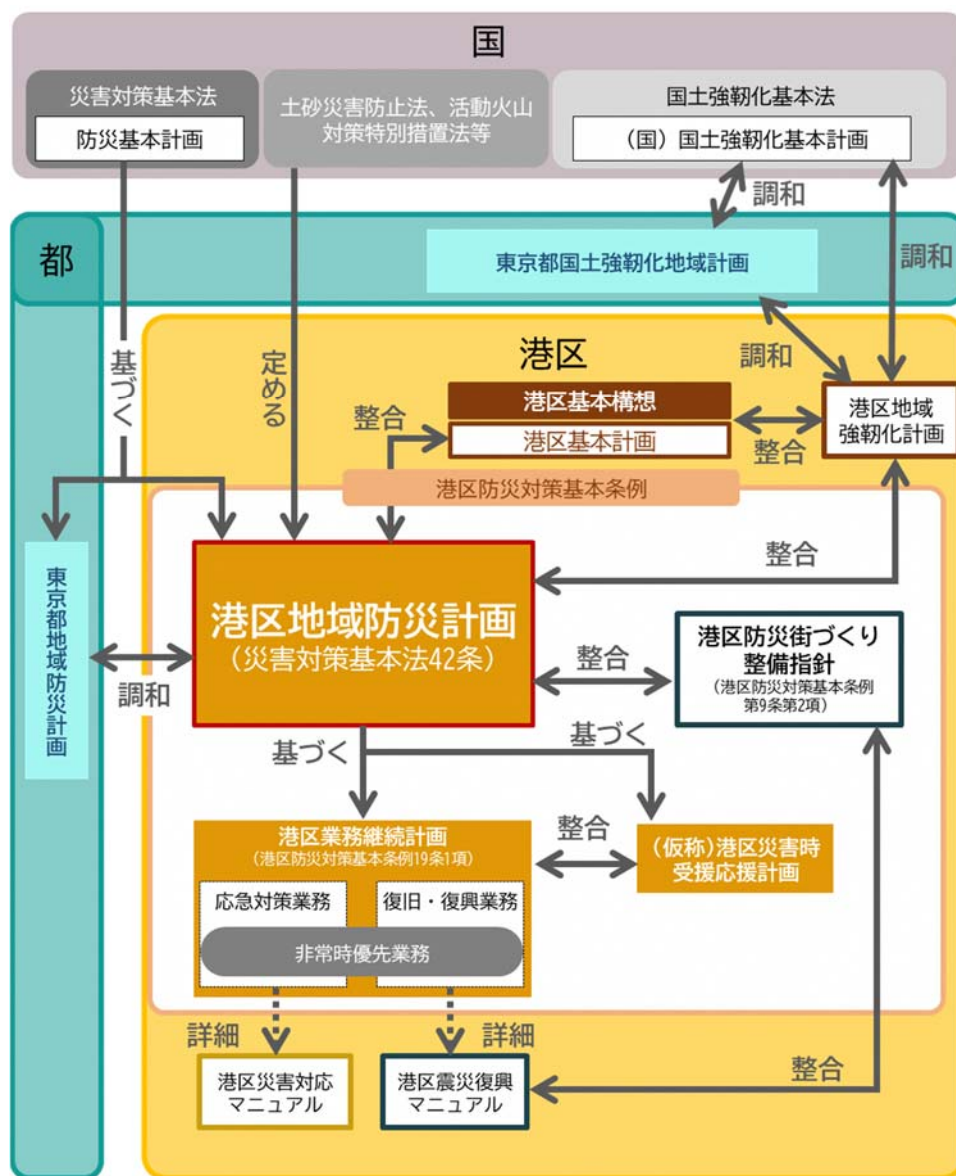


図1-1-1 「港区地域防災計画」とその他の計画等との関係

第5節 計画の推進

区及び地域における防災関係機関は、平素から危機管理の一環として、防災対策を推進する必要があります。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、災害への対応力を高めます。

第6節 「港区地域防災計画（令和6（2024）年3月修正）」のポイント

第1 令和6（2024）年3月修正の基本的考え方

令和4（2022）年5月、東京都防災会議は約10年ぶりに首都直下地震等による被害の想定を見直し公表をしました。これを受け、区では、令和5（2023）年3月、独自にこの被害想定を踏まえた区内各地区における被害の想定について、追加で調査・分析をし、各地区において想定される被害・課題を明らかにしています。

また、令和5（2023）年5月、国の中央防災会議は「防災基本計画」を修正し、公表したほか、同月、東京都防災会議は、前年5月の被害想定において明らかになった震災リスクを踏まえて修正した「東京都地域防災計画」を公表しています。

こうしたことを踏まえ、区においても、区及び防災関係機関の防災対策に関わる羅針盤となる「港区地域防災計画」について、より実効性を高め、地域防災力を向上させていくために修正しました。

第2 「港区地域防災計画（令和6（2024）年3月修正）」のポイント

（1）建築物等のさらなる耐震対策の促進

- ・旧耐震基準の住宅や新耐震基準の木造2階建て住宅を対象とした耐震アドバイザーの派遣
- ・旧耐震基準で耐震性を満たしていない特定緊急輸送道路沿道建築物等を対象とした個別訪問やアドバイスの実施
- ・住宅や分譲マンション、一般緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震改修工事費や設計費用の助成額等の引き上げ
- ・エレベーター安全装置等の設置に対する助成対象拡大、地震時等管制運転装置設置及び耐震対策費用の助成額・助成率の引き上げ

（2）帰宅困難者対策の強化

- ・一時滞在施設の確保推進
- ・帰宅困難者への効果的な情報発信
- ・駅周辺滞留者対策推進協議会の運営支援や夜間休日の発災を想定した情報連携訓練、本部開設訓練の実施
- ・発災時の駅周辺の滞留者状況の効果的な情報収集を検討
- ・区の帰宅困難者対策協議会連絡ツールと東京都が開発している帰宅困難者対策オペレーションシステムとの連携等を検討

（3）要配慮者の安全確保

- ・高齢者、障害者別に福祉避難所を分類し、個別避難計画等を作成したうえで、それぞれの特性に合わせた機能及び物資等を整備、福祉避難所運営に関するマニュアル等の作成及び見直し
- ・福祉避難所のうち、指定避難所に該当する箇所については、受入対象者が特定されていることを日頃から区民等へ周知

- ・防災知識の普及を図るため、英語版の港区防災地図や英語、中国語、ハングル版の防災パンフレットの作成・配布
- ・外国人が共助の担い手になり得ることに留意したやさしい日本語によるパンフレットの作成
- ・東京都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行います。また、国際交流協会や大使館等の外国人支援団体に対しても、連絡会等の場を活用し、平常時から情報提供を行います。
- ・災対児童相談所と連携した震災孤児・震災遺児の保護・支援
- ・防災 Web ポータルの多言語化
- ・個別避難計画の効果的な活用、支援関係者との連携、災害時における要配慮者の安全の確保
- (4) 区の特性を踏まえた、マンション等の共同住宅における防災活動
- ・区内の共同住宅を対象としたエレベーター用防災チェアの無償配布等、共同住宅の防災力向上のための支援を拡充
- ・地震時のエレベーター閉じ込め対応訓練の実施
- ・マンション居住者・マンション管理組合の普及啓発に関する取組を拡充
- ・在宅避難を含む避難方法の周知、マンション居住者以外の住民との相互連携
- (5) 情報収集・伝達体制の整備
- ・災害対応業務に必要となる情報の自動収集と、避難発令推奨地区を表示する発令判断支援機能の活用
- ・SNS 上の情報を AI 分析して情報収集を効率化するシステムを組み込む、災害の端緒の把握、被災者への迅速な対応の実施
- ・平時での地域災害情報システムを活用した職員研修や機関訓練の実施
- (6) 避難体制の整備
- ・手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法の確立
- ・要配慮者が主な利用者である社会福祉施設での業務継続計画（BCP）の策定
- ・福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に把握したうえ、個別避難計画等を作成
- ・災害時に、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保
- ・新感染症の自宅療養者等の避難の確保の観点も踏まえた自宅療養者等の情報の東京都との情報共有
- ・東京都等と連携した、区立施設、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用支援
- (7) 複合災害対策
- ・複合災害発生時は、「地域災害防災計画(風水害編)」とともに、災害対応を確実にすすめて、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、留意事項を踏まえて対応
- (8) 「港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果の反映」に関わる事項
- ・令和5（2023）年3月に港区が実施した「港区における首都直下地震被害想定調査

査・分析結果の反映」をもとに港区の現状や被害想定、減災目標を修正したほか、地区ごとの課題や対策の方向性について言及しています。

第7節 減災目標

東京都は、令和4(2022)年12月、「強靱化された首都東京」の実現を目指し、TOKYO強靱化プロジェクトを策定し、2040年代の目指すべき東京の姿とその実現に向けた道筋を示しました。また、東京都の総合戦略である「未来の東京戦略」においても、目指す2040年代の姿とその実現に向けた2030年への戦略を示しています。

区は、東京都が目指す「2040年代の目指すべき東京の姿」も踏まえ、中間地点である令和12(2030)年度までの目標達成に向けて、防災の基本理念である「自助」「共助」「公助」に基づく区、区民、事業者の連携により、地域の防災力を向上し、災害に強い都心づくりを進めていきます。

○令和12(2030)年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減させる。

第8節 計画の目標

この計画においては、被害想定の見直しを踏まえ、発生が危惧されている首都直下型地震等に的確に対応できる実効性の高いものとしていきます。

減災目標及び計画の目標の確実な達成のため、3つの柱と分野横断的な視点に基づいて本計画において目標とすべき指標は以下のとおりです。

【3つの柱】

柱1 家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
柱2 区民の生命、身体、財産と港区の都市機能を守る応急体制の強化	区等の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の回復などにより、区民の生命、身体、財産と地域社会の重要な機能を守り抜く
柱3 すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

【分野横断的な視点】

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化
多様性	被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や子ども、要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
防災DX	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」の積極的に推進
人口構造	若い世代の減少や高齢化など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

【指標一覧】

◆柱1：家庭や地域における防災・減災対策の推進

項目	令和12(2030)年度の目標
初期消火対策実施率（消火器設置）	消火器保有率 60%
消火器の設置を促進するとともに、あわせて消火訓練の実施や風呂水の汲み置きなどの普及啓発等を行うなど、初期消火対策を促進	
家具類の転倒・落下・移動防災対策	100%
各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進	
自助の備えを講じている区民の割合	100%
各種広報資料等を活用し、区民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進	

◆柱2：区民の生命、身体、財産と港区の都市機能を守る応急体制の強化

項目	令和12(2030)年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 耐震化率 100%（令和7(2025)年度） ・一般沿道 耐震化率 90%（令和7(2025)年度）
これまでの耐震助成に加え、耐震アドバイザー制度の活用等により、耐震化を促進	
区内の受援応援体制の充実強化	受援応援計画等を策定
新たな被害想定や複合災害等を踏まえ、区内の受援応援体制を強化	
一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合	70%
区内滞留者の大半を占める企業従業員に対し、効果的な普及啓発を実施	
一時滞在施設の確保	地区ごと 100%
行き場のない帰宅困難者のために必要となる一時滞在施設の確保を推進	

◆柱3：すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

項目	令和12(2030)年度の目標
つながる通信の確保	全ての避難所において通信環境を確保
被災者が集まる避難先における Wi-Fi 等の設置を促進	
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
避難所運営の向上や必要な物資の確保体制の整備等を通じて、避難所環境を不断に見直し	
災害時トイレの確保	区内における災害時トイレの確保を推進
自助・共助・公助の連携による様々な方策を展開し、災害時に対応できるトイレを確保	

◆分野横断的な視点：ハード対策

項目	令和 12(2030)年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・ 特定沿道 耐震化率 100% (令和 7(2025)年度) ・ 一般沿道 耐震化率 90% (令和 7(2025)年度)
	これまでの耐震助成に加え、耐震アドバイザー制度の活用等により耐震化を促進
住宅の耐震化	・ 旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消 (2025 年度) ・ 新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減 (2030 年度)
	旧耐震基準の住宅やマンションはもとより、新耐震基準の中で、築年数が古く耐震性が不十分な木造住宅における耐震化を促進
無電柱化の推進	緊急輸送道路 50% (令和 6(2024)年度)
	緊急輸送道路や指定避難所へのアクセス路など、区内全域における無電柱化を加速

第2章 港区の現状と被害想定

第1節 港区の概況

第1 地勢の概況

1 位置

港区は、東京都のほぼ南東部に位置し、東京湾に面しています。東は中央区と江東区、北は千代田区と新宿区、西は渋谷区、南は品川区にそれぞれ隣接しています。

港区の東端は台場二丁目（東経 139 度 47 分）、西端は北青山三丁目（東経 139 度 42 分）で南端は高輪四丁目（北緯 35 度 37 分）、北端は元赤坂二丁目（北緯 35 度 41 分）です。

南北の距離は約 6.5km、東西の距離は約 6.6km です。

2 地勢

（1）地形

港区は、北西一帯の高台地と南東の東京湾に面した低地及び芝浦海浜の埋立地からなっています。

高台地は秩父山麓に端を発している武蔵野台地の末端で、これらの台地は小さな突起状の丘陵となっているため、東京 23 区の中で最も起伏に富んだ地形を形成しています。また、台地の縁辺部は急斜面や崖で形成され、麻布、高輪地区には低地と結ばれる急な坂道が多く点在しており、急傾斜地崩壊危険箇所¹があります。

区の中央部には、西から東に流れる古川（金杉川）流域に平地部が横たわっています。

最高地は赤坂台地の北青山三丁目 3 番の海拔²34m、最低地は JR 浜松町駅前ガード付近の海拔 0.08m です。

（2）地質地盤

港区の地盤は、第三紀層を基盤として洪積層及び沖積層（第四紀層）から成り、洪積層は山の手台地、下町低地にまたがって分布する地層群（江戸川層、東京礫層、東京層）と、山の手台地のみ分布する地層群（武蔵野礫層、ローム層粘土、武蔵野ローム、立川ローム）及び下町低地に分布する地層群（埋没段丘礫層、埋没ローム層）に大別され、沖積層は、下町低地及び山の手の河谷低地に主として分布しています。

（震災資料編 震 1－2－1 地形分類図 参照）

（震災資料編 震 1－2－2 地層断面図 参照）

¹ 急傾斜地崩壊危険箇所：傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に人家などへの被害のおそれのある箇所。地形図確認と現地調査により設定しています。

² 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。

第2 面積・人口

1 面積

(1) 総面積

令和5(2023)年7月1日現在、
港区の総面積は20.36 km²です。

(2) 地区別面積

地区	面積
芝地区	4.43 km ²
麻布地区	3.79 km ²
赤坂地区	4.01 km ²
高輪地区	3.37 km ²
芝浦港南地区	4.77 km ²



2 人口

(1) 人口・世帯

令和5(2023)年4月1日現在、港区全体の人口³は、263,970人で、人口密度は、12,958.8人/km²、世帯数は151,258世帯です。その内、日本人の人口は、男113,862人、女129,893人、計243,755人となっています。外国人の人口は、男10,325人、女9,890人、計20,215人となっています。

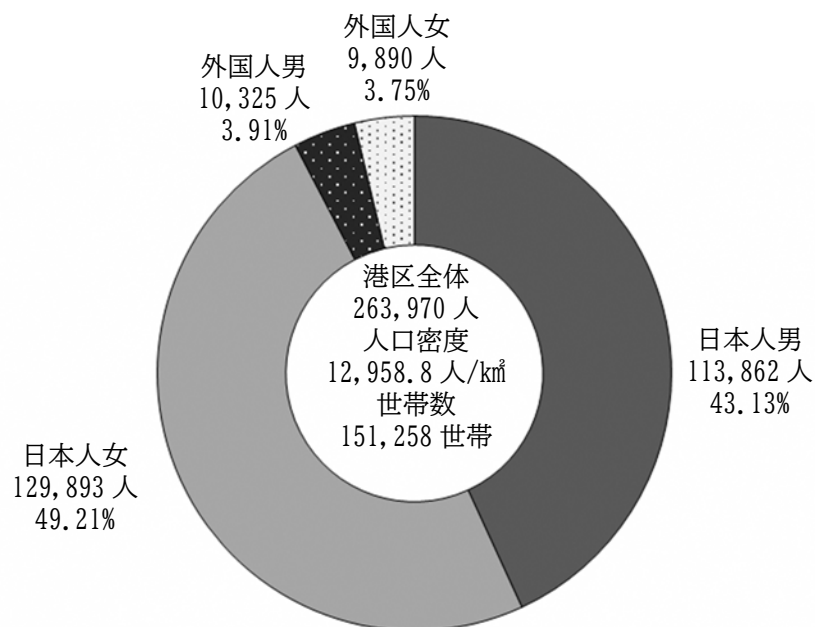


図1-2-1 港区の総人口及び世帯数

³ 人口：住民基本台帳（令和5(2023)年4月1日）によります。

(2) 年齢別人口

令和5(2023)年4月1日現在、港区全体の年齢別の人口⁴は、年少(0～14歳)35,800人、生産年齢(15～64歳)183,401人、老年(65歳～)44,769人となり、65歳以上の人口が全体の16.96%を占めます。

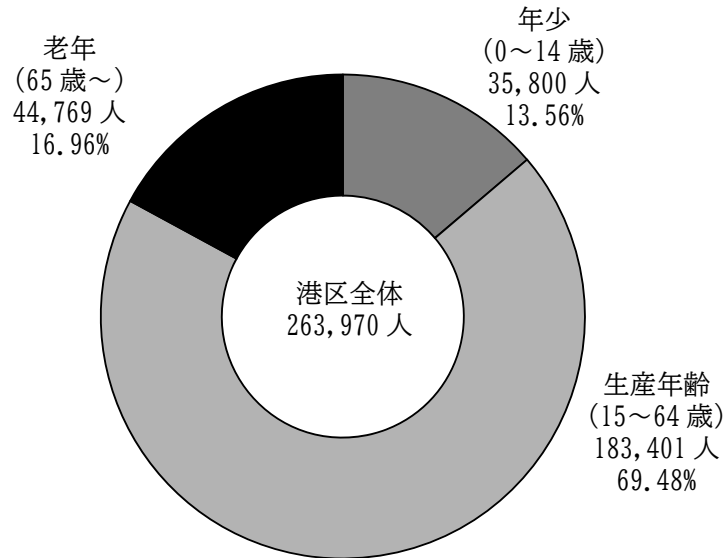


図1-2-2 港区の年齢人口

(3) 外国人

令和5(2023)年4月1日現在、港区全体の区内在住外国人⁵は、20,215人となり、日本人は、243,755人となっており、港区に在住する外国人は、全体の7.66%を占めます。

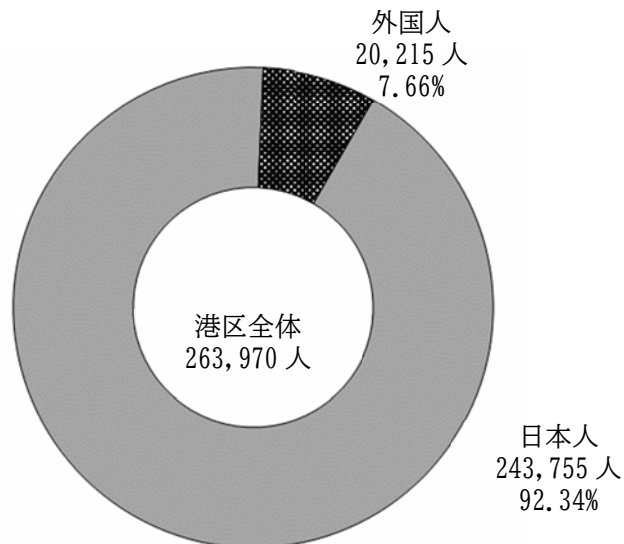


図1-2-3 港区の外国人の数

⁴ 人口：住民基本台帳（令和5(2023)年4月1日）によります。

⁵ 区内在住外国人：住民基本台帳（令和5(2023)年4月1日）によります。

(4) 昼間人口・夜間人口

令和2(2020)年国勢調査⁶による港区の昼間人口は972,673人で、令和2(2020)年国勢調査の夜間人口260,486人と比較すると3.73倍もの人口になっています。

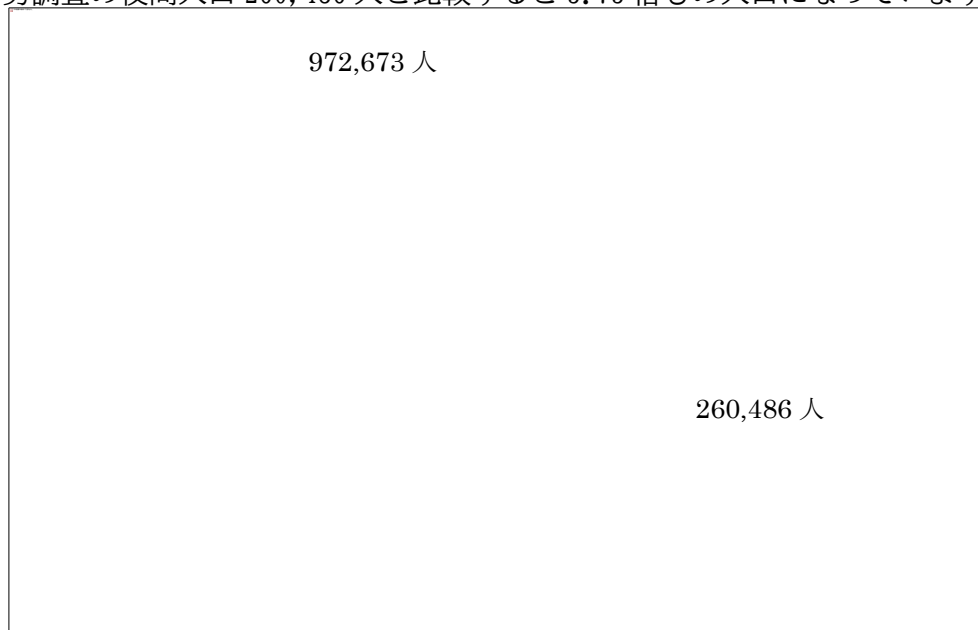


図1-2-4 港区の昼間人口・夜間人口

3 地区別の人口

(1) 人口

地区別の人口⁷は、高輪地区が最も多く、63,330人です。次いで、麻布地区で61,129人です。地区別の人口密度では、高輪地区が最も多く、18,198.3人/km²、次いで麻布地区で16,129.0人/km²となっています。

表1-2-1 地区別の人口及び人口密度

地区	合計 (人)	日本人(人)			外国人(人)			人口 密度 (人/km ²)
		計	男	女	計	男	女	
芝	42,493	39,494	18,833	20,661	2,999	1,575	1,424	9,549.0
麻布	61,129	54,017	25,050	28,967	7,112	3,693	3,419	16,129.0
赤坂	38,118	35,256	16,392	18,864	2,862	1,470	1,392	9,505.7
高輪	63,330	60,218	26,874	33,344	3,112	1,520	1,592	18,198.3
芝浦港南	58,900	54,770	26,713	28,057	4,130	2,067	2,063	12,694.0
合計	263,970	243,755	113,862	129,893	20,215	10,325	9,890	12,958.8

⁶ 国勢調査：国勢調査は、日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに行われる調査です。
基準日は、実施年の10月1日現在です。

⁷ 人口：住民基本台帳（令和5(2023)年4月1日）によります。

(2) 年齢別人口

地区別の年齢別の人口⁸は、年少（0～14歳）では、芝浦港南地区が最も多く、9,604人です。次いで、高輪地区で8,496人となっています。生産年齢（15～64歳）では、麻布地区が最も多く、43,246人です。次いで、高輪地区で42,463人となっています。老年（65歳～）では、高輪地区が最も多く、12,371人です。次いで、麻布地区で9,625人となっています。

表1-2-2 地区別の年齢別人口

地区	年少 0～14歳 (人)	生産 年齢 15～64歳 (人)	老年 65歳～ (人)	計 (人)	地区の人口に おける老年 (65歳～)の 割合(%)
芝	4,667	30,594	7,232	42,493	17.02
麻布	8,258	43,246	9,625	61,129	15.75
赤坂	4,775	25,614	7,729	38,118	20.28
高輪	8,496	42,463	12,371	63,330	19.53
芝浦港南	9,604	41,484	7,812	58,900	13.26
合計	35,800	183,401	44,769	263,970	16.96

(3) 外国人

地区別の外国人の人口は、麻布地区が最も多く、7,112人です。次いで、芝浦港南地区で4,130人となっています。地区の人口における外国人の割合では、麻布地区が最も多く、11.63%、次いで赤坂地区で7.51%となっています。

表1-2-3 地区別の外国人人口の割合

地区	外国人 (人)	日本人 (人)	計(人)	地区の人口における 外国人の割合(%)
芝	2,999	39,494	42,493	7.06
麻布	7,112	54,017	61,129	11.63
赤坂	2,862	35,256	38,118	7.51
高輪	3,112	60,218	63,330	4.91
芝浦港南	4,130	54,770	58,900	7.01
合計	20,215	243,755	263,970	7.66

⁸ 人口：住民基本台帳（令和5(2023)年4月1日）によります。

(4) 昼間人口・夜間人口

令和2(2020)年国勢調査による地区別の昼間人口は芝地区が最も多く、386,758人です。次いで、芝浦港南地区で194,260人となっています。地区別の夜間人口では、麻布地区が最も多く61,615人、次いで高輪地区で60,540人となっています。昼間人口に対する夜間人口の割合では、芝地区が最も多く8.88倍、次いで赤坂地区で5.07倍となっています。

表1-2-4 地区別の昼間人口及び夜間人口

地区	昼間人口(人)	夜間人口(人)	昼間/夜間(倍)
芝	386,758	43,553	8.88
麻布	121,516	61,615	1.97
赤坂	180,275	35,591	5.07
高輪	89,862	60,540	1.48
芝浦港南	194,260	59,182	3.28
合計	972,673	260,486	3.73

昼間人口は推計値です。小数点以下を四捨五入した按分のため総数と内訳が一致していません。

4 高齢者の状況

(1) 高齢者数(65歳以上)⁹

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65～69歳	4,692	5,192	9,884
70～74歳	4,771	5,921	10,692
75～79歳	3,838	5,253	9,091
80～84歳	2,636	4,210	6,846
85～89歳	1,612	3,232	4,844
90～94歳	641	1,813	2,454
95～100歳	160	677	837
100歳以上	14	107	121
合計	18,364	26,405	44,769

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	3,035	4,197	7,232
麻布	3,958	5,667	9,625
赤坂	3,059	4,670	7,729
高輪	4,997	7,374	12,371
芝浦港南	3,315	4,497	7,812
合計	18,364	26,405	44,769

⁹ 高齢者数：住民基本台帳（令和5(2023)年4月1日）によります。

(2) ひとり暮らし高齢者数 ひとり暮らし実態調査（令和5年(2023)4月1日現在）

①年齢別

年齢	男（人）	女（人）	計（人）
65～69歳	351	579	930
70～74歳	626	1,187	1,813
75～79歳	473	1,239	1,712
80～84歳	317	1,296	1,613
85～89歳	205	1,069	1,274
90歳以上	115	640	755
合計	2,087	6,010	8,097

②地区別

地区	男（人）	女（人）	計（人）
芝	378	983	1,361
麻布	365	1,146	1,511
赤坂	327	1,065	1,392
高輪	531	1,678	2,209
芝浦 港南	486	1,138	1,624
合計	2,087	6,010	8,097

(3) 要介護認定数 （令和5(2023)年3月31日現在）

区分	人数（人）
要支援1	1,684
要支援2	1,025
要介護1	1,779
要介護2	1,803
要介護3	1,376
要介護4	1,181
要介護5	917
合計	9,765

5 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数（令和5(2023)年3月31日現在）

種類	1級（人）	2級（人）	3級（人）	4級（人）	5級（人）	6級（人）	計（人）
視覚障害	74	143	23	25	70	12	347
聴覚障害等	1	106	43	128	13	120	411
言語障害等	0	0	37	25	0	0	62
肢体不自由	240	505	594	566	224	111	2,240
内部障害	1,091	72	222	414	0	0	1,799
合計	1,406	826	919	1,158	307	243	4,859

(2) 愛の手帳所持者（知的障害者）数（令和5(2023)年3月31日現在）

1度（最重度）（人）	2度（重度）（人）	3度（中度）（人）	4度（軽度）（人）	計（人）
41	302	245	380	968

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和5（2023）年3月31日現在）

1級（人）	2級（人）	3級（人）	計（人）
127	949	929	2,005

6 妊産婦の状況

(1) 母子健康手帳発行件数（令和4（2022）年3月31日現在）

2,687人

7 町会・自治会の状況（令和5（2023）年4月1日現在）

地区	団体数（団体）	会員数（人）
芝	73	13,053
麻布	41	11,881
赤坂	35	6,977
高輪	45	15,758
芝浦港南	29	16,842
合計	223	64,511

(注)休会中の団体は除く

第3 土地利用

1 現況

港区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたまちづくりの進展などにより、土地利用が大きく変化しています。今後はこのような現状や、人口の急激な増加や広域交通ネットワークの強化とともに、自然災害の激甚化や新しい生活様式などの社会状況の変化に対応し、地域特性に応じた土地利用の適正化を図り、環境と都市機能のバランスのとれた持続可能なまちづくりを推進します。

（震災資料編 震1-2-3 港区用途地域地区等図 参照）

2 土地利用に関する主な取組の方向性

平成29（2017）年3月に改定した「港区まちづくりマスタープラン」では、次の考え方を示しています。

(1) 地域特性に応じた土地利用の誘導

①地域特性の維持・保全・更新

②土地利用転換の適切な誘導

【土地利用の誘導方針】

ア まとまった良好な住宅市街地

イ 住宅と商業・業務などが共存する市街地

ウ 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地

- エ 集合住宅と商業・業務をはじめとした多様な機能が共存する市街地
- オ 港湾機能を維持しつつ、商業・文化・交流機能が共存する市街地

(2) 市街地整備の展開

- ①街区再編や土地利用の転換など、土地の有効利用による計画的なまちづくりの推進
- ②ものづくり産業と居住機能が調和したまちづくりの推進
- ③道路と沿道が調和する計画的なまちづくりの推進
- ④水辺に開かれたまちづくりの推進
- ⑤公有地の有効活用

(3) 開発事業等の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上

- ①開発事業等の計画的な誘導
- ②開発事業等と地域連携による魅力・価値の向上

第2節 計画の前提とする被害想定

第1 対象とする地震

震災計画の前提条件として、東京都防災会議が令和4(2022)年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(以下「東京都被害想定」という。)では、都心南部直下地震:M7.3、多摩東部直下地震:M7.3に加え、立川断層帯:M7.4(活断層で発生する地震)、大正関東地震:M8クラス、南海トラフ巨大地震:M9クラスもあわせて5つの地震モデルをもとに被害想定を見直しています。

東京都被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示しています。さらに、現状において想定し得る被害量だけではなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等も推計しています。

区では、東京都被害想定において選定されている5つの地震モデルを踏まえ、港区地域防災計画を修正しています。

ただし、東日本大震災では津波が大きな被害をもたらしたことから、津波・液状化については、東京都の津波・液状化の被害想定をより詳細に分析を行うことや区にとって最悪の被害となる元禄関東地震を想定し、独自に詳細なシミュレーションを実施しています。(令和5(2023)年度更新)

第2 東京都被害想定の結果

1 東京都全体の主な特徴(都心南部直下地震)

- (1) 最大震度7の地域が発生するとともに、震度6強の地域が広範囲に発生します。
- (2) 建物被害は、区部の木造住宅密集地域を中心に194,431棟の被害が発生します。

前回想定(平成24年(2012年))より、建物の耐震化や不燃化の進展から10万棟ほど減少しています。

- (3) 死者は約6,148人にのぼります。建物被害同様、前回想定(平成24年(2012

年)) より、3,500 人減少しています。

(4) 人的被害における死者、負傷者の発生要因は、揺れによる建物倒壊、地震に伴う火災、家具の転倒など屋内収容物の移動・転倒、ブロック塀の倒壊を原因とするものが多くなっています。

(5) 鉄道等の運行停止により、約 453 万人の帰宅困難者が発生します。

表1-2-5 被害想定結果の変化（東京都の被害想定）

			H24	R4	H24-R4 増減数（変化率）	
			東京湾北部地震	都心南部直下地震		
			冬・夕方18時	冬・夕方		
建物被害	全壊・焼失棟数（棟）		304,300	194,431	-109,869	(0.6)
	要因別	揺れ・液状化等	116,224	82,199	-34,025	(0.7)
		火災	201,249	118,734	-82,515	(0.6)
人的被害	死者数（人）		9,641	6,148	-3,493	(0.6)
	要因別	揺れによる建物倒壊	5,378	3,209	-2,169	(0.6)
		屋内収容物		239	—	—
		ブロック塀等	103	205	102	(2.0)
		屋外落下物	4	5	1	(1.3)
		急傾斜地崩壊	76	8	-68	(0.1)
		火災	4,081	2,482	-1,599	(0.6)
	死者数に占める要配慮者の割合			63.7%	—	—
	負傷者数（人）		147,611	93,435	-54,176	(0.6)
	要因別	揺れによる建物倒壊	125,964	69,547	-56,417	(0.6)
		屋内収容物		6,496	—	—
		ブロック塀等	3,543	7,057	3,514	(2.0)
		屋外落下物	301	378	77	(1.3)
		急傾斜地崩壊	94	11	-83	(0.1)
		火災	17,709	9,947	-7,762	(0.6)
	うち重傷者数（人）		21,893	13,829	-8,064	(0.6)
交通	道路	橋脚・橋梁被害率（最大）	6.8%	9.4%	2.6%	(1.4)
	鉄道	橋脚・橋梁被害率	2.0%	1.9%	-0.1%	(1.0)
	港湾	岸壁被害率		71.2%	—	—
ライフライン	電力	停電率	17.6%	11.9%	-5.7%	(0.7)
	通信	不通回線率	7.6%	4.0%	-3.6%	(0.5)
	上水道	断水率	34.5%	26.4%	-8.1%	(0.8)
	下水道	被害率	23.0%	4.0%	-19.0%	(0.2)
	ガス	供給停止率	26.8～74.2%	24.3%	-49.9%～-2.5%	(0.9～0.3)
社会的影響	避難者数（最大）（人）		3,385,489	2,993,713	-391,776	(0.9)
	帰宅困難者数（最大）（人）		5,166,126	4,525,949	-640,177	(0.9)
	閉じ込めにつながりうるエレベーター台数（台）		7,473	22,426	14,953	(3.0)
	自力脱出困難者数（人）		56,666	31,251	-25,415	-(0.8)
	災害廃棄物（万t）		4,289	3,164	-1,125	-(0.4)

2 身の回りで起こり得る被害の様相

東京都被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示しています。

なお、本被害の様相は、一つの想定として作成されたものであり、首都直下地震等が発生した場合には、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意する必要があります。

《インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き》

発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがあります。

《救出救助機関等による応急対策活動の展開》

建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがあります。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性があります。

《避難所での避難》

避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性があります。

《住み慣れた自宅等での避難生活》

建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性があります。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性があります。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効です。

《帰宅困難者を取り巻く状況》

多くの人が自宅などに帰ろうとしますが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性があります。

3 被害軽減効果の推計

東京都被害想定では、以下の項目等について、防災・減災対策が強化された場合の被害低減効果を推計しています。

- 耐震化率の向上による、揺れによる建物被害や人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が6～8割程度減少

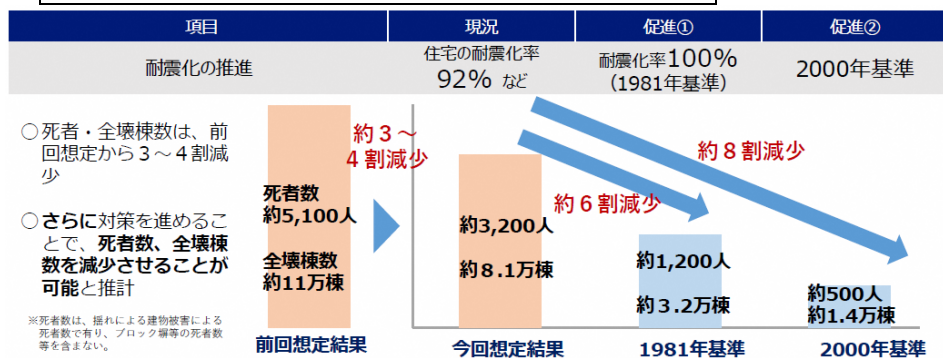


図1-2-5 耐震化率の向上による被害軽減効果

※出典 東京都地域防災計画（令和5（2023）年修正）

- 家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上による、屋内収容物の移動・転倒による人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少

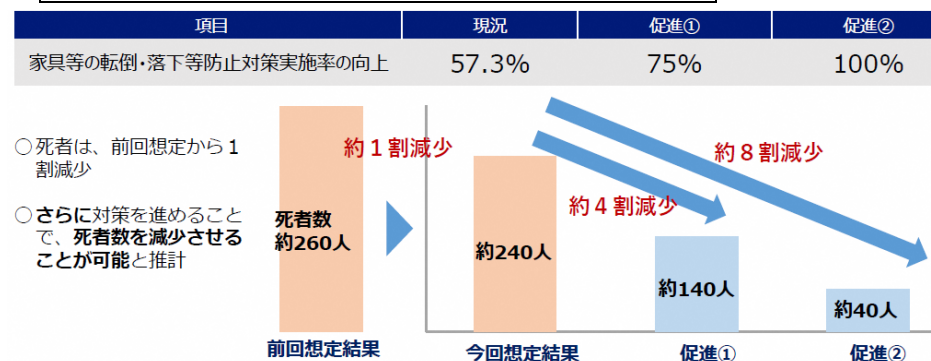


図1-2-6 家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上による被害軽減効果

※出典 東京都地域防災計画（令和5（2023）年修正）

- ・ 出火抑制対策による、火災被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が7～9割程度減少

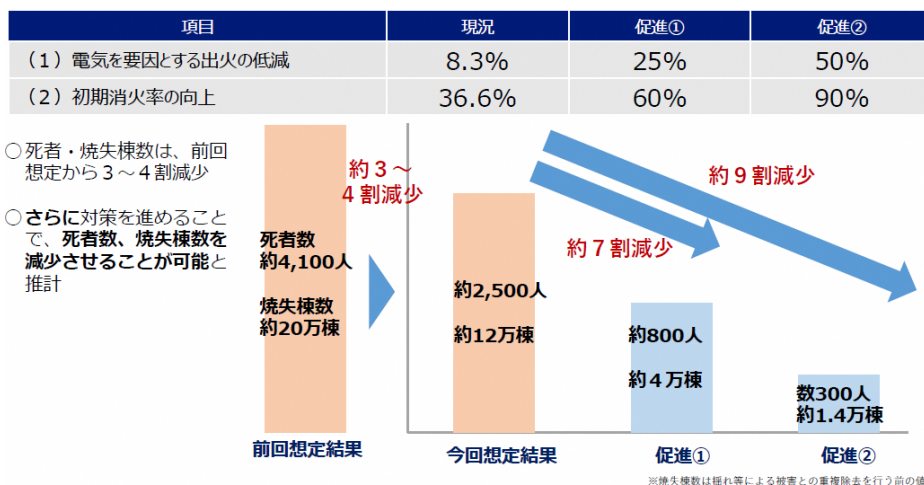


図1-2-7 出火抑制対策による被害軽減効果

※出典 東京都地域防災計画（令和5（2023）年修正）

- ・ 津波に対する避難意識の向上による被害軽減効果

今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少し、最終的には、人的被害をゼロとすることが可能

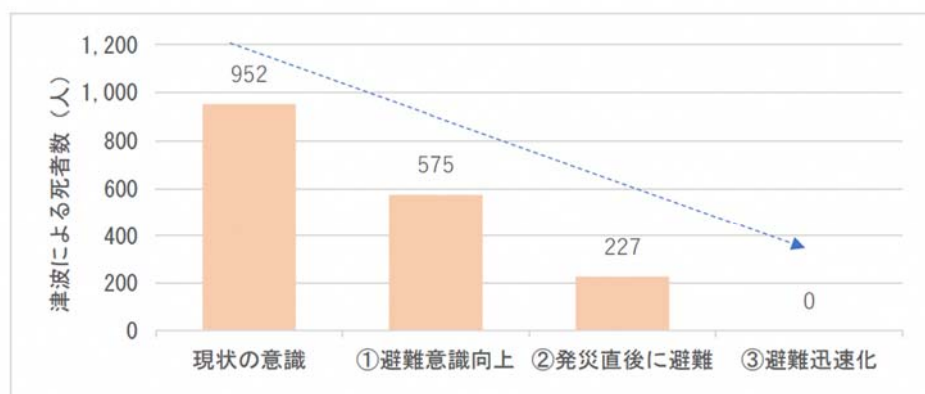


図 津波からの避難意識向上による死者数の対策効果（南海トラフ津波ケース①、冬・早朝）

図1-2-8 津波に対する避難意識の向上による被害軽減効果

※出典 東京都地域防災計画（令和5（2023）年修正）

4 港区の主な特徴

- (1) 東京都被害想定における5つの地震モデルのうち、都心南部直下地震（冬・夕方風速8m/秒）が、港区にとって最も大きな被害をもたらす地震となり、最大震度7となるほか震度6強の地域が7割を超えます。
- (2) 人的被害は、死者(127人)及び負傷者(5,274人)となります。死者及び負傷者の発生要因は、ほとんどが揺れ等による建物被害と屋内収容物の移動・転倒によるものです。
- (3) 53万人を超える帰宅困難者が発生します。
- (4) 区民の暮らしと都市機能を支える住宅やライフライン等に被害が発生します。
（全壊棟数782棟、断水率約34.5%、停電率約10.9%）
- (5) 避難者は、前回想定（平成24（2012）年）から増加し、5万人を超える避難生活者が発生します。

表1-2-6 被害想定結果（東京都被害想定（港区））

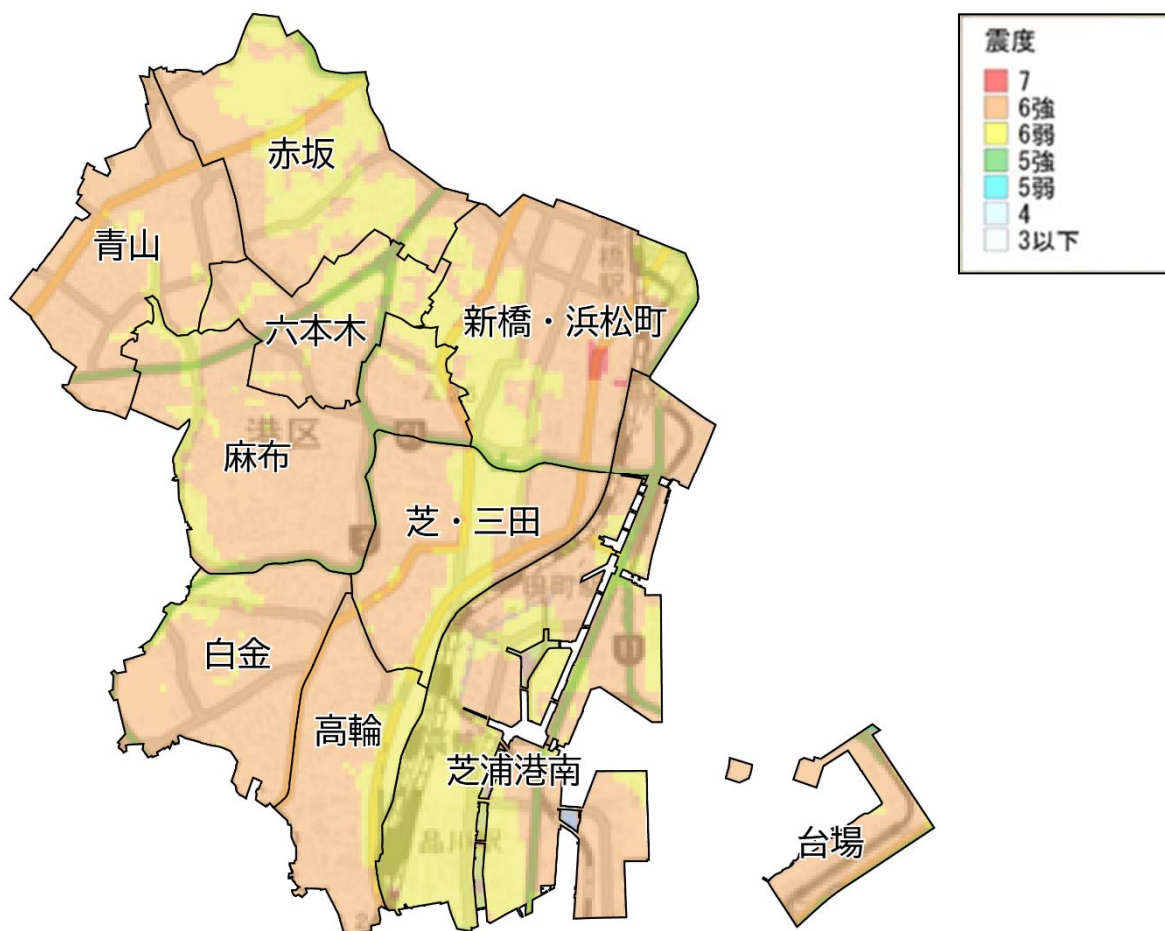
前 提 条 件		(規模) 東京湾北部地震 M7.3 (時期及び時刻) 冬の夕方 18 時 (風速) 8 m/s 平成24 (2012) 年4月公表	(規模) 都心南部直下地震 M7.3 (時期及び時刻) 冬の夕方 18 時 (風速) 8 m/s 令和4 (2022) 年5月公表	平成 24(2012) 年 — 令和 4 (2022) 年 増減数 (変化率)	
夜 間 人 口 (国勢調査)		205,131 人 (H22 (2010))	260,486 人	55,355 人	(1.3)
昼 間 人 口 (国勢調査)		908,940 人 (H17 (2005))	940,785 人	31,845 人	(1.0)
面 積		20.34k m ²	20.34k m ²	0 k m ²	(1.0)
震度別面積率	5 弱 以 下	0.0%	0.0%	0%	—
	5 強	0.0%	0.0%	0%	—
	6 弱	6.9%	27.9%	21%	(4.0)
	6 強	93.1%	71.9%	-21%	(0.8)
	7	0.1%	0.2%	0%	(2.0)
人的被害	死 者	200 人	127 人	-73 人	(0.6)
	原因別				
	ゆれ液状化建物被害	174 人	106 人	-68 人	(0.6)
	急傾斜地崩壊	13 人	1 人	-12 人	(0.1)
	地震火災	11 人	1 人	-10 人	(0.1)
	ブロック塀等	1 人	5 人	4 人	(5.0)
	屋外落下物	0 人	1 人	1 人	—
	屋内収容物 (参考値)	17 人	13 人	-4 人	(0.8)
	負 傷 者	9,127 人	5,274 人	-3,853 人	(0.6)
	原因別				
	ゆれ液状化建物被害	9,008 人	4,530 人	-4,478 人	(0.5)
	急傾斜地崩壊	16 人	1 人	-15 人	(0.1)
	地震火災	53 人	19 人	-34 人	(0.4)
	ブロック塀等	42 人	155 人	113 人	(3.7)
	屋外落下物	8 人	84 人	76 人	(10.5)
	屋内収容物 (参考値)	524 人	484 人	-40 人	(0.9)
	うち重傷者	1,162 人	592 人	-570 人	(0.5)
	ゆれ液状化物倒被害	1,121 人	411 人	-710 人	(0.4)
	急傾斜地崩壊	8 人	0 人	-8 人	(0.0)
	地震火災	15 人	6 人	-9 人	(0.4)
	ブロック塀等	16 人	61 人	45 人	(3.8)
	屋外落下物	1 人	9 人	8 人	(9.0)
	屋内収容物 (参考値)	114 人	105 人	-9 人	(0.9)
物的被害	建 物 被 害 全 壊	2,150 棟	782 棟	-1,368 棟	(0.4)
	原因別				
	ゆれ液状化	2,035 棟	769 棟	-1,266 棟	(0.4)
	急傾斜地崩壊	8 棟	7 棟	-1 棟	(0.9)
	地震火災	106 棟	6 棟	-100 棟	(0.1)
	津 波 ¹⁰	276 棟	18 棟	-258 棟	(0.1)
	交通 道路	—	—	—	—
	鉄 道	—	—	—	—
	電力施設	停電率 23.4%	停電率 10.9%	-13%	(0.5)
	通信施設	不通率 1.9%	不通率 0.6%	-1%	(0.3)
ライフライン	ガス施設	供給停止率 77.5~100.0%	供給停止率 46.2%	-31.5%~53.8%	(0.6~0.4)
	上水道施設	断水率 44.5%	断水率 33.6%	-11%	(0.8)
	下水道施設	下水道管きよ被害率 28.0%	下水道管きよ被害率 5.2%	-23%	(0.2)
	その他				
	都内滞留者の発生	1,052,177 人	1,057,792 人	5,615 人	(1.0)
その他	帰宅困難者	468,794 人	531,372 人	62,578 人	(1.1)
	避難者の発生 ¹¹	51,313 人	58,408 人	7,095 人	(1.1)
	エレベーター閉じ込め台数	745 台	1,357 台	612 台	(1.8)
	要配慮者死者数	21 人	20 人	-1 人	(1.0)
	自力脱出困難者	3,831 人	1,955 人	-1,876 人	(0.5)
震災廃棄物		112 万 t	187 万 t	75 万 t	(1.7)

¹⁰ 津波：津波被害の前提となる地震は、元禄型関東地震（M8.2）水門開放の場合です。¹¹ 避難者の発生：前回想定（平成 24（2012）年）では、避難者のピークが 1 日後であったのに対し、令和 4 年度調査では、ピークを 4 日～1 週間後としています。

5 港区の被害の様相

(1) 震度分布

区内では、震度6強が71.9%を占めます。次いで、震度6弱が27.9%を占めます。



「東京都被害想定マップ」（令和4(2022)年）をもとに作成
図1-2-9 震度分布（都心南部直下地震（M7.3））
（震災資料編 震1-2-4 港区揺れやすさマップ 参照）

区内では、芝浦、海岸、港南、台場などの臨海部の全てで液状化の危険があり、海岸二丁目、港南五丁目が最も危険度が高く（P.L 値が高い）なっています。また、内陸部では、新橋・西新橋・虎ノ門周辺、六本木二～四丁目、赤坂六、九丁目周辺において液状化の危険が最も危険度が高くなっています。

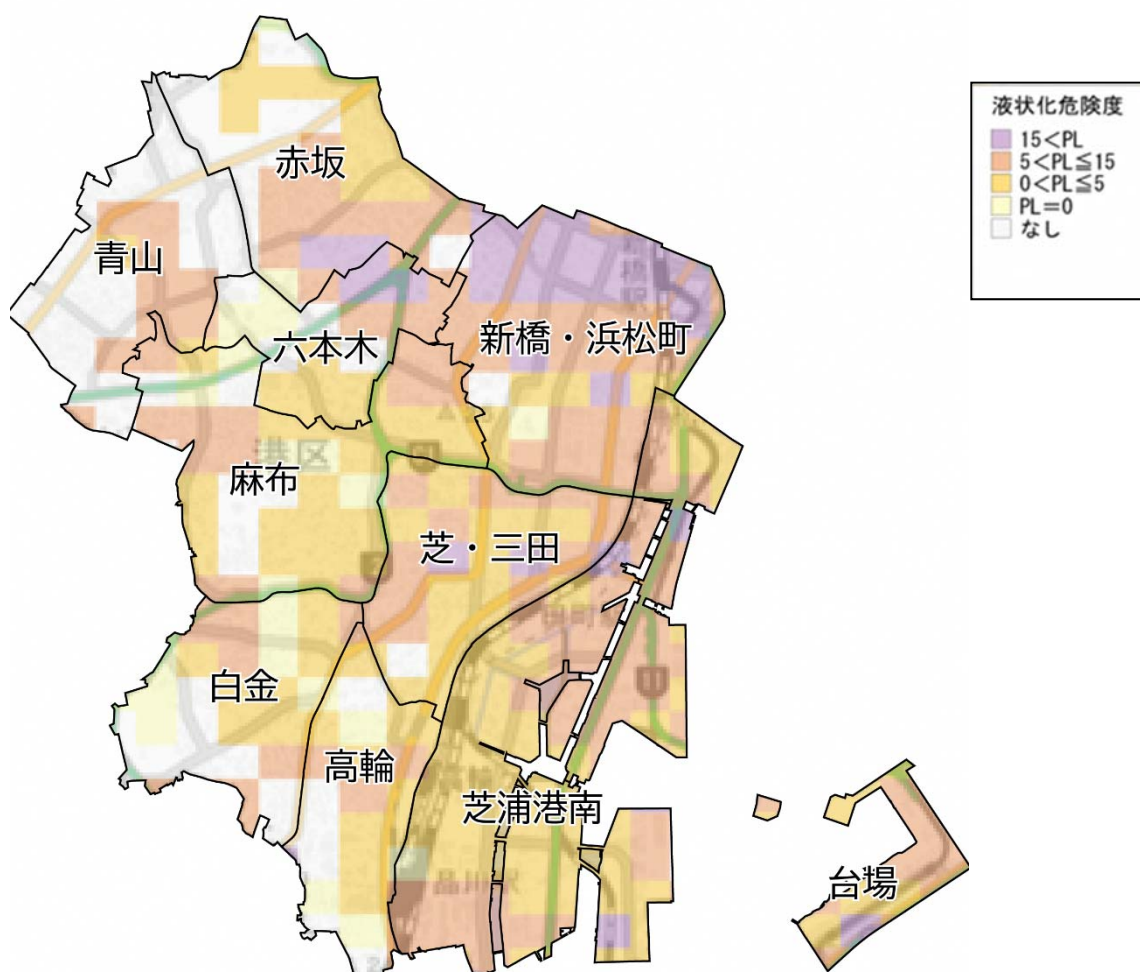
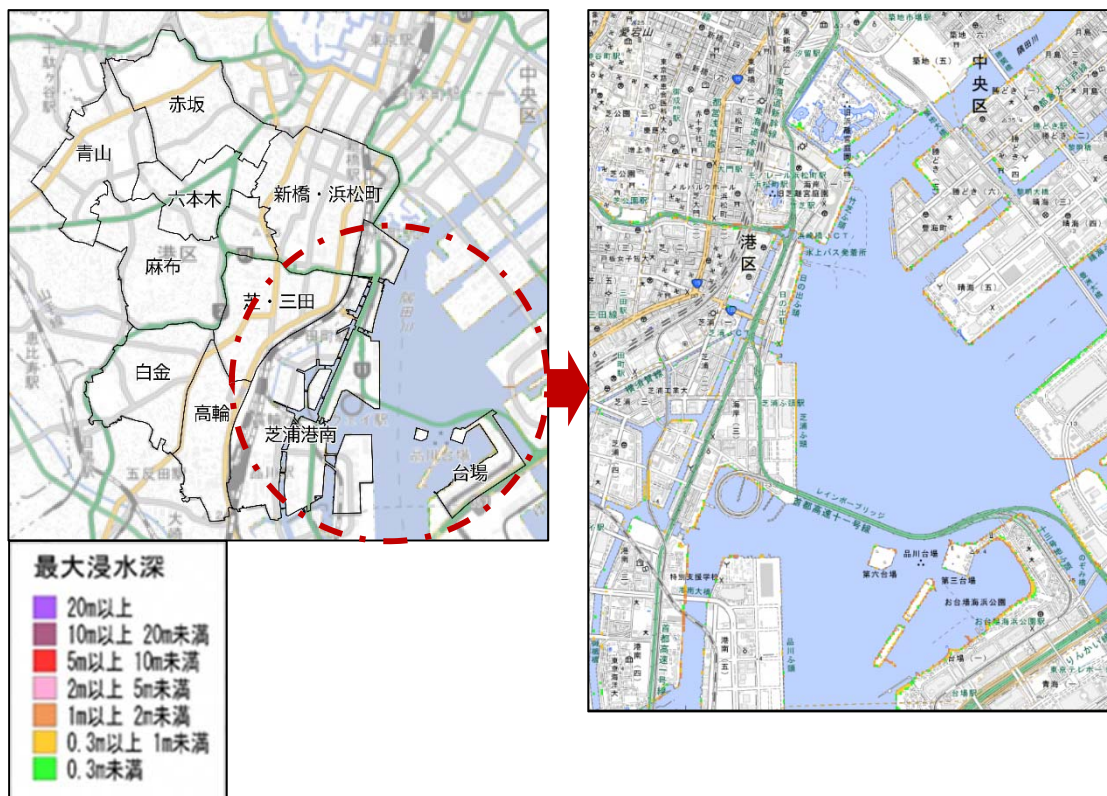


図1-2-10 液状化危険度分布(都心南部直下地震(M7.3))

(震災資料編 震2-1-1 港区液状化マップ 参照)

(3) 津波浸水

東京都被害想定では、区内最大津波高として大正関東地震では、T.P.2.0m、南海トラフ巨大地震では T.P.2.37m が想定されています。なお、都心南部直下地震で発生する津波高は、都内の河川および海岸の堤防を超える高さとはならない想定となっています。

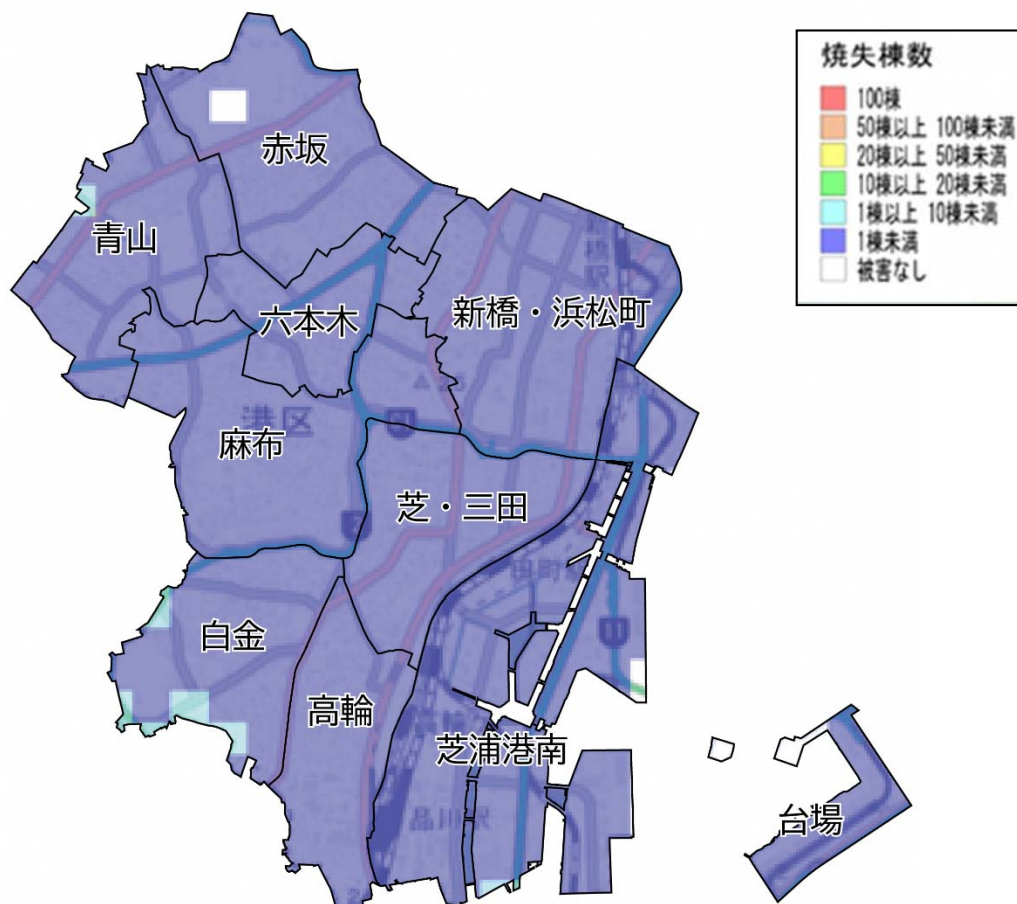


「東京都被害想定マップ」（令和4(2022)年）

図1-2-11 津波浸水状況（大正関東地震（M8）水門開放）

図1-2-12 揺れによる全壊棟数（都心南部直下地震（M7.3））

(5) 地震火災による焼失棟数



「東京都被害想定マップ」(令和4(2022)年)をもとに作成

図1-2-13 焼失棟数分布(都心南部直下地震(M7.3)冬夕方風速8m/s)

6 その他

その他の被害は、種類別でみると、避難者の発生が地震発生後4日から1週間後で58,408人となっており、その内避難所生活者は38,939人と、避難者の約7割を占めます。

また、滞留者の発生は冬の夕方(18時)で1,057,792人となっています。

表1-2-7 避難者数(単位:人)

避難者(A)	58,408
避難所避難者	38,939
避難所外避難者	19,469

「東京都被害想定」令和4(2022)年

表1-2-8 滞留者数（単位：人）

屋内被災者 ¹²		901,776
	学校	50,753
	業務	851,023
屋外被災者 ¹³		52,292
	私用	48,442
	不明	3,850
待機人口 ¹⁴		82,736
	自宅	11,342
	移動なし	44,267
	移動開始前	27,127
滞留場所不明人口 ¹⁵		20,988
総計 ¹⁶		1,057,792

「東京都被害想定」（令和4（2022）年）

第3節 港区独自の津波・液状化のシミュレーション

区では、津波・液状化のそれぞれが、区にとって最悪の事態をもたらす条件による想定をするため、独自の新たなシミュレーションを実施しました。（令和5（2023）年度更新）

第1 津波シミュレーション

1 予測実施の背景

区では、平成25（2013）年3月に、区において津波高が最大となる地震として「元禄関東地震」（M8.2；行谷ほかモデル（平成23（2011）年））を選定し、区独自の津波シミュレーション（以下「H25.3 港区想定」という。）を実施しました。

その後、平成25（2013）年12月に、中央防災会議が「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（以下「H25.12 中央防災会議想定」という。）を公表し、「元禄関東地震」について震源域を拡大した新たなモデル（M8.2→M8.5）を設定しました。

令和4（2022）年5月の東京都被害想定では、今後の発生確率を踏まえ、平成24（2012）年4月に公表した従来の被害想定（以下「H24.4 東京都想定」という。）で選定された「元禄関東地震」ではなく、より規模の小さい「大正関東地震」等が選定されました。

¹² 屋内被災者：滞留目的が業務、学校で発災時に屋内にいると考えられる人の総数。

¹³ 屋外被災者：滞留目的が私用、不明で、発災時に屋外にいると考えられる人の総数。

¹⁴ 待機人口：滞留目的が自宅及びその周辺にいると考えられる人の総数。

¹⁵ 滞留場所不明人口：発災の時間帯に何らかの目的をもって移動中であり、発災時の滞留場所が不明な人の総数。

¹⁶ 総計は、個々の数値に端数があり必ずしも合計数と一致するとは限りません。

2 想定地震の選定

国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き」（平成24(2012)年2月）では「津波浸水想定は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を対象に設定する。」としています。

港区においてあらゆる可能性を考慮した最大クラスの想定地震として、東京都被害想定では今後30年発生確率がほぼ0%として想定の対象から除外されていますが、H25.12中央防災会議想定の対象となっていることも踏まえ「元禄関東地震」（M8.5；H25.12中央防災会議モデル）を選定しました。

また、参考として、より発生の可能性が高く、東京都被害想定でも対象としている「南海トラフの巨大地震」（M9.1）も選定しました。

表1-2-9 各想定地震の特徴

想定地震	特徴
元禄関東地震 (M8.5)	・ 今後30年以内発生確率：0.001%未満 ・ 過去(1703年)に東京湾で発生したと考えられる津波のなかで最大の地震【史上最大】 ・ 2000～3000年程度の間隔で発生するとされる。 ・ 中央防災会議（H25）により、従来想定より震源域を拡大した新たな地震モデルが示された。 ・ 中央防災会議（H25）では、「暫くのところ地震発生の可能性はほとんどない」とされている。 ・ 神奈川県、千葉県では、国の新たな知見を取り入れ、最大クラスの津波については、住民の命を守ることを目的として、想定外をなくすという考えのもと、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波」として採用。
南海トラフの巨大地震 (M9.1)	・ 今後30年以内発生確率：70～80%より1桁以上低い ・ 1000年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い。 ・ 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（中央防災会議）で対象。

3 予測条件とシミュレーション結果

H25.3 港区想定と同様、最悪の事態を考慮し、防潮堤、水門・陸こうがすべて損傷により機能しない場合、液状化による地盤沈下についても想定しました。その結果、津波最大水位は最大 T.P. +3.3m（ケース A）となりました。

「元禄関東地震」を想定しているものの、中央防災会議（H25.12）が公表した、より大きな断層モデル（前回：M8.2、今回：M8.5）を基に予測したことで、地殻変動（沈下）が大きく、津波水位が高くなり、その結果として区内の浸水範囲が広がっています。

また、H25.3 港区想定では東日本大震災による浦安市での被害を基に、一律 50cm 沈下を想定しましたが、今回は、R4.5 東京都想定、H25.12 中央防災会議想定において、250m メッシュの液状化沈下量が予測されていることから、これらの結果を用いました。

表 1-2-10 予測条件とシミュレーション結果一覧

		R5 港区想定			
		ケース A※1	ケース B※1	ケース C	ケース D
想定地震		元禄関東地震（M8.5）		南海トラフの巨大地震（M9.1）	
予測条件	計算精度	5m メッシュ 台場のみ 10m メッシュ			
	地殻変動	65～74cm 沈下		8cm 沈下	
	液状化による地盤沈下	0～20cm 沈下 ※2	0～7cm 沈下 ※3	0～4cm 沈下 ※R4 都想定から引用	
	防潮堤	すべて機能しない	すべて健全に機能	すべて機能しない	すべて健全に機能
	水門 陸こう	すべて機能しない	すべて健全に機能	すべて機能しない	すべて健全に機能
結果	津波最大水位（T. P.）※4	3. 3m	3. 2m	2. 2m	2. 1m

※1 ケース A、B については、今回更新する港区津波ハザードマップに掲載

※2 ケース A の液状化による地盤沈下の値は、H25 中防想定の大正関東地震（M8.2）の結果を準用

※3 ケース B の液状化による地盤沈下の値は、R4 都想定の大正関東地震（M8.2）の結果を準用

※4 津波最大水位（T.P.）は地殻変動の影響を考慮し、液状化による地盤沈下を考慮していない

4 浸水予測区域

津波シミュレーションの結果、A～Dの4つのケースについて浸水予測区域を示します。なお、浸水予測区域は区内のみの表示とします。

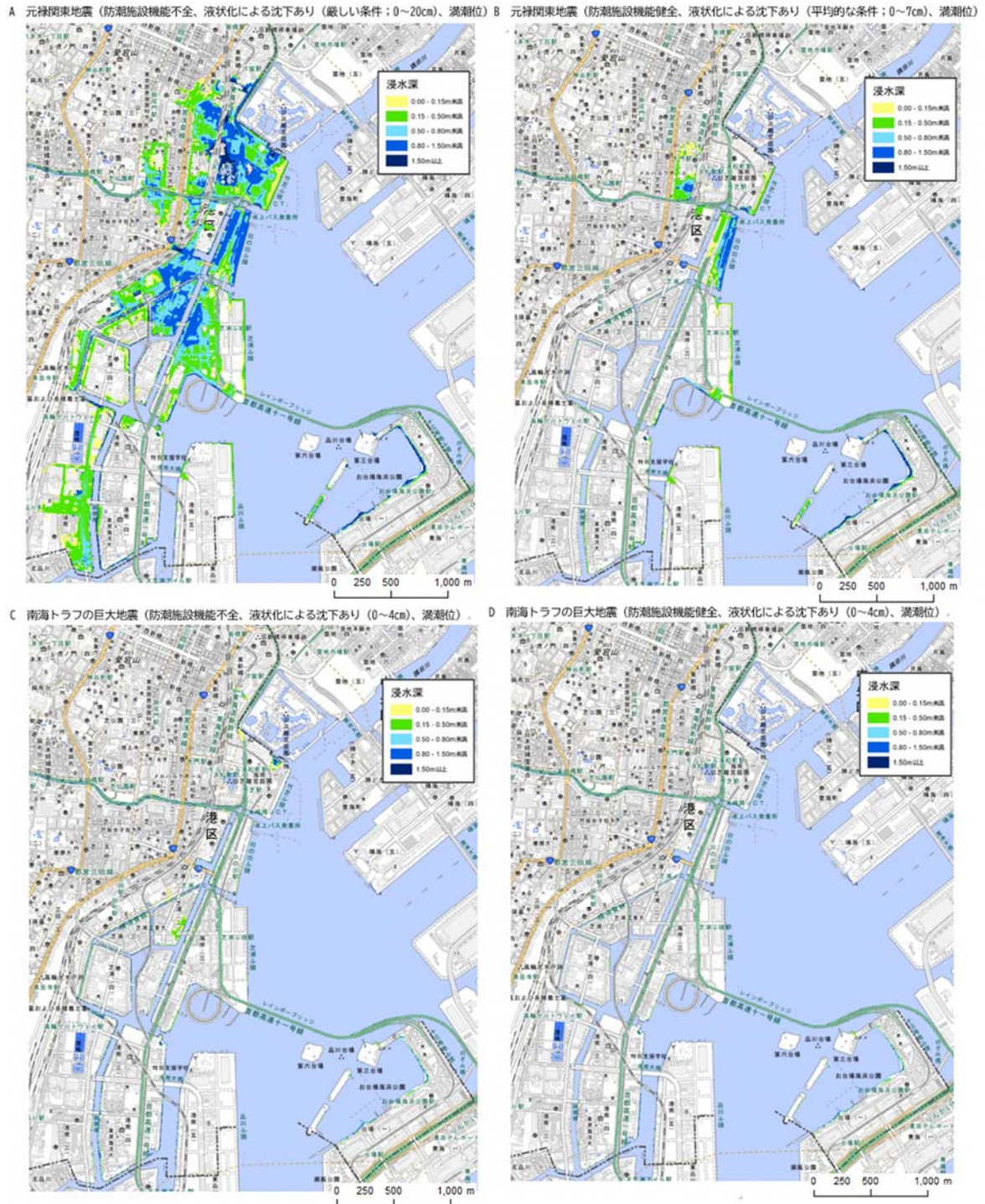


図1-2-14 浸水予想区域図
(震災資料編 震2-14-1 港区津波ハザードマップ 参照)

第2 液状化シミュレーション

1 予測実施の背景

区では、平成25(2013)年3月に、「東京湾北部地震」(M7.3)を対象に、区独自の液状化予測(以下「H25.3 港区想定」という。)を実施しました。

その後、H25.12 中央防災会議想定において、「東京湾北部地震」(M7.3)が大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定されるとして想定の対象外とし、首都直下地震として新たに「都心南部直下地震」(M7.3)等が設定されました。

さらに、東京都被害想定でも、H25.12 中央防災会議想定を踏まえ「東京湾北部地震」は想定から除外し、新たに「都心南部直下地震」(M7.3)等を設定しました。

H25.12 中央防災会議や R4.5 東京都想定において公表された液状化危険度(PL 値)のメッシュサイズは250mであり、H25.3 港区想定50mメッシュよりも精度が低くなっています。

2 想定地震の選定

H25.3 港区想定以降の動きや新たな知見を踏まえ、東京都被害想定において、「どこでも発生する可能性がある首都直下地震のうち、都心への影響が最も大きい地震」であり、港区にとって最も影響が大きい(想定震度が大きく、液状化危険度が高い)「都心南部直下地震」(M7.3)を選定しました。

なお、H25.12 中央防災会議想定による「都心南部直下地震」(M7.3)は、「東京湾北部地震」(M7.3)や「元禄関東地震」(M8.5)の震度分布図を比較すると、港区においては最も震度が大きい結果となっています。

3 予測条件とシミュレーション結果

予測手法は、R4.5 東京都想定と同様に最新の道路橋示方書(H29)に準拠し、物性値、地下水位については、区の特性を踏まえるため、H25.3 港区想定を基本としつつ、追加ボーリングデータ・土質試験結果を踏まえて設定しました。

微動アレイ探査等により地盤モデルの精度が向上した結果、区内では従来の想定よりも揺れにくいとされた場所が多く、そのため、従来の判定と比べ、全般的に液状化危険度が低い傾向となっています。特に、想定地震を「東京湾北部地震」(M7.3)から「都心南部直下地震」(M7.3)に変更した結果、震源から遠くなる芝浦港南地区での液状化可能性が低くなっています。一方、局所的に揺れやすいとされた新橋周辺では液状化可能性が高くなっています。

なお、液状化危険度が低くなっている理由として、「道路橋示方書」(日本道路協会、平成29(2017)年11月)において液状化判定方法が変更されたことによりPL値が低くなる傾向にあることなどが考えられます。

表1-2-11 予測条件

	今回想定
想定地震	都心南部直下地震（M7.3）
計算精度	50m メッシュ
予測手法	FL法・PL法※ （道路橋示方書（平成29年）に 準拠した手法）
ボーリングデータ	区内約8,667本
地表加速度	東京都想定（R4.5）による （50m メッシュ）
物性値 （粒径、 重さ等）	港区（H25.3）設定による 追加ボーリングデータ・土質 試験結果を反映
地下水位	港区（H25）設定による 追加ボーリングデータを反映
評価	PL値と地形分類等による総合評価

※FL法・PL法：液状化対象層ごとに
地震による地表加速度から液状化の
可能性を評価する手法

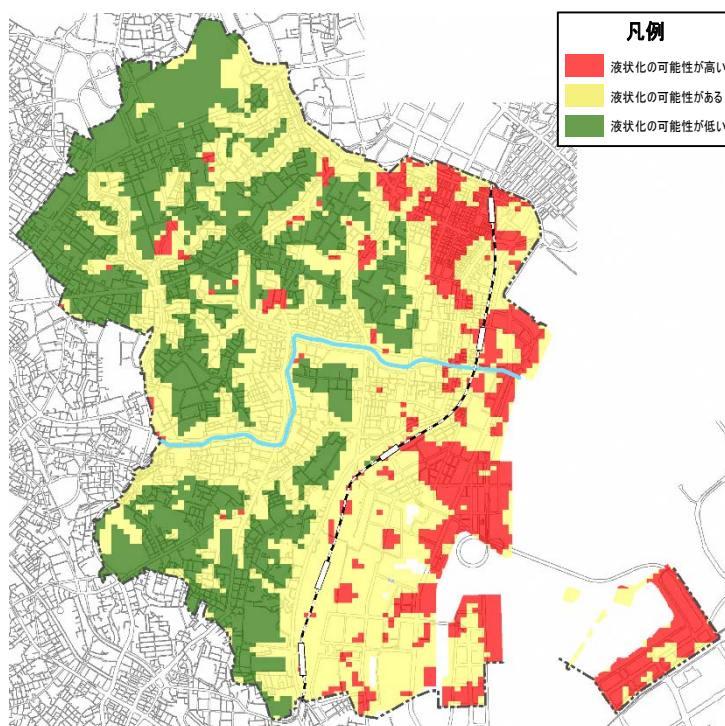


図1-2-15 液状化危険度分布

4 揺れやすさマップの更新

現行の港区揺れやすさマップにおいて想定されている「東京湾北部地震」（M7.3）は、東京都被害想定では「大正関東地震の震源域付近でもあり、今後、発生する可能性は低い」として想定から除外されています。

そのため、「どこでも発生する可能性がある首都直下地震のうち、都心への影響が最も大きい地震」であり、港区にとって最も影響が大きい（想定震度が大きい）「都心南部直下地震」（M7.3）を想定します。

東京都被害想定では、計算メッシュサイズがH24.4 東京都想定 の250m から50m に変更されたことで、H25.3 港区想定と同程度の精度を確保しています。このため、揺れやすさについては区独自のシミュレーションを実施せず、東京都の計算結果を活用することとします。

なお、震度の表示については、現行マップ同様0.1単位としました。

（震災資料編 震1-2-4 港区揺れやすさマップ 参照）

第4節 地域危険度調査

令和4(2022)年9月に東京都が発表した「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第9回)」の概要は次のとおりです。

第1 調査の目的

都では、東京都震災対策条例第12条の規定に基づき、次の目的でおおむね5年ごとに地震に関する地域危険度調査を行い、その結果を公表しています。

- 1 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- 2 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

第2 地域危険度調査の評価

都内の市街化区域の5,192町丁目について、各地域における地震に関する危険性を、建物の倒壊及び火災について測定しました。地域危険度は、それぞれの危険度について、町丁目ごとに危険性の度合いを5つのランクに分けて相対的に評価しています。

	← 危険度：低			危険度：高 →		
ラ ン ク	1	2	3	4	5	計
町 丁 目 数	2,344	1,653	822	288	85	5,192
比 率	45.15%	31.83%	15.83%	5.55%	1.64%	100.00%

1 建物倒壊危険度¹⁷

地震動によって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを評価したものです。

2 火災危険度

地震による出火の起こりやすさと、それによる延焼の危険性を測定して、火災の危険性の度合いを評価したものです。

3 総合危険度

まちの地震の危険性をわかりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性に、避難や消火・救助など、各種の災害時活動の困難さを加味して総合化し、ランク分けしています。

(震災資料編 震1-2-5 町丁別地域危険度 参照)

¹⁷ 建物倒壊危険度：東京都が、建物倒壊の危険度を町丁目ごとに測定し相対評価によりランク分けしています。区内ではランクが「4」となる地域があります(最も危険側のランクは「5」)。

第3章 各地区の街づくりの現状と課題

各地区の街づくりの現状と課題を整理するに当たり、「港区まちづくりマスタープラン」による5地区分類をさらに地域特性を踏まえて10地区区分とします。

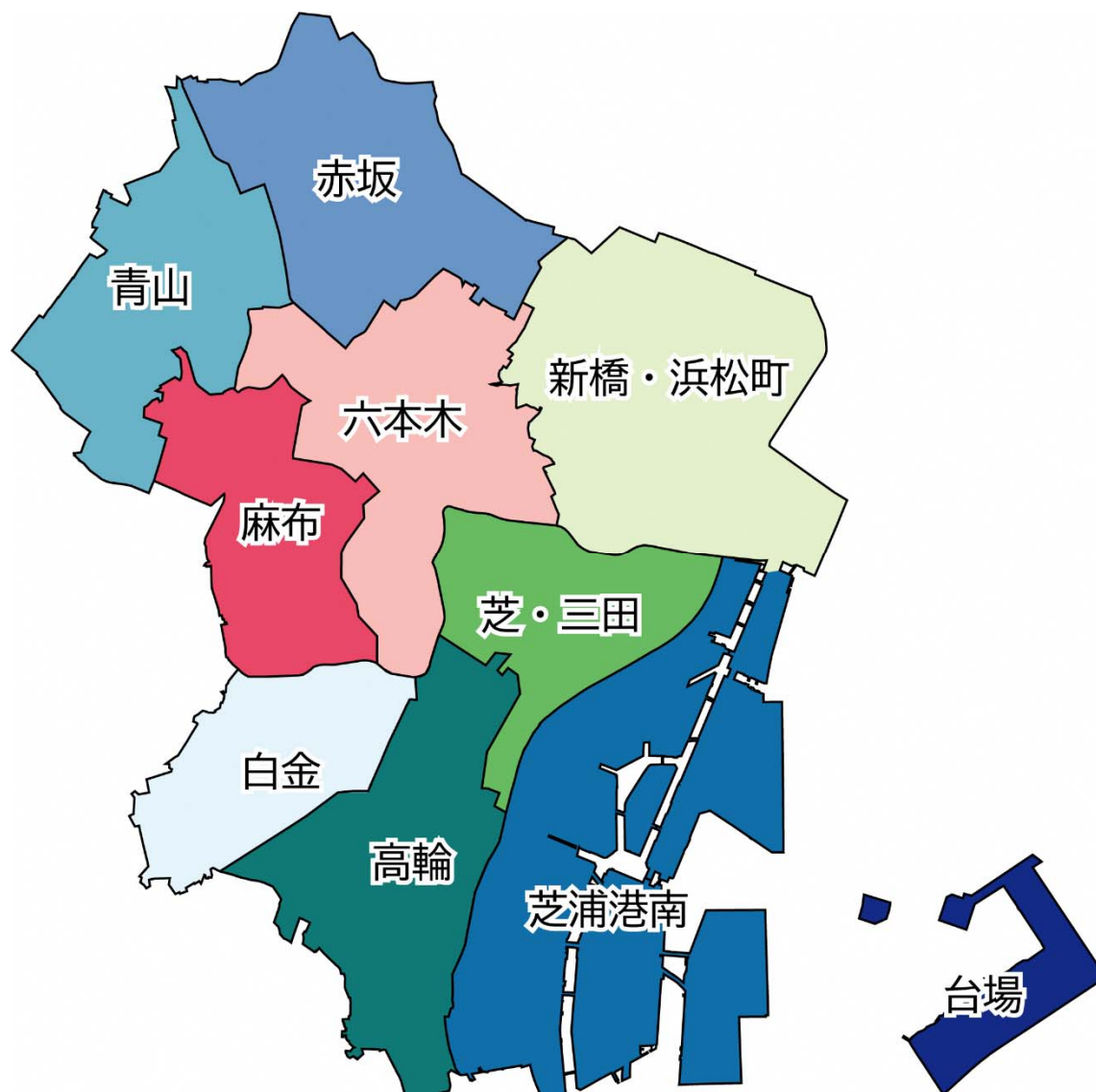


図1-3-1 周辺地区分類

第1節 芝地区（芝・三田周辺地区、新橋・浜松町周辺地区）

第1 芝地区全体の現況

- 1 地区のほとんどが低地であり、一部埋め立てにより作られた土地、海に面した土地があります。最低地は JR 浜松町駅付近で海拔 0.08m です。
- 2 麻布地区との境と地区の中央部分を古川が流れています。平成 24(2012)年 6 月に古川は洪水予報河川に指定されています。
- 3 新橋駅東口には大規模な地下街があります。
- 4 荒川が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域として新橋駅周辺の一部が位置付けられています。平成 16(2004)年 9 月に荒川は洪水予報指定河川に指定されています。
- 5 他区市町村からの流入が多く、昼間人口が夜間人口の約 9 倍になり、5 地区の中で最も多くなっています。

第2 芝地区内における地域別の課題

1 芝地区全体

- (1) 都心南部直下地震においては震度 6 強以上の強い揺れが想定されており、芝地区のどこであっても強い揺れに見舞われ、建物被害が発生します。
- (2) 東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところでは、火災による焼失棟数は地区全体で 5 棟と、建物全体の 1 % にも満たない状況です。ただし、古い雑居ビルや飲食店等では、大きな揺れや建物の損傷により電気配線のショートや火気器具から出火する可能性があります。
また、高層ビルやタワーマンションでは、強い揺れや停電等に伴い、エレベーターの停止やそれに伴う閉じ込めが懸念されます。東京都被害想定に基づき港区が地区別の被害推計を行ったところ、芝地区において、362 台のエレベーターで閉じ込めにつながりうる停止が起こると想定されます。
- (3) 東京都被害想定に基づき港区が地区別の避難者数推計を行ったところ、都心南部直下地震における芝地区の避難所避難者数は、最大となる 4 日～1 週間後において 7,011 人と想定されます。
- (4) 首都圏全体でエレベーター停止やそれに伴う閉じ込めが発生するため、復旧にも時間を要すると想定されます。その中で、エレベーター停止によって上層階への移動が困難となり、物資の配布や調達が困難になるため、建物は無事であっても生活の継続が難しいと判断して避難所や知人宅等へ避難する人は、芝地区で最大 1,114 人発生すると想定されます。
- (5) 芝地区において、避難所に避難する身体障害者・精神障害者・知的障害者及び要介護認定者が最大 486 人と想定されます。
- (6) 芝地区に所在する駅での発生が想定される帰宅困難者数は 270,615 人と想定され、そのうち 17,516 人が通勤・通学・業務目的以外で来訪しており、職場や学校等の行き場のない帰宅困難者と想定されます。

(7) 一般車両の通行が禁止された路線を走行していた多数の車両がそれ以外の道路に一気に流入することにより、大渋滞が発生します（東日本大震災の際にも同様の渋滞が都内で発生）。また、主要道路以外の道路にも車が入ってくるなどして、道路交通全体が混乱・麻痺します。芝地区では発災時に複数の主要道路において一般車両の通行が禁止されると想定されるため、こうした状況が顕著にみられるおそれがあります。

(8) 東京都被害想定において、港区における各種ライフラインの被害率は、ガスの供給停止率が最も高く 46.2%、次いで上水道の断水率が 33.6%となっております。ただし、拠点的な施設・機能（発電所、変電所、及び基幹送電網等）の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加したり、復旧期間が長期化したりする可能性があります。

2 芝・三田周辺地区

(1) 芝四、五丁目は、昼間人口密度が 1,000 人/ha 以上であり、地震発生時には田町駅周辺を中心に、大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。

(2) 国道 1 号線沿いの三田二丁目や国道 15 号線沿いの三田三丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。

(3) 芝一、四丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。

(4) 高層建築物が国道 15 号沿道を中心に多く存在しており、地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーター停止等の被害が発生する可能性があります。

(5) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

(6) 区内で、津波による浸水が予測される地区の一つです。

津波による浸水は、芝一、二丁目を中心に分布しており、建築物への被害や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。

特に木造建築物は、津波襲来時に津波による被害を受けやすいと想定され、3 階以上の建築物に避難する等の対策が必要です。

(7) 東京都被害想定によれば、芝公園四丁目や三田二丁目には、都心南部直下地震において急傾斜地崩壊危険度ランク A（危険性が高い）と想定される土砂災害警戒区域等がみられます。その他、危険度ランク B（危険性がある）と想定される土砂災害警戒区域等も地区内に複数みられます。急傾斜地崩壊による建物全壊棟数は計算上 0 棟と想定されていますが、これらの区域で急傾斜地崩壊が起これば、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難になる場合があります。

3 新橋・浜松町周辺地区

(1) 昼間人口密度が区内最大であり、地震発生時には新橋駅や浜松町駅等において大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。

- (2) 新橋地区を中心に建築物の老朽化が進んでおり、地震発生時には建物倒壊による人的被害や道路閉塞が発生する可能性があります。環状2号線が平成26(2014)年3月に完成したことにより、不燃化率は向上したものの、引き続き沿道の建築物の耐震化が必要です。
- (3) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。
- (4) 高層建築物棟数率が区内最大であり、地震発生時にエレベーター停止等の被害が生じる可能性があります。
- (5) 愛宕山周辺の愛宕一、二丁目、虎ノ門三丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。
- (6) 商業施設が多く、看板等の落下や自動販売機の転倒の可能性があります。
- (7) 区内で、津波による浸水が予測される地区の一つです。

津波による浸水は、竹芝ふ頭から浜松町駅周辺、芝公園周辺まで分布しており、建築物への影響や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。

特に木造建築物は、津波到来時に津波による被害を受けやすいと想定され、3階以上の建築物に避難する等の対策が必要です。

- (8) 東京都被害想定によれば、芝地区の北側（新橋・西新橋・虎ノ門周辺）を中心に、液状化危険度が高い（PL 値が15より大きい）エリアが分布しています。木造家屋の場合は非木造建物と比較して建物重量が軽く基礎が浅いことから、木造家屋を中心に建物の傾斜等の被害発生が想定されます傾斜等の被害発生が想定されます。ただし、東京都被害想定（R4）に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところでは、液状化による建物全壊は地区全体で約3棟と、建物全体の1%にも満たない規模にとどまっています。

第2節 麻布地区（麻布周辺地区、六本木周辺地区）

第1 麻布地区全体の現況

- 1 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在しています。
- 2 外国人の人口が5地区の中で最も多くなっています。
- 3 芝地区及び高輪地区との境を古川が流れています。平成24(2012)年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。

第2 麻布地区内における地域別の課題

1 麻布地区全体

- (1) 都心南部直下地震においては震度6強以上の強い揺れが想定されており、麻布地区のどこであっても強い揺れに見舞われ、建物被害が発生します。
- (2) 東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところでは、火災に

よる焼失棟数は地区全体で4棟と、建物全体の1%にも満たない状況です。ただし、古い雑居ビルや飲食店等では、大きな揺れや建物の損傷により電気配線のショートや火気器具から出火する可能性があります。

特に高層ビルやタワーマンションでは、強い揺れや停電等に伴い、エレベーターの停止やそれに伴う閉じ込めが懸念されます。東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところ、麻布地区において、366台のエレベーターで閉じ込めにつながりうる停止が起こると想定されており、台数でみると、5地区の中で最多となっています。

- (3) 東京都被害想定に基づき港区にて地区別の避難者数推計を行ったところ、都心南部直下地震における麻布地区の避難所避難者数は、最大となる4日～1週間後において9,146人と想定されます
- (4) 首都圏全体でエレベーター停止やそれに伴う閉じ込めが発生するため、復旧にも時間を要すると想定されます。その中で、エレベーター停止によって上層階への移動が困難となり、物資の配布や調達が困難になるため、建物は無事であっても生活の継続が難しいと判断して避難所や知人宅等へ避難する人は、麻布地区で最大1,017人発生すると想定されます。
- (5) 麻布地区において、避難所に避難する身体障害者・精神障害者・知的障害者及び要介護認定者が最大634人と想定されます。
- (6) 麻布地区に所在する駅での発生が想定される帰宅困難者数は50,243人と想定され、そのうち3,252人が通勤・通学・業務目的以外で来訪しており、職場や学校等の行き場のない帰宅困難者と想定されます。
- (7) 一般車両の通行が禁止された路線を走行していた多数の車両がそれ以外の道路に一気に流入することにより、大渋滞が発生します（東日本大震災の際にも同様の渋滞が都内で発生）。また、主要道路以外の道路にも車が入ってくるなどして、道路交通全体が混乱・麻痺する。麻布地区では発災時に高速道路各路線を中心に一般車両の通行が禁止されると想定されるため、高速道路の出入口周辺を中心に、こうした状況が顕著にみられるおそれがあります。
- (8) 東京都被害想定において、港区における各種ライフラインの被害率は、ガスの供給停止率が最も高く46.2%、次いで上水道の断水率が33.6%となっております。ただし、拠点的な施設・機能（発電所、変電所、及び基幹送電網等）の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加したり、復旧期間が長期化したりする可能性があります。

2 麻布周辺地区

- (1) 未整備の都市計画道路や細街路が多く存在しており、地震発生時には、避難や救助活動に支障をきたす可能性があります。
- (2) 元麻布二、三丁目、南麻布三、四丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。

- (3) 西麻布一、二丁目、南麻布四丁目の液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。なお、地区別の被害推計を行ったところでは、液状化による建物全壊棟数は麻布地区全体で約1棟との想定にとどまります。

3 六本木周辺地区

- (1) 大規模な開発等が進められ、区を代表する観光客の集中があることから、地震発生時に大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。
- (2) 六本木二～五丁目、麻布永坂町、元麻布一丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。
- (3) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。
- (4) 六本木五、七丁目等の液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があり非木造建物と比較して建物重量が軽く基礎が浅い木造家屋を中心に建物の傾斜等の被害発生が想定されます。

第3節 赤坂地区（赤坂周辺地区、青山周辺地区）

第1 赤坂地区全体の現況

- 1 昼間人口が夜間人口の約5倍となり、芝地区に次いで多くなっています。
- 2 地区内の高齢者の割合が5地区の中で最も高くなっています。

第2 赤坂地区内における地域別の課題

1 赤坂地区全体

- (1) 都心南部直下地震においては震度6強以上の強い揺れが想定されており、赤坂地区のどこであっても強い揺れに見舞われ、建物被害が発生します。
- (2) 東京都被害想定に基づき区が地区別の被害推計を行ったところでは、火災による焼失棟数は地区全体で3棟と、建物全体の1%にも満たない状況です。ただし、古い雑居ビルや飲食店等では、大きな揺れや建物の損傷により電気配線のショートや火気器具から出火する可能性はあります。

また、高層ビルやタワーマンションでは、強い揺れや停電等に伴い、エレベーターの停止やそれに伴う閉じ込めが懸念されます。東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところ、赤坂地区において、298台のエレベーターで閉じ込めにつながりうる停止が起こると想定されます。

- (3) 東京都被害想定に基づき港区が地区別の避難者数推計を行ったところ、都心南部直下地震における赤坂地区の避難所避難者数は、最大となる4日～1週間後において5,119人と想定されます。

- (4) 首都圏全体でエレベーター停止やそれに伴う閉じ込めが発生するため、復旧にも時間を要すると想定されます。その中で、エレベーター停止によって上層階への移動が困難となり、物資の配布や調達が困難になるため、建物は無事であっても生活の継続が難しいと判断して避難所や知人宅等へ避難する人は、赤坂地区で最大 614 人発生すると想定されます。
- (5) 赤坂地区において、避難所に避難する身体障害者・精神障害者・知的障害者及び要介護認定者が最大 355 人と想定されます。
- (6) 赤坂地区に所在する駅での発生が想定される帰宅困難者数は 71,401 人と想定され、そのうち 4,621 人が通勤・通学・業務目的以外で来訪しており、職場や学校等の行き場のない帰宅困難者と想定されます。
- (7) 一般車両の通行が禁止された路線を走行していた多数の車両がそれ以外の道路に一気に流入することにより、大渋滞が発生します（東日本大震災の際にも同様の渋滞が都内で発生）。また、主要道路以外の道路にも車が入ってくるなどして、道路交通全体が混乱・麻痺します。赤坂地区では複数路線において一般車両の通行が禁止されると想定されるため、こうした状況が地区全体で顕著にみられるおそれがあります。
- (8) 東京都被害想定において、港区における各種ライフラインの被害率は、ガスの供給停止率が最も高く 46.2%、次いで上水道の断水率が 33.6%となっております。ただし、拠点的な施設・機能（発電所、変電所、及び基幹送電網等）の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加したり、復旧期間が長期化したりする可能性があります。

2 赤坂周辺地区

- (1) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。
- (2) 元赤坂一丁目、赤坂一、五丁目は、昼間人口密度が 1,000 人/ha 以上であり、地震発生時には大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。
- (3) 赤坂五～九丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。
- (4) 赤坂一、二、八丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。
- (5) 高層建築物が多く存在しており、地震発生時に、エレベーター停止等の被害を受ける可能性があります。
- (6) 東京都被害想定によれば、赤坂六、九丁目付近に液状化危険度が高い（PL 値が 15 より大きい）エリアが分布しています。非木造建物と比較して建物重量が軽く基礎が浅い木造家屋を中心に建物の傾斜等の被害が発生するものの、液状化による

建物全壊棟数は赤坂地区全体で約1棟との想定にとどまります。

3 青山周辺地区

- (1) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります。避難所や広域避難場所周辺に幅員4m未満の細街路が多く存在している南青山三、四、五丁目、北青山三丁目を中心に、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。
- (2) 南青山四丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。
- (3) 南青山二丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。
- (4) 東京都被害想定によれば、南青山四丁目に都心南部直下地震において急傾斜地崩壊危険度ランクA（危険性が高い）と想定される土砂災害警戒区域がみられます。その他、危険度ランクB（危険性がある）と想定される土砂災害警戒区域も地区内に複数みられます。急傾斜地崩壊による建物全壊棟数は1棟と想定されていますが、これらの区域で急傾斜地崩壊が起これば、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難になる場合があります。

第4節 高輪地区（白金周辺地区、高輪周辺地区）

第1 高輪地区全体の現況

- 1 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在します。
- 2 夜間人口が5地区の中で最も多くなっています。
- 3 地区内の高齢者の割合が赤坂地区の次に高くなっています。
- 4 麻布地区との境を古川が流れています。平成24(2012)年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。

第2 高輪地区内における地域別の課題

1 高輪地区全体

- (1) 都心南部直下地震においては震度6強以上の強い揺れが想定されており、高輪地区のどこであっても強い揺れに見舞われ、建物被害が発生します。
- (2) 東京都被害想定によれば、三田四丁目、高輪一～四丁目、白金四丁目、白金台一、二丁目に都心南部直下地震において急傾斜地崩壊危険度ランクA（危険性が高い）と想定される土砂災害警戒区域がみられます。その他、危険度ランクB（危険性がある）と想定される土砂災害警戒区域も地区内に複数みられます。急傾斜地崩壊による建物全壊棟数は2棟と想定されているが、これらの区域で急傾斜地崩壊が起これば、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難になる場合があります。
- (3) 東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところでは、火災による焼失棟数は地区全体で4棟と、建物全体の1%にも満たない状況です。ただし、古い雑居ビルや飲食店等では、大きな揺れや建物の損傷により電気配線のショートや火気器具から出火する可能性があります。

特に高層ビルやタワーマンションでは、強い揺れや停電等に伴い、エレベーターの停止やそれに伴う閉じ込めが懸念されます。東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところ、高輪地区において、247 台のエレベーターで閉じ込めにつながりうる状況が起こると想定されます。

- (4) 東京都被害想定に基づき港区にて地区別の避難者数推計を行ったところ、都心南部直下地震における高輪地区の避難所避難者数は、最大となる4日～1週間後において9,151人と想定されます。
- (5) 首都圏全体でエレベーター停止やそれに伴う閉じ込めが発生するため、復旧にも時間を要すると想定されます。その中で、エレベーター停止によって上層階への移動が困難となり、物資の配布や調達が困難になるため、建物は無事であっても生活の継続が難しいと判断して避難所や知人宅等へ避難する人は、高輪地区で最大971人発生すると想定されます。
- (6) 高輪地区において、避難所に避難する身体障害者・精神障害者・知的障害者及び要介護認定者が最大635人と想定されます。
- (7) 高輪地区に所在する駅での発生が想定される帰宅困難者数は118,288人と想定(うち16,621人が品川駅以外)され、そのうち7,656人が通勤・通学・業務目的以外で来訪しており、職場や学校等の居場所がない帰宅困難者と想定されます(うち1,076人が品川駅以外)。品川駅や泉岳寺駅、白金高輪駅において多数の帰宅困難者発生が見込まれるほか、JR駅である高輪ゲートウェイ駅においても多数の帰宅困難者が発生するものと想定されます。
- (8) 一般車両の通行が禁止された路線を走行していた多数の車両がそれ以外の道路に一気に流入することにより、大渋滞が発生します(東日本大震災の際にも同様の渋滞が都内で発生)。また、主要道路以外の道路にも車が入ってくるなどして、道路交通全体が混乱・麻痺します。高輪地区では高速道路・一般道路のそれぞれで一般車両の通行が禁止されると想定され、こうした状況が地区全体でみられるおそれがあります(特に、高速道路の出入口周辺では顕著にみられると考えられる)。
- (9) 東京都被害想定において、港区における各種ライフラインの被害率は、ガスの供給停止率が最も高く46.2%、次いで上水道の断水率が33.6%となっております。ただし、拠点的な施設・機能(発電所、変電所、及び基幹送電網等)の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加したり、復旧期間が長期化したりする可能性があります。

2 白金周辺地区

- (1) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります。幅員4m未満の細街路が多く存在している白金三、五、六丁目を中心に災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。
- (2) 白金二、四、六丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。

- (3) 三田五丁目付近や白金四、五丁目付近、白金台一、二丁目付近、高輪一～三丁目付近を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。また、液状化による建物全壊棟数は高輪地区全体で約1棟との想定にとどまるものの、特に木造家屋の場合は、非木造建物よりも建物重量が軽く基礎が浅いことから建物の傾斜等の被害が発生しやすい状況です。

3 高輪周辺地区

- (1) 地震発生時には品川駅周辺や高輪ゲートウェイ駅周辺を中心に、大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。
- (2) 都心南部直下地震が発生した場合に想定される建築物全壊棟数が白金台二丁目を中心として多く、地震発生時には建築物利用者の被災や道路閉塞が発生する可能性があります。
- (3) 白金台一丁目、三田四丁目、高輪一～四丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。
- (4) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。
- (5) 東京都被害想定によれば、液状化危険度が高い（PL 値が15より大きい）エリアは三田五丁目付近や高輪一～三丁目付近等にみられます。高輪三丁目付近において250mメッシュの一部が掛かっているのみであり、他地区（例えば、PL 値が15より大きいエリアが面的にみられる芝地区等）と比べれば液状化のリスクは低いといえます。また、液状化による建物全壊棟数は高輪地区全体で約1棟との想定にとどまるものの、特に木造家屋の場合は、非木造建物よりも建物重量が軽く基礎が浅いことから建物の傾斜等の被害が発生しやすい状況です。

第5節 芝浦港南地区（芝浦港南周辺地区、台場地区）

第1 芝浦港南地区の現況

【芝浦港南周辺地区】

- 1 地区の大部分が低地であり、海に面した土地の殆どが埋め立てにより作られた土地です。
- 2 芝浦港南周辺地区は火災による延焼が起きにくい地区（地区内残留地区）です。

【台場地区】

- 1 埋立地であり、陸路では、レインボーブリッジのみにより芝浦港南地区とつながっています。江東区と接する南側以外は海に接しています。
- 2 住宅の多くが高層マンションです。
- 3 台場地区は火災による延焼が起きにくい地区（地区内残留地区）です。

第2 芝浦港南地区内における課題

- 1 芝浦港南地区全体

- (1) 都心南部直下地震においては震度6強以上の強い揺れが想定されており、芝浦港南地区のどこであっても強い揺れに見舞われます。ただし、壊れやすい木造建物（特に旧耐震基準年代の古い建物）が少なく、揺れによる建物全壊棟数が芝浦・海岸・港南エリアでは20棟、お台場エリアでは0棟と想定されます。
- (2) 東京都被害想定において、港区における各種ライフラインの被害率は、ガスの供給停止率が最も高く46.2%、次いで上水道の断水率が33.6%となっております。ただし、拠点的な施設・機能（発電所、変電所、及び基幹送電網等）の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加したり、復旧期間が長期化したりする可能性があります。

2 芝浦港南周辺地区

- (1) 地震発生時には、地震発生時には田町駅周辺や品川駅周辺を中心に、大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。
- (2) 高層建築物が多く存在しており、地震発生時には上層階の揺れの増幅やエレベーター停止による上下移動の支障等の高層建築物特有の被害が発生する可能性があります。
- (3) 広い範囲に液状化の可能性が高い地域が存在しており、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）や地中に埋設されているライフライン、防潮施設等が被害を受ける可能性があります。また、液状化によるマンホールの浮上りや段差の発生により道路の通行に支障をきたす可能性があります。
- (4) 運河に架かる橋りょうが多く存在しており、老朽化した橋が地震発生時に通行不能となる可能性があります、避難路が確保できなくなる可能性があります。
- (5) 建築物の耐震性能が十分でない場合には、倒壊による道路閉塞が発生し、災害時の輸送等に支障をきたす可能性があります。
- (6) 区内で、津波による浸水が予測される地区の一つです。

津波による浸水は、芝浦一、二丁目や海岸二、三丁目を中心に分布しており、建築物への影響や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。特に木造建築物は、津波到来時に津波による被害を受けやすいと想定され、3階以上の建築物に避難する等の対策が必要です。

堤外地¹⁸で土地利用が進んでおり、日の出ふ頭等の津波による浸水が予測される範囲を中心に、津波到来時の避難対応等を進める必要があります。

- (7) 東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところでは、液状化による建物全壊は地区全体で計算上0棟となっています。ただし、芝浦港南地区の地形・地勢によると、海岸二丁目、港南五丁目に液状化危険度が高い（PL値が15より大きい）エリアがみられることから、これらの地域で液状化による被害が発生する可能性はあります。特に木造家屋の場合は非木造建物と比較して建物重量が軽

¹⁸ 堤外地：防潮堤よりも海側の地域をいいます。

く基礎が浅いことから、木造家屋で建物の傾斜等の被害が発生しやすい状況です。

- (8) 東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところでは、火災による焼失棟数は芝浦・海岸・港南エリアで2棟と限定的です。ただし、品川駅周辺等には古い雑居ビルや飲食店等もみられ、大きな揺れや建物の損傷により出火する可能性があります。

高層ビルやタワーマンションでは、強い揺れや停電等に伴い、エレベーターの停止やそれに伴う閉じ込めが懸念されます。東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところ、芝浦・海岸・港南エリアにおいて81台のエレベーターで閉じ込めにつながりうる状況が起これると想定されます。

- (9) 東京都被害想定に基づき港区にて地区別の避難者数推計を行ったところ、都心南部直下地震における避難所避難者数は、最大となる4日～1週間後において芝浦・海岸・港南エリアで7,898人と想定されます。
- (10) 首都圏全体でエレベーター停止やそれに伴う閉じ込めが発生するため、復旧にも時間を要すると想定される。その中で、エレベーター停止によって上層階への移動が困難となり、物資の配布や調達が困難になるため、建物は無事であっても生活の継続が難しいと判断して避難所や知人宅等へ避難する人は、芝浦・海岸・港南エリアで最大1,956人発生すると想定されます。
- (11) 避難所に避難する身体障害者・精神障害者・知的障害者及び要介護認定者が、芝浦・海岸・港南エリアでは最大548人と想定されます。
- (12) 芝浦・海岸・港南エリアに所在する駅での発生が想定される帰宅困難者数は160,600人と想定され、そのうち10,395人が通勤・通学・業務目的以外で来訪しており、職場や学校等の居場所がない帰宅困難者と想定されます。品川駅や田町駅において多数の帰宅困難者発生が見込まれるほか、同様にJR駅である高輪ゲートウェイ駅においても多数の帰宅困難者が発生するものと想定されます。
- (13) 一般車両の通行が禁止された路線を走行していた多数の車両がそれ以外の道路に一気に流入することにより、大渋滞が発生します（東日本大震災の際にも同様の渋滞が都内で発生）。また、主要道路以外の道路にも車が入ってくるなどして、道路交通全体が混乱・麻痺します。芝浦・海岸・港南エリアではエリア外の路線からの流入も含めてエリア内の道路交通の混乱・麻痺につながることが考えられます。

3 台場周辺地区

- (1) 台場は観光地となっており、多くの商業施設があることから、帰宅困難者が発生する可能性があります。
- (2) 震度5弱以上の地震発生時にはレインボーブリッジが通行止めになる場合があり、芝浦港南地区とのアクセスができなくなる可能性があります。
- (3) 液状化の可能性が高い範囲では、地中に埋設されているライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。芝浦港南地区の地形・地勢によると、台場一、二丁目に液状化危険度が高い（PL値が15より大きい）エリアがみられるこ

とから、これらの地域で液状化による被害が発生する可能性はあります。お台場エリアにおいては、商業施設に飲食店等の出火リスクが高い用途もみられることや、タワーマンションが立地し住宅の世帯数が多いことから、出火の可能性がありますが（ただし、延焼の可能性は低い）。

- (4) 高層建築物が多く存在しており、地震発生時には上層階の揺れの増幅やエレベーター停止による上下移動の支障等の被害を受ける可能性があります。
- (5) 堤外地では、高潮¹⁹や津波による浸水の可能性が高くなっています。
- (6) 東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところでは、火災による焼失棟数は、お台場エリアでは0棟となっています。ただし、お台場エリアにおいては、商業施設に飲食店等の出火リスクが高い用途もみられることや、タワーマンションが立地し住宅の世帯数が多いことから、出火の可能性がありますが（ただし、延焼の可能性は低い）。
- 高層ビルやタワーマンションでは、強い揺れや停電等に伴い、エレベーターの停止やそれに伴う閉じ込めが懸念されます。東京都被害想定に基づき港区にて地区別の被害推計を行ったところ、お台場エリアにおいて2台のエレベーターで閉じ込めにつながりうる状況が起こると想定されます。
- (7) 東京都被害想定に基づき港区にて地区別の避難者数推計を行ったところ、都心南部直下地震における避難所避難者数は、最大となる4日～1週間後においてお台場エリアで809人です。
- (8) 首都圏全体でエレベーター停止やそれに伴う閉じ込めが発生するため、復旧にも時間を要すると想定されます。その中で、エレベーター停止によって上層階への移動が困難となり、物資の配布や調達が困難になるため、建物は無事であっても生活の継続が難しいと判断して避難所や知人宅等へ避難する人は、お台場エリアで最大207人発生すると想定されます。
- (9) 避難所に避難する身体障害者・精神障害者・知的障害者及び要介護認定者が、お台場エリアでは最大56人と想定されます。
- (10) お台場エリアに所在する駅での発生が想定される帰宅困難者数は、3,152人と想定（うち204人が通勤・通学・業務目的以外で来訪しており、職場や学校等の居場所がない帰宅困難者と想定）されますが、レインボーブリッジが通行不能となった場合の状況等も考慮しておく必要があります。
- (11) 特にお台場エリアにおいては休日に買い物等による来訪者が多く、買い物等による来訪者には職場や学校等の行き場がないため、行き場のない帰宅困難者は休日の方が多くなる可能性があります。
- (12) 一般車両の通行が禁止された路線を走行していた多数の車両がそれ以外の道路に一気に流入することにより、大渋滞が発生します（東日本大震災の際にも同様の渋

¹⁹ 高潮：台風等の来襲により海水面が平常より著しく高くなる現象をいいます。

滞が都内で発生)。また、主要道路以外の道路にも車が入ってくるなどして、道路交通全体が混乱・麻痺します。お台場エリアでは、陸路ではレインボーブリッジのみによって港区の他のエリアと接続しているため、レインボーブリッジが通行不能になるとエリア全体の孤立につながるおそれがあります。

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第1節 被害軽減と都市再生に向けた目標

区は、「地震防災対策特別措置法」に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として定め、対策を推進してきました。

また、災害対策を推進する目的には、災害による人的・物的被害を軽減することのみにとどまらず、区民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれています。

このため、そうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」として平成24(2012)年度より10年間対策を進めてきました。この間の防災の取り組み状況や社会環境の変化等を踏まえ、令和4(2022)年度に東京都及び港区では被害想定の見直しを行いました。

このため、今回の令和6(2024)年3月修正では、この新たな被害想定を踏まえ、新たな減災目標を次のとおり決めました。なお、目標期間は、令和12(2030)年度までとしています。

第2節 人的被害（死者）の減

第1 住宅の倒壊・火災等による死者の減

区では、都心南部直下地震M7.3、冬の夕方のケースで、住宅倒壊や火災等を原因とする死者120人を、令和12(2030)年度までに半減させます。

1 目標を達成するための区の主な対策

- (1) 建物耐震診断助成（第2部第1章）
- (2) 耐震改修工事の一部助成（第2部第1章）
- (3) 個別建築物の不燃化（第2部第1章）
- (4) 細街路の拡幅（第2部第1章）
- (5) がけ等整備支援事業制度の推進（第2部第2章）
- (6) 家具転倒防止器具等助成事業（第2部第2章）
- (7) 高層建築物及び地下街等の安全化（第2部第3章）
- (8) 避難行動要支援者登録制度の推進（第2部第6章）
- (9) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急地震速報等の整備・利用（第2部第9章）
- (10) 延焼防止としてのオープンスペースの確保（第2部第1章）
- (11) 出火防止対策の推進（第2部第3章）
- (12) 延焼拡大防止対策の推進（第2部第3章）

第3節 物的被害の減

第1 建築物の全壊・焼失棟数の減

区では、都心南部直下地震 M7.3、冬の夕方の場合で、建築物の全壊・焼失棟数である 800 棟を、令和 12(2030)年度までに半減させます。

1 目標を達成するための区の主な対策

- (1) 建物耐震診断助成（第2部第1章）
- (2) 耐震改修工事の一部助成（第2部第1章）
- (3) 個別建築物の不燃化（第2部第1章）
- (4) 揺れやすさマップの作成と情報提供（第2部第1章）
- (5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急地震速報等の整備・利用（第2部第9章）
- (6) 延焼防止としてのオープンスペースの確保（第2部第1章）
- (7) 出火防止対策の推進（第2部第3章）
- (8) 延焼拡大防止対策の推進（第2部第3章）

第4節 減災目標の達成に向けた取組

減災目標達成のため、長期的な視点から今後一層の具体化を図るべき取組（「重点事項」）は、以下のとおりです。

【重点事項一覧】

項目
区民と地域の防災力向上（第2部第4章 第5章 第6章 第7章 第10章）
関東大震災100年を「地域防災力の再興元年」として、国や都とも連携し、訓練やシンポジウム、セミナー、各種普及啓発等を継続的に実施し、区民の自助・共助意識を効果的に底上げ
セミナーやシンポジウムなど防災に関心のある人の知識を高める「プル型」の普及啓発に加え、防災に関心のない人にも防災を「我が事」として感じてもらえる「プッシュ型」の普及啓発を充実強化
事業者や市民活動団体等と連携し、テレワーカーや外国人が「新たな共助の担い手」として活躍できるようにするための方策を具体化し、地域防災力を補完
被害想定で明らかになったライフライン停止の長期化リスク等を踏まえ、区民における家庭内備蓄の充実に向けた支援策を実施
都や市民活動団体等と連携し、平時の研修、訓練等の実施、発災時の多数の災害ボランティアの受入れや調整を行う体制、活動拠点の確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について充実強化
災害時ボランティアの供給と需要に地域間のギャップが生じた際のボランティアの広域調整の仕組みへの協力など、都及び東社協、区社協等との連携体制を一層強化
発災直後の初動対応の担い手として期待される自主防災組織等について、その編成や活動への支援等を通じて、災害対応力を強化
単身高齢者が増加していることなども踏まえ、地域やマンションコミュニティによる共助の推進の支援策を強化
家具類の転倒やエレベーター・水道・トイレ等の長期停止、コミュニティの希薄化など、在宅避難を行う上でのマンション特有の課題の解決に向け、住民・管理組合・管理会社のそれぞれに対する多面的で、効果的な普及啓発策を推進
安全な都市づくりの実現（第2部 第1章 第9章）
耐震化率100%の早期実現に向けた施策を具体化
区のハード・ソフト施策の取組による複合的な効果を区民に対し、わかりやすく発信
被害想定に基づき甚大な被害が発生することが想定される地域や、災害拠点病院、主要大規模救出救助活動拠点周辺等において、不燃化促進に向けた取組を強化
安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保（第2部 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第11章）
いつ起こるともしれない大規模地震に備え、ライフライン施設の耐震化を一層推進
発災後のよりシビアな状況を踏まえ、ライフライン事業者間や関係行政機関とのより現実的な相互応援体制の構築など、各種ライフラインの早期復旧に向けた態勢づくりを推進
特に、被害想定に基づき甚大な被害が発生することが想定される地域や、避難者、帰宅困難者等が多数発生する可能性がある地域における通信確保の対策を重点的に進めるなどメリハリのある対策を実施
発災時の大規模停電や通信途絶による、キャッシュレス決済等への影響を踏まえた対応策を検討

震災編

第1部 総則

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

被害想定で浮き彫りになった道路閉塞が及ぼす救出救助活動への影響等も考慮し、緊急輸送道路沿道で道路閉塞リスクの高い区間の早期解消に向けた、沿道建築物の耐震化を促進
道路整備のさらなる推進による緊急輸送ネットワークの強化や、道路閉塞など陸路による輸送等が困難な状況を見据え、水上ルートの活用も含めた緊急輸送ルート確保を具体化
限られた人員・資機材で同時に道路啓開作業が必要な場合における優先的に啓開を行う路線の選定など、様々な事態にも対応できる、柔軟かつ円滑な道路啓開体制を強化
緊急輸送道路など、現行計画に基づき無電柱化を重点的に進める路線に加え、甚大な被害が想定されるエリアや災害拠点病院までのアクセス道路を対象とし、無電柱化をさらに加速化
甚大な被害で、災害対策本部に十分な要員が参集できない状況も見据えた災害対応体制を構築
救出救助活動や被災地への物資供給が遅滞することがないように、被害想定で明らかになった道路閉塞リスクなども踏まえ、被災地へのラストマイル等における道路啓開の実効性を向上
被災のエリアや規模によっては、陸路からの傷病者搬送が困難となるケースも想定し、水上ルート等を活用した搬送体制についても、一層検討を推進
物流・備蓄対策の推進（第2部 第11章）
備蓄量や品目など、行政の備蓄のあり方を検証するとともに、時間の経過とともに多様化する被災者ニーズに対し、より一層きめ細かに対応できるような物資調達体制を構築
医療救護・保健等対策（第2部 第11章 第3部 第8章 第11章）
道路閉塞やライフラインの機能支障、医療人材自身の被災など、新たな被害想定で示された様々な事態が発生しても、災害拠点病院や災害拠点連携病院等が確実に医療を提供できる体制を強化
感染症まん延下における災害発生を見据えた、防疫活動体制を強化
広域的な視点からの応急対応力の強化（第2部 第1章 第2章 第12章 第3部 第4章）
発災後の道路閉塞や延焼などの被災状況や、電力、通信の状況等も踏まえ、職員の安否確認手段の確保や、より現実的な参集態勢等を想定して、区の業務継続計画や受援応援計画を見直し
受援体制の強化
発災直後の救出救助からライフライン復旧、災害廃棄物の仮置など、時々刻々と変化する状況に応じた応急対策活動を円滑に行うため、区内の限られたオープンスペースを有効に活用
情報通信の確保（第2部 第2章 第9章 第3部 第4章）
災害時にもつながる通信基盤の確保に向け、通信ビルや携帯電話基地局など通信施設の耐震化、非常用電源の長時間化などの取組を強化
断線リスク等を踏まえた光ケーブル回線の格子化や、将来的な技術革新の動向等も見据えた衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を強化
発災後のよりシビアな状況を踏まえ、ライフライン事業者間や関係行政機関とのより現実的な相互応援体制の構築など、各種ライフラインの早期復旧に向けた態勢づくりを推進（再掲）
避難者対策（第2部 第6章 第10章 第11章 第3部 第11章）
指定避難所となっている区立施設については、災害時の地域との円滑な連携を図るため、地域防災活動への参画や協力を積極的に実施
子どもや高齢者、障害者、外国人等の要配慮者など、多様な視点に立った避難所運営、避難者対策を行う支援体制を充実・強化

避難所の衛生環境や被災者のストレス等による既往症の悪化などに伴う震災関連死を抑止するため、被災者の生活環境の改善に向けた支援の強化
新たな被害想定を踏まえた、ペットの同行避難などの取組の実効性を向上
避難所の衛生環境や被災者の既往症の悪化等に伴う震災関連死を抑止するため、医療・福祉との連携など公衆衛生の観点から、避難所や在宅避難への巡回診療体制や、被災生活環境の改善等に向けた支援の強化
帰宅困難者対策（第2部 第4章 第3部 第21章）
帰宅困難者が住民向け避難所に殺到し、避難所の収容力超過や備蓄物資の早期枯渇を招く可能性なども踏まえ、DXなどを活用した迅速かつ適切な情報提供等の方策を具体化
通信が途絶し、帰宅困難者による情報収集が困難となった場合等も想定し、平素より一時滞在施設を表示する制度を構築するなど、通信途絶時においても発災時に帰宅困難者が自律的に安全な場所に避難できる仕組みを検討
一時滞在施設の確保目標の早期達成に向け、目標達成を加速化するための具体的方策を検討
住民の生活の早期再建 （第2部 第5章 第9章 第3部 第14章 第4部 第4章）
トイレが長期間使用できないことを踏まえ、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進に加え、避難者数等を見据えた災害用トイレの確保や、民間事業者との協定による調達体制の構築など、ハード・ソフト両面による取組を加速化
いつ起こるともしれない首都直下地震に備え、AI等を活用した住家被害認定調査及び罹災証明の迅速化について、本格的な実装を早期実現
発災時に、被災者が自らに適した支援制度を把握し、有効に活用して生活再建に取り組むことができるよう、ウェブサイトやリーフレット等の環境整備
発災時に、電力や通信が途絶した場合でも、被災者が必要とする防災情報を収集できるよう、職員の被災地等の巡回によるプッシュ型の提供など、情報提供体制を構築
復旧・復興を見据えた、都と連携した災害廃棄物の広域的な処理体制
平時から、国等と連携した訓練等の充実強化により、東京都及び区の災害廃棄物処理計画の実効性を高める

第5章 区、区民、事業者の基本的責務と区、防災関係機関等の役割

区、区民、事業者の基本的責務と区及び地域における防災関係機関が防災に関して処理する事務または業務の役割については以下のとおりです。

第1節 区、区民、事業者の基本的責務

第1 区、区民、事業者の基本的責務（「港区防災対策基本条例」の規定）

区分	内容
区の責務	（区長の基本的責務） 1 区民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、及び防災体制を整備すること。 2 防災対策を行うにあたり、国・東京都及び他の区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、防災住民組織、防災関係機関、ボランティア等との連携及び協力に平常時から努めること。 （地域防災計画の実施） 1 区長は、災害対策基本法第四十二条第一項の規定により作成された港区地域防災計画に基づき、防災対策を的確かつ円滑に実施するものとする。 （区の職員の責務） 1 区の職員は、区民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めること。
区民の責務	1 区民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、地域の住民の安全の確保に努めること。 2 区民は、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めること。 （1）建築物その他の工作物の安全性の向上 （2）家具の転倒・落下・移動防止 （3）出火の防止 （4）初期消火に必要な用具の準備 （5）飲料水、食料等生活必需品の備蓄 （6）避難の経路、場所及び方法についての確認 （7）防災に関する知識及び技術の習得 3 区民は、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めるとともに、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めること。
事業者の責務	1 事業者は、その社会的責任に基づき、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努めること。 2 事業者は、防災住民組織等との連携を図りつつ、地域に

区分	内容
事業者の責務	おける自主的な防災対策活動に協力するとともに、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めること。 3 事業者は、災害時において、従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅困難者対策のため、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努めること。

第2節 区及び防災関係機関等の役割

第1 区の役割

	事務または業務
区	1 港区防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 緊急輸送の確保に関すること。 5 避難の勧告等及び誘導に関すること。 6 水防に関すること。 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 8 外出者の支援に関すること。 9 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 10 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 11 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 12 公共施設の応急復旧に関すること。 13 災害復興に関すること。 14 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 15 防災住民組織の育成に関すること。 16 事業所防災に関すること。 17 防災教育及び防災訓練に関すること。 18 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第2 防災関係機関の役割

機関		事務または業務
東京都	警 視 庁 愛宕警察署 三田警察署 高輪警察署 麻布警察署 赤坂警察署 東京湾岸警察署	1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒に関すること。 2 警報等の通報伝達に関すること。 3 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 7 死体の見分及び検視に関すること。 8 公共の安全と秩序の維持に関すること。 9 危険物の保安に関すること。 10 応急的な障害物除去や漂流物等の処理に関すること。
	東 京 消 防 庁 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び消防活動に関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。
	建 設 局 第一建設事務所 東部公園緑地事務所	1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋梁の整備・保全に関すること。 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 5 都立公園の保全及び震災時の利用に関すること（東部公園緑地事務所）。
	港 湾 局 東京港管理事務所 東京港建設事務所	1 港湾施設、海岸保全施設の保全並びに復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための臨港道路の障害物除去に関すること。 3 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。
	水 道 局 中央支所 港営業所	1 水道施設の保全に関すること。 2 応急給水に関すること。
	下 水 道 局 中部下水道事務所 芝浦水再生センター 港出張所	1 下水道施設の保全に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関すること。

機関	事務または業務
交 通 局 五反田駅務区 馬喰駅務区 日比谷駅務区 大門駅務区	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。

第3 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の機関が該当しています。

機関	事務または業務
指定地方行政機関 第三管区海上保安本部 （東京海上保安部）	1 地震、津波情報等の伝達に関すること。 2 震災に関する情報の収集に関すること。 3 海難救助等（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関すること。 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指示等）に関すること。 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関すること。 6 海上における治安の維持に関すること。 7 海上緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること。 8 その他、震災応急対策に必要なこと。
東京国道事務所 品川出張所 代々木出張所	1 管轄区域内道路保全並びに工事の執行に関すること。

第4 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務があります。

平常時にあつては港区防災会議、発災時にあつては区災害対策本部に出席を要請することが予定される区の防災対策に資する指定公共機関として、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定公共機関	日本郵便株式会社 芝郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局	1 郵便業務、銀行窓口業務、保険窓口業務の各業務運行の確保に関する事。 2 災害救助法適用時における郵便事業の災害特別事務取扱いに関する事。 (1) 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除 (4) 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いに関する事。
	東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事。 2 災害時における電力供給に関する事。
	東京ガスグループ 東京ガスネットワーク株式会社中央計画推進部 東京ガス株式会社東京中支店	1 ガス施設の安全確保に関する事。 2 災害時におけるガス供給に関する事。
	東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	1 施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
	東日本電信電話株式会社 東京事業部	1 電気通信設備の建設、及び保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。 3 気象予警報の伝達に関する事。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関する事。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関する事。
	首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路の保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。

機関		事務または業務
日 赤 東 京 都 支 部		1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。
		2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。
		3 こころのケア活動に関する事。
		4 赤十字ボランティアの活動に関する事。
		5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。
		6 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）。
		7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。
		8 災害救援物資の支給に関する事。
		9 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。
		10 外国人の安否調査に関する事。
		11 遺体の検案協力に関する事。
		12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。

第5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関であり、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定地方公共機関	東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関する事。
		2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
		3 利用者の救護及び避難誘導に関する事。
	東京モノレール株式会社	1 施設の保全に関する事。
		2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
		3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
	京浜急行電鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関する事。
		2 災害時における鉄道車両等による避難者及び救助物資の輸送の協力に関する事。
		3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
	株式会社ゆりかもめ	1 鉄道施設の保全に関する事。
		2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
		3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。

第6 公共的機関の役割

区は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼しています。

機関		事務または業務
公共的機関	一般社団法人 東京都港区医師会	1 医療救護活動に関すること。 2 防疫活動への協力に関すること。
	公益社団法人 東京都港区 芝歯科医師会 公益社団法人 東京都港区 麻布赤坂歯科医師会	1 歯科医療救護活動に関すること。
	一般社団法人 東京都港区薬剤師会	1 医薬品等の仕分け、保管・管理、供給に関すること。 2 調剤・服薬指導に関すること。 3 一般用医薬品の備蓄・交付に関すること。 4 薬事相談に関すること。
	東京都立病院機構	1 所管する病院の医療救護活動に関すること。

第6章 港区防災会議

第1節 港区防災会議の設置

第1 設置の目的

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べることを目的として、港区防災会議を設置しています。

第2 委員の構成

1 港区防災会議

区長を会長とし、防災関係機関、区職員、地域防災協議会の代表、学識経験者、福祉関係団体の代表、国際交流関係団体の代表等から構成しています。なお、委員の総数は69名以内としています。

2 港区防災会議幹事会

幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命または委嘱します。幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐します。なお、幹事の総数は、53人以内としています。

3 部会

区長は、必要に応じて部会を設置することができます。

(震災資料編 震1-6-1 港区防災会議条例 参照)

(震災資料編 震1-6-2 港区防災会議運営規程 参照)

港区防災会議（令和5（2023）年4月1日現在）

N0	役名	委員名称
	会長	港区長
1	委員	港区議会議長
2	委員	港区議会副議長
3	委員	港区副区長
4	委員	港区副区長
5	委員	港区教育委員会教育長
6	委員	港区芝地区総合支所長
7	委員	港区麻布地区総合支所長
8	委員	港区赤坂地区総合支所長
9	委員	港区高輪地区総合支所長
10	委員	港区芝浦港南地区総合支所長
11	委員	港区保健福祉支援部長
12	委員	港区みなと保健所長
13	委員	港区企画経営部長
14	委員	港区用地・施設活用担当部長
15	委員	港区防災危機管理室長
16	委員	港区総務部長
17	委員	港区教育委員会事務局教育推進部長
18	委員	芝消防団長
19	委員	麻布消防団長
20	委員	赤坂消防団長
21	委員	高輪消防団長
22	委員	一般社団法人東京都港区医師会会長
23	委員	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会会長
24	委員	一般社団法人東京都港区薬剤師会会長
25	委員	東京都建設局第一建設事務所長
26	委員	東京都港湾局東京港管理事務所長
27	委員	東京都交通局電車部日比谷駅務管区長
28	委員	東京都水道局中央支所長
29	委員	東京都下水道局中部下水道事務所長
30	委員	警視庁第一方面本部長
31	委員	警視庁愛宕警察署長
32	委員	警視庁三田警察署長
33	委員	警視庁高輪警察署長
34	委員	警視庁麻布警察署長
35	委員	警視庁赤坂警察署長
36	委員	警視庁東京湾岸警察署長
37	委員	東京消防庁第一消防方面本部長

N0	役名	委員名称
38	委員	東京消防庁芝消防署長
39	委員	東京消防庁麻布消防署長
40	委員	東京消防庁赤坂消防署長
41	委員	東京消防庁高輪消防署長
42	委員	東京海上保安部次長
43	委員	東京国道事務所長
44	委員	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅長
45	委員	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課長
46	委員	東日本電信電話株式会社東京事業部東京南支店長
47	委員	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社長
48	委員	首都高速道路株式会社東京西局副局長
49	委員	東京ガス株式会社東京中支店長
50	委員	日本郵便株式会社芝郵便局局長
51	委員	東京地下鉄株式会社表参道駅務管区永田町地域区長
52	委員	東京モノレール株式会社取締役総務部長
53	委員	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長
54	委員	株式会社ゆりかもめ総務部長
55	委員	港区赤十字奉仕団委員長
56	委員	愛宕一之部防災会会長
57	委員	麻布小地区防災協議会会長
58	委員	青山地区防災協議会会長
59	委員	高輪地区防災ネットワーク 代表
60	委員	港南防災ネットワーク副会長
61	委員	お台場地区防災協議会会長
62	委員	公益財団法人 市民防災研究所理事
63	委員	減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
64	委員	港区民生・児童委員協議会会長
65	委員	港区老人クラブ連合会常任理事
66	委員	港区心身障害児・者団体連合会副会長
67	委員	一般財団法人港区国際交流協会常任理事・事務局長
68	委員	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊長

港区防災会議幹事会（令和5（2023）年4月1日現在）

N0	役名	委員名称
1	幹事	港区芝地区総合支所協働推進課長
2	幹事	港区麻布地区総合支所協働推進課長
3	幹事	港区赤坂地区総合支所協働推進課長
4	幹事	港区高輪地区総合支所協働推進課長
5	幹事	港区芝浦港南地区総合支所協働推進課長
6	幹事	港区産業・地域振興支援部地域振興課長
7	幹事	港区保健福祉支援部保健福祉課長
8	幹事	港区みなと保健所保健予防課長
9	幹事	港区子ども家庭支援部子ども政策課長
10	幹事	港区街づくり支援部都市計画課長
11	幹事	港区街づくり支援部土木課長
12	幹事	港区環境リサイクル支援部環境課長
13	幹事	港区企画経営部企画課長
14	幹事	港区企画経営部財政課長
15	幹事	港区防災危機管理室防災課長
16	幹事	港区総務部総務課長
17	幹事	港区総務部人権・男女平等参画担当課長
18	幹事	港区教育委員会事務局教育推進部教育長室長
19	幹事	一般社団法人東京都港区医師会理事
20	幹事	公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会総務理事
21	幹事	一般社団法人東京都港区薬剤師会副会長
22	幹事	東京都建設局第一建設事務所副所長兼庶務課長
23	幹事	東京都港湾局東京港管理事務所港務課長
24	幹事	東京都交通局電車部日比谷駅務管区指導担当区長
25	幹事	東京都水道局港営業所長
26	幹事	東京都下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課長
27	幹事	警視庁第一方面本部警備担当管理官
28	幹事	警視庁愛宕警察署警備課長
29	幹事	警視庁三田警察署警備課長
30	幹事	警視庁高輪警察署警備課長
31	幹事	警視庁麻布警察署警備課長
32	幹事	警視庁赤坂警察署警備課長
33	幹事	警視庁東京湾岸警察署警備課長
34	幹事	東京消防庁第一消防方面本部指揮隊長

N0	役名	委員名称
35	幹事	東京消防庁芝消防署警防課長
36	幹事	東京消防庁麻布消防署警防課長
37	幹事	東京消防庁赤坂消防署警防課長
38	幹事	東京消防庁高輪消防署警防課長
39	幹事	東京海上保安部警備救難課長
40	幹事	東京国道事務所防災情報課長
41	幹事	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅副駅長
42	幹事	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課担当課長代理
43	幹事	東日本電信電話株式会社東京事業部東京南設備部長
44	幹事	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社支社長代理
45	幹事	首都高速道路株式会社東京西局保全管理課担当課長
46	幹事	東京ガス株式会社東京中支店地域広報担当課長
47	幹事	日本郵便株式会社芝郵便局総務部長
48	幹事	東京地下鉄株式会社表参道駅務管区永田町地域首席助役
49	幹事	東京モノレール株式会社総務部課長
50	幹事	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長補佐
51	幹事	株式会社ゆりかもめ総務部総務課長
52	幹事	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊迫撃砲小隊長

第2部 震 災 予 防 計 画

第2部 震災予防計画

第1章 防災街づくり

区内を真に災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本です。

このため、区は、東京都と一体となって建築物等の耐震・不燃化などを図ってきたところです。今後、防災街づくりを進めるに当たっては、想定されている都心南部直下地震による震度7の揺れその他、津波や液状化の影響等も視野におくものとします。

【現況】

1 建築物の耐震・不燃化

- (1) 木造建築物の耐震診断助成（平成7（1995）年度）、非木造建築物の耐震診断助成（平成8（1996）年度）
- (2) 木造住宅の無料耐震診断及び木造・非木造建築物の耐震改修工事の一部助成を実施。
- (3) 「港区耐震改修促進計画」の策定（平成19年度策定、令和4（2022）年3月改定）
- (4) 区独自の液状化シミュレーションの実施（令和5（2023）年度更新）

2 市街地の再開発

- (1) 市街地再開発事業（計20地区が事業完成）
- (2) 住宅市街地総合整備事業（計2地区が事業完成）

3 オープンスペースの確保

- (1) 広域避難場所の確保・指定（東京都）
- (2) 地域集合場所や区民避難所（地域防災拠点）の確保・指定
- (3) 発災時の避難所、救出・救助等の活動拠点となる公園等の整備

【課題】

第1 区全体の課題

1 建築物の耐震・不燃化

- (1) 住宅、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建築物、公共建築物等の耐震化の目標達成の推進
- (2) 液状化対策の充実・強化の推進

2 災害に強い街づくりの推進

3 オープンスペースとなる用地・空間の確保

第2 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（令和5（2023）年3月）に基づく各地区の課題

1 芝地区の課題

- (1) 地区のどこであっても強い揺れに見舞われる中で、木造建物は非木造建物に比べ

耐震性が低いことから、木造建物（特に旧耐震基準で建てられた古い木造建物）を中心に建物被害が発生します。

- (2) 液状化による建物全壊は地区全体で約3棟にとどまっていますが、液状化危険度が高いエリアが分布していることを踏まえれば、それ以上の被害が発生する可能性もあります。
- (3) 急傾斜地崩壊が起こると、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難になる場合があります。急傾斜地崩壊のリスクが高いエリアも見られます。
- (4) 通路や階段等が狭い古い雑居ビルで火災が発生した場合、建物内の滞留者が避難経路に殺到することとなるため避難が難しく、要救助者の救出活動が困難となり、人的被害の拡大につながるおそれがあります。
- (5) 新橋駅東口に所在する地下街や、その他大規模商業施設等においては、多数の来訪者がいるため、停電や天井落下等が発生した場合の事故リスクが増大します。震災後に、滞留者が狭い通路や出口付近の階段に殺到することで群集雪崩等が発生し、死傷者が多数発生する可能性があります。
- (6) 昼夜間人口比率が5地区の中で最大である芝地区では、昼間に震災した場合、建物内に滞留している人や屋外を移動している人が多い影響で人的被害が多くなります。建物自体に被害がなくても、強い揺れによる家具や什器、塀や看板等の転倒物や落下物等による被害も生じます。

2 麻布地区の課題

- (1) 地区のどこであっても強い揺れに見舞われる中で、木造建物は非木造建物に比べ耐震性が低いことから、木造建物（特に旧耐震基準で建てられた古い木造建物）を中心に建物被害が発生します。
- (2) 液状化による建物全壊は地区全体で約1棟にとどまっていますが、液状化危険度が高いエリアが分布していることを踏まえれば、それ以上の被害が発生する可能性もあります。
- (3) 急傾斜地崩壊が起こると、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難になる場合があります。急傾斜地崩壊のリスクが高いエリアも見られます。
- (4) 通路や階段等が狭い古い雑居ビルで火災が発生した場合、建物内の滞留者が避難経路に殺到することとなるため避難が難しく、要救助者の救出活動が困難となります。
- (5) 六本木ヒルズ等の大規模商業施設等においては、多数の来訪者がいるため、停電や天井落下等が発生した場合の事故リスクが増大します。震災後に、滞留者が狭い通路や出口付近の階段に殺到することで群集雪崩等が発生し、死傷者が多数発生する可能性があります。
- (6) 昼間人口が多い六本木六丁目等では昼間に震災した場合に、建物内に滞留している人や屋外を移動している人が多い影響で人的被害が多くなります。一方で、夜間人口が多い麻布狸穴町、元麻布一、二丁目、麻布十番三、四丁目等では深夜に震災

した場合に、建物内に滞留している人が多い影響で人的被害が多くなります。

- (7) 建物自体に被害がなくても、強い揺れによる家具や什器、塀や看板等の転倒物や落下物等による被害も生じます。特に高層建物の場合、長周期地震動（周期が長いゆっくりとした大きな揺れ）によって高層階ほど大きな揺れが長く続き、建物内にいる人が船酔いのような症状を覚える、家具の転倒・移動等によって負傷するといった被害が生じます。

3 赤坂地区の課題

- (1) 地区のどこであっても強い揺れに見舞われる中で、木造建物は非木造建物に比べ耐震性が低いことから、木造建物（特に旧耐震基準で建てられた古い木造建物）を中心に建物被害が発生します。
- (2) 液状化による建物全壊は地区全体で約1棟にとどまっていますが、液状化危険度が高いエリアが分布していることを踏まえれば、それ以上の被害が発生する可能性もあります。
- (3) 急傾斜地崩壊による建物全壊は地区全体で約1棟にとどまっていますが、急傾斜地崩壊が起こると、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難になる場合があり、急傾斜地崩壊のリスクが高いエリアも見られます。
- (4) 通路や階段等が狭い古い雑居ビルで火災が発生した場合、建物内の滞留者が避難経路に殺到することとなるため避難が難しく、要救助者の救出活動が困難となります。
- (5) 東京ミッドタウン等の大規模商業施設等においては、多数の来訪者がいるため、停電や天井落下等が発生した場合の事故リスクが増大します。発災後に、滞留者が狭い通路や出口付近の階段に殺到することで群集雪崩等が発生し、死傷者が多数発生する可能性があります。
- (6) 昼間人口が多い元赤坂一丁目、赤坂一、三、五丁目、南青山二丁目、北青山二丁目等では昼間に発災した場合に、建物内に滞留している人や屋外を移動している人が多い影響で人的被害が多くなります。一方で、夜間人口が多い南青山四、七丁目等では深夜に発災した場合に、建物内に滞留している人が多い影響で人的被害が多くなります。
- (7) 建物自体に被害がなくても、強い揺れによる家具や什器、塀や看板等の転倒物や落下物等による被害も生じます。特に高層建物の場合、長周期地震動（周期が長いゆっくりとした大きな揺れ）によって高層階ほど大きな揺れが長く続き、建物内にいる人が船酔いのような症状を覚えたり、家具の転倒・移動等によって負傷するといった被害が生じます。

4 高輪地区の課題

- (1) 高輪地区は、木造建物が区内5地区の中で最も多く、木造建物は非木造建物に比べ耐震性が低いことから、木造建物（特に旧耐震基準で建てられた古い木造建物）を中心に建物被害が発生します。

- (2) 液状化による建物全壊は地区全体で約1棟にとどまっていますが、液状化危険度が高いエリアが分布していることを踏まえれば、それ以上の被害が発生する可能性もあります。
- (3) 急傾斜地崩壊が起こると、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難になる場合があります。急傾斜地崩壊のリスクが高いエリアも見られます。
- (4) 通路や階段等が狭い古い雑居ビルで火災が発生した場合、建物内の滞留者が避難経路に殺到することとなるため避難が難しく、要救助者の救出活動が困難となります。
- (5) 品川駅等のターミナル駅や大規模商業施設等においては、多数の来訪者がいるため、停電や天井落下等が発生した場合の事故リスクが増大します。発災後に、滞留者が狭い通路や出口付近の階段に殺到することで群集雪崩等が発生し、死傷者が多数発生する可能性があります。
- (6) 昼間人口が多い白金台一丁目等では昼間に発災した場合に、建物内に滞留している人や屋外を移動している人が多い影響で人的被害が多くなります。一方で、夜間人口が多い三田五丁目、高輪一丁目、白金二、三、六丁目、白金台三丁目等では深夜に発災した場合に、建物内に滞留している人が多い影響で人的被害が多くなります。
- (7) 建物自体に被害がなくても、強い揺れによる家具や什器、塀や看板等の転倒物や落下物等による被害も生じます。特に高層建物の場合、長周期地震動（周期が長いゆっくりとした大きな揺れ）によって高層階ほど大きな揺れが長く続き、建物内にいる人が船酔いのような症状を覚える、家具の転倒・移動等によって負傷するといった被害が生じます。

5 芝浦港南地区（芝浦港南周辺）の課題

- (1) 地区のどこであっても強い揺れに見舞われるものの、非木造の建物が多いため、建物被害棟数は他の地区と比較して少ない状況です。ただし、高層ビルやマンションが多い中で、エレベーターの停止やそれに伴う閉じ込めが懸念事項となります。
- (2) 液状化による建物全壊は地区全体で計算上0棟となっています。ただし、芝浦港南地区の地形・地勢によると、海岸二丁目、港南五丁目に液状化危険度が高い（PL値が15より大きい）エリアがみられることから、これらの地域で液状化による被害が発生する可能性があります。特に木造家屋の場合は非木造建物と比較して建物重量が軽く基礎が浅いことから、木造家屋で建物の傾斜等の被害が発生しやすい状況です。
- (3) 通路や階段等が狭い古い雑居ビルで火災が発生した場合、建物内の滞留者が避難経路に殺到することとなるため避難が難しく、要救助者の救出活動が困難となります。また、来訪者の多い商業施設や居住者の多いタワーマンションで出火した場合には、大勢の人が一気に避難するために混乱が起こる可能性があり、その際には火災による人的被害も発生するおそれがあります。

- (4) ターミナル駅である品川駅に立地する大規模商業施設等においては、多数の来訪者がいるため、停電や天井落下等が発生した場合の事故リスクが増大します。発災後に、滞留者が狭い通路や出口付近の階段に殺到することで群集雪崩等が発生し、死傷者が多数発生する可能性があります。
- (5) 昼間人口が多い港南一丁目、芝浦一丁目、港南二丁目等では昼間に発災した場合に、建物内に滞留している人や屋外を移動している人が多い影響で人的被害が多くなります。一方で、夜間人口が多い港南三丁目等では深夜に発災した場合に、建物内に滞留している人が多い影響で人的被害が多くなります。
- (6) 建物自体に被害がなくても、強い揺れによる家具や什器、塀や看板等の転倒物や落下物等による被害も生じます。特に高層建物の場合、長周期地震動（周期が長いゆっくりとした大きな揺れ）によって高層階ほど大きな揺れが長く続き、建物内にいる人が船酔いのような症状を覚える、家具の転倒・移動等によって負傷するといった被害が生じます。

6 芝浦港南地区（台場周辺）の課題

- (1) 地区のどこであっても強い揺れに見舞われるものの、すべてが非木造建物であるため、建物被害棟数は他の地区と比較して少ない状況です。ただし、高層ビルやマンションが多い中で、エレベーターの停止やそれに伴う閉じ込めが懸念事項となります。
- (2) 液状化による建物全壊は地区全体で計算上0棟となっています。ただし、芝浦港南地区の地形・地勢によると、台場一、二丁目に液状化危険度が高い（PL 値が15より大きい）エリアがみられることから、これらの地域で液状化による被害が発生する可能性はあります。
- (3) 通路や階段等が狭い古い雑居ビルで火災が発生した場合、建物内の滞留者が避難経路に殺到することとなるため避難が難しく、要救助者の救出活動が困難となります。また、来訪者の多い商業施設や居住者の多いタワーマンションで出火した場合には、大勢の人が一気に避難するために混乱が起こる可能性があり、その際には火災による人的被害も発生するおそれがあります。
- (4) お台場エリアに立地する大規模商業施設等においては、多数の来訪者がいるため、停電や天井落下等が発生した場合の事故リスクが増大します。発災後に、滞留者が狭い通路や出口付近の階段に殺到することで群集雪崩等が発生し、死傷者が多数発生する可能性があります。家族連れの来訪者が集う商業施設が多い点を踏まえて、子ども連れの来訪者も意識した対策が必要となります。
- (5) 昼間人口が多い台場二丁目等では昼間に発災した場合に、建物内に滞留している人や屋外を移動している人が多い影響で人的被害が多くなります。一方で、夜間人口が多い台場一丁目等では深夜に発災した場合に、建物内に滞留している人が多い影響で人的被害が多くなります。
- (6) 建物自体に被害がなくても、強い揺れによる家具や什器、塀や看板等の転倒物や

落下物等による被害も生じます。特に高層建物の場合、長周期地震動（周期が長いゆっくりとした大きな揺れ）によって高層階ほど大きな揺れが長く続き、建物内にいる人が船酔いのような症状を覚える、家具の転倒・移動等によって負傷するといった被害が生じます。

【対策の方向性・到達目標】

第1 区全体の方向性

1 建築物の耐震・不燃化促進

- (1) 住宅、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建築物、公共建築物等の耐震化促進（令和12(2030)年度までに新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅：半減・令和7(2025)年度までに旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅：概ね解消、特定緊急輸送道路²⁰沿道建築物の耐震化率：100%、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率：90%）。
- (2) 地盤情報システムを活用した液状化対策の充実・強化

2 都市空間の確保

- (1) 防災活動拠点公園の整備検討
- (2) 既存の公園のオープンスペースとしての防災機能の強化
- (3) 帰宅困難者対策として活用可能な都市空間の確保

第2 港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果（令和5(2023)年3月）に基づく各地区の方向性

1 芝地区の方向性

- (1) 液状化危険度が高いエリアがみられることを踏まえて、液状化対策を実施する既存建物について、液状化対策に係るアドバイス等を行います。
- (2) 中高層ビルが多い点を踏まえて、耐震診断や耐震化に要する費用の補助や、対策内容に係るアドバイス等を行います。また、閉じ込め防止に向けて、地震時等管制運転装置の整備等の既存不適格となっているエレベーターの改修を促進します。
- (3) 雑居ビル等における、避難経路の確保や消防用設備の点検等の実施状況確認を引き続き徹底します。
- (4) 急傾斜地崩壊のリスクが高い土砂災害警戒区域等を中心として、急傾斜地崩壊への対策（法面の耐震性確認や補強、対策工の整備等）を推進します。
- (5) 危険性が高いエリアや建物（雑居ビル、地下街等）に関して、建物所有者や周辺住民等に対してその危険性を周知するとともに、上記（1）～（4）に示したような対策の実施を促します。
- (6) 長周期地震動に備えた高層ビル・マンションにおける家具固定について、アドバイス等を行います。

²⁰ 特定緊急輸送道路：緊急輸送道路のうち特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路（首都高速道路及び第一次緊急輸送道路の全てと港区役所との連絡に必要な緊急輸送道路）。

2 麻布地区の方向性

- (1) 耐震補強や建替等への補助やまちづくり等による確実な耐震化によって旧耐震の建物棟数を減らし、木造倒壊ゼロを目指します。
- (2) 液状化危険度が高いエリアがみられることを踏まえて、液状化対策を実施する既存建物について、液状化対策に係るアドバイス等を行います。
- (3) 中高層ビルにおける耐震診断や耐震化に要する費用の補助や、対策内容に係るアドバイス等を行います。また、閉じ込め防止に向けて、地震時等管制運転装置の整備等の既存不適格となっているエレベーターの改修を促進します。
- (4) 雑居ビル等における、避難経路の確保や消防用設備の点検等の実施状況確認を引き続き徹底します。
- (5) 急傾斜地崩壊のリスクが高い土砂災害警戒区域等を中心として、急傾斜地崩壊への対策（法面の耐震性確認や補強、対策工の整備等）を推進します。
- (6) 危険性が高いエリアや建物に関して、建物所有者や周辺住民等に対してその危険性を周知するとともに、上記（1）～（5）に示したような対策の実施を促します。
- (7) 長周期地震動に備えた高層ビル・マンションにおける家具固定について、アドバイス等を行います。

3 赤坂地区の方向性

- (1) 耐震補強や建替等への補助やまちづくり等による確実な耐震化によって旧耐震の建物棟数を減らし、木造倒壊ゼロを目指します。
- (2) 液状化危険度が高いエリアがみられることを踏まえて、液状化対策を実施する既存建物について、液状化対策に係るアドバイス等を行います。
- (3) 中高層ビルにおける耐震診断や耐震化に要する費用の補助や、対策内容に係るアドバイス等を行います。また、閉じ込め防止に向けて、地震時等管制運転装置の整備等の既存不適格となっているエレベーターの改修を促進します。
- (4) 雑居ビル等における、避難経路の確保や消防用設備の点検等の実施状況確認を引き続き徹底します。
- (5) 急傾斜地崩壊のリスクが高い土砂災害警戒区域等を中心として、急傾斜地崩壊への対策（法面の耐震性確認や補強、対策工の整備等）を推進します。
- (6) 危険性が高いエリアや建物に関して、建物所有者や周辺住民等に対してその危険性を周知するとともに、上記（1）～（5）に示したような対策の実施を促します。
- (7) 長周期地震動に備えた高層ビル・マンションにおける家具固定について、アドバイス等を行います。

4 高輪地区の方向性

- (1) 耐震補強や建替等への補助やまちづくり等による確実な耐震化によって旧耐震の建物棟数を減らし、木造倒壊ゼロを目指します。
- (2) 液状化危険度が高いエリアがみられることを踏まえて、液状化対策を実施する既存建物について、液状化対策に要する費用の補助や、対策内容に係るアドバイス等

を行います。

- (3) 中高層ビルにおける耐震診断や耐震化に要する費用の補助や、対策内容に係るアドバイス等を行います。また、閉じ込め防止に向けて、地震時等管制運転装置の整備等の既存不適格となっているエレベーターの改修を促進します。
- (4) 雑居ビル等における、避難経路の確保や消防用設備の点検等の実施状況確認を引き続き徹底します。
- (5) 急傾斜地崩壊のリスクが高い土砂災害警戒区域等を中心として、急傾斜地崩壊への対策（法面の耐震性確認や補強、対策工の整備等）を推進します。
- (6) 危険性が高いエリアや建物に関して、建物所有者や周辺住民等に対してその危険性を周知するとともに、上記（1）～（5）に示したような対策の実施を促します。
- (7) 長周期地震動に備えた高層ビル・マンションにおける家具固定について、アドバイス等を行います。

5 芝浦港南地区（芝浦港南周辺）の方向性

- (1) 液状化危険度が高いエリアがみられることを踏まえて、液状化対策を実施する既存建物について、液状化対策に要する費用の補助や、対策内容に係るアドバイス等を行います。
- (2) 中高層ビルにおける耐震診断や耐震化に要する費用の補助や、対策内容に係るアドバイス等を行います。また、閉じ込め防止に向けて、地震時等管制運転装置の整備等の既存不適格となっているエレベーターの改修を促進します。
- (3) 雑居ビル等における、避難経路の確保や消防用設備の点検等の実施状況確認を引き続き徹底します。
- (4) 危険性が高いエリアや建物に関して、建物所有者や周辺住民等に対してその危険性を周知するとともに、上記（1）～（3）に示したような対策の実施を促します。
- (5) 長周期地震動に備えた高層ビル・マンションにおける家具固定について、アドバイス等を行います。

6 芝浦港南地区（台場周辺）の方向性

- (1) 液状化危険度が高いエリアがみられることを踏まえて、液状化対策を実施する既存建物について、液状化対策に要する費用の補助や、対策内容に係るアドバイス等を行います。
- (2) 中高層ビルにおける耐震診断や耐震化に要する費用の補助や、対策内容に係るアドバイス等を行います。また、閉じ込め防止に向けて、地震時等管制運転装置の整備等の既存不適格となっているエレベーターの改修を促進します。
- (3) 雑居ビル等における、避難経路の確保や消防用設備の点検等の実施状況確認を引き続き徹底します。
- (4) 危険性が高いエリアや建物に関して、建物所有者や周辺住民等に対してその危険性を周知するとともに、上記（1）～（3）に示したような対策の実施を促します。

- (5) 長周期地震動に備えた高層ビル・マンションにおける家具固定について、アドバイス等を行います。

第1節 建築物の耐震・不燃化促進

第1 建築物の耐震・不燃化促進

区は、建築物の不燃化の促進や建築物等の耐震性向上に努めてきましたが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7(1995)年度において、木造建築物の耐震診断助成を、平成8(1996)年度には、非木造建築物の耐震診断助成を開始しました。平成17(2005)年度からは、木造住宅について無料耐震診断及び耐震改修工事の一部助成を実施するとともに、非木造建築物については、共同住宅の耐震診断助成金を増額しています。

また、昭和56(1981)年以前に建てられた建築物の耐震診断・耐震改修を促進するために、平成19(2007)度に「港区耐震改修促進計画」を策定しました。この計画において、住宅、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建築物(不特定多数の者が利用する建物等)、公共建築物等の耐震化率の目標値を設定し耐震化の促進を図っていきます。

特に特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断の実施が義務化されています。

令和4(2022)年からは、平成12(2000)年5月以前に建築された新耐震基準の木造住宅に対する耐震化の助成を実施しています。さらに令和5(2023)年度からは、関東大震災から100年の節目として、新たに住宅を対象としたアドバイザーの派遣や緊急道路沿道建築物を対象とした個別訪問、加えて、住宅や分譲マンション、一般緊急輸送道路建築物に対する助成額等の拡大のほか、がけ・擁壁改修工事、エレベーターに安全装置等(地震時等管制運転装置等)を設置する工事に対する助成額等についても拡充し、建築物等への更なる耐震化を図っています。

第2 区の役割

- 1 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化を促進します。
- 2 公共建築物等を耐震化します。
- 3 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対し的確な対策を講じるよう促します。

第3 実施計画

- 1 一定規模以上の特定建築物及びエレベーター等については、定期的にその現状を建築士等に調査等をさせ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行います。また、地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止など安全対策に関する情報の提供や、相談に対応していきます。
- 2 飲食店等が数多く入居する雑居ビルの火災安全性を確保するため、保健所や警察・消防からの情報をもとに立入調査を行います。問題がある場合は、建物所有者やテナントに対して改善指導を行います。
- 3 大規模建築物については、必要に応じ防火水槽等を設置するよう行政指導を行います。

- 4 工事現場の危害防止、土留め工事の崩壊や建方工事の倒壊を防止するための措置を講ずるよう指導を行います。
- 5 がけ及び擁壁の崩壊等の防止について、広報等を通じ安全確保を呼びかけます。
- 6 建築物耐震診断等助成制度
建築物の耐震化を行う者に対し、耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部を助成し、災害に強い街づくりをめざします。特に木造住宅については、無料耐震診断を行っています。
- 7 区立の公共施設は、「新耐震設計法（昭和 56(1981)年）」適用以前の小・中学校、いきいきプラザ等について耐震診断を実施し、必要に応じ順次、補強対策を実施し、耐震化率 100%としました。
- 8 令和 3 (2021)年 3 月の東京都耐震改修促進計画の改定に伴い、港区耐震改修促進計画を改定しました。
- 9 揺れやすさマップの作成と情報提供
耐震化への意識啓発のため、揺れやすさマップを作成・配布し、地震が発生した場合の想定震度や地盤の揺れやすさ等の情報提供を行います。

第2節 液状化対策

第1 液状化対策

地盤の液状化現象による被害については、昭和 39(1964)年の新潟地震でクローズアップされ、その後、昭和 58(1983)年の日本海中部地震、平成 7 (1995)年の阪神・淡路大震災、平成 23(2011)年の東日本大震災などでも被害が発生し、その対策が重要な課題となっています。

区においては、液状化のおそれのある地域では、設計時に詳細な地盤調査を行わせ、適切な液状化対策を講じるよう、指導に努めています。

また、平成 8 (1996)年度から、液状化マップを製作していますが、令和 5 (2023)年度の港区独自の液状化シミュレーションの結果を踏まえた内容に更新しました。

(震災資料編 震 2 - 1 - 1 港区液状化マップ 参照)

今後とも、地盤情報システムなども活用して、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実、強化を図っていきます。

第2 事業計画

1 液状化マップの作成・情報提供と対策に関する指導

液状化リスクを低減するため、液状化マップを作成し、液状化対策に関する情報提供を行います。また、建築確認審査時等の機会を捉えて、積極的に液状化対策に関する指導を行います。

2 地盤情報システムの活用

地盤情報システムを活用して、建築確認申請等を通じて、液状化対策の指導を図ります。

第3節 市街地の再開発

第1 市街地再開発事業

1 目的

木造建築物が密集し、道路等の都市基盤が未整備な市街地の細分化された敷地を広く統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、併せて公園、広場、道路などの公共施設を整備し、快適で安全な都市環境を再生させることを目的としており、災害に強い街づくりを行います。

また、「港区防災街づくり整備指針」に基づき事業者の協力を得て、帰宅困難者の一時受入れ場所や防災備蓄倉庫²¹を確保し、災害に強い街づくりを総合的に推進します。

2 事業地区

虎ノ門二丁目地区（約2.9ha）、白金一丁目東部北地区（約1.7ha）、虎ノ門・麻布台地区（約8.1ha）、虎ノ門一・二丁目地区（約2.2ha）、三田三・四丁目地区（約4.0ha）、浜松町二丁目地区（約0.7ha）、三田小山町西地区（約2.5ha）、西麻布三丁目北東地区（約1.6ha）、白金一丁目西部中地区（約1.6ha）、赤坂七丁目2番地区（約1.2ha）、虎ノ門一丁目東地区（約1.1ha）、愛宕地区（約0.6ha）、神宮外苑地区（約17.5ha）、北青山三丁目地区（約2.9ha）、高輪三丁目品川駅前地区（約2.2ha）は事業施行中です。

高輪三丁目品川駅前地区（約2.2ha）、品川駅北周辺地区（約0.7ha）、北青山三丁目地区（約2.9ha）、三田五丁目西地区（約1.3ha）は都市計画決定されています。

すでに、事業が完了している市街地再開発事業は以下のとおりです。

地区名	面積	事業完了
赤坂・六本木地区	約5.6ha	昭和61(1986)年度
田町駅前西口地区	約0.6ha	平成8(1996)年度
六本木一丁目西地区	約3.2ha	平成15(2003)年度
六本木六丁目地区	約11.0ha	平成16(2004)年度
赤坂四丁目薬研坂北地区	約1.0ha	平成18(2006)年度
白金一丁目東地区	約2.5ha	
三田小山町東地区	約0.9ha	平成21(2009)年度
赤坂四丁目薬研坂南地区	約1.1ha	平成22(2010)年度
三田小山町地区	約1.1ha	平成23(2011)年度
虎ノ門・六本木地区	約2.0ha	平成25(2013)年度
六本木三丁目地区	約0.9ha	平成25(2013)年度
六本木一丁目南地区	約0.4ha	平成26(2014)年度

²¹ 防災備蓄倉庫：食料、生活必需品等を備蓄しておくための倉庫で、救援物資配給の拠点になる避難所をはじめとして他の区有施設及び民間ビル、大規模開発時の事業者の協力も得て整備されています。

地区名	面積	事業完了
赤坂九丁目北地区	約 0.8ha	平成 30(2018)年度
田町駅前東口地区	約 0.3ha	令和元(2019)年度
赤坂一丁目地区	約 2.5ha	
六本木三丁目東地区	約 2.7ha	令和 2(2020)年度
浜松町一丁目地区	約 0.7ha	
虎ノ門一丁目地区	約 1.5ha	令和 3(2021)年度
虎ノ門駅前地区	約 0.5ha	
新橋田村町地区	約 1.2ha	令和 4(2022)年度

※ 令和 6 年(2024) 3 月 1 日現在、事業中の虎ノ門二丁目地区、白金一丁目東部北地区、虎ノ門・麻布台地区、虎ノ門一・二丁目地区、三田三・四丁目地区、浜松町二丁目地区、三田小山町西地区、西麻布三丁目北東地区、白金一丁目西部中地区、赤坂七丁目 2 番地区、虎ノ門一丁目東地区、神宮外苑地区、北青山三丁目地区、高輪三丁目品川駅前地区では、帰宅困難者の一時受入施設や防災備蓄倉庫を設置します。また、令和 6 年(2024) 3 月 1 日時点において都市計画決定している高輪三丁目品川駅前地区、品川駅北周辺地区、北青山三丁目地区、三田五丁目西地区及び港区基本計画に計上されている事業地区も帰宅困難者対策を行います。

第2 その他の再開発

1 地区計画制度の推進

地区計画制度は、その地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地の形成を図るため、土地利用の規制や建築物の用途・形態の制限及び道路・公園等の地区施設の配置などを、総合的に定める制度です。

用途変更等を行う場合は、用途・壁面の位置など必要な事項を地区計画等で定め、対象となる地域の区民の意向を最大限反映させるよう努めていきます。

2 住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、都市機能の更新、居住環境の改善及び良好な住宅供給を推進し、災害に強い街とするため、住宅等の建設及び公共施設の整備等を総合的に行うためのものです。

台場周辺地区(9.8ha)は平成 14(2002)年に、芝浦港南周辺地区(79.0ha)は平成 23(2011)年に事業完了しています。

第4節 オープンスペースの確保

第1 区の役割

1 オープンスペースを整備・誘導します。

第2 事業計画

市街地における避難者の安全確保と火災の延焼防止等に効果の大きいオープンスペースの確保は、災害に強い街づくりに向けた有効な方策の一つです。

オープンスペースには、公園、緑地、グラウンド、開発等により設けられた空地等があ

ります。公園は、快適な市街地環境の形成を目的としたふれあいやにぎわいの活動の場であるほか、震災時には避難場所として重要な役割を担います。なかでも大規模な公園は、広域避難場所として指定され、小規模なものは、地域の集合場所や地域の防災活動の拠点として利用されています。

このため、今後も都市計画公園の整備をはじめ、既存公園の拡充・整備を行うとともに、都市開発諸制度を活用する大規模開発の事業者を誘導し、災害時の円滑な応急活動に資するオープンスペースの整備を促進していきます。

(震災資料編 震2-1-2 仮設住宅建設予定地の建設可能性戸数 参照)

第5節 都市空間の確保

第1 区の役割

- 1 公園の整備をします。
- 2 緑地の保全をします。

第2 事業計画

1 公園等の整備

公園等は、発災時の避難場所、救出や救助等各種活動の拠点、復旧、復興時の仮設住宅建設地やがれきの仮置場など、多様な役割を担っています。

東日本大震災を踏まえ、更なる防災機能の強化を図っていくため、三田台公園、芝浦公園や港南緑水公園を救援活動や復旧・復興活動などの防災活動拠点公園として位置付け、整備充実を図ります。

また、既存公園等においては、防災関連施設の強化や海拔標示板の設置を図っていくとともに、大規模開発における空地の確保を行い、さらに防災効果の高いオープンスペースの拡大を図ります。

帰宅困難者対策として、駅周辺及び国道、都道等の幹線道路に面している公園等について徒歩帰宅者に対応できるよう、休憩場所、非常用トイレ、非常用電源設備や情報関連施設等の整備を図っていきます。

2 緑地の保全

都市の緑地は、火災の延焼防止や広域避難場所としての機能など、防災上重要な役割を担っています。区は、公園・緑地の整備及び開発事業の際には、事業者に緑地の保全について指導を行います。

第6節 道路・橋りょうの整備

道路は、都市活動を支える根幹的都市施設であり、災害時には避難、救援、救護、消防活動等に重要な役割を果たすだけでなく、沿道の不燃化を促し、また延焼を防止するオープンスペースとして、災害に強い街づくりに貢献するところが大きいものです。

区が管理する道路では、空洞調査等の道路構造物の定期点検を実施し、その結果を踏まえた維持補修、整備を実施します。なかでも、都市計画道路は避難路や延焼遮断帯とし

て、防災上重要な役割を担っています。併せて一部の道路は緊急道路障害物除去路線として位置付けられ、特に、広域避難場所を結ぶ補助7号線などの都市計画道路を優先的に新設・拡幅整備促進を図ります。

また、区が管理する橋りょうでも、定期的に橋りょう点検を実施し、その結果を踏まえた補修を行うとともに、架替えや耐震補強工事を計画的に行います。

第2章 施設構造物等の安全化

地震被害の軽減・防止のため、都市の不燃化等防災街づくりを推進するとともに、都市機能を支える電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン、道路、鉄道等の耐震化、安全化を進めることが必要です。また、がけ・擁壁等の崩壊、落下物被害への安全対策も求められています。

今後、施設構造物の安全化を進めるに当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定されている東京湾北部地震による震度7の揺れその他、津波や液状化の影響等も視野におくものとします。

本章では、地震被害の軽減・防止のために防災関係機関が行う施設構造物の安全化について定めます。

【現況】

1 がけ・擁壁、ブロック塀等

- (1) 建築物や擁壁、ブロック塀等を設ける場合のがけや擁壁への防災上の安全指導
- (2) がけ・擁壁改修工事費用、ブロック塀等除却・設置工事費用助成

2 落下物等の防止

- (1) 区内の3階以上の建築物について調査し、危険なものへの安全化指導
- (2) 家具転倒防止器具等の助成、ガラス飛散防止フィルムなどの防災用品の助成

【課題】

第1 区全体の課題

- 1 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊による被害の拡大
- 2 窓ガラス・ビル外装材などの剥離・落下による被害の発生
- 3 エレベーター内での閉じ込め事故による心身等の負荷、復旧の遅れ

第2 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（令和5（2023）年3月）に基づく各地区の課題

1 全地区共通の課題

- (1) 一般車両の通行が禁止された路線を走行していた多数の車両がそれ以外の道路に一気に流入して大渋滞となることに伴う道路交通の麻痺によって、走行困難になり路上に乗り捨てられる車も多く発生する可能性があり、応急・救急活動に支障が生じるおそれがあります。
- (2) ライフラインの被害によって、自宅での生活継続が困難となり、避難所等への避難を余儀なくされる人が多数出ます。

2 芝地区の課題

- (1) 液状化危険度が高い芝地区の北側（新橋・西新橋・虎ノ門周辺）では、液状化に伴う地面の陥没・隆起によって、交通インフラやライフラインに係る各種施設（埋設物の浮き上がり等による道路被害、上下水道の管路被害等）も含めて被害が生じる可能性があります。

3 麻布地区の課題

(1) 液状化危険度が高い六本木二～四丁目付近では、液状化に伴う地面の陥没・隆起によって、交通インフラやライフラインに係る各種施設（埋設物の浮き上がり等による道路被害、上下水道の管路被害等）も含めて被害が生じる可能性があります。

4 赤坂地区の課題

(1) 液状化危険度が高い赤坂六、九丁目では、液状化に伴う地面の陥没・隆起によって、交通インフラやライフラインに係る各種施設（埋設物の浮き上がり等による道路被害、上下水道の管路被害等）も含めて被害が生じる可能性があります。

5 高輪地区の課題

(1) 液状化危険度が高い三田五丁目付近や白金四、五丁目付近、白金台一、二丁目付近、高輪一～三丁目付近等では、液状化に伴う地面の陥没・隆起によって、交通インフラやライフラインに係る各種施設（埋設物の浮き上がり等による道路被害、上下水道の管路被害等）も含めて被害が生じる可能性があります。

6 芝浦港南地区（芝浦港南周辺）の課題

(1) 液状化危険度が高い海岸二丁目、港南五丁目では、液状化に伴う地面の陥没・隆起によって、交通インフラやライフラインに係る各種施設（埋設物の浮き上がり等による道路被害、上下水道の管路被害等）も含めて被害が生じる可能性があります。

7 芝浦港南地区（台場周辺）の課題

(1) 液状化危険度が高い台場一、二丁目では、液状化に伴う地面の陥没・隆起によって、交通インフラやライフラインに係る各種施設（埋設物の浮き上がり等による道路被害、上下水道の管路被害等）も含めて被害が生じる可能性があります。

【対策の方向性・到達目標】

第1 区全体の方向性

1 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止対策

(1) 既存のブロック塀等の指導の強化

(2) 「広報みなと」等への掲載による安全点検への啓発

2 落下物等の対策の充実、家具転倒防止対策の充実、防災用品の普及

3 エレベーターの閉じ込め事故の防止、事故発生時の迅速な救出・復旧

第2 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（令和5（2023）年3月）に基づく各地区の方向性

1 全地区共通の方向性

(1) ライフライン被害による自宅での生活継続困難やそれに伴う避難者発生を抑制するための、家庭内での物資備蓄率向上に向けた普及啓発活動を行います。

(2) 地域全体の道路交通を考えた際に重要と考えられる道路や橋りょうについては優先的に道路啓開・応急的な復旧を行えるように、国や東京都との

連携も含めた事前の体制整備や計画策定を行います。

2 芝地区の方向性

- (1) 物資搬送等において防災船着場を活用するべく、防災計画に位置づけています。
また、防災船着場周辺は優先的に道路啓開を行えるように、国や東京都との連携も含めた事前の体制整備や計画策定を行います。

第1節 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止

第1 区の役割

- 1 ブロック塀等の安全対策を講じるよう指導を行います。

第2 事業計画

1 がけ・擁壁等の崩壊防止

東京都による「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく調査の結果、平成29(2017)年3月及び令和元(2019)年9月に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されました。令和5(2023)年11月現在、港区には土砂災害警戒区域が208か所、土砂災害特別警戒区域が141か所指定されています。区では、がけ・擁壁に面して建築物や擁壁等を設ける場合、「建築基準法」及び「東京都建築安全条例」に基づき、土地の状況に合わせた構造上の安全指導を行っています。また、既存のがけ・擁壁については、広報みなとや港区がけ・擁壁安全ハンドブック等への掲載により安全点検への啓発を行っています。

2 ブロック塀等の倒壊防止のための指導の強化

落下のおそれのある外壁や窓ガラス及びブロック塀等の工作物に関する調査結果を踏まえ、工作物の落下や倒壊等による被害を防止するため、東京都と連携し、建築確認の際に指導を強化する一方、既存のブロック塀等について広報みなと等への掲載により安全点検への啓発を行っています。

3 港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業

ブロック塀等の除却工事及び除却に伴い新たに塀を設置する場合は、工事費用の一部を助成します。

4 港区がけ・擁壁改修工事等支援事業

区内の高さ2mを超えるがけ又は擁壁の所有者に対して、アドバイザーを派遣する制度があります。また、擁壁の新築工事又は築造替え工事をする場合、工事費用の一部を助成し、支援します。さらに、港区がけ・擁壁安全ハンドブックにより、がけ・擁壁の維持管理について啓発を行っています。

5 警戒避難時における避難方法等の周知

区は、ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図ります。

第2節 落下物等の防止

第1 落下物防止のための調査・規制

近年の地震被害は、都市の過密化ともあいまって、窓ガラス・ビル外装材などの剥離・落下による被害の発生が増えてきており、これら落下物等の対策の充実が必要となっています。

落下物に対しては、「建築基準法」、「屋外広告物法」や、「東京都屋外広告物条例」、「東京都震災対策条例」で規制されており、安全化が図られています。

第2 公共施設の特定天井等の耐震化

東日本大震災では、大型の公共ホールや体育館など、多数の公共施設において天井が脱落し、死傷者も生じました。これを受けて国土交通省では建築基準法施行令を改正し、平成26(2014)年4月施行により天井脱落対策に係る技術基準を定めました。

区では、区有施設の特定天井(天井高さ6m超かつ面積200㎡超の大規模な吊り天井)等について点検調査のうえ、震災時における区有施設の安全確保のため、また避難所の迅速かつ円滑な開設・運営に影響が生じないように、改正施行令に適合させる改修を進めています。

学校施設については平成29(2017)年度中に必要な改修を終え、その他の施設については、大規模改修工事で特定天井の耐震化が予定されている施設を除き、改修は完了しています。

第3 民間建築物の非構造部材の耐震化

これまで、区では概ね500㎡以上の空間を有する特定建築物の所有者に対して、天井についても定期調査報告を求めてきました。しかし、東日本大震災では、500㎡以下の空間を有する建築物においても吊り天井が脱落し、かつてない甚大な被害が生じました。そのため、今後は、空間が200㎡を超えるなどの一定の基準に該当した特定建築物の所有者に対しても定期調査において特定天井の報告を求め、耐震化への取組を推進します。

第4 屋外広告物の規制

広告塔、突出看板等の屋外広告物は、地震の際、破損、落下、倒壊した場合、深刻な被害が生じます。そこで区は、「道路法」及び「東京都屋外広告物条例」等に基づき、設置者に対し、設置許可申請の際、許可設置後の維持管理について、安全性に関する指導を行っています。

第5 家具類の転倒・落下・移動防止対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災の被災地域では、室内においても、揺れのために家具が転倒したり、ガラスが飛び散るなどして、深刻な人的被害が生じました。特に、高層階ほど揺れが大きく、家具転倒等による被害が甚大でした。

1 区の役割

家具類転倒・落下・移動防止対策を推進します。

地震の際の家具転倒による被害を最小限に抑えるために、家具転倒防止器具等の助

成事業を行っています。また、併せてガラス飛散防止フィルムなどの防災用品も助成しています。

積極的に転入者への周知を実施するなど、事業の周知を進めます。

2 消防署の役割

消防署は、次により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図ります。

ア 家具類の転倒・落下・移動防止普及リーフレットの作成・配布、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、区民や事業所に対する防災指導を実施

イ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取り付け講習の実施

ウ 関係機関、関係団体等と連携した周知

エ 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施

第3節 ライフライン施設の安全化

第1 区の役割

- 1 災害用トイレを確保します。
- 2 し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保します。
- 3 避難所ごとの避難者数に応じた生活用水を確保します。
- 4 都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制を確保します。
- 5 区は災害時に停電が発生し、復旧が長引くおそれがあるときに、都を通して東京電力グループに対し円滑に電源車の派遣を要請できるよう、災害対策上重要な施設に関する情報をリスト化し、平時から共有するとともに、所管消防署への危険物取扱に関する事前申請を行います。
- 6 被災時における円滑な交通の確保に向け、港区無電柱化計画に基づき、優先整備路線をはじめ面的な無電柱化を推進していきます。
- 7 区は、エネルギー自給率向上のため、区有施設において太陽光発電設備等の設置を進めていきます。また、自動車関係事業者との災害時協定により、給電業務等を支援する車両を配備することで、電源供給体制を強化します。このほか、ZEV(Zero Emission Vehicle)等の導入を促進し、非常用電源としての活用についても普及していきます。
- 8 区は、石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する災害時協定を締結しており、引き続き協定の実効性を高める取組みを進め、連携体制を強化していきます。
- 9 区は、創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成制度等により、災害時に非常用電源としても有効な太陽光発電システム、蓄電システムの導入を支援していきます。

第2 水道施設（都水道局）

1 計画方針

大規模地震による水道施設の被害を最小限にとどめて、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能の強化等を推進します。

2 区内配水管管理延長現況

区内配水管管理延長現況は、震災資料編に掲げるとおりです。

(震災資料編 震2-2-2 区内配水管管理延長現況 参照)

3 計画目標

震災による水道の断水区域を最小限にとどめるとともに断水時間を短縮するため施設の耐震性強化のための施策を実施します。

4 事業計画

(1) 施設の耐震化の推進

浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていきます。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進します。

(2) 管路の効果的な耐震継手化の推進

より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進めます。

(3) バックアップ機能の強化

個々の施設が機能停止しても給水を確保できるよう、導水施設の二重化、送水管のネットワーク化を進めます。

(4) 自家用発電設備の新設・増強

震災等による大規模停電時においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場や給水所などの自家用発電設備の新設・増強を図り、電力の自立化を進めます。

第3 下水道施設（都下水道局）

1 施設の現況

(1) 下水道管きょ

下水道管きょは、四ツ谷・赤坂・溜池・高段幹線他 26 幹線があり、総延長は幹線で約 57km、枝線は約 410km あります。

(2) 水再生センター、ポンプ所

港区内の下水道施設は、下水を処理する芝浦水再生センター（処理能力、約 83 万 m³/日）と芝浦水再生センターへ送水する「汐留第二ポンプ所」及び「芝浦ポンプ所」、有明水再生センター（江東区）へ送水する「台場その1ポンプ所」及び「台場その2ポンプ所」の4か所があります。

2 震災対策

(1) 震災対策

①管きょの再構築や新設時には、「下水道施設耐震構造指針（下水道局）」に基づき、地震に強い下水道施設を建設します。

- ②トイレ機能を確保するため、区民避難所（地域防災拠点）、広域避難場所からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を実施します。また、災害拠点病院及び災害拠点連携病院についても、下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を実施します。
 - ③緊急輸送道路に加え、災害拠点病院及び災害拠点連携病院と緊急輸送道路を結ぶ道路、緊急道路障害物除去路線や区民避難所（地域防災拠点）などへのアクセス道路、液状化の危険性のある地区内残留地区やターミナル駅周辺等にエリアを拡大し、マンホール浮上抑制対策を実施します。
 - ④上部が公園などに利用されている水再生センターや低地ポンプ所などの土木施設を耐震化します。
 - ⑤下水道が被害を受けた場合にも機能が確保できるように、再構築時などに施設のネットワーク化を実施し、施設相互のバックアップ機能を確保します。
 - ⑥設備の再構築、更新にあわせて、効率的かつ計画的に耐震化を図ります。
 - ⑦断水などにより、ポンプ運転時の冷却用水の供給が停止した場合においても運転可能な無注水型ポンプを再構築や改良、更新にあわせて導入します。
 - ⑧停電時の非常用発電は、再構築・更新にあわせて、経済性を考慮して計画的に導入します。
 - ⑨太陽光発電設備の導入拡大や老朽化 NaS 電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していきます。
 - ⑩迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所等に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求めます。
 - ⑪水再生センター・ポンプ所等において、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）を1系統で確保する耐震対策が令和元(2019)年度末に完了しています。現在は、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを対象とするほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進しています。
 - ⑫し尿の受け入れ態勢を整備します。
- (2) 下水道施設の活用
- ①再生水（下水処理水）を消火用水や水洗トイレ用水として、関係機関の要請に基づき提供します。
 - ②震災時に、専用回線である下水道管きょ内光ファイバーを活用することにより、下水道施設の復旧活動の迅速化を図ります。また、断線などによる重大事故を回避するため、ネットワークのバックアップルートを整備します。
 - ③下水道施設の増設や再構築を実施する際、地元自治体など関係機関と協議を図りながら、施設の上部利用を推進し、オープンスペースの確保に努めます。また、

関係機関と協議のうえ、下水道施設上部の公園を震災時の広域避難場所として提供します。

- ④区との連携により、区民避難所（地域防災拠点）などの近辺において仮設トイレやマンホールトイレを設置可能なマンホールの整備を促進し、トイレ機能の確保を図ります。

（震災資料編 震2-2-3 仮設トイレ設置可能マンホール 参照）

第4 電気施設（東京電力パワーグリッド株式会社）

1 計画の範囲

電力施設の災害予防については、防災業務計画に定める高潮、洪水、地震等各種対策がありますが、この計画では当面、高潮、洪水、地震及び強風対策について、かつ区地域関係施設を災害予防の範囲としました。

2 施設の防災対策

次表のとおりです。

表2-2-1 電気施設の防災対策

災 害 種 別	施 設 名	施 設 の 現 況
洪水 高潮 対策	送 電 設 備 （ 地 中 電 線 路 ）	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施しています。
	変 電 設 備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行いますが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施しています。
	配 電 設 備	浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施しています。
風害 対策	変 電 設 備	各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処しています。
	配 電 設 備	
地震 対策	送 電 設 備 （ 地 中 電 線 路 ）	終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行います。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行います。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計としています。
	変 電 設 備	機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行っています。

災害種別	施設名	施設の現況
	配電設備	(架空電線路) 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っています。 (地中電線路) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としています。

第5 ガス施設（東京ガスグループ）

1 施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である LNG 基地が4か所、ホルダーのある整圧所が12か所と、導管（総延長 62,783km（令和4（2022）年3月末現在））とからなります。

2 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、「ガス事業法」、「消防法」、「建築基準法」、「道路法」等の諸法規並びに一般社団法人建築学会、公益社団法人土木学会の諸基準及び一般社団法人日本ガス協会基準に基づいて行っています。

表2-2-2 ガス施設の安全化対策

施設名	安全化対策
製造施設	- 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保します。 - 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図ります。
供給施設	- 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行います。 - 二次災害の発生を防止するため、ホルダーや地区ガバナには緊急遮断装置を設置し、地震の大きさや被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしています。 - 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化しています。 ア 低圧導管網の地区ブロック化（Lブロック化） 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を300ブロック以上に分割しています。 なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する装置（地区ガバナ）には構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置しています。 さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備しています。 イ 中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化） 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備えて、全供給区域を25ブロック以上に分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置しています。 - 放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備（放散塔など）を、工場・整圧所・幹線ステーション等に設置しています。
通信施設	- ループ化された固定無線回線の整備 - 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	- 地震センサーの設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるようLNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ（整圧器）には感震（遠隔）遮断装置を設置しています。 - 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5強程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置しています。

(1) 製造所・整圧所設備

- ①重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行います。
- ②防消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害防止を図ります。

(2) 供給設備

- ①導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性・供給継続性の向上を図ります。
- ②全ての地区ガバナーに SI センサーを設置し、揺れの大きさ (SI 値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し高密度に被害推定を行い、必要な場合に遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行います。

第6 通信施設 (東日本電信電話株式会社)

1 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備 (建物を含む。以下「電気通信設備等」という。) の防災設計を実施します。

- (1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行います。
- (2) 暴風のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行います。
- (3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行います。

2 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行います。

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とします。
- (2) 主要な中継交換機を分散設置します。
- (3) 大都市において、とう道 (共同溝を含む。) 網を構築します。
- (4) 通信ケーブルの地中化を推進します。
- (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置します。
- (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2 ルート化を推進します。

3 重要通信の確保

- (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備します。
- (2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用します。
- (3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保します。
- (4) 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進します。
- (5) 基幹の通信回線の冗長化を推進します。

(6) 電気通信設備等について、非常用電源の長時間化を推進します。

4 災害対策用機器及び車両等の配備

(1) 災害発生時において通信サービスを確保し、または災害から迅速に復旧するため
にあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を
配備します。

- ①非常用衛星通信装置
- ②非常用無線装置
- ③非常用交換装置
- ④非常用伝送装置
- ⑤非常用電源装置
- ⑥応急ケーブル
- ⑦その他の応急復旧用諸装置

(2) 避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅
速なサービス復旧を行うため、移動電源車等を配備します。

(3) 災害復旧用機器、車両等の災害時の出動、運用を円滑に行うため、必要な運転要
員を含めた手配連絡網を整備し、維持するとともに必要な運用訓練を行います。

(4) 災害等の緊急事態に備え、緊急車両の許認可の手続きを事前に実施します。

5 災害対策用資材等の確保

(1) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において電気通信設備等の被害
を防御し、または被害の拡大を防止するため平常時から災害対策用資材、器具、工
具、消耗品等を確保するための具体的措置を定め講じます。

6 電気通信設備及び災害対策用資機材の整備点検

(1) 電気通信設備及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに、必要
な整備点検を行い非常事態に備えます。

- ①電気通信設備等の防水、防風、防雪、防火、または耐震の実施
- ②可搬形無線機等の災害対策用機器及び車両等
- ③予備電源設備、及び燃料、冷却水等
- ④その他防災上必要な設備及び器具等

(2) 重要書類及びプログラムファイル類の保管に当たっては、災害時における重要デ
ータベースの滅失あるいは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器へ
の保管等の措置を講じます。

第4節 道路及び交通施設の安全化

道路は、自動車や歩行者など一般交通に対する通行機能の確保の他、電気、ガス、上下
水道、電話等、区民の日常生活を支えるインフラ施設の収納スペースとしても利用されて
います。

さらに、災害時には、火災の延焼防止効果や、避難、救援・救護等に重要な役割を果た

すことから、計画的な整備と適切な日常管理が必要です。

第1 道路施設

区内の道路及び橋りょうの現況は、震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震2-2-4 道路・橋りょうの現況 参照)

1 区道の整備

(1) 障害物除去路線を補完する通行機能の強化

災害時に区道は、東京都が指定した緊急道路障害物除去対象路線を補完する道路となるため、避難時における安全性や防災性の強化が図られるよう舗装等の道路構造物の定期点検を行い、補修や整備を実施します。

また、大規模開発等による道路整備及び都市計画道路等、道路の新設、拡幅を推進し、避難時の安全性の向上を図るなど防災強化に努めています。

橋りょうは、災害発生時の避難路や復旧活動等の輸送路として活用できるよう、定期点検を行い、補修等を実施します。

また、耐震性についての調査を行い、架け替え及び補強を進めています。

(2) 放置自転車対策の推進

災害時の避難の際に支障となる道路上の放置自転車をなくすため、自転車等駐車場（駐輪場）の整備を推進します。

また、自転車等駐車場（駐輪場）の整備にあわせて自転車放置禁止区域を指定し、放置自転車の即時撤去の実施により、災害時の避難路の確保を図ります。

(3) 電線類地中化の推進

地震や台風等の災害時に、電柱の倒壊や電線類の被災を軽減することにより、避難路や緊急輸送道路などの、避難、救助、救援、復旧活動を支える道路空間が確保されるとともに、電話や電気などのライフラインが安定的に供給されるよう、電線類の地中化を推進します。

2 都道及び橋りょう等の整備（都建設局（第一建設事務所））

(1) 道路・橋りょう等の整備

環状第2号線〔汐留～虎ノ門・晴海～汐留〕をはじめ環状第4号線（港南・高輪（白金台））、補助第4号線（六本木）（乃木坂）、補助第11号線（白金）等の街路整備事業を進め、避難及び救助ルート of 拡充や円滑な歩行者交通の確保等を図り、防災性の向上に努めています。

また、旧海岸通りの高浜橋は、災害発生時における避難・輸送ルートの安全性確保のため、架替えを進めています。

3 国道の整備（東京国道事務所）

所管施設の耐震性については、当該示方書、基準、指針等をはじめ阪神・淡路大震災の教訓を考慮した施設施工を行っています。

また、既存の橋りょう等道路施設については、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえ、耐震点検を行い、必要な補強を実施しています。

共同溝については、阪神・淡路大震災においても、災害に強いライフライン共同収容施設としての信頼性が改めて認識されたことから、道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内の共同溝整備を一層推進します。

4 首都高速道路の整備（首都高速道路株式会社）

（1）施設の現況

首都高速道路では、兵庫県南部地震規模の大地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8(1996)年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24(2012)年度に完了しています。

（2）事業計画

- ・首都高速道路は、阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を完了しています。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を実施しています。そのほか、お客さまの安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとします。
- ・災害に備え、道路構造物等について定期点検を行います。
- ・兵庫県南部地震規模の大地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8(1996)年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24(2012)年度に完了しています。
- ・平成28(2016)年に発生した熊本地震を踏まえ、ロッキング橋脚等を有する橋梁の耐震補強を推進しています。
- ・道路構造物、管理施設等の定期点検
- ・災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検
- ・お客様等の安全を確保するため、次の対策を講じます。
 1. 避難・誘導施設の整備
 2. お客さまの対処方法についての十分な広報等

第2 交通施設の安全化

1 都交通局（都営地下鉄）

（1）現況

①路線の現況

区内の都営地下鉄線の路線は都営浅草線・都営三田線及び都営大江戸線があり、路線延長は都営浅草線 18.3km、都営三田線 26.5km、都営大江戸線 40.7km です。当区内の設置路線は、都営浅草線 5.0km、都営三田線 5.1km、都営大江戸線 5.4km の合計 15.5km です。

②駅の現況

区内の都営地下鉄線の駅は、都営浅草線 5 駅、都営三田線 6 駅、都営大江戸線 6 駅の合計 17 駅があり、各駅ごとに変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備、排水ポンプ設備及び非常灯、誘導設備が設置されています。

各駅の所在地、電話番号は次のとおりです。

（都営浅草線）

高輪台駅	港区白金台	2-26-7 先	TEL 3447-2983
泉岳寺駅	港区高輪	2-16-34	TEL 3447-1769
三田駅	港区芝	5-34-10	TEL 3452-1770
大門駅	港区浜松町	1-27-12	TEL 3433-5671 ²²
新橋駅	港区新橋	2-21-1 先	TEL 3571-1693

（都営三田線）

白金台駅	港区白金台	4-5-10	TEL 5420-1513 ²³
白金高輪駅	港区高輪	1-3-20 先	TEL 3449-4805 ²³
三田駅	港区芝	5-18-8	TEL 3454-1428
芝公園駅	港区芝公園	4-8-14	TEL 3431-4524
御成門駅	港区西新橋	3-24-6	TEL 3431-4521
内幸町駅	千代田区内幸町	2-2-3 先	TEL 3591-6550 ²⁴

（都営大江戸線）

汐留駅	港区東新橋	1-9-1 先	TEL 3573-1017
大門駅	港区浜松町	2-3-4	TEL 3459-6721 ²²
赤羽橋駅	港区東麻布	1-28-13	TEL 3589-1656
麻布十番駅	港区麻布十番	1-4-6	TEL 3589-2170
六本木駅	港区赤坂	9-7-39	TEL 3470-3318
青山一丁目駅	港区北青山	1-2-4	TEL 3478-6763

²² 大門駅は、都営浅草線と都営大江戸線で電話番号が異なります。

²³ 白金台駅及び白金高輪駅は、東京メトロ南北線との共同使用駅であり、東京地下鉄株式会社が駅の管理を行っています。

²⁴ 内幸町駅の所在地は駅長事務室のある千代田区内幸町を表示していますが、駅構内の約半分は、港区西新橋地内にあります。

③ 施設等の現況

ア 通信設備

指令電話

業務電話

加入電話

列車無線

構内電話

非常電話

インターホン

イ 放送設備

非常放送装置

業務用放送装置

車内放送装置

電気メガホン（電池式携帯用）

ウ 監視盤

列車緊急停止装置

火災表示警報監視盤

汚水用、排水用ポンプ故障警報監視盤

エスカレーター監視盤

浸水防止機作動表示監視盤

(2) 予防計画

①路線は全てずい道であり、各駅ごとに変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備、排水ポンプ設備及び非常灯、誘導灯設備等が設置されています。

②都営地下鉄については、これまで阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう国の基準に基づく耐震補強工事を完了しており、今後は、さらに入出庫線高架部の高さ4m未満の柱についても、改めて耐震性を検証し対策を実施します。

③各駅には、消火設備及びそれに対する監視盤が設置されており、また、駅舎、車両の不燃化については、区内設置の駅は「建築基準法」に準じた不燃化を実施しており、車両は技術上の基準（国土交通省）に基づいて制作されています。火気使用その他の安全規制についても、各駅務区の消防計画により定められています。各駅には防災室を設置し、消火設備等の監視盤で集中管理をしています。また、駅施設は、「建築基準法」に準拠し、不燃化に努めています。

④停電対策

都営地下鉄線内は、多系統から電力の供給を受けられるよう設備されているので全系統の供給が停止するという事態以外は、駅及びずい道内が長時間停電すること

はありません。また、駅構内にはバッテリーを電源とする非常灯と避難誘導灯が設備されているほか、列車内にもバッテリーにより点灯する予備灯があります。

なお、全停電の際の駅の残置灯、駅の動力電源（消火用、排水用ポンプ関係）、ずい道電灯、信号電源を確保するため、都営浅草線では大門変電所に、都営三田線では志村変電所にガスタービンを設置しており、定期的に整備をしています。

⑤地震計の設置

地震発生時の運転規制、構造物等への影響の想定、早期の点検実施等を行うため、都営地下鉄内 16 箇所に震度計を設置しています。

2 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

（1）施設の現況

営業路線の施設現況

営業キロ数全線 195.1 km 乗客数 1 日平均 約 707 万人 平成 27（2015）年度

表 2-2-3 施設の現況

路線名	港区内の駅名（17駅）
銀座線	表参道・外苑前・青山一丁目・赤坂見附・虎ノ門・新橋・溜池山王
丸ノ内線	赤坂見附
日比谷線	虎ノ門ヒルズ・神谷町・六本木・広尾
千代田線	赤坂・乃木坂・表参道
半蔵門線	表参道・青山一丁目
南北線	白金台・白金高輪・麻布十番・六本木一丁目・溜池山王
下線は複数経路路線駅	

（2）災害予防計画

①防災体制の確立

営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災体制を確立します。

②構造物の耐震性

構造物は「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成 7（1995）年 7 月運輸省通達）及び「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成 10（1998）年 12 月運輸省通達）により、適切に対応します。

③建築施設等の耐震性

地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計・建造しています。また、変電所設備用鉄橋は、水平震度 0.3（震度階 6 程度）で建造しています。

④排水施設

トンネル内の排水については、約 750m に 1 か所の割合でポンプ室を設置し、それ

ぞれ毎分1～1.5tの排水が可能なポンプ3台を配備してあります。

⑤車両の防火対策

車両の車体構造は全て不燃材を使用しています。シートその他は、難燃性以上の判定を受けたものを使用しています。また、各車両には消火器が備え付けてあります。

⑥停電対策

多系統から電力の供給を受けているので、全ての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはありません。しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯により、また、列車内も蓄電池により照明を確保しています。

なお、港区内の地下鉄駅を含む東京メトロ線内の全駅（地下部）において消火設備、排煙設備等の防災設備及びトンネル内照明は長時間停電に対しては、非常用発電機から供給します。

3 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）

（1）施設の概況

区内のJR各社線は、東海道新幹線、東海道本線、横須賀線、京浜東北線、山手線及び東海道貨物線です。区内の地域において、横須賀線、東海道貨物支線を除く他の各線は、新橋、浜松町間において高架橋上を運行しています。

横須賀線の地下部分は、新橋～品川間のうち約4.4kmです。全線が上り線、下り線専用の眼鏡型トンネルとなっています。その区間に換気、排煙施設をかねて旅客の避難用として汐留、芝浦換気所及び田町排煙所が設けられています。

新橋駅は、在来線との関係から地上3階、地下5階の構造になっており、地下線のホームは、地下5階、29mの深層部に設けられています。

（2）施設の耐震性（東日本旅客鉄道株式会社）

過去の震災などを教訓とした地震対策をはじめ、高い確率で発生すると考えられている首都直下地震に備えた対策、東日本大震災等を踏まえた対策など、さらなる安全性の向上に努めています。

①高架橋・橋脚耐震補強

②駅舎等の天井および壁耐震補強

③盛土耐震補強

④脱線防止ガードの施行

⑤鉄桁、トンネル、レンガアーチ高架橋の耐震補強工事など

（3）震度による運転規制

①JR 東海（東海旅客鉄道株式会社）の運転規制

ア 地震防災システムにより、列車を自動で停止させます。

イ 地震の強さに応じて運転規制及び緊急巡回を行います。

②JR 東日本（東日本旅客鉄道株式会社）の運転規制

地震が発生した場合、社内の基準により速やかに速度規制または運転中止の手配をとって輸送の安全を確保するとともに、安全点検後の早期復旧に努めます。

③駅長の事前措置（東日本旅客鉄道株式会社）

駅長は震災時の旅客避難誘導について平素から駅所在地を管轄する地域の防災関係機関と緊密な連携をとるとともに、一時受入れ場所及び一時受入れ場所までの距離、到着までに予想される種々の障害、一時受入れ場所等の収容力、一般住民の予想避難数及び駅の時間別乗降客数、列車到着の推定乗客数等を勘案して異常事態発生時に効果的に避難することができるかを検討し、更に線路軌道敷内が安全に通行できる場合における最寄り駅構内、その他の場所への誘導について考慮します。

4 東京モノレール株式会社（東京モノレール）

（1）施設の現況

①港区内における施設の現況は、次のとおりです。

表2-2-4 施設の現況

施設名	構造	規模
浜松町駅	鉄骨、鉄筋コンクリート造	地上5階、地下2階
浜松町変電所	鉄骨造	1階建
路線		営業キロ3k800m (浜松町～天王洲アイル駅間)

（2）災害予防計画

①建築物及び工作物等

諸施設は、いずれも耐震性を考慮した設計となっているが経年による老朽化のおそれのあるものについては、常に点検し補修します。

また、過去の震災などを教訓とし、「既存の鉄道施設に係る耐震補強の推進について」(平成30(2018)年4月関東運輸局通達)により対応し、安全性の向上に努めます。

②火気使用設備等

火気使用設備の点検整備に関しては、消防計画や法令に則り点検を行い設備の整備を図ります。

③電気施設

電力、変電、信号、通信の各電気施設については、運転保安設備実施基準、電気設備実施基準による各検査基準に基づき点検、整備を行います。

④消火設備等

「消防法施行規則」第31条の6による点検の他、車両内に設備された消火器については、転倒防止等のため常緊締状態にしておきます。

⑤避難設備及び放送設備

ア 駅における誘導灯について規程の照度を確保するための定期点検を行います。

イ 浜松町駅ビルの非常通報装置については、定期的に作動試験等の点検を行い

ます。

ウ 浜松町駅については、非常放送設備の定期点検を行います。

⑥車両の非常停止、運転規制

運行車両は列車無線装置を全て設置しており、異常事態が発生し列車運行に支障があると判断した場合は、運転指令者が列車無線で一斉に列車停止を指示し、運転規制を行います。

なお、列車無線が故障し列車防護のため停止手配を必要とするときは、運転指令者は電車線を停電させることにより速やかに列車を停止させます。

⑦地震発生時の運転取扱

地震発生時の運転取扱については、社内の基準により、速やかに速度規制または運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、安全点検後の早期復旧に努めます。

5 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

（1）施設の現況

路線の概要及び施設の現況は、次のとおりです。

①路線の概要

全社の路線は、本線（泉岳寺～浦賀）及び支線の空港線（京急蒲田～羽田空港第1・第2ターミナル）、大師線（京急川崎～小島新田）、逗子線（金沢八景～逗子・葉山）、久里浜線（堀ノ内～三崎口）からなっており、その営業キロ程は 87.0km であるが、港区内については約 1,560m（トンネル部分約 800m）です。

（2）各施設の点検整備

①建築物及び工作物の点検整備

これまで高架橋及び駅施設の耐震化を進めており、今後も計画的に取り組むことにより、人災を未然に防ぎ、震災時における輸送力の確保へとつなげていきます。また、土構造物、高架橋・橋りょう、抗土圧構造物、トンネルの通常全般検査を確実な検査サイクルで実施し、変状の早期発見と迅速な補修措置によるパッケージングで安全を図っていきます。

②火気使用設備の点検整備

火気使用設備の点検整備に関しては、「火災ならびに火災防止規則」（京急達第 127 号）により、その点検を実施し、設備の整備を図ります。

③電気施設の点検整備

電気施設の点検整備に関しては、感電防止対策及び漏電防止対策を実施します。

④消火設備の点検整備

駅及び車両に係る消火設備の点検整備は「火災ならびに災害防止規則」によります。

⑤避難設備及び放送設備の点検整備

高架部分の地上誘導及び放送設備の点検整備を図ります。

⑥列車の非常停止及び緊急対策

地震発生時は、列車無線により全線の列車に対して、運輸司令による地震発生警音の送出または自動的に地震発生警音を送出し、全列車の緊急停止措置をとります。

⑦通信施設の整備計画

通信施設に関しては、有線電話不能時を想定し、本社、総合司令所及び主要駅区に設置してある無線装置を使用し情報連絡を確保しています。

⑧浸水防止設備及び排水設備の点検整備

浸水防止設備及び排水設備の点検整備を図ります。

⑨乗客避難・安全設備の点検整備

ア 車両に乗客が操作できるドア・コックの備付けと、ドア開放方を明示します。

イ 乗客が乗務員に異常の発生を知らせることができる非常ブザーの備付け、非常ブザーの操作方法を明示します。また、新造車及び更新車については、非常ブザーのほか乗務員と通話ができる非常通報器を設けてあります。

6 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）

（1）施設の現況

ゆりかもめの営業キロは現在 14.7km で、そのうちの約 54.4%にあたる 8.0km が港区内を走行しています。駅数は7駅（新橋、汐留、竹芝、日の出、芝浦ふ頭、お台場海浜公園、台場）で、全線高架構造になっています。

（2）災害予防計画

①防災態勢の確立

営業路線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災態勢を確立します。

②建造物の耐震性

主要構造物の設計は、関東大震災級の規模「震度6強」まで耐えうるよう考慮してありますが、阪神・淡路大震災級の規模の直下型地震においても崩壊することのないように、橋脚部分の補強工事と桁間連結装置の補強工事を行いました。

③車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものであり、シート等は難燃性のものを使用しています。また、各車両には消火器を備えています。

④駅の防災対策

駅舎及び各ホームには、火災報知器、通信設備、消火栓、消火器等を備えています。

⑤停電対策

電力会社からは2回線で受電しており、この全てが断たれた場合は、本社屋にある非常用発電機で防災設備と架線に給電することができるようになっています。

第5節 海岸・港湾等の整備（都港湾局）

第1 区

- 1 土のう等、水防資器材の備蓄をします。

第2 都港湾局

1 高潮対策

東京港に臨む港区のほとんどの地帯は、A.P.²⁵+4 m 以下の地帯で海岸及び河川の高潮対策事業は、防潮堤²⁶建設を計画しほぼ概成しています。

2 海岸の保全

「東京港海岸保全施設整備計画」（令和5（2023）年3月）に基づき、海岸保全施設の耐震・耐水対策等の整備を推進します。

3 港湾施設の整備

港湾施設は、大規模地震発生時、救援物資、応急・復旧用資器材及び被災者の海上輸送基地としても重要な役割を担うため、岸壁、栈橋等の耐震強化を図るとともに、ふ頭と緊急輸送道路を結ぶ道路を整備します。

また、大規模地震発生時においても、国際物流機能を確保し、経済活動の維持と復興の迅速化を図れるよう、ふ頭の耐震強化を図っていきます。

なお、東京都は、東京港の防災対応力強化を図るため、DXの活用を進めていきます。

第6節 エレベーター対策

第1 区の役割

- 1 区有施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能を向上します。
- 2 区民等に対し、閉じ込め防止対策についての普及啓発と支援をします。

第2 事業計画

1 閉じ込め防止機能の向上

（1）区有施設

優先順位を定め、順次エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上に努めます。

また、万が一閉じ込めが発生した場合に備え、簡易トイレや飲料水などをエレベーターのかご内にあらかじめ備えておく「エレベーター用防災チェア」等の設置を進めます。

（2）民間施設

区は、港区エレベーター安全装置等設置助成制度により、民間建築物のエレベーター改修時に地震時等管制運転装置の設置、耐震対策に要する費用の一部を助成し、災害に強いエレベーターへの改修を推進しています。

²⁵ A.P.：荒川水系における水準を表す単位（arakawa peil）を意味します。

²⁶ 防潮堤：台風などによる大波や高潮、津波の被害を防ぐ堤防をいいます。

2 救出体制の構築

(1) エレベーター保守管理会社との緊密な連絡体制の維持

エレベーター保守管理会社の限られた保守要員が速やかに救出活動ができるようにするために、各区有施設とエレベーター保守管理会社間及び保守要員との緊密な連絡体制を維持していきます。

(2) エレベーター内の閉じ込めの有無の確認

エレベーター内の閉じ込めの有無が直ちに確認できるよう、遠隔監視装置の普及を図ります。

地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、エレベーター保守管理会社へ通報します。

3 早期復旧対策

(1) 「1ビル1台」復旧ルールの徹底

①エレベーターを点検し運転を再開するための要員は限られているため、当初は1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、早期にできるだけ多くの建物の機能回復を図ります。

②エレベーター保守管理会社に「1ビル1台」復旧ルールの徹底を要請するとともに、区民・事業者等に普及啓発します。

(2) 自動診断仮復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で自動停止したエレベーターについて、自動診断仮復旧システムの開発が進んでいます。

区有施設については、エレベーターの設置・取替えに際し可能な限り本システムの採用を進めていきます。

民間施設に対しても、本システムの導入を働きかけるよう努めます。

第3 都の役割

- 1 都立施設における既設エレベーターへの停電時自動着床装置の設置等閉じ込め防止機能の向上
- 2 都立施設以外の施設においても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を促進
- 3 都都市整備局は、エレベーターの地震時等管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、ホームページに掲載するなど、不特定多数の人が利用する建物を含め、所有者などに閉じ込め防止対策を促し、普及啓発を促進
- 4 都及び日本エレベーター協会は、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等ではなく、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知
- 5 日本エレベーター協会等と連携した、都内のエレベーター閉じ込め等の情報を収集する体制の構築

第3章 地震火災等の防止

地震による火災被害を最小限に抑えるには、まず出火の防止です。

また、万一出火した場合には、初期の段階で消火し、その延焼を阻止することが重要です。

本章においては、地震発生時の火災被害防止策について定めます。

【現況】

- 1 東京都の「火災予防条例」に基づく各種安全対策の促進、一般住宅に対する防火診断を通じた啓発
- 2 「港区消火器地域設置要綱」に基づく消火器の街頭配備
- 3 高層建築物及び地下街の安全化
 - (1) 高層建築物（31mを越える建築物）
 - (2) 地下街：新橋駅東口地下街、エチカ表参道
- 4 港区文化財総合目録登録件数として201件（指定148件、登録53件）（令和5（2023）年4月1日現在）

【課題】

- 1 火気使用設備・器具等からの出火の危険性
- 2 火災時における区民等による初期消火能力
- 3 高層建築物及び地下街からの地震時における避難及び消防活動
- 4 文化財が貴重な国民的財産であることを鑑みた、予防・応急対策の推進

【対策の方向性・到達目標】

- 1 火気使用設備の固定その他各種の安全対策の継続した推進
- 2 区民等による初期消火訓練の指導
- 3 高層建築物及び地下街の安全化に向けた、火災予防、避難、防火管理、消防活動に係る事業所への指導及び支援
- 4 文化財に対する防災意識の高揚

第1節 出火の防止

第1 火気使用設備等の安全化

1 区

- (1) 消防水利を整備します。
- (2) 消防活動路を確保します。

2 消防署

(1) 現況

区内で使用されている火気使用設備・器具等は、膨大な数であり、震災時にこれらの器具等から出火する危険性は極めて高くなっています。

このことから、消防署は東京都の「火災予防条例」に基づき、対震安全装置付石油

燃焼機器の普及徹底、火気使用設備・器具の転倒・落下・移動防止及び周囲の保有空間の確保等、各種安全対策の促進を図るとともに適正な機能を確保するため、各種安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検、整備の徹底を進めています。また、地震火災の「多様な出火原因」を各家庭、各事業所に周知徹底を図り減災を進めます。特に、飲食店等の火気使用設備を使用する事業所に対しては、設置計画段階において、点検・清掃の容易性を考慮した設置を指導するとともに、立入検査等の機会を捉え、点検・整備に加え、排気ダクト等の定期的な清掃の徹底を指導しています。

また、一般住宅に対しては、火災予防運動等の機会を捉え、防火診断を行い火災予防の啓発を行っています。

(2) 計画目標

消防署は、地震時の火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、火気使用設備の固定その他各種の安全対策の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備についての指導の徹底を図ります。

(3) 事業計画

- ①地震火災の「多様な出火原因」を各家庭、各事業所に周知徹底を図り減災を進めます。
- ②各家庭における各種火気使用設備・器具の地震時の出火防止について、東京都の「火災予防条例」に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、安全対策を推進します。
- ③各家庭における電気を熱源とする設備・器具からの火災を防止するため、住宅用分電盤を感震機能付とするなどの安全対策を推進します。
- ④各家庭、各事業所における家具類の転倒・落下・移動防止・取付講習等を推進し、地震火災の発生防止を図ります。
- ⑤地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業所等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導します。
- ⑥各事業所に対して、「東京都震災対策条例」に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導します。
- ⑦各家庭における地震後における出火防止及び初期消火を徹底するため、避難の際の電気ブレーカー、ガスの元栓の安全確認の必要性及び初期消火用具の準備（取扱い訓練含む）を図ります。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ、住宅用防災機器等の普及・維持管理を図ります。
- ⑧消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、事業者へ耐震措置を指導します。

第2 化学薬品、電気設備の安全化

1 化学薬品の安全化

化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査の定期的実施及び保管の適正化指導等により安全対策を推進しています。

〔主な指導事項〕

- (1) 化学薬品容器の転倒・落下・移動防止措置
- (2) 化学薬品収納棚の転倒・落下・移動防止措置
- (3) 混合、混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- (4) 化学薬品収納場所の整理整頓
- (5) 初期消火資器材の整備

2 電気設備の安全対策

- (1) 変電設備や自家発電設備等の電気設備について、東京都の「火災予防条例」に基づく出火・延焼防止措置が施され、また点検・整備等の維持管理が行われるよう指導します。特に、消防用設備等に係る自家発電設備は、燃料の量を定期的に確認するよう指導します。
- (2) 電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤等の普及促進を積極的に行い、出火防止等の安全対策の強化を図ります。
- (3) 近年、設置が著しく増加している太陽光発電設備を屋上に設置する場合は、耐震性に配慮するとともに、商用電源との接続部分の安全性を確保するよう指導します。
- (4) 震後の復旧期の復電による通電火災が発生する可能性があることに留意し、避難時はブレーカーを切るよう指導します。

第3 危険物施設等の出火防止

1 現況

区内の危険物の製造、貯蔵、取扱所等危険物施設は、震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震2-3-1 危険物施設一覧表 参照)

2 計画目標

消防署は、危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化などにより、出火防止や流出防止対策の推進を次のよう行います。

- (1) 消防署では、危険物施設等の新設または変更時に、関係法令に基づき事前相談、書類審査及び完成検査を行い、また、地震による火災及び流出事故の防止を主眼とした指導を行います。
- (2) 「消防法」第16条の5に基づき随時立入検査を実施し、危険物の品名・数量並びに、貯蔵取扱いの確認を行います。
- (3) 危険物施設等の予防規定に基づき震災を想定した訓練を定期的を実施するよう指導します。

- (4) タンクローリーについては、立入検査を適宜、実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導をします。
- (5) トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を図ります。
- (6) 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図ります。

3 消防署の事業計画

- (1) 「危険物安全週間」(毎年6月の第2週の日曜日から土曜日の1週間)を通じて、危険物に起因する火災・事故等を防ぐため、危険物施設等の関係者を重点に、併せて区民等に対し、危険物への注意心を喚起するための効果的な普及啓発を積極的に推進します。
- (2) 法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導に当たるとともに、法令に技術上の基準に適合していない施設については、改修等の措置を強力に推進し、災害の未然防止を図ります。
- (3) 各事業者及び危険物取扱者等による研究会等を行い、危険物施設の管理、貯蔵、取扱い技術の習熟及び火災予防思想の普及を図り、自主的な災害予防態勢の確立を図ります。

第4 火薬類・放射性物質・高圧ガス・毒劇物保安計画

1 警察署

- (1) 危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備します。
- (2) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取り締まりを推進します。
- (3) 関係機関等との連絡通報体制を確立します。

2 消防署

(1) 現況

消防署は、火薬類・放射性物資・高圧ガス・毒劇物等の貯蔵または取扱状況の実態を把握し、消防活動体制の確立を図っています。

(2) 消防署の予防計画

- ①東京都の「火災予防条例」第59条により届出をさせ、さらに「消防法」第8条に該当する事業所は、消防計画を樹立させるとともに、予防管理組織及び自衛消防組織を強化し、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立を図らせます。
特に、一定規模以上の大規模地震対象物については、防火・防災管理体制の充実強化について指導します。また、「消防法」第8条に該当しない事業所は、「東京都震災対策条例」に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、計画的に指導します。
- ②立入検査等を実施して、防災設備の維持管理の適正を図ると同時に、装備、資器材の充実を図らせ、災害に対処させます。

(3) 消防活動

①消防活動は、災害の実態及び危険性を早期に把握し被害の拡大防止、区民等、隊員等の安全確保を図ることを最重点とします。

②毒劇物等の漏えい・流出停止措置ができない場合は、漏えい・流出範囲の拡大防止または周囲への延焼防止を重点に活動します。

第5 その他出火防止のための査察・指導

- 1 人命への影響が極めて高い地下街、病院等及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具等への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、点検・整備・清掃の徹底及び、災害時の従業員の対応要領等を指導します。
- 2 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導を強化します。
- 3 各事業所に対して、「東京都震災対策条例」に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導します。
- 4 東京都の「火災予防条例」第64条の3の規定により、違反対象物を公表します。

第6 区民指導の強化

- 1 地震発生時の建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止対策を図ります。
 - (1) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
 - (2) ガス漏れ警報器、漏電しゃ断機など出火を防ぐための安全な機器の普及
 - (3) ライフラインの機能停止、復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底
 - (4) 対震安全装置付石油燃焼機器の普及
- 2 住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、設置及び適切な維持管理の普及啓発を行います。
- 3 防災品、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー及びその他の住宅用防災機器について、その有効性を周知するとともに関係機関と連携した普及を図ります。（火災被害の拡大防止対策）
- 4 地震火災を無くすために、防火防災診断、防火座談会等の実施、回覧板や広報誌を活用した情報の発信を通じて、地震火災の多様な出火原因、火気を取扱う周辺の安全化、住宅用防災機器等の普及啓発を図ります。
- 5 長周期地震動等に伴う室内の安全対策として家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進します。
- 6 地震から身を守るための「地震その時10のポイント」、地震から命を守る「7つの問いかけ」の周知を図ります。
- 7 防火防災訓練参加者（体験者）の増員を図ります。
 - (1) 区民自身による地震火災予防・身体的安全確保・震後の出火防止・初期消火対策

の普及を図るため、地域の町会・自治会・事業所等が実施する防火防災訓練の開催促進

- (2) 地域密着の防災リーダーである消防団員が主体となる地域コミュニティをベースとした防火・防災指導の推進

第2節 初期消火体制の強化

第1 区

1 消火器の普及

(1) 現況

「港区消火器地域設置要綱」に基づき、震災時・平常時における火災防止対策の一環として、火災発生危険度の高い地域及び広域避難場所の周辺等を重点に区全域にわたり、消火器を街頭配備しており、現在も状況の変化に対応して整備を行っています。

(震災資料編 震2-3-2 港区地域消火器の設置状況 参照)

(2) 計画目標

消火器の地域配備と併せ、区民及び事業所に対し、消火用具の普及を促進し、自主消火及び自主防災態勢を強化し、訓練を通じて消火用具の取扱方法の習熟を図ります。

(3) 実施計画

- ①関係機関との連携により、街頭設置消火器の配備を充実させます。
- ②街頭設置消火器の設置箇所や消火器操作方法を周知します。
- ③街頭設置消火器全数の定期点検を実施します。

2 小型消防ポンプ及びスタンドパイプの配備

「小型消防ポンプ等の配備に関する要綱」に基づき、防災住民組織に対し小型消防ポンプ、もしくはスタンドパイプの配備を進め、初期消火体制を強化します。

(震災資料編 震2-5-1 防災住民組織一覧表 参照)

3 消火用水槽の整備

- (1) 震災時及び平常時において、主として防災住民組織が初期消火活動に使用するため、都区役割分担及び「港区防災施設整備要綱」に基づき、耐震性防火水槽を設置しています。
- (2) 区が設置する防火水槽の鉄蓋を小型消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、防災住民組織等が使用しやすい防火水槽の整備を図ります。
- (3) 公共施設及び特殊建築物の整備に合わせた「東京都震災対策条例」第27条に基づく防火水槽の設置を行います。
- (4) 区有地等の売却に際して、既存の防火水槽や代替水利の確保を図ります。

4 消火栓の活用

消火栓・排水栓とスタンドパイプ等を活用した初期消火体制の確立と訓練指導を図

ります。

5 その他

事業所相互間の協力体制及び事業所と防災住民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進します。

第2 消防署

平常時、地震火災予防対策の充実強化を図り、地震時において、相当数の火災の発生が予想されるため区民等による初期消火訓練の指導を徹底します。

また、消防用設備等が、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう耐震措置を指導します。

1 区民に対する訓練指導要領

(1) 自助・共助体制づくりを推進

①各家庭、各事業所の地震への備えについて、防災講話会、防災訓練等により啓発を図ります。

②防火防災訓練参加者（体験者）の増加を図ります。特に若年層の参加を促進します。

③区民自身による身体の安全確保・出火防止・初期消火対策の普及を図るため、地域の町会・自治会の事業所等が実施する防火防災訓練への参加促進を図ります。

④地震から身を守るための「地震に対する10の備え」及び「地震その時10のポイント」の周知を図ります。

⑤要配慮者については、地震から命を守る「7つの問いかけ」の周知を図ります。

(2) 実践的な防火防災訓練を実施します。

①区民一般を対象とした基礎訓練を活用した訓練体験の推進

②防災住民組織等を対象とした高度で実践的な訓練の推進

③要配慮者の対応を取り入れた防火防災訓練の推進を図ります。

(3) 消火栓・排水栓・スタンドパイプの使用方法などの訓練を行った上で、活用促進を図ります。

2 事業所防災体制に対する指導

(1) 「消防法」第8条及び第36条に定める事業所に対して、帰宅困難者対策として「従業員数×3日分の飲料水・食料等」を備蓄しておくことを消防計画の中に追加するよう指導します。さらに、事業所相互間の協力体制及び区民、防災住民組織、消防団との連携を深め相互が保有する資器材を活用できるような共助体制づくりを推進します。

(2) 帰宅困難者対策として事業所での防災体制の充実強化を指導します。

事業所の自主防災体制の強化については以下のとおりです。

①全ての事業所に対する事業所防災計画の作成の指導

②各種防災訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実強化

③事業所相互間の協力体制の強化

- ④近隣の防災住民組織等との連携強化
- ⑤保有資機（器）材の整備
- ⑥地域との協力体制づくりの推進
- ⑦応急救護講習受講の促進と応急救護資器材の充実

第3節 火災の拡大防止（消防署）

第1 消防活動体制の充実強化

1 現況

- （1）市街地状況調査等に基づく、地震時における地域別の出火危険予測や延焼危険予測等の結果を踏まえ、消防活動の基礎資料として活用します。
- （2）延焼シミュレーションを活用し震災時の大規模火災に対する戦術等の研究を行っています。
- （3）映画館及びその他の商業施設等不特定多数の人が出入りする施設並びに危険物製造所等については、関係法令に基づく立入検査を実施し、火災拡大防止や混乱防止の徹底に努めるとともに、違反の是正を進めています。
- （4）地震時の火災に際し、耐火建物等の延焼防止措置を徹底するため、「消防法」第7条に基づく消防同意時に審査し、その維持管理については立入検査等の機会を捉え、促進しています。

2 計画目標

- （1）平時の消防力を地震時においても最大限に有効活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化します。
- （2）地震時に多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署にあっては、救助用資機（器）材を配置します。
- （3）震災時は、主要交通機関の寸断、建物倒壊等により交通渋滞が発生し、緊急車両の通行が苦慮されることから、警察等関係機関からの情報収集を図ります。

3 事業計画

- （1）情報収集及び消防活動体制の充実強化
- （2）地震被害の態様に即した各種震災消防計画策定、有事即応体制の確立
- （3）市街地火災拡大及び不拡大要因の把握・検討
- （4）震災の態様に応じた資機（器）材の整備
- （5）各消防署に配置している可搬ポンプの有効活用
- （6）屋内消火栓、雨水貯留施設などの活用
- （7）津波等による浸水エリアの把握と同エリア内の消防活動体制の充実強化

第2 消防水利の整備

1 現況

大規模地震発生時において、消火栓は、水道施設の破損等により断水または極度の

機能の低下が予想され、狭い道路に面する消防水利についても、建物の破壊等による通行障害のため、使用不能になることが考えられます。

このため、防火水槽の整備をはじめ、地中ばり水槽の設置、受水槽・蓄熱槽・池・河川の活用及び未開発水利の開発を進めます。

2 計画目標

東京消防庁として、震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、次の施策を進めます。

(1) 延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の設置推進

(2) 河川、海等あらゆる水源の有効活用等の施策の推進

3 事業計画

(1) 関係機関と連携し、公共施設等の整備に合わせて、防火水槽の設置促進

(2) 耐震性を有する防火水槽及び巨大水利としての深井戸の整備並びに経年防火水槽の耐震力の強化

(3) 民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽の設置促進

(4) 既存水利施設の機能確保

(5) 巨大水利の開発、確保、活用

(6) 関係公共機関等が行う集合住宅の建築や民間の開発行為時等における消防水利の確保

(7) 都市づくりと一体となった消防水利の設置促進及び消防水利開発補助金の活用促進

(8) 雨水貯留施設や親水公園等多用途水源の活用

第3 消防団体制の強化

1 消防団の定員充足率の向上等による体制の充実を図ります。

2 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団促進を推進します。また、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進めます。

3 各種資器材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図ります。

4 区民等に対する防災指導體制の充実を図るとともに消防団組織を強化するほか、可搬式発電機による停電対策などの消防団活動拠点の整備を推進します。

5 可搬ポンプ積載車（緊急車）を増強し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図ります。

6 消防団員用MCA無線機を活用し、情報収集体制の充実を図ります。

7 活動の長期化に備えた活動装備品、非常食等の早期確保について整備します。

8 地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図ります。

9 「特殊技能団員」、「消防団協力事業所」の充実を図ります。

第4 消防団ポンプ置場

(震災資料編 震2-3-3 車両等の内訳(消防署) 参照)

(震災資料編 震2-3-4 防災資機材置場一覧表(消防団ポンプ置場) 参照)

第5 消防活動路の確保

震災時においては、建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能となることが予想されることから、消防活動路を確保するため、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、無電柱化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について警察署との連携体制を継続します。

第6 消防活動困難区域対策

震災時には、道路の狭あいに加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想されます。このため、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消火活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努めます。

第7 地域防災体制の確立(共助)

1 地域防災組織と事業所等との連携体制

(1) 消防署住宅防火推進協議会による安全対策の推進を図ります。

①港区福祉部門及び高齢者相談センターとの連携強化

②要配慮者を対象とするきめ細かな「防火防災診断」及び「住まいの防火防災診断」の推進

③町会・自治会・事業所等と福祉事業所団体との連携による防火防災訓練を通じた協力体制づくり

④福祉関係者を通じた要配慮者への防火防災組織の普及・啓発

(2) 自助・共助の体制づくりを推進します。

地震時には、同時多発的に火災、救助、救急事象が発生することが危惧されることから、自助の確立、地域コミュニティの助け合いによる共助の体制づくりを推進します。

(3) 町会・自治会と事業所との災害時応援協定の締結を促進します。

(4) 小規模対象物に対する事業所防災計画の作成を推進します。

店舗併用住宅等の防火管理者の選任義務のない小規模な事業所については、事業所防災計画の作成を推進します。

(5) 各業界の組合との防火防災安全に関する協定を締結し、各事業所の安全化を図ります。

2 合同防災訓練の実施

(1) 実践的な防火防災訓練を実施します。

①消防機関、災害時支援ボランティア、防災住民組織及び事業所の自衛消防組織等

が協力して行う連携訓練の推進

- ②要配慮者の対応を取り入れた防火防災訓練を推進
- ③自力避難可能な高齢者の防災行動力向上策の推進
- ④消防少年団等の若年層が主体となった防災訓練の推進
- ⑤消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習の実施を推進

(2) 各地域の防災協議会を通じた合同防災訓練を推進します。

- ①要配慮者の実態に応じた防火防災訓練を推進して災害時の防災行動力向上の推進
- ②地域において要配慮者の対応を取り入れた防火防災訓練を実施し、地域全体の防災行動力強化の推進

第4節 危険物・有毒物質等の安全化（消防署）

第1 区

- 1 毒物・劇物による危害の未然防止を実施します。
- 2 法令基準に適合するよう指導取締りを実施します。
- 3 関係機関との連絡通報体制を確立します。
- 4 東京都と協力して石綿飛散防止対策に係る災害訓練を年1回実施します。

第2 消防署

1 有毒物質等の漏えい防止

地震発生時の有毒物質等の漏えいを防止するためには、有毒物質等の貯蔵・取扱施設等の耐震の強化・保守点検の励行及び地震発生時の応急点検・災害対応など自主保安体制の確立等を図る必要があります。また、津波発生時における応急措置等に関する事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実強化を図ります。

消防署においては、立入検査の強化等により、これら自主保安体制の確立と漏えい防止の徹底を図るとともに、有毒物質等の品名・数量及び性状・特性等を把握し、消防活動上の計画及び資料の整備に努めています。

また、高圧ガス取扱事業所、毒物・劇物取扱施設を有する事業所、放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、「東京都震災対策条例」に基づく事業所防災計画の作成を指導します。

2 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガスを一定量以上に輸送する場合、走行車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務など種々の規制が行われていますが、今後とも路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、危険物積載車両については常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を進めます。

また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努めます。

消防署の安全化対策は、次のとおりです。

(1) タンクローリーについては、立入検査を実施して、構造・設備等について、法令

- 基準に適合させるとともに、当該基準が維持できるよう指導を強化します。
- (2) 指導に当たっては、隣接各区と連絡を密にし安全指導を進めます。
 - (3) トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進めます。
 - (4) 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図ります。

第5節 高層建築物及び地下街の安全化

第1 対象となる建造物

1 高層建築物

高層建築物とは、31mを越える建築物をいいます。

2 地下街

地下街とは、公共の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るものとしします。（国土交通省「地下街の安心避難対策ガイドライン（改訂版）」令和2（2020）年3月）

第2 区の役割

- 1 「建築基準法」に基づく完了検査や特定建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性を確保します。
- 2 地下街の管理者が行う防災・安全対策の取組を支援します。

第3 指導方針

高層建築物及び地下街は、その特性から、地震時における避難及び消防活動が極めて困難となることが予想されます。このため、救助資機材の整備及び実践的な消防訓練が実施できる施設の整備を図るほか、関係事業所、区民に対して次の対策を指導します。

1 火災予防対策

- (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- (2) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒・落下・移動防止措置
- (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- (4) 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

2 避難対策（混乱防止対策）

- (1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- (2) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- (3) 長周期振動による家具類の転倒・落下・移動防止措置
- (4) 避難誘導員の事前指定や訓練指導員の育成
- (5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底

3 防火・防災管理対策

- (1) 消防計画の作成と居住者、従業員等に対する消防計画の周知徹底及び地震火災の多様な出火原因の周知徹底
- (2) 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火・防災管理に関する協議事項の徹底
- (3) ビル防災センターの機能強化及び当該要員に対する教育の徹底
- (4) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- (5) 防火・防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (6) 実戦的かつ定期的な訓練の実施

4 消防活動対策

消防用設備等及び防災施設・設備の機能維持

第6節 文化財防災計画

第1 施設の現況

(震災資料編 震2-3-5 文化財一覧表 参照)

第2 事業計画

1 全般計画

- (1) 文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させるための措置を講じます。
- (2) 指定されている建造物及び文化財収蔵施設の内外における火気、喫煙等の禁止措置及び消防上必要となる行政指導を実施します。
- (3) 文化財の災害予防のために「消防法」に基づく消防用設備を整備するように指導します。
- (4) 早急に自衛消防組織を結成させるとともに、搬出用具等を整備させるほか、災害予防に関して関係機関と常に密接な連絡を図るよう指導します。

2 実施計画

毎年1月26日の「文化財防火デー」を、学校教育や広報等を通じて周知し、文化財に対する防災意識を高揚させます。

3 点検内容（主要項目）

消防署は、管内の文化財施設の所有者または管理者に対して、次の項目について実施するよう指導します。

- (1) 文化財周辺の整備・点検
- (2) 防災体制の整備
- (3) 防災知識の啓発
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災設備の整備と点検
- (6) 緊急時の体制整備

第4章 帰宅困難者対策

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた港区においても多数の帰宅困難者により、駅周辺、道路、避難所で大きな混乱が生じました。

区は、この教訓を踏まえ、平成 23(2011)年 10 月に制定した「港区防災対策基本条例」において、帰宅困難者対策として、事業者に従業員の一斉帰宅抑制や食料の備蓄を求めるとともに、帰宅困難者の一時滞在施設や支援物資の提供等の協力を求めています。

区では、地域特性を踏まえながら区内の主要な駅を中心に、事業者が主体となった帰宅困難者対策を推進する組織の活動支援とともに、帰宅困難者の一時滞在施設の確保や帰宅困難者の速やかな一時滞在施設への誘導に向けた対策を進めます。

【現況】

1 東京都

- (1) 平成 23(2011)年 9 月に国とともに「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置
- (2) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、平成 23(2011)年 11 月に個人や事業所、行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定
- (3) 平成 24(2012)年 11 月に「東京都帰宅困難者実施計画」を策定
- (4) 平成 25(2013)年 1 月に首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で策定されたガイドラインの更新等、各機関における帰宅困難者対策に係る調整や情報交換を行うため、「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置
- (5) 平成 25(2013)年 4 月に都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した「東京都帰宅困難者対策条例」を施行（平成 24(2012)年 3 月制定）
- (6) 平成 25(2013)年 4 月に都立施設等 200 施設を一時滞在施設（約 7 万人分）に指定（令和 3 (2021)年 9 月現在、港区内は 11 施設）
- (7) 令和 3 (2021)年に、東日本大震災の発生から 10 年が経過した状況を踏まえ、今後の帰宅困難者対策の方向性と取組内容について検討するため、「帰宅困難者対策に関する検討会議」を設置し、同年 12 月に報告書を公表
- (8) 一斉帰宅抑制の実効性を高めるため、令和 4 (2022)年 3 月から「事業所防災リーダー」制度を開始
- (9) 最新のデジタル技術を活用し、発災時の対応を高度化するため、令和 4 (2022)年度からは帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発に着手
- (10) 混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを 10,439 箇所確保（令和 4 (2022)年 10 月現在）
- (11) 東京都被害想定において、約 10 年ぶりに帰宅困難者の想定を見直し。（都心南部直下地震。約 453 万人。令和 4 (2022)年 5 月。）

2 区

- (1) 東日本大震災を契機とし、平成 23(2011)年 10 月に防災対策の基本理念や区・区民・事業者が取り組むべき基本的事項を定めた「港区防災対策基本条例」を制定し、この中で、帰宅困難者対策の実施に関する考え方や、従業員の一齐帰宅の抑制、来所者等の抱え込みを事業者の責務として明文化
- (2) 「港区防災対策基本条例」に基づき、区内事業者等と一時滞在施設や物資等の提供に関する災害時の協力協定を締結（令和 5(2023)年 7 月 1 日現在、78 社と締結）
- (3) 区、警察、消防、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅周辺滞留者対策推進協議会を平成 20(2008)年度に品川、平成 23(2011)年度に田町、平成 24(2012)年度に浜松町、新橋、平成 25(2013)年度に白金高輪、平成 26(2014)年度に赤坂青山、台場、平成 27(2015)年度は六本木、平成 29(2017)年度は虎ノ門に設立し、帰宅困難者対策を推進する事業者団体への支援を実施
- (4) 令和 3(2021)年 10 月 7 日 22 時 48 分に発生した千葉県北西部地震により、夜間休日の帰宅困難者への対応が課題になったことを踏まえ、駅周辺滞留者対策推進協議会及び一時滞在施設と夜間休日の発災を想定した情報連携訓練を実施
- (5) 東京都被害想定を踏まえ、区内の各駅における帰宅困難者の想定数を調査・分析。（令和 5(2023)年 3 月。）

（震災資料編 震 2 - 4 - 1 東京都帰宅困難者対策条例 参照）

【課題】

第 1 区全体の課題

- 1 ターミナル駅周辺での帰宅困難者の大量発生に伴う混乱防止
- 2 事業所への一齐帰宅抑制の周知・啓発
- 3 一時滞在施設の確保
- 4 帰宅困難者への迅速な情報伝達
- 5 混乱収拾後の帰宅方法
- 6 夜間休日（営業時間外）時に発災した際の対応

第 2 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（令和 5(2023)年 3 月）に基づく各地区の課題

1 芝地区の課題

- (1) 一時滞在施設において、職場や学校等の行き場のない帰宅困難者の受入は可能です。ただし、休日において買い物等で来訪者が見込まれる場所については、受入が困難な状況とならないか注視していく必要があります。
- (2) この他、①実際の発災時に受入が難しい施設が生じた場合（施設に被害があった場合等）、②通勤・通学・業務目的での外出者であっても職場や学校に留まらずに一時滞在施設に向かう者が生じた場合、③発災時の混乱の中で自宅までの距離が近い者にも一時滞在施設に向かう者が生じた場合など、一時滞在施設の利用希望者が受入能力を上回る状況も考えられます。

- (3) 事業所の従業員等には待機が要請されるが、徒歩で帰宅しようとする者も多数いるため、桜田通り（国道1号線）や第一京浜（国道15号線）等の主要道路を中心に、東京都心から横浜・川崎方面等への徒歩帰宅者で歩道が大混雑します。歩道の大混雑に伴って、群集雪崩の発生リスクも想定されます。
- (4) 鉄道の運休で移動できなくなった多数の帰宅困難者が駅周辺に滞留します。特に、新橋駅、田町（三田）駅、浜松町（大門）駅の周辺では多数の帰宅困難者が発生すると想定されており、これらの駅には鉄道の運行等に関する情報を求めて多くの人々が殺到するおそれもあります。これらの駅の周辺においては、一時滞在施設の重点的な確保や適切な情報提供等をさらに検討していく必要があります。
- (5) 浜松町駅は羽田空港に向かう国内外の観光客の乗換ターミナル駅でもあるため、地理に不案内な外国人や国内の観光客によるパニックや混乱も想定されます。

2 麻布地区の課題

- (1) 一時滞在施設において、職場や学校等の行き場のない帰宅困難者の受入は可能です。ただし、休日において買い物等で来訪者が見込まれる場所については、受入が困難な状況とならないか注視していく必要があります。
- (2) この他、①実際の発災時に受入が難しい施設が生じた場合（施設に被害があった場合等）、②通勤・通学・業務目的での外出者であっても職場や学校に留まらずに一時滞在施設に向かう者が生じた場合、③発災時の混乱の中で自宅までの距離が近い者にも一時滞在施設に向かう者が生じた場合など、一時滞在施設の利用希望者が受入能力を上回る状況も考えられます。
- (3) 麻布地区の場合、小規模な事業所が多い中で、特に事業継続計画を策定していない事業所では従業員等を待機させるための準備が難しいことも想定されます。
- (4) 事業所の従業員等には待機が要請されますが、徒歩で帰宅しようとする者も多数いるため、桜田通り（国道1号線）や六本木通り、麻布通り等の主要道路を中心に、東京都心から世田谷・川崎方面等への徒歩帰宅者で歩道が大混雑します。歩道の大混雑に伴って、群集雪崩の発生リスクも想定されます。
- (5) 鉄道の運休で移動できなくなった多数の帰宅困難者が駅周辺に滞留します。麻布地区にはJR駅は立地していないものの、特に、六本木駅や六本木一丁目駅の周辺では多数の帰宅困難者が発生すると想定されており、これらの駅には鉄道の運行等に関する情報を求めて多くの人々が殺到するおそれもあります。これらの駅の周辺においては、一時滞在施設の重点的な確保や適切な情報提供等をさらに検討していく必要があります。
- (6) 特に六本木駅は六本木ヒルズにも近く、多くの観光客等の来訪も想定されることから、地理に不案内な来訪者による混乱も想定されます。

3 赤坂地区の課題

- (1) 一時滞在施設において、職場や学校等の行き場のない帰宅困難者の受入は可能です。ただし、休日において買い物等で来訪者が見込まれる場所については、受入が

困難な状況とならないか注視していく必要があります。

- (2) この他、①実際の発災時に受入が難しい施設が生じた場合（施設に被害があった場合等）、②通勤・通学・業務目的での外出者であっても職場や学校に留まらずに一時滞在施設に向かう者が生じた場合、③発災時の混乱の中で自宅までの距離が近い者にも一時滞在施設に向かう者が生じた場合など、一時滞在施設の利用希望者が受入能力を上回る状況も考えられます。
- (3) 事業所の従業員等には待機が要請されるが、徒歩で帰宅しようとする者も多数いるため、青山通り（国道 246 号）や六本木通り等の主要道路を中心に、東京都心から世田谷・川崎方面等への徒歩帰宅者で歩道が大混雑します。歩道の大混雑に伴って、群集雪崩の発生リスクも想定されます。
- (4) 鉄道の運休で移動できなくなった多数の帰宅困難者が駅周辺に滞留する。赤坂地区には JR 駅は立地していないものの、特に、溜池山王駅、赤坂駅、青山一丁目駅、赤坂見附（永田町）駅、表参道駅の周辺では多数の帰宅困難者が発生すると想定されており、これらの駅には鉄道の運行等に関する情報を求めて多くの人々が殺到するおそれもある。これらの駅の周辺においては、一時滞在施設の重点的な確保や適切な情報提供等をさらに検討していく必要があります。

4 高輪地区の課題

- (1) 品川駅周辺において多数の帰宅困難者が発生するため、一時滞在施設の不足が見込まれます。
- (2) この他、①実際の発災時に受入が難しい施設が生じた場合（施設に被害があった場合等）、②通勤・通学・業務目的での外出者であっても職場や学校に留まらずに一時滞在施設に向かう者が生じた場合、③発災時の混乱の中で自宅までの距離が近い者にも一時滞在施設に向かう者が生じた場合など、一時滞在施設の利用希望者が受入能力を上回る状況も考えられます。
- (3) 麻布地区に次いで小規模な事業所が多い中で、特に事業継続計画を策定していない事業所では従業員等を待機させるための準備が難しい事業所も多いことが想定されます。
- (4) 事業所の従業員等には待機が要請されるが、徒歩で帰宅しようとする者も多数いるため、桜田通り（国道 1 号線）や第一京浜（国道 15 号線）等の主要道路を中心に、東京都心から横浜・川崎方面等への徒歩帰宅者で歩道が大混雑する。歩道の大混雑に伴って、群集雪崩の発生リスクも想定されます。
- (5) 鉄道の運休で移動できなくなった多数の帰宅困難者が駅周辺に滞留します。品川駅周辺を中心として、複数路線の乗換駅である泉岳寺駅や白金高輪駅、JR 駅である高輪ゲートウェイ駅も含めて、多数の帰宅困難者が発生すると想定されており、鉄道の運行等に関する情報を求めて多くの人々が駅に殺到するおそれもあります。品川駅には新幹線も停車するため、首都圏外からの来訪者が帰宅困難となる状況も想定されます。品川駅や高輪ゲートウェイ駅の周辺においては、一時滞在施設の重点的

な確保や適切な情報提供等をさらに検討していく必要があります。

5 芝浦港南地区（芝浦港南周辺）の課題

- (1) 品川駅周辺において多数の帰宅困難者が発生するため、高輪地区同様、一時滞在施設の不足が見込まれます。
- (2) この他、①実際の発災時に受入が難しい施設が生じた場合（施設に被害があった場合等）、②通勤・通学・業務目的での外出者であっても職場や学校に留まらずに一時滞在施設に向かう者が生じた場合、③発災時の混乱の中で自宅までの距離が近い者にも一時滞在施設に向かう者が生じた場合など、一時滞在施設の利用希望者が受入能力を上回る状況も考えられます。
- (3) 事業所の従業員等には待機が要請されますが、徒歩で帰宅しようとする者も多数いるため、芝浦・海岸・港南エリアにおいては海岸通り等において東京都心から横浜・川崎方面等への徒歩帰宅者で歩道が大混雑します。また、エリア全体の帰宅困難者が品川駅・田町駅に集中するために、駅周辺の歩道も大混雑になると見込まれる。歩道の大混雑に伴って、群集雪崩の発生リスクも想定されます。
- (4) 鉄道の運休で移動できなくなった多数の帰宅困難者が駅周辺に滞留します。芝浦・海岸・港南エリアにおける帰宅困難者は主に品川駅・田町駅・高輪ゲートウェイ駅に集中的に発生するものと想定され、鉄道の運行等に関する情報を求めて多くの人々が駅に殺到するおそれもあります。品川駅には新幹線も停車するため、首都圏外からの来訪者が帰宅困難となる状況も想定されます。品川駅や高輪ゲートウェイ駅の周辺においては、一時滞在施設の重点的な確保や適切な情報提供等をさらに検討していく必要があります。

6 芝浦港南地区（台場地区周辺）の課題

- (1) 一時滞在施設において、職場や学校等の居場所がない帰宅困難者の受入は可能です。ただし、休日において買い物等で来訪者が見込まれる場所については、受入が困難な状況とならないか注視していく必要があります。
- (2) この他、①実際の発災時に受入が難しい施設が生じた場合（施設に被害があった場合等）、②通勤・通学・業務目的での外出者であっても職場や学校に留まらずに一時滞在施設に向かう者が生じた場合、③発災時の混乱の中で自宅までの距離が近い者にも一時滞在施設に向かう者が生じた場合など、一時滞在施設の利用希望者が受入能力を上回る状況も考えられます。
- (3) 事業所の従業員等には待機が要請されるが、徒歩で帰宅しようとする者も多数いるため、お台場エリアは周辺地域との陸路での接続が限定的なこともあり、徒歩帰宅者で歩道が大混雑します。歩道の大混雑に伴って、群集雪崩の発生リスクも想定されます。
- (4) 鉄道（ゆりかもめ、りんかい線）の運休で移動できなくなるなどして、多数の帰宅困難者が駅周辺に滞留するものと想定されます。駅の周辺においては、一時滞在施設の重点的な確保や適切な情報提供等をさらに検討していく必要があります。

- (5) 家族連れの来訪者が集う商業施設が多い点も踏まえて、子ども連れの来訪者を意識した帰宅困難者対策も検討していく必要があります。

【対策の方向性・到達目標】

1 東京都

- (1) 「東京都帰宅困難者対策条例」で規定した従業員の一斉帰宅抑制や3日分の備蓄確保等の取組を都民・事業者に周知啓発
- (2) 国、東京都、区市町村、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備
- (3) 一時滞在施設の確保、量的拡大に向けて、東京都及び東京都関連施設を指定するとともに、国、区市町村、事業者団体等に対して確保の要請
- (4) 混乱収拾後に安全な帰宅方法を検討するよう、事業所防災リーダー制度等を活用して事業者にも周知徹底するほか、引き続き災害時帰宅支援ステーションの確保・周知を図るとともに、徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため、バスや船舶などの代替輸送手段を確保
- (5) 東京都、区市町村の役割分担の整備及び連絡体制の充実
- (6) 発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報を入手でき、円滑に安否確認や一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築
- (7) 発災時においてもより確実に運営できる体制を整備
- (8) 帰宅困難者対策オペレーションシステムが十分に活用できるための一時滞在施設における通信体制の強靱化等
- (9) なるべく早期の民間一時滞在施設の確保を目指した支援制度の充実及び民間事業者に対しての再開発の機会等を捉えた積極的な周知啓発の実施
- (10) 事業者に対する鉄道運行再開等を踏まえた安全な帰宅方法の検討の周知徹底

2 区

第1 区全体の方向性

- (1) 駅周辺滞留者対策推進協議会の活動を支援することにより、共助による帰宅困難者支援体制づくりを推進
- (2) 「港区防災対策基本条例」、「東京都帰宅困難者対策条例」の内容を踏まえた事業所向けのセミナー等を行い、各事業所に対し一斉帰宅の抑制、一時滞在施設確保に対する重要性を深め、各事業所内での周知徹底により自助・共助を推進
- (3) 一時滞在施設として区有施設の指定及び協定締結による民間施設の確保
- (4) 帰宅困難者への迅速な情報伝達
- (5) 園児・児童・生徒の安全保護のための体制整備
- (6) 徒歩帰宅支援体制の整備と代替輸送手段の検討
- (7) 夜間休日（営業時間外）を想定した滞留者支援ルールや受入れ手順等の見直し

第2 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（令和5（2023）年3月）基づ

く各地区の方向性

1 全地区共通の方向性

- (1) 既設の駅周辺滞留者対策推進協議会による駅周辺の混乱防止の取組について、情報提供等が適切になされるように支援を行います。
- (2) 保育園・学校等における発災時の園児、児童等の引き渡しについて、状況が落ち着くまで園児、児童等を留め置けるようにしていくことや、保護者に対する情報提供の方針整理・共有を行います。
- (3) 確保済の一時滞在施設における、夜間休日も含め、発災時を想定した対応訓練の支援等を行います。
- (4) 一時滞在施設の確保を進めるとともに、帰宅困難者への迅速な情報伝達手段を確保します。
- (5) 帰宅困難者対策に係る、近隣の区との連携を進めます。

2 芝地区の方向性

- (1) 地区外からの流入者について、①通勤・通学者は職場・学校等で受入できるように、②行き場のない者は一時滞在施設に誘導するように、それぞれの人が発災時に取るべき対応の周知や、事業所・教育施設等への物資備蓄等への支援を行います。
- (2) 行き場のない帰宅困難者に対する一時滞在施設の確保や適切な情報提供等を行える体制づくりを進めます。特に、浜松町駅等の地理に不案内な観光客が多数来訪すると想定される乗換ターミナル駅における情報提供等は、外国語対応も含めて重点的に進めていくことを検討します。
- (3) 大規模集客施設等における来訪者への滞在場所提供への協力要請がなされるように、施設管理者へのアドバイス等を行います。
- (4) 外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

3 麻布地区の方向性

- (1) 地区外からの流入者について、①通勤・通学客は職場・学校等で受入できるように、②行き場のない者は一時滞在施設に誘導するように、それぞれの人が発災時に取るべき対応の周知や、事業所・教育施設等への物資備蓄等への支援を行います。
小規模な事業所が多いため、事業継続計画を策定できていない事業所を中心に、従業員等を帰宅するまで待機させるための準備が難しい事業所も多い可能性があることから、従業員等の滞在スペース確保や物資確保に係り、重点的な支援が必要になり得ます。
- (2) 行き場のない帰宅困難者に対する一時滞在施設の確保や適切な情報提供等を行える体制づくりを進めます。
- (3) 大規模集客施設等における来訪者への滞在場所提供への協力要請がなされるように、施設管理者へのアドバイス等を行います。
- (4) 各国の在日大使館が多く置かれており各国が自国民の保護を行う拠点となること

も踏まえて、外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

4 赤坂地区の方向性

- (1) 地区外からの流入者について、①通勤・通学客は職場・学校等で受入できるように、②行き場のない者は一時滞在施設に誘導するように、それぞれの人が発災時に取るべき対応の周知や、事業所・教育施設等への物資備蓄等への支援を行います。
- (2) 行き場のない帰宅困難者に対する一時滞在施設の確保や適切な情報提供等を行える体制づくりを進めます。
- (3) 大規模集客施設等における来訪者への滞在場所提供への協力要請がなされるように、施設管理者へのアドバイス等を行います。
- (4) 外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

5 高輪地区の方向性

- (1) 地区外からの流入者について、①通勤・通学客は職場・学校等で受入できるように、②行き場のない者は一時滞在施設に誘導するように、それぞれの人が発災時に取るべき対応の周知や、事業所・教育施設等への物資備蓄等への支援を行います。小規模な事業所が多いため、事業継続計画を策定できていない事業所を中心に、従業員等を帰宅するまで待機させるための準備が難しい事業所も多い可能性があることから、従業員等の滞在スペース確保や物資確保に係り、重点的な支援が必要になります。
- (2) 行き場のない帰宅困難者に対する一時滞在施設の確保や適切な情報提供等を行える体制づくりを進めます。特に、品川駅周辺においては、一時滞在施設の不足が見込まれるため、さらなる確保を進めます。また、駅周辺における情報提供等は、外国語対応や首都圏外からの地理不案内な来訪者への対応も含めて重点的に進めていくことを検討します。
- (3) 大規模集客施設等における来訪者への滞在場所提供への協力要請がなされるように、施設管理者へのアドバイス等を行います。
- (4) 外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

6 芝浦港南地区（芝浦港南周辺）の方向性

- (1) 地区外からの流入者について、①通勤・通学客は職場・学校等で受入できるように、②行き場のない者は一時滞在施設に誘導するように、それぞれの人が発災時に取るべき対応の周知や、事業所・教育施設等への物資備蓄等への支援を行う。他地区と比べて大規模な事業所が多く、これらの事業所においては従業員や来訪者が多いことから、確実な帰宅困難者対策が必要となります。
- (2) 行き場のない帰宅困難者に対する一時滞在施設の確保や適切な情報提供等を行える体制づくりを進めます。特に、品川駅周辺においては、一時滞在施設の不足が見

込まれるため、さらなる確保を進めます。また、駅周辺における情報提供等は、外国語対応や首都圏外からの地理不案内な来訪者への対応も含めて重点的に進めていくことを検討します。

- (3) 大規模集客施設等における来訪者への滞在場所提供への協力要請がなされるように、施設管理者へのアドバイス等を行います。
- (4) 外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

7 芝浦港南地区（台場周辺）の方向性

- (1) 地区外からの流入者について、①通勤・通学客は職場・学校等で受入できるように、②行き場のない者は一時滞在施設に誘導するように、それぞれの人が発災時取るべき対応の周知や、事業所・教育施設等への物資備蓄等への支援を行います。他地区と比べて大規模な事業所が多く、これらの事業所においては従業員や来訪者が多いことから、確実な帰宅困難者対策が必要となります。
- (2) 行き場のない帰宅困難者に対する一時滞在施設の確保や適切な情報提供等を行える体制づくりを進めます。また、駅周辺における情報提供等は、外国語対応や首都圏外からの地理不案内な来訪者への対応も含めて重点的に進めていくことを検討します。
- (3) 大規模集客施設等における来訪者への滞在場所提供への協力要請がなされるように、施設管理者へのアドバイス等を行う。特に、お台場エリアにおいては家族が集う商業施設が多いことから、子ども連れの来訪者を意識した対策が他地区にも増して必要です。
- (4) 外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

第1節 帰宅困難者対策の推進

第1 駅周辺滞留者対策推進協議会の設置及び支援

1 東京都

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、東京都及び区市町村が連携し、あらかじめ駅ごとに、東京都、区市町村、所管の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策推進協議会等の設置をします。

2 区

- (1) 駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、あらかじめターミナル駅等に、東京都、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅周辺滞留者対策推進協議会を設置し、活動の支援を行います。また、各協議会の連携を図り、区全体での共助体制を確立します。
- (2) 災害発生時に駅周辺滞留者対策推進協議会が実効性のある活動を円滑に実施でき

るよう、災害時のルールづくりを支援します。また、活動時に必要な資器材の支援を行います。

- (3) 発災時における協議会本部設営までの手順をVR映像に落とし込み、協議会委員がスマートフォンにて確認できるようにすることで、速やかに本部を設営できるようにします。

3 駅周辺滞留者対策推進協議会

- (1) 駅周辺滞留者対策協議会では、平時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要があります。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させます。
- (2) 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備します。
- (3) 駅周辺滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、大型ビジョンやエリアメール、SNS、スマートフォンのアプリなどを積極的に活用します。あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、駅周辺滞留者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておきます。エリア単位での活動が活発な地域を中心に、都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムとの連携等も検討していきます。
- (4) 駅周辺滞留者対策協議会は、平時より区市町村が行う一時滞在施設の確保に協力します。
- (5) 災害時における避難経路等の安全点検等を平時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組むことが重要です。
- (6) 区は、大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域において重点的に施策を行っていく際に、駅周辺滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、区と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していきます。

第2 広報

1 東京都

- (1) 都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図ります。
- (2) 都民向け防災ブックや、令和5(2023)年度に実施する「関東大震災100周年」の関連イベントなど、様々な普及啓発の手段と連携し周知を図ります。
- (3) 「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化を図ります。また、「企業防災アドバイザー」の派遣等により、個々の事業所の状況に応じた防災対策の徹底を図ります。

- (4) 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画について、トレインチャンネルや電車で吊り広告等の媒体のほか、SNS や Web 広告等の媒体も活用し幅広い世代へ展開していきます。
- (5) 都内中小企業の BCP の策定を支援するとともに、パンフレットの作成・配布やセミナーの開催等により、BCP の普及啓発及び継続的な取組を促進します。

2 区

- (1) 「港区防災対策基本条例」や「東京都帰宅困難者対策条例」をはじめ、区が実施する帰宅困難者対策、一時滞在施設の情報について、港区公式ホームページへの掲載、検索サイトなどへのバナー広告の掲載、パンフレットの作成・配布、講習会の実施により、区民・事業者・帰宅困難者へ情報発信を図ります。
- (2) 事業者における施設内待機を促進するため次の事項を周知します。
- ①「事業所防災計画」や「業務継続計画（BCP）」等の防災の計画に施設内待機に係る方針をあらかじめ定めるとともに、従業員等へ周知すること。
 - ②従業員等が施設に一定期間待機するために必要な水、食料、毛布、携帯トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）簡易トイレ等をあらかじめ備蓄すること。
 - ③施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィス家具の転倒・落下・移動防止措置等を行うこと。
 - ④発災時における従業員等との安否確認ルールを策定するとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知すること。

【港区防災対策基本条例関係条文の概要】 第8条 事業者の責務 ・管理する施設及び設備の安全性確保 ・従業員、来所者及び周辺地域住民の安全確保 ・一斉帰宅の抑制及び必要物資備蓄 第27条 帰宅困難者の事前準備等 ・家族との連絡手段の確保 ・徒歩帰宅経路の確認 ・自己の安全確保及び地域の救助活動への協力 第28条 帰宅困難者対策の実施 ・区による帰宅困難者対策推進団体の結成・育成支援 ・区による帰宅困難者への適切な情報提供 ・一時受入れ場所の提供等の協力要請 ・帰宅困難者対策実施事業者等への支援	【東京都帰宅困難者対策条例の概要】 ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化 ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化 ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化 ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化 ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等 ・一時滞在施設の確保に向けた東京都、国、区市町村、民間事業者との連携協力 ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

第3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

1 東京都

- (1) 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し周知します。
- (2) 都内における国が所有・管理する施設について、区市町村の要望に基づいて一時滞在施設として協力するよう要請します。
- (3) 東京都帰宅困難者対策実施計画（東京都地域防災計画（震災編）第2部第9章帰宅困難者対策）に基づき、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施します。
- (4) 都市開発諸制度などを活用し、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を誘導するほか、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開します。
- (5) 事業所防災リーダーを活用しながら一時滞在施設への理解促進を図り、中小企業等も含め幅広く民間事業者へ協力を求めています。
- (6) 民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により体制の支援を行うとともに一時滞在施設の確保を促進します。
- (7) 民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援を実施します。
- (8) 都営地下鉄の駅において備蓄を配備します。
- (9) 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備の促進を図ります。
- (10) 帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用するとともに一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化を図ることで、円滑に安否確認や一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築します。

2 区

- (1) 「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」やその他都市開発諸制度などを活用し、新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備や帰宅困難者に提供する物資を備蓄する倉庫の設置を誘導し、それらの設備の提供、帰宅困難者に提供する物資の整備及び災害時に受け入れた帰宅困難者の対応も含めた協定の締結を求めています。
- (2) 区が所管する施設で提供可能な施設を一時滞在施設として指定し、区民等に周知するとともに、国、東京都及び事業者に対して協力を働きかけます。
- (3) 「港区防災対策基本条例」に基づき、区内事業者との間で、帰宅困難者の一時滞在施設の提供及び食料や毛布などの備蓄等に関する協力の協定を締結するよう努めます。
- (4) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の最終報告に示された「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成27（2015）年2月改定）に基づき、それぞれ駅周辺滞留者対策推進協議会ごとの特性に応じて策定された滞留者支援ルールの運用訓練を実施し、抽出した課題の検証・改善を進めます。

- (5) 夜間休日の対応について、駅周辺滞留者対策協議会事業者や一時滞在施設協定締結事業者との協議を進めるとともに、鉄道事業者とも受入れ手順の確認や連絡訓練を実施し、帰宅困難者対策を充実します。
- (6) 区内の事業者及び各駅に対し、一時滞在施設が掲載されている区ホームページへ二次元コードでリンクしたポスターを掲示依頼します。（品川駅では駅構内のデジタルサイネージ5か所に掲示を依頼します。）
- (7) 協議会本部設営までの手順をVR映像に落とし込み、スマートフォンで誰が参集しても本部を設営できる仕組みを構築します。
- (8) 一時滞在施設の事業者に対し、帰宅困難者向けの備蓄品購入費補助事業を行い、都の補助事業と組み合わせることで事業者の備蓄品購入費の負担をなくします。

3 事業者

- (1) 区や東京都との協定の締結に基づき、一時滞在施設を運営します。
- (2) 一時滞在施設における備蓄物資を確保します。
- (3) 区や鉄道事業者等と連携して、発災時を想定した受け入れ訓練を実施します。
- (4) 東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行います。

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】

東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところとは、下記のとおりです。

1 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2 3日分の備蓄量の目安

- （1）水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓ
- （2）主食については、1人当たり1日3食、計9食
- （3）毛布については、1人当たり1枚
- （4）その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

3 備蓄品目の例示

- （1）水：ペットボトル入り飲料水
- （2）主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺

※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。

- （3）その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

（備考）

①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

（例）非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

②企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

第4 帰宅困難者への情報通信体制の整備

1 東京都

- （1）帰宅困難者等への情報提供ガイドラインを基に事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備し、情報提供ツールの周知等の取組を進めます。
- （2）東京都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営を行います。

- (3) スマートフォンのGPS情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施します。

なお、令和5(2023)年度末を目途に、都内の一時滞在施設の開設・運営状況を把握するシステムを実装し、その後順次運用を開始します。令和6(2024)年度末までに、人流混雑状況を含め、帰宅困難者対策に必要な機能を実装できるよう開発を進め、その後、実災害等で運用し、更なる機能向上を図ります。

- (4) 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用が安否確認等に使用可能なWi-Fiアクセスポイント及び災害時用公衆電話(特設公衆電話)を整備します。またスマートフォン等の充電用の蓄電池を配備します。
- (5) 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器への補助を実施します。
- (6) 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組を推進します。
- (7) 電源途絶時でも帰宅困難者が一時滞在施設を判別・認識できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ展開します。

2 区

- (1) 駅周辺滞留者対策推進協議会を通じて駅周辺の帰宅困難者に情報提供をするため、駅周辺滞留者対策推進協議会との通信手段を確保します。
- (2) 公共交通機関の運行状況等の情報を広く帰宅困難者に提供するため、港区公式ホームページやX(旧Twitter)、フェイスブック、エリアメール等の活用を図るとともに、駅周辺に設置されたデジタルサイネージ²⁷の積極的な活用を図ります。
- (3) 一時滞在施設の情報について、港区公式ホームページへの掲載、検索サイトなどへのバナー広告の掲載、駅等への二次元コードを記載したポスターの掲出などを進めます。
- (4) 公共交通機関等との情報共有を密に行うため、災害時にも連絡が取れるネットワークの構築を検討します。

第5 徒歩帰宅支援のための体制整備

1 東京都

- (1) 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知します。
- (2) 全都立学校(島しょを除く。)を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保します。また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討します。
- (3) 災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅者支援が、円滑に行われるよう運営に関する事業者用ハンドブックを配布します。

²⁷ デジタルサイネージ：屋外に設置したディスプレイを用いて情報を流す媒体をいいます。

- (4) 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置を行います。
- (5) 徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うため、都県境を越えた「帰宅支援対象道路」の周知を図ります。
- (6) 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について都民・事業者にも周知します。
- (7) 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備します。

2 区

- (1) 東京都より区内でのみ営業する事業者の情報提供を受けた場合は、協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めます。
- (2) 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について区民・事業者にも周知します。

3 事業者

- (1) 災害時帰宅支援ステーションの意義について、普及啓発に努めます。
- (2) 区や東京都との協定の締結に努め、災害時帰宅支援ステーションを運営します。
- (3) 事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、「帰宅時間が集中しないための対応」「帰宅状況の把握」等、事前に帰宅のためのルールを設定します。

第6 代替輸送の確保

1 東京都

- (1) バスやタクシーによる代替輸送について実働訓練を実施し、国のマニュアル策定を支援します。
- (2) 船舶の寄港に関しての条件など、船舶による代替輸送を行う際の課題の整理や検証を進めていきます。

2 区

東京都の動向を踏まえて、代替輸送手段の確保について検討します。

第7 その他

1 東京都

- (1) 区市町村や事業者等と連携するため、都内の全区市町村と駅前滞留者対策協議会等が参加した東京都帰宅困難者対策フォーラムを設置します。
- (2) 発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援します。

2 区

駅周辺滞留者対策推進協議会と帰宅困難者対策に係る訓練を実施し、災害時の対応力を強化します。また、区内駅周辺滞留者対策推進協議会合同による訓練を実施し、区内全体の防災力の向上に努めます。

第5章 区民等の防災行動力の向上

区をはじめとする防災関係機関は、防災に関する広報活動を積極的に行い、防災組織の結成促進、防災意識の普及、高揚に努め、あわせて区民等の防災意識に支えられた防災組織の育成指導、助言等を行います。

また、地域内の町会・自治会、防災住民組織、事業所等のネットワーク化を進めます。

区民等の自助・共助の考えに基づいた防災行動力の向上を図るため、防災知識の普及、防災住民組織の育成、要配慮者対策、地域防災訓練の充実、事業所の防災対策に努めます。

【現況】

- 1 「大震災に備えて」「港区防災地図」「各地区防災マップ」等による意識啓発
- 2 防災アドバイザー派遣や防災出張講座等を通じた防災知識の普及
- 3 「地域防災協議会の支援に関する要綱」等に基づく地域防災協議会の活動の支援
- 4 港区社会福祉協議会等との協定を通じたボランティアとの連携

【課題】

- 1 区民等の災害に対する事前準備と発災後の正しい行動の知識・技術習得の周知
- 2 高齢化等による防災住民組織の防災行動力の低下
- 3 大量の避難者の発生に対する、人的・物的な支援体制・資源の不足

【対策の方向性・到達目標】

- 1 区民一人ひとりの防災知識の習得を通じた自助力の向上
- 2 区民や事業所等を含めたコミュニティによる共助の啓発を通じた防災力向上
- 3 港区社会福祉協議会、区民活動団体等とのネットワーク構築、災害ボランティアの計画的な養成支援

第1節 防災知識普及計画

第1 区の役割

- 1 「広報みなと」に毎年防災特集号を組む他、随時、防災に関する記事を掲載します。
- 2 防災パンフレットや港区防災地図を作成し、配布します。
- 3 日刊紙等報道機関に対し、防災計画、防災訓練等防災に関する記事を随時発表します。
- 4 区の防災に関する動画を制作し、CATV 広報番組等により放映します。
- 5 防災に関する DVD の貸し出しを行います。
- 6 港区公式ホームページやパンフレット等を活用し、防災知識の普及に努めます。
- 7 各種広報資料等の普及により、平時からの備えと被災後の円滑な行動につなげます。
- 8 防災住民組織や地域防災協議会の防災訓練等において、AR や VR などの最新技術も活用し、防災知識の普及に努めます。
- 9 防災講演会など各種防災普及事業を主催し、防災全般の施策や要配慮者対策に係る

理解を深めるため積極的に取り組みます。

- 10 区民や事業者からの依頼に応じて、職員による防災出張講座や防災アドバイザーの派遣を行い、防災知識の普及に努めます。
- 11 防災士資格取得者の支援や防災学校を通じて、地域の防災リーダーを育成します。
- 12 発災時の混乱防止に向け、次の事項について、ホームページやSNS、其他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努めます。

(啓発事項)

- ・ 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・ 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ・ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ・ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在していること
- ・ 自宅に被害がない場合は在宅避難が原則となること

- 13 子どもが防災に関心を持つきっかけを創出する防災普及啓発に取り組みます。

第2 警察署

- 1 警察署が実施している座談会、講習会等の機会を利用するとともに、警察署ごとに設置されている地域版パートナーシップの活動を通じて災害並びに防災に関する知識の普及徹底を進めます。
- 2 チラシ、回覧板等を利用して、防災の事前広報を行います。

第3 消防署

- 1 区民及び事業所の防災意識の高揚を図り、広報活動を推進します。
 - (1) 地震から身を守るため、はたらく消防の写生会、防火防災標語の募集、防火防災診断、ホームページ、消防アプリ、SNS、「地域の防火防災功労賞制度」等、あらゆる機会や各種手段を活用して、「地震に対する10の備え」、地震から身を守る「地震その時10のポイント」や地震からいのちを守る「7つの問いかけ」、長周期地震動に関する防火防災対策の普及等の防災に関する知識の普及、備えの促進、消防団等への加入促進等を広く区民に周知します。
 - (2) 負傷者の軽減、出火防止並びに避難路確保のため、家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進を図ります。
 - ①高層建築物における長周期地震動に伴う室内の安全対策を促進
 - ②低層建築物及び戸建住宅に対する家具転倒・落下・移動防止対策の促進
 - ③家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布
 - ④家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発
 - (3) 消防団及び災害時支援ボランティアと連携して区民に対する指導を図ります。
- 2 総合防災教育の充実

- (1) 自らの判断で、災害に対する行動力を高めるため、各学校の実状にあわせた体系的、かつ、実践的な総合防災教育を推進します。
- (2) 幼児から社会人になるまでの段階に応じた総合防災教育の普及を図ります。
- (3) 家庭や地域における防災行動力を高めるため、各学校の実状にあわせた体系的、かつ、実践的な総合防災教育を推進します。
- (4) 中学生の職場体験に合わせ防災教育を実施します。
防火防災に関する基本的な基礎知識や行動力を身に付けさせ、地域の防災の担い手となるように育成します。
- (5) 避難所となる中学校の生徒に対する防火防災訓練指導を強化します。中学校は避難所として指定され、区民が多数避難してくることから、中学生が主体となって区民に対する指導ができるよう、消防団、災害時支援ボランティア、地域防災協議会及び関係機関と連携した指導を実施します。
- (6) デジタルコンテンツを活用したりモット防災学習教材の整備・充実活用を図ります。

第4 都水道局

1 平常時の広報

- (1) 平常時の広報は、地震発生後に都水道局が実施する、飲料水確保の活動方針の周知を図るとともに、各家庭において、当座の水の備蓄を慣習化することを主目標にして行います。
- (2) 広報の主な内容は、次のとおりです。
 - ①地震発生時に際しての都水道局の応急対策
 - ②水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由
 - ③その他、地震発生後に必要な注意事項等

第5 都下水道局

1 広報活動

都民用「浸水対策リーフレット」を発行し、区民が自らできる浸水への備えの紹介や降雨情報の提供（東京アメッシュ）並びに関係機関の連絡先等を紹介します。

第6 日本郵便株式会社

- 1 防災の日・防災週間を中心に防災訓練を実施し、社員の意識啓発を図っています。
- 2 日本郵便株式会社東京支社防災連絡網により、東京支社管内各郵便局との協力体制をとります。
- 3 災害発生時の施設利用者の避難誘導が円滑に行われるよう配慮していきます。

第7 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）

1 乗客に対する広報活動

現在、駅で避難箇所等の情報を開示し、旅客の自主的な行動を求める（情報の提供）ように努めています。

第8 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）

1 広報活動

(1) 公衆感電事故防止 PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、広報活動を行います。

(2) PRの方法

公衆感電事故防止 PR については、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、ホームページ、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深めます。

(3) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請しています。

第9 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）

- 1 防災フェア及び地域防災演習時にパンフレットを配布し、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）のPRを行っています。
- 2 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練を支援していきます。
- 3 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動を行っています。

第10 東京ガスネットワーク株式会社（東京ガス）

防災イベント等において区民にパンフレットやチラシ等を配布し、マイコンメーターの復帰操作の方法や東京ガスグループの地震防災対策について紹介します。

また、インターネット上の東京ガスネットワークホームページにもマイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する「復旧マイマップ」等を掲載し、東京ガスの地震対策について紹介します。

さらに、地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発を行い、防災・安全対策に関する取組を紹介していきます。

第11 首都高速道路株式会社（首都高速道路）

災害発生時におけるお客さま等の適切な判断及び行動に資するため、各種の防災関連行事等を通じて、特に道路交通対策、防災対策に関する知識、避難対応等に関する事項等各種の災害・防災に関する情報をお客さまに周知するようパンフレットの配布等の広報を実施し、平時における防災意識を普及する啓発活動を推進します。

第12 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

1 旅客に対する広報計画

災害に関する一般的知識と防災知識の普及徹底を図るため、関係機関と緊密な連絡をとるとともに、平素からメトロニュースの配布等により、災害時における旅客の避難誘導が円滑に行われるよう配慮します。

第13 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

1 乗客に対する広報計画

- (1) 防災計画の徹底と乗客の協力を得るため、次の事項に関して駅における掲示や刊

行物等を活用して周知を図ります。

①震災に備えた対応

②避難場所

(2) 一斉放送装置による同時放送で正確かつ迅速な情報を伝達し、乗客等の混乱防止を図ります。

(3) 災害発生時の広報は次によります。

①列車内乗客に対しては、列車無線による情報を乗務員が放送します。

②駅の乗客に対しては、一斉放送装置によるほか、ワイヤレスマイクにより放送します。電源切断時には、ハンドマイク等による乗客への広報誘導等を行います。

また、急告板や電光掲示板等も活用します。

第14 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）

防災の日・防災週間を中心に防災訓練を実施し、旅客に対し駅構内放送・車内放送により防災意識の高揚を図っています。

第2節 防災住民組織²⁸の育成

第1 現況

大震災による広域的な災害から区民等の生命、身体及び財産を守るためには、区民一人ひとりが防災に対する意識を持ち、地域で協力して活動に取り組むことが重要です。そこで、区では昭和51(1976)年に「防災住民組織の育成に関する要綱」を定め、区民の共助の精神に基づく自発的な防災組織の育成指導に努めています。防災住民組織は昭和49(1974)年から町会・自治会等を母体に組織づくりを進め、令和5(2023)年4月1日現在220組織が結成されています。

(震災資料編 震2-5-1 防災住民組織一覧表 参照)

近年、防災住民組織への加入率の低下や高齢化等により防災住民組織の防災行動力の低下傾向が見られています。そこで、夜間人口と比べて昼間人口が多い港区では、事業所の防災対策や区民と事業所の連携の強化は、地域の防災対策を進める上で重要です。

平成9(1997)年に「地域防災協議会の支援に関する要綱」を定め、小学校区の範囲を基本に防災住民組織と事業所、PTA等地域団体が連携をとって防災活動をする地域防災協議会が、令和5(2023)年4月1日現在区内全域22地区において結成されています。

(震災資料編 震2-5-2 地域防災協議会一覧表 参照)

第2 区の役割

- 1 防災住民組織の育成指導を行います。
- 2 要配慮者、家族、区民等が合同で実施する避難訓練への支援を行います。
- 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への要配慮者と家族の

²⁸ 防災住民組織：震災から地域社会を守るために町会・自治会等を母体として、住民が自主的に結成し、結成手続を済ませた組織のことをいう。

参加に対する支援を行います。

- 4 各家庭における地震発生時の適切な行動・出火防止等の徹底を図るための防災教育を推進します。
- 5 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上を推進します。
- 6 区民への積極的な支援・助言による、防災住民組織の組織化を推進します。
- 7 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じて、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化を図ります。

第3 計画目標

1 区

防災住民組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、消防署と連携し、訓練の技術指導、実技体験訓練等に必要な資機（器）材の整備を充実・強化します。

東京都が作成した防災ブックなど各種媒体を活用し、区民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を進めます。また、各主体に対する様々な防災訓練の実施や学校等における幼児期からの体系的な防災教育の実施により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成します。さらに、被災した際も、外国人が言語等で不都合を感じないように、効果的な情報提供を推進します。

防災市民組織の活動を支援することで、地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや災害時の適切な防災活動が行われるようにします。女性の防災人材を育成することにより災害時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるようにします。

マンション防災の必要性を区民が認識し、自助・共助の体制を構築します。そのため、マンション管理組合の活動を支援し、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようはたらきかけ、マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図ります。

消防団の定員充足率の向上等による体制の充実や災害時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図ります。

地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された防災市民組織等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を強化します。

区において災害時のボランティア活動を想定した訓練を、毎年実施すること等により、地域の社会福祉協議会、災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される市民活動団体等とのネットワークを構築します。

また、災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成等により災害時における円滑なボランティア活動の支援を推進します。

2 消防署

各消防署は、区と連携し、震災時を想定した各種防災訓練の指導を実施するととも

に、技術指導を通じて防災住民組織の活性化に努めます。

第4 事業計画

区は、防災住民組織の結成促進に努めるだけでなく、個々の防災住民組織の強化育成及び事業所、地域団体等との連携の強化により主体的に活動し、行動できるよう防災住民組織を積極的に支援します。

なお、事業の実施に当たっては、警察署、消防署、消防団及び関係団体と連携をとって指導にあたります。

- 1 新たに防災住民組織を結成した組織に対し、防災活動に必要な防災資器材を助成します。
- 2 防災住民組織や地域防災協議会が行う防災訓練、防災講演会、防災資器材の充実等防災活動経費を助成します。
- 3 防災学校等で、区の防災について周知するとともに区民等の意見、要望を把握します。
- 4 地域防災協議会に対して防災関係機関と協力し積極的に支援をします。
- 5 防災住民組織や地域防災協議会に対し、防災アドバイザーの派遣を行い、男女平等参画の視点や避難所の運営訓練など、防災意識の高揚及び効果的な防災訓練のための支援をします。
- 6 防災士資格取得者を育成し、地域の防災リーダーとして防災住民組織や防災協議会の防災活動への参加を促し、地域の防災活動を支援します。
- 7 防災住民組織や地域防災協議会等の活動において、男女平等参画の観点から、地域の防災リーダーとして女性が参画し、更なる自発的な防災組織を育成するため、女性の意見反映や女性の防災活動を推進します。

第3節 地域防災訓練の充実

第1 方針

「港区防災対策基本条例」の基本理念のうち「自らのことは自らが守る（自助）」、「地域において互いに助けあう（共助）」を基本として、災害時に区民等が混乱することなく適切な対応がとれるよう、防災訓練の充実・強化を図ります。

第2 現況

防災住民組織や地域防災協議会等では、過去の災害を教訓として発生が予想されている首都直下地震等に備えてきましたが、平成28（2016）年度4月に発生した熊本地震を受け、再度防災への関心が高まっており、事業所や学校等と連携した防災訓練の実施も行っています。

第3 区の役割

- 1 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制を推進します。
- 2 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を促進しま

す。

3 合同防災訓練を実施します。

第4 計画目標

1 防災住民組織等の訓練

防災住民組織では、少なくとも毎年1回以上の訓練を実施するよう呼び掛けを行います。

2 地域防災協議会の訓練

隣接する町会・防災住民組織、事業所及びPTA等が連携して、地域の実態に即した訓練を実施するよう積極的に呼びかけます。

3 事業所の訓練等

事業所は従業員等の安全を確保する責務に基づき、事業所の実態に即した訓練や対策を行うよう積極的に呼びかけます。

第5 事業計画

1 訓練の実施に当たっては、区は必要な助言、支援等積極的な対応を行います。

2 区・警察署・消防署が協力し、より実践的訓練が実施されるようにします。

(1) 防災住民組織等の防災訓練の実施内容

①現行の初期消火訓練や避難誘導訓練等のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災後の対応を想定した訓練に加え、VR（災害疑似体験）防災体験車等を活用した体験訓練も推進します。

②区民等に対し、AEDの使用法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境の整備を推進します。

(2) 地域防災協議会の防災訓練の実施内容（上記に加え）

避難所開設・運営訓練（被害情報の集約・報告訓練を含む）

(3) 事業所の防災訓練の実施内容等

①業務継続計画の策定（帰宅困難者対策を含む）

②事業所防災訓練（防災住民組織訓練に準ずる）

③地域の防災住民組織や地域防災協議会等と連携した訓練

(4) 事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速かつ的確な活動を行うため、消防計画または事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進します。

3 災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、地域防災協議会を中心として、「避難所運営マニュアル」の整備や避難所の開設・運営訓練を実施します。

避難所運営には、男女双方の責任者を配置します。また、「避難所運営マニュアル」の整備においては、女性の参画を促進するとともに、女性、男性、子どもの意見が反映される円滑な避難所運営が行われるよう、子どもも交えた男女により訓練が実施されるようにします。

4 地震時の各種災害に対応するため、消防署、消防団、警察署、日本防災士会、事業所、区民等を対象として、様々な機会をとらえ防災関係機関との連携及び区民との協

働による活動を重視した総合訓練を実施します。

第4節 事業所の防災指導

第1 区の役割

- 1 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災住民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進します。
- 2 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制を推進します。
- 3 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制を強化促進します。
- 4 総合防災訓練を実施します。
- 5 防災出張講座や事業所防災セミナー等を行い、事業所の防災体制の強化を促進します。
- 6 防災住民組織と地元事業者間で簡易救助器具利用の協定を締結した事例を紹介するなど啓発に努め、関係者への協定締結の働きかけを行います。

第2 事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図ることが必要です。

また、区はこれらの事業所の役割等に関する知識の普及・啓発を広報誌や港区公式ホームページ等を利用して図っていきます。

- 1 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等を整備します。
- 2 従業員の一齐帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅困難者対策のため、飲料水、食料その他（3日分を目安に）災害時において必要となる物資を備蓄するとともに、従業員の安否確認体制を整備し従業員に対し家族との連絡手段確保の周知に努めます。
- 3 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定します。
- 4 組織力を活用した地域活動への参加、防災住民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を推進します。
- 5 帰宅困難者対策のため一時滞在施設の提供等可能な範囲での協力を努めます。
- 6 東京商工会議所や、東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進します。
- 7 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「行動ルール」を遵守します。

第3 事業所の計画目標

震災時、各事業所が初期消火、救助活動、応急手当等を自ら対処できる自衛消防組織の育成強化を図ります。

また、地域の防災住民組織とのネットワークづくり及び食料等の備蓄の推進についての啓発を強化します。

さらに、消防署は事業所に対して地震を想定した自衛消防訓練等の指導を推進します。特に、一定規模以上の事務所で、「消防法」に基づき自衛消防組織の設置義務のある防火対象物、または東京都の「火災予防条例」に基づき自衛消防活動中核要員の配置義務

がある防火対象物については、次のとおり自衛消防訓練等の指導を推進します。

- 1 「消防法」第8条の2の5に該当する防火対象物
 - (1) 自衛消防組織の設置
 - (2) 自衛消防組織への統括管理者及び自衛消防要員の配置
 - (3) 自衛消防組織による初期消火、通報、避難誘導
 - (4) 自衛消防組織の要員に対する教育・訓練の実施
- 2 東京都の「火災予防条例」第55条の5に該当する防火対象物
 - (1) 自衛消防活動中核要員の配置
 - (2) 自衛消防活動中核要員の活動に必要な装備品の配置
 - (3) 自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の実施
- 3 事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速かつ的確な活動を行うため、消防計画または事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進します。

第4 事業所防災計画の指導

- 1 「東京都震災対策条例」第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災対策の充実強化を図ります。
 - (1) 防火管理者の選任を要する事業所

「東京都震災対策条例」に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導します。

 - ①地震に備えての事前計画
 - ②震災時の活動計画
 - ③施設再開までの復旧計画
 - (2) 防災管理者の選任を要する事業所

「東京都震災対策条例」に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前(1)①から③までの事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるよう指導します。
 - (3) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所に対して、事業所防災計画の資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導します。
 - (4) 防災対策上重要な施設の事業所防災計画

都市ガス、電気、鉄道、軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導します。
- 2 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、東京都の「火災予防条例」第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行います。

第5 危険物施設の防災組織

- 1 危険物施設の防災組織
 - (1) 危険物施設は災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業

所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する必要があります。

- (2) 東京都は、「消防法」等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、そのための訓練を定期的に行います。

2 高圧ガス関係の防災組織

- (1) 高圧ガス災害対策には、専門的な知識や技術、特殊な防災資器材が不可欠であるため、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を整備し、効果的な相互応援活動ができる体制の確立が必要です。
- (2) 高圧ガス保安団体に対し、自主保安体制として東京都高圧ガス地域防災協議会の充実・強化、及び未加入事業所について、同協議会への参加を指導します。

3 火薬関係の防災組織

- (1) 平常時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時における危険防止のための応急措置などについて、自主保安体制の整備を指導します。

第6 事業所防災訓練の指導

事業所の自衛消防隊が、地震時において、迅速かつ的確な活動を行うため、消防計画または事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進します。

第5節 区民等の自主救護能力の向上

第1 区の役割

- 1 防災住民組織の育成指導を行います。
- 2 要配慮者、家族、区民等が合同で実施する避難訓練の支援をします。
- 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援をします。
- 4 消防と連携し、各家庭における地震発生時の適切な行動・出火防止等の徹底を図るための防災教育を推進します。
- 5 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力向上を推進します。
- 6 災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及事業を防災機関と連携して開催します。
- 7 都や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材を育成します。

第2 事業計画

1 区民・事業所等の指導推進

震災時には、広域的または局所的に救助・救急事業の多発が予想されることから、区民・事業所等による地域ぐるみの救出活動が必要です。

このため、消防署は消防団員、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして防災住民組織の救出救護班員及び区民・事業所に対し、救出活動及び応急救護活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進します。

また、区民に対し、救命講習を開講し、応急手当技能を取得した者に認定証を交付するなど、応急救護知識・技術の普及啓発活動を積極的に行っています。

2 高層住宅の震災対策

震災時にエレベーター等のライフラインが停止した場合でも自宅で生活が続けられるよう、家具転倒防止対策や備蓄等、「自助」の取組の徹底を周知するほか、防災アドバイザーの派遣により、防災組織の結成や防災計画の作成を支援し、居住者相互の「共助」による体制を強固とします。

また、高層住宅を建設する開発事業者と、防災備蓄倉庫及びエレベーター用防災チェア等の設置や家具転倒防止対策等に関する事前協議を行い、高層住宅の震災対策の促進を図ります。

3 消防団員の救護活動能力の向上

地域の防災リーダーである消防団員は、応急手当普及員講習を受講し応急救護能力の向上に努めるとともに、応急手当普及員認定証の交付を受けた団員は、区民等の応急手当の指導に当たり、救護技術の向上に努めます。

第6節 ボランティアの受入れ、連携

第1 現況

- 1 区は、港区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」及び「大規模災害被災地における区民の支援活動についての援助に関する協定書」を締結しています。

災害時には、区の要請に基づき、港区社会福祉協議会が港区災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れ、派遣等を行います。区は、国の支援制度も活用しながら「港区災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、活動拠点を確保するとともに、必要な資器材の調達支援や情報提供、港区災害対策本部との連絡調整を行うなど、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援を行います。専門ボランティアの対応は、災害対応マニュアルに基づき関係各課が対応します。

東京都と東京ボランティア・市民活動センターが協働で設置し、東京ボランティア・市民活動センターと市民活動団体等が運営する東京都災害ボランティアセンターでは、区市町村等と連携して、ボランティアが円滑な活動が出来るよう支援します。東京都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアコーディネーターの派遣、区市町村ボランティアセンターの立上げ・運営支援、資器材やボランティア等の需要調整を通じて、災害ボランティアを広域的立場から支援します。

なお、都では、「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、東京都防災ボランティア等（「防災（語学）ボランティア」「応急危険度判定員」「被災宅地危険度判定士」「建設防災ボランティア」）の拡充を推進しています。

- 2 消防署は、災害時における消防署内での後方支援として、応急救護をはじめ、専門

的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前登録制の東京消防庁災害時支援ボランティア(芝・麻布・赤坂及び高輪の各消防ボランティア)の募集、受入体制を確立するとともに、育成指導を次のように促進しています。

〔東京消防庁災害時支援ボランティア「芝・麻布・赤坂・高輪消防ボランティア」の育成指導〕

芝・麻布・赤坂・高輪消防署では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7（1995）年から行っています。

平成18(2006)年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図りました。

また、災害時支援ボランティアが効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、芝・麻布・赤坂・高輪消防ボランティアの一層の充実強化を図ります。

(登録要件)

原則、東京消防庁管轄区域に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者

- (1) 応急救護に関する知識を有する者
- (2) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者
- (3) 元東京消防庁職員
- (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者

(活動内容)

芝・麻布・赤坂・高輪消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した芝・麻布・赤坂・高輪消防署へ自主的に参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により消防署内における後方支援及び応急救護活動などの支援を行います。

- 3 大災害時での特別区相互間の協力による応急対策及び復旧対策の円滑化を図るため、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」が締結され、ボランティアの受け入れ支援に関する事項について、協力及び支援体制を整備しています。

第2 計画目標

災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、港区社会福祉協議会と連携して環境を整備し、受け入れ体制の整備に努めるとともに、関係団体との連携を図ります。

第3 区の役割

- 1 港区社会福祉協議会等との連携による港区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施します。

- 2 平常時から、港区社会福祉協議会や区民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築します。
- 3 医療救護、通訳業務等一定の知識・経験を要する専門ボランティアは、関係各課が関係団体と連携し災害時の協力体制を構築します。
- 4 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した体制を構築します。

第4 事業計画

- 1 被害状況に対応して、港区災害ボランティアセンターの活動拠点を旧三田図書館に設置します。なお、被害状況によっては他の区有施設の一部を確保し設置します。
- 2 港区社会福祉協議会等のボランティアセンターと連携し、災害ボランティアの受け入れ体制を整備します。
- 3 関係団体等と連携し、外国人支援の通訳ボランティアの受け入れ、連携を図ります。
- 4 災害時に港区災害ボランティアセンターの開設が円滑に行われるよう、「災害ボランティア活動本部開設訓練」を実施します。
- 5 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した運営訓練等を行います。

第6章 要配慮者の安全確保

高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、難病患者等、災害時に配慮を要する人を「要配慮者」と呼びます。

要配慮者は被災する可能性が高く、災害の発生から避難、避難生活の一連の流れにおいて、地域全体で支援していく必要があります。

本章では、要配慮者の把握から支援に至るまでの基本的な内容について示します。

【現況】

- 1 避難行動要支援者名簿の作成（令和5（2023）年4月1日現在で約3,500人の登録）
- 2 同意を得た避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成
- 3 救急通報システム、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け等の推進
- 4 介護事業者等との災害時協力協定の締結
- 5 福祉避難所における避難行動要支援者のための備蓄物資の整備
- 6 外国語表記の防災パンフレット、港区防災地図等の作成・配布
- 7 妊産婦・乳幼児のための備蓄物資の整備

【課題】

第1 区全体の課題

- 1 異動者の反映等、避難行動要支援者名簿の正確性の確保
- 2 支援関係者との連携強化、要配慮者一人ひとりの実情に応じた安全の確保
- 3 避難行動要支援者名簿作成への同意のない避難行動要支援者への対応
- 4 福祉避難所機能の拡充
- 5 福祉避難所への避難誘導體制の構築
- 6 福祉避難所の周知
- 7 妊産婦・乳幼児の受入場所の拡充
- 8 外国人に対する防災知識の普及・啓発等
- 9 災害時における外国人や障害者など多様な区民への情報伝達手段の確立

第2 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（令和5（2023）年3月）に基づく各地区の課題

1 全地区共通の課題

- （1）高齢者（特に、家族による避難行動等の支援を受けることが困難なひとり暮らし高齢者）をはじめとする要配慮者の場合、体力の低下等に伴って、家具等の転倒を回避できない、寝たきり等により避難できず火災等に巻き込まれやすい、避難場所や避難所に避難できないなど、被害に遭遇するリスクが高まります。
- （2）災害関連死についても、東日本大震災では震災関連死者3,789人のうち3,355人（88.5%）が66歳以上の高齢者です（復興庁「東日本大震災における震災関連死の死者数（令和4（2022）年3月31日現在）」より）。高齢者において、災害によるストレスや避難生活に伴う疲労等が災害関連死につながるリスクは非常に高いといえます。

【対策の方向性・到達目標】

第1 区全体の方向性

- 1 避難行動要支援者名簿の定期的な更新
- 2 避難行動要支援者システムの導入（平成28（2016）年度整備）
- 3 支援関係者との平常時における協力体制の構築
- 4 避難行動要支援者への個別避難計画の作成
- 5 避難行動要支援者への定期的な同意書提出の勧奨
- 6 新たな福祉避難所の検討
- 7 支援関係者による安否確認訓練の実施
- 8 防災住民組織、支援関係者による要配慮者に配慮した防災訓練の充実
- 9 要配慮者への周知及び啓発
- 10 外国人への防災対策支援（防災知識の普及、防災訓練参加の呼びかけ及び標識等の外国語、やさしい日本語又は絵文字を活用した標記等の取組）
- 11 新たな妊産婦・乳幼児の受入場所の検討
- 12 福祉避難所受入避難者名簿の活用
- 13 区民避難所及び福祉避難所における支援体制の構築

第2 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（令和5（2023）年3月）に基づく各地区の方向性

1 全地区共通の方向性

- （1）要配慮者（特に、家族等が避難生活のサポートを行うことが困難なひとり暮らし高齢者等）の避難や災害関連死防止のための、個別の避難支援・物資配布・生活相談等も含めた支援を行います（災害ケースマネジメント）。
- （2）昼間に港区外からの来訪者も多数いることや、外国人の居住者が多い麻布地区をはじめ、区内に多数の外国人が居住していることを意識して、発災時に取るべき対応に関する周知やその対応訓練を行います。特に、家族が集う商業施設が多いお台場エリアにおいては、子ども連れの来訪者を意識した対策が他地区にも増して必要です。

2 芝地区の方向性

単身世帯が多いことを踏まえ、発災時に取るべき対応に関する周知や支援を行います。

3 麻布地区の方向性

外国人が多いことを踏まえ、発災時に取るべき対応に関する周知や支援を行います。

4 赤坂地区の方向性

高齢者が多いことを踏まえ、発災時に取るべき対応に関する周知や支援を行います。

5 高輪地区の方向性

高齢者が多いことを踏まえ、発災時に取るべき対応に関する周知や支援を行います。

6 芝浦港南地区（芝浦港南周辺）の方向性

子どもが多いことを踏まえ、発災時に取るべき対応に関する周知や支援を行います。

7 芝浦港南地区（台場周辺）の方向性

子どもが多いことを踏まえ、発災時に取るべき対応に関する周知や支援を行います。

第1節 避難行動要支援者名簿の作成

区では、要配慮者のうち、災害時の避難行動に特に支援を必要とする人を「避難行動要支援者」と定義し、「港区災害時避難行動要支援者登録名簿」を整備します。

なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府防災担当 令和3年5月改定）」を踏まえ、地域防災計画において次のように定めます。

項目	内容
避難支援等関係者となる者	警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、町会・自治会、高齢者相談センター、介護事業者等
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	区内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者（ただし、入院又は入所している人を除く）とします。 (1) 介護保険の要介護認定において要介護3から5までのいずれかに認定されている者（要介護3の場合は、ひとり暮らし又は他の世帯員全てが65歳以上である者に限る。） (2) 身体障害者手帳1・2級を所持するひとり暮らし又は他の世帯員全てが65歳以上である者 (3) 愛の手帳1・2度を所持するひとり暮らし（親族等から日常生活の援助を受けている場合を含む）又は他の世帯員全てが65歳以上である者 (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するひとり暮らし又は他の世帯員全てが65歳以上である者 (5) 第2号から前号までの障害者手帳を所持する者のみで構成する世帯の者 (6) 人工呼吸器を使用している者 (7) 前各号に準ずる者で区長が認める者
名簿作成に必要な個人情報	(1) 氏名 (2) 住所 (3) 連絡先 (4) 性別 (5) 生年月日 (6) 自力で避難できない理由 (7) その他必要事項

項目	内容
個人情報の入手方法	名簿登録対象者からの申告情報に基づく。
名簿の更新に関する事項	避難行動要支援者名簿は、年1回以上、転出等の情報更新を行います。
名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置	避難行動要支援者名簿は、平常時においては本人の同意を得ている人の情報を支援関係者に提供することとし、災害時には同意の有無に関わらず支援関係者に提供できるものとします。 なお、取り扱う個人情報については、漏えい防止のため厳重な管理を行うとともに、支援関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、適正に管理するよう、守秘義務等について説明、指導を行います。 万一、情報が漏えいした場合には、個人情報の保護に関する法律に基づき対応します。
要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	災害時における区、支援関係者及び避難行動要支援者相互の連絡又は情報伝達、収集が円滑に行われるよう、防災情報メール配信システム、防災行政無線（移動系）等多様な通信手段を確保します。
避難支援等関係者の安全確保	災害時の対応に当たっては、支援関係者は本人や家族等の安全確保を第一とし、二次災害等に遭わないように自身の安全確保に努めながら要配慮者を支援するよう周知します。

第2節 避難行動要支援者名簿の活用

第1 区の役割

- 1 避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿により、その情報を支援関係者と共有します。
- 2 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制を整備します。
- 3 避難行動要支援者のうち避難支援に必要な情報の外部提供に同意していない人や、災害時協力協定を締結していない介護事業者への対応について、関係部署と協議します。

第2 支援関係者への名簿の提供

本人の意思を問わず属性により区が抽出する、避難行動要支援者については、平常時から区が把握し、災害発生時には同意の有無に関わらず支援関係者等にその情報を提供できるものとします。

避難行動要支援者名簿（名簿情報を外部提供することに同意を得られたもの）については、平常時から所管の警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、町会・自治会等の支援関係者に提供し情報を共有するとともに、平常時からの防災情報の提供など、顔の見える関係づくりに努め、災害時の円滑な避難支援や要配慮者一人ひとりの実情に応じた安全の確保に繋がります。

第3 事業計画

1 災害時協力協定の締結

災害時に安否確認や避難所等で必要となる支援を行うため、区内の介護事業者や障害福祉関係事業者との間に、災害時協力協定を締結します。

災害時協力協定には、利用者の安否確認や連絡調整、福祉避難所への職員の応援派遣、避難先でのサービス提供などを具体的に記載します。

協力協定を締結した事業者が、災害時避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の安否確認を行います（令和6（2024）年1月1日現在、介護事業者122法人219事業者、障害福祉関係事業者44法人49事業所）。

災害時には、避難行動要支援者が最初に避難する区民避難所においても、サービス提供を継続できるよう支援する必要があります。

区内の介護事業者や障害福祉関係事業者と、災害時協力協定の締結をさらに進め、災害時の避難行動要支援者の安否確認や区民避難所等で必要な支援を迅速に行う体制を強化します。

平時から訓練等を通じて 協力協定の内容を定期的に確認することで、協定の実効性の確保に努めます。

また、障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結をさらに進めていきます（令和6（2024）年1月1日現在、9法人9事業所）

2 避難行動要支援者名簿の外部提供の同意確認

平常時から支援関係者の協力体制が構築できるよう、避難行動要支援者名簿の外部提供について、本人同意を求めます。

3 個別避難計画の作成

令和3（2021）年5月に災害対策基本法等の改正により、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改訂され、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成することが市区町村の努力義務とされました。

区は、支援関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別避難計画の作成を推進します。

個別避難計画の作成に当たっては、福祉専門職の研修会などに積極的に参加し、個別避難計画の調査マニュアルの説明を行うことで、福祉専門職による計画の作成を促進します。

【個別避難計画への記載項目】

- ・避難行動要支援者に関する情報（氏名、住所、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする事由）

- ・支援者に関する情報
- ・避難先に関する情報など

(震災資料編 震2-6-1 個別避難計画の様式 参照)

4 個別避難計画の更新

個別避難計画を作成した人の計画内容の確認及び更新を行います。

5 要配慮者対策訓練の実施

関係機関と連携し、防災住民組織を中心とした要配慮者に関する震災対策訓練や安否確認のための通信訓練等を実施し、防災行動力を高めます。

また、福祉避難所の開設・運営訓練の実施や、災害対応マニュアルの整備及び訓練の充実を図ります。

6 支援関係者への研修会等の実施

町会・自治会や民生委員・児童委員、障害者相談支援事業者等支援関係者に対して、避難の際の支援の必要性を説明するとともに、避難行動要支援者名簿の活用方法、協力体制等に関する研修会を実施するなどにより、地域の協力体制の構築を推進します。

7 備蓄物資の確保

区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所において、要配慮者に配慮した備蓄物資を確保します。

8 支援体制の整備

発災直後の職員の確保が困難なことを踏まえ、日頃からサービスを提供している高齢者相談センターや介護事業者、障害福祉関連事業者等の福祉関係事業者等との協力体制を構築し、発災時を想定した実効性のある支援体制を構築します。また、ボランティア等の活用を推進します。

在宅の高齢者や障害者の支援のため、救急通報システム・徘徊探索支援システムの普及に努めます。

9 情報伝達手段の整備

災害時における区、支援関係者及び避難行動要支援者相互の連絡又は情報伝達、収集が円滑に行われるよう、防災情報メール配信システム、防災行政無線（移動系）等多様な通信手段を確保します。

災害時において要配慮者の対象者に一斉に架電して安否確認を行うシステムを整備します。

10 訓練等を通じた普及啓発

災害時避難行動要支援者登録事業の周知や地震発生時の具体的な避難行動、在宅避難の推奨、福祉避難所の機能など、施設で実施する訓練等を通じ、災害時に安全を確保する行動に関する情報の平時からの普及啓発に努めます。

第3節 実効性のある支援策の構築

第1 関係者の支援協力

- 1 要配慮者のうち、避難行動要支援者は介護等を要するなど支援方法が異なるため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を支援関係者と共有し、生活状況に応じたきめ細かな避難支援体制を構築します。
- 2 必要な介護等については、介護事業者、障害者相談支援事業者と協力して支援体制を構築します。
- 3 配慮や支援が必要な高齢者に対する避難所や在宅における対応については、高齢者相談センターが安否確認情報の集約や避難誘導等の対応を迅速かつ効果的に実施できるよう、避難訓練や研修などの機会を通じて、介護事業者等と連携しながら、実効性のある支援体制を構築します。
- 4 配慮や支援が必要な障害者に対する避難所や在宅における対応については、防災訓練や研修などの機会を通じて、福祉避難所を運営する指定管理者や災害時協力協定を締結した事業者等と連携しながら、実効性のある支援体制を構築します。

第2 災害時の医療・保健活動（災対みなと保健所）

- 1 災対みなと保健所は、妊娠中の女性、乳幼児の保護者、アレルギーのある人のほか、食生活等に特別な注意が必要な人に対して、日ごろから個々の状況に合わせた必要な備蓄を行うよう啓発します。
- 2 災対みなと保健所は、災害時の医療・保健活動を一体的に運用するため、要配慮者のうち、医療の必要な人の情報を災対保健福祉支援部と共有するとともに、災対地区本部と一体となった活動を行います。
- 3 保健師（各災対地区本部、災対保健福祉支援部、災対みなと保健所）は、災対みなと保健所の統括、調整の下で保健活動を一体的に行います。
- 4 災対みなと保健所は、要配慮者のうち、医療の必要な人に対して状況把握、入院等の必要性確認、医療機関搬送の支援などを行います。
- 5 災対みなと保健所は、区民避難所（地域防災拠点）等や在宅の要配慮者に対し、訪問相談、保健指導を行います。
- 6 災対みなと保健所は、こころのケアが必要な人に対して、中・長期的な支援を行います。

第3 福祉避難所の運営

- 1 災害時において、避難行動要支援者は自宅で介護サービス等を受けることを原則とし、支援関係者等による安否確認ののち、介護サービスの維持と必要な生活物資の配送等の支援を行います。

ただし、自宅が危険な状況である場合は、福祉避難所として指定する特別養護老人ホーム等に移送し、介護サービス等（医療行為を除く）を提供します。

障害者支援を行う福祉避難所として、障害保健福祉センター等を指定し、障害者施設職員の協力を得て運営します。

また、障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結を進めています。

- 2 福祉避難所への指示命令系統は、災対高齢者支援課、災対障害者福祉課が行うこととし、避難行動要支援者のデータを活用し必要な支援を行います。
- 3 高齢者、障害者別に福祉避難所を分類し、個別避難計画等を作成したうえで、それぞれの特性に合わせた機能及び物資等の整備を行うとともに、福祉避難所運営に関するマニュアル等を作成し、災害時に備えます。マニュアル等には、福祉避難所の開設立ち上げ、障害特性に配慮した避難所運営などを記載し、定期的に訓練を実施し、見直していくことで、実効性の確保に努めます。
- 4 福祉避難所のうち、指定避難所に該当する箇所については、受入対象者が特定されていることについて、日頃から区民等への周知徹底に努めます。

第4 福祉避難所の拡充

区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難な避難行動要支援者の受入場所として、新たに福祉避難所として指定する施設を検討するとともに、介護用品や高齢者向け保存食、要配慮者向けのトイレなど、避難行動要支援者の避難生活に必要な備蓄物資等を配備します。

第5 妊産婦・乳幼児の受入場所の拡充

区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難な妊産婦・乳幼児の受入場所として、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会と「災害時における母子救護所の提供に関する協定」を締結し、受入に特化した施設（母子救護所）を確保しています。また、母子救護所の管理及び運営並びに妊産婦等に対する心身のケアについては一般社団法人品川港助産師会と「災害時における妊産婦等支援活動に関する協定」を締結し、必要な支援を実施します。

今後は、妊産婦・乳幼児の受入場所について、施設の機能や所在地を検討し、拡充を図ります。

第4節 外国人支援対策

第1 区の役割

- 1 在住外国人への防災知識の普及を推進します。
- 2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援を実施します。
- 3 外国人にわかりやすい道路標識等の整備を推進します。
- 4 港区国際防災ボランティアを育成し、災害時の外国人の安全・安心を確保します。

第2 事業計画

区は、以下の方法により、在住外国人等への防災知識の普及・啓発等を図ります。

1 防災パンフレットの作成及び配布

防災知識の普及を図るため、英語版の港区防災地図や英語、中国語、ハングル版の

防災パンフレットを作成し、配布しています。また、やさしい日本語による作成についても、順次整備に努めます。その際、外国人が共助の担い手になり得ることにも留意します。

2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援、安否確認方法の普及

地域の防災訓練への参加を促進するため、英語とやさしい日本語による防災関連の講座やワークショップなどを実施し、日本人と共に地域の防災訓練に参加できるよう支援します。地域の防災訓練は、英語版とやさしい日本語版での案内配布を行い、訓練時には英語対応の通訳を配置します。安否確認方法の一つとして、NTT 災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法を外国人に対しても広く周知します。

3 道路標識等の整備

区は、ローマ字・英文併記以外にも、その他の言語や、やさしい日本語あるいは絵文字などを活用した、外国人にわかりやすい道路標識等の整備に努めます。

4 港区国際防災ボランティアの育成・確保

災害時、外国人に正確な情報を提供するとともに、意思疎通がスムーズに行えるよう、多言語で通訳や翻訳を行う国際防災ボランティアを育成しています。

5 デジタル機器の活用

災害時、外国人の意思疎通がスムーズに行えるよう、タブレット等の通訳デバイスを活用できるよう整備しています。

6 外国人への情報提供

東京都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行います。また、国際交流協会や大使館等の外国人支援団体に対しても、連絡会等の場を活用し、平常時から情報提供を行います。

第7章 共同住宅の震災対策

首都直下地震などの大地震が発生した場合、共同住宅は倒壊しなくとも、揺れによる家具類の転倒等やエレベーターの停止といった問題が生じる可能性があります。

全世帯の約9割が共同住宅に居住する港区では、共同住宅における防災対策の強化が重要です。区は、東京都、区民、関係団体等と連携して、各家庭における家具類の転倒防止対策や食料等の備蓄を促進するとともに、共同住宅の規模に応じたきめ細かな支援策による共同住宅内の防災住民組織の結成や訓練等の活動の活性化、共同住宅と町会・自治会等地域との関係性の構築など、共助体制づくりを推進する必要があります。また、在宅避難者に的確な物資供給を行うために、災害時における共同住宅と地域の避難所との円滑な連携を目指していく必要があります。

本章では、共同住宅の震災対策を推進するための取組について示します。

【現況】

- 1 防災カルテの作成及び直接訪問〈高層住宅及び中層住宅〉
- 2 高層住宅内で結成された防災住民組織へ発電機や工具などの防災資器材助成、令和6年度から電動階段運搬車を新たに助成品目に追加〈高層住宅〉
- 3 非常食料や飲料水といった備蓄品の助成〈中層住宅〉
- 4 震災対策のためのハンドブックの作成・配布〈すべての共同住宅〉
- 5 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成〈すべての共同住宅〉
- 6 防災アドバイザーの派遣〈すべての共同住宅〉
- 7 防災出張講座〈すべての共同住宅〉
- 8 エレベーター用防災チェアおよびキャビネットの無償配付〈すべての共同住宅〉
- 9 エレベーター閉じ込め対応訓練〈すべての共同住宅〉

【課題】

- 1 共同住宅内の居住者間、共同住宅と地域との関わり合いの醸成
- 2 室内での地震対策、エレベーター停止時の支障等、高層住宅特有の被害形態に対応する知識の習得、在宅避難への備え
- 3 強い揺れや停電等に伴うエレベーターの停止・閉じ込め時において安全で安心して対処及び早期に救出できるような取組
- 4 要配慮者等を考慮した在宅避難者への物資の供給方法
- 5 共同住宅での防災住民組織結成の促進、近隣住民との相互連携

【対策の方向性・到達目標】

- 1 共同住宅のフロア内、上下階間での共助体制づくり
- 2 共同住宅と既存の町会・自治会間での共助体制づくり
- 3 ハンドブック等の活用による共同住宅の防災力の向上
- 4 共同住宅での防災住民組織の結成数の増加と活動の活性化
- 5 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成の利用促進

- 6 各家庭や共同住宅内での備蓄の促進
- 7 エレベーター停止、閉じ込め発生時のリスクの軽減、早期救出
- 8 避難スペースの確保など、揺れの大きい上層階の在宅避難者に対する対応

第1節 共助体制づくり

第1 共同住宅の防災力向上のための支援

- 1 区は、平成22(2010)年度に作成した高層住宅での防災計画策定についての手順をまとめた「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」及び高層住宅での震災対策等についてのDVDを配布し、高層住宅の防災力の向上を支援しています。平成28(2016)年4月に発生した熊本地震では在宅避難のあり方や物資の供給方法などの課題が表面化したことを受け、「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」等の改訂を行い、さらに平成30(2018)年3月には、区内の高層住宅の管理者や、高層住宅の管理や防災に関する専門家、地域の防災リーダーからの提案を反映し、「港区マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」へと改訂しました。
- 2 区は、令和2(2020)年度から、支援の対象をそれまでの6階以上かつ50戸以上の高層住宅から、すべての共同住宅へと拡大しました。6階以上かつ20戸以上の高層住宅及び3階から5階かつ10戸以上の中層住宅に対しては、防災組織の結成や結成後の活動の活性化に向けた支援のほか、各フロアや近隣階ごとを基本単位とする安否確認訓練や災害時の物資の運搬役等について定めた防災計画の策定を支援します。また、すべての共同住宅に対して防災アドバイザーの派遣や防災出張講座を行い、居住者同士で協力し合う共助体制の強化を図ります。
- 3 区は、6階以上かつ20戸以上の高層住宅の防災組織に対して発電機や工具などの防災資器材の助成を行うとともに、3階から5階かつ10戸以上の中層住宅に対してはエレベーターチェアや非常食料や飲料水といった備蓄品の助成を行います。また、区内の共同住宅を対象にエレベーター用防災チェア及びキャビネットの無償配布を行います。ただし、エレベーター用防災チェアまたはエレベーター用防災キャビネットが未設置の共同住宅に限ります。
- 4 区は、希望する共同住宅を対象に、大規模地震等でエレベーターが停止し、かご内に人が閉じ込められ、救助を待つ間、区民が安心して対処できることを目的として、エレベーター閉じ込め対応訓練を実施します。
- 5 区は、地震発生後もマンション居住者が自助と共助で生活を継続していくために、「マンション生活継続計画(MLCP)」の策定を支援していきます。

第2 町会・自治会等地域との共助体制づくりの推進

区は、既存の町会・自治会や災害時における地域の避難所と高層住宅との緊密な連携が図られるよう防災出張講座を活用した意見交換を実施するとともに、地域が一体となった活動体制の構築を図ります。

第2節 居住者の防災知識・共助意識の向上

第1 マンション住民向け普及啓発

区は、「大震災に備えて」等のパンフレットの配布や防災学校、防災出張講座を通じて、共同住宅特有の被害とそれを踏まえた対策の必要性について周知するほか、マンション防災に係る各種冊子・パンフレット等の作成及び配布を行い、耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をホームページ等で発信することで、マンション、居住者の防災知識・意識の向上を図っています。また、ガイドブック等を活用し、災害への備えとしてマンション管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発を行います。今後は、居住者が自助の意識を踏まえたうえで、共同住宅全体の防災対策について考える共助の意識に基づいた事前準備を行い、発災時を見据えた行動について理解を深めることで、共同住宅の防災力のさらなる向上を図ります。そのため、引き続きマンション防災に係る各種冊子・パンフレット等の作成及び配布を行うほか、耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をホームページ等で発信することで、マンション居住者の防災意識啓発に努めます。また、ガイドブックを活用し、災害への備えとしてマンション管理組合が取り組むことが望ましい事項等についても普及啓発していきます。

さらに、家具転倒防止器具等助成事業や防災用品あっせん事業、防災アドバイザーの派遣等を通じて、居住者が自助とマンション居住者以外の住民との相互連携も含めた共助の意識に基づいた防災対策に取り組むための支援を行います。

第3節 長周期地震動対策

第1 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成

- 1 阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとする過去の震災では、家具類の転倒・落下・移動により多数の死傷者が発生しています。

特に高層住宅においては長周期地震動による被害の拡大が危惧されます。区内には多くの高層住宅が存在することから、区は各家庭での地震対策をさらに推進するために、家具転倒防止器具等助成事業について見直しを検討します。

- 2 港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱（平成22(2010)年3月31日21港防第1792号 以下この章において「共同住宅震災対策要綱」という。）に基づき、区内に一定規模の共同住宅等（区内の共同住宅の用途に供する（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む）建築物のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上の高層住宅及び地階を除く階数が3階から5階で、住宅の用途に供する部分の戸数が10戸以上の中層住宅）を建設する事業を営む者に対し、事前協議において家具類の転倒・落下・移動防止対策を効果的に行うために、居室の下地補強及びアンカー設備の設置を求めています。

（震災資料編 震2-7-1 港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱 参照）

（震災資料編 震2-7-2 港区共同住宅の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領 参照）

第2 エレベーター停止時の対策の推進

- 1 東京都は、都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上を図ります。
都営住宅の既設エレベーターにP波感知型地震時等管制運転装置等を設置したため、都住宅政策本部は、今後、停電時自動着床装置の設置を促進します。
また、東京都は、他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図ります。
- 2 一般社団法人日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、東京都と連携して、民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導します。
- 3 区は、長周期地震動等地震の揺れによりエレベーターが停止した場合、エレベーター内の閉じ込めの発生や要配慮者をはじめとする居住者の上下の移動が困難になることから、防災住民組織に助成する防災資器材としてエレベーター閉じ込め対策キットや階段避難車に加え、高層階へ物資を運搬するための機材の導入を検討し、対応強化を図ります。
- 4 区は、「港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱」に基づき、区内に一定規模の共同住宅（区内の共同住宅の用途に供する（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む）建築物のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上の高層住宅、地階を除く階数が3階から5階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が10戸以上の中層住宅）を建設する事業を営む者に対し、事前協議において居住者のすべての常用エレベーターのかご内に、閉じ込め対策用品を設置するよう求めています。

（震災資料編 震2-7-1 港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱 参照）

（震災資料編 震2-7-2 港区共同住宅の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領 参照）

第3 防災講習会等の実施

- 1 東京都は、一般社団法人日本エレベーター協会と連携して、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者などによる救出作業（危険の伴わないものに限る。）についても講習会の実施に取り組みます。
- 2 区は、管理組合や居住者に対し、エレベーターを安全に利用するための知識の啓発を図るとともに、エレベーター閉じ込め対応訓練の実施に当たり、居住者からの希望がある場合、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者、居住者などによる救出作業（危険の伴わないものに限る。）を訓練内で実施します。

第4節 備蓄スペースの確保

第1 備蓄の必要量

中高層住宅は倒壊の可能性は低い一方で、エレベーターの停止等により地上との行き来や物資の運搬が困難になります。そのような状況においては、各家庭が必要な備蓄を

行い、在宅避難に備えることが必要となります。備蓄は、エレベーターの復旧に大きな影響を及ぼす電力の復旧までを目処とし、一週間分以上を目安とします。

第2 スペースの確保

- 1 「共同住宅震災対策要綱」に基づき、区内に一定規模の共同住宅（区内の共同住宅の用途に供する（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む）建築物のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上の高層住宅及び地階を除く階数が3階から5階で、住宅の用途に供する部分の戸数が10戸以上の中層住宅）を建設する事業を営む者に対し、事前協議において防災備蓄倉庫の設置を求めます。
- 2 防災アドバイザー派遣時に共助体制づくりの助言と併せて、居住者の自助の取組を補完する目的で共有スペースを活用した共助での備蓄のあり方について助言します。

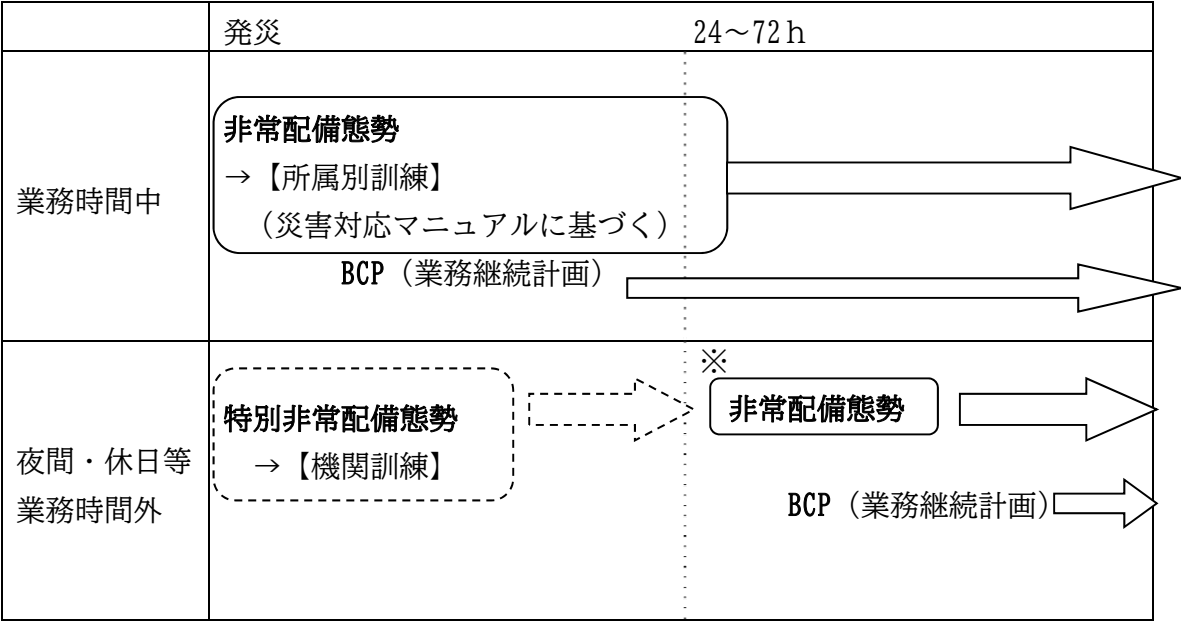
第8章 防災関係機関の訓練計画

「災害対策基本法」及び「港区防災対策基本条例」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、または被害を最小限に食い止めるよう、港区の地域における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関の職員間、機関相互及び区民との協力体制の確立に重点を置く総合防災訓練並びに防災関係機関の職員の防災行動力向上及び応急対策計画の習熟を重点にした職員訓練について、実施方法等必要な事項について定めます。

【現況】

- 1 総合防災訓練（地域訓練）：年1回、地区ごとに計7会場で実施
防災関係機関と地域住民等との連携を中心とし、初期消火訓練、起震車による地震体験訓練や炊き出し訓練等の参加者自らが体験可能な訓練のほか、家具転倒防止器具の展示や防災パンフレットの配布など、防災知識の普及啓発を行っています。
- 2 総合防災訓練（機関訓練）：年1回、区役所本庁舎や各地区総合支所等で実施
休日・夜間に区内における災害対策本部及び地区本部の設営等の初動対応を、迅速かつ円滑に実施するため、災害対策本部及び地区本部の設営、避難所開設手順の確認、災害情報の収集・伝達等の訓練を行っています。
- 3 図上訓練、資機材操法訓練、防災行政無線等定期通信訓練などの実施

【訓練体系図】



※ 特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整った後、災害対策本部組織（非常配備態勢）に移行します。

【課題】

- 1 区、防災関係機関、区民及び事業所の意識の高揚及び地域防災計画の習熟
- 2 区職員の災害対応能力の向上

【対策の方向性・到達目標】

- 1 総合防災訓練（地域訓練）の方向性
 - （1）自助、共助による防災対策の促進
 - （2）区民等の防災意識の高揚及び防災行動力の向上
- 2 総合防災訓練（機関訓練）の方向性
 - （1）区及び防災関係機関における職員の意識の高揚
 - （2）区及び防災関係機関における地域防災計画の習熟
- 3 職員の防災教育及び訓練の方向性
災害時の状況判断力の向上及び防災基礎知識の取得を目的とした職員向け研修の実施

第1節 総合防災訓練（地域訓練）

第1 区の役割

総合防災訓練（地域訓練）を実施します。

第2 訓練の目標

訓練は、次に掲げる事項を目標とします。

- （1）「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域ぐるみの防災対策の促進、区民等の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図り、共助の意識を高めます。
- （2）区及び防災関係機関相互の協力体制を確立します。
- （3）区民及び区内事業所の協力体制を確立します。

第3 事業計画

毎年度、実施細目を定め実施します。

1 参加機関

- （1）区
- （2）防災関係機関
- （3）区民及び事業所

2 訓練事項

会場ごとに訓練事項や内容等を記載した実施細目を定め、訓練を実施します。

第2節 総合防災訓練（機関訓練）

第1 区の役割

総合防災訓練（機関訓練）を実施します。

第2 訓練の目標

休日・夜間等勤務時間外に災害が発生したことを想定し、災害対策職員住宅居住職員及

び区内在住職員を対象とした特別非常配備態勢下での訓練を実施することで、非常配備態勢が整うまでの間、災害対策本部事務局及び災害対策各地区本部の立ち上げや避難所開設等の初動対応を迅速かつ円滑に行うことを目標とします。

第3 事業計画

1 参加機関

(1) 区

(2) 防災関係機関

2 訓練事項

(1) 本部立上げ訓練

(2) 図上訓練

(3) 情報連絡訓練

(4) 現地実動訓練

第3節 職員の防災教育及び訓練

第1 区

1 現況と目標

(1) 現況

港区防災対策基本条例（平成23(2011)年10月14日条例第24号）第6条では、「区の職員は、区民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。」と規定しています。そのため、区は、災害時における被害の未然防止と防災活動の円滑な実施を目的とし、毎年度職員防災訓練や職員研修等を実施しています。

(2) 目標

①職員意識の高揚及び「港区地域防災計画」の習熟を図るとともに、災害時の応急対策活動が円滑に実施できるよう、実践的な訓練の実施及び職員への防災士資格取得を促進します。

②各種訓練を体系化し、より効率的で実践的な訓練の実施と態勢の強化に努めます。

③「港区災害対応マニュアル」などの各種マニュアルに基づく訓練を継続的に実施することで、内容の見直し及び充実を図ります。

2 実施事項

(1) 資機材操法訓練

新規採用職員を中心に、備蓄している防災資機材の操作方法の習熟を図ります。

(2) 防災行政無線定期通信訓練

災害時の情報収集・伝達活動の重要性に鑑み、防災行政無線定期通信訓練の強化を図ります。

また、幹部職員（警戒待機者）や無線設置のある各施設の職員の訓練を定期的に実

施します。

(3) 応急救護訓練

全職員を対象に、救命技能習得者の拡大に努めます。

(4) 参集訓練

休日・夜間等の勤務時間外に大規模地震災害が発生し、自宅から指定場所へ徒歩で参集することになった場合に備え、経路及び所要時間の確認並びに各職員が実際に体験することを目的として実施します。

(5) 所属別訓練

「港区災害対応マニュアル」に基づく所属別訓練の強化を図ります。

(6) 職員防災力向上研修

災害時の状況判断力を向上させるための図上訓練や事例検討などを、職層別に実施します。

(7) その他災害時に必要とされる訓練・研修

第2 警備訓練（警察署）

1 訓練日時

警察署における宿直時間帯の初動措置訓練の随時実施のほか、9月1日の震災警備総合訓練をはじめとした合同防災訓練を、警察署ごとに設置されている地域版パートナーシップ参画者等とともに、年間を通じて実施します。

2 訓練項目

(1) 警備要員の招集及び部隊編成訓練

(2) 情報収集伝達訓練

(3) 警備本部設置訓練

(4) 交通対策訓練

(5) 避難・誘導訓練

(6) 広報訓練

(7) 救出・救護訓練

(8) 津波対策訓練

(9) 通信伝達訓練

(10) 装備資器材操作訓練

(11) 駅滞留者、帰宅困難者対策訓練

3 参加機関

東京都、区、防災関係機関、防災住民組織、地域版パートナーシップ参画の協力団体・企業・事業所等

第3 消防訓練（消防署）

1 消防署の訓練

震災消防活動能力の向上を図るため、地域特性を考慮した災害想定とする総合的な震災消防訓練を年1回実施します。

- (1) 非常招集命令伝達訓練
- (2) 参集訓練
- (3) 初動処置訓練
- (4) 情報収集訓練
- (5) 通信運用訓練
- (6) 署隊本部運営訓練
- (7) 部隊編成訓練
- (8) 部隊運用訓練
- (9) 火災現場活動訓練
- (10) 救助・救急活動訓練
- (11) 津波、高潮に備えた防災関係機関との連携訓練
- (12) その他必要と認める訓練

2 消防団の訓練

消防団の訓練は、消防署で行う訓練項目に準じて、地域密着の区民のリーダーとして指導できるよう実施します。

- (1) MCA 無線機を活用した情報収集活動訓練
- (2) 部隊編成訓練
- (3) 教育訓練の推進による配置資機（器）材等を活用した消火、救出、救護訓練
- (4) 消防署隊との連携訓練
- (5) 区民との連携及び各種団体との共助による初期消火、救出、救護訓練
- (6) e-ラーニングを活用した能力開発促進訓練

第4 都水道局

警戒宣言発令時及び地震発生後の応急対策諸活動を円滑に実施するため、研修や訓練を行い職員個々の役割等について周知徹底します。

1 訓練計画

- (1) 各部と事業所が一体となって実施する総合訓練と事業所ごとに行う個別訓練を実施します。
- (2) 総合訓練及び個別訓練は、年1回以上行うほか、職員の異動があった時及び施設の新設や運転方法に変更があった時など、必要に応じて随時行います。

2 訓練内容

- (1) 本部運営訓練
- (2) 非常参集訓練
- (3) 通信連絡訓練
- (4) 保安点検訓練
- (5) 応急給水訓練
- (6) 復旧訓練
- (7) 庁舎内施設点検訓練

第5 都下水道局

下水道施設の復旧に当たり、迅速かつ的確な対応が図れるように関係機関と一体となった訓練を実施しています。

1 東京都総合防災訓練

地域住民による自助・共助体制確立の促進と防災関係機関・区・東京都の連携による災害対応能力の向上を目的とする東京都総合防災訓練に参加し、実地訓練等を行っています。

2 下水道局防災訓練

職員の災害対応能力の向上と下水道施設の早期復旧体制を確立するため、下水道局防災訓練を実施しています。

- ・被災現場、事業所、本庁間の情報連絡訓練
- ・緊急点検及び緊急措置訓練
- ・民間団体との連携による応急復旧訓練
- ・相互支援に関わる情報連絡訓練など

3 大都市間情報連絡訓練

「災害時における連絡・連携体制に関するルール」に定められた情報連絡総括都市（東京都または大阪市）が、大都市（東京都及び政令指定都市）及び国土交通省と情報連絡を行っています。

想定する被災都市を変えて、毎年1回実施しています。

- ・被害情報の連絡訓練
- ・支援要請の連絡訓練
- ・支援内容の連絡訓練

4 関東ブロック情報連絡訓練

「下水道事業における関東ブロック災害支援に関する申し合わせ」に定められた支援本部及び幹事都県が、被災県、国土交通省及び支援県・市と情報連絡を行っています。

想定する被災都県を変えて、毎年1回実施しています。

- ・被害情報の連絡訓練
- ・支援要請の連絡訓練
- ・支援内容の連絡訓練

第6 日本郵便株式会社

1 日本郵便株式会社管内警戒宣言伝達訓練、情報収集及び伝達訓練を実施しています。

2 対策本部の設置、非常参集・伝達訓練を実施し、幹部社員の意識啓発を図っています。

3 社員には、局内放送による伝達訓練の実施、計画的に机上訓練を実施し、社員の心構えや防災意識を徹底します。

4 関係機関が実施する訓練には積極的に参加していきます。

第7 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）

震災時の迅速かつ的確な復旧活動に資するため、情報連絡を主体とした総合訓練を全店規模で毎年1回以上実施します。訓練内容は次のとおりです。

- 1 情報連絡訓練
- 2 非常呼集や参集訓練
- 3 復旧訓練

また、上記のほか、地方自治体が実施する防災訓練にも積極的に参加します。

第8 東京ガスグループ（東京ガス）

本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施します。

- 1 訓練項目
 - (1) 出動訓練
 - (2) 緊急措置及び通報連絡訓練
 - (3) 各事業所間の連絡体制訓練
 - (4) 災害発生を想定した応急措置、復旧計画訓練
 - (5) その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加

2 実施時期・回数

年1回以上（本社及び各事業所）

第9 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）

1 防災教育

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社員の安否確認を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施します。

2 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施します。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信そ通確保（災害用伝言ダイヤルの運営を含む）
- (4) 各種災害対策用機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

3 総合防災訓練への参加

総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力します。

第10 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

通信、交通の途絶した最悪の状態を考慮して個々の職員の自主的判断と臨機応変の措

置が、人命や施設の損傷を左右する上においても極めて重要です。したがって、職員に対して、平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について、計画的に教育訓練を実施し、その徹底を図っています。

1 訓練項目等

(1) 毎年1回以上、防災の日、防災週間及び各種運動期間中に次のような訓練を行います。

- ①非常招集訓練
- ②初期消火訓練
- ③情報伝達訓練
- ④旅客避難誘導訓練
- ⑤救出救護訓練

また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練に積極的に参加します。

第11 都交通局（都営地下鉄）

1 出退勤点呼時等の教育

(1) 各駅務区長及び、助役は毎朝の出退勤点呼時等を利用し、災害発生時における係員の責務の重要性及び災害防止に必要な知識を適宜説明し、意識の高揚及び的確な対応の徹底を図ります。

2 係員に対する訓練計画

(1) 消火、通報、お客様の避難誘導訓練

毎年、春季、秋季の火災予防運動期間中及び、随時各駅ごとに消火栓、消火器、構内電話、火災報知機用電話等を使用し、係員による消火、通報、お客様の避難誘導等の訓練を実施します。

(2) 総合訓練及び消防機関への指導要請

毎年1回以上、火災または災害発生を想定した総合訓練を実施し、必要あるときは所轄消防機関に指導を要請します。

また、都交通局全体としての防災総合訓練（異常時総合訓練）を毎年1回以上車庫内、検車場構内等で実施し、その問題点を摘出し研究会その他で検討を加える等により効果の向上に努めます。

第12 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の防災訓練

東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社は、防災対策を円滑に実施するため、次に掲げる訓練を定期的に、または必要により随時行います。

1 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）が実施する訓練

(1) 訓練項目

- ①東京支社対策本部訓練
- ②現地対策本部訓練
- ③総合訓練（指揮本部運営、発見・通報・初期消火、避難誘導、救出救護訓練）

(2) 訓練の要点

①東京支社対策本部設置訓練

- ア 発災時の発動措置
- イ 情報収集と連絡措置
- ウ 旅客の避難誘導措置
- エ 消火活動
- オ 各施設・設備の応急対策
- カ 災害対策本部訓練

②現地対策本部訓練

- ア 応急措置及び復旧方法
- イ 情報の伝達及び旅客の誘導方法
- ウ 非常招集の範囲と方法
- エ 復旧用具の整備の方法
- オ 警備の要領
- カ 通信連絡不能の場合の連絡体制

③救出救護訓練

- ア 負傷者の救出・救護
- イ 救護所の設置

2 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）が実施する訓練

(1) 地震防災訓練

- ①南海トラフ地震臨時情報の伝達訓練
- ②非常参集訓練
- ③列車の運転規制及び運転再開の訓練
- ④旅客の避難・誘導、救護訓練
- ⑤復旧体制及び災害復旧訓練
- ⑥消防訓練
- ⑦その他必要な訓練

第13 東京モノレール株式会社（東京モノレール）

関係従業員に対し、平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置等に関し、各職場で計画的な教育・訓練を実施するほか、会社全体で実施する異常時総合訓練を毎年2回実施します。また、関係自治体等が実施する各種総合防災訓練に参加し、防災意識の高揚を図っています。

(訓練項目)

- 1 非常招集訓練
- 2 初動対応訓練
- 3 旅客避難誘導訓練
- 4 初期消火訓練

- 5 救出救護訓練
- 6 列車防護訓練
- 7 列車一旦停止訓練
- 8 異常時総合訓練

第14 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

1 防災教育

各種運動期間中並びに防災の日に、各職場ごとで担当責任者が、地震の規模、性格、防災計画の概要等を従事員に説明するとともに、防災に対する心がまえを教育します。

2 防災訓練等

九都県市合同防災訓練と連動して9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練に参加する他、各種運動期間中に各職場で訓練を実施します。その他の訓練として鉄道事故復旧訓練、テロ対策訓練を年1回実施します。

（訓練項目）

- （1）通信訓練
- （2）列車の一旦停止訓練
- （3）列車の減速運転訓練
- （4）非常招集訓練
- （5）避難誘導訓練
- （6）救助訓練
- （7）列車防護訓練
- （8）情報伝達訓練
- （9）対策本部設置訓練
- （10）安否登録訓練
- （11）鉄道事故復旧訓練
- （12）その他

第15 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）

社員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について教育し、その徹底を期するとともに必要な訓練を実施します。

1 訓練項目

- （1）列車の一旦停止訓練
- （2）列車の減速運転訓練
- （3）情報伝達訓練
- （4）事故復旧訓練
- （5）避難誘導訓練
- （6）消火器取扱訓練

(7) 救命救急訓練

2 実施時期

防災の日に防災訓練を実施する他、訓練年間計画に基づき異常時総合訓練等を実施します。

第16 首都高速道路株式会社（首都高速道路）

震災時において、災害応急対策措置等を迅速かつ的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施します。

1 訓練項目

- (1) 非常参集訓練
- (2) 初動対応訓練
- (3) 応急対策訓練
- (4) その他訓練

2 実施時期・回数

年1回以上

第17 都建設局（第一建設事務所）

災害発生直後における職員の参集・情報連絡などの訓練を毎年1回行い、震災時初動態勢の向上を図っています。

- 1 参集訓練
- 2 本部立ち上げ訓練
- 3 情報連絡訓練
- 4 現場点検訓練等

第18 都港湾局（東京港建設事務所）

- 1 総合高潮防災訓練や地震防災訓練等を毎年行っています。
 - (1) 参集訓練
 - (2) 情報連絡訓練
 - (3) 海岸保全施設（水門、陸こう²⁹等）の閉鎖訓練
 - (4) 被害状況調査訓練等

²⁹ 陸こう：通常時は道路として通行できるよう途切れさせてある防潮堤の一部を、災害時には締め切ることができる施設

第9章 情報連絡体制の整備

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握し、共有する体制が必要です。

また、避難情報の発令判断などの災害対応業務に必要な情報収集を迅速に行うとともに、区内在住・在勤者など、あらゆる区民に必要な情報をタイムリーかつ確実に届けられるよう、デジタル技術や SNS など活用した多様な情報収集、伝達手段を整備する必要があります。

本章では、災害時の情報収集及び伝達等の連絡体制に関し必要な事項を定めます。

【現況】

1 防災関係機関との情報連絡及び情報収集手段

区は、以下の手段を活用し、防災関係機関との情報連絡及び情報収集を行っています。

- (1) 港区防災行政無線(移動系)
- (2) 港区地域災害情報システム
- (3) 東京都防災行政無線システム
- (4) 東京都地域災害情報システム (DIS)
- (5) 災害時優先電話・災害時優先携帯電話
- (6) 災害対策用内線電話
- (7) 衛星電話
- (8) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- (9) 緊急情報ネットワーク (Em - Net)

2 区民等への情報伝達手段の整備

区は、以下の手段を活用し、区民等への情報伝達を行います。

- (1) 港区防災行政無線 (同報系)
- (2) 防災行政無線放送確認電話
- (3) 防災情報メール、みんなと安全・安心メール、エリアメール
- (4) 港区ホームページ、「広報みなと」かわら版、ケーブルテレビ
- (5) 青色防犯パトロール車両
- (6) LINE、X (旧 Twitter)、フェイスブック
- (7) Lアラート (災害情報共有システム)
- (8) CATV 回線を使用した防災行政無線放送
- (9) 港区防災アプリ
- (10) 港区防災ラジオ
- (11) デジタルサイネージ
- (12) 港区防災 Web ポータル

【課題】

- 1 防災行政無線（同報系）の難聴
- 2 多様化する情報伝達手段や受信者への対応
- 3 区が整備している情報伝達手段の周知不足
- 4 災害情報の情報収集及び情報発信の即時性

【対策の方向性・到達目標】

- 1 防災行政無線（同報系）の難聴対策
- 2 防災行政無線（移動系）の設備更新及び機能強化
- 3 防災行政無線の運用面の改善
- 4 民間事業者及び区が設置しているデジタルサイネージの活用の拡大
- 5 デジタル技術や SNS などを活用した新たな情報伝達手段の導入
- 6 情報伝達手段の多言語化
- 7 区が整備する情報伝達手段の効果的な周知
- 8 災害対応業務に必要な情報の自動収集
- 9 地域災害情報システムを中心とした多様な情報伝達手段との自動連携によるタイムリーな情報発信

第1節 情報収集・伝達体制の整備

第1 区と防災関係機関との情報収集・伝達体制の整備

1 現況

災害時における区を中心とする防災関係機関相互の通信連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者及び指定電話を定めて有線電話による窓口を統一しています。

（震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照）

有線途絶時における通信連絡体制については、東京都・特別区間における多重無線、港区防災行政無線（移動系）など、多様な手段を用いて通信連絡します。

区は、防災行政無線等定期通信訓練や資器材操法訓練を通じ、これらの機器の運用の習熟に努めています。

また、東京都と連携した地震計ネットワーク及び東京都地域災害情報システム（DIS）による情報共有体制が整備されています。

（震災資料編 震2-9-2 基地局遠隔制御器配置表 参照）

2 区の役割

- （1）東京都の災害対策本部との情報連絡体制を構築します。
- （2）新聞社及び放送機関との連携体制を整備します。
- （3）区民への情報伝達手段の多様化を図ります。
- （4）災害情報の収集及び情報伝達の迅速化を図ります。
- （5）区民相互間の安否確認手段を周知します。

3 計画目標

(1) 防災関係機関

大震災時における情報の収集・伝達業務については、区・防災関係機関・防災組織等が連携し、有線・無線それぞれについて、災害状況に応じた的確に対応できるよう、情報連絡体系の確立及び運用等について整備充実を図ります。

また、時系列に沿った収集すべき情報の内容を明確にし、的確に収集できるようマニュアルを作成し、災害時に迅速に対応できるよう習熟の向上を図ります。

(2) 災害情報の収集及び区民等に対する情報伝達体制の整備・拡充

区は、災害時に、避難情報の発令判断を実施するため、水位・雨量観測システム、Jアラート、国土交通省の河川情報や気象庁の気象情報等を収集しています。

避難情報の発令判断などの災害対応業務に必要な情報を地域災害情報システムにて自動収集し、避難発令推奨地区を表示する発令判断支援機能を活用することで、発令判断までの時間を短縮します。

また、SNS 上の情報を AI 分析して情報収集を効率化するシステムを組み込むことで災害の端緒を把握し、被災者への迅速な対応を円滑に行います。

時系列に沿った伝達すべき情報の内容を明らかにし、区民・事業所等から収集した情報を的確かつ迅速に精査するため、平時においては、地域災害情報システムを活用した職員研修や機関訓練を実施するほか、運用の習熟の向上を図ります。

区民等への伝達は、港区防災行政無線、港区防災ラジオ、防災情報メール、港区ホームページ、港区防災 Web ポータル、LINE、X（旧 Twitter）、フェイスブック、港区防災アプリ、デジタルサイネージ、エリアメール、L アラート、ケーブルテレビ、みんなと安全・安心メール、青色防犯パトロール車両を使用します。

なお、区ホームページについては、本部と密接な連絡をとりながら災害対策用に切り替え、災害対策本部が発信する情報を区民等に迅速に提供するほか、CDN³⁰を導入し、災害等によるアクセス集中時においても、区民への安定的な情報提供が行える仕組みを整備します。

地域災害情報システムを中心に、防災 Web ポータルや防災行政無線、防災情報メール等、区民への情報発信に関わる外部システムと連携し、地域災害情報システムから一元的に情報発信をすることにより、区内在住・在勤者に向けた情報伝達をタイムリーに実施します。

今後も、災害時における的確な避難情報の発信や区民の避難行動の支援に向けて、デジタル技術を活用した避難情報の発令判断支援や様々な情報伝達手段を国や東京都のデジタル化と連携しながら検討します。

また、地域や受信者の立場に応じて、防災 Web ポータルの多言語化、ケーブルテレ

³⁰ CDN：コンテンツ デリバリー ネットワークの略。世界中に散在するキャッシュサーバーのうち、ユーザーとの物理的な距離が近いサーバーからコンテンツを配信することで、コンテンツの表示に時間がかからず、オリジンサーバーへの負荷を軽減します。

び回線を使用した専用端末の配備、区内の古川の水位情報を古川周辺地域に住む区民向けに発信するため、防災ラジオのシステム改修を実施するなど、区民等に対する情報伝達手段の多様化、体制の拡充を図ります。

(震災資料編 震2-9-5 戸別受信機配備先 参照)

(震災資料編 震2-9-6 港区地域災害情報システム構成図 参照)

(3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の利用

全国瞬時警報システム(J-ALERT)は、気象庁や内閣官房から送信される緊急情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、防災行政無線同報系を自動起動するシステムです。

平成20(2008)年度に受信設備、データ処理設備、同報無線自動起動部等の整備を行い、平成21(2009)年度に運用を開始しました。

(4) 緊急地震速報受信装置の利用

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れがくることを知らせることをめざした情報です。令和5(2023)年4月1日現在、受信装置を整備している区有施設は、避難所など98施設です。

今後も、区職員が常駐する新規施設への整備を進めます。

(5) 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の利用

緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、国と地方公共団体間で緊急情報の通信(双方向)を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急情報を伝達します。

第2節 防災行政無線の整備

第1 現況

1 港区防災行政無線(同報系)

港区防災行政無線(同報系)とは、災害時に区民等に災害情報等を伝達するため、区有施設や民間の協力ビル等に設置してある無線設備です。災害時等には、屋外拡声子局(スピーカー)から、緊急情報をお知らせします。

昭和57(1982)年4月に開局し、運用しています。

(震災資料編 震2-9-4 屋外拡声子局(防災行政無線同報系)設置場所 参照)

2 港区防災行政無線(移動系)

港区防災行政無線(移動系)とは、区内組織や防災関係機関との情報伝達を行うための無線設備です。

昭和56(1981)年4月に開局し、運用しています。

(震災資料編 震2-9-3 移動系無線配備先 参照)

3 港区地域災害情報システム

港区地域災害情報システムとは、被害情報の収集・整理・対策決定の支援を行うた

めの情報処理システムです。災害時にも活用できるよう、システムの情報は、耐震性の高いデータセンター内で保管しており、国内複数の拠点でシステムを稼働させることで、一方が被災し、使用できなくなった際にも自動的に切り替わるほか、ネットワーク断絶時は、インターネットに接続しないオフラインの機能を有するなど、システムを安定的に活用できるようにしています。

平成20（2008）年3月に導入し、令和6年3月にシステムを更新しています。

4 東京都防災行政無線

東京都防災行政無線とは、東京都と区市町村間で情報伝達を行うための無線設備です。

昭和53（1978）年9月に開局しました。

第2 区の役割

避難所となる区有施設や防災関係機関に、固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備します。

第3 計画目標

- 1 防災行政無線（同報系）の難聴地域の改善を進めます。
- 2 ビルの建て替え等で生じた防災行政無線（同報系）の空白地帯の解消を進めます。
- 3 防災行政無線（同報系）について、音の反響による影響が少ないと見込まれる場所に高出力の新型スピーカーを導入するなど、地域に応じた整備を進めます。
- 4 防災行政無線（移動系）と港区地域災害情報システムの操作方法等について、災害時に的確に活用できるように、各職員の操作習熟度の向上を図ります。

第10章 避難者対策

区民等の避難に備え、事前に地域集合場所や区民避難所（地域防災拠点）、補完避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておく必要があります。

本章では、避難者対策として、避難場所・避難所等の指定、要配慮者への配慮や感染症対策を踏まえた避難所運営など、避難体制の整備に係る取組を定めます。

【現況】

- 1 地域集合場所、区民避難所（地域防災拠点）、補完避難所及び福祉避難所の指定
- 2 区民避難所 57 か所、福祉避難所 25 か所の指定（令和 6（2024）年 3 月現在）

【課題】

第1 区全体の課題

- 1 避難者を安全に避難することのできる体制を検討
- 2 女性や性的マイノリティ、要配慮者に配慮した避難所運営
- 3 感染症対策を踏まえた避難所運営
- 4 避難所の環境改善

第2 港区における首都直下地震被害想定との調査・分析結果（令和 5（2023）年 3 月）に基づく各地区の課題

1 全地区共通の課題

- （1）①感染症流行への対応（フィジカルディスタンス確保、隔離や検査のスペース確保）に伴う受入可能人員数の減、②設備故障等が生じた大規模マンションから大勢の避難者が 1 箇所の避難所に集まる等の状況が生じた場合、③複数回の本震あるいは強い余震が発生した場合（近年では平成 28（2016）年熊本地震において発生した状況）等には、避難者が避難所の収容力を上回る可能性があります。

2 芝地区の課題

- （1）避難所避難者数の想定値は避難所において一時的に受入可能な人員数を下回っています。想定上は 1 ヶ月後にかけて避難者数が減少することが見込まれていますが、被害が甚大でライフライン等の復旧に時間を要し避難生活が長期化した場合等には、避難を継続する人数が受入可能数を上回り、受入困難に陥る可能性があります。
- （2）地区外からの流入者が地区内の居住者と比べて圧倒的に多いことから、地区外からの流入者が区民避難所に押し寄せた場合、避難所の収容力がパンクするおそれがあります。
- （3）福祉避難所は、在宅や区民避難所での避難生活が困難で介護等のサービスを要する方や避難行動要支援者の一時的な生活場所となります。要介護認定者や障害者などの避難時における身体等の状況や介護職員等の参集状況など、留意すべき事項があるため、最大人数までの受け入れが困難になる可能性があります。
- （4）複数の区民避難所・福祉避難所が同一住所に立地している箇所があり、建物等の被害が生じた際には同時に被災する可能性があります。

3 麻布地区の課題

- (1) 避難所避難者数の想定値は避難所において一時的に受入可能な人員数を下回っています。想定上は1ヶ月後にかけて避難者数が減少することが見込まれていますが、被害が甚大でライフライン等の復旧に時間を要し避難生活が長期化した場合等には、避難を継続する人数が受入可能数を上回り、受入困難に陥る可能性があります。
- (2) 地区外からの流入者が地区内の居住者と比べて圧倒的に多いことから、地区外からの流入者が区民避難所に押し寄せた場合、避難所の収容力がパンクするおそれがあります。隣接する渋谷区からも避難者が発生する可能性があります。
- (3) 各国の在日大使館が多く置かれており、住民のうち概ね10人に1人が外国人であることを踏まえると、発災時における災害情報の伝え方や、避難所におけるニーズ対応が必要となります。また、発災時には各国が自国民の保護を行う拠点となるため、大使館の建物や職員に被害が生じた場合等には、各国の在留外国人の間で混乱が生じるおそれもあります。
- (4) 周辺に標高差がある避難所もみられるため、高齢者等の要配慮者を中心に、自宅から避難所まで移動するための避難行動への支援が特に必要となる者が発生する可能性があります。
- (5) 福祉避難所は、在宅や区民避難所での避難生活が困難で介護等のサービスを要する方や避難行動要支援者の一時的な生活場所となります。要介護認定者や障害者などの避難時における身体等の状況や介護職員等の参集状況など、留意すべき事項があるため、最大人数までの受け入れが困難になる可能性があります。

4 赤坂地区の課題

- (1) 避難所避難者数の想定値は避難所において一時的に受入可能な人員数・長期的に受入可能な人員数をいずれも下回っています。ただし、この避難者数は居住人口に基づいて算出されています。地区外からの流入者が地区内の居住者と比べて圧倒的に多いことから、地区外からの流入者が区民避難所に押し寄せた場合、避難所の収容力がパンクするおそれがあります。隣接する渋谷区からも避難者が発生する可能性があります。
- (2) 周辺に標高差がある避難所もみられるため、高齢者等の要配慮者を中心に、自宅から避難所まで移動するための避難行動への支援が特に必要となる者が発生する可能性があります。
- (3) 福祉避難所は、在宅や区民避難所での避難生活が困難で介護等のサービスを要する方や避難行動要支援者の一時的な生活場所となります。要介護認定者や障害者などの避難時における身体等の状況や介護職員等の参集状況など、留意すべき事項があるため、最大人数までの受け入れが困難になる可能性があります。
- (4) 港区役所から距離が遠いため、職員の支援や救援物資等が届きにくいおそれがあります。

5 高輪地区の課題

- (1) 避難所避難者数の想定値は避難所において一時的に受入可能な人員数・長期的に受入可能な人員数をいずれも下回っています。ただし、この避難者数は居住人口に基づいて算出されています。地区外からの流入者が地区内の居住者と比べて圧倒的に多いことから、地区外からの流入者が区民避難所に押し寄せた場合、避難所の収容力がパンクするおそれがあります。隣接する渋谷区や品川区からも避難者が発生する可能性があります。
- (2) 周辺に標高差がある避難所もみられるため、高齢者等の要配慮者を中心に、自宅から避難所まで移動するための避難行動への支援が特に必要となる者が発生する可能性があります。
- (3) 福祉避難所は、在宅や区民避難所での避難生活が困難で介護等のサービスを要する方や避難行動要支援者の一時的な生活場所となります。要介護認定者や障害者などの避難時における身体等の状況や介護職員等の参集状況など、留意すべき事項があるため、最大人数までの受け入れが困難になる可能性があります。

6 芝浦港南地区（芝浦港南周辺）の課題

- (1) 避難所避難者数の想定値は避難所において一時的に受入可能な人員数・長期的に受入可能な人員数をいずれも下回っています。ただし、この避難者数は居住人口に基づいて算出されています。地区外からの流入者が地区内の居住者と比べて圧倒的に多いことから、地区外からの流入者が区民避難所に押し寄せた場合、避難所の収容力がパンクするおそれがあります。隣接する品川区からも避難者が発生する可能性があります。
- (2) 運河に囲まれたエリアでは、最寄りの避難所に行くために橋を渡って近隣の町丁目に向かう必要のある場所があり、橋が通行不能となった場合に孤立するリスクがあります。また、救援物資等の支援も受けにくくなると想定されます。
- (3) 芝浦・海岸・港南エリアでは収容力の半分以上を1箇所の区民避難所（みなとパーク芝浦）が担っています。区民避難所が使用不能となった場合にどのように収容力を確保するかが課題となり得ます。
- (4) 福祉避難所は、在宅や区民避難所での避難生活が困難で介護等のサービスを要する方や避難行動要支援者の一時的な生活場所となります。要介護認定者や障害者などの避難時における身体等の状況や介護職員等の参集状況など、留意すべき事項があるため、最大人数までの受け入れが困難になる可能性があります。

7 芝浦港南地区（台場地区周辺）の課題

- (1) 避難所避難者数の想定値は避難所において一時的に受入可能な人員数・長期的に受入可能な人員数をいずれも下回っています。ただし、この避難者数は居住人口に基づいて算出されています。地区外からの流入者が地区内の居住者と比べて圧倒的に多いことから、地区外からの流入者が区民避難所に押し寄せた場合、避難所の収容力がパンクするおそれがあります。隣接する江東区からも避難者が発生する可能性があります。

ます。

- (2) お台場エリアでは収容力の9割以上を1箇所の区民避難所（お台場学園港陽小・中学校）が担っています。区民避難所が使用不能となった場合にどう収容力を確保するかが課題となり得えます。加えて、お台場学園港陽小・中学校に向かう道路が1本に限定されており、避難所に向かう住民で周辺街路が大混雑となるおそれがあります。
- (3) 福祉避難所は、避難行動要支援者ではない避難所に避難する障害者や要介護認定者も含めて受入可能な収容力を有するが、エリア内の福祉避難所は1箇所のみであり、①当該施設が使用不能となった場合の対応、②当該施設で受入が難しい属性の要配慮者への対応を要検討です。

【対策の方向性・到達目標】

第1 区全体の方向性

- 1 要配慮者を適切に避難誘導できる体制の整備
- 2 都立施設やホテル、寺社等の民間施設の活用による、避難有効面積や避難距離等を踏まえた新たな避難所の確保
- 3 女性や性的マイノリティ、要配慮者等の視点に立った避難所運営体制の確立
- 4 感染症対策を踏まえた避難所運営体制の確立
- 5 避難者がストレスを感じることなく過ごすための避難所の機能強化
- 6 港区における首都直下地震被害想定での想定避難者数の増加を踏まえた、避難所内の活用可能なスペースの見直し・拡大による避難所の収容数の拡大

第2 港区における首都直下地震被害想定での調査・分析結果（令和5（2023）年3月）に基づく各地区の方向性

1 全地区共通の方向性

- (1) 地区外の流入者が区民避難所の収容力を圧迫しないように、通勤・通学客は職場・学校等で受入できるように、行き場のない者は一時滞在施設に誘導するように、区民や来訪者への周知を行うとともに、事業所・教育施設等への物資備蓄等への費用の補助や対策内容に係るアドバイス等を行います。
- (2) 福祉避難所不足への対策として、福祉避難所のさらなる確保を進めることが考えられます。また、要する支援の度合いが小さい要配慮者については区民避難所においても受入可能となるように体制整備を進めます（あるいは、在宅避難が可能となるように事前準備を行う）。加えて、避難行動要支援者について発災時の個別避難計画の策定を進めます。
- (3) 町会・自治会以外の地域コミュニティ（子育て世帯同士のネットワーク等も含め）に対する、防災に向けた取組への費用の補助や対策内容に係るアドバイス等を行います。

2 芝地区の方向性

- (1) 在宅避難を行えるように、家庭内での物資備蓄を推進します。

(2) 外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

3 麻布地区の方向性

(1) 在宅避難を行えるように、家庭内での物資備蓄を推進します。

(2) 各国の在日大使館が多く置かれており各国が自国民の保護を行う拠点となることや、住民についても概ね10人に1人が外国人であることを踏まえて、外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

4 赤坂地区の方向性

(1) 在宅避難を行えるように、家庭内での物資備蓄を推進します。

(2) 外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

(3) 港区役所から距離が遠く職員の支援や救援物資が届きにくいおそれがあることから、近隣区（渋谷区等）からの支援を適宜受けられるように、連携体制を構築します。

5 高輪地区の方向性

(1) 在宅避難を行えるように、家庭内での物資備蓄を推進します。

(2) 外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

6 芝浦港南地区（芝浦港南周辺）の方向性

(1) 在宅避難を行えるように、家庭内での物資備蓄を推進します。

(2) 地区の孤立可能性を念頭に置き、防災船着場の活用を前提とした物資の発出、受領場所の確保、周辺の道路啓開等について計画策定を行います。また、近隣区（品川区等）からの支援を適宜受けられるように、連携体制を構築します。

(3) 最寄りの避難所まで距離がある地域における、オープンスペースを活用した臨時避難所（大型テントやトレーラーハウス等）の活用について検討します。

(4) 外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

7 芝浦港南地区（台場周辺）の方向性

(1) 在宅避難を行えるように、家庭内での物資蓄を推進します。

(2) 地区の孤立可能性を念頭に置き、防災船着場の活用を前提とした物資の発出、受領場所の確保、周辺の道路啓開等について計画策定を行います。また、近隣区（江東区等）からの支援を適宜受けられるように、連携体制を構築します。

(3) 最寄りの避難所まで距離がある地域における、オープンスペースを活用した臨時避難所（大型テントやトレーラーハウス等）の活用について検討します。

(4) 外国人対応に係る港区からの情報発信に向けた、各国大使館や災害ボランティア等との連携体制構築や情報共有を行います。

第1節 避難体制の整備

第1 目的

災害時に区民が冷静に災害から身を守るため、地域の実状に沿った避難方法を確立することを目的とします。

第2 区の役割

- 1 発災時に備えた地域の実情を把握します。
- 2 「避難情報の発令基準」に基づき、避難情報を適時適切に発令します。
- 3 広域避難場所使用に関する他の区市町村との調整をします。
- 4 広域避難場所土地所有者との鍵等に関する運用要領の策定をします。
- 5 区民避難所（地域防災拠点）、地域集合場所等を周知します。
- 6 災害時にも障害者の意思疎通を行う権利が尊重されるよう、手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法を確立していきます。
- 7 要配慮者が主な利用者である社会福祉施設について、業務継続計画（BCP）の策定を推進します。
- 8 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成します。
- 9 高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に取り組みます。
- 10 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等の避難の確保の観点も踏まえ、自宅療養者等の情報について東京都との情報共有を図ります。
- 11 避難所の収容人数に限りがあることを踏まえ、自宅等での生活が可能な場合における在宅での避難や親戚知人宅への避難など、状況に応じた多様な避難行動の実践について、東京都と連携を図りながら推進していきます。
- 12 可能な限り多くの避難所等を確保するために、都立施設・ホテル・寺社等の民間施設へ協力を依頼していきます。
- 13 エリアマネジメント組織等との官民連携により、デジタルツイン等の民間技術を活用し、災害対応力の強化に取り組みます。

第3 計画目標

- 1 避難指示等の発令内容に応じた適切な避難行動及び避難方法について周知します。
- 2 地震発生時の避難については、町会・自治会等单位の集団避難を基本とし、地域の人のつながりによる避難ができるようにします。
- 3 自家に被害がない場合には、できる限り在宅避難を推奨することを周知します。共同住宅に対しては、「マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」の活用等により、在宅避難を含む避難方法について周知します。
- 4 避難行動要支援者の避難について、防災住民組織や地域防災協議会等の協力を得ながら、情報の把握や避難誘導方法の整備を進めます。
- 5 迅速な避難や円滑な避難所運営（感染症対策を含む）に向け、実効性の高い訓練を

行います。

- 6 平時から自宅療養者等に向けて、区のホームページ上で各ハザードマップを周知し、警戒区域や災害の発生に備えた避難行動の確認等を促します。避難情報が発令により避難所が開設する場合、自宅療養者専用電話を開設し、ハザードマップ上の警戒区域等にいる避難が必要な自宅療養者や、自宅で過ごすことに不安を感じ、避難所に避難を希望する自宅療養者に対し、適切な避難行動を促します。

第2節 避難施設の整備

第1 計画方針

災害時において人的被害を最小限に抑えるため、日ごろから避難施設の確保、指定等を行い、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、その施設の安全化を図ります。

第2 区の役割

- 1 混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に地域集合場所を選定します。
- 2 区民避難所（地域防災拠点）、補完避難所及び福祉避難所の指定・確保及び区民への周知をします。
- 3 避難所の安全性を確保します。
- 4 「避難所運営マニュアル」を整備します。
- 5 男女平等参画や性的マイノリティ、要配慮者の視点に立った避難所運営を推進します。
- 6 避難所における感染症の感染拡大防止策を徹底します。
- 7 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所となる施設に食料備蓄や必要な資器材、台帳等を整備します。
- 8 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の衛生管理対策を促進します。
- 9 災害用トイレを確保します。
- 10 仮設トイレ等の配備資器材使用方法についてのマニュアルを整備します。
- 11 要配慮者が主な利用者である社会福祉施設について、耐震化、非常用自家発電の整備等の災害対策を推進します。
- 12 災害用トイレの要配慮者の利用を想定して、バリアフリー化を推進します。
- 13 避難所での子ども達のストレス予防対策として遊び場を設けます。
- 14 区立施設を管理する指定管理者と、各施設の特性等を踏まえた上で発災時の役割を明確化して、区立施設における円滑な受入体制を整えます。
- 15 区及び区民避難所の運営者は、避難所の生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めていきます。

第3 事業計画

1 広域避難場所

(1) 現況

東京都は、「東京都震災対策条例」に基づき大震災時に万一、延焼火災が発生した場合における区民の生命、身体の安全を確保するため、広域避難場所を指定しています。

また、火災の延焼拡大の可能性が低い地区を、地区内残留地区としています。

(震災資料編 震2-10-1 広域避難場所計画表 参照)

(2) 東京都における指定方針

- ①周辺市街地大火によるふく射熱(2,050Kcal/m²h)を考慮した上で利用可能な空間として、避難計画人口一人当たりの避難有効面積1m²以上確保することを原則とします。
- ②広域避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこととします。
- ③有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間とし、1人当たり1m²を確保することを原則とします。
- ④広域避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁、町会、自治会区域を考慮します。

(3) 広域避難場所の開設

広域避難場所に指定されている区域のうち、公園等のオープンスペースになっていない場所については、必要に応じて、震災時に開設できるよう、協定を含む取り扱いを講ずるものとします。

隣接する区とともに利用する広域避難場所は、隣接する区と運用についての協議が整っており、震災時には迅速に開設します。

(4) 広域避難場所の周知

広域避難場所を港区防災地図等により区民等に周知し、避難等が円滑に行えるよう、公衆の見やすい箇所に標識を設置しています。

2 地域集合場所

地域集合場所は、災害発生時に地域の人々の安否確認や救出・救護を行うために一時的に集まる場所で、町会・自治会等が定めています。地域集合場所では、安否確認後に避難が必要な際、避難所や広域避難場所に避難し、自宅が安全な場合は、自宅に帰宅することになります。ただし、地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行えます。

果たす機能が分かりにくいということから、区では平成25(2013)年から「地域集合場所」という名称に変更しました。

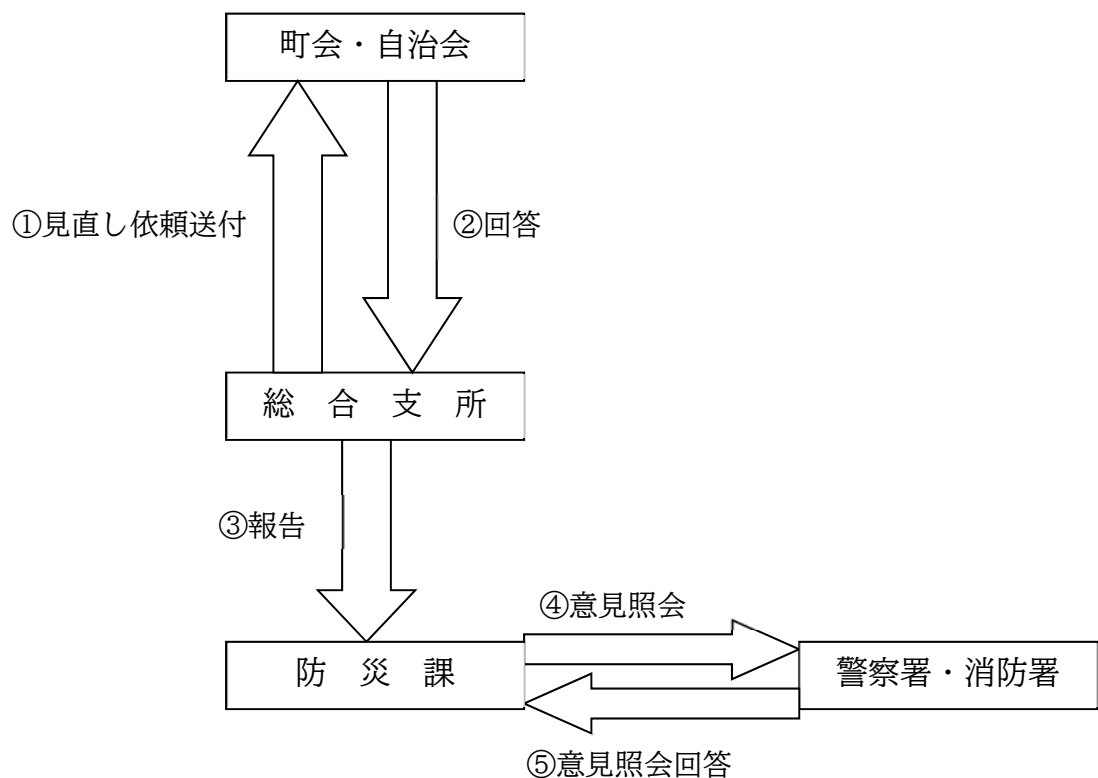
(1) 地域集合場所の選定

地域集合場所の選定については、昭和52(1977)年に区民が避難する場合の一時的に

集合する場所として「地域集合場所」を避難誘導の任にあたる区内各警察署が中心となって、昭和 52(1977)年度に区民等との協議の上選定したものです。地域のその後の状況等の変化により、変更を必要とする場所が見うけられたことから、昭和 60(1985)年度と平成 15(2003)年度、さらに東日本大震災の発生を受け平成 24(2012)年度に、区民及び警察署の意見を参考にしながら、見直しを行いました。

なお、今後も選定場所については、周辺の状況変化等、地域の実状に沿った場所を選定していきます。

地域集合場所選定の流れ



(震災資料編 震2-10-2 地域集合場所一覧表 参照)

(2) 選定基準

地域集合場所は、次の要件を基本方針として、町会・自治会等を集合単位として選定しています。

- ①地域の人の生活圏と結びついた場所（公園、児童遊園、神社・仏閣の境内、緑地、団地の広場等）
- ②火災、倒壊、落下物等による危険が少なく、集合した人の安全が確保される場所
- ③安否確認等が行える場所
- ④広域避難場所へ避難する際の経路が安全と考えられる場所（広域避難場所が指定されている地域）

3 区民避難所（地域防災拠点）

災害の種別に応じ、災害の危険から避難するための指定緊急避難場所として、また、避難者が一定期間滞在する指定避難所として、区民避難所（地域防災拠点）を指定します。

（震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）

（1）区民避難所（地域防災拠点）の指定

区民避難所（地域防災拠点）として、区立の小・中学校だけでなく、いきいきプラザや区民センター、子ども中高生プラザなど、57か所の区有施設を指定しています。

避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡あたり2人とします。

指定緊急避難所及び指定避難所を指定した場合は都に報告し、区民に対してハザードマップを配布する等、平時から周知に取り組んでいきます。また、指定避難所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違ふこと、福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどの周知徹底に努めていきます。

（2）設置基準

区民避難所（地域防災拠点）は、災害対策基本法及び施行令等に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所として指定しています。

【指定緊急避難場所の基準（災害対策基本法施行令第20条の3）】

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- 2 異常な現象（洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、津波、大規模な火事、その他内閣府令で定める異常な現象の種類）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。
ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。
 - イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 3 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危

険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

【指定避難所の基準（災害対策基本法施行令第20条の6）】

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

（3）区民避難所（地域防災拠点）の運営

①区民避難所（地域防災拠点）の運営体制

区民避難所（地域防災拠点）は、地域防災協議会を中心とした区民（避難者と在宅避難者）による避難所運営組織が主体的に運営することを基本とします。

なお、比較的小規模の台風の接近等に際し、自主避難施設としていた施設のみを区民避難所（地域防災拠点）に移行するなど、開設する区民避難所（地域防災拠点）が小規模かつ少数で、開設期間も短期間である場合については、区職員のみで運営に当たるなど、実情に応じて柔軟に対応します。

②避難所運営マニュアル等の整備

区民避難所（地域防災拠点）の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所運営マニュアル」を整備しています。各地域防災協議会と連携した避難所運営訓練等を実施する中で検証を行ない、より実践的な内容としていきます。また、区民避難所（地域防災拠点）における感染症等の感染拡大を防ぐため、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考に、「避難所における感染症対策マニュアル」を整備しています。

③区民避難所（地域防災拠点）の機能強化

ア 区民避難所（地域防災拠点）の環境整備

- ・暑さ対策のための冷風機及び大型扇風機、プライバシー確保のための衝立の配備をはじめ、避難所の環境改善を推進します。
- ・高齢者、障害者（視覚障害者等）、乳幼児、妊産婦等に配慮し、簡易ベッドやマット、液体ミルクなど、備蓄物資の充実を図ります。
- ・災害時には事業者との協定に基づき、段ボールベッドを速やかに調達することとしています。
- ・急病人の発生等に備え、AED（自動体外式除細動器）を配備しています。

- ・避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努めます。
- ・避難所の運営において、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
- ・避難所において障害者や障害特性への理解推進を、ポスターの掲載などを通じて努めます。
- ・東京都は、避難所等における通信環境やトイレ環境の確保について、区の支援を行います。

イ トイレの確保

必要十分な数のトイレを確保するため、仮設トイレ（女性専用集合トイレ等）を配備しています。

マンホールトイレは、令和6(2024)年1月1日現在、区民避難所（地域防災拠点）や公園等に519基を設置しており、令和8(2026)年度末までに533基を目標として設置を推進します。

要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進します。

ウ 情報収集及び伝達機器の整備

防災行政無線移動系や災害時優先携帯電話等の通信機器及び非常用電源を整備しています。また、テレビ、インターネット環境、スマートフォン充電用蓄電池等、被災者による情報の収集及び伝達機器の整備を図ります。特設公衆電話³¹を全ての避難所に整備し、区民等の安否確認や連絡手段を確立します。障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めます。

エ 感染症対策物品の配備

区民避難所（地域防災拠点）における感染症等の感染拡大を防ぐため、体温計やマスク、発熱者を隔離するためのテントなど、感染症対策物品の配備を進めます。

④女性や性的マイノリティ等の視点を反映した避難所運営

ア 女性の視点からの避難所運営

避難所運営において、男女双方の管理責任者を配置するとともに、女性が必要とする物資の受け渡し等をしやすくするため、女性専用のスペースを設けます。また、トイレ、着替え室、物干し場所を男女別にし、多目的トイレを設置

³¹ 特設公衆電話：地震等の大規模災害が発生した際に、区民避難所等に臨時で設置する公衆電話のことです。港区では、災害発生時の迅速な設置・運用開始を行うため、NTT東日本の協力の下、事前設置を進めています。

し、男女のニーズの違いによる男女平等参画の視点に立った運営を行います。

なお、女性や子ども等が安心して使用できるよう、男性・女性と離れた場所にトイレを設置するほか、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わずに使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起ポスターの掲載などの配慮に努めます。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築にも努めます。

イ 小中学生等も参画しやすい避難所運営体制の構築

平常時から、避難所運営訓練等の実施を通じて、避難所運営は大人、小中学生等が協働で行うことの意識を共有します。避難所運営に際し、問題が発生した場合には、全て内部で解決しようとせず、外部の専門家等の積極的な活用を図ります。

ウ 性的マイノリティへの配慮などによるプライバシーの確保

避難所運営の際には、プライバシー確保のためのパーテーションを配備するなど、生活空間を性的マイノリティに配慮した運営を行います。

エ 妊産婦や育児中の母親等への配慮

妊産婦、育児中の母親・父親への配慮として、区民避難所（地域防災拠点）内での専用スペースの確保、保健師等による巡回相談、区民避難所（地域防災拠点）内に授乳室、液体ミルク・おもちゃ等の配備、子どもが遊べる場等を確保するように努めます。

受動喫煙防止や火災予防の観点から、区民避難所（地域防災拠点）内は禁煙とします。

オ 相談窓口の設置

DV、児童虐待、介護疲れ等に対応するところのケアができる体制を整備し、区民避難所（地域防災拠点）に相談窓口を設置します。

相談内容によっては、男性に相談しづらい内容等も想定されることから、女性相談員やカウンセラーの配置と専門家を派遣し、相談窓口は個室、カーテンで仕切る等のプライバシーに配慮します。

⑤配慮が必要な人への支援体制の整備

ア 視覚障害者、聴覚障害者等への意思伝達支援

視覚障害者への声かけの支援や聴覚障害者に対して手話通訳等を利用するなどのコミュニケーション支援を充実させます。

イ 自閉症など音や光に過敏な人への配慮

自閉症などの人に対しては音・光の遮断が必要な場合もあり、空いている教室などを使用して対応するなど合理的配慮を行います。

ウ 震災孤児・震災遺児の調査・支援

避難所において、震災孤児・震災遺児を発見した場合は、速やかに災対児童相談所と連携し、保護の必要性及び方法について協議します。

また、災対児童相談所は、各避難所を訪問し、震災孤児・震災遺児の把握に努

め、必要な支援を行います。

⑥区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の対応

近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす区民が増えており、区においても、約1万頭の登録犬、また同数程度の猫や小鳥など様々な小動物が、ペットとして飼育されています。

区民避難所（地域防災拠点）へ同行避難された飼養動物（ペット）を適切に飼育・保護するため、一定の配慮の元、区は、公益社団法人東京都獣医師会中央支部等と連携し、災害時の飼養動物（ペット）保護策等に取り組みます。

また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「避難所におけるペット対策マニュアル」を避難所運営マニュアルへ反映します。

ア 区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とする飼養動物（ペット）

区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とするペットは、原則として犬や猫などの小動物とします。大型動物や危険動物、特別な飼育管理が必要な動物（ワニ、ヘビ等）の受入れは行わないものとします。ただし、補助犬は受入れます。

区民避難所（地域防災拠点）での受入に当たっては、飼い主がペットフード、首輪（注射済票・鑑札装着済み）、リード、ケージ、クレートなどを用意します。

※補助犬について

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、その同伴を拒んではならないと定められています。

イ 飼養動物（ペット）との避難方法

飼養動物（ペット）を飼育している区民が、家屋等の倒壊により、自宅での生活が困難であり、区民避難所（地域防災拠点）へ避難する場合には、原則として飼育しているペットと同行避難することとします。

ウ 飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）は、原則として区内小・中学校等の敷地内に飼養動物（ペット）の飼育場所が十分に確保できる施設を対象とします。

エ 飼育場所及び飼育方法

区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼育場所は、避難者の居住場所と完全分離し、原則屋外に設置することとします。

飼養動物（ペット）は、ケージ内及び繋ぎとめたうえで、避難した飼い主による「ペット飼育班」が避難所運営本部と連携し、主体的に飼育します。

⑦区民避難所（地域防災拠点）における安全・安心の確保

ア 防火、防犯の推進体制

避難所運営組織の中に、防火管理担当や衛生管理担当、防犯対策担当などの

責任者を配置するなど安全・安心のための対策を推進します。

イ 防犯の啓発

平常時から、防災訓練や防災講座、広報紙等で災害時の防犯について啓発します。

ウ 火災予防の啓発

「避難所運営マニュアル」の作成時に、火災予防のための消火訓練、消防計画を位置付けます。

(4) 相談やこころのケアができる体制の整備

区民避難所（地域防災拠点）となっている港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を設置します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

(5) ボランティアの受入れ

適切な支援となるよう港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

4 補完避難所

区内の都立施設・ホテル・寺社等の民間施設と協定・覚書を締結し指定します。

(1) 補完避難所の開設

区民避難所への避難者が増加し、受け入れきれない場合などに、区の要請に基づき開設します。

(2) 補完避難所の運営

補完避難所の運営は、施設職員のほか、避難者が協力して行います。

5 福祉避難所

福祉避難所は、区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難で介護や援助を必要とする高齢者、障害者等のための避難所で、東日本大震災の教訓を踏まえ、より福祉機能を充実するため、平成24(2012)年度からは介護職員等の専門スタッフの配置がある高齢者施設や障害者施設を指定しています。

引き続き、避難対象となる人に周知します。

(震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照)

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者対策と連動し、避難行動要支援者や区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難な人のために、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、介護老人保健施設、障害者施設を指定しています。

(2) 福祉避難所における避難行動要支援者の受入把握

福祉避難所における避難行動要支援者の受入に当たり、事前に福祉避難所の実情や要介護高齢者の介護度、障害特性、医療的ケアなど、当該施設を利用している避難行動要配慮者の状況を踏まえた福祉避難所ごとの受入対象者を把握します。

(3) 設置基準

福祉避難所は、災害対策基本法及び施行令等に基づく指定避難所として指定しています。

【指定避難所の基準（災害対策基本法施行令第20条の6）】

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(4) 福祉避難所の運営

福祉避難所は、当該施設の職員が主体となって運営することを基本とします。福祉避難所の運営が円滑に行われるよう「福祉避難所運営マニュアル」を整備します。また、障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結をさらに進めていきます。

(5) 福祉避難所の機能の拡充

主に避難行動要支援者を受け入れる施設であり、介護サービスを行うスペースを考慮する必要があることなどから、防災訓練等を通じ、適宜受入人数の見直し及び新規指定先の検討等、機能の拡充を図ります。

災害時には、港区と連絡等を行う必要があるため、防災行政無線の配備を行うほか、避難行動要支援者の対応に必要な備蓄物資や機材を追加配備していきます。また、感染症等の感染拡大を防ぐため、体温計やマスク、発熱者を隔離するためのテントなど、感染症対策物品の配備を進めます。

福祉避難所の施設職員は、災害時に施設利用者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

(6) 相談やこころのケアができる体制の整備

福祉避難所に保健師等が、巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

(7) ボランティアの受入

適切な支援となるよう、港区災害ボランティアセンターと連携体制を構築します。

第11章 救援・医療救護体制の整備

被害が発生した場合に、被災者に対して迅速かつ的確な救援救護活動を実施するためには、事前措置を講じておく必要があります。

本章では、救援救護活動の中でも人命尊重の見地から特に重要な、飲料水・食料等の確保、医療救護体制の整備について計画します。

【現況】

- 1 給水体制の整備（応急給水槽、給水所の整備等）
- 2 食料・日用品・応急資器材
 - （1）3日間分の食料・保存水の備蓄
 - （2）女性の視点や要配慮者に配慮した、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等の備蓄
- 3 医療救護体制
 - （1）区内病院のうち東京都の災害拠点病院に3か所、災害拠点連携病院に3か所を指定
 - （2）災害時の緊急医療救護所に関する協定を区内12病院と締結
 - （3）災害時の医療救護活動についての協定を一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会と締結、災害時における応急救護活動に関する協定を公益社団法人東京都柔道整復師会港支部、災害時における妊産婦等支援活動に関する協定を一般社団法人品川港助産師会と締結（4）区の医療救護活動等を統括・調整するため医学的助言等を行う港区災害医療コーディネーターを設置

【課題】

第1 区全体の課題

- 1 生命維持に必要な、最低限必要量の備蓄及び給水体制の確保
- 2 最新の被害想定に基づいた医療救護体制の整備
- 3 防疫体制の整備に向けた課題
防疫用資器材の備蓄
- 4 遺体収容場所の拡充

第2 芝地区の課題

- 1 人的被害が増大した場合には、医療機関の対応が困難になる可能性があります。
- 2 港区内における災害拠点病院等が芝地区に集中していることから、芝地区において建物やインフラ・ライフラインに被害が生じた場合に、港区全体あるいは周辺地域（特に同じ二次医療圏の地域）も含めて医療機能が低下するおそれがあります。
- 3 災害拠点病院等では区内外の重症者等の対応に追われることを考慮した上で、地区内の建物被害に伴う負傷者には別途、確実に対応する必要があります。

第3 麻布地区の課題

- 1 人的被害が増大した場合には、医療機関の対応が困難になる可能性があります。
- 2 麻布地区には東京都災害拠点病院や東京都災害拠点連携病院は立地していないため、東京都災害拠点病院や東京都災害拠点連携病院での対応が必要な傷病者については、地区外もしくは他の区市町村への搬送が必要となります。道路交通が麻痺している場合、搬送対応に時間を要する可能性が高くなります。

第4 赤坂地区の課題

- 1 人的被害が増大した場合には、医療機関の対応が困難になる可能性があります。
- 2 赤坂地区には東京都災害拠点病院や東京都災害拠点連携病院は立地していないため、東京都災害拠点病院や東京都災害拠点連携病院での対応が必要な傷病者については、地区外もしくは他の区市町村への搬送が必要となります。道路交通が麻痺している場合、搬送対応に時間を要する可能性が高くなります。

第5 高輪地区の課題

- 1 人的被害が増大した場合には、医療機関の対応が困難になる可能性があります。
- 2 港区内の他の災害拠点病院等はいずれも芝地区に立地している中で、高輪地区内の傷病者はもちろんのこと、隣接する麻布地区や芝浦港南地区の傷病者も含めて受入れが必要になると見込まれます。災害拠点病院等では区内外の重症者の対応に追われることを考慮した上で、地区内の建物被害に伴う負傷者には別途、確実に対応する必要があります。また、芝地区において建物やインフラ・ライフラインに被害が生じた場合には、高輪地区の2機関が果たす役割がさらに大きくなると考えられます。

第6 芝浦港南地区（芝浦港南周辺）の課題

- 1 人的被害が増大した場合には、医療機関の対応が困難になる可能性があります。
- 2 芝浦・海岸・港南エリアの場合、災害拠点病院等における対応が必要な傷病者は、隣接する芝地区や高輪地区、あるいは品川区等に立地する医療機関での対応が想定されます（対応能力を超過する場合には、より広域的に搬送先が検討されることとなります）。

第7 芝浦港南地区（台場地区周辺）の課題

- 1 人的被害が増大した場合には、医療機関の対応が困難になる可能性があります。
- 2 港区の他のエリアとの陸路での接続はレインボーブリッジに限られている中で、隣接する江東区に立地しているがん研究会有明病院等にて対応されることが想定されます。

【対策の方向性・到達目標】

第1 区全体の方向性

- 1 生命維持に必要な最低必要量を確保可能な給水体制の整備
- 2 医療救護体制の整備の方向性
 - (1) 全ての医療資源（病院、診療所、歯科診療所、薬局）が災害医療を担う体制整備
 - (2) 災害時の医療救護活動の拠点となる施設の充実・強化
- 3 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定
- 4 遺体収容所の管理全般、行方不明者の搜索、遺体搬送、検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱い、遺体収容所設置等に係る防災関係機関との事前協議

第2 芝地区の方向性

- 1 国や東京都との連携により災害拠点病院等周辺道路のアクセス・渋滞緩和策を行います。また、優先的に道路啓開を行えるように、国や東京都との連携も含めた事前の体制整備や計画策定を行います。
- 2 各医療機関における非常用電源や給水等のライフライン対策への補助等も含め、地区内の医療機関や医療救護所（緊急医療救護所、避難所医療救護所）等における地区住民及び来訪者への応急救護体制を確保します。
- 3 他地区あるいは港区外に立地する医療機関も含めた、災害拠点病院等への搬送に係る対応方針を検討します。特に、災害拠点病院等が集中して立地している芝地区において建物やインフラ・ライフラインに被害が生じて医療機能が大幅に低下した場合の状況を考慮します。

第3 麻布地区の方向性

- 1 各医療機関における非常用電源や給水等のライフライン対策への補助等も含め、地区内の医療機関や医療救護所（緊急医療救護所、避難所医療救護所）等における地区住民及び来訪者への応急救護体制を確保します。
- 2 災害拠点病院等への搬送対応までに時間を要する状況下における、区が設置する医療救護所（緊急医療救護所、避難所医療救護所）の設置・運営方針について、地区内の医療機関とも連携して検討します。

第4 赤坂地区の方向性

- 1 各医療機関における非常用電源や給水等のライフライン対策への補助等も含め、地区内の医療機関や医療救護所（緊急医療救護所、避難所医療救護所）等における地区住民及び来訪者への応急救護体制を確保します。
- 2 災害拠点病院等への搬送対応までに時間を要する状況下において、区が設置する医療救護所（緊急医療救護所、避難所医療救護所）の設置・運営方針について、地区内の医療機関とも連携して検討します。

第5 高輪地区の方向性

- 1 災害拠点病院等の周辺において優先的に道路啓開を行えるように、国や東京都との連携も含めた事前の体制整備や計画策定を行います。

- 2 各医療機関における非常用電源や給水等のライフライン対策への補助等も含め、地区内の医療機関や医療救護所（緊急医療救護所、避難所医療救護所）等における地区住民及び来訪者への応急救護体制を確保します。
- 3 他地区あるいは港区外に立地する医療機関も含めた、災害拠点病院等への搬送に係る対応方針を検討します。特に、災害拠点病院等が集中して立地している芝地区において建物やインフラ・ライフラインに被害が生じて医療機能が大幅に低下した場合の状況を考慮します。

第6 芝浦港南地区（芝浦港南周辺）の方向性

- 1 地域の孤立可能性を念頭に置き、災害拠点病院等への搬送対応までに時間を要する状況下での、地区内の医療機関や医療救護所（緊急医療救護所、避難所医療救護所）等における地区住民及び来訪者への応急救護体制の確保について、各医療機関における非常用電源や給水等のライフライン対策への補助等も含めて、地区内の医療機関とも連携して検討します。

第7 芝浦港南地区（台場周辺）の方向性

- 1 地域の孤立可能性を念頭に置き、災害拠点病院等への搬送対応までに時間を要する状況下での、地区内の医療機関や医療救護所（緊急医療救護所、避難所医療救護所）等における地区住民及び来訪者への応急救護体制の確保について、各医療機関における非常用電源や給水等のライフライン対策への補助等も含めて、地区内の医療機関と連携して検討します。

第1節 給水体制の整備

第1 基本方針

震災時における飲料水の確保は、生命維持に必要な最低必要量として、1日1人3リットルの給水を基準とし、生活用水についても必要量の確保に努めます。

第2 東京都の飲料水及び生活用水の確保体制

1 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備

東京都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーションを設置しています。

（1）応急給水槽

区内には、都立青山公園（容量1,500 m³）とシティハイツ桂坂（容量100 m³）に設置されています。

（2）給水所

都水道局要員の参集を待たずに、区職員等が自ら応急給水活動ができる施設に整備しています。

区内には、芝公園三丁目に、芝給水所（確保水量約26,600 m³）があります。

2 輸送車両・資器材の整備

輸送車両は、都水道局保有車両及び雇上車両等により行います。

給水タンク等の応急給水用資器材を整備していくとともに、これらの資器材を収納する倉庫を整備します。

(震災資料編 震2-11-1 都水道局の応急給水用資器材 参照)

3 多様な応急給水への取組

消火栓等からの応急給水について、給水に必要な資器材の整備を図るほか、区や防災住民組織等と実施手法について協議の上、定めます。

4 生活水の確保

発災時、水道の復旧には時間を要するので、事業所及び家庭においては、平時から水の汲み置き等により生活水の確保に努めます。

5 飲料水の確保

東京都は、都市開発諸制度などを活用して、大規模な新規の民間建築物に対して防災備蓄倉庫の整備を誘導します。

第3 区の飲料水及び生活水の確保体制

1 区の役割

(1) 災害用井戸、雨水貯留槽等の整備により、水の確保に努めます。

(2) 避難所ごとの避難者数に応じた生活水を確保します。

2 飲料水の確保

(1) 区有施設

①区内の備蓄倉庫に、ペットボトルの水を備蓄します。

②区有施設(区役所、小・中学校等)に設置されている受水槽内の水を利用します。

③区営プール及び区立小・中学校プールの水を濾過・殺菌して利用します。

(2) 民間施設

震災時の高層建築物におけるエレベーターやライフラインの停止に備え、飲料水の備蓄対策を促進します。

(震災資料編 震2-11-2 区内給水拠点一覧 参照)

3 生活用水の確保

- (1) 港南公園に設置してある非常用受水槽（100 m³）の水を利用します。
- (2) 下表の施設にある災害対策用井戸の水を利用します。

	名 称
公園	有栖川宮記念公園 狸穴公園 筭公園
	青葉公園 南桜公園 白金公園
	三田台公園 三河台公園
児童遊園	西麻布二丁目児童遊園 三田二丁目児童遊園
	白金一丁目児童遊園 桑田記念児童遊園
	白金志田町児童遊園
学校	高松中学校

他の公園等においても、今後の改修や地域の意向を踏まえ、水の確保に努めます。

第2節 食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備

第1 基本方針

- 1 区では、食料、飲料水、生活必需品等災害時に生活を維持するために欠かせない物資等について、区民の自助として3日分の備蓄をすることとしています。また、事業者等においても、従業員等を留め置く際に必要となる物資を3日分備蓄します。
- 2 区では、災害の発生により、自宅の倒壊等により避難所生活を送る区民のため、最低限必要な食料、水、生活必需品等の備蓄を行います。
- 3 区は、近年、各地で発生した豪雨や地震災害を教訓として、避難者がストレスを感じることなく、安心して避難所で生活できるよう、夏期の暑さ対策や避難者のプライバシー確保、停電時のスマートフォン充電対策、女性視点での物資の備蓄など、避難所の環境改善に努め、備蓄物資の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所に感染症対策物品を配備します。
- 4 災害発生初期の混乱やライフライン等の寸断による影響下においても円滑に避難所へ物資が搬送できるよう、運搬事業者等との災害時協定を締結し、災害時の輸送体制を強化します。また、在宅避難者に対しても避難所を拠点とし物資を配布する体制等の構築をします。
- 5 区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、最低限必要な物資については、3日分の備蓄を目標とします。

なお、区が都と契約締結した寄託制度³²を活用し、都と連携して発災後3日分の物資（一定数の避難所外避難者分を含む）を継続して備蓄します。

第2 区の役割

- 1 調達先及び調達予定数を明確にしておくなどにより、調達体制を整えます。
- 2 区の備蓄物資（東京都の事前寄託分を含む。）を管理します。

³² 寄託制度：区と東京都が締結した寄託契約に基づき、東京都の所有する物資を区の備蓄倉庫等に事前に配置しておく制度

- 3 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定めます。

第3 事業計画

1 食料・飲料水の確保

(1) 乾パン・ビスケット・アルファ化米等主食の備蓄

区では発災から3日分を備蓄します。

また、食物アレルギーを持つ人や、外国人、高齢者、障害者等、多様な食生活に配慮した食料の供給を図るため、特定28品目アレルギー物質を使用せず、ハラル認証を取得しているアルファ化米を備蓄します。

(2) 乳児用ミルクの確保

都区役割分担に基づき、区は避難者の3日分を備蓄します。

区では、避難者の中で1歳未満の乳児に対し1日6回分の粉ミルクを備蓄します。

また、従来の粉ミルクに加え、液体ミルクを備蓄します。

(3) 飲料水の確保

区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、区独自に避難者1人1日3リットル3日分の保存水を備蓄していきます。

2 生活必需品の確保

都区役割分担では、生活必需品の確保は主として東京都の役割とされていますが、輸送の遅延等に備えて区においても最低限必要となる物資として毛布やカーペット、寝具としてのマット等を備蓄しています。毛布は避難者1人に対し3枚、カーペット、マットは1人1枚を備蓄していきます。

また、事業者との協定に基づき、災害発生時には速やかに段ボールベッドを調達します。

3 応急資機材の確保

区及び防災関係機関は、平時から災害応急対策活動及び災害復旧に必要な発動発電機、ろ水機等の資機材等を備蓄し、整備します。

また、備蓄資機材については、常に整備、点検を行い、資機材を最良な状況で保持し、より効果的に避難所を運営できるものを備蓄します。

4 在宅避難者の備蓄物資の確保

在宅避難者にも支援物資は必要ですが、避難所にいる避難者と違い、在宅避難者の数の把握は困難なことが想定されるので、避難所に物資を取りにきてもらうなどのルールづくりを行っていきます。

障害等で避難所での生活が困難であると想定される場合には、平常時からお互いに助け合う仲間や地域で支えあう関係性をつくり、いざという時に避難できる環境にしていきます。

5 女性や要配慮者等に配慮した物資の備蓄

区では、女性や要配慮者等に配慮し、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品、カイロ、ジップロック、おりものシート、授乳ケープ及び多目的ハウス等を備

蓄しています。また、要配慮者等へ配慮した備蓄物資として、おかゆ、大人用おむつ及び簡易ベッド等を備蓄しています。

今後も画一的な物資の備蓄ではなく、ニーズに合わせた物資の備蓄を行います。

6 避難所の環境改善のための物品の配備

避難所におけるプライバシー確保用としてパーテーションを配備します。

また、ライフラインが途絶した場合に備え、避難者がストレスを少なく過ごせるよう、夏期の暑さ対策として冷風機及び大型扇風機を配備するほか、避難者のスマートフォン充電用の蓄電池を配備します。

7 感染症対策物品の配備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、非接触型体温計、マスクや消毒液等の衛生用品を配備します。また、発熱者を隔離するためのテント及びベッドを配備します。

8 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等を備蓄しておくための備蓄倉庫は、避難所として使用される施設または、他の区有施設や民間ビル及び開発事業者等の協力を得て確保し、効率的な備蓄及び搬送体制がとれるよう整備していきます。災害時に効率的な避難所運営を行えるよう、備蓄倉庫は常に整理された状態を保ちます。また、備蓄物資の管理にあたっては、地域災害情報システムを活用し、あらかじめ備蓄物資の登録を行います。地域災害情報システムは、インターネット接続によるクラウド型のシステムのため、持ち運び可能な専用端末からインターネットを通じて備蓄物資の管理を行います。災害時には、職員が避難所から避難生活に必要な物資を災害対策本部へ要請し、迅速に調達、配備できるようにします。

さらに、震災時の高層建築物においても、エレベーターやライフラインの停止に備え、食料の備蓄対策を促進します。

(震災資料編 震2-11-3 防災備蓄倉庫一覧表 参照)

9 備蓄物資の有効活用

期限の近づいた備蓄物資（アルファ化米、粉ミルク、飲料水など）を町会・自治会の地域訓練や小・中学校、幼稚園、保育園の授業や給食に使用し、経費の節減を図るとともに、防災意識の啓発に役立て、備蓄物資を有効活用しています。

10 国・東京都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資の受入体制

国・東京都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資については、区内の地域内輸送拠点において一括して集積するとともに仕分けを行い、そこから避難所等へ円滑に供給できる体制を構築します。一括して集積した物資の荷捌き作業については、民間事業者との協定の締結についても進めます。

なお、地域内輸送拠点については、物流拠点としてあらかじめ物資調達・輸送調整等システム及び地域災害情報システムに登録し、当該システムを活用した物資の円滑な管理・輸送を行います。

さらに、避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努めます。

11 輸送車両等の確保

区は、区有車及び社団法人東京都トラック協会港支部や運送事業者との災害時協定に基づき輸送車両等を調達します。

第3節 医療救護体制の整備

第1 基本方針

震災発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、家具等の転倒、窓ガラスの飛散、看板等の落下やがけの崩壊・火災・浸水・パニック等により多数の負傷者が発生することが予測されます。

災害時の医療救護活動を円滑に進めるために、平常時から区と警察署、消防署、区内病院、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部等、区内関係機関との連携を強化するとともに、二次保健医療圏を基本とした医療救護体制を整備します。

なお、被災者や医療の状況に応じ、限られた医療資源の能力と特性を最大限有効に活用して、効果的な医療救護を展開します。

区内の災害時医療情報を収集・発信するとともに、医療救護班の派遣先調整や在宅療養者への医療支援に係る調整を行うなど、災害時の医療救護活動拠点としてみなと保健所を強化し、被災者を中長期的に支援します。

あわせて、医療救護活動に要する医薬品・医療資器材等の備蓄及び供給拠点を整備します。

第2 区の役割

- 1 区と医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立します。
- 2 区災害医療コーディネーターを設置します。
- 3 区中央部保健医療圏医療対策拠点及び区内の情報連絡体制を構築します。
- 4 区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等を確保します。
- 5 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保します。
- 6 医療救護所における傷病者の搬送体制を構築します。
- 7 医薬品・医療資器材等を備蓄します。
- 8 超急性期経過前後から医療救護活動拠点を設置します。
- 9 災害薬事センターを設置します。

第3 事業計画

1 区災害医療コーディネーターの設置

東京都は、被災地域の状況を踏まえた的確な医療体制を確保するため、東京都災害対策本部に「東京都災害医療コーディネーター」、二次保健医療圏の地域医療対策拠

点に「東京都地域災害医療コーディネーター」を設置し、それぞれ「東京都災害時小児周産期リエゾン」、「地域災害時小児周産期リエゾン」と連携して限られた医療資源（病院、医薬品や医師、看護師等）を発災直後から最大限活用できるように、情報連絡体制を構築します。

区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するための医学的な助言等を行う「港区災害医療コーディネーター」を設置し、区内の被災状況、医療機関の活動状況等を把握し、効果的かつ効率的な医療救護を展開できるよう、区中央部保健医療圏の地域災害医療コーディネーター等との情報連絡体制の一元化を図ります。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
港区災害医療コーディネーター	区内の医療救護活動等を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う区が指定する医師

【災害時小児周産期リエゾン】

名 称	説 明
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師

2 区と区内病院、一般社団法人東京都港区医師会等との連携

区は、昭和 52(1977)年に、一般社団法人東京都港区医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、平成 9(1997)年 2 月には、阪神・淡路大震災の教訓をふまえて内容を見直し、新たな協定を締結しましたが、災害に関わる社会情勢の変化及び東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 26(2014)年 1 月に新たに協定を締結しました。

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会とも災害時における活動について平成 9(1997)年 2 月に協定を締結していますが東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成 26 年(2014)1 月に新たに協定を締結しました。

平成 28(2016)年 7 月には公益社団法人東京都柔道整復師会港支部とも災害時における活動について協定を締結したほか、令和元(2019)年には区内 12 病院と「災害時にお

ける緊急医療救護所に関する協定」を締結しました。

3 医薬品・医療資器材の調達

区は、協定に基づき発災から3日間に必要となる医薬品・医療資器材等を区内の各病院に備蓄しています。

また、区は、医薬品等を円滑に調達できるよう、事前に、一般社団法人東京都港区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と平成26(2014)年4月に新たに協定を締結しました。

(震災資料編 震2-11-4 主な備蓄物資一覧 参照)

4 災害時医療救護活動マニュアル等の整備

災害時において、多数の傷病者を適切かつ迅速に救護するために、医薬品、医療資器材の搬送・取扱方法やトリアージ等医療救護活動及び長期的な避難所生活等における要配慮者に対する医療支援活動に対応できるよう、港区災害時医療救護活動マニュアル等必要なマニュアルを改定し、定期及び随時、最新の情報による見直しを行っていきます。

第4節 防疫体制の整備

第1 区の役割

- 1 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布等、防疫体制を整備します。
- 2 東京都、関係団体等と連携した動物救護体制を整備します。
- 3 飼養動物（ペット）の避難スペース等確保の体制を整備します。

第2 事業計画

1 防疫用資器材の備蓄及び調達

区は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておきます。

2 動物救護活動

区は、東京都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備します。

区は、あらかじめ指定した区民避難所（地域防災拠点）に、飼養動物（ペット）の飼養場所を確保します。また、区民避難所（地域防災拠点）内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した区民避難所（地域防災拠点）等に飼養場所を確保するなど、適正な飼養動物（ペット）の同行避難の体制を整備します。

また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「避難所におけるペット対策マニュアル」を避難所運営マニュアルへ反映します。

第5節 遺体の取扱い

第1 区の役割

- 1 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努めます。

- (1) 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (2) 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- (3) 遺体収容所の拡充
- (4) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (5) 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

第2 事業計画

1 遺体収容所の運営等

区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努めます。

- (1) 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (2) 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- (3) 遺体収容所の拡充
- (4) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (5) 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

2 遺体収容所の確保

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を確保するよう努めます。また、区有施設だけでなく、民間事業者と協力し、既存の遺体収容所に加え、新規施設の指定についても検討します。

- (1) 屋内施設
- (2) 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- (3) 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設
- (4) 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮します。

第12章 業務継続計画の策定

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、区の通常の行政サービスについても一定のレベルを確保するため、区政の業務継続計画（BCP）を策定しました。また、事業者も災害時の経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業継続計画（BCP）を策定する必要があります。

本章では、区の業務継続計画の策定及び事業者の事業継続計画の推進について計画します。

【現況】

1 区の初動対応の現況

（1）港区災害対策本部の設置

区内において大規模な地震が発生した場合、区は一刻も早く被害状況等の情報収集を行い、その情報に基づいて所要の体制を整備します。

業務継続に必要な職員数は、1時間以内に必要な職員数（夜間・休日等＝全庁で107人、平日・昼間等＝全庁で403人、内訳 本庁294人、総合支所63人、みなと保健所27人、児童相談所19人）で、3時間以内に必要な職員数（全庁で752人、内訳 本庁326人、総合支所292人、みなと保健所115人、児童相談所19人）となります。

（2）緊急時優先業務の選定

港区の全ての通常業務及び応急対策業務について類型化し、原則として1週間以内に優先して着手すべき業務を緊急時優先業務として選定します。

感染症対策を講じた区民避難所の開設及び運営など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により新たに対応が必要となった業務も踏まえ、港区業務継続計画（BCP）において、課ごとに緊急時優先業務の内容及び必要人数を示します。

- 2 港区業務継続計画（BCP）の改定（令和4（2022）年度）、災害対応マニュアルの整備
- 3 他自治体との間で、災害時における相互協力等に関わる協定を締結
- 4 中小企業向けに、「港区事業所向け防災マニュアル Never Too Late」を配布
- 5 情報システム部門（ICT 部門）の事業継続計画の策定（平成28（2016）年度）

【課題】

- 1 発災時の職員参集基準の検証
- 2 災害発生時の円滑な業務継続計画（BCP）の活動
- 3 地域防災計画修正による課題及び改善点の検証
- 4 内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」との整合
- 5 事業所における取組状況の把握及び検証

【対策の方向性・到達目標】

- 1 災害対策本部の職員の参集基準の見直し、情報連絡体制の強化
- 2 区の業務継続体制の充実

- 3 地域防災計画修正による課題及び改善点の反映
- 4 国の手引き等との統一性の確保
- 5 事業所の事業継続計画策定の支援
- 6 各業務システム等の適切な保護及び早期の復旧

第1節 BCP の役割

BCPとはBusiness Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものです。その内容は、事業のバックアップシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型です。

業務継続の取組は、以下の特徴をもっています。

- 第1 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること
- 第2 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと
- 第3 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危なくなるかを抽出して検討すること
- 第4 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること
- 第5 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向けて事前準備をすること
- 第6 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること

また、BCPの策定に当たっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実践することが重要です。

第2節 港区のBCP

第1 区の役割

区は、震災が発生した場合に、区が最優先に行う業務を事前に定め、最短の期間で事業の復旧及び平常区政への復帰を図ることを目的として、「港区業務継続計画（震災編）」を平成21(2009)年度に策定しました。

平成31(2019)年1月には、緊急時優先業務や必要な職員体制を見直すとともに、東京都が作成した「東京都業務継続計画」や「東京都災害時受援応援計画」と整合を図りながら、災害時の他の自治体や民間団体からの支援について、具体的な支援内容や応援要請の時期などを整理し、より実効性の高いものに改定しました。

その後、令和元年12月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、その防止対策が求められるようになったほか、令和3年4月に港区児童相談所が開設されるなど、震災が発生した際に実施すべき業務の内容及び組織体制に変化が生じてきたことや東京

都被害想定の見直しなどの環境の変化等を踏まえ、区の災害時の業務継続の実効性を確保するため、令和5年（2023）年3月に改定しました。

第2 事業計画

区は、区民の生命・財産・経済活動等を守ることは最大の責務で、震災時といえども、区の機能低下を最小限に止め、区道の復旧などの緊急時対応業務、法令上届出の受付や衛生業務など区民生活に必要不可欠な行政サービスを停止することなく継続します。限られた人員で行政サービスを継続するためにも、災害時にはデジタル技術を活用することが必要であることから、平時からデジタル技術を活用したサービスを積極的に活用していくとともに、情報システム部門（DX 部門）においては、各所管課のデジタル技術の利活用に係る支援についても行っていきます。

BCP は、港区地域防災計画及び港区災害対応マニュアルの修正と連動し、被害想定や被害規模の変化に応じた緊急時優先業務の見直しなど、現状の課題及び改善点を検証して、内容を随時、改定します。このほか、近年のテレワークや Web 会議等を踏まえた態勢など、区政を取り巻く状況の変化に応じて柔軟な対応を図っていきます。

第3節 事業者のBCPの策定支援

事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要があります。事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保されます。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながります。しかしながら、依然としてBCPの認知度は低い現状がありました。このため、区では、事業者における事業継続計画（BCP）の策定の必要性を示すとともに、平成24(2012)年に港区事業所向け防災マニュアル「Never Too Late」を策定し、穴埋め式のBCP（事業継続計画）テンプレートを用意しました。

さらに、令和2(2020)年3月には、BCP策定の進め方やポイントをわかりやすくまとめた「港区中小企業向けBCP（事業継続計画）作成マニュアル」を策定しました。引き続き、事業者へ周知するとともに、商工会議所などの関係機関と連携しながらBCP策定支援を推進します。

第4節 港区の受援体制

発災時には、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開します。区は、こうした初動時の対応や他自治体等からの支援の受入れなど、対策全般を統合的に運用できるよう、あらかじめ「(仮称)港区災害時受援応援計画」を策定し、受援体制等を構築し、区側の体制を整備します。

また、首都直下地震等で被災し、他自治体等から本区への応援職員の受け入れや物的支援、ボランティアの受入れ等の手順等について、災害対策マニュアルへの反映等を進めます。

第13章 放射能・放射線対策

区内及び都内には原子力施設が存在せず、また他県にある原子力施設に関して「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）」に区及び東京都の地域は含まれていません。

このことから、国内の原子力施設において放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、区及び東京都は区民等及び都民の避難等の対応を迫られるものではありません。

しかしながら、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km 離れている東京においても、浄水場の浄水（水道水）から放射性ヨウ素が測定されたり、比較的に空間線量が高い地点が確認されたり、風評被害等によって海外からの観光客が激減する等、様々な影響を受けました。

そのため、区では、子どもたちの安全・安心をより確かなものとし、保護者をはじめとする区民等の皆さんの不安を少しでも解消できるよう、保育園や幼稚園、小・中学校、公園・児童遊園などの放射線量測定及び砂場の砂の放射性物質検査、区立保育園、小・中学校等の給食に使用している食材の産地公表や調理済みの給食及び牛乳の放射性物質検査、区独自のモニタリングポストによる放射線量測定など、様々な放射能・放射線対策に取り組んできました。

【現況】

- 1 放射能・放射線に関する情報提供及び相談対応

【課題】

- 1 福島第一原子力発電所事故と同様の事態が発生した場合、速やかな放射線量測定等の対応

【対策の方向性・到達目標】

- 1 区民等の不安払拭のための幅広い情報提供

第1節 区内の放射線量のモニタリング

放射性物質の放出等による影響が区内で発生した場合は、区内の放射線量を適時測定します。

測定結果は、港区公式ホームページ等により区民等へ情報提供します。

（震災資料編 震2-13-1 港区放射性物質除染実施ガイドライン 参照）

第2節 区民等への情報提供

区内及び都内において、再び東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、区民等の皆さんの心理的動揺や混乱をできる限り低くするよう、区は、必要に応じて放射性物質及び放射線の特性に関することや原子力防災、緊急時に区民が取るべき行動に関する知識等についての普及啓発を行います。

第14章 津波対策

津波は、その発生の際に、迅速かつ適切な行動をとることにより、被害を軽減することができることから、日頃から、避難体制及び情報伝達体制の整備並びに区民に対する津波防災知識の普及啓発などの津波災害予防対策を講じる必要があります。

本章では、津波災害の予防対策について定めます。

【現況】

- 1 区が実施した津波・液状化シミュレーションに基づくハザードマップの作成及び同シミュレーションにおける浸水想定区域から 500m以内にある区有施設を津波避難ビルとして指定

【課題】

- 1 区が実施した津波・液状化シミュレーションでは、防潮堤が機能不全になるなど最悪の想定をした場合、芝地区や芝浦港南地区の一部で 1.5m程度の浸水予測
- 2 津波警報・注意報の迅速な収集、避難情報の区民等への伝達
- 3 津波等の災害の歴史など、過去からの教訓による防災学習
- 4 海岸保全施設における気候変動の影響による海面水位の上昇への対応

【対策の方向性・到達目標】

- 1 東京都と連携した水防資器材の確保や体制の整備
- 2 防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した区民等への津波情報伝達
- 3 防災学習の継続的な実施、災害リスクの周知
- 4 民間ビルを含めた津波避難ビルの指定の促進

第1節 海岸保全施設の予防計画

河川、海岸及び港湾施設などは津波による被害の軽減を図る施設となるため、国や東京都は、国等の整備基準や「東京港海岸保全施設整備計画」により、防潮堤の嵩上げなどの施設の強化・整備促進を図ることで地震・津波・高潮に対する安全性を確保することに加え、気候変動の影響に対応するために海岸保全施設整備を推進します。

第2節 津波災害の予防計画

津波は、その発生の際に、迅速かつ適切な行動をとることにより、被害を軽減することができることから、日頃から、避難体制及び情報伝達体制の整備並びに区民等に対する津波防災知識の普及啓発などの津波災害予防対策を講じる必要があります。

第1 計画の方針

1 基本方針

防災関係機関は、津波災害から区民等の生命・財産を守る海岸保全施設の整備・改修、避難体制の整備、津波警報・注意報、避難指示（緊急）等の情報伝達体制の確

立、津波避難訓練の実施及び津波に関する知識の普及啓発などハード・ソフト両面での対策を実施することにより、津波被害の軽減を図ります。

都下水道局では、再生センター・ポンプ所等において、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）を1系統で確保する耐震対策が令和元(2019)年度末に完了しています。現在は、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよなどを対象とするほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進しています。

- 2 区は、当該地域に高台等の安全な避難所等がない場合には、津波避難ビル指定の考え方に基づく指定要件を満たす施設を津波避難ビルとして指定します。

※ 津波避難ビルの指定要件

内閣府が平成17(2005)年6月に示した「津波避難ビル等に係るガイドライン」及び総務省が平成25(2013)年3月に示した「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」に示された考え方を基本とし、以下のすべての要件を満たす区有施設を津波避難ビルとして指定します。

(1) 位置的要件

区独自の津波シミュレーションの結果、港区にとって最悪となる被害想定を踏まえ、浸水予測区域内に所在する区有施設及び浸水予測区域から避難できる限界の最長距離の目安である500m以内にある区有施設であること。

また、浸水想定区域内に所在する区有施設が少ないことや、津波による区民の生命への危険の排除を最優先にしなければならないことから、区有施設を津波避難ビルとして指定する際には、区民避難所(地域防災拠点)や福祉避難所についても対象とすること。

(2) 構造的要件

①建築基準法の新耐震基準以降に建設され、建物の躯体構造が、RC造又はSRC造であること。S造については、「津波避難ビル等に係るガイドライン」中に、構造的要件として、記載は無いが、区が建物の躯体構造に安全性を確認したものについては、必要に応じて指定の対象とする。

②想定浸水深が最大1.5メートルであることから、3階建て以上のビルであること。

③3階以上に集会室など一定の避難スペースを確保できる施設であること。

3 要配慮者等に対する支援

- (1) 区は、津波に対する津波避難ビルなどの避難場所等を指定・整備する際には、高齢者・子ども・障害者等の移動方法等に配慮して行います。また、これらの人々に配慮し、分かりやすい津波注意報・警報、避難指示(緊急)等の伝達手段の確保に努めます。

- (2) 区は、当該地域に不案内な観光客等にあっても迅速な避難が行えるよう、分かりやすい海拔標示板の設置及び情報伝達手段の確保に努めます。

第2 区民等の役割

区民等は、日頃から津波に関する地域の危険性を認識し、津波避難ビルなどの避難場所及び避難経路等の把握に努めます。

第3節 資器材の整備

第1 区の役割

- 1 津波や地震による堤防等の決壊による被害を防止するため、施設管理者は、水防上必要な資器材の整備を行います。
- 2 管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努めます。
- 3 管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認します。
- 4 消防訓練所等において区消防団の教育訓練を充実します。
- 5 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、救助・救急体制を整備します。

第2 取組内容

東京都及び関係機関は、想定される施設被害状況等を踏まえ、必要となる資器材を適切な保管場所に備蓄するものとし、連携を図ります。

第4節 情報伝達体制の確立

第1 区の役割

- 1 平時から、津波災害における被害想定について、周知徹底します。
- 2 地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、区は、津波警報・注意報等の情報を迅速かつ的確に収集し、区民や事業者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築します。
- 3 2の体制の構築に当たっては、必要に応じて東京都や他の区及び港湾管理者等と協議の場を設けるなど、防災関係機関との連携を図ります。

第2 事業計画

防災関係機関は、区民等、学校、観光客、港湾関係者、車両、列車及び船舶等に津波警報・注意報、避難指示（緊急）等を迅速かつ確実に伝達するため、情報伝達手段の整備・点検及び夜間・休日を含めた情報伝達体制の整備を行います。

また、区は迅速かつ確実に情報伝達を行うために、海岸付近における情報伝達手段の整備を進めます。

1 津波浸水予測に基づく災害リスクの周知

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、津波ハザードマップや防災アプリ等を活用した災害リスクの周知を行います。

2 津波情報の伝達体制の充実・強化

区は、津波警報・注意報等の情報伝達について、区が整備しているあらゆる情報伝達手段を活用し、津波が到達するまでの時間で適切かつ正確な情報伝達を図ります。

第5節 避難体制の整備

第1 区の役割

- 1 津波警報・注意報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、速やかな避難行動・誘導を行うため、最新の津波浸水想定に基づき、津波避難計画を策定します。
- 2 浸水想定区域を対象に、引き続き、区有施設や民間施設の津波避難ビル指定を進めます。
- 3 津波対策について、迅速な対応ができるよう訓練や講習会を繰り返すことで区民等への理解を深めます。
- 4 津波警報・注意報等の情報伝達に対して伝達手段の多重化・多様化を図り、災害時に確実に伝達できる人員配置をする等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を行います。
- 5 区民等の安全な避難行動を担保するため、実践的な訓練を通して津波警報・注意報等の情報伝達網と津波浸水ハザードマップ等の理解を深めます。

第2 事業計画

- 1 迅速な避難情報の発令
区は、「避難情報の発令基準」に基づき、迅速に避難対象地域に対する避難指示（緊急）を発令します。
- 2 津波避難ビルの指定
区は、令和5（2023）年4月現在21の区有施設を津波避難ビルとして指定しています。
緊急的・一時的な避難のため、浸水想定区域内の区有施設については、引き続き、津波避難ビルとして指定します。
また、民間施設の管理者等に理解を求め、早期の津波避難ビルの指定に向け、取り組みを進めます。
- 3 講習会や訓練の実施
区は、これまで合計8回の津波に関する講習会を実施してきました。
区は、引き続き、津波に対する知識の取得や避難方法の確認を目的とし、講習会や訓練を実施します。

第6節 津波防災啓発

第1 区の役割

- 1 区民等に対する津波防災教育を実施します。
- 2 港区津波ハザードマップなどにより、津波への対応や、津波避難ビルの位置等を周知します。

第2 事業計画

津波においては個人の避難行動が重要となるため、区は、津波の危険性や津波警報・注意報、避難指示（緊急）等の伝達方法、海拔標示板の設置、避難行動等に関するパン

フレット、港区津波ハザードマップ、防災アプリ、広報誌、防災に関する研修会及び港区公式ホームページの活用等により、日頃から津波に対する知識の普及に努めます。

(震災資料編 震2-14-1 港区津波ハザードマップ 参照)

第7節 津波防災訓練の実施

第1 区の役割

各消防署・警察署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進します。

第2 事業計画

津波による被害を防止するため、迅速かつ確実な情報のもとで避難活動が行えるよう、区は、自主防災組織等や関係機関を含めた防災訓練を行うよう努めます。

第3部 震災応急対策計画

第3部 震災応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動態勢

防災関係機関は、港区の地域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、港区の地域並びに区民等の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関が一体的な効果を発揮しうるよう必要な活動態勢を確立します。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区	○災对本部の設置 ○参集・情報収集 ○災対防災危機管理室長が副本部長、各部長、東京都、警察、消防、その他防災関係機関の長へ設置の周知と報告 ○各部長が災对本部の設置を庁内職員へ周知 ○本部長による非常配備態勢の指令 ○各部長からの指令 ○本部連絡員（区職員）の配備（本部長室←連絡→災対各部） ○本部派遣員（防災関係機関職員）の派遣依頼（必要に応じて） ○第 1 回本部長室会議（以後適宜開催） ○報道機関への発表（以後適宜発表） ○都知事への応援要請 ○災害救助法の適用の検討 ○協定、他の自治体への相互協力依頼 ○自衛隊災害派遣依頼			
警察署	○現場警備本部設置 ○情報収集→ ○救出救護活動→ ○交通規制→ ○緊急交通路の確保→			

機関名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
都下水道局	○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備態勢の発令 ○対応職員の参集開始	○救援活動に対応した情報収集		
東京海上保安部	○救出・救護活動			
日本郵便株式会社	○東京支社への報告 ○グループ代表局への報告 （近隣局は、被災局が通報できないと思われる場合に支社に連絡） ○警察署、消防署に通報 （火災発生等併発の場合）	○避難者の誘導 ○非常災害対策本部等の設置 （被害状況の確認・出勤状況の確認・ 服務体制・要員の確保・ 外務員への帰社対応）	○火気の処理等出火防止に努める等の身の安全に万全を尽くす	○災害特別事務取扱の実施 ○応急措置（仮社屋の確保・緊急に必要な資産、物資等の購入または借入）

機関名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
東京電力パワーグリッド株式会社	○非常災害対策支部 設置 ○情報収集、災害情報把握	○応急復旧活動作業		
東京ガスグループ	[体制・情勢の基盤整備・確立] ○対策本部・支部等の設置 ○社員等の動員 ○活動基盤 ・安否確認 ・後方支援体制の確立 ・連絡手段の確保 ・移動手段の確保 初動措置[お客様対応] ○マイコンメーター対応 [安全のために止まったメーターの対応] ○特定需要家への対応	○協力会社等との連携 ○応援部隊受け入れ準備		○対応の本格化 ○供給契約需要家への対応 初動措置[対外広報] ○広報活動 ・漏洩の通報 ・マイコンメーター復帰等 ○緊急措置に関して ○復旧計画に関して

機 関 名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
東日本電信電話株式会社	○災害対策本部要員の非常召集→			
	・ 国からの警戒宣言発令			
	・ 災害対策本部設置（情報収集、対策）			
	・ エマーコールシステムによる連絡実施 ※震度 5 弱、5 強			
	・ 社員安否システムによる安否確認 ※震度 6 弱			
	・ 現地災害対策本部各要員が指定ビルに参集			
	・ 災害伝言ダイヤルの提供			
	○復旧順位による応急復旧措置			
	第 1 順位→			
	24 時間以内	国、東京都の総指揮を行う機関		
		人命救助、治安維持の指揮を行う機関		
		気象、水防、消防、治安維持を行う機関		
		人命救助、輸送、情報流通に必要なライフライン確保を行う機関		
	第 2、3 順位→			
	3 日以内	区民生活に必要なライフライン機関		
	を目標とする	ガス、水道供給に直接関わる機関 等		
	その他、一般ユーザー→			
	※10 日以内を目標とする			

機 関 名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
首都高速道路株式会社	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
	○現地対策本部の 設置・確立	○交通特別パトロール継続 ○高架下点検の継続		○本復旧工事の実施 と交通開放に向け た関係機関との連 携
	○各本部班の運営 状況等の確認	○PA 等施設被災状況の把握継続及び応 急措置		○重要設備の応急復 旧の実施
	○現地情報の収集 と報告	○応急復旧工事の開始 ○緊急交通路としての交通開放の実施		○重要設備の本復旧 計画の策定
	○関係機関との連 絡調整	○本線上の放置車両状況の確認及び移 動・排除		○計画停電への対応
	○交通特別パト ロールの開始	○障害物排除及び二次災害防止のための 応急措置		
	○高架下点検の開始	○緊急通行車両に対する対応		
	○PA 等施設被災 状況の把握開始			

第1節 港区の活動態勢

第1 責務

港区の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、区は、第1次的防災関係機関として法令、「東京都地域防災計画」及び「港区地域防災計画」の定めるところにより、他の区市町村、東京都及び防災関係機関並びに区内の公共的団体及び区民の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めます。

第2 活動態勢

- 1 区は、第1の責務を遂行するため必要があるときは、港区災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置します。
- 2 区は、港区災害対策本部を設置し、または廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に通報します。
- 3 区は、港区災害対策本部に関する組織を整備し、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定めます。
- 4 港区災害対策本部が設置される前または設置されない場合における災害応急対策の実施は、本部設置時に準じて通常の行政組織により処理します。
- 5 区の地域に「災害救助法」が適用されたときは、区長は都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助します。
- 6 区は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保します。
- 7 人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行います。

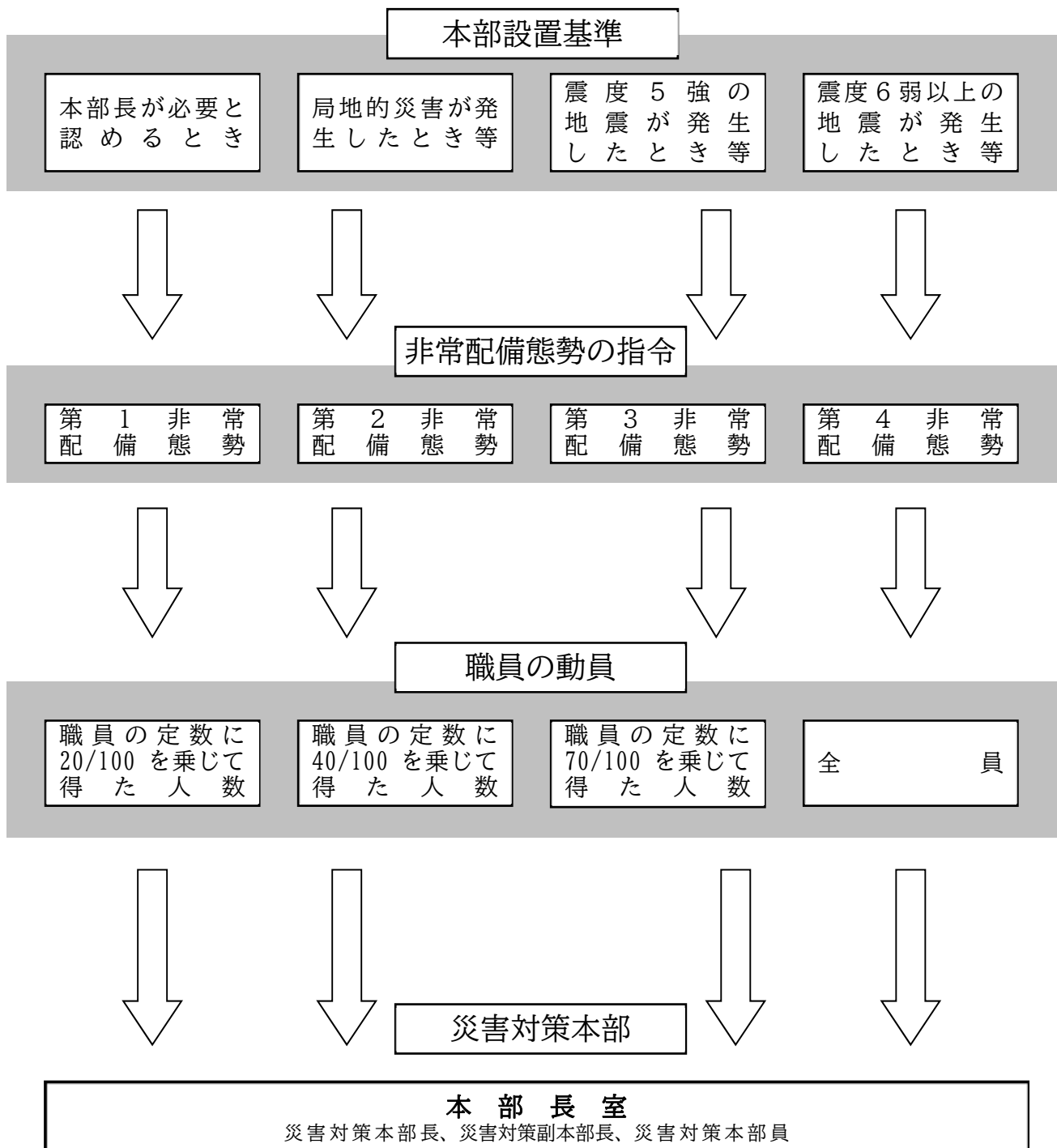
第2節 港区災害対策本部

第1 組織

本部の組織は、「港区災害対策本部条例」、「港区災害対策本部規則」及び「港区災害対策本部運営要綱」で定められています。

(震災資料編 震3-1-1 港区災害対策本部組織図 参照)

(震災資料編 震3-1-2 港区災害対策本部の編成及び事務分掌 参照)



災害対策本部態勢図（令和5年4月1日現在）

○本部長室会議
災害対策本部長
・区長
災害対策副本部長
・副区長
・副区長
・教育長
災害対策本部員
・（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）地区総合支所長
・文化芸術事業連携担当部長
・保健福祉支援部長
・みなと保健所長
・児童相談所長
・企画経営部長
・用地・施設活用担当部長
・防災危機管理室長
・総務部長
・会計管理者
・教育委員会事務局教育推進部長
・教育委員会事務局学校教育部長
・選挙管理委員会事務局局長
・監査事務局長
・区議会事務局長
・防災課長
上記のうち、「 」の本部員は、災害初動対応時の一定期間、本部長室会議には出席せず、それぞれの所属で災害対応に従事し、陣頭指揮に当たる。

○本部連絡員調整会議
会長
・防災課長
副会長
・企画課長
本部連絡員
・（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）地区総合支所協働推進課地区政策担当係長
・地域振興課長
・保健福祉課長
・保健予防課長
・児童相談課長
・子ども政策課長
・都市計画課長
・環境課長
・区長室長
・総務課長
・人事課長
・契約管財課長
・会計室長
・教育長室長
・学務課長
・区議会事務局次長

○本部派遣員
・芝消防署長、麻布消防署長、赤坂消防署長及び高輪消防署長が指名する各消防署の消防職員

災対防災危機管理室	災対防災課
災対芝地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
災対麻布地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
災対赤坂地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
災対高輪地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
災対芝浦港南地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
災対台場地区対策室	
災対産業・地域振興支援部	災対地域振興課 災対産業振興課 災対税務課
災対保健福祉支援部	災対保健福祉課 災対高齢者支援課 災対介護保険課 災対障害者福祉課 災対生活福祉調整課 災対国保年金課
災対みなと保健所	災対生活衛生課 災対保健予防課 災対健康推進課
災対子ども家庭支援部	災対子ども政策課 災対子ども若者支援課 災対保育課 災対子ども家庭支援センター
災対児童相談所	災対児童相談課
災対街づくり支援部	災対都市計画課 災対住宅課 災対建築課 災対土木管理課 災対開発指導課 災対土木課 災対地域交通課
災対環境リサイクル支援部	災対環境課 災対みなとリサイクル清掃事務所
災対企画経営部	災対企画課 災対区長室 災対財政課 災対施設課 災対情報政策課
災対総務部	災対総務課 災対人事課 災対契約管財課
災対会計室	
災対教育委員会事務局教育推進部	災対教育長室 災対生涯学習スポーツ振興課 災対図書文化財課
災対教育委員会事務局学校教育部	災対学務課 災対教育人事企画課 災対区立幼稚園、小・中学校
災対選挙管理委員会事務局	
災対監査事務局	
災対区議会事務局	

第2 災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の設置

- (1) 区長は、港区の地域において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、第3に規定する非常配備態勢の指令を発する必要があると認めたときは、本部を設置します。
- (2) 災害対策本部の部長の職にあてられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、災対防災危機管理室長に本部の設置を要請することができます。
- (3) 災対防災危機管理室長は、上記(2)の要請があった場合またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、本部員を招集して協議の上、本部の設置を区長に申請しなければなりません。
- (4) 各災害対策地区本部及び災対みなと保健所、災対児童相談所は、発災当初は現地で各災害対策地区本部長及び災対みなと保健所長、災対児童相談所長が指揮を執ります。

また、災対台場地区対策室には、災対芝浦港南地区本部から応援職員を派遣します。

なお、台場地区は災害時に交通機関が途絶することも想定されることから、複数の経路で職員を派遣します。

- (5) 災害対策本部は区役所本庁舎に設置することとしていますが、区役所本庁舎が被災等により使用できない場合、みなとパーク芝浦内の代替拠点に災害対策本部を設置します。
- (6) 本部長（区長）が特に必要と認めるときは、芝消防署長、麻布消防署長、赤坂消防署長及び高輪消防署長が指名する各消防署の消防職員が本部に派遣します。

2 災害対策本部の設置の連絡等

- (1) 災対防災危機管理室長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者にその旨を連絡します。

①副本部長及び部長

②防災関係機関の長のうち必要と認める者

- (2) 部長は上記(1)の通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底します。

3 災害対策本部の標示の掲出

災害対策本部が設置されたときは、区役所に「港区災害対策本部」の標示を掲出します。

4 災害対策本部の廃止

- (1) 災害対策本部長は、港区の地域について災害が発生するおそれがないと認めたときまたは災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止します。
- (2) 災害対策本部の廃止の通知等は、上記2に準じて処理します。

5 災害対策本部連絡員調整会議

災害対策本部長室会議の審議に付する事案の検討を行います。

第3 災害対策本部の非常配備態勢

1 非常配備態勢の指令

- (1) 災害対策本部長は、災害の発生時の状況に応じ、次の表に定めるところにより、非常配備態勢の指令を発するものとします。

種 別	指 令 時 期	態 勢
第1 非常配備態勢	1 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第2 非常配備態勢	1 局地的災害が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	第1 非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢
第3 非常配備態勢	1 港区内で震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	区の地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第4 非常配備態勢	1 第3 非常配備態勢では対処できないとき。 2 港区内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

- (2) 本部長は、災害その他の状況により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、または種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができます。

2 自動的な非常配備態勢の指令

- 1 に定める他、次に掲げる場合は、自動的に本部が設置され、動員指令が発せられたものとします。

(1) 震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき……第3 非常配備態勢

(2) 震度6弱以上の地震が発生したとき…第4 非常配備態勢

3 非常配備態勢に基づく措置

- (1) 部長は、あらかじめ部が各非常配備態勢に応じてとるべき措置の要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかねばなりません。

- (2) 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき所属職員に対し必要な指示をします。

第4 夜間、休日等勤務時間外の態勢

1 態勢

夜間、休日等勤務時間外に災害が発生した場合、初動時の港区災害対策本部の運営は、指定された次の職員をもって編成します。なお、この災害対策本部態勢が整うま

での間、災害に対処する態勢を特別非常配備態勢といいます。

- (1) 「港区職員の非常災害に対する勤務規程（昭和 55(1980)年 4 月 1 日施行）」に基づき、指定された職員（以下「警戒待機者」という。）
- (2) 災害対策用職務住宅入居職員、災害対策住宅居住職員及びそれ以外の区内居住職員
- (3) 災害発生時、区内で勤務している職員
- (4) その他の参集職員

警戒待機者は、本部長、副本部長及び本部員のいずれかの者が登庁するまで、本部長に代わって指揮をとります。また、特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整ったとき、災害対策本部組織に移行します。

2 動員指令

夜間、休日等勤務時間外に、震度 5 強の地震が発生した場合、自動的に第 3 非常配備態勢職員に、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、自動的に第 4 非常配備態勢職員に、動員指令が発せられたこととします。

第5 職員の動員及び服務

1 職員の動員

- (1) 部長は、あらかじめ部に各非常配備態勢において配置すべき職員を本部の職員として任命しておかなければなりません。
- (2) 部長は、上記（1）により任命した職員について非常配備態勢別動員表を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。
- (3) 各非常配備態勢における職員の動員数は、おおむね次のとおりです。
 - ①第 1 非常配備態勢 職員の定数に 20/100 を乗じて得た数
 - ②第 2 非常配備態勢 職員の定数に 40/100 を乗じて得た数
 - ③第 3 非常配備態勢 職員の定数に 70/100 を乗じて得た数
 - ④第 4 非常配備態勢 全職員
- (4) 部長は、あらかじめ職員の参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底しておきます。
- (5) 部長は、非常配備態勢の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じた次の措置をとります。
 - ①動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること
 - ②職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること
 - ③その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること

2 職員の服務

- (1) 全ての本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を守らなければなりません。
 - ①常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること

- ②不急の行事、会議、出張等中止すること
 - ③正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと
 - ④勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること
 - ⑤非常配備態勢の指令を受けたときは、動員表に従って参集すること
- (2) 全て本部の職員は、自らの言動によって区民に不安を与え、区民等の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう注意しなければなりません。

第6 指定管理者の役割

1 指定管理者の役割

- (1) 指定管理施設の安全確認や利用者の安全確保
 - (2) 区民避難所（地域防災拠点）に指定されている指定管理者は、災対地区本部の職員からの指揮命令系統のもと区民とともに、避難所運営の支援を行うことを基本とします。
 - (3) 福祉避難所に指定されている施設は、専門性が高い業務が多いことから災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課の職員からの指揮命令系統のもと、指定管理者が主に業務にあたることとします。
 - (4) 区立公園等の指定管理者については、敷地内に存在する防災施設（マンホールトイレやかまどベンチ等）の設置に協力することとします。
 - (5) 休日夜間等の開館時間以外に震災が発生した場合は、指定管理者は管理施設への参集義務を負うものとします。
- ### 2 災害時における指定管理者との協定締結
- 災害時の対応に係る協定を指定管理者ごとに締結し、役割を明確にします。

第7 教職員の役割

- 1 災害発生時の園児・児童・生徒の安全の確保
- 2 区民避難所（地域防災拠点）の運営に関する支援
- 3 平常時における避難訓練等への参加

第8 会計年度任用職員の役割

災害発生時、災害対応が必要とされる職場を指定するとともに、当該の会計年度任用職員を災害対策要員として位置付けます。

また、会計年度任用職員への指示・命令は、各所属長が責任を持って行います。

第3節 防災関係機関の活動態勢

第1 警察署の活動態勢

震災時は、第3部第7章第1節に定める警備態勢に基づき活動します。

第2 消防署の活動態勢

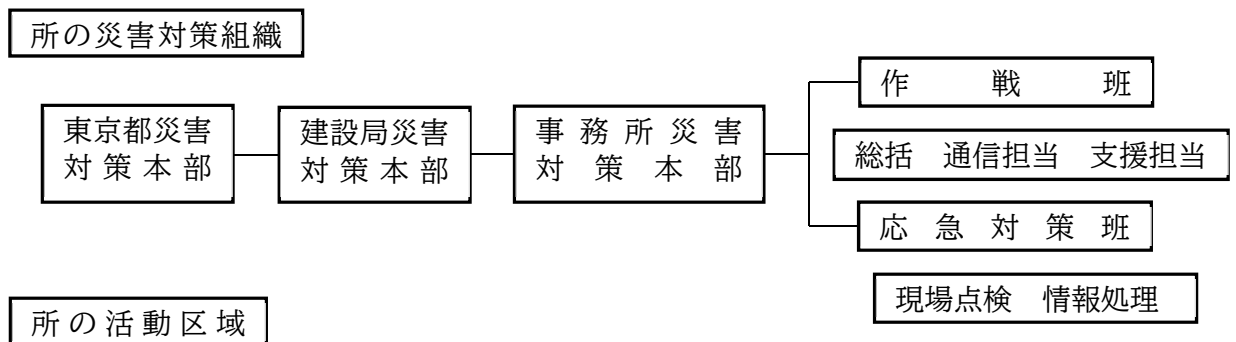
震災時は、第3部第6章第1節に定める態勢に基づき活動します。

分掌事務

- 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること
- 2 救急及び救助に関すること
- 3 危険物等の措置に関すること
- 4 津波、高潮の警戒、避難に関すること
- 5 区本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行うこと
- 6 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

第3 都建設局（第一建設事務所）の活動態勢

震災時は、震度、発生時間帯に応じ、非常配備態勢または特別非常配備態勢に基づき活動します。



所の活動区域

 港区、千代田区、中央区

所の業務分担は、震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-1-3 都建設局の業務分担表 参照）

第4 都港湾局の活動態勢

- 1 港湾局は、次の態勢により水防活動を行います。
- 2 東京港建設事務所の警戒態勢と施設の操作について（東京港海岸保全施設操作規程から抜粋）

第二章 警戒態勢等

第三条 所長は次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする。

- 一 気象庁が津波または高潮のいずれかの警報を発したとき
- 二 気象庁が波浪または高潮のいずれかの注意報を発したときで所長が必要と認めるとき
- 三 国土交通大臣または知事が水防警報を発したとき（洪水のみのときを除く）
- 四 東京都水防本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く）
- 五 水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く）
- 六 東海地震に係る注意情報が発表されたとき
- 七 前各号のほか、所長が特に必要と認めるとき

第三章 施設の操作等

第七条 所長は警戒態勢時（第三条第六号に掲げる場合を除く。以下同じ。）及び準警戒態勢時にあっては、別表に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

第5 都水道局の活動態勢

1 活動方針

都水道局中央支所は水道施設等の復旧活動を行う。また、港区災害対策本部長より要請を受け、必要があると認められた場合、港営業所は都水道局給水対策本部の指示に基づき応急給水活動を行います。

2 活動態勢

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-1-4 都水道局の活動態勢 参照）

第6 都下水道局の活動態勢

下水道局中部下水道事務所は、震災時における下水道施設の被害状況を把握するとともに、下水の流下に支障のないよう速やかに応急措置を講じ、排水機能を維持します。

1 地震発生時の活動態勢

発災時、職員は都災対本部長または局災対本部長の指令に基づき、地震の規模や被害状況、勤務時間内・外などの状況に応じて、あらかじめ指定された参集場所において、速やかに応急復旧活動を開始します。

（震災資料編 震3-1-5 都下水道局の活動態勢 参照）

第7 都交通局の活動態勢

発災時には、地震の規模や被害状況、勤務時間内・外などの状況に応じて、あらかじめ指定された参集場所において、速やかに応急復旧活動を開始します。

（震災資料編 震3-1-6 都交通局の活動態勢 参照）

第8 日本郵便株式会社の活動態勢

災害発生時の活動組織は、「日本郵便株式会社防災業務計画」の定めるところにより対策本部を設置する等、被災の状況に応じて必要な措置を講じます。

第9 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の活動態勢

1 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）の防災組織

（1）災害対策組織、動員に関する計画

ア 対策本部の関係者及び地震災害対策に関係する者は、予め定められた箇所に参集します。ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合は、全社員は自主的に勤務箇所または、各社員の所属する最寄りの駅、区所へ非常参集し、各長の指揮下に入り活動します。

イ 非常参集者の業務は、人命救助を最優先とした救助活動を行うとともに、各設備等の復旧作業を行うものとします。

(2) 災害対策本部の設置

災害の規模、状況に応じて東京支社、及び関係箇所に災害対策本部を設置します。

震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに対策本部を設置します。

(3) 現地対策本部の設置

被害の状況により、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、災害現場に現地対策本部を設置します。

2 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）の防災組織

新幹線において、輸送に大きな影響を及ぼす事故及び災害が発生または発生のおそれがある場合には、新幹線鉄道事業本部内に事故対策本部を、事故等の現場に復旧本部を設置し、事故等の復旧及び警戒にあたります。

第10 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）の活動態勢

1 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合の情勢に応じ、非常態勢の区分を震災資料編のとおりとします。

なお、被害の全体像が把握できた段階で態勢見直しを実施します。

（震災資料編 震3-1-7 東京電力パワーグリッド株式会社の活動態勢 参照）

2 指令及び情報連絡の伝達経路

別表により伝達します。

（震災資料編 震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図 参照）

第11 東京ガスグループ（東京ガス）の活動態勢

1 非常事態対策本部の設置

本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。

2 震災時の非常体制

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-1-9 東京ガスグループの活動態勢 参照）

第12 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の活動態勢

1 非常事態の区分

災害等が発生した場合、又は恐れがあると判断した場合（以下「非常事態」という。）は、震災資料編に定める態勢により対処する。

（震災資料編 震3-1-12 東日本電信電話株式会社の活動態勢 参照）

2 災害対策組織

(1) 非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

(2) 対策組織を震災資料編に定めるとおり区分する。

（震災資料編 震3-1-12 東日本電信電話株式会社の活動態勢 参照）

非常態勢の区分	非常事態の情勢
警戒態勢	・災害の発生が予想される場合
第1非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
第2非常態勢	・大規模な災害（国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害）が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
第3非常態勢	・中規模な災害（国に特定災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できる規模の災害）が発生した場合 ・東海地震注意報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ・北海道・三陸沖後発地震注意報（注1）が発表された場合

注1：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する注意情報

（震災資料編 震3－1－12 東日本電信電話株式会社の活動態勢 参照）

対策組織	機能
情報連絡室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支援本部	・非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	・東海地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	・非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施

第13 首都高速道路株式会社（首都高速道路）の活動態勢

警戒宣言等が発令された場合又は災害が発生した場合等にあつては、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容を選択し、速やかに役員及び社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な措置を講じるとともに、緊急点検等により収集・連絡された情報等に基づく判断により、国、関係都県及び関係防災諸機関等との密接な連絡調整を図りつつ、時機に応じた適切な対応措置及び情報受伝達等を実施するとともに、必要な応急対策等を迅速かつ的確に講じます。

（震災資料編 震3－1－10 首都高速道路株式会社 現地対策本部の組織及び所掌事務分掌 参照）

第14 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の活動態勢

災害時の活動組織は、「事故・災害等対策規程」に基づき定めます。

第15 東京モノレール株式会社（東京モノレール）の活動態勢

災害発生時の活動組織は、運転事故処理手続の定めるところによります。

第16 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）の活動態勢

災害発生時の活動組織は、「鉄道事故・災害対策規程」の定めるところによります。

第17 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）の活動態勢

災害が発生した場合は、事故復旧本部を設置し、災害が継続または拡大するおそれがある場合は、

あり輸送に著しい影響を及ぼすと認められる場合は、事故・災害対策本部を設置します。
第18 東京国道事務所の活動態勢
震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-1-11 東京国道事務所の活動態勢 参照)

第2章 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものです。

法の適用については、内閣総理大臣が定める基準に従い、都道府県知事が定めるところにより現物で行います。災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されています。

第1節 救助の実施機関

第1 区の役割（法第13条第2項）

- 1 区長は、「災害救助法（以下「法」という。）」の適用基準のいずれかに該当するか、または該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備します。
- 2 区長は、法の適用基準のいずれかに該当するか、または該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告します。

第2 実施内容（法第13条第1項）

実施権者は都知事です。区長は、都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施します。なお、災害の事態が急迫し、都知事による法に基づく救助の実施を待つことができないときは、区長は、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受けます。

区長は、法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告します。

第2節 港区における適用基準

区内で次の各号のいずれかに該当する災害が発生した場合は、「災害救助法」の適用となります。また、令和3(2021)年5月の災害救助法の改正により、災害が発生するおそれのある段階において、国の災害対策本部が設置された場合には、東京都が災害救助法を適用することが可能となっています。

第1 災害が発生した段階の適用

- 1 港区の区域内で100世帯以上の住家が滅失した場合
- 2 東京都の区域内で2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、港区の区域内で50世帯以上の住家が滅失した場合
- 3 東京都の区域内で12,000世帯以上が滅失したことまたは当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

4 多数の者が生命または身体に危害を受ける場合であって、次の基準のいずれかに該当する場合

(1) 災害が発生した地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合

(2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合

5 帰宅困難者の受け入れに伴い、自社従業員や顧客用に備蓄していた食料や飲料水を提供した事業者に対する補填をした場合

第2 災害が発生するおそれ段階の適用

1 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、東京都が当該本部の所管区域として告示されたときに、区の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合

2 多数の者が生命または身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、次の基準のいずれかに該当する場合

(1) 災害が発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合

(2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合

第3節 被災世帯の算定基準

第1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなします。

第2 住家の滅失等の認定

1 住家が滅失したもの（「全壊、全焼または流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

2 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの（「半壊または半焼」という。）

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家

の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とします。

3 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

4 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

1から3に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石砂竹木等が堆積し、一時的に居住できなくなったもの

第3 世帯及び住家の単位

1 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいいます。

2 住家とは、現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいいます。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱います。

第4節 救助の種類

第1 災害が発生するおそれのある段階

- 1 避難所の供与
- 2 避難行動が困難な要配慮者等の輸送

第2 災害が発生した場合

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（震災資料編 震3-18-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 参照）

第5節 救助の実施方法等

「災害救助法」に基づく「災害報告」には、災害発生の際の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があります。

情報の種類	時期	内容	情報提供の方法
発生情報	災害発生直後	①災害発生の日時及び場所 ②災害の原因及び被害の概況 ③被害状況調（様式1） ④法適用（見込）市町村名及び年月日 ⑤すでにとった救助措置及びとろうとする措置 ⑥その他必要事項	電話、ファックス、電子メール等
中間情報	当該災害にかかる法適用市町村の指定が完了した後	①救助の種類別、実施状況 ②災害救助費概算額調（様式2） ③救助費の予算措置の概況	電話、ファックスまたは文書・電子メール
決定情報	応急救助の完了後	中間情報の内容と同様	文書

第3章 公用負担

区長は、区の地域にかかる災害が発生し、または発生しようとしている場合に、応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは、下記の種類の公用負担を命じることができます。なお、除去した工作物等は保管、返還等をしなければなりません。

第1節 区長に権限のある公用負担の種類

第1 「災害対策基本法」による公用負担

1 物的公用負担（「災害対策基本法」第64条）

（1）公用負担の内容

- ①他人の土地、建物及びその他工作物の一時使用
- ②土石、竹木及びその他の物件の使用若しくは収用
- ③現場の災害を受けた工作物または物件で、応急措置に支障となるものの除去その他必要な措置

（2）公用負担の対象者

占有者、所有者その他上記①～③の工作物等に権原を有する者

2 人的物的公用負担（「災害対策基本法」第65条）

（1）公用負担の内容

応急措置全般にかかる従事命令

（2）公用負担の対象者

- ①区域内の住民
- ②現場にある者

第2 「水防法」による公用負担（「水防法」第28条）

1 物的公用負担

（1）公用負担の内容

- ①土地の一時使用
- ②土石、竹木及びその資材の使用若しくは収用
- ③車両、その他運搬具若しくは器具の使用
- ④工作物、その他障害物の処分

（2）公用負担の対象者

占有者、所有者

2 人的物的公用負担

（1）公用負担の内容

水防にかかる従事命令

（2）公用負担の対象者

- ①区域内の住民
- ②現場にある者

第2節 公用負担の権限の行使

第1 「災害対策基本法」による公用負担の場合

- 1 公用負担の権限は、区長若しくはその委任を受けて区長の職権を行う区職員等が行使します。
- 2 区長若しくは委任された区職員等が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警察官または海上保安官が、区長の権限を行使することができます。

第2 「水防法」による公用負担の場合

公用負担の権限は、区長（水防管理者）、または消防機関の長、若しくはその委任を受けて、これらの者の職権を行う区職員等が行使します。

第3節 公用負担命令票

「災害対策基本法」第64条及び「水防法」第28条の規定により公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準じるべき者に手渡します。

ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後において直ちに処理します。

公 用 負 担 命 令 票				
住 所				
氏 名				
第 号				
負 担 者				
物 件	数量	負担内容（使用、収容、処分等）	期間	摘 要
災害対策基本法第64条及び水防法第28条の規定により右物件を収用（使用または処分）する。				
年 月 日				
命令者身分 氏 名				

第4章 相互協力・派遣要請

災害が発生した場合、防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または業務に従って応急対策を実施しますが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期します。

特に被害が大規模な場合には、区内の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、東京都や被災していない他区市町村及び民間事業者等の協力を得る必要があります。

本章では、これら防災関係機関等の行う相互協力及び自衛隊災害派遣計画について必要な事項を定めます。

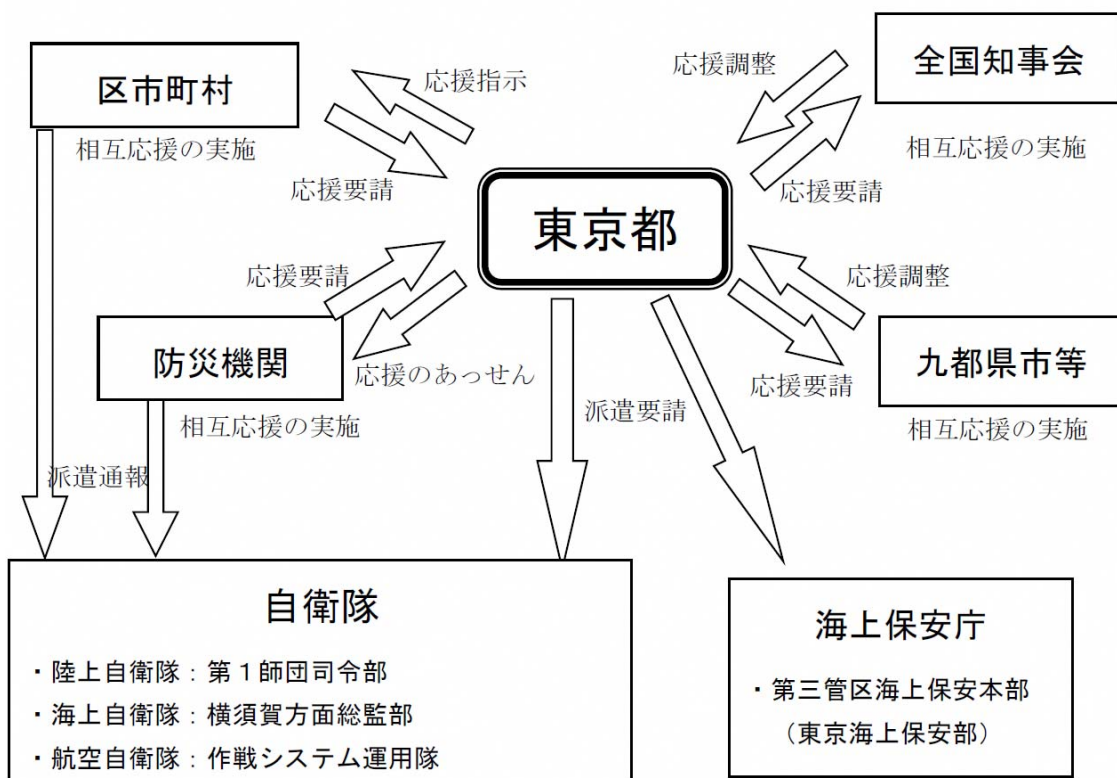


図3-4-1 応援協力・派遣要請のフロー

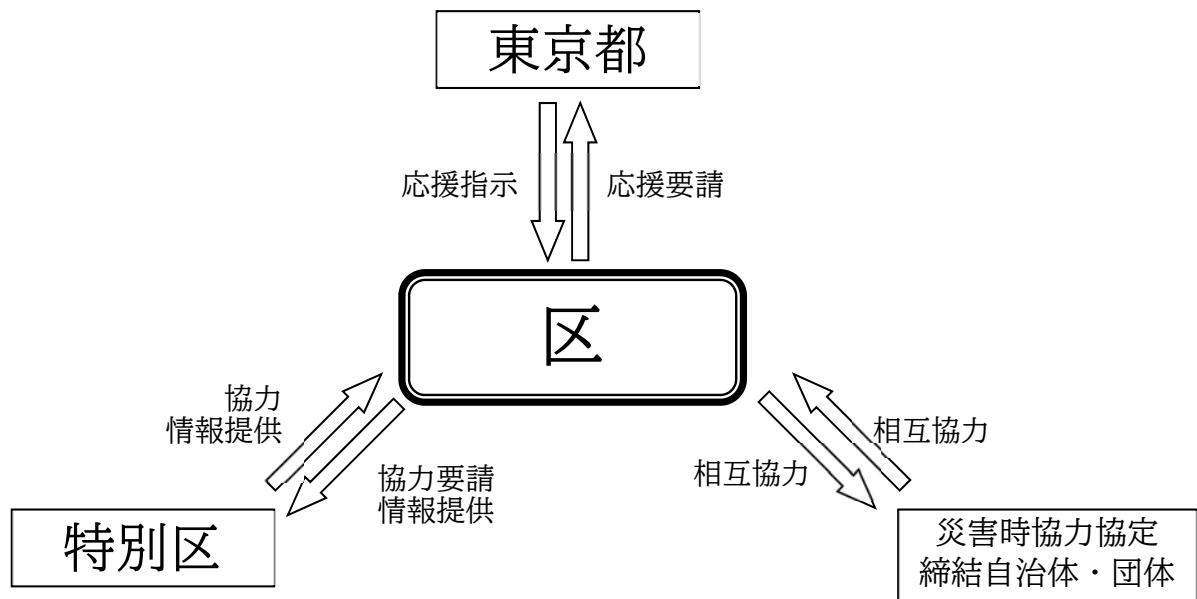


図3-4-2 区の応援協力・派遣要請のフロー

(震災資料編 震-参-10 防災関係機関との協定内容一覧表 参照)

第1節 港区内の防災関係機関との相互協力

- 第1 防災関係機関は、災害が発生し応急対策が必要な事態が生じた場合には、無線等により情報の収集、交換等連絡を密にし、必要に応じ連絡員を派遣します。また、他の機関から要請があった場合も、応急対策の実施に支障のない限りにおいて連絡員を派遣します。
- 第2 防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急対策に支障のない限り、協力するものとします。

第2節 東京都との相互協力

第1 活動計画

- 1 区は、東京都と無線等により連絡を密にし、協力して応急対策の円滑な実施を図ります。
- 2 区と東京都との間で、災害時の相互協力に係る協定「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書」を締結し、職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあつ旋、物資や資機材の提供及びあつ旋等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築しています。
- 3 区長が都知事（総務局総合防災部防災対策課）に応援または応援のあつ旋を求める場合は、次に掲げる事項についてまず口頭または無線、電話等をもって行い、後日文

書によって処理します。

(1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由）

(2) 応援を希望する機関名

(3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(4) 応援を必要とする場所、機関

(5) 応援を必要とする活動内容

(6) その他必要な事項

4 区は、東京都の災害応急対策に対し、積極的に協力します。

5 都知事から、他の区または指定行政機関等に協力を依頼されたときは、区の応急措置に支障のない限り協力します。

6 東京都への要請の種類及び申請事項

(1) 東京都に応急措置の実施または応援を求める場合

①「災害救助法」の適用

ア 災害発生日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概要

ウ 適用を要請する理由

エ 適用を必要とする期間

オ 適用を必要とする地域

カ 既にとった救助措置及びとろうとする措置

キ その他参考となるべき事項

②被災者の他地区への移送

ア 移送を要請する理由

イ 移送を必要とする被災者の数

ウ 希望する移送先

エ 収容を要する予定期間

オ その他必要事項

③都各部局への応援要請または応急措置の実施の要請

ア 災害の状況及び応援等を要する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援等を必要とする場所

オ 応援等を必要とする活動内容

カ その他必要事項

(2) 指定地方行政機関等の応援のあつ旋を都知事に求める場合

①自衛隊災害派遣要請のあつ旋を求める場合

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

- イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- ②他市町村、指定地方行政機関等または他府県の応援要請のあつ旋を求める場合
- ア 災害の状況及び応援を求める理由
 - イ 応援を希望する機関名
 - ウ 応援を必要とする期間
 - エ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - オ 応援等を必要とする場所
 - カ 応援等を必要とする活動内容
 - キ その他必要事項
- ③他市町村、指定地方行政機関等または他府県の職員の派遣のあつ旋を求める場合（「災害対策基本法」第30条）
- ア 派遣のあつ旋を求める理由
 - イ 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他必要事項
- 7 区長は、災害マネジメント³³を行うにあたり支援が必要な場合、東京都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請します。

第3節 他区市町村等との相互協力

- 第1 区長は、特別区外の市町村の応援が必要であると認めたときは、「災害対策基本法」第67条の規定に基づき要請します。
- 第2 区長は、「特別区相互における災害時協力協定」に基づき、特別区支援対策本部と連絡を密にし、支援が必要と認められるときは同本部に要請します。
- 第3 区は、他の自治体において大地震が発生し支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整え、「特別区相互における災害時協力協定」、福島県いわき市、岐阜県郡上市及び山形県舟形町との「災害時相互協力協定」、23市区との「義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定」等に基づき、支援活動を実施します。

³³ 災害マネジメント：応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル＜第4版＞（総務省）では、被災市区町村において一体的に確保される必要がある「災害マネジメント」機能として、「「災害のフェーズ」に応じた災害対応の在り方に関する知見」「災害対策の推進体制の整備や進捗把握などの管理マネジメント」「応援職員の緊急確保に関する総務省等との連絡・調整」などを想定しています。

第4 区は、市町村または指定行政機関から協力を依頼されたときは可能な限り応援します。

第5 区は、災害時には、災害対策本部や避難所などの運營業務や被災者への生活再建支援業務等に、多くの人員が必要になります。また、避難者の避難所生活が長期に渡る場合には、大量の食料や水などの物資等が必要になるなど、区のみでは対応が困難な場合が想定されることから、既に災害時協力協定を締結している自治体に加え、他の分野で交流を有する自治体との協定締結を進めます。

第6 経費の負担

他の区市町村等から派遣を受けた職員の身分、給与及び経費の負担については、「災害対策基本法」第32条、第92条、同施行令第17条、第18条及び第19条に定めるところによります。

(震災資料編 震3-4-1 派遣職員の経費負担一覧表 参照)

第7 被災自治体への支援

区長は、大規模な災害が発生した際に、被災した他の自治体へ支援が必要であると認められるときは、「港区大規模災害被災地の支援等に関する条例」に基づき、必要な支援を実施します。

第4節 自衛隊災害派遣

第1 要請の時期

災害が発生し、または発生するおそれがあり、人命または財産の保護のため、港区災害対策本部長が必要と認めたときは、都知事に対して自衛隊への災害派遣を要請します。

第2 要請等の方法及び連絡先

- 1 自衛隊の派遣要請は都知事からの要請が原則であり、港区災害対策本部が東京都に要請します。
- 2 通信等の途絶により東京都と連絡が不能な場合は、港区災害対策本部長が自衛隊に直接被害状況等を連絡します。
- 3 連絡先 担当部隊 陸上自衛隊第1師団第3部防衛班（練馬）
練馬区北町4-1-1 練馬駐屯地
電話 (3933) 1161（代）
内線（時間内） 2750（時間外） 2709

第3 自衛隊の自主派遣

- 1 防災関係機関に対して地震災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めたとき
- 2 上記第2の2の場合で、自衛隊が直ちに救援の措置をとる必要があると認めたとき
- 3 部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、または近傍で発生との通報等で人命救助の措置をとる必要があると認めたとき
- 4 その他、上記に順じ、特に緊急を要し、都知事等からの要請を待つ暇がないと認め

たとき

第4 派遣時に実施する救援活動

救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、都知事の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なりますが、通常次のとおりです。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等
- 3 行方不明者等の搜索救助
- 4 堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬等水防活動
- 5 消防車、防火用具による消防活動の協力
- 6 道路または水路等交通路上の障害物の排除
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水の支援
- 10 救援物資の無償貸付または譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第5 派遣部隊の受入れ態勢

- 1 作業計画及び資材等の準備
自衛隊災害派遣を要請した場合には、応援を求める作業について速やかに作業計画を樹立するとともに、必要な資器材の確保に努めます。
- 2 派遣部隊が到達した場合は、当該派遣部隊を誘導するとともに部隊の責任者と作業計画について協議調整のうえ必要な措置をとります。
- 3 派遣部隊の仮泊予定地は、区内の小・中学校を予定していますがこの場合、学校教育に支障のないよう留意します。
- 4 ヘリコプター離発着場の確保
災害時にヘリコプターの緊急離発着が可能な用地について、東京都が選定した候補地5か所を確保します。

(震災資料編 震3-4-2 災害地臨時離着陸場候補地一覧表 参照)

第5節 民間協力団体の協力

第1 計画方針

区及び防災関係機関は、区内または所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間団体及び民間事業者に対し、震災時に積極的に協力が得られるよう協力体制の確立に努めます。

第2 公共的団体等の協力計画

- 1 公共的団体の種別

(1) 公共的団体とは、赤十字奉仕団、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会等をいいます。

(2) 防災組織とは、区民の自発的な防災住民組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいいます。

2 公共的団体との協力体制の確立

区は、各部において区内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢の整備を進めます。

3 事業所の防災組織との協力体制の確立

区は、防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図ります。また、防災組織の災害時における活動を能率的に処理できるよう、協力業務、協力体制について周知徹底を図ります。

4 これら団体の協力業務概要及び協力方法は次のとおりです。

(1) 協力業務

- ①異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区その他防災関係機関に連絡すること
- ②災害に関する予・警報その他情報を区民に伝達すること
- ③震災時における広報広聴活動に協力すること
- ④震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること
- ⑤避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
- ⑥震災時における人命検索活動に関し協力すること（災害救助犬による検索も含む）
- ⑦被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- ⑧被害状況の調査に協力すること
- ⑨被災区域内の秩序維持に協力すること
- ⑩罹災証明書交付事務に協力すること
- ⑪その他の災害応急対策業務に協力すること

(2) 協力方法

発災直後の初期活動は、それぞれの組織において定めている活動態勢に基づき、自主的に各種の必要な応急対策活動に着手し、事後、区及び防災関係機関の活動態勢が確立するに従って逐次、応急対策活動を区及び防災関係機関に移行していきます。

(3) 公共的団体、民間協力団体及び民間事業者との協定

区は災害が発生した場合、医療救護活動、食料・飲料水の提供、燃料の供給等に加え、物資の区内輸送拠点での荷捌きなどの労務について、区の応急対策活動を補強・補完するため、物資及び労務の提供を優先的に受け対応できるよう協力体制の確立を図っています。

第6節 ボランティアとの連携

第1 区の役割

- 1 港区社会福祉協議会等との協働による港区災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。
- 2 ボランティア活動支援に当たっては、港区災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援します。

なお、区が東京都から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と区の実施する救助の調整事務について、港区災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象として対応します。

第2 活動計画

1 ボランティアセンターの設置

災害時には、区の要請に基づき、港区社会福祉協議会が港区災害ボランティアセンターを設置しボランティアの受け入れ、派遣等を行います。区は、国の支援制度も活用しながら「港区災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、活動拠点を確保するとともに、必要な資器材の調達支援や情報提供、港区災害対策本部との連絡調整を行うなど、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援を行います。

2 活動拠点

災害の状況に応じて、ボランティアの受け入れに関する活動拠点を設置します。

3 支援体制

- (1) 東京都と東京ボランティア・市民活動センターが協働で設置し、東京ボランティア・市民活動センターと市民活動団体等が運営する東京都災害ボランティアセンターでは、区市町村等と連携して、ボランティアが円滑な活動が出来るよう支援します。また、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材のストックヤードが不足した場合の施設の確保など、災害ボランティアが活動する上での必要な条件整備に努めます。東京都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアコーディネーターの派遣、区市町村災害ボランティアセンターの立上げ・運営支援、資器材やボランティア等の需要調整を通じて、災害ボランティアを広域的立場から支援します。
- (2) 大災害時での特別区相互間の協力による応急対策及び復旧対策の円滑化を図るため、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」が締結され、ボランティアの受け入れ支援に関する事項について、協力及び支援体制を整備しています。

表3-4-1 災害時協定一覧

(令和6年2月1日現在)

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
1	災害時における麺類・米飯等提供に関する協定	昭和55(1980)年5月27日	東京都麺類協同組合	麺類・米飯等の供給	防災課
2	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	昭和56(1981)年4月15日	東京都石油商業組合港新宿渋谷支部	ガソリン、軽油、灯油等の供給	防災課
3	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	昭和59(1984)年9月28日	(社)東京都トラック協会港支部	貨物自動車の優先供給	防災課
4	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8(1996)年5月15日	港区建設業防災協議会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
5	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8(1996)年5月15日	港区管工会	大規模井戸等の修繕、区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
6	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8(1996)年5月15日	港区造園協会の会	街路樹等の応急復旧、公園及び児童遊園等の応急復旧	防災課
7	災害時における消毒車の提供及び消毒作業の実施に関する協定	平成8(1996)年7月18日	(社)東京都ペストコントロール協会	消毒車の提供及び消毒作業の実施	生活衛生課
8	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8(1996)年7月29日	港区電設防災協会の会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
9	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9(1997)年2月19日 平成26(2014)年1月10日	(社)港区医師会	医療救護班による医療救護活動	保健予防課
10	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9(1997)年2月19日 平成26(2014)年1月10日	公益社団法人港区芝歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課
11	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9(1997)年2月19日 平成26(2014)年1月10日	公益社団法人港区麻布赤坂歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課
12	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9(1997)年2月19日 平成26(2014)年1月10日	一般社団法人東京都薬剤師会港支部	薬剤師班による医療救護活動	保健予防課
13	災害時における応急対策業務に関する協定	平成10(1998)年3月11日	港区産業団体連合会	人員及び資機材等の提供	防災課

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
14	災害救助犬の出動に関する協定	平成10(1998)年4月9日	日本災害救助犬協会	災害救助犬による人命検索活動	防災課
15	災害時における港区、郵便局の協力に関する覚書	平成10(1998)年4月9日	芝郵便局、麻布郵便局 赤坂郵便局、高輪郵便局	緊急連絡用車両の提供、避難場所・物資集積場所の提供、被災区民の避難先及び被災状況の情報提供	防災課
16	震災時における消火用水の使用の覚書	平成10(1998)年12月14日	永楽実業(株)	消火用水の提供(100t)	防災課
17	災害時における応急協力に関する覚書	平成11(1999)年1月12日	ホテルケ東京 高輪グランドプリンスホテル高輪 東京プリンスホテル 高輪東武ホテル第一ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
18	災害時におけるボランティア活動等に関する協定	平成11(1999)年1月21日	社会福祉法人 港区社会福祉協議会	災害時におけるボランティアの受け入れ及び派遣等の体制整備	保健福祉課
19	災害時における応急協力に関する覚書	平成11(1999)年7月26日	メルパルク TOKYO	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
20	災害時における応急協力に関する覚書	平成12(2000)年7月1日	ホテルJALシティ田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
21	災害時特別法律相談事業に関する協定書	平成13(2001)年4月25日	港法曹会	災害時特別法律相談に係る弁護士の派遣	総務課
22	災害時における医薬品等の提供についての協定書	平成13(2001)年6月15日	(社)東京都薬剤師会 港区支部 港区社会福祉協議会	災害時に提供する医薬品の確保	保健予防課
23	災害時における災害応急・復旧活動及び通訳ボランティアの派遣等に関する協定	平成14(2002)年8月2日	港区国際交流協会	災害時における通訳ボランティアの派遣等	地域振興課
24	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定	平成15(2003)年12月1日	東京都米穀小売商業組合港支部	応急用精米の優先供給	防災課
25	災害時における食糧・資機材の提供に関する協定書	平成16(2004)年5月31日	ワールドシティ タワーズ管理組合	備蓄食糧・資機材の提供 (備蓄場所:港南4丁目ワールドシティタワーズ)	防災課
26	災害時における資機材の提供に関する協定書	平成16(2004)年6月24日	品川タワーフェイス	備蓄資機材の提供 (備蓄場所:港南2丁目品川タワーフェイス)	防災課

震災編

第3部 震災応急対策計画

第4章 相互協力・派遣要請

第3部

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
27	災害時における応急協力に関する覚書	平成 17(2005)年 10 月 20 日	ザ・プリンスパークタワー東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
28	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 18(2006)年 8 月 28 日	港土木防災協力会	落下物、倒壊建物等の除去、道路等の応急補修	防災課
29	災害時等における船舶による輸送に関する協定書	平成 18(2006)年 11 月 1 日	(株)ミナモ	被災者及び救援物資等の輸送、被災状況把握の人員輸送、防災訓練の人員及び物資輸送	防災課
30	災害時における愛宕ビル防犯協力会と愛宕警察署及び芝消防署並びに港区との協力に関する協定書	平成 18(2006)年 11 月 22 日	愛宕ビル防犯協力会 愛宕警察署、芝消防署	災害時のボランティア活動に関する連携協力	防災課
31	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成 20(2008)年 3 月 3 日	ホテルモントレ赤坂	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
32	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成 20(2008)年 3 月 5 日	アルビオン白金教育センター	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
33	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成 20(2008)年 3 月 31 日	ホテルサンルート新橋	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
34	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成 20(2008)年 3 月 31 日	ホテルコンソレイユ芝・東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
35	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成 20(2008)年 4 月 1 日	芝漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課
36	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成 20(2008)年 4 月 1 日	港漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課
37	災害時におけるし尿収集運搬等に関する協定書	平成 20(2008)年 4 月 1 日	(株)東海運輸、(株)ジョートー 日建総業(株)、第一整備工業(株)	避難場所等のし尿収集及び指定場所への運搬・搬入	防災課
38	災害時におけるトイレ用水運搬等に関する協定書	平成 20(2008)年 4 月 1 日	(株)東海運輸、日本ロード・メンテナンス(株) (株)ケイミックス、東京サニティン(株) スパル興業(株)、日本ハイウェイ・サービス(株)	トイレ用水の給水、汲み上げ及び避難所等へのトイレ用水運搬	防災課

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
39	災害時における応急協力に関する覚書	平成 20(2008)年 9 月 19 日	ホテルグレイスリー田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
40	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	平成 20(2008)年 11 月 19 日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部	応急救援物資等の輸送	防災課
41	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成 20(2008)年 11 月 28 日	シェラトン都ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
42	災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定	平成 20(2008)年 12 月 25 日	(社)東京都自動車整備振興会中央支部	車両等障害物除去、道路啓開	防災課
43	災害時における応急協力に関する覚書	平成 21(2009)年 3 月 4 日	(学) 芝浦工業大学	災害時要配慮者用の避難所確保	防災課
44	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成 21(2009)年 3 月 10 日	三田会館	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
45	災害時における備蓄倉庫の使用に関する覚書	平成 22(2010)年 5 月 31 日	芝公園フロントタワー	備蓄物資の提供	防災課
46	災害時における浮桟橋の使用及び貨物自動車の供給に関する協定	平成 22(2010)年 7 月 30 日	芝浦商店会 芝浦海岸町会・商店会連絡協議会	渚橋浮桟橋の使用及び貨物自動車の供給	産業振興課
47	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成 22(2010)年 11 月 19 日	六本木一丁目南地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課
48	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成 22(2010)年 12 月 9 日	六本木三丁目地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課
49	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	平成 8 (1996)年 1 月 12 日	アークヒルズ	飲料水、生活用水、消火用水の確保	防災課

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
50	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書 災害用水槽に関する協定書	平成8(1996)年1月12日 平成9(1997)年11月12日 平成11(1999)年12月1日 平成13(2001)年4月11日 平成13(2001)年4月11日 平成14(2002)年11月18日 平成15(2003)年2月14日 平成15(2003)年5月23日 平成16(2004)年4月1日 平成16(2004)年4月1日 平成17(2005)年2月1日 平成17(2005)年6月6日 平成18(2006)年8月1日 平成18(2006)年4月7日	城山ヒルズ 虎ノ門37森ビル 虎ノ門2丁目タワー 赤坂溜池タワー アークフォレストテラス 愛宕グリーンヒルズ敷地内 元麻布ヒルズ敷地内 長谷工本社ビル 六本木ヒルズ森タワー 六本木ヒルズレジデンス オランダヒルズ森タワー 東京汐留ビルディング 東京ミッドタウン 東京ミッドタウン	飲料水、生活用水、消火用水の確保 生活用水・消火用水の提供	防災課
51	避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書	平成24(2012)年1月20日	東京都理容生活衛生同業組合みなど支部	避難所における理容サービスの提供	防災課
52	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成24(2012)年6月1日	㈱ 伊藤園	飲料水の提供	防災課
53	災害時における応急協力に関する覚書	平成24(2012)年7月1日	(福) 洛和福祉会 (福) 新生寿会	マンホールトイレの設置及び運営	防災課

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
54	災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定書	平成 24(2012)年 7 月 25 日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 [協定締結時]	帰宅困難者への一時滞在施設及び物資の提供 帰宅困難者の誘導等に係る人員等の提供	防災課
55	災害時における井戸の使用に関する協定	平成 24(2012)年 7 月 25 日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 [協定締結時]	生活用水、消火用水の確保	防災課
56	災害時等における一時係船施設等の提供に関する協定書	平成 24(2012)年 8 月 28 日	ワールドシティタワーズ管理組合	一時係船施設の使用	防災課
57	災害時における動物救護活動に関する協定書	平成 24(2012)年 9 月 14 日	(社)東京都獣医師会中央支部	救護所等における負傷動物の応急手当、被災動物の保護・管理等	生活衛生課
58	大震災時における飲料水使用協定書		区内事業所	建物受水槽の水の提供	防災課
59	災害発生時における帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定		区内事業所	帰宅困難者対策への協力	防災課
60	災害時における港区と区内警察署及び区内消防署との協力連携に関する協定	平成 19(2007)年 2 月 9 日	港区内所轄 6 警察署 港区内所轄 4 消防署	災害時における協力連携	防災課
61	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	平成 18(2006)年 4 月 1 日	関係 25 自治体	応急対策活動（人員、物資、見舞金等）	防災課
62	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	平成 8 (1996)年 2 月 16 日	東京 23 特別区	応急対策及び復旧対策等に関する相互協力及び相互支援	防災課
63	マンホールトイレ用仮設トイレの設置に関する覚書	平成 18(2006)年 3 月 31 日	都下水道局 （中部管理事務所）	下水道マンホールへの仮設トイレの設置	防災課
64	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成 19(2007)年 3 月 30 日	都下水道局 （中部管理事務所）	下水道施設への避難所等のし尿への搬入及び受入れ	防災課
65	都営住宅と港区施設との合築建物の耐震診断及び耐震改修に関する基本協定	平成 20(2008)年 11 月 13 日	都都市整備局 （都営住宅経営部住宅整備課）	耐震診断及び耐震改修に関する費用負担等	防災課
66	災害時における応急対策用バスの運行の協力に関する協定	平成 25 (2013) 年 4 月 1 日	ケイエム観光バス（現kmモビリティサービス）	応急対策活動のための必要な車両の運行 地域交通課	地域交通課
67	港区と福島県いわき市との災害時相互協力協定	平成 25(2013)年 4 月 23 日	福島県いわき市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
68	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成 25(2013)年 5月 1 日	サントリービバレッジサービス(株)	容器入り飲料の提供及び運搬	防災課
69	港区と岐阜県郡上市との災害時相互協力協定	平成 26(2014)年 2月 6 日	岐阜県郡上市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課
70	災害時における一時係船施設の提供に関する協定	平成 26(2014)年 3月 11 日	都港湾局	災害時における一時係船施設の提供	防災課
71	災害時医薬品等の調達業務に関する協定	平成 26(2014)年 4月 25 日	(一社) 港区薬剤師会、東邦薬品港・中央営業所、(株)スズケン中央支店、アルフレッサ(株)港支店、(株)メディセオ港支店	災害時における医薬品等の調達協力	保健 予防課
72	災害時における母子救護所の提供に関する協定	平成 26(2014)年 4月 25 日	(福) 恩賜財団母子愛育会	災害時における母子救護所の提供	保 健 予 防課
73	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 27(2015)年 11月 18 日	東京土建一般労働組合 港支部 全建総連 東京都連 港地区協議会	災害時における応急危険度判定、住家被害認定調査の協力	防災課
74	災害時におけるバス供給協力に関する協定	平成 27(2015)年 12月 25 日	(株)フジエクスプレス	災害時における傷病者、人員の搬送	保 健 予 防課
75	自動販売機を活用した災害時の情報発信力強化に関する協定	平成 28(2016)年 1月 1 日	コカ・コーライーストジャパン(株)	災害時における情報発信力強化のためのサイネージ付き自動販売機の提供	区長室
76	大規模災害時等における電力復旧等に関する覚書	平成 28(2016)年 3月 15 日 (令和 2(2020)年 9月 10 日 変更覚書締結)	東京電力パワーグリッド(株)銀座支社	災害時における停電情報の提供及び二次災害に関する注意喚起の協力	防災課
77	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	平成 28(2016)年 3月 31 日 (平成 31(2019)年 3月 4 日 変更協定締結)	国家公務員共済組合連合会(虎ノ門病院)	生活用水の確保	防災課
78	災害時における応急救護活動に関する協定	平成 28(2016)年 7月 27 日	東京都柔道整復師会港支部	災害時における柔道整復師会の応急救護活動の協力	保 健 予 防課
79	震災時におけるり災証明書発行に関する協定	平成 29(2017)年 3月 28 日	東京消防庁区内四消防署	り災証明書発行における人員派遣等	防災課
80	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 29(2017)年 12月 25 日	港美化防災協議会	災害時の応急対策業務の協力	防災課

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
81	災害時における区民等の公衆浴場の使用等に関する協定	平成 30(2018)年 2 月 7 日	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合港支部	井戸、貯水槽による給水、被災者への入浴支援	防災課
82	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 30(2018)年 3 月 20 日	株式会社ゼンリン東京第一支社	災害時における地図製品等の供給	防災課
83	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	平成 30(2018)年 5 月 11 日	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会	り災証明書発行に係る住家被害認定調査等の協力	防災課
84	災害時における物資の優先的供給に関する協定	平成 31(2019)年 2 月 21 日	セツカートン株式会社	災害時における段ボール製品の優先的な供給	防災課
85	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	平成 31(2019)年 3 月 15 日	一般社団法人品川港助産師会	災害時における妊産婦及び乳児の支援活動	保健予防課
86	災害時等における船舶による輸送に関する協定書	平成 31(2019)年 3 月 22 日	東京ウォータータクシー株式会社	船舶による輸送等の業務	防災課
87	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	令和元(2019)年 6 月 25 日	森トラスト株式会社（神谷町トラストタワー）	生活用水の確保	防災課
88	災害時における物資の優先的供給に関する協定	令和元(2019)年 9 月 1 日	旭紙業株式会社	災害時における段ボール製品の優先的な供給	防災課
89	災害時の緊急医療救護所に関する協定	令和元(2019)年 11 月 1 日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会東京都済生会中央病院	緊急医療救護所の開設及び運営への協力と災害用の医薬品・医療資器材の保管等への協力	保健予防課
90	災害時の緊急医療救護所に関する協定 「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	令和元(2019)年 11 月 1 日 令和元(2019)年 11 月 18 日	東京慈恵会医科大学附属病院 北里大学北里研究所病院 国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 国際医療福祉大学三田病院 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院	緊急医療救護所の開設及び運営への協力と災害用の医薬品・医療資器材の保管等への協力 生活用水の確保	保健予防課 防災課

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
			社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター愛育病院 医療法人社団友仁会 赤坂見附前田病院 医療法人財団順和会 山王病院 公益財団法人心臓血管研究所 付属病院 東京大学医科学研究所 附属病院 医療法人財団厚生会 古川橋病院 虎ノ門一丁目市街地再開発組合（虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー）		
91	災害時における電動車両等の支援に関する協定	令和2(2020)年1月21日	三菱自動車工業株式会社、港三菱自動車販売株式会社	電動車両等の貸与の迅速かつ円滑な実施	防災課
92	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	令和2(2020)年5月15日	森ビル株式会社（虎ノ門ヒルズレジデンシャルタワー）	生活用水の確保	防災課
93	災害に係る情報発信等に関する協定	令和2(2020)年6月11日	ヤフー株式会社	災害時におけるインターネットを活用した情報発信への協力	防災課
94	津波発生時における避難者の受入れ等に関する協力協定	令和2(2020)年8月31日	東京ポートシティ竹芝オフィスタワー管理組合 管理者東急不動産株式会社	津波発生時における避難者の受入れ等の協力に関し、所有する施設の一部を津波発生時の緊急避難施設として区民、来街者等の区内に滞在している者へ提供する	防災課
95	災害時における給電車両支援に関する協定書	令和2(2020)年9月1日	トヨタモビリティサービス株式会社	災害時における給電車両の支援	防災課

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
96	災害時における物資の優先的供給に関する協定	令和2(2020)年9月10日	興亜紙業株式会社	避難所の生活に必要な物資の優先的な供給	防災課
97	災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定書	令和2(2020)年10月8日	丸新運輸株式会社	応急対策業務に必要な貨物自動車による物資輸送の協力	防災課
98	災害時における給電車両支援に関する協定書	令和2(2020)年11月16日	トヨタモビリティ東京株式会社	災害時における給電車両の貸与	防災課
99	災害時における地域内輸送拠点の運営及び物資輸送の協力に関する協定書	令和2(2020)年12月21日	ヤマト運輸株式会社東京港主管支店	災害時における地域内輸送拠点の運営及び物資輸送の協力	防災課
100	災害時における地域内輸送拠点等の運営及び物資輸送の協力に関する協定書	令和2(2020)年12月21日	佐川急便株式会社関東支店	災害時における地域内輸送拠点の運営及び物資輸送の協力	防災課
101	災害時等における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	令和3(2021)年1月8日	東京都葬祭業協同組合、東京都葬祭業協同組合港支部	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力	防災課
102	災害時における施設等の利用に関する協定	令和3(2021)年1月18日	都立六本木高等学校	災害時における施設等の利用	防災課
103	災害時における施設等の利用に関する協定	令和3(2021)年3月12日	株式会社近鉄・都ホテルズシェラトン都ホテル東京	災害時における施設等の利用	防災課
104	災害時における物資等の提供協力に関する協定	令和3(2021)年3月22日	大塚製薬株式会社	災害時における物資等の提供協力	防災課
105	災害時における浮桟橋の使用に関する協定	令和3(2021)年5月19日	三井不動産レジデンシャルリース株式会社	災害時における桟橋の使用	防災課
106	災害及び防災に関する情報の放送等に関する協定	令和3(2021)年7月1日	株式会社ジェイコム東京	災害時等における災害及び防災に関する情報の放送	防災課
107	災害時におけるキャンピングカーの貸与に関する協定書	令和3(2021)年8月30日	株式会社エアサポ	災害時におけるキャンピングカーの支援	防災課
108	災害時における浮桟橋等の使用に関する協定	令和3(2021)年10月14日	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	災害時における桟橋の使用	防災課
109	災害時における浮桟橋等の使用に関する協定	令和3(2021)年10月14日	東日本旅客鉄道株式会社 株式会社ジェイアール東日本ビルディング	災害時における桟橋の使用	防災課

震災編

第3部 震災応急対策計画

第4章 相互協力・派遣要請

第3部

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
110	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	令和3(2021)年12月27日	東京都 都内23特別区 都内26市 都内13町村	災害時における相互協力	防災課
111	災害時における物資供給に関する協定	令和4(2022)年1月26日	NPO 法人コメリ 災害対策センター	災害時における物資等の提供協力	防災課
112	災害時における物資の貸与等に関する協定	令和4(2022)年3月18日	株式会社アクテ ィオ	災害時における物資等の提供協力	防災課
113	災害時における物資の提供協力に関する協定	令和4(2022)年5月20日	シバタ工業株式 会社	災害時における物資の提供協力	防災課
114	災害時における施設等の使用に関する協定	令和4(2022)年8月26日	警視庁赤坂警察 署、宗教法人梅 窓	災害時における施設等の使用	防災課
115	災害時における自転車シェアリングサービスの利用等に関する協定書	令和4(2022)年10月26日	株式会 社ドコ モ・バイクシェ ア	災害時における物資の貸与	防災課
116	災害時における浮桟橋の使用に関する覚書	令和4(2022)年10月28日	野村不動産ビル ディング株式会 社	災害時における浮桟橋の使用	防災課
117	津波発生時における避難者の受入れ等に関する覚書	令和4(2022)年10月28日	野村不動産ビル ディング株式会 社	津波発生時における避難者の受入れ	防災課
118	災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定	令和4(2022)年12月12日	東日本電信電話 株式会社	災害時等における通信障害復旧の連携	防災課
119	災害時における物資の貸与等に関する協定	令和5(2023)年1月26日	株式会社ナガワ	災害時における物資の貸与	防災課
120	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	令和5(2023)年3月31日	宗教法人乃木神 社	生活用水の確保	防災課
121	災害時における施設等の使用に関する協定	令和5(2023)年5月10日	警視庁愛宕警察 署 警視庁三田警察 署 警視庁高輪警察 署 警視庁麻布警察 署 警視庁赤坂警察 署 警視庁東京湾岸 警察署 浄土宗大本山増 上寺	災害時における施設等の利用	防災課

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
122	都立公園等を使用した避難場所の運営等に係る連携協力に関する基本協定書	令和5(2023)年5月10日	東京都	災害時における施設等の利用	防災課
123	災害時における物資等の提供協力に関する協定	令和5(2023)年7月20日	ソフトバンク株式会社	災害時における物資等の提供協力	防災課
124	港区と山形県舟形町との災害時相互協力協定書	令和5(2023)年8月17日	山形県舟形町	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課
125	災害時における資器材の貸与等に関する協定	令和5(2023)年11月11日	EcoFlow Technology Japan 株式会社	災害時における物資の貸与	防災課
126	災害時における避難所等の運営の協力及び物資の貸与等に関する協定	令和5(2023)年11月29日	株式会社ユニオンアルファ	災害時における避難所等の運営の協力及び物資の貸与等	防災課

第5章 情報連絡活動計画

災害時においては、防災関係機関が緊密に連携して応急対策を実施するため、気象及び被災等の状況について、的確な情報の収集及び伝達を行うとともに、併せて適切な広報活動を行うことにより、災害の発生または拡大を未然に防止する必要があります。

本章では、災害時における防災関係機関の情報連絡体制、被害状況の把握、広報、広聴等について定めます。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区	○警察署、消防署との通信確保、情報共有			
	○東京都及び防災関係機関との通信確保、情報共有			
	○災対各部から本部長室への被害状況の調査報告			
		(発生報告)	(中間報告)	(決定報告)
	○区民への情報提供、広報			
	○報道機関への発表			
	○記録の作成			
			○区民総合相談窓口の開設	
警察署	○交通規制			
	○緊急交通路の確保			
都 下 水 道 局	○管理施設損傷状況の情報収集・伝達			
		○二次災害の発生及び拡大防止の情報伝達		
		○施設の被害復旧見通し、施設の使用制限 し尿処理体制等の情報提供		

機 関 名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
日本郵便株式会社	○東京支社への報告————→			
	○グループ代表局への報告————→ （近隣局は、被災局が通報できないと思われる場合に支社に連絡）			
	○警察署、消防署に通報 （火災発生等併発の場合）			
	○避難者の誘導————→			
	○非常災害対策本部等の設置————→ （被害状況の確認・出勤状況の確認・ サービス体制・要員の確保・ 外務員への帰社対応）			
	○火気の処理等出火防止に努める等の身の安全に万全を尽くす			
				○災害特別事務取扱 の実施
				○応急措置（仮社屋 の確保・緊急に必 要な資産、物資等 の購入または借 入）

機 関 名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
東京 ガス グル ープ	[体制・情勢の基盤整備・確立]			
	○対策本部・支部等の設置			
	○社員等の動員————→○協力会社等との連携			
	○活動基盤————→○応援部隊受け入れ準備			
	・安否確認			
	・後方支援体制の確立			
	・連絡手段の確保			
	・移動手段の確保			
	初動措置[お客様対応]			
	○マイコンメーター対応————→○対応の本格化————→			
[安全のために止まったメーターの対応]				
○特定需要家への対応————→				
○供給契約需要家への対応————→				
初動措置[对外広報]				
○広報活動				
・漏洩の通報				
・マイコンメーター復帰等				
○緊急措置に関して ○復旧計画に関して————→				

機関名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
東日本電信電話株式会社	○情報収集 ・被災状況（地震、火災等） ・通信回線等の故障状況 ・通信設備被害状況情報収集 ・道路状況 ・ライフラインの状況 ・一般公共施設（国・役所）の状況 ・通信施設の監視		○警戒態勢の構築 ○災害対策本部設置 ・通信設備被害状況	○復旧活動 ・点検活動 ・緊急措置の検討、実施 ・広報活動実施
首都高速道路株式会社	○広報活動 ○標識・情報板等により規制状況、避難方法を広報 ○ホームページ等での情報提供			
東京電力パワーグリッド株式会社	○情報収集 ・停電地域 ・停電軒数 ・ライフラインの状況 ・一般公共施設（国・役所等）の状況 ・社員、お客さまからの地域情報		○必要に応じ区役所への人材派遣（あらかじめメンバー選定済み） ○防災無線による停電情報広報依頼	

第1節 情報連絡体制

第1 区の通信情報計画

1 区の役割

- (1) 区民等へ災害が発生するおそれのある異常な現象について通報します。
- (2) 区民等へ災害原因に関する重要な情報についての周知をします。
- (3) 区民等へ避難指示等の避難に関する情報について伝達します。

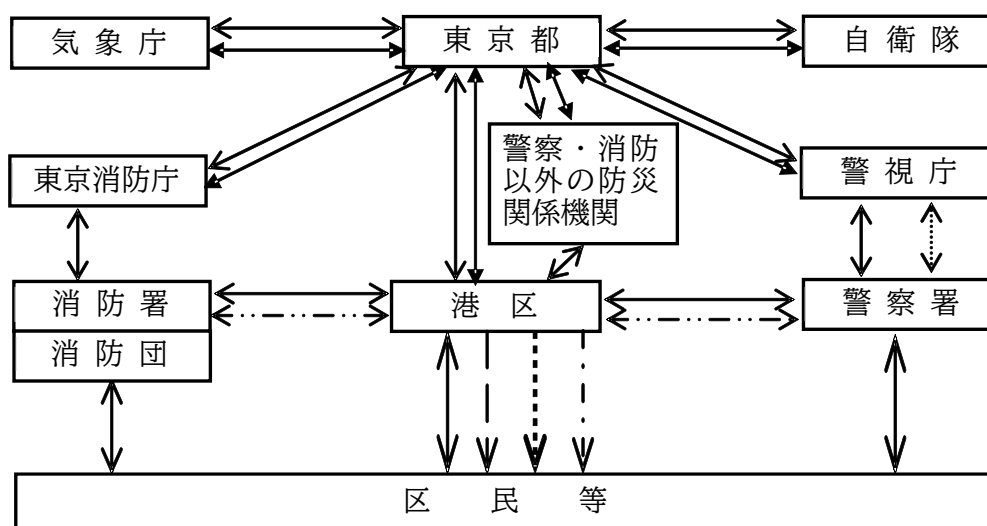
2 災害時の情報連絡系統

(1) 情報連絡系統

港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統は、次のとおりです。

また、災害時の通信情報窓口は、防災関係機関の連絡責任者に統一します。

(震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照)



※凡 例

- ⇔ 有 線
- ⇔ 都多重無線（ファクシミリを含む）
- ⇔ 機関無線
- ⇔ 港区防災ラジオ
- ⇔ 防災無線放送塔を通じての放送（区固定系無線）
- ⇔ 区移動系無線
- ⇔ 防災情報メールなど

図3-5-1 港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統図

(2) 区通信設備

区における防災行政無線設備及び配置状況は、次に掲げるとおりです。

表 3 - 5 - 1 防災行政無線設備及び配置状況

所 属	種 別	呼 出 名 称	設 置 場 所
港 区	港区防災行政無線 「移動系」	基地局 「ぼうさいみなと」 「ぼうさいみなとだいに」 「ぼうさいもりたわー」 陸上移動局 「みなと 100～921」	港区本庁舎 1局 代替拠点 1局 六本木ヒルズ 1局 総合支所・保健所外 188局
	港区防災行政無線 「固定系」	ぼうさいみなと ぼうさいみなとだいに	親局 港区本庁舎 1局 代替拠点 1局 無線放送塔 区内 125局 戸別受信局 区内 151局
東京都	東京都防災行政無線	ぼうさいみなと	港区本庁舎

3 区の情報連絡態勢

(1) 情報連絡担当部署等

区各部及び防災関係機関との個別具体的な情報連絡の担当は、次のとおりです。

- ①港区災害対策本部設置以前は、防災課防災係及び各総合支所管理課管理係を窓口とし、防災課防災係を総括窓口とします。
- ②港区災害対策本部が設置されたときは、災対防災課を総括窓口とし、港区災対各部及び防災関係機関との通信連絡を実施します。
- ③夜間休日等勤務時間外にあっては、「夜間、休日等勤務時間外の特別非常配備態勢」により対応し、体制が整い次第上記②に移行します。地震発生直後における連絡は、防災警戒待機者を中心に行います。

(2) 情報連絡手段

①区と防災関係機関との情報連絡

区は、次により、東京都及び防災関係機関との情報連絡を行います。

ア 東京都とは、原則として、東京都防災行政無線を活用して、直接情報連絡を行います。

イ 防災関係機関との間では、有線電話（優先電話や内線を含む）による通信を原則としますが、輻輳や断線により通信が出来ない場合は、災害時優先携帯電話等の使用可能な情報伝達手段を使用し、通信します。

ウ 「イ」による通信が出来ない場合、区防災行政無線を設置してある防災関係

機関との間では、これを使用して情報連絡を行います。

エ 東京都は、災害情報提供システムにより、都民に対して被害情報や鉄道運行状況、道路情報の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援します。

②区民等に対する情報連絡

区民等への伝達は、港区防災行政無線、防災情報メール、港区防災ラジオ、港区ホームページ、港区防災 Web ポータル、LINE、X（旧 Twitter）、フェイスブック、港区防災アプリ、デジタルサイネージ、エリアメール、Lアラート、ケーブルテレビ、みんなと安全・安心メール、青色防犯パトロール車両、「広報みなと」かわら版を使用します。

地域災害情報システムを中心に、防災 Web ポータルや防災行政無線、防災情報メール等、区民への情報発信に関わる外部システムと連携し、地域災害情報システムから一元的に情報発信をすることにより、区内在住・在勤者に向けた情報伝達をタイムリーに実施します。

今後も、災害時における的確な避難情報の発信や区民の避難行動の支援に向けて、デジタル技術を活用した避難情報の発令判断支援や様々な情報伝達手段を国や東京都のデジタル化と連携しながら検討します。

（3）災害情報の収集・伝達

①情報の収集

防災関係機関、区各災対地区本部・災対各部及び区民・事業所等は、場合に応じ、収集した情報を速やかに（1）の①～③情報連絡担当部署等に通報します。

災害時に、AI による SNS 上の投稿情報を情報解析システムから収集し、区民や関係機関から提供される情報と照合する等より事態の状況を明確化し、災害対策本部での迅速かつ的確な判断・対応に繋がります。

②情報の伝達

ア 区から防災関係機関に対する情報伝達は、次の場合にその旨を通報します。

- ・港区災害対策本部を設置または廃止したとき
- ・区が職員の配備態勢を発令または解除したとき
- ・災害に関する重要な情報を得たとき

イ 区から区民等に対する情報伝達

- ・津波警報等災害に関する重要な予報及び警報が出された場合
- ・避難情報等区民等に対する重要な災害情報

（4）災害情報の記録

①書式

港区災害対策本部における災害情報の収集伝達には、専用の情報処理用箋を用います。

（震災資料編 震3-5-1 災害情報記録様式 参照）

②災対防災課は、災害状況等収集伝達した情報を記録整理しておきます。

第2 警察署の通報情報計画

1 災害時における情報の収集

(1) 情報収集態勢

昼間は警備課長（または警備課長代理、警備係長）、夜間は当番責任者が、防災関係機関との連絡通報にあたります。

各交番員、パトカー乗務員等は、管内の状況を把握及び報告にあたるほか、必要な情報の伝達を行います。

警察署は港区災害対策本部と緊密な連絡体制を保持し、災害情報活動にあたります。

(2) 情報収集の内容

警察が収集する情報の内容は、おおむね次のとおりです。

- ①家屋の倒壊状況
- ②死者・負傷者等の状況
- ③主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況
- ④区民の避難状況
- ⑤火災の拡大状況
- ⑥堤防・護岸等の破損状況
- ⑦電気・水道・ガス・通信施設の状況
- ⑧その他

(3) 報告連絡

災害情報の収集及び報告連絡は、無線及び有線を活用し、責任者の指揮に従って迅速適正に行うようにします。

第3 消防署の情報活動計画

1 基本方針

消防・救急無線、消防電話及び防災行政無線等を活用し、警防本部、消防方面本部、消防署、消防団及び各防災関係機関等と情報連絡を行います。

2 応急対策

被害状況及び消防活動状況の早期収集を図るため次の手段を用います。

(1) 情報収集手段

- ①各消防署高所見張り及び監視警戒による管内火災の発生状況、建物倒壊状況等の把握
- ②消防職（団）員の参集者による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握
- ③参集した災害時支援ボランティアからの情報収集
- ④区民・通行人からの情報収集
- ⑤消防車両、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握

⑥防災関係機関からの情報収集

⑦地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害等の把握

(2) 情報収集事項

①火災発生状況及び消防活動状況

②救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況

③避難道路及び橋りょうの被災状況

④避難の必要性の有無及び状況

⑤救急告示医療機関の診療状況

⑥その他消防活動上必要ある状況

3 警報及び注意報の発表・伝達

消防署は、警防本部等からの情報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに区等の防災関係機関と情報を共有し、連携した広報活動等を行います。

第4 都建設局（第一建設事務所）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-2 都建設局第一建設事務所通信情報計画 参照）

第5 都水道局の通信情報計画

1 基本方針

復旧活動や応急給水活動等を円滑に行うため、正確な情報を迅速に収集伝達することを目的とします。

なお、通信手段としては、一般回線、専用回線電話の他、東京都防災行政無線や水道業務用移動無線及び専用端末を用いた震災情報システムを活用します。

また、東京都災害対策本部（都本部）に提供する水道施設に関する情報は、給水対策本部の了承を得た後に報告します。

2 態勢

情報連絡活動を行う情報調査部は、情報班で構成します。各班は、お互いを補完しながら震災時における的確な状況把握に努めます。

情報調査部は、常時各種通信機器等が設置されている情報室（第二本庁舎）を活動拠点とし、情報連絡活動を行います。

情報室の設営等の初期活動は、基本的には情報班が行うが、夜間・休日等勤務時間外に地震が発生し、または警戒宣言が発令された場合は、勤務中職員などの初動態勢の構成員が情報班の初期活動業務を代行します。

3 情報の種類

(1) 基本情報

基本情報とは、地震（災害）状況、水道施設被害状況、施設稼働状況、実施態勢等の震災時に必要とする情報をいいます。

(2) 個別情報

各部署が事業所から受ける、より詳細な個別的な情報をいいます。

(3) 東京都災害対策本部情報

都本部を通じて得られる道路災害情報、火災発生等の被災状況及び都本部各機関の活動状況等の情報をいいます。

4 連絡系統

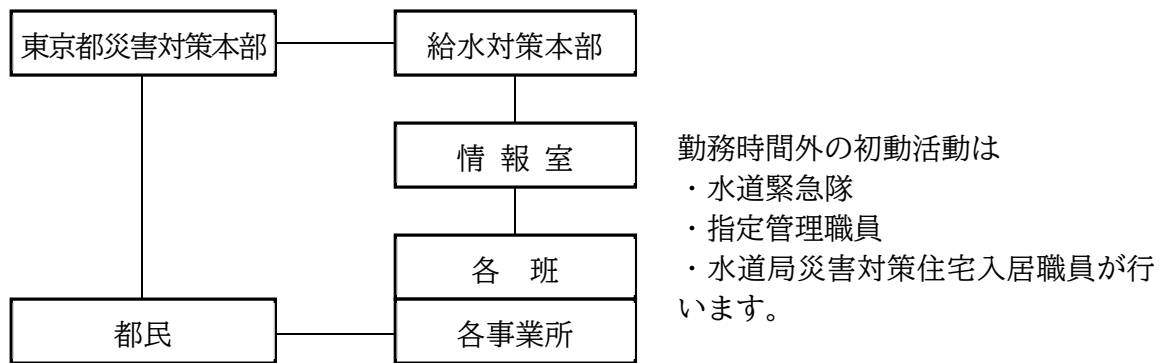


図3-5-2 連絡系統

5 夜間・休日等勤務時間外への対応

(1) 本局及び各事業所

待機職員及び参集職員（待機者のいない部署は参集職員）により、基本情報を収集し、勤務時間内の対応に準じる方法により、情報連絡活動を行います。

(2) 水道局災害対策住宅入居職員

地震発生後、水道局災害対策住宅入居職員は、情報室に参集します。また、情報班職員が参集を開始し、業務を引き継げるようになるまでの間、情報班の業務を代行します。

(3) 指定管理職員

地震発生後本局に参集し、情報班の業務を代行する初動態勢の構成員の総括責任者として、情報収集活動等の指揮に務めます。

第6 都下水道局の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-3 都下水道局震災時組織体制 参照）

第7 都交通局の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-4 災害発生時の指令連絡体制（都交通局） 参照）

第8 東京海上保安部

1 津波情報等の伝達

(1) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、必

要に応じ関係事業者に周知します。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行います。

①港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知します。

②東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際 VHF（16ch）156.8MHz により放送周知します。

③第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通報により周知します。

（2）航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったときまたは船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び東京都災害対策本部等に伝達し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じます。

（3）大量の油等の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通信を行うとともに、管区対策本部、海事関係団体及び東京都災害対策本部等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じます。

2 震災に関する情報の収集

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用し情報収集活動を実施し、東京都及び防災関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行います。

（1）被災地周辺海域における船舶交通の状況

（2）被災地周辺海域における漂流物等の状況

（3）船舶、海洋施設、港湾施設等の状況

（4）危険物施設の状況

（5）流出油等の状況

（6）水路、航路標識の異常の有無

（7）湾等における避難者の状況

第9 日本郵便株式会社郵便局の情報連絡体制

1 情報収集連絡系統図

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-5 日本郵便株式会社情報収集連絡系統図 参照）

2 情報収集内容

（1）災害種別、被害・応急状況

（2）災害活動上の対策

（3）郵便業務取扱い状況

第10 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の通信情報計画
震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-6 東海旅客鉄道株式会社の事故発生連絡経路 参照）

第11 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）の通信情報計画

1 通信情報計画

（1）通信施設及び通信系統

本店～重要事業所間・給電指令所～超高圧変電所間等には、マイクロ波無線または電力保安用通信ケーブルによって2ルート以上の通信回線を構成し、災害時においても連絡を確保できます。その他の事業所については、UHF 移動系無線機を災害時に各所に配置し、最寄りの総括事業所と連絡がとれるよう、考慮しています。

なお、通信系統は「指令及び情報連絡の伝達経路図」のとおりであり、移動無線については、「非常災害時における運用方法」が定められています。

（注）UHF とは 400MHz の超短波をいいます。

（2）災害予警報の伝達、災害情報収集伝達要領

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図 参照）

（3）通信途絶に対する措置

当社通信途絶の場合には、他社、他機関の通信施設利用の計画を樹立します。

第12 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の情報連絡活動計画

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、被災した公衆電気通信設備等を迅速に復旧するため次の情報収集、連絡を行います。

（1）通信回線等の故障状況

（2）通信設備等の被害状況

（3）通信設備等の復旧状況

第13 東京ガスグループ（東京ガス）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-7 東京ガスグループ通信情報連絡系統図 参照）

第14 首都高速道路株式会社（首都高速道路）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-8 首都高速道路株式会社情報連絡系統図 参照）

第15 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の通信情報計画

1 情報収集態勢

災害発生後は、各通信機器を活用し、災害の発生、推移等の情報を把握します。

2 情報収集内容

（1）災害種別

- (2) 列車及び駅における旅客の被害状況
- (3) 東京メトロ施設の被害状況
- (4) その他災害活動上の必要事項

3 通信連絡系統

「事故・災害等対策規程」の定めるところによります。

第16 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-9 京浜急行電鉄株式会社事故速報系統図 参照）

第17 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）の通信情報計画

1 情報収集態勢

災害発生後は、指令電話、列車無線装置等の通信機器を活用し、被害状況、推移等の情報を把握します。

第18 東京国道事務所の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-10 東京国道事務所通信連絡系統図 参照）

第2節 被害状況等の調査報告

第1 区の役割

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで東京都へ報告します。

第2 活動計画

1 区本部長室に対する報告

区災対各部は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により本部長室に報告します。

- (1) 報告事項及び報告主管課は震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-11 被害状況等の報告様式 参照）

- (2) 報告の内容及び時期により、速報、中間報告、決定報告に区分します。

①速報（発生報告）

ア 被害報告

被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況を把握次第直ちに報告します。

イ 措置状況

災害応急対策の実施の都度報告します。

②中間報告

ア 被害状況

災害発生後、被害状況が確定するまでの所掌事項について、翌日午前11時までに報告します。

イ 措置状況

災害応急対策活動を実施している間、毎日午前11時までに前日の分を報告し

ます。

③決定報告

ア 被害状況

被害状況が確定したときは、取り急ぎ電話または口頭により報告し、以後2日以内に重ねて文書により報告します。

イ 措置状況

災害応急活動が完了した後、速やかに文書によりとりまとめ報告します。

2 東京都に対する報告

区は、災害が発生したときから第1に基づき、被害状況及び措置状況を取りまとめ、次の要領により東京都に報告します。

(1) 報告事項は、次のとおりとします。

①災害の種類

②災害が発生した地区 等

(2) 報告の種類は、提出期限、様式及び提出部数は次のとおりとします。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

(3) 報告は、被害を知ったときまたは措置をとったとき直ちに、東京都災害情報システム（東京都防災行政無線）のデータ端末装置に入力して行います。ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は電話、FAX等により報告します。

(4) 必要に応じ、都区市町村の報告をデータ端末装置より出力します。

3 被害程度の認定基準

人的被害については、震災資料編により区分します。

(震災資料編 震3-5-12 被害の認定基準 参照)

4 被害状況の情報収集

(1) 各災対地区本部の役割

①各災対地区本部災対協働推進課及び災対区民課は管内の被害状況を調査し、各災対地区本部災対管理課に報告します。

②各災対地区本部災対管理課は受けた情報を災対防災危機管理室に報告します。

(2) 調査事項

調査事項はおおむね次のとおりとします。

- ①管内の人的・住家・非住家の被害状況
- ②管内の道路・河川・橋りょう等の被害状況
- ③所管施設の被害状況

第3節 広報及び広聴

第1 区災害広報計画

1 区役割

- (1) 警察署、消防署等と連携した広報活動を行います。
- (2) 被災者のための相談所を開設します。

2 活動計画

(1) 災害情報の収集

災対区長室は、本部設置とともに、災対防災危機管理室に連絡員を置いて、常時、状況を把握・検討し、報道機関への発表、区民への広報に備えます。

この場合、災対区長室は防災関係機関とも緊密な連絡を保ち、発表資料の作成に備え、迅速で正確な状況把握に努めます。

(2) 区民等への広報

災害発生のおそれがある場合、または、災害が発生した場合は、本部と密接な連絡をとりながら、緊急情報管理システムを活用して本部の発する情報を基とした緊急情報を港区ホームページ上に表示し、その情報をLINEやX（旧Twitter）、フェイスブック、デジタルサイネージにも連動して、迅速で正確な情報をより広く区民等に発信します。なお、区ホームページについては、災害対策用に切り替え、災害対策本部が発信する情報を区民等に迅速に提供します。

区では、災害及び防災に関する情報の放送及びインターネット等での発信に関して、災害時協定を締結した区内通信事業者に対し、速やかに災害等情報を提供し、放送等することを要請します。

流言飛語を防ぎ、区民等の不安をいち早く解消するために、状況に応じ、必要な情報を必要な時期に提供できるような体制が確保できるよう平常時から準備しておきます。広報手段としては、港区ホームページや「広報みなと」かわら版をはじめ、より多くの広報媒体を活用します。

①「広報みなと」かわら版

発災後、区設掲示板に掲出する緊急情報用として、港区災害対策本部等が決定した情報の編集を行い迅速に発行できるよう、掲出委託事業者への出動待機要請、印刷用紙等、発行に必要な物品を常備します。また、緊急情報の掲示に備え、日頃より掲出委託事業者との連絡体制の相互確認に努めます。

②防災情報メール配信システム

予めメールアドレスを登録した区民等に対し震度等の計測値が基準値以上に達した場合、観測値や避難情報等をメールにて配信します。また、その情報を港区ホームページにも表示し、LINE や X (旧 Twitter)、フェイスブック、デジタルサインページ、防災アプリにも発信します。

③多様なメディアの活用

港区ホームページ、港区防災 Web ポータル、ケーブルテレビ等により情報を提供します。ケーブルテレビについては、災害時協定に基づいて速やかに災害等情報を提供のうえ、災害協定を締結した区内通信事業者と調整し、可能な限り放送内容を変更して災害関係情報を放送していきます。

(3) 報道機関への発表

災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民等に周知すべき事項は、災対防災危機管理室長が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、区長室における記者会見または各報道機関へのファックス及びメール送信の方式を適宜選択し発表します。

また、災対区長室には報道機関からの電話照会等の対応のため、報道担当の職員が最低1名待機します。

(4) 広聴活動

各災対地区本部は、被災地及び区民避難所（地域防災拠点）等に、被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに災対各関係部に連絡して、早期解決に努力します。被災者相談所設置の際には、要配慮者にも配慮することとします。

また、初動期の混乱が収まった時期や生活再建時期において、ライフライン事業者とともに、災対管理課は、区民総合相談窓口を開設し対応します。

避難行動要支援者への広聴は、災対保健福祉支援部が避難行動要支援者対策班を設置し行います。

(5) 記録の作成

災害発生時における被災地の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料等として活用します。

第2 消防機関広報計画

1 広報活動

災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して次の事項に重点を置いて、適時実情に即した広報活動を実施します。

- (1) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (2) 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ
- (3) 火災及び震災、水災に関する情報（津波、高潮情報も含む）
- (4) 避難指示等に関する情報
- (5) 救急告示医療機関等の診療情報

(6) その他区民等が必要としている情報

2 広報手段

(1) 消防車両及び消防艇等の拡声装置等による広報

(2) 消防署・消防団及び町会の掲示等及び口頭による広報

(3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供

(4) ホームページ、SNS、消防アプリ等による情報提供

(5) 消防団員・東京消防庁災害時支援ボランティア・自主防災組織を介しての情報提供

3 広聴活動

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応します。

第3 都交通局広報計画

1 お客さまに対する災害時の広報計画

災害発生時には、まずお客さまの人命を守るため他に優先して避難誘導を実施しなければなりません。避難誘導が適切に行えるよう駅係員及び、列車乗務員がそれぞれ放送装置等を活用して、お客さまの不安感、動揺、混乱の防止に努めます。

第4 首都高速道路株式会社（首都高速道路）広報計画

お客さま等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、被害状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報を、又、安全で円滑な道路交通確保のため、道路の危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報を各種の道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種のメディア等を最大限活用して、正確かつ迅速に提供します。

第5 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）広報計画

1 電話対応の強化

電話受付要員を増員し、利用者からの問合せに対応します。

2 地域広報

停電による社会不安の除去、また公衆感電事故や漏電による出火等を防止するため、速やかに区民に対する広報活動を行います。

広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報、さらに区との覚書に基づいた防災行政無線の活用を要請するなどの方法で行います。

第6 東京ガスグループ（東京ガス）広報計画

1 広報内容

- ・被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し
- ・マイコンメーター復帰方法
- ・ガス機器の使用上の注意事項

2 広報手段

テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及び東京ガスネットワークのホームページや

SNS、インターネット等

3 広報活動内容

NHK 及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布しています。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内します。

第7 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）広報計画

1 災害時における広報活動

- (1) 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努めます。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信等により直接当該被災地に周知します。
- (3) 災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施します。

第6章 消防・危険物等対策

地震の発生に伴い、火災及び危険物の漏えいなどの災害の発生が予想されます。これらの災害を極力防止するため、震災時における消防機関及び危険物施設の管理者等の活動態勢や応急活動等について、あらかじめ定めておく必要があります。

本章では、震災時における消防体制及び危険物等の対策並びに流出油等に対する防災関係機関の応急対策について定めます。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区	○沿岸の区民等に対する避難指示 ○防災関係機関との情報共有			
警察署	○救出救護活動			
消防署	○警防本部運用による消防活動（消火活動）			
	○災害規模に応じて署隊運用による消防活動（消火活動） ○災害規模に応じて方面隊運用による消防活動（消火活動）			

第1節 震災時消防活動計画

本節では、震災時に消防活動の中心となる消防署及び消防団の活動について定めます。

第1 基本方針

大地震発生時には、火災等の同時多発により、人命の危険が予想されることから、消防団員はもとより、区民及び事業所は出火防止・初期消火を行うとともに、各消防署においては、防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて活動し、火災等の災害から人命と財産の安全確保にあたります。

第2 震災消防活動態勢

震災時消防活動態勢の確立については、常設している警防本部、方面隊本部、署隊本部が、それぞれ、震災時には機能を十分に発揮し活動します。

1 震災署隊本部の設置

消防署では、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時震災に即応できる体制を確保しています。

発災時には、これら機能を強化し震災消防活動態勢の中核とします。

2 非常配備の態勢

(1) 震災第一非常配備態勢

東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始します。

(2) 震災第二非常配備態勢

東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始します。

(3) 非常招集及び情報収集

震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集します。

また、震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集します。

また、緊急情報伝達システム、早期災害情報システムにより参集途上の災害状況及び安否状況の確認を行います。

第3 震災消防活動

1 活動方針

(1) 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行います。

(2) 震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急等、人命の安全確保を最優先とした活動を行います。

(3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動します。

(4) 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開します。

2 部隊の運用等

(1) 地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数・規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行います。

(2) 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図ります。

第4 情報収集等

1 方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき、震災消防対策システム、119番情報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職団員情報等を活用し積極的な災害情報収集を行います。

- 2 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行います。
- 3 早期災害情報システム等を活用し、円滑な情報伝達、管理を行います。

第5 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災組織として、地震による被害を軽減するため消防隊と連携した活動を次のとおり行います。

1 出火防止広報

発災後、分団受持区域の情報収集と同時に、付近の区民に対し出火防止と初期消火の広報及び区民指導を行います。

2 情報収集伝達活動

災害の初期対応を行うとともに、参集時に被害状況や消防活動上必要な情報収集を行いMCA無線機等または早期災害情報システムを活用し、消防団本部等に伝達します。

3 消火活動

消火班を早期に編成し、分団施設の防護活動を行うとともに、地域特性に応じた分団区域内の消火活動及び消防隊との連携により、避難道路防護活動や延焼拡大防止を図ります。また、震災に伴う道路渋滞の状況に応じ、消防団が保有する手引きポンプの有効活用を図ります。

4 消防隊への応援

所轄消防署（所）の消防隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行います。

5 救出・救護

救助器具等を活用し、団員がリーダーとなり区民とともに救出活動、負傷者に対する応急救護処置、安全な場所への搬送を行います。

6 避難場所の防護等

避難指示等が出された場合は、これを区民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行います。

第6 消防職員・消防団員数

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-6-1 港区内の消防職員及び消防団員数 参照)

第7 水防・津波対策

1 水防活動

水防活動は、前第3の「震災消防活動」に準じて行い、人命救助を伴う水災に対しては、火災の発生、消防力の状況等を勘案して水災活動を実施します。

2 情報収集等

警防本部等からの情報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに区等の防災関係機関と情報を共有し、連携した広報活動を行います。

3 避難誘導等

地震津波の危険が予想される区域を管轄する消防署は、前第3の「震災消防活動」の体制を準用するとともに、津波が発生したときなど人命危険が著しく切迫していると認められる時の避難の指示及び避難誘導態勢については次のとおりです。

(1) 避難の指示

関係消防署長は、津波が発生した時、または発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認められるときは区民に避難の指示等を行います。この場合、直ちに、区長に通知します。

(2) 避難誘導態勢

- ①避難指示が発令された場合には、関係消防署長は、津波の規模の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区、警察署等防災関係機関に通知します。
- ②避難が開始された場合は、消防団と協力し避難誘導を行います。

第2節 危険物等の応急対策

第1 計画方針

区内には、現在、石油、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所などがあり、地震時における地震動、火災等により、これら危険物が爆発、漏えい等を起こす可能性が考えられます。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがあります。

従って、法令等及びこれらに基づく災害予防計画により、防災体制の強化が図られていますが、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策も、確立しておく必要があります。

本節では、各種危険物施設の応急措置について、必要な事項を定めます。

第2 区

- 1 防災関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施します。
- 2 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示します。
- 3 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示します。
- 4 災害情報の収集、伝達を行います。
- 5 必要に応じ事業者に応急措置を指示します。
- 6 事故時には必要に応じ、次の措置を実施します。
 - (1) 区民に対する避難の勧告または指示
 - (2) 区民の避難誘導
 - (3) 避難所の開設、避難者の保護
 - (4) 防災関係機関への連絡及び情報提供
- 7 石綿含有建築物等の応急措置については、次のとおりです。
 - (1) 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行い

ます。

- (2) 東京都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施します。
- (3) 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施します。

第3 消防署

1 石油類等危険物保管施設の応急措置

(1) 計画方針

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、(2)に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導するとともに、その措置要領についての訓練を促進します。

(2) 応急措置

- ①危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送を中止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置の徹底
- ②混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③危険物による災害発生時の自主防災組織の活動と活動要領の制定
- ④災害状況の把握及び状況に応じた周辺住民等に対する人命安全措施並びに防災関係機関との連携活動

2 液化石油ガス消費施設の応急措置

- (1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難指示を行います。
- (2) 震災時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。
- (3) 防災関係機関との情報連絡を行います。

3 火薬類保管施設の応急措置

- (1) 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内及び周辺住民の避難を指示します。
- (2) 防災関係機関及び施設管理者と連絡し、緊急措置を促します。

4 高圧ガス保管施設の応急措置

- (1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難指示を行います。
- (2) 震災時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。
- (3) 防災関係機関との情報連絡を行います。

5 毒物・劇物取扱施設の応急措置

- (1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難指示を行います。
- (2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。

(3) 防災関係機関との情報連絡を行います。

6 化学物質関連施設の応急措置

(1) 有毒な化学物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難指示を行います。

(2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。

(3) 防災関係機関との情報連絡を行います。

7 放射線使用施設の応急措置

放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう指導します。

また、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じるよう指導します。

(1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための点検及び緊急措置

(2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命の安全に関する応急措置を行います。

(3) 防災関係機関との連絡を行います。

8 危険物輸送車両等の応急措置

(1) 交通規制等について防災関係機関と密接な情報連絡を行います。

(2) 事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助救急等に関する措置を行います。

9 核燃料物質輸送車両等の応急対策

(1) 区民に対する避難指示

(2) 区民の避難誘導

(3) 避難所の開設、避難者の保護

(4) 防災関係機関への連絡及び情報提供

10 危険動物の逸走時対策

情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行います。

11 消防活動

消防署・消防団は、上記の1～10の場合は、第1節の震災時消防活動計画に基づき、消防活動を行います。

第3節 流出油・流木の応急対策

第1 区の役割

1 沿岸の区民等に対する火気管理の徹底指導及び災害状況を周知します。

2 陸上への被害拡大防止を行います。

3 沿岸の区民等に対する避難指示等をします。

第2 活動計画

1 流出油応急対策

(1) 地震により沿岸及び海上等の危険物施設や、船舶等から大量の油が流出した場合またはこれに伴う火災が発生した場合、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近の船舶等の安全確保及び沿岸の区民等への被害防止等を図ります。

(2) 防除資器材等常備状況は震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-6-2 防除資器材等常備状況 参照)

(3) 災害発生時における防災関係機関のとりべき措置は次のとおりです。

	東京海上保安部	消 防 署	警 察 署	都(港湾局・総務局)	区
災害発生時の作業態勢	1 船艇・航空機による状況確認を実施するとともに、防災関係機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除体制を確立します。	消防艇・回転翼航空機により状況確認をするとともに、防災関係機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除体制を確立します。		災害が発生した場合は直ちに防災関係機関との通報連絡態勢を確立し、救助活動の推進を図ります。	
	2 人命救助 防災関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたります。				
	3 遭難船に対する災害の局限化措置の指導 (1) 流出箇所の閉鎖 (2) 原因者手配による資器材による防除活動 (3) 積荷油の抜き取りまたは移送				
	4 オイルフェンスの展張 流出油の拡散を防止するため、遭難船等の付近へ展張します。			防災関係機関と協力し流出油の拡散を防止するため、遭難船等の付近へ展張します。	
	5 流出油の回収等 流出油処理のため油回収船、油吸着剤、油処理剤等による流出油処理作業の指導	流出油の処理、火災発生等の防止のため、油処理剤を散布します。		流出油の処理のため防災関係機関等と協力し油処理剤等を散布します。	
	6 初期消火及び延焼防止措置を行います。				

	東京海上保安部	消 防 署	警 察 署	都(港湾局・総務局)	区
災 害 発 生 時 の 作 業 態 勢	7 警戒及び立入制限等 (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたります。 (2) 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたります。			(1) 同左 (2) 防災関係機関と協力し、現場の立入制限、禁止及び付近の警戒にあたります。	
	8 応急資機材の調達輸送 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資機材を調達輸送します。	防災関係機関と協力して消火に必要な資機材の緊急輸送に協力します。		防災関係機関と協力して必要な応急資機材の緊急輸送に協力します。	
	9 遭難船の移動等 遭難船を安全海域へ移動するためのひき船の手配及びえい航の指導、助言を行います。	状況により遭難船の移動について防災関係機関に要請するとともに、特に内部河川にあっては安全区域へ移動するためひき船の手配及びえい航を行います。			
	10 タンカーバージによる残油瀬取りの指導	タンカーバージによる残油の移し替えを防災関係機関へ要請します。			
	11 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員及び防災関係機関に対する出動要請を行います。	被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員及び防災関係機関に対する出動要請を行います。		人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため、必要に応じ自衛隊の出動要請を行います。	
	12 消火資機材の確保 流出油等の処理、火災の発生防止、油火災消火のための油処理剤等消火資機材の確保を行います。			油処理剤等資材の確保	
	13 その他の応急処理			その他防災関係機関に対する協力要請	

	東京海上保安部	消 防 署	警 察 署	都(港湾局・総務局)	区
船舶の交通規制	1 航行の制限または禁止 2 港内在泊船舶に対する避難指示及び移動命令 3 その他必要な交通管制	防災関係機関と協力して危険水域付近に警備艇及び消防艇を配置して、海上または河川における船舶、いかだ等の通行禁止制限及び避難等の処置をとります。			
その他	1 港内及び付近海域における火気の禁止または制限	海上及び河川における火気の使用禁止その他必要な広報を行うとともに、防災関係機関に協力を要請します。			
	2 東京港排出油等防除協議会の連絡網により事故発生情報等を会員に周知する等、必要な措置を講じます。	防災関係機関と協力し、沿岸の区民等及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理の指導、その他必要な広報を行います。			防災関係機関と協力し、沿岸の区民等に対する火気管理の徹底指導及び災害状況の周知
		3 沿岸の区民等への被害拡大防止措置の指導			防災関係機関と協力し、陸上への被害拡大防止
		4 防災関係機関と協力し、沿岸の区民等に対する避難指示、退去命令の伝達及び避難誘導にあたります。			防災関係機関と協力し、沿岸の区民等に対する避難指示
		5 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導			
	6 漁業組合等に対する防災措置の指導、協力要請を行います。				

	東京海上保安部	消 防 署	警 察 署	都(港湾局・総務局)	区
その他の		7 沿岸危険区域における交通の禁止及び制限を行います。			
		8 その他必要な措置を行います。		その他必要な措置を行います。	

2 流木応急対策

- (1) 区の海域に流木材木が発生した場合、東京都は、直ちに防災関係機関に連絡するとともに、貯木場利用者に対し、最寄りの貯木場に収容し結束するよう指示します。
- (2) 消防署は、防災関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて消防艇等を出動させ、監視警戒にあたります。

(震災資料編 震3-6-3 東京消防庁消防艇一覧表 参照)

第7章 警備・交通規制計画

大震災（震度6弱以上）発生時、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保（第二次交通規制）します。

また、大震災に至らない震度5強の地震発生時においても、交通の安全と円滑を図るため、「道路交通法」に基づく交通規制を実施します。

第1節 震災時警備計画

第1 大震災時における警察の任務

大震災発生直後における警察活動はおおむね次のとおりです。

- 1 被害実態の把握及び各種警備情報の収集
- 2 交通規制
- 3 被災者の救出救助及び避難誘導
- 4 行方不明者の搜索及び調査
- 5 死体の見分及び検視
- 6 公共の安全と秩序の維持

第2 警備態勢

1 警備本部の設置

大地震により災害が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、第一方面本部は第一方面警備本部を、警察署にはそれぞれ現場警備本部を設置して指揮体制を確立します。

2 警備要員の措置

- (1) 警備要員は、震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集します。
- (2) 震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は、自所属に参集し、現場警備本部の設置または防災関係機関との連絡調整等にあたります。
- (3) 警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出・救護、避難・誘導等の措置をとります。

3 部隊の配備運用

各警察署においては、被害実態の把握、交通規制、避難・誘導、救出・救護の措置をとります。

大震災が発生した場合は、現場の警察官は命令により、速やかに第2節の交通規制措置をとります。

第2節 交通規制

第1 交通対策（警視庁）

1 交通規制の実施

大震災（震度6弱以上の地震により多数の人的被害が生じた災害をいう。）発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保する交通規制（第二次交通規制）を実施します。

また、大震災には至らない震度5強の地震発生においても、交通の安全と円滑を図るため、「道路交通法」に基づく交通規制を実施します。

（震災資料編 震3-7-1 交通規制図 参照）

（1）第一次交通規制（「道路交通法」に基づく交通規制）

大震災が発生した場合は、命令により、次の交通措置をとります。

①環状七号線内側への一般車両の流入禁止

都心部の交通量を削減するため、環状七号線において流入規制を実施します。

②環状七号線内側の通行禁止

都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認められる場合には、一時的に環状七号線の内側について区域または路線を指定して広域的に車両の通行を禁止することがあります。

③環状八号線内側への一般車両の流入抑制

信号機制御により、都心方向への流入を抑制します。

④「緊急自動車専用路」の指定

「指定7路線」を緊急自動車専用路に指定し、緊急自動車以外の一般車両の通行禁止規制を実施します。

⑤被害状況等による交通規制の変更

被害状況並びに道路及び交通状況に応じて、①②③④の交通規制を拡大し、若しくは縮小し、または別の路線を指定して交通規制を実施します。

⑥その他の緊急自動車専用路の指定

必要に応じ、「指定7路線」以外の路線を緊急自動車専用路に指定し、緊急自動車以外の一般車両の通行禁止規制を実施します。

（2）第二次交通規制（「災害対策基本法」に基づく交通規制）

被害状況、道路交通状況、災害応急対策進展状況等を勘案し、第一次交通規制から次の第二次交通規制に移行します。

①被災状況等に応じた交通規制

原則として第一次交通規制により実施した交通規制を継続するものとしませんが、被害状況により、規制範囲を拡大、または縮小します。

②「緊急交通路」の指定

被害状況を踏まえ、必要に応じて「指定 35 路線」に掲げる路線の中から、緊急自動車専用路を優先して「緊急交通路」に指定し、災害応急対策に従事する車両以外の通行を禁止します。

③「緊急交通路」の優先指定

第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路を緊急交通路に優先指定し、緊急通行車両（警察、消防、自衛隊等の緊急自動車のほか、災害応急対策に従事する車両）以外の車両の通行を禁止します。

（3）留意事項

①第一次交通規制の前提となる「大震災が発生した場合」とは、警視庁管内に震度 6 弱以上の地震が発生し、多数の人的被害が生じた災害が発生した場合をいいます。

②環状七号線内側への一般車両の流入禁止規制が実施されますが、環状七号線については、規制した車両のう回路とするので規制しません。

③第二次交通規制に示す規制措置はあくまでも基本であって、必要に応じこれによらない規制措置を行います。特に、時間の経過により状況が変化するため、実施する規制措置もこれに対応させていきます。

2 被害状況及び道路交通状況の実態把握

交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプター用テレビ及び各警察署長等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による視察及び東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の防災関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努めます。

3 交通規制の方法等

（1）主要交差点への要員の配置

緊急自動車専用路及び環状七号線を始めとした主要幹線道路の主要交差点に要員を配置して、環状七号線から都心方向への車両の流入禁止及び緊急自動車専用路または緊急交通路における車両の通行禁止の交通規制を実施するとともに、滞留車両の都心部からの流出を促すことにより、都内全域の交通の混乱の解消にあたります。

（2）交通管制システム等の効果的な運用

環状七号線における都心方向への車両の流入禁止及び環状八号線における都心方向への車両の流入抑制を行うに当たっては、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等を効果的に運用します。

（3）装備資器（機）材の効果的な活用

交通規制の実施に当たっては、サインカー、誘導標識車等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用します。

（4）警備業者、ボランティア等の活用

交通規制の実施に当たっては、交差点に配置する要員が不足することを考慮し、警備業者、ボランティア等の協力を得るよう配慮します。

4 緊急通行車両等の確認事務

警察署、交通機動隊本部、交通要点に設ける交通検問所等において緊急通行車両等の確認事務を行います。

5 広報活動

(1) 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、交通規制の実施状況及び交通規制に対する協力の呼び掛け、車両利用の抑制、車両の運転者及び使用者のとりべき措置等についての広報の要請を行います。

(2) 運転者に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施状況について、サインカー、誘導標識車、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとりべき措置について広報を行います。

①原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を運転しないこと

②現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状七号線の外側の道路または緊急自動車専用路若しくは緊急交通路以外の道路または道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと

③首都高速道路及び高速自動車国道を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること

ア 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用または緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用または緊急通行車両用の通行路として空けること。）エンジンを止める。

イ カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。

ウ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。

エ カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示案内または、誘導に従って行動する。

④やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の原則を守ること

ア 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。

イ エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。

ウ 窓を閉め、ドアはロックしない。

エ 貴重品を車内に残さない。

6 震度5強の地震発生に伴う交通対策（「道路交通法」に基づく交通規制）

(1) 交通規制

道路交通が混乱し、または混乱するおそれがある場合は、交通混乱を回避するため、必要に応じて、次の交通対策を実施します。

①環状七号線における都心方向への流入禁止

②環状八号線における都心方向への流入抑制

(2) 主要交差点における交通整理

帰宅困難者の滞留状況、渋滞の発生状況等により、現に混雑している交差点または混雑が予想される交差点において、警察官による交通整理を実施します。

(3) 広報活動

駅周辺、繁華街、幹線道路等の主要交差点に警察官を配置して帰宅困難者及び車両に対する交通整理を行い、交通の混乱が生じないようにします。

第2 海上交通安全の確保

1 船舶交通の整理、指導、制限等

東京海上保安部は、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じまたは生じるおそれがあるときは船舶交通を制限または禁止します。

(1) 船舶海難の発生

(2) 岸壁等係留施設、その他の海上構造物の損壊

(3) 大量の危険物等の海上への流出

(4) いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上への流出

2 危険物積載船の保安措置

東京海上保安部は、危険物積載船の保安について、次に掲げる措置を講じます。

(1) 危険物積載船については、状況に応じて移動を命じ、または危険物積載船周辺の船舶交通を制限し、若しくは禁止します。

(2) 危険物荷役中の船舶については、状況に応じて荷役の中止を命じます。

3 工事作業等の再開

東京海上保安部は、工事作業等を再開するものについて、事故防止のために必要な措置を講じるよう命じまたは指導します。

4 水深検測

東京海上保安部は、東京港及び周辺海域において、船舶交通に支障となる水深の異常が認められた場合は、都港湾局等防災関係機関と密接な連絡をとり、速やかに水深の検測を実施するとともに、海事関係団体等に周知します。

第3節 海上における治安の維持等

1 東京海上保安部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 災害発生海域において、巡視船艇により挙動不審船に対する立入検査及び職務質問等を実施し犯罪の予防・取締りにあたります。

(2) 巡視船艇等により重要施設周辺海域等の警戒を実施します。

(3) 警察及び公安機関等と連絡を保ち、治安情報等の収集にあたります。

第8章 避難に関する計画

地震時には建物倒壊や延焼火災の拡大や土砂崩れ等の発生が考えられ、区民等が避難する場合があります。

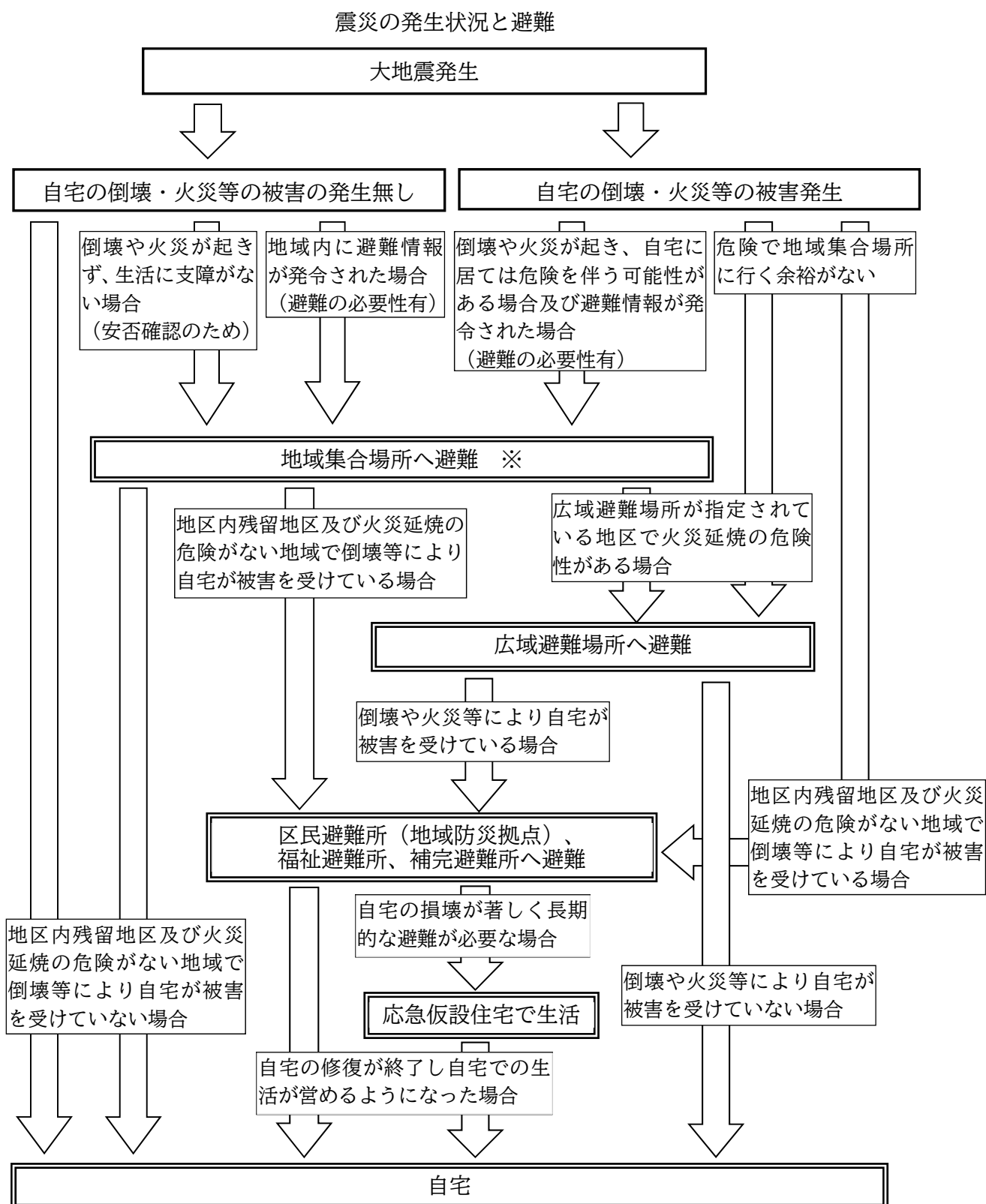
災害時における人的被害を無くすことを目的とし、防災関係機関が一体となって避難誘導にあたるための必要事項及び被災者を収容する避難所等について定めます。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区	○区民避難所（地域防災拠点）・福祉避難所の開設着手・運営 ○避難指示 ○警戒区域の設定 ○避難誘導	○避難者の受付・安否確認 ○東京都に被害状況、資器材の調達状況等を報告	○ボランティアの受け入れ ○東京都に報告（他地区への移送要請等） ○避難者把握・他地区への移送 ○ボランティア宿泊施設の確保 ○避難者の受け入れ	
警察署		○避難誘導 ○要配慮者の避難誘導	○避難所の警戒視察 ○避難者に対する情報提供	
消防署		○避難誘導 ○要配慮者の避難誘導	○避難所の警戒視察 ○避難者に対する情報提供	
交通機関等	○旅客公衆に避難の勧告・指示 ○関係箇所への報告・110番・119番通報 ○防災ネットワークの確立（社員の応援要請）	○避難者の誘導 ○避難者を広域避難場所へ移送		

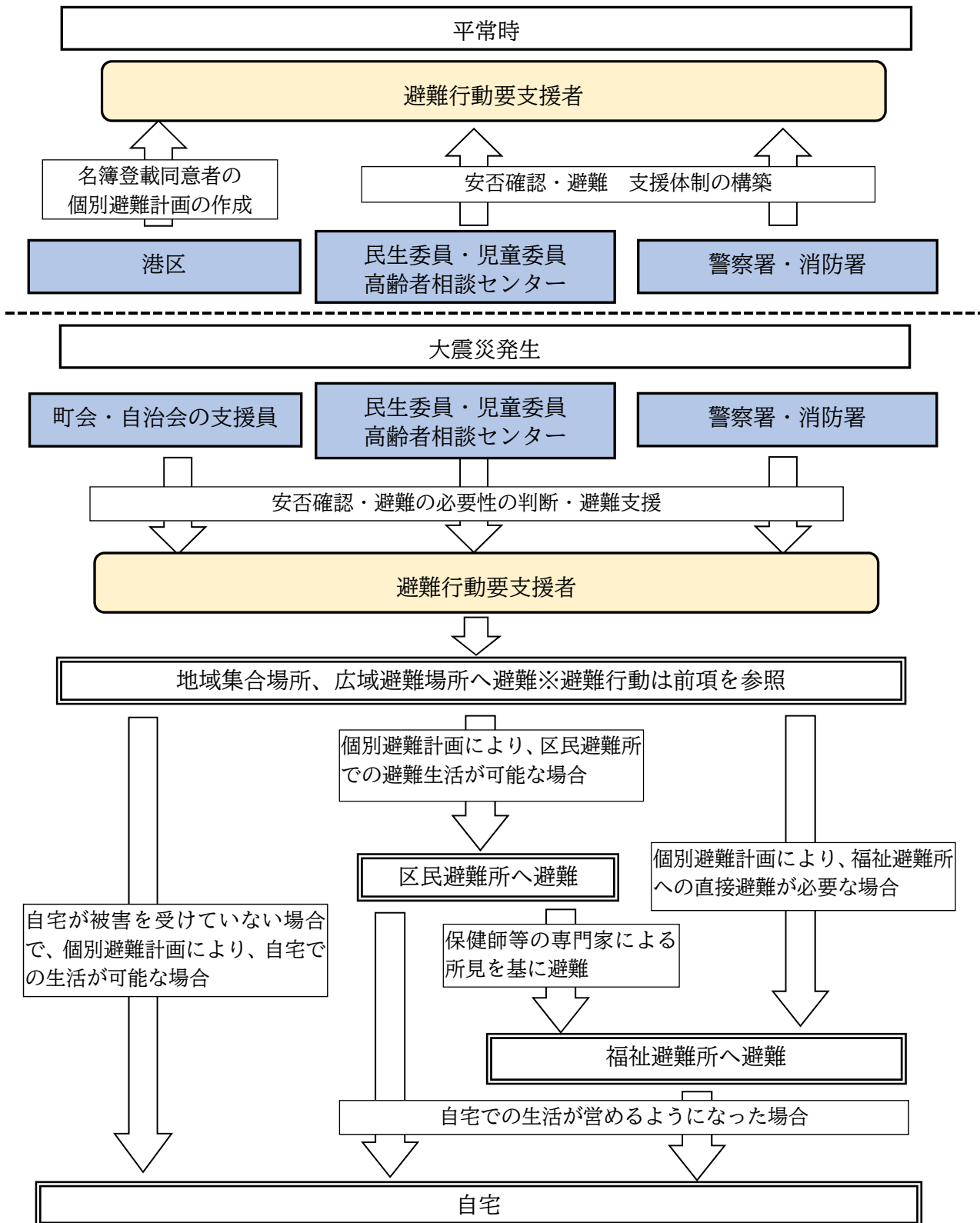
第1節 震災の発生状況と避難の関係

大地震の発生から応急対策の終息までの避難の流れは、下記のとおりです。



※ 発災後、自宅または避難所で生活をする場合、自宅の被害状況等を確認し、生活が出来るか否かを判断します。

避難行動要支援者³⁴の大地震の発生から応急対策の終息までの避難の流れは、下記のとおりです。



³⁴ 避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者や障害者など特に配慮を要する者）のうち、災害時の避難行動に特に支援を必要とする者を言います。

第2節 避難情報の発令

第1 区役の役割

区は、災害が発生するおそれがある場合に、避難情報を発令します。

警戒 レベル	避難情報	区民等に求める行動
警戒 レベル 5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒 レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒 レベル 3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 - 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者と障害のある人（その人の避難を支援する人を含む。）（以下「高齢者等」という。）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 - 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

第2 避難指示・危険区域の設定等の発令権限

- 「災害対策基本法」第60条の規定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、区長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができます。また、避難が必要になると見込まれる場合には、区長は予め高齢者等避難を発令し、高齢者等に対しては避難行動を開始するよう呼びかけます。
- 区長が上記の立退きを指示することができないとき、または区長から要求があったときは、同法第61条の規定に基づき、警察官または海上保安官は、必要と認める地

域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きまたは緊急安全確保措置を指示することができます。

- 3 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告します。
- 4 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、区長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示します。
- 5 区長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行います。
- 6 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命じます。

第3 津波災害に関する避難指示等の発令基準及び対象地域

1 津波災害に関する避難指示等の発令基準

避難指示	下記のいずれかの場合に、発令する。 ・ 津波警報又は大津波警報が発表された場合 ・ 津波注意報が発表された場合（ただし、警報発表時よりも対象地域を限定する。） ・ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

2 津波災害に関する避難指示等の対象地域

① 大津波警報が発表された場合

区内全域

② 津波警報が発表された場合

区が独自に実施した津波シミュレーションにおける“「元禄型関東地震（マグニチュード8.2）」が発生し、防潮施設（防潮堤、水門）が機能せず、液状化により50 cmの地盤沈下が発生した場合”の浸水区域（津波ハザードマップで示す区域）を含む町丁目

③ 津波注意報が発表された場合

お台場海浜公園内（砂浜）

第4 避難指示等の発令時の区と防災関係機関の連携

- 1 区長は、避難指示等を発令する際には、原則として、事前に警察署長及び消防署長に通知します。

2 火災の発生、津波の来襲、土砂災害等の危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認められるとき、または区長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行います。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知します。

3 消防署は、区長の要請を受けた場合、災害状況及び消防力の余力に応じて消防署員及び消防団員が居住者等の避難誘導を実施します。

第5 避難指示等の発令基準や対象地域、避難行動の周知

区は避難指示等の発令基準や避難行動について、あらかじめ、その対象となる地域の区民等に周知します。周知にあたっては、ハザードマップ等を活用します。

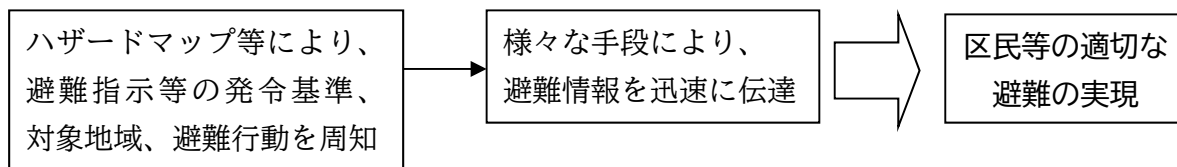
第6 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、第2部第9章情報連絡体制に定める伝達方法に準じ、防災行政無線の活用及び警察署、消防署、消防団、防災住民組織、または町会・自治会等の協力を得て、当該地域の区民等に迅速に伝達します。

【区民等の適切な避難につなげるための区の取組】

(平時)

(災害が発生するおそれがあるとき)



第3節 避難・誘導

第1 区の役割

- 1 避難誘導
- 2 避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認
- 3 区民避難場所（地域防災拠点）におけるトイレ機能の確保
- 4 避難指示等の発令

第2 避難・誘導計画

1 事前避難

区の地域に津波警報等が発表され、区民等の避難が必要になった場合には、区は、防災行政無線放送等を通じて、要避難者に対し、指定した避難場所への避難を指示します。

2 発災時の避難・誘導

(1) 区

区民等が避難しなければならない事態に至った場合に区は、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会（自治会）、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリー

ダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導します（2段階避難方式）。避難誘導には、防災行政無線放送や防災情報メール、港区防災 Web ポータル等を用います。ただし、津波浸水想定区域の居住者等は、「立退き避難」を基本とし、高台、津波避難ビル・津波タワー等の指定緊急避難場所等、可能な限り安全な場所への立退き避難を行います。

なお、広域避難場所への避難は、区全域の人々の一斉避難を想定した地区割当に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること）とします。

避難指示等を発令するいとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所等への直接避難も行います。

震災時における避難場所等の運用は原則として区が行い、運営は地域防災協議会を中心とした区民による避難所運営組織が行います。ただし、区のみに対応が困難な場合は東京都が補完します。

高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局、多文化共生担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行います。

区は、以下のとおり避難場所等におけるトイレ機能の確保に努めます。

- ・学校のプール、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。
- ・水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- ・避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区市町村がマンホールトイレ等を設置する。

（水防法に基づく立退き指示）

水防法第 29 条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができます。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければなりません。

（2）警察署

地域集合場所に集合した区民、事業所等の班長・管理者等のリーダーを中心に編成した集団単位で、指定された避難所等に避難させます。

この場合、病人、高齢者、障害者等の要配慮者は優先して避難させます。

避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行います。

火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、区民・事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じます。

避難場所においては、所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被

害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努めます。

(3) 消防署

港区災害対策本部長等から区民に対して、避難指示が行われた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、防災関係機関と連携し、当該避難の指示の伝達を行います。

①避難指示が出された場合には、災害の規模、気象状況、道路橋りょうの状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区等に通報します。

②避難が開始された場合は災害状況及び消防力の余力に応じて消防団と協力し、避難指導を行います。

③避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難道路、避難場所の安全確保に努めます。

3 区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の通信確保

区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、NTT 東日本は、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に避難した区民等の通信を確保するため、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に特設公衆電話（事前設置）の設置を推進しています。

避難所ごとの設置台数は、震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-8-1 特設公衆電話（事前設置）場所 参照）

4 広域避難場所への職員の配置

広域避難場所への職員の派遣については、1 広域避難場所あたり 5～10 人程度とします。

第4節 区民避難所（地域防災拠点）、補完避難所及び福祉避難所

第1 区の役割

- 1 区民避難所（地域防災拠点）を開設します。
- 2 区民避難所への避難者が増加し、受け入れきれない場合などは補完避難所を開設します。
- 3 福祉避難所を開設します。
- 4 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所の運営等対策を実施します。
- 5 区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合、野外等に受入施設を開設します。
- 6 食料・生活必需品等を供給します。
- 7 区民に対する健康相談を実施します。
- 8 飲料水の安全確保を実施します。
- 9 食品の安全確保を実施します。
- 10 避難者に対する食品の衛生的な取扱指導を実施します。
- 11 区民避難所（地域防災拠点）におけるトイレ機能を確保します。

- 12 公衆浴場の確保及び区民への情報提供を行います。
- 13 感染症予防についての避難者への周知、患者発生時の感染拡大防止対策を実施します。
- 14 区民避難所（地域防災拠点）における防火安全性を確保します。
- 15 区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼養場所の確保及び適正飼養の指導等を行います。
- 16 区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼養状況の把握及び東京都・関係団体への情報提供を行います。
- 17 区民避難所の円滑な運営のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図ります。

第2 区民避難所（地域防災拠点）

1 区民避難所（地域防災拠点）の開設

災害発生後、港区災害対策本部は開設する区民避難所（地域防災拠点）を指定し、各災対地区本部に対し、開設を要請します。

- （1）港区災害対策本部長は、区民避難所（地域防災拠点）を開設した場合は直ちに東京都災害対策本部長に報告するとともに、防災関係機関に連絡します。また、都福祉局への報告は原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行います。
 - （2）区民避難所を開設した場合は、管理責任者を配置することとし、管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努めます。
 - （3）各災対地区本部長は、港区災害対策本部長から区民避難所（地域防災拠点）への職員派遣の指令を受けた場合、直ちに職員を派遣します。
 - （4）区民避難所（地域防災拠点）は、耐震、耐火造の施設とし、原則として震災資料編に掲げる「区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表」の中から、応急危険度判定を実施した上で、倒壊等危険のおそれがないことを確認し、開設します。
- （震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）**
- なお、区民避難所（地域防災拠点）の開設、縮小、閉鎖に当たっては、学校教育の確保について配慮します。
- （5）何らかの事情により区民避難所（地域防災拠点）が開設されない場合または区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合には、必要に応じて都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設の活用など、上記以外の施設を指定し、区民避難所（地域防災拠点）とします。また、状況により、一時的に被災者を収容するため、野外に収容施設を設置します。
 - （6）区民避難所（地域防災拠点）の開設状況は、港区ホームページや港区防災Webポータルにより区民に周知します。なお、港区防災Webポータルにおいて収容人数と実際の避難者数を適時発信します。

(7) 区民避難所（地域防災拠点）の収容人数が超過した場合または超過する恐れがある場合は、避難者を他の区民避難所（地域防災拠点）へ誘導します。

(8) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めます。

2 収容基準

港区の区民避難所（地域防災拠点）の収容可能人員は、震災資料編に掲げる「区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表」のとおりです。

(震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照)

3 区民避難所（地域防災拠点）に収容する被災者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

住家が被害を受け居住の場所を失った者

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

① 高齢者等避難及び避難指示等の対象区域に居住する者

② 高齢者等避難及び避難指示等は発せられないが緊急に避難することが必要である者

4 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

(1) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

区民避難所（地域防災拠点）に配置する職員は、各災対地区本部の所属職員の中から充当します。該当職員には区民避難所（地域防災拠点）及び出勤方法、任務等について説明し、周知徹底します。

(2) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員数

区民避難所（地域防災拠点）配置人員は、区民避難所（地域防災拠点）の規模に応じて1か所あたり2～5人程度とします。配置に際し、各災対地区本部の区民避難所（地域防災拠点）担当課の職員のみでは充当が困難なときには、災対各部の応援職員をもって充当します。

5 区民避難所（地域防災拠点）の運営

区民避難所（地域防災拠点）は、地域防災協議会を中心とした区民（避難者と在宅避難者）による避難所運営組織が主体的に運営することを基本とします。

(1) 区民避難所（地域防災拠点）は、区職員と地域防災協議会を中心とした区民からなる運営会議によって運営します。

(2) 区民避難所（地域防災拠点）への指示命令は、各災対地区本部が行います。

(3) 区民避難所（地域防災拠点）の運営に当たっては、「港区避難所運営マニュアル」を基本とし、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者に十分に配慮するとともに、女性や性的マイノリティの視点を反映した運営とします。

(4) 区民避難所（地域防災拠点）の運営に当たっては、「避難所における感染症対策マニュアル」に基づき、感染症対策を徹底します。

6 区民避難所（地域防災拠点）における任務

（1）区民避難所（地域防災拠点）の開設及び閉鎖

（2）収容者の受付

（3）収容者の班編成

適当な人員（約30名程度）ごとに班を編成し、班長を定めます。班長は連絡その他、区職員の業務に協力します。

（4）収容

（3）によって編成された班を適当数まとめ、体育館等一定の場所に収容します。また、高齢者を含む男女別への配慮などによるプライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親等への配慮を行い、被災者の性別等も踏まえ更衣室や授乳室の確保に努めます。

（5）物資の受払

区民避難所（地域防災拠点）に配布された食料品等物資の受払

（6）記録

①記録事項は次のとおりです。

ア 避難所収容台帳	（様式1）
イ 避難所応急名簿	（様式2）
ウ 避難者名（世帯用）	（様式3）
エ 収容者名簿	（様式4）
オ 物品受払簿	（様式5）
カ 収容状況調書	（様式6）
キ 救助物資等支給状況調書	（様式7）
ク 避難所日誌	（様式8）
ケ その他	

（震災資料編 震3-8-2 避難所運営（様式） 参照）

②①のエ・オは、8時、12時、18時の状況を記録します。

（7）報告

区民避難所（地域防災拠点）配置職員は、設置されている地区の災対地区本部長に、次の事項を報告します。

①区民避難所（地域防災拠点）の開設（閉鎖）報告

②区民避難所（地域防災拠点）状況報告 8時、12時、18時

③給食

見込人員 朝食 昼食 夕食

済人員 // // //

④その他随時状況により報告をします。

7 区民避難所（地域防災拠点）における動物の適正な飼養

災害時には、負傷または逸走する動物が多数生じると同時に、多くの飼養動物（ペ

ット）が飼い主とともに区民避難所（地域防災拠点）に同行避難してくることが予想されます。「区民避難所におけるペット対応マニュアル」に基づき、区民避難所（地域防災拠点）における飼養場所を確保します。

また、公益社団法人東京都獣医師会中央支部の協力を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持にも努めます。

8 相談やこころのケアができる体制

港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を開設します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回し、避難者のこころのケアを行います。

9 その他

（1）避難所における物資の配給方法等

食料等物資の配給は、班長を通じて各班ごとに行います。

（2）給食内容及び方法

原則として、乾パン・ビスケット（1・2食目） → アルファ化米（3～9食目） → 米飯（それ以降）の順に行います。

以後、漸次可能な限り米飯の炊き出しによる給食を行うものとします。

また、おかゆ等については、高齢者等に対して優先的に給食します。

（3）情報提供

区民避難所（地域防災拠点）に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。また、避難者による安否確認や情報収集を行いやすくする通信手段について、発災時の速やかな確保、適切な利用の誘導に努めます。

（4）支援物資の提供

区民避難所（地域防災拠点）を地域の防災拠点とし、避難者の他、区民避難所（地域防災拠点）に避難していない在宅避難者等の被災者についても支援物資の提供を行います。

（5）避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

区民避難所（地域防災拠点）での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理もと適切に行います。

第3 補完避難所

1 補完避難所の開設

区民避難所への避難者が増加し、受け入れきれない場合は、民間施設等を補完避難所として開設します。

2 補完避難所の運営

補完避難所の運営は、施設職員のほか、避難者が協力して行います。

第4 福祉避難所

1 福祉避難所の開設

避難行動要支援者のほか、区民避難所（地域防災拠点）で生活することが事実上困難な人（介護等のケアが必要な高齢者や障害者等）について、安否確認ののち、介護サービスの維持と必要な生活物資の配送等の支援を行うため、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が行い、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害保健福祉センター等の福祉避難所を施設職員が開設し、介護等（医療行為を除く）の必要なサービスを提供します。

避難者の決定や避難方法について、個別避難計画に基づき、関係機関（医師、看護師、高齢者相談センター管理者、介護事業者、障害福祉サービス提供事業者等）と情報交換します。

2 福祉避難所への指示命令

福祉避難所への指示命令は、災対高齢者支援課、災対障害者福祉課が行うこととし、優先度の高い高齢者や障害者等のデータを活用して、必要な支援を行います。

3 福祉避難所の運営

福祉避難所は、当該施設の職員が主体となって運営することを基本とします。なお、福祉避難所の施設職員は、災害時に施設入居者や通所者の安全確保等の役割も担うことから、受け入れ定数の避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を充実します。

福祉避難所の運営が円滑に行われるよう「福祉避難所運営マニュアル」を整備します。

4 福祉避難所における任務

（1）福祉避難所の開設及び閉鎖

（2）関係機関への連絡

福祉避難所の開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等について、所定の様式による都福祉局及び地元警察署、消防署等関係機関へ連絡します。

（3）収容者の受付

（4）収容

施設入所者とは別に、避難者を収容します。また、高齢者や障害者等への配慮などによるプライバシーの確保に努めます。

（5）物資の受払

福祉避難所に配布された食料品等物資の受払

（6）記録

①記録事項は次のとおりです。

ア 避難所収容台帳 （様式1）

- イ 避難所応急名簿 (様式2)
- ウ 避難者名(世帯用) (様式3)
- エ 収容者名簿 (様式4)
- オ 物品受払簿 (様式5)
- カ 収容状況調書 (様式6)
- キ 救助物資等支給状況調書 (様式7)
- ク 避難所日誌 (様式8)
- ケ その他

(震災資料編 震3-8-2 避難所運営(様式) 参照)

②①のエ・オは、8時、12時、18時の状況を記録します。

(7) 報告

福祉避難所の責任者は、高齢者施設は災対高齢者支援課長に、障害者施設は災対障害者福祉課長に、次の事項を報告します。

①福祉避難所の開設(閉鎖)報告

②福祉避難所の状況報告 8時、12時、18時

③給食

見込人員 朝食 昼食 夕食

済人員 // // //

④その他随時状況により報告をします。

5 相談やこころのケアができる体制

福祉避難所に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行います。

6 避難者への介護サービスの実施体制

福祉避難所施設職員のほか、災害時協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における入浴介護やリハビリテーションなどの介護サービスを実施することで、避難者への支援を強化します。

7 その他

(1) 物資等の配給方法等

食料等物資の配給は、避難者の状況を勘案しながら施設長を通じて、施設職員や専門知識をもつ職員が行います。

(2) 情報提供

福祉避難所に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

(3) 感染症対策

福祉避難所の運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を徹底します。

(4) 避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

福祉避難所での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第5 開設期間

区民避難所（地域防災拠点）、補完避難所及び福祉避難所の開設期間は原則として7日以内とします。

ただし、7日以内に区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の閉鎖が困難な時は、事前に都知事と協議し、開設期間を延長します。

第5節 避難者の他地区への移送

第1 区の役割

1 移送元

- (1) 移送について都知事(都福祉局)に要請します。
- (2) 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣します。
- (3) 移送の際に添乗します。
- (4) 移送後の避難所運営を行います。

2 受入れ側

- (1) 受入態勢を整備します。
- (2) 移送後の避難所運営への協力

第2 移送計画

- 1 避難者を区内の避難所では収容できないときは、避難者の他地区への移送について東京都へ要請するとともに、災害時支援協定等にもとづき、避難者を他自治体に移送します。
- 2 移送については、東京都と区の協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、区と東京都及び防災関係機関の協力を得て実施します。
また、要配慮者の移動手段については、区で調達が困難な場合は、東京都及び防災関係機関の協力を要請します。
- 3 避難者を他地区に移送する場合は、区職員のうちから避難所管理者を定め、移送先で避難所運営が可能な体制を組んだ上で区職員を派遣するとともに、移送にあっては引率者を移送車両等に添乗させます。
- 4 東京都から被災者の受入を指示された場合や災害時協定等に基づき被災者の受入を要請された場合は、受入態勢を整備します。

移送された被災者の避難所の運営は移送元の区が行い、被災者を受け入れた区は運営に協力します。

第6節 大震災発生後の防犯対策

大震災が発生した場合、多くの区民等が避難所に避難することにより、自宅や会社、店舗等が無人になることが多くなり、それを狙う空き巣や出店荒らし等の侵入窃盗事件等の発生が考えられます。また、避難所においても、多くの人たちが出入りすることから、金銭や物品の盗難、性犯罪等の発生が懸念されます。

さらに、東日本大震災の発生時には、震災の影響により節電対策がなされ、街路灯や防犯灯の一部消灯などが問題となりました。

災害発生地域以外の地域においても、主に高齢者を対象とする、被災地への募金を騙った特殊詐欺や震災対策を口実とした悪質商法等の発生の可能性もありました。

第1 防犯情報等の周知・啓発活動

1 犯罪防止のための情報提供

災害発生時の犯罪防止のため、区では警察署等と情報交換を綿密に行うなど連携を強化し、港区公式ホームページ等を活用して、区民等へいち早く犯罪情報や注意事項について情報提供します。

2 防犯意識の啓発活動

災害時に犯罪被害に遭わないようにするためには、普段から、区民の皆さん一人ひとりが「自分たちのまちの安全は自分たちが守る」という意識のもと、自らの防犯意識を高めることが重要です。地域の防犯活動に区、区民、警察等が協働して取り組むなどして地域防犯力を高めます。

3 大震災発生後における防犯パトロール活動

大震災発生後は、地域の犯罪発生状況を速やかに把握し、警察と連携してパトロール等の防犯対策に取り組めます。

第9章 要配慮者の支援態勢

地震災害発生時における要配慮者の安全な避難体制の確保に向け、基本的な対応事項について示します。

第1節 災害時の対応

第1 区の役割

- 1 要配慮者や支援関係者等に対し避難指示等を伝達します。
- 2 避難誘導を実施します。
- 3 要配慮者に関する情報収集、安否確認を行います。

第2 時間経過別の対応

1 避難指示等発令後の対応

(1) 情報の提供

事前に整備している情報伝達手段を活用し、高齢者等避難、避難指示等を伝達します。

(2) 支援体制の確認

各所管において、予め構築している支援体制の確認を行うとともに各支援関係者に対し支援準備態勢をとるよう連絡を行います。

2 発災後の対応

(1) 避難行動要支援者対策室の設置

港区災害対策本部設置後、避難行動要支援者の対策については、災対保健福祉課が対策室の指揮をとり、災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対みなと保健所と連携して対応します。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

発災後、避難行動要支援者に対し予め定められた介護事業者や障害福祉関係事業者等は、避難行動要支援者名簿を活用して、災害時協定に基づき安否確認を行います。

また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者に対しては、継続的に安否確認を行います。

災対児童相談所は、一時保護所に入所している児童の安全を確保するとともに、児童福祉施設等に入所中の児童の安否を確認し、児童相談所長に報告します。外出等により安否が確認できない場合は、外出先等に連絡又は訪問するなどして確認します。

(3) 福祉施設からの情報収集や福祉避難所の開設

高齢・障害者施設や保育園等の福祉施設について、災害発生直後から情報収集・連絡を行い、迅速に支援します。

また、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対保健福祉課へ行い、災害対策本部と協議の上、福祉避難所の開設及び運営の指示命令を行います。

3 発災数日後の対応

(1) 区民避難所（地域防災拠点）から福祉避難所、医療機関等への搬送

避難所生活では、十分な医療的対応や介護サービス等が受けられないため、避難所生活が困難な要配慮者については、必要に応じて福祉避難所や福祉施設、医療機関等への搬送を行います。

その際には、避難所運営に当たっている地域防災協議会や災害ボランティア、災対地区本部、災対みなと保健所、区内福祉施設等が連携し搬送にあたります。

(2) 福祉避難所生活の支援

福祉避難所生活を送る要配慮者一人ひとりのニーズを把握し、寒暖対策、高齢・障害者用の食事、衛生の確保等に配慮します。

また、障害者支援を行う福祉避難所において、専門職等による障害特性に応じた支援を24時間体制で行えるよう、区内の障害福祉関係事業者から福祉避難所に職員派遣等応援を受けるための協定の締結を進めています。

(3) 在宅生活の支援

災対保健福祉支援部が中心となり、福祉関係事業者等に協力の要請をし、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者を定期的に訪問して安否の確認及び情報提供等を行います。

(4) 相談窓口の設置

福祉避難所等に要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者のニーズを把握します。

また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者のために、災対保健福祉支援部内に相談窓口を設置します。

4 支援関係者の安全確保

災害時の対応に当たっては、支援関係者は本人や家族等の安全確保を第一とし、二次災害等に遭わないように自身の安全確保に努めながら要配慮者を支援するよう周知します。

第10章 救助・救急計画

震災時には、建物等の倒壊、看板・窓ガラス等の落下、火災等の発生により救助・救急事象が発生することが予想されるので、防災関係機関との協力体制を確保し、迅速、的確な対応により救助・救急活動の万全を期すことが必要です。

本章においては、これら救助・救急に関して必要な事項を定めます。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
消 防 署	○警防本部運用による消防活動（救助・救急活動）			
	○災害規模に応じて署隊運用による消防活動（救助・救急活動）			
	○災害規模に応じて方面隊運用による消防活動（救助・救急活動）			

第1節 防災関係機関の救助・救急態勢等

第1 消防署の救助・救急活動

1 基本方針

地震発生に伴い、多数の救助・救急事象に対し、消防部隊及び資器材を最大活用した組織的な活動を行います。

また、防災関係機関及び東京 DMAT 並びに防災住民組織等と連携した救護活動を行います。

2 活動態勢

第6章第1節の消防署の活動態勢によります。

3 活動の内容

（1）救助活動

地震発生に伴う災害の規模、態様等に応じ、救助隊が所定の計画に基づき、救助資器材を活用して組織的な救助活動を行います。

（2）救急活動

①傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関へ迅速に搬送します。

②救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたります。

③傷病者の発生状況により、後方医療施設への搬送について、消防団員、防災住民組織等に自主的な協力を求めるなど防災関係機関との協力を密にし、効果的な救護活動を行います。

④救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実行性のある活動を行います。

4 救助体制の整備

多数の傷病者の発生が予想される救助事象に対応するため、高度な知識・技術を有する救助隊員を育成し、さらに救助資器材を整備し、迅速かつ円滑な人命救助体制の充実強化を図ります。

また、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」等を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図ります。

第2 警察署の救出・救助活動

1 活動内容

(1) 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行います。

(2) 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぎます。

(3) 救出・救護活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用します。

(4) 東京消防庁、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期します。

第3 東京海上保安部の救出・救護活動

1 船舶の海難、人身事故等に関する情報を入手したときは、巡視船艇を集中的かつ効率的に運用し、人命救助を最優先に海難救助を実施するものとし、必要に応じ、隣接部署の船艇、航空機及び特殊救難隊の派遣を要請します。

2 負傷者等の救出・救護に当たっては、東京都、日本赤十字社東京都支部、消防庁等防災関係機関と協力して救助活動の実効を期します。

第4 消防団の救出・救護活動

1 消防職員との連携

消防隊及び消防団に配置されている資機（器）材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動を実施します。

2 区民との連携

消防団がリーダーとなり、区民との共助体制を構築し、初期消火・救出・救護活動を実施します。

第5 区民等の自主救出活動の向上

1 救出活動技術の普及・啓発

震災時においては、広域的または局所的に救助・救急事案の多発が予想されることから、区民等による地域ぐるみの救出活動が必要となります。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災住民組織の救出救護班員及び区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進します。

2 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、区民等自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要があります。

このため、区民等に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成する事により自主救護能力の向上を積極的に図ります。

第11章 医療救護等の計画

区の医療救護体制は、二次保健医療圏（区中央部）内での連携を基本としながらも、特に発災直後から72時間程度は、区内の医療資源、とりわけ病院の力を最大限有効に活用して対応する体制とします。

医療機関の災害時の役割分担をその能力と特性により見直すとともに、傷病者等の時間の経過による状況を6区分とし、区内の医療状況と最新の被害想定に基づき、局面に応じた効果的・効率的な医療救護を展開します。

本章では、医療救護活動、保健相談活動、防疫活動、生活衛生活動計画について定め、被災者救護の万全を図ります。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	6h	72h	1w	1m	3m
	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
区	○災対みなと保健所（港区医療救護本部）設置					
	○情報収集・区中央部保健医療圏医療対策拠点との連携調整					
	○医師会等医療救護団本部設置					
	○災害医療コーディネーター活動					
	○避難者、医薬品、医療資器材の情報収集					
	○医療救護所等の設置着手					
	○医療救護活動					
	○医療機関の被害状況調査					
	○区民への医療情報の提供					
	○東京都へ支援要請					
	○医療救護活動拠点設置					
	○災害薬事センター設置					
	○防疫班・消毒班の活動					
消防署	○保健相談活動・生活衛生活動					
	○東京 DMAT 等と連携した救助・救急活動（超急性期まで）					

第1節 医療救護等活動計画

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救出された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

災害時における医療救護の流れは、次のとおりです。

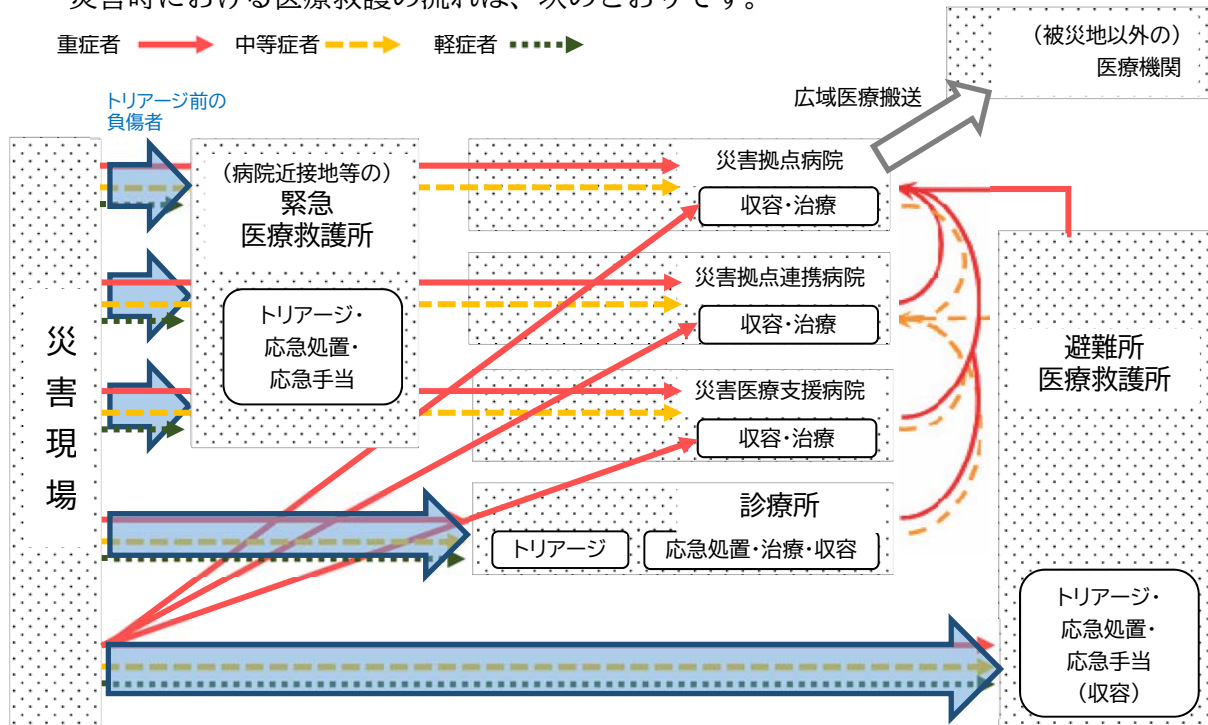


図3-11-1 災害時医療救護の流れ

※災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れます。

災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患対応、その他医療救護活動を行います。

港区の災害時における医療救護の連携体制は、次のとおりです。

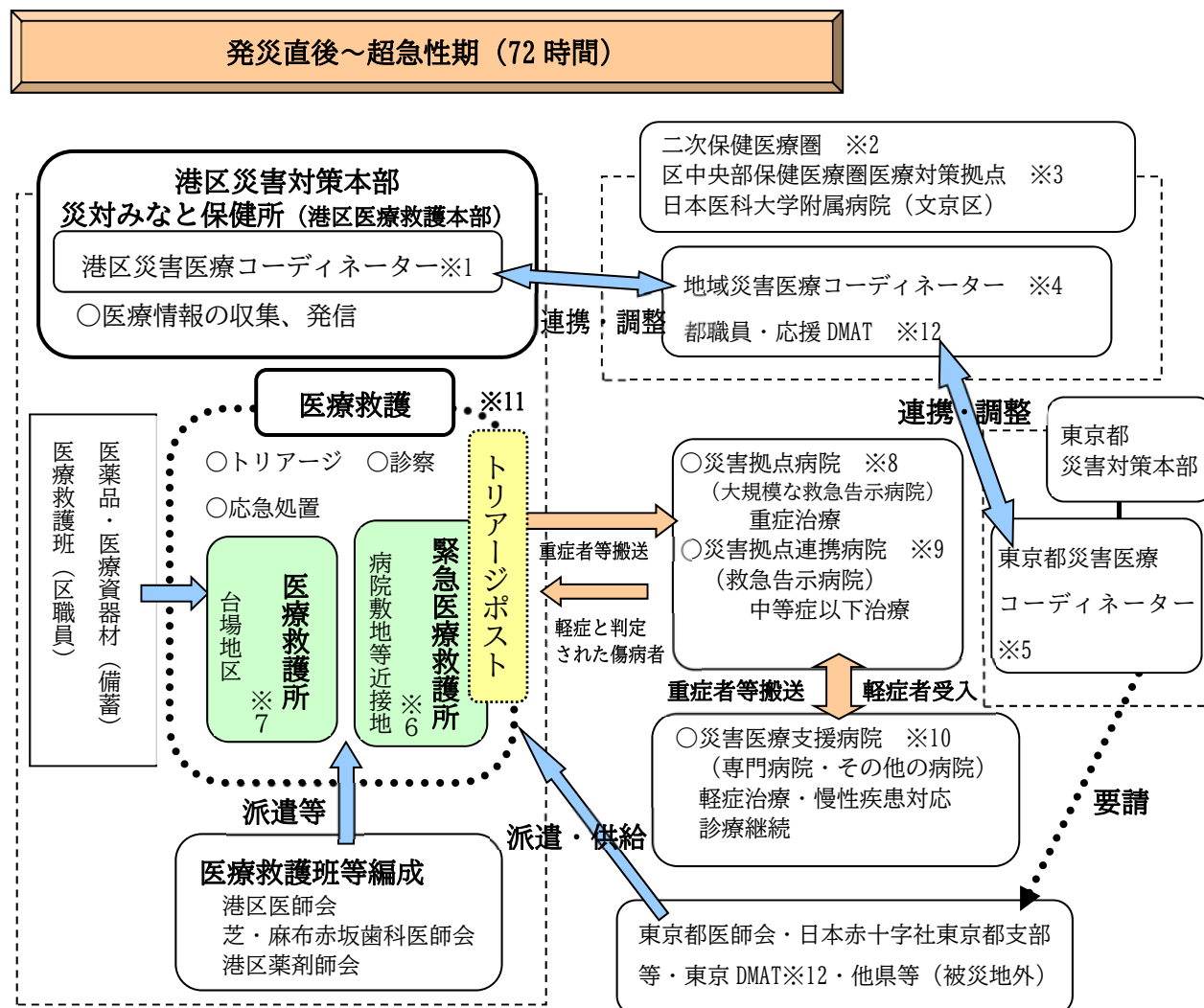


図 3-11-2 医療救護の連携体制(発災直後～超急性期（72 時間）)

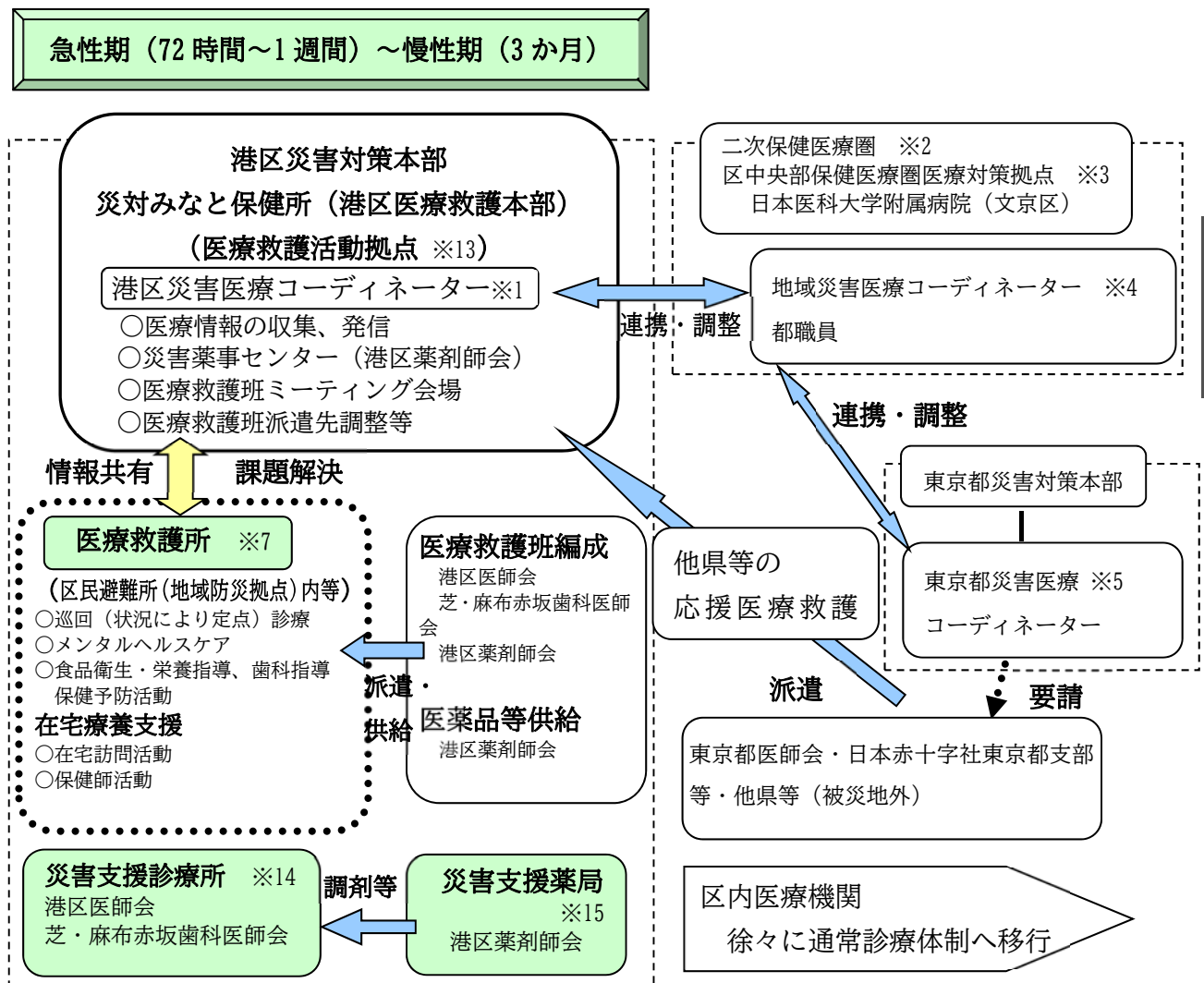


図3-11-3 医療救護の連携体制（急性期（72時間～1週間）～慢性期（3か月））

※用語説明

用 語	説 明
※1 港区災害医療 コーディネーター	港区の医療救護活動等を統括・調整するために必要な医学的助言を行うとともに、東京都地域災害医療コーディネーター等と具体的な調整を行う、港区が指定するコーディネーターをいいます。
※2 二次保健医療圏	特殊な医療を除く、入院治療を主体とした一般の医療需要に対応するために設定する区域であり、主に病院の一般病床及び療養病床の整備を図る地域的単位として設定されています。東京都には島しょ地域を除くと12の二次保健医療圏があり、港区は、千代田区、中央区、文京区、台東区とともに区中央部保健医療圏に属します。
※3 区中央部 保健医療圏 医療対策拠点	東京都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、東京都地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所です。 区中央部保健医療圏では、文京区にある日本医科大学附属病院に設置されます。
※4 地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等の統括・調整を行う東京都が指定するコーディネーターをいいます。
※5 東京都災害医療 コーディネーター	東京都全域の医療救護活動等を統括・調整するため医学的な助言を行う東京都が指定するコーディネーターをいいます。
※6 緊急医療救護所	区が超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置を実施する場所です。
※7 医療救護所	区が「港区地域防災計画」に基づいて、医療救護活動を実施する場所です。避難者を500人以上収容する区民避難所（地域防災拠点）等に巡回診療等により開設します。
※8 災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院で、基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院をいいます。
※9 災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院で、救急告示を受けた病院等のうち東京都が指定する病院をいいます。
※10 災害医療支援病院	専門的医療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患対応等の医療救護活動を行う病院で、災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除いた全ての病院をいいます。
※11 トリアージポスト	トリアージとは、災害などで同時に多数の傷病者が発生した時に、限られた医療資源を出来るだけ有効に利用するため、緊急の処

用 語	説 明
	置により生命が助かる見込みのある傷病者の治療を優先し、生命にはまったく危険のない負傷者の治療を後にするというような、傷病者を重症性と緊急性で分別し、治療の優先順位を決定することをいいます。 トリアージを行う場所をトリアージポストと言い、病院や医療救護所の入り口に設置し、ここで簡便なトリアージ（1次トリアージ）を行い重症・中等症・軽症に分け、重症と中等症は病院に搬送し、軽症者は病院の外に設置する軽症処置テント等で処置をします。中等症以上には身体のどこが問題なのかを2次トリアージで調べて治療を開始します。
※12 DMAT：ディーマツト Disaster Medical Assistance Team	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害派遣チームです。
※13 医療救護活動拠点	区が超急性期経過前後にみなと保健所に設置し、港区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所です。
※14 災害支援診療所	緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応するため、区が既存の診療所・歯科診療所を指定・登録し、発災時に被災を免れた場合は、早期に再開し、軽症治療等を実施します。
※15 災害支援薬局	災害支援診療所の医療機能を維持するため、区が既存の薬局を指定・登録し、発災時に被災を免れた場合は、早期に再開し、調剤や服薬指導を実施します。

第1 情報連絡体制

1 区の役割

- (1) 港区災害医療コーディネーターを中心とする、災害状況に対応した連絡網を構築し、保健所・東京都・区内病院・一般社団法人東京都港区医師会等及び医療救護班との一元的な連絡体制を確立します。
- (2) 災対みなと保健所が一般社団法人東京都港区医師会等から収集した医療機関の被害情報や医療情報等は、港区公式ホームページ等で区民に周知するとともに、保健所、災対地区本部、区民避難所（地域防災拠点）等に掲示します。

2 港区災害医療コーディネーター

災対みなと保健所長の指揮の下、港区災害医療コーディネーターは、区内の医療情報を集約・一元化し、一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班や他県等から派遣される医療救護班等の巡回先などの医療救護活動等の統括及び調整並びに災害医療

に関する助言を行います。

また、東京都地域災害医療コーディネーターへ、区内の負傷者や医療機関の被災状況等を報告し、区内の医療資源が不足する場合には、東京 DMAT や医療救護班等の派遣受け入れを調整します。

第2 災害時医療救護体制

1 区の役割

- (1) 災対みなと保健所に港区医療救護本部を設置します。
- (2) 災害時における医療救護を一次的に実施します。
- (3) 限られた医療資源を活用するため、区内の医療救護活動等を統括・調整します。

2 病院

発災直後から超急性期までは、全ての病院は原則として災害医療対応を行います。病院をその能力と特性により次のとおり分類します。

区分	内容
①災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う。 ※基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院
②災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。 ※救急告示を受けた病院等で東京都が指定する病院
③災害医療支援病院	専門的医療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患対応等の医療救護活動を行う。 ※上記①及び②を除いた全ての病院

（震災資料編 震3-11-1 災害時医療施設 参照）

3 専門的医療（透析、産科、有床等）を行う診療所

診療を継続するとともに、災害医療対応（患者の受入れ等）を行います。

4 助産救護施設

災害時において妊産婦の保護及び新生児の安全を確保するため、助産救護を行う医療機関をあらかじめ指定します。

5 一般診療所、歯科診療所、薬局

医療救護所へ医療救護班としての派遣等を行うとともに、被災を免れた医療機関等は、早期に災害支援診療所、災害支援歯科診療所、災害支援薬局として、災害医療に対応します。

6 緊急医療救護所

区は、超急性期には災害医療機能を維持するため、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院（敷地内または近接地）等に「緊急医療救護所」を設置します。

7 医療救護所

区は、実情に応じて被災者の救護のため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療

救護所」を設置します。

第3 緊急医療救護所、医療救護所、災害支援診療所等

1 区役割

- (1) 区内病院等の敷地内または近接地等に緊急医療救護所を設置します。
- (2) 区民避難所（地域防災拠点）等に医療救護所等を設置します。
- (3) 既存の診療所・歯科診療所・薬局を災害支援診療所等に指定・登録します。

2 緊急医療救護所

(1) 開設

区は、発災直後から超急性期までは、区内の災害拠点病院や災害拠点連携病院等の医療機能が維持できるよう、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置を実施するために「緊急医療救護所」を開設します。開設にあたっては、協定に基づき区が区内病院に対し協力を要請することができます。

緊急医療救護所での医療活動は、災対みなと保健所長が一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部に医療救護班等の出動を要請するか、または地震等災害の規模及び夜間休日等被災時間帯に応じて、一般社団法人東京都港区医師会等の判断により、指定の場所で行います。

区は、緊急医療救護所の開設状況及び医療救護班等の派遣状況を都保健医療局長に報告します。

(2) 設置場所

緊急医療救護所は、原則として次の場所に設置します。

- ①災害拠点病院の敷地内または近接地
- ②災害拠点連携病院等の敷地内または近接地
- ③災害医療支援病院の敷地内または近接地
- ④災害医療の効果的な実施のため、災対みなと保健所長が必要と認める場所

3 医療救護所

(1) 開設

区は、急性期・亜急性期に、区民避難所（地域防災拠点）等の被災者が医療救護等を必要とするときは、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応するため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療救護所」を開設します。必要に応じて慢性期から中長期まで延長する場合があります。

医療救護所での医療活動等は、災対みなと保健所長が一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部に医療救護班等の出動を要請し、原則として巡回診療で行い、被災者の状況によっては定点診療で行います。

区は、医療救護所の開設状況及び医療救護班等の派遣状況を都保健医療局長に報告します。

(2) 設置場所

医療救護所は、原則として次の場所に設置します。

①おおむね 500 人以上収容の区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所

②台場地区

台場地区については、区域内に医療施設が乏しいため、発災直後から公共施設に「医療救護所」を開設します。また、交通が途絶し孤立することを考慮し、東京都や隣接区と密接に連携できるよう、事前に調整します。

③その他災対みなと保健所長が必要と認める場所

4 災害支援診療所、災害支援歯科診療所、災害支援薬局の指定・登録

緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応するため、既存の診療所・歯科診療所・薬局を災害支援診療所、災害支援歯科診療所、災害支援薬局として指定・登録し、発災時に被災を免れた場合は、早期に再開し、軽症治療等を実施します。

第4 医療救護活動拠点

1 区の役割

医療救護活動拠点をみなと保健所に設置します。

2 活動内容

超急性期経過前後に、港区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等をします。

第5 医療救護班等

1 区の役割

(1) 一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請します。

(2) 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、東京都に対し応援を要請します。

2 医療救護班等の編成・派遣

災対みなと保健所長は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、協定に基づき一般社団法人東京都港区医師会等に医療救護班等の編成及び医療救護所等への派遣を要請します。なお、地震等災害の規模及び夜間休日等被災時間帯に応じて、一般社団法人東京都港区医師会等の判断により、編成及び派遣を実施します。

3 医療救護班等の活動内容

(1) 緊急医療救護所での活動

発災直後から超急性期にかけて、病院前トリアージで軽症と判定された傷病者の応

急処置・治療を中心として活動し、次に掲げる業務全般を行います。

また状況によって、病院の実施するトリアージへの支援を行います。

- ①傷病者に対する応急処置・治療（歯科を含む）
- ②病院への移送の要否及び移送順位の決定
- ③移送困難な患者に対する医療
- ④死亡の確認
- ⑤その他

（２）医療救護所での活動

急性期・亜急性期（台場地区では、超急性期から）に、避難所等の保健室や集会室等を利用した医療救護所において、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応します。必要に応じて慢性期から中長期まで延長する場合があります。

原則として巡回診療で、被災者の状況によっては定点診療で、次に掲げる業務全般を行います。

- ①傷病者に対する応急処置・治療（歯科を含む）
- ②病院への移送の要否の決定
- ③移送困難な患者に対する医療
- ④死亡の確認
- ⑤その他

（３）東京 DMAT チームとの連携

発災直後からの救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京 DMAT チームと連携して行います。

4 東京都に対する応援要請

港区災害医療コーディネーターは、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の医療救護班等の活動だけでは十分でないと認めるときは、東京都地域災害医療コーディネーターを通じて応援要請を行うほか、災対みなと保健所長に、都保健医療局長及びその他防災関係機関に協力を要請するよう助言し、調整します。

第6 医薬品、医療資器材の調達

1 区の役割

（１）災害薬事センターを設置します。

（２）医療救護班等が医療救護所で使用する医薬品、医療資器材は、区が備蓄している物資、一般社団法人東京都港区医師会及び公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会の医療救護班等が携行する医薬品等、並びに必要な応じ協定に基づき、一般社団法人東京都港区薬剤師会等により供給される医薬品等を使用します。

- (3) 災対みなと保健所長は、区の備蓄医薬品等で不足が生じた際は、都保健医療局に東京都の備蓄の供給を要請するとともに、協定に基づき医薬品等の卸売販売業者から調達します。

また、被害が極めて甚大で区の行政機能が喪失され、自ら医薬品等を調達できない事態が発生した場合は、東京都に支援を要請し、東京都が区に代わって調達を行い、医薬品等を供給します。

2 災害薬事センター

(1) 設置

医療救護所等への医薬品の供給拠点となる災害薬事センターをみなと保健所に設置します。

(2) 港区災害薬事コーディネーター

港区災害薬事コーディネーターには、一般社団法人東京都港区薬剤師会が推薦する者を選任します。

港区災害薬事コーディネーターは、港区災害医療コーディネーターに協力して、医療救護所等で必要な医薬品等の調達・供給、薬剤師班派遣業の調整を行います。

第7 医療救護班等の移動及び医薬品・医療資器材の搬送

1 区の役割

各災対地区本部、災対総務部が災対みなと保健所と協力して行います。

2 活動内容

医療救護班等は、原則として徒歩、自転車等により、自力で医療救護所等へ移動します。医療救護班等が自力で移動することが困難な場合は、区が移送します。

医薬品・医療資器材の搬送については、庁有車、雇上げ車両、リヤカー・台車等で搬送します。

また、医薬品等を卸売販売業者から購入する場合、医療救護所、区民避難所（地域防災拠点）等で必要となる医薬品等は、災害薬事センターが取りまとめて、卸売販売業者へ発注します。

卸売販売業者は医療救護所へは直接納品します。区民避難所（地域防災拠点）等で使用する医薬品等は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師班が区民避難所（地域防災拠点）等の住民へ服薬指導をしたうえで、配布します。

発災直後において道路通行が不可能なときは、都建設局と連携し、医療救護班の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用します。移送にあたっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施します。

第8 災害拠点病院等への搬送

1 災害拠点病院等

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者は、災害拠点病院、災害拠点連携病院等の病院に搬送し治療を行います。

2 搬送体制

- (1) 医療救護班等は、災害拠点病院等に収容する必要がある者を搬送するよう、災対みなと保健所長に要請します。災対みなと保健所長は、港区災害医療コーディネーターと調整のうえ、港区災害対策本部長に搬送を要請します。
- (2) 港区災害対策本部長は、搬送の要請を受けた場合、次により対応します。
 - ①消防署に、救急車の出動による搬送を要請します。
 - ②庁有車、雇上げ車両等により、災対総務部と各災対地区本部が協力して搬送します。
 - ③都保健医療局にヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む。）・船舶等による搬送を要請します。
 - ④株式会社フジエクスプレスとの「災害時におけるバス供給協力に関する協定」により、港区コミュニティバス「ちいばす」が傷病者等を搬送します。

第9 一般社団法人東京都港区医師会の活動

1 医療救護活動

一般社団法人東京都港区医師会は、みなと保健所に医師会救護団本部を置き、医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の医療救護活動を行います。

2 災害支援診療所の開設

一般社団法人東京都港区医師会は、区内の医療資源（医療設備、医師・看護師等の人材）の有効活用を図り、緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応する「災害支援診療所」を開設するため、当該診療所の指定・登録に協力します。

3 協定の締結

医療救護活動を円滑に実施するため、区と協定を締結しました。

4 災害救助法の適用関係

一般社団法人東京都港区医師会は、災害救助法の適用の前後にかかわらず、災害が発生し、災対みなと保健所長を通じ、港区災害対策本部長からの要請があったとき、または地震等災害の規模及び夜間休日等被災時間帯に応じて、医療救護班を編成し、医療救護活動を行います。

第10 公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会の活動

1 歯科医療救護活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、歯科医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の歯科医療救護活動（歯科に関する応急処置・治療等）を行います。

2 口腔衛生活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師

会は、必要に応じ区民避難所（地域防災拠点）等における口腔衛生活動を行います。

3 災害支援歯科診療所の開設

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、区内の医療資源（歯科医療設備、歯科医師・歯科衛生士等の人材）の有効活用を図り、緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応する「災害支援歯科診療所」を開設するため、当該診療所の指定・登録に協力します。

4 その他

その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第11 一般社団法人東京都港区薬剤師会の活動

1 調剤及び服薬指導等

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、薬剤師班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により必要となった緊急医療救護所、医療救護所、災害支援診療所、区民避難所（地域防災拠点）等において応急の調剤薬事指導、医薬品等の供給を行うとともに、一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援を行います。

2 災害薬事センターの運営

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、みなと保健所に設置する災害薬事センターの運営を災対みなと保健所と協力して行います。

3 災害支援薬局の開設

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、災害支援診療所等の医療機能を維持する「災害支援薬局」を開設するため、当該薬局の指定・登録に協力します。

4 その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第12 公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の活動

1 応急救護活動

公益社団法人東京都柔道整復師会港支部は、傷病者に対し柔道整復師法（昭和45(1970)年法律第19号）に規定する業務の範囲内で応急救護を行います。

第13 活動の報告

1 医療救護班等は、災害救助法が適用された場合は、法の定めるところにより、医療救護活動について、災対みなと保健所長を通じて、港区災害対策本部長に報告します。

災害救助法適用前にあっても、法の定めるところに準拠して、災対みなと保健所長を通じて、港区災害対策本部長に報告します。

2 港区災害対策本部長は都保健医療局長に報告します。

第14 費用の負担区分

1 緊急医療救護所、医療救護所、災害支援診療所等における医療費は、無料とします。

2 一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班は、原則として医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材は区の備蓄物資を使用しますが、必要に応じて自ら携行したものを使用することが出来るものとします。

- 3 一般社団法人東京都港区薬剤師会は、医療救護活動において不足する医薬品等を供給します。
- 4 災害時の使用医薬品・消耗医療資器材の費用については、区が負担します。

第2節 保健相談等活動計画

災害時において避難所生活が長期化した場合などには、区民避難所（地域防災拠点）等での不自由な生活に対応した保健相談活動等を行うことが必要です。

第1 保健相談活動

1 区の役割

- (1) 効果的・効率的に災害時保健活動を展開できるよう、各災対地区本部、災対保健福祉支援部に配置している保健師及び災対みなと保健所に配置している保健師と栄養士（以下「保健師等」という。）は、災対みなと保健所の統括の下、被災者の状況に応じて一体的に活動します。
- (2) 必要に応じ、東京都を通じて他自治体に保健活動班の派遣を要請します。

2 活動内容

- (1) 超急性期の要配慮者対策として、各災対地区本部は災対本部の応援を得て安否を確認します。災対みなと保健所は、緊急性の高い要配慮者を保護し、医療機関搬送を支援します。
- (2) 港区災害医療コーディネーターは、緊急性の高い要配慮者を搬送する医療機関を確保します。
- (3) 避難者支援として、保健師等は、区民避難所（地域防災拠点）等を巡回訪問し、相談、保健指導のほか、介護者への助言や服薬指導・栄養指導を行います。
- (4) 災対みなと保健所は、地域の要配慮者の保護及び移送の進捗等について、各災対地区本部及び災対保健福祉支援部に情報を伝え連携を図ります。
- (5) 災対みなと保健所は、要配慮者等の栄養・食生活の支援・指導を実施します。
- (6) 医療救護活動拠点として、災対みなと保健所は、地域の健康課題を把握し、分析します。地域または他県等の医療資源を一元的に管理し、地域の課題解決のため積極的に活用します。スタッフミーティングを随時開催し、災対みなと保健所長、港区災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、保健師等、一般社団法人東京都港区医師会医療救護団、医療救護班員、歯科医療救護班員、薬剤師班員、他県等の職員と情報交換を図ります。

第2 ところのケア

区は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置します。

被災した区民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動します。

精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努めます。

第3 在宅人工呼吸器使用者への対応

区は、在宅人工呼吸器使用者に対し、災害時に特に支援が必要な方として避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得られた方一人ひとりの災害時個別支援計画を作成します。

「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行います。

人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援します。

在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請します。

第3節 防疫及び生活衛生活動計画

災害時には、水道の断水、家屋の浸水等の被害により、感染症発生のおそれがあります。

このため、家屋内外の消毒を実施し、また、感染症まん延防止のために、各種の検査、予防措置等を行うことが必要です。

第1 区の防疫活動

1 区の役割

- (1) 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図ります。
- (2) 「環境衛生指導班」を必要に応じて編成します。
- (3) 「食品衛生指導班」を必要に応じて編成します。
- (4) 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行います。
- (5) 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施します。
- (6) 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡します。
- (7) 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都保健医療局または一般社団法人東京都港区医師会に協力を要請します。
- (8) 被災地や区民避難所（地域防災拠点）等における感染症発生状況を把握します。
- (9) 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種を実施します。
- (10) 保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる「保健活動班」を編成し、被災した区民に対する健康調査及び健康相談を行います。
- (11) 「保健活動班」は、「環境衛生指導班」や「食品衛生指導班」、「防疫班」と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行います。
- (12) 区単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行い、「保健活動班」の派遣を要請します。

- (13) 区民避難所（地域防災拠点）等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策を実施します。
- (14) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保します。

2 防疫・消毒活動

- (1) 災対みなと保健所長は、状況に応じ所属部員による次の班を編成し、防疫、環境衛生監視、食品衛生監視の活動を行うため、災害地に派遣します。

表3-11-1 防疫活動等の班編成

班名	1 班 の 構 成 人 員					
	医 師	保 健 師	保健衛生 監視員	食品衛生 監視員	事 務	計
防 疫 班	1名	2名			2名	5名
環境衛生指導班			2名			2名
食品衛生指導班				2名		2名

- (2) 災対みなと保健所長は、災害の種類、程度に即応して消毒班を編成し、防疫活動にあたります。なお、状況に応じて「災害時における消毒車の提供及び消毒作業の実施に関する協定」に基づき公益社団法人東京都ペストコントロール協会に対して協力を求めます。

3 防疫班・消毒班等の役割

- (1) 防疫班は、区民避難所（地域防災拠点）等及び浸水した家屋に重点を置き、感染症の発生状況を考慮しながら、被災者の調査・健康診断の防疫指導を行います。また、感染症発生状況により、臨時の予防接種を実施します。
- (2) 環境衛生指導班は、飲用を目的として使用する冠水した貯水槽や井戸の簡易検査及び衛生指導を行います。また、区民避難所（地域防災拠点）等における環境衛生対策指導を行います。なお、水質検査を必要とする際には保健所が行います。
- (3) 食品衛生指導班は、区民避難所（地域防災拠点）等や食品業者の食品監視及び衛生指導を行います。
- (4) 消毒班は、防疫班長の指示を受け、区民避難所（地域防災拠点）等や浸水家屋及び下水道噴水による汚染場所の消毒を行います。また、区民が自主的に消毒活動を行うよう指導します。

4 防疫活動の連絡及び協力

- (1) 消毒等各班は、防疫活動の実施について、迅速かつ十分に連絡及び協力します。
- (2) 港区災害対策本部長は、状況に応じ、防疫活動各班派遣を東京都災害対策本部長に要請します。

第2 一般社団法人東京都港区医師会等の防疫活動

- 1 一般社団法人東京都港区医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会は、災対みなと保健所長から防疫に関する協力の要請があった場合は、協力します。
- 2 防疫活動の内容については、災対みなと保健所長と協議のうえ行います。

第3 生活衛生・動物

1 区の役割

- (1) 区民避難所（地域防災拠点）等の衛生的な環境を確保します。
- (2) 被災動物の保護に関し、東京都、関係団体等へ協力します。

2 活動内容

(1) 生活衛生の確保

区民避難所（地域防災拠点）等や仮設住宅での衛生的な環境確保のため、関係団体と協力し、環境衛生・食品衛生に関する指導や助言、監視活動などのパトロール活動体制を確立します。

(2) 飼養動物（ペット）の保護・管理・指導

災害時には、多くの動物が飼い主とともに区民避難所（地域防災拠点）等に避難し、負傷または放し飼い状態の動物も生ずることが予想されます。

区は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、東京都や公益社団法人東京都獣医師会中央支部などの関係団体との協力体制を確立します。

①区民避難所（地域防災拠点）等における飼養動物（ペット）

適正飼養に関する情報提供や指導を行い、区民避難所（地域防災拠点）ごとの飼養のルールに基づき、動物愛護及び環境衛生の維持に努めます。

動物の飼い主が自主的にまたは共同で行う動物救護活動を支援します。

②被災地域における動物の保護

負傷した飼養動物（ペット）や飼い主不明の動物の保護は、広域的対応等が必要となるため、東京都や関係団体と連携をとりながら対策を講じます。

動物救護活動に関する協定を締結する公益社団法人東京都獣医師会中央支部や動物愛護ボランティア等と協力し、応急救護活動を行います。

第12章 飲料水・食料・生活必需品等の救援計画

災害時には、飲料水や食料・生活必需品等の供給が一時的にマヒ状態に陥ることが予想されます。

被災者に対し、迅速な救援を実施し、人心の安定を図ることは、行政に課せられた責務であり、なかでも被災者の生命維持を図る上で、飲料水、食料及び生活必需品等の供給が最も重要です。

本章では、被災者に対するこれらの供給活動について、必要な事項を定めます。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	24h	48h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区が被災した時		○給水拠点における応急給水活動→ ○備蓄物資を避難所へ移送 ○地域内輸送拠点設置 ○支援物資受け入れ ○東京都からの食料の調達 ○各種協定による食料の調達 ○配分炊き出し		
区外が被災した時		○区備蓄物資の搬送準備	○区備蓄物資を搬送	

第1節 応急給水計画

第1 基本方針

震災時、生命維持に必要な最低必要量（1日1人3リットル）の飲料水を確保するため、都水道局と協力して応急給水体制の確立を図ります。

応急給水槽等の災害時給水ステーション（給水拠点）や避難所等での給水活動については、区職員等の協力を得て実施します。

飲料水とともにトイレ、洗濯等に使用する生活用水の確保に努めます。

第2 都区の役割

災害時に応急給水を行うための拠点を災害時給水ステーション（給水拠点）といいます。

災害時給水ステーション（給水拠点）

・浄水場（所）, 給水所等	・応急給水槽
・避難所等	・車両輸送

- 1 災害時給水ステーション（給水拠点）となる浄水場（所）, 給水所等で応急給水を行います。
- 2 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽で応急給水を行います。
- 3 災害時給水ステーション（車両輸送）による応急給水を行います。
- 4 災害時給水ステーション（避難所等）による応急給水を行います。
- 5 医療施設等への応急給水を行います。
- 6 避難所における生活用水を確保します。
- 7 飲料水の消毒を行います。

第3 飲料水給水計画

1 都水道局と区による応急給水

(1) 応急給水の方法

①災害時給水ステーション（給水拠点）となる給水所での応急給水

芝給水所で応急給水を行います。

給水所では、東京都が応急給水に必要な資器材等を設置し、区が区民等への応急給水を行います。

また、分画化施設においては、都職員の参集を待たずに区により応急給水を行います。

②災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽での応急給水

応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設置及び区民等への応急給水を行います。

③災害時給水ステーション（車両輸送）による応急給水

給水拠点からの距離がおおむね2 km 以上離れている避難場所で、関係行政機関から要請があり、必要があると認める場合は、東京都が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が区民等への応急給水を行います。

後方医療機関となる医療施設及び重症度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、区から東京都災害対策本部等を通じ緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行います。

④災害時給水ステーション（避難所等）による応急給水

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行います。

(2) 区内の災害時給水ステーション（給水拠点）

①芝給水所

②都立青山公園内震災対策用応急給水槽

③シティハイツ桂坂内震災対策用応急給水槽

④区有施設の消火栓等

(震災資料編 震2-11-2 区内給水拠点一覧 参照)

第4 生活水の確保

災害対策用井戸や港南公園に設置してある非常用受水槽、民間非常災害用井戸の水等を生活用水として活用します。

第5 水の安全確保

1 対策内容と東京都・区の役割分担

(1) 都保健医療局

区からの要請に応じ、消毒薬の配布を行います。状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行います。

(2) 区

区は、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行います。ライフライン復旧後、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、区民に適正に周知します。

第2節 食料・生活必需品等供給計画

第1 区の役割

- 1 備蓄物資を被災者へ給（貸）与します。
- 2 必要な物資の品目と数量を集約します。
- 3 物資の調達を都福祉局に要請します。
- 4 区の地域内輸送拠点から避難所へ物資を輸送します。

第2 調達計画

1 区備蓄物資の供給

区は、避難所での避難生活を送ることとなる避難者に対し、避難所等に備蓄している食料（乾パン・ビスケット、アルファ化米、調整粉乳等）や毛布、カーペット等の生活必需品等を供給します。

2 東京都からの調達

(1) 主食（乾パン・ビスケット、アルファ化米）や調整粉乳及びほ乳ビンについて

は、4日目以降は、区長が都福祉局長へ要請し、同局備蓄品の放出あるいは同局の調達による支給を受けます。

(2) 生活必需品については、被災の状況により、都福祉局長へ要請します。

3 各種協定による食料の確保

区では、応急用精米、麺類等の確保について各団体と協定を締結するなど、事業者団体との災害時の応急協力協定を締結しております。また、民間事業者と各事業者の職種に応じた物資の提供に係る協定の締結を進めていくことにより、積極的な流通備蓄を進めます。

第3 供給基準

1 食料供給基準

一人につき

乳児（1歳未満）調整粉乳 1日6回

乳児以外 乾パン・ビスケット、アルファ化米他 1日3食

また、「災害救助法」適用後は、東京都の給食基準が適用されます。

（給食基準）

災害救助法施行細則による主食・副食及び燃料等の経費上限
1人1日1,040円以内（災害発生の日から7日間）

2 生活必需品供給基準

原則として、「災害救助法施行細則」に定める基準により実施します。

第4 食品の配分及び炊き出しの実施

1 供給対象者

原則として、避難所に避難した区民を対象として実施します。発災から4日目以降、物流が不十分な状況下については、自宅に残留し救助を必要とする者に対しても物資を供給できるよう、物資の備蓄や供給体制の構築を図ります。

2 供給方法

（1）区備蓄倉庫や地域内輸送拠点から各避難所への備蓄物資の配分については、物資輸送の担当部署が行います。

（2）避難所内での供給については、避難した区民を可能な限り町会、自治会単位に班編成し、その班を通じて、地域防災協議会と避難所担当職員が協力して供給します。

（3）発災から4日目以降、物流が不十分な状況下については、自宅残留で救助を必要とする者に対し、避難所等を拠点として物資の供給を実施します。自宅残留者の中で歩行等困難な方等については、町会・自治会、民生・児童委員、災害ボランティア等を通じて供給します。

3 給食の方法

原則的には、乾パン・ビスケット（1・2食目） → アルファ化米（3～9食目） → 米飯（それ以降）の順に行います。

以後、漸次可能な限り米飯の炊き出しによる給食を行うものとします。

また、おかゆ等については、高齢者等に対して優先的に給食します。

炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施するものとし、地域防災協議会等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努めます。

4 米飯の炊き出し方法

避難所備え付けの資機材や区が備蓄している資機材を使用し、赤十字奉仕団や麺類協同組合等民間団体の協力を得て、原則として避難所において実施します。

第5 物資輸送及び地域内輸送拠点

- 1 区民避難所（地域防災拠点）における避難者への物資の供給については、まず、避難所の備蓄倉庫から物資を供給し、次に、区が借用している民間事業所の備蓄倉庫から物資を配送し、その後、東京都や他の自治体からの救援物資を受け入れることとします。
- 2 区が民間事業所の備蓄倉庫に保有している物資は、物資輸送の担当部署が、各備蓄倉庫から避難所まで輸送します。
- 3 東京都から供給される物資は、都福祉局が下記の地域内輸送拠点へ輸送し、これを物資輸送の担当部署が、避難所等に輸送します。
- 4 国・他区市町村、民間事業者等からの応援物資、調達物資については、原則下記の地域内輸送拠点へ集積させます。地域内輸送拠点の集積状況や相手方の輸送体制等に応じて、直接避難所等への輸送を要請することも可能とします。

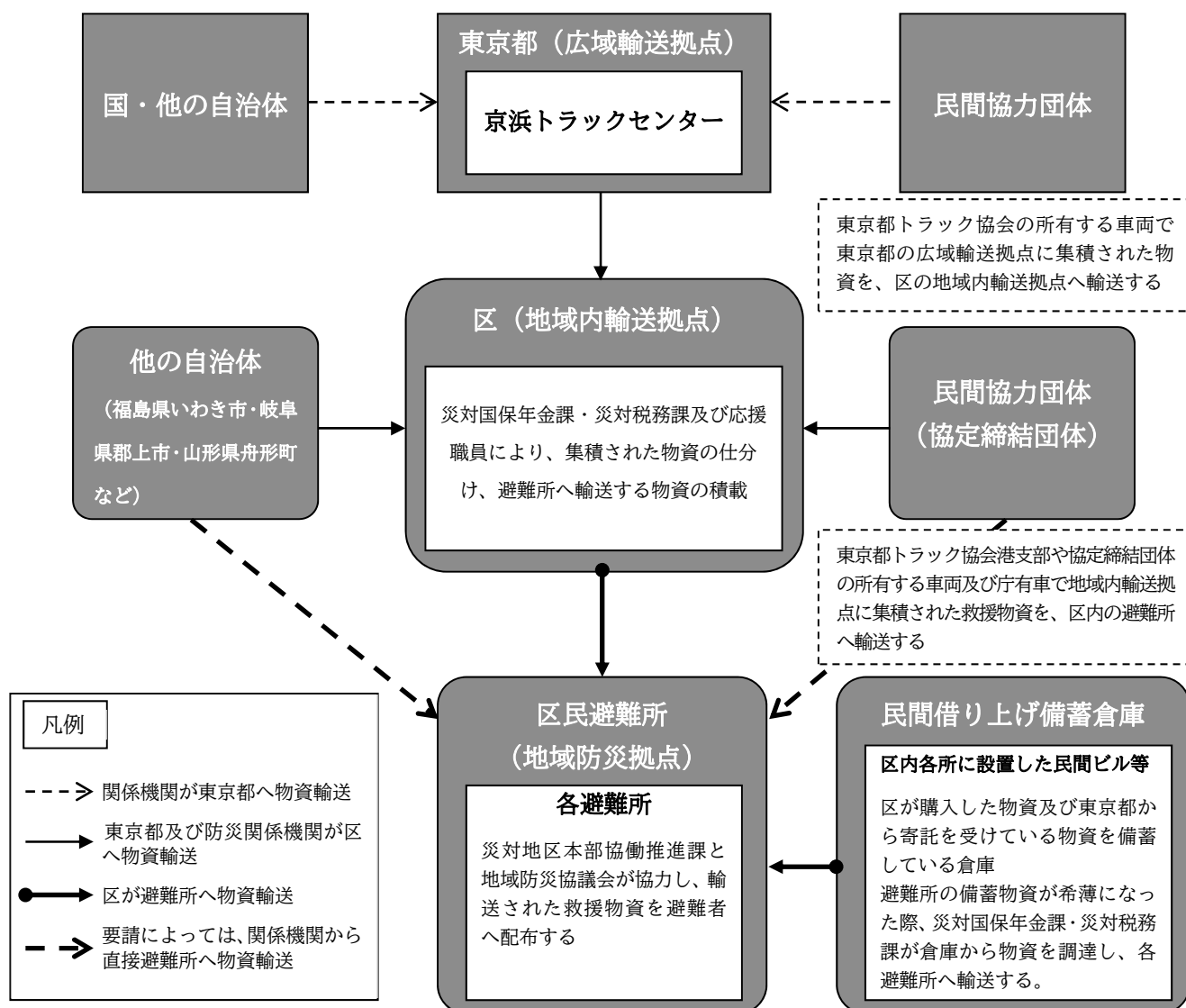


図3-12-1 災害時における物資輸送

第13章 輸送計画

災害応急対策に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹であり、車両、船舶等は迅速かつ円滑に確保し、運用しなければなりません。

輸送は、緊急輸送路の確保、輸送手段の確保等と相まって、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となります。

また、災害によって陸上輸送が困難な場合を想定し、その補完手段として、東京港及び河川を活用した船舶による水上輸送ルートを確認します。

本章においては、緊急輸送に必要な緊急道路障害物除去、輸送車両等の確保等について定めます。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区		○輸送車両の調達・配車 ○人員及び物資の輸送		

第1節 緊急道路障害物除去

震災時には、倒壊建築物、看板等の落下物、倒木あるいは避難のために乗り捨てた車両等の路上障害物により、被災者の救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。

救援活動を行うに当たり、まず必要なことは、緊急道路の障害物除去作業です。

各道路管理者は、この選定路線における障害物の除去及び道路のき裂等の応急補修を優先的に行います。

第1 都指定の緊急道路障害物除去路線

1 選定の基準

- (1) 緊急交通等の交通規制を行う路線
- (2) 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- (3) 広域避難場所に接続する応急対策活動のための路線
- (4) 上記(1)、(2)、(3)は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

2 緊急道路障害物除去作業の内容及び分担

区内の都指定緊急道路障害物除去路線については、国道は東京国道事務所が、首都高速道路は首都高速道路株式会社が、都道及び臨港道路は都建設局及び港湾局が、緊急道路障害物除去作業を行います（国道130号は都建設局）。

作業内容は、原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるように落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、き

裂等の舗装破損の応急復旧を行います。

第2 区（対街づくり支援部）選定の緊急道路障害物除去路線

1 選定基準

第1 優先：国土交通省、東京都の選定路線に連結し、主要区施設等及び救急病院等を結ぶ路線

・主要区施設等：本庁舎、みなとパーク芝浦、各地区総合支所及び保健所、警察署、消防署

・救急病院等：東京都災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関、一般病院

第2 優先：国土交通省、東京都及び上記の選定路線に連結し、指定福祉避難所を結ぶ路線

第3 優先：国土交通省、東京都及び上記の選定路線に連結し、区民避難所を結ぶ路線

第4 優先：国土交通省、東京都及び上記の選定路線に連結し、民間ビル内の防災備蓄倉庫³⁵を結ぶ路線

2 緊急道路障害物除去路線

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-13-1 緊急道路障害物除去対象路線 参照）

3 区の役割

（1）震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集します。

（2）道路上の障害物の除去等を実施します。

4 道路障害物除去作業

道路障害物除去対象路線の作業については、区職員及び協力協定を締結した関係業界等の協力を得て行います。

作業の内容については、原則として、最低1車線の車両走行帯を確保できるように落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、き裂等の舗装破損の応急復旧を行います。

第3 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

災害対策基本法に基づき、国、東京都及び区の各道路管理者は、必要に応じ緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対し移動を命令するほか、運転者の不在時等は、道路管理者自らが車両を移動します。

第2節 輸送車両等の調達及び配車計画

第1 区の役割

独自に調達計画を立てます。所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あ

³⁵ 防災備蓄倉庫：食料、生活必需品等を備蓄しておくための倉庫で、救援物資配給の拠点になる避難所をはじめとして他の区有施設及び民間ビル、大規模開発時の事業者の協力も得て整備されています。

っ旋を要請します。

第2 調達計画

1 庁有車の使用

区の災害応急対策に当たっては、庁有車を優先して使用します。

港区災害対策本部が設置された場合には、全ての庁有車を応急対策活動のために使用します。

2 協力協定に基づく調達

社団法人東京都トラック協会港支部との「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」に基づき調達します。あわせて、丸新運輸株式会社と締結している「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定書」や、ヤマト運輸株式会社東京港主管支店や佐川急便株式会社関東支店と締結している「災害時における地域内輸送拠点等の運営及び物資輸送の協力に関する協定書」に基づき、各社へ物資輸送等の協力を要請します。

3 東京都への要請

1 及び 2 の方法によっても所要車両が調達不能若しくは不足する場合には、都財務局へ調達のあっ旋を要請します。

第3 配車計画

災害予防及び災害復旧計画に必要な車両等は災対契約管財課において緊急計画をたて、災害応急対策用車両を転用し輸送力を確保します。

第4 配車手続方法

1 配車請求

区災対各部において車両を必要とする時は、車種、トン数、台数、引渡場所、日時を明示のうえ震災資料編に掲げる「車両舟艇調達請求書」により災対契約管財課に請求します。

（震災資料編 震3-13-2 車両舟艇調達請求書 参照）

2 災対契約管財課は供給元に請求し請求部に引渡します。

3 舟艇についても車両と同様であるが陸上輸送を必要とする時は請求部が輸送します。

第5 緊急輸送車両の確認

警戒宣言発令時及び震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制（第3部第7章第3節「交通規制」）により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで「大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53(1978)年政令第385号）」第12条に基づく緊急輸送車両及び「災害対策基本法施行令」第33条の2に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることとなります。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認は、東京都公安委員会が行います。

1 緊急通行車両等の確認申出

災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両については、災害発生前において、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けることができます。

2 確認対象車両

（1）従前の緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両、または次のいずれかに該当する車両であること

- ①警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の際の警報の発令及び伝達並びに避難指示等に使用されるもの
- ②消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ③応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難・救助その他の保護に使用されるもの
- ④災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- ⑤施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- ⑥清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- ⑦犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に使用されるもの
- ⑧緊急輸送の確保に使用されるもの
- ⑨警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの
- ⑩その他災害の発生の防御または拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

（2）指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用を使用し、または警戒宣言発令時並びに災害発生時、関係の他機関・団体等から調達する車両であること。

第6 車両の待機

1 災害発生のおそれがあるときは、災対契約管財課は一般社団法人東京都トラック協会港支部所属組合員に待機の依頼をします。

区災対各部から請求のあった場合は上記のうちから各災対部へ引渡し、必要によっては直ちに補充します。

2 区災対各部において待機車両を必要とするときは、災対契約管財課に請求し当該部用として待機させる事ができます。

第7 調達料金

1 貨物自動車の使用料金及び待機料金は平常時の契約料金を準用します。

2 乗用車及び船舶の雇上料金及び待機料金について、都財務局及び港湾局の定める基準と均衡を失しないよう防災関係機関と協議のうえ定めます。

第3節 人員及び物資の輸送

第1 区

災害対策地区本部から収集した情報に基づき、必要な物資の配送を以下のとおり実施します。

業務内容	担当課
物資輸送等の指揮・統括、物資輸送車両の調達	災対契約管財課
東京都及び関係防災機関との連絡	災対防災課
芝、高輪、芝浦港南地区管内の物資輸送	災対国保年金課
麻布、赤坂地区管内の物資輸送	災対税務課

第2 都交通局

避難情報が発せられた場合、自主的避難促進のため都交通局は都バスの増発を行い緊急輸送に協力します。

第4節 水上輸送計画

災害時には、道路障害や交通渋滞等により、陸上輸送が困難な場合が想定され、その補完手段として、東京港及び河川を活用した船舶による水上輸送ルートを確認し、人員及び物資の円滑な輸送を計画します。

第1 水上輸送拠点

区は、以下の民間事業者等と協力協定を締結している一時係船施設（栈橋等）及び東京港防災船着場整備計画において指定されている防災船着場（切り下げ護岸等）を水上輸送拠点として指定します。

（1）区と協力協定を締結している一時係船施設（栈橋等）

No	所在地	設置場所
1	港区芝浦三丁目18番地先	芝浦西運河筋、渚橋山側北側
2	港区港南四丁目6番地先	品川浦・天王洲地区運河 ルネッサンス計画区域内
3	港区台場一丁目4番	都立お台場海浜公園水域内
4	港区海岸一丁目10番地の30	竹芝地区船着場

(2) 東京港防災船着場整備計画において指定されている防災船着場（切り下げ護岸等）

No	施設名	施設の種別
1	芝浦アイランド（芝浦-西-2）	内部護岸切り下げ
2	芝浦2丁目（芝浦-西-4）	内部護岸切り下げ
3	芝浦西運河（芝浦西-西-1）	内部護岸切り下げ
4	新芝橋（新芝-東-5）	内部護岸切り下げ
5	田町（新芝-西-7）	内部護岸切り下げ
6	港南3丁目（高浜-東-2）	内部護岸切り下げ
7	品川（高浜-西-3）	内部護岸切り下げ

※東京港防災船着場整備計画（出典：都港湾局 令和2（2020）年3月修正）より抜粋

第2 輸送対象

水上輸送の対象は、災害時の応急対策活動に従事する職員等の人員と食料及び水などの救援物資とします。

傷病者の輸送は、輸送に使用する船舶の救助能力を鑑み、軽傷者のみを輸送することとします。

第3 船舶の調達

水上輸送に使用する船舶は、区と災害時協力協定を締結している民間事業者等へ要請し、調達します。

第4 活動計画

災害時の道路及び橋りょう等の被害状況を踏まえ、陸上輸送の実施状況を鑑み、水上輸送を実施します。

また、国や東京都、関係団体等と連携し、迅速かつ円滑な水上輸送の実施に努めます。

第5節 海上緊急輸送

東京海上保安部は、巡視船艇による緊急輸送を的確に行うため、次に掲げる措置を講じます。

第1 人員及び救援物資

東京都災害対策本部等から傷病者、医者及び避難者等または救援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、防災関係機関と調整して積極的にこれを実施します。

第2 災害復旧資材の輸送

東京都災害対策本部等から岸壁、護岸及び防波堤等が損壊し、復旧作業のため必要な資機材の海上輸送の要請を受けたときは、巡視船艇で輸送可能なものについては、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、その要請に応じます。

第6節 災害時臨時離着陸場候補地の選定

第1 区の役割

- 1 ヘリコプター活動拠点の確保
- 2 ヘリサインの整備

第2 活動計画

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想されます。区及び東京都は、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、災害時臨時離着陸場候補地を5か所選定しています。また、災害時に上空からの目印となるヘリサインを、主に避難所となる区有施設を中心に整備しています。

(震災資料編 震3-4-2 災害地臨時離着陸場候補地一覧表 参照)

第14章 障害物除去・ごみ・し尿・がれき処理計画

災害発生時には、道路障害等により一時的に通常の態勢によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想されます。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害ともなります。また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれき（損壊家屋等の撤去等や救助捜索活動に伴い生ずる廃棄物でコンクリートがら、木くず、金属くず等）を速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠です。

特別区では、災害廃棄物の円滑な処理に資することを目的として、平成27(2015)年3月に特別区清掃主管部長会において「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)」を取りまとめています。

本章においては、ガイドラインの内容を踏まえ、障害物の除去、ごみ処理、し尿処理、がれき処理等について必要な事項を定めます。また、災害廃棄物に係る詳細な対応、処理等については「港区災害廃棄物処理基本方針（以下「基本方針」といいます。）」で定めます。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区		○災害用トイレの設置 （マンホールトイレ等） ○道路上の障害物の調査・東京都への報告 ○河川の障害物の調査 ○障害物の除去		○し尿の収集・搬出 ○ごみ収集・運搬 ○がれき担当の設置
警察署	○緊急交通路等の障害物の除去			
都下水道局				○し尿受入等の情報 提供

第1節 障害物除去計画

障害物の除去は、震災時に発生した道路、河川、港湾、一般住宅等の障害物を除去することにより、区民等の日常生活や業務機能の維持確保を図ることを目的とします。

第1 区の役割

- 1 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集します。
- 2 道路上の障害物の除去等を実施します。
- 3 区道上の障害物除去及び応急復旧を実施します。
- 4 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策を行います。

第2 活動計画

1 道路障害物の除去

- (1) 緊急輸送路確保のために緊急道路障害物除去予定路線として選定されている道路上の破損、倒壊物等の障害物を最優先で除去し、以後緊急度、必要度等に応じて順次障害物の除去に努めます。（第3部第13章第1節参照）

防災関係機関の役割分担は、下記のとおりです。

表3-14-1 道路障害物の除去に関する防災関係機関の役割分担

区	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに東京都災害対策本部に報告するとともに、所管する区道上の障害物を除去します。 また、防災関係機関と相互に密接な連絡を取り協力します。
都 建 設 局	障害物の状況報告に基づき、所管する都道上の障害物を除去します。
警 視 庁	緊急交通路等の確保のため、各警察署及び交通機動隊に放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行の妨害になっている放置車両の排除にあたるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物の除去について、道路管理者及び防災関係機関と連絡を密にし、早期復旧を促進します。
東京国道事務所	所管する国道上の障害物の状況を調査し、防災関係機関と協力のうえ除去します。

- (2) 除去障害物の処理、集積場は第4節の「がれき」仮置場（応急仮置場又は一次仮置場）とします。

2 河川、港湾の障害物除去

河川交通及び港湾機能を確保するため、河川及び港湾における障害物を除去しゅんせつします。

3 航路障害物の除去

東京海上保安部は、海難船舶、漂流物及び沈没物等により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対しこれらの除去、その他船舶交通の

危険防止のための措置を講ずることを命令又は勧告します。

また、特に必要がある場合で原因者が不明な場合等は、所属巡視艇により除去できるものは除去し、東京都が指定した集積所に曳航のうえ、東京港管理事務所に引継ぎます。

表3-14-2 河川、港湾、航路の障害物の除去に関する防災関係機関の役割分担

区	河川の障害物の状況を調査し、都建設局に報告するとともに、所管する河川の障害物を除去します。 古川支流の障害物の状況を調査し、区が除去します。
都建設局	舟航河川における障害物を除去しゅんせつします。 なお、除去物は一時的に船舶航行の障害にならない場所に集積します。
都港湾局	東京港港湾区域内の清掃作業を委託している事業者船舶航行、港湾荷役等の障害になるものを優先的に除去させます。 集積場所は、原木等の木材については最寄りの貯木場に集積し、その他のものは、その都度定める場所に集積します。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して海上保安庁に連絡し、告示等の周知方法をとります。
東京海上保安部	船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものは除去します。除去した漂流障害物は、東京都が指定した集積所に曳航し、東京港管理事務所に引き継ぎます。除去できないものについては、応急的な標識または危険防止措置を講じ、東京港管理事務所に引き継ぎます。

第2節 ごみ処理計画

第1 各主体の役割

1 区の役割

- (1) 避難所の開設状況や区内の道路の被災状況、区が所有するごみ収集車の被災状況等について情報を把握します。
- (2) 優先して収集するごみの種別や臨時的な分別方法、臨時の集積所（地区仮置場）等を検討し、災害廃棄物処理実行計画を策定します。
- (3) 円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携して対応します。
- (4) 発災後、東京区政会館内に設置を予定している特別区災害廃棄物処理初動本部へ職員を派遣します。

(5) ごみに関する窓口を設けるとともに、区民及び区内事業者に対し、優先して収集するごみの種別や臨時的な分別方法、臨時の集積所（地区仮置場等）、排出できる時間帯、廃棄物処理手数料の有無等、必要な情報を提供します。

(6) 発災から72時間以後、速やかにごみの収集を開始します。

(7) 東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場等の廃棄物関連施設については、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備え、また耐震性能の強化等を図るよう要請します。

2 特別区災害廃棄物処理初動本部(※1)の役割(以下この節においては「特別区初動本部」といいます。)

(1) 管路収集施設を含め清掃工場等、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設や東京都が管理する最終処分場(中央防波堤埋立処分場)の被災状況を把握し、各区のごみ担当課に連絡します。

(2) 清掃工場等の所在区から施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23区間の情報の共有化と一元化を図ります。

なお、この特別区初動本部は、次の特別区災害廃棄物処理対策本部の設置により業務を引き継いだ後、解散します。

(※1) 特別区内の1か所以上で震度6弱以上が観測され、特別区災害廃棄物処理初動本部長等が招集された場合に東京区政会館内に設置されます。

3 特別区災害廃棄物処理対策本部(※2)の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)

特別区初動本部から業務を引き継ぐとともに、災害時のごみに関する以下の業務を継続して行います。

(1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。

(2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。

(3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。

(4) 特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。

(※2) 特別区災害廃棄物処理対策本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てます(令和2(2020)年2月14日特別区区長会総会)。

4 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

各区から報告のあった災害ごみの搬入量を集計して、清掃工場への搬入調整を行います。

各清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮し、各区の搬入先工場、搬入量を決定します。

5 東京二十三区清掃協議会の役割

特別区がごみの収集を委託している雇上業者の被災状況を把握するとともに、「災

害時における雇上車両の配車マニュアル」に従って、各区への配車調整を行います。

6 東京都の役割

特別区が確保できた車両だけでは、災害ごみの収集運搬が困難なときは、東京都は特別区の求めに応じて、他の道府県等に対し、ごみ収集車両の配車等、広域支援を要請します。

第2 ごみ処理体制

区はガイドライン及び基本方針に基づき、特別区対策本部や東京都等の主体と連携しながら、発災後、速やかにごみの収集運搬作業を開始し、被害の大きな地域も含めて区内全域における生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

(震災資料編 震3-14-4 ごみの収集処理体制 参照)

第3 ごみ処理方法

発災後は、プラスチックを可燃ごみとして収集する等の臨時的な分別区分の変更や、腐敗性のあるごみ等を優先して収集していきます。

また、ごみの排出場所についても当面の間は避難所の敷地内等、収集作業時の安全が確保できる場所を臨時のごみ集積所に指定して処理します。

ガイドライン及び基本方針に基づき、発災から概ね 72 時間後には、収集を開始できるよう各主体と連携しながら体制を確保します。

第4 災害時の廃棄物処理手数料

次の各号に該当する場合は、手数料を免除します。

- 1 「災害救助法」の適用を受けた地域に居住する者
- 2 前号以外のもので、河川、公共溝渠、又は用水路のはん濫等のため被害をうけた者
- 3 その他、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第 44 条に該当する者

第5 機材等の現況

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-14-1 みなとりサイクル清掃事務所の機材等の現況 参照)

第3節 し尿処理計画

第1 各主体の役割

1 区の役割

- (1) 避難所の開設状況や道路の被災状況、し尿の収集やトイレ用水の運搬等に関し区が協定を締結している民間事業者の被災状況等を把握します。
- (2) ガイドラインで定めた方法によりし尿発生量全体を推計のうえ、そのうちバキューム車での収集が必要となる量と携帯トイレ等の収集量を推計してし尿処理実施計画を策定します。
- (3) 発災後、東京区政会館内に設置を予定している 特別区災害廃棄物処理初動本部へ職員を派遣します。

(4) 携帯トイレの備蓄を区民や事業者に呼びかけるとともに、発災後は使用済みの携帯トイレの収集方法や収集場所等について周知します。なお、使用済みの携帯トイレは清掃工場で焼却しますが、他のごみとは分けて収集します。

(5) 協定締結先等と連携して発災から72時間以後、速やかにし尿の収集やトイレ用水の運搬を開始します。

2 特別区災害廃棄物処理初動本部(※1)の役割(以下この節においては「特別区初動本部」といいます。)

(1) 東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設や都内の民間し尿処理施設の被災状況を把握し、各区のし尿処理担当課に報告します。

(2) 清掃工場等の所在区より施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23区間の情報の共有化と一元化を図ります。

(3) 前日に各区から報告のあった携帯トイレ等の搬入量を集計して、清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮して各区の搬入工場、搬入量を決定し、各区のし尿処理担当課へ連絡します。

(4) 特別区より東京都に要請した広域応援体制等によるバキューム車が配車される場合は、各区への配車台数を調整して、各区のし尿処理担当課へ連絡します。

なお、この特別区初動本部は、次の特別区災害廃棄物処理対策本部の設置により業務を引き継いだ後、解散します。

(※1) 特別区内の1か所以上で震度6弱以上が観測され、特別区初動本部長等が招集した場合に東京区政会館内に設置されます。

3 特別区災害廃棄物処理対策本部(※2)の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)

特別区初動本部より業務を引き継ぐとともに、災害時のし尿に関する以下の業務を継続して行います。

(1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。

(2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。

(3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。

(4) 特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。

(※2) 特別区災害対策本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てます(令和2(2020)年2月14日特別区区長会総会)。

4 東京都の役割

特別区よりバキューム車の配車について支援の要請があったときは、

ア 23区内の一般廃棄物収集運搬事業者団体(二十三区ビルピット汚泥適正処理推進協議会、東京廃棄物事業協同組合、東京環境保全協会)

イ 多摩地区市町村

ウ 他県(埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、栃木県)

に対し、バキューム車の広域応援を要請し、特別区に供給が可能な台数を取りまとめて、特別区初動本部(又は特別区対策本部)へ報告します。

第2 し尿処理体制

1 活動方針

区はガイドライン及び基本方針に基づき、特別区対策本部や東京都等、他の主体と連携しながら、発災後、速やかにし尿の収集運搬作業を開始し、被害の大きな地域も含めて区内全域における生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

2 災害時のし尿処理の原則

- (1) し尿処理は特別区内の処理を原則として、23区が連携して処理を行います。
- (2) し尿処理はマンホールトイレ等、下水処理を優先した施設整備や資機材の調達を行い、バキューム車の利用の抑制に努めます。
- (3) マンホールトイレの不足等により、便槽型仮設トイレを設置したことでバキューム車を使用する場合は、下水道施設(水再生センター及び主要管きよの指定マンホール)への投入により処理します。
- (4) 携帯トイレ、簡易便器によって排出されるし尿は清掃工場で焼却処理を行います。
- (5) 住民や事業者に対する処理方法等の事前周知に積極的に取り組みます。

第3 し尿処理方法

1 避難所等における対応

(1) 避難場所(広域避難場所)

避難場所の水洗トイレが上水道の断水により使用できないときは、防災用井戸、雨水貯留槽等によって水を確保します。また、下水道の破損により水洗機能が使用できないときは、携帯トイレを配布し、衛生環境を確保します。

(2) 避難所

避難所の仮設トイレについては、付近の下水道マンホールの上に仮設トイレを設置し、下水道機能の活用を図り、避難所の衛生環境を確保します。被災後、断水した場合には、学校のプール防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能を活用します。それでもなお水洗トイレが不足する場合を想定して、下水管直結型マンホールトイレを整備します。

(3) 地域

ライフラインの供給停止により、住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、防災用井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能を活用します。また、区があらかじめ指定した下水道マンホールの上に組立トイレを設置し、震災時用仮設マンホールトイレとして確保します。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用

水の確保に努めることや、下水道の損傷による水洗機能の不具合に備え、携帯トイレの備蓄や集積場所への出し方についても啓発します。

2 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

防災関係機関は、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮します。

①設置体制等

貯留型マンホールトイレの整備を進めるとともに、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを整備します。

②高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮した機種を考慮し、選定します。

③便槽型仮設トイレの設置における留意事項

便槽型仮設トイレの設置を行う際は、協定事業者等の協力によりバキューム車による収集を開始する日から逆算して、タンク容量を超えないよう計画的に行います。

また、設置計画を策定する際は、バキューム車が進入、転回、収集するスペースをあらかじめ確保します。

(2) し尿収集・処理計画

①仮設トイレ等の設置状況の把握

便槽付仮設トイレ状況を把握し、収集体制を整備します。

②携帯トイレの収集車両の確保

区は、清掃工場で焼却する携帯トイレの収集について、周囲への飛散の恐れがあることから、運搬に使用する車両については、プレス車及びパッカー車は使用せず、平ボディ車及びダンプ車の活用に向けて、委託事業者との連携を進めます。

③し尿の収集処理体制

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-14-2 便槽型仮設トイレのし尿収集処理体制 参照)

第4節 がれき処理計画

第1 各主体の役割

1 区の役割

(1) 区内の道路の被害状況や障害物等についての情報を把握します。

(2) 災害がれき(以下「がれき」といいます。)の一次仮置場を確保します。

(3) 東京区政会館内に設置を予定している 特別区災害廃棄物処理初動本部へ職員を派遣します。

(4) ガイドラインで定めた方法によりがれきの発生量を推計して、災害廃棄物処理実施方針及び災害廃棄物処理実行計画を策定します。

(5) 発災から72時間後以降、速やかに道路障害物の除去に伴うがれきの収集と処理を開始します。損壊した建物の解体・撤去に伴うがれきについても、可能な限り、早期に開始します。

(6) がれきの処分方法や一次仮置場等への直接搬入の禁止等について、区民や事業者等に周知を行います。

2 特別区災害廃棄物処理初動本部(※1)の役割(以下この節において「特別区初動本部」といいます。)

(1) 東京二十三区清掃一部事務組合の管理する施設、東京都の最終処分場、民間の廃棄物処理施設の被災状況を把握して、各区のがれき担当課に連絡します。

(2) 清掃工場等の所在区から施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23区間の情報の共有化と一元化を図ります。

(3) 前日に各区から報告のあったがれきの搬入量を集計して、清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮して各区の搬入工場、搬入量を決定し、各区のがれき担当課へ連絡します。

(4) 特別区から東京都に要請した広域応援体制等による収集車が配車される場合は、各区への配車台数を調整して、各区のがれき担当課へ連絡します。

なお、この特別区初動本部は、次の特別区災害廃棄物処理対策本部の設置により業務を引き継いだ後、解散します。

(※1) 特別区内の1か所以上で震度6弱以上が観測され、特別区災害廃棄物処理初動本部長等が招集した場合に東京区政会館内に設置されます。

3 特別区災害廃棄物処理対策本部(※2)の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)

(1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。

(2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。

(3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。

(4) 二次仮置場、処理施設へのがれきの搬入調整を行います。

(5) 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所の設置・運営を行います。

(6) その他特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。

(※2) 特別区災害廃棄物処理対策本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てます(令和2(2020)年2月14日特別区区長会総会)。

4 東京都の役割

(1) 東京都産業資源循環協会加盟事業者等から、事業者施設における災害がれきの受入可能量について情報収集を行うとともに、搬入可能な施設について特別区対策本

部(又は特別区初動対策本部)に連絡します。

(2) 区のみでは一次仮置場に必要土地の確保が困難な場合は、都有地の貸与について検討します。

(3) 各区が締結している協定先等だけではがれきの運搬車両等を確保できない場合は、し尿処理におけるバキューム車に準じ、多摩地区及び他県への支援要請を行い、その結果を特別区対策本部(又は特別区初動本部)に連絡します。

第2 がれき処理体制

1 活動方針

区はガイドライン及び基本方針に基づき、他区や東京都等の主体と連携しながら、発災後、速やかにがれきの処理を開始し、速やかな都市機能の回復を目指します。

また、がれきについては可能な限り再利用、再生利用が図られるよう適正に処理します。

2 災害時のがれき処理の原則

(1) 区による処理

災害がれき(原則として、事業所の損壊によるがれきを除きます。)は一般廃棄物であり、区が一義的に責任を持って処理します。

(2) 共同処理

特別区は互いに連携し、一体となってがれき処理を行います。

(3) 関係者間の連携

がれき処理にあたっては、特別区・東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、協定事業者等が緊密な連携を図りながら処理を行います。

(4) 速やかな処理

①速やかな復興を図るため可能な限り短期間での処理を目指します。

②短期間での処理を実現するため、がれき処理にあたっては特別区内にある既存の処理施設の活用を原則としつつも、必要に応じて広域処理、仮設処理施設の整備も検討します。

第3 港区におけるがれき発生量の推計

東京都の被害想定による都心南部直下地震(M7.3、冬・夕方風速8m/秒)が発生した場合の港区におけるがれきの推計量は次のとおりです。

表3-14-3 港区におけるがれきの推計量

廃棄物 発生量(t)	種類別組成(t)				
	木くず	コンクリート がら	金属くず	その他 (可燃物)	その他 (不燃物)
1,868,131	25,901	1,734,004	57,591	21,252	29,383

第4 がれき処理計画

1 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの処理

他のがれきに先駆けて、救援活動等を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により応急仮置場に収集したがれきを一次仮置場に搬入して、ガイドライン及び基本方針に従って、可燃物、木くず、コンクリートくず等に分別し、特別区対策本部（特別区初動対策本部）が設置する二次仮置場に搬出します。

（震災資料編 震3-14-3 がれき処理の基本的な流れ 参照）

2 がれき発生量の推計と災害廃棄物処理実施方針等の策定

発災後、実際の建物の被害状況（全壊及び半壊建物数）を確認した上で、ガイドラインに従って「がれき」発生量を推計し、災害廃棄物処理実施方針及び災害廃棄物処理実行計画を策定します。

$$\text{がれき発生量} = \Sigma \left[\text{がれきの組成毎に} (\text{全壊棟数} + \text{半壊棟数} / 2 + \text{焼失棟数}) \times 1 \text{棟あたりのがれき発生量} \times (\text{がれき種類組成}) \right]$$

【1 棟あたりのがれき発生量】（単位：トン/棟）

区 分	廃棄物量
木 造	59.1
非木造	623.1
焼 失	22.7

【解体工事実施率】（単位：%）

区 分	割 合
全 壊	100
半 壊	50
焼 失	100

【1 棟あたりのがれき種類組成】（単位：%）

区 分	コンクリートがら	木くず	金属くず	その他(可燃)	その他(不燃)
木 造	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4
焼 失	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4

3 損壊した家屋等の解体・撤去

損壊した建物等の解体・撤去は、原則として建物等の所有者が実施します。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる建物等については、建物等の所有者と協議・調整の上、区の判断で撤去等を行う場合があります。損壊した建物等の解体・撤去に当たっては、安全確保に努めるとともに、石綿などをはじめとした有害物質の飛散防止策を徹底します。

なお、半壊以上の被害を受けた家屋、住居と併設の中小企業の店舗・事務所等及び区が独自に支援の対象とする小規模企業の店舗・事務所等（以下「損壊家屋等」という。）については、所有者からの申請に基づき、区が撤去等を行います。緊急的必要性から所有者自ら撤去等を行った場合については、一定額以内で費用の全額償還を区が行います。

また、事業者が所有する店舗・事務所等（損壊家屋等に該当するものを除く。また、賃貸マンションを含む。）については、事業者の責任において撤去等を行うものとしします。

「がれき処理担当（災対みなとりサイクル清掃事務所処理班）を設置して、次の業務を迅速に行い、早期の復興を目指します。

（１）受付事務

がれき処理担当は、建物所有者からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置します。申請を受け付けた後、その家屋等の危険度の判定区分や所有権等の権利関係等を確認し、区が解体・撤去を実施する決定を行います。

（２）民間事業者との契約事務

区が解体・撤去すると決定した家屋等について、がれき処理担当は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間事業者と解体・撤去作業の委託契約を締結します。

（３）適正処理の指導事務

区が解体・撤去を行った家屋等については、区が指定した分別区分に分けて一次仮置場に搬出し、また、石綿等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底します。

4 がれきの仮置場の設置

（１）応急仮置場及び一次仮置場

区内から発生したがれきは区が応急仮置場及び一次仮置場を設置して、下記の区分に分別して、特別区初動本部（又は特別区対策本部）が設置する二次仮置場へ搬出します。なお、緊急道路障害物除去等により収集したがれきから処理を行い、その後に家屋等の解体等により発生したがれきの積替えに使用します。区内では一次仮置場について、まとまった敷地面積を確保することが困難と考えられることから、ガイドライン及び基本方針に基づき、以下の分別区分に分けて、二次仮置場に直接搬入します。

①可燃物（畳は自然発火する可能性あるため他の可燃物とは分けて適正に管理する）

②木くず

③不燃物

④金属くず

⑤コンクリートくず

⑥アスファルトくず

⑦家電、自転車

⑧危険物、有害廃棄物（種類ごとに分別）

⑨上記①～⑧に分別困難な混合物

(2) 二次仮置場

二次仮置場は各区が分別したがれきを民間の再資源化施設や最終処分場(または広域処理)へ効率的に搬出するため、23区内に複数か所、特別区対策本部(または特別区初動対策本部)が設置します

表3-14-4 仮置場の区分

分類	説明
応急仮置場	・道路啓開や救助活動等の応急活動によって除去された道路上障害物等の一時的な置場のこと。
地区仮置場	・区立公園等を利用した区民に身近な場所に設置する仮置場で、住民が片付けごみ等を直接持ち込むための仮置場のこと。
一次仮置場	・地区仮置場から区が収集した片付けごみ及び応急仮置場に集積された道路上障害物等を集積し、分別後処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するための区が設置する仮置場のこと。
二次仮置場	・各区の一次仮置場の災害廃棄物(広域な地域の災害廃棄物)を集積し、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間保管する都有地などに設置する仮置場で仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。

第5 がれき処理に必要な協力体制について

がれきの処理に当たっては、民間業者に次の業務について資機材の提供等を含めた協力を要請し、効率的に実施します。

- 1 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱(又は発生した災害の特別措置法等)に基づき区が実施する倒壊建物の解体・がれきの撤去
- 2 一次仮置場等の設置支援業務
 - (1) 鉄板や仮囲いの設置等、一次仮置場等の開設準備業務
 - (2) 仮置場の維持管理業務
 - (3) 一次仮置場でのがれきの分別と二次仮置場への搬出業

第5節 土石・竹木等の除去計画

第1 除去対象

- 1 住家に運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去に関しては「災害救助法」に基づき次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施します。
 - (1) 障害物のため当面の日常生活が営めない状態にあるもの
 - (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの
 - (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
 - (4) 住宅が半壊または、床上浸水したもの
 - (5) 原則として当該災害により直接被害を受けたもの

- 2 実施対象は半壊、床上浸水世帯数の15%以内を対象として選定し、災害発生の日から10日以内に実施します。

第2 実施方法

- (1) 「災害救助法」適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として実施します。
- (2) 「災害救助法」適用後は上記第1の1に基づき、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告し、実施します。
- (3) 障害物の集積場所は、第4節の「がれきの仮置場の設置」（一次仮置場）とします。

第15章 遺体の取扱い

災害により、行方不明者や死亡者が発生したときは、その搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、東京都及び防災関係機関と連携して取組む体制を整備します。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区			○搜索・遺体の収容 ○遺体収容所の設置 ○火葬許可証の発行等 ○火葬の実施調整	
東京都			○遺体収容所設置・運営等への支援 ○検案班の編成 ○監察医等の派遣 ○検案の実施 ○広域火葬の調整	
警察署			○遺体の捜査・収容に協力 ○身元不明者の身元確認等 ○行方不明者の届出受理・調査 ○検視の実施 ○遺体の身元調査・引渡し	

第1節 遺体の取扱い

機 関 名	対 策 内 容
区	○遺体収容所の設置・運営等について、あらかじめ防災関係機関等と協議を行い、条件整備に努めます。 ・遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関すること ・行方不明者の搜索、遺体搬送に関すること ・遺体収容所の拡充 ・検死、検案が未実施の遺体について、一時保存等の取扱いに関すること ・遺体収容所の設置等に必要な資機材の調達・確保、保管等及び整備に関すること ○遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視、検案、身元確認等が実施できるような施設に設置します。 ○遺体収容所の設置予定場所 「増上寺」（港区芝公園4－7－35） 「梅窓院」（港区南青山2－26－34）
都保健医療局	○区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理に関する運営等を指導します。 ○公益社団法人東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図ります。 ○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築します。 ○火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化します。

第2節 遺体の搜索、遺体収容所の設置、検視・検案・身元確認等

第1 遺体の搜索、遺体収容所の設置等

1 遺体の搜索

機 関 名	活 動 内 容
区	○区は東京都及び防災関係機関と連携して遺体の搜索及び発見した遺体の収容を行います。 状況に応じて作業員の雇用やボランティアの協力を得る等の方法を考慮します。
都 総 務 局	○関係機関との連絡調整にあたります。
警 視 庁 (所轄警察署)	○救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱います。 ○区が実施する遺体の搜索・収容に協力します。 ○各警察署において、行方不明者の届出受理の適正を期するとともに情報の入手に努め、調査を実施します。

機 関 名	活 動 内 容
	○身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努めます。
東 京 海 上 保 安 部	○東京港内及び周辺に行方不明者が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実施します。 ○海上保安業務に付随して海上漂流死体を発見した場合は、検視（見分）後、東京都及び警察署等防災関係機関と協議して、区に処理を引き継ぎます。

2 遺体収容所への遺体の搬送

機 関 名	活 動 内 容
区	○遺体収容所の管理者に連絡のうえ、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送します。 ○状況に応じて、東京都及び防災関係機関、協定締結団体への協力依頼等を行います。 ○遺体の搬送に当たっては、遺体発見者・発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等を可能な限り確認し、遺体収容所における遺体の受付けに支障のないようにします。 ○身元が明らかな遺体を搬送する場合は、遺族が付き添うことを原則とします。
都 総 務 局	○区及び関係機関等との連絡調整を行います。 ○状況に応じて陸上自衛隊に対して行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力を要請します。

3 遺体収容所の設置及び活動

機 関 名	活 動 内 容
区	○災害発生後速やかに必要な機材を確保・調達し遺体収容所を設置します。 ○遺体収容所に管理責任者を配置し、東京都及び防災関係機関等との連絡調整にあたります。 ○遺体収容所の設置状況を東京都及び警視庁に報告するとともに、区民に周知します。 ○状況に応じて、遺体収容所の開設・運営等に関し、東京都及び防災関係機関に応援を要請します。 ○遺体の正確な識別及び衛生上の観点から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。 東京都と協議のうえ、状況に応じて作業員を雇用して実施します。 ○遺体の腐敗防止対策を行い一時保存します。

機 関 名	活 動 内 容
	○遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等、関係法令等に基づく手続き及び遺体の一時保存や引渡しを一括的に処理します。
都保健医療局	○区から遺体収容所の開設状況の情報を収集します。 ○区長からの要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援します。

第2 検視・検案・身元確認等

1 検視・検案に関する活動

機 関 名	活 動 内 容
区	○遺体収容所における検視・検案を含めた遺体収容所の運営について準備します。 ○検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分及び体制整備等を決定します。
都保健医療局	○知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、遺体の検案等の措置を講じます。 ○検案態勢が東京都の対応能力のみで不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、公益社団法人東京都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じます。 ○検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請します。
監察医務院	○警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ○検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施します。 ○検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警視庁	○検視班等を編成し、遺体収容所に派遣します。 ○遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行います。 ○検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行います。 ○各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、東京都に検案を要請します。 ○検視班は、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じます。

2 遺体の身元確認

機 関 名	活 動 内 容
区	○身元不明者の周知及び身元不明遺体の保管について周知します。 ○警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体については適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬します。
警視庁	○行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行います。 ○身元確認班は、適切な方法により効率的な証拠採取に努め、身元確認業務を実施します。 ○身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに遺体引渡班に引き継ぎます。 ○おおむね2日間、身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区に引き継ぎます。（引き継いだ後も身元調査は継続する。）
公益社団法人 東京都港区 芝歯科医師 会、 公益社団法人 東京都港区 麻布赤坂歯科 医師会	○身元確認班等を編成し、遺体収容所に派遣します。 ○身元不明遺体の歯科情報を採取します。

3 遺体の遺族への引渡し

機 関 名	活 動 内 容
区	○警視庁や防災関係機関と連携し、警視庁（遺体引渡班）の指示に従い遺体を遺族へ引渡します。
警視庁	○区及び防災関係機関と連携し、遺体を遺族へ引渡します。

第3 死亡者に関する情報の提供

機 関 名	活 動 内 容
区	○東京都、警視庁（所轄警察署）及び防災関係機関等と連携し、災害に伴う死亡者に関する情報を提供するとともに、問い合わせ窓口を開設します。
都 総 務 局	○大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、区、警視庁及び関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を速やかに提供します。

第3節 火葬等

第1 死亡届の受理・火葬許可証の発行等

機 関 名	活 動 内 容
区	○検視・検案を終え遺族等に引き渡された遺体について、死亡届を受理し速やかに火葬許可証を発行します。 ○遺体収容所における死亡届の受理と火葬許可証の発行を迅速・適切に実施するための条件整備に努めます。 ○緊急時の対応として火葬許可の特例措置が認められた場合は、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行します。
都 総 務 局	○区に対して、必要な支援措置を講じます。

第2 火葬場への遺体の搬送及び火葬

機 関 名	活 動 内 容
区	○遺族等による搬送・火葬が困難な遺体、または遺族のいない遺体について、火葬実施が可能と確認された火葬場に搬送し火葬に付します。 ○火葬は、棺、ドライアイスまたは骨つぼ等火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬または納骨等に係る役務の提供とします。 ○遺族がいない場合は、区が火葬に付します。 ○遺体搬送に必要な車両を確保します。 ○交通規制が行われている場合は、緊急通行車両の標章の交付を受け火葬場まで遺体を搬送します。

第3 広域火葬の実施

機 関 名	活 動 内 容
区	○平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて東京都に広域火葬の応援・協力を要請します。 ○広域火葬が実施される場合は、東京都と調整を図り広域火葬体制の円滑な実施に努めます。 ○区民に対し広域火葬体制について周知します。
都保健医療局	○広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備します。 ○区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知します。

機 関 名	活 動 内 容
	○対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求めます。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請します。 ○各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼します。 ○火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請します。 ○遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請します。
都 建 設 局	○管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都営納骨堂での受入れを実施します。 ○火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行います。

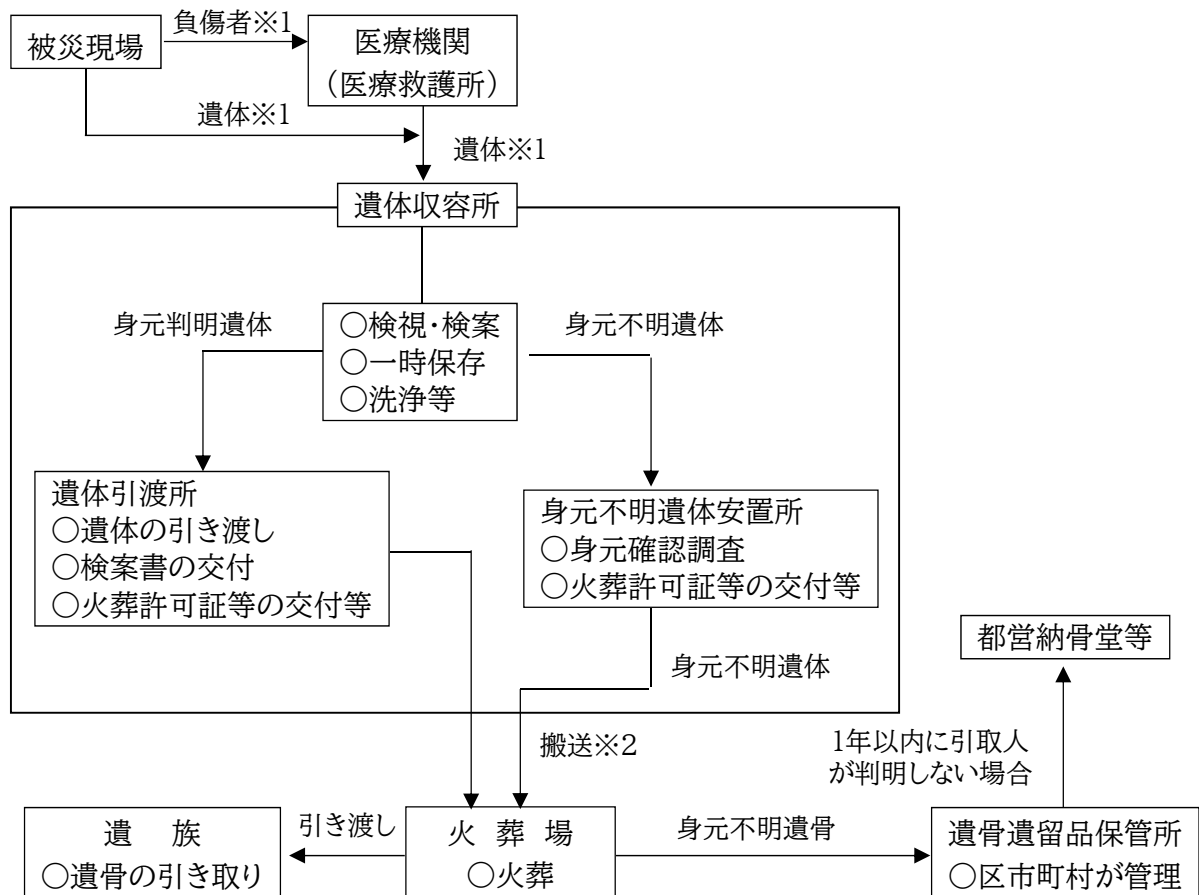
第4 身元不明の遺骨の取扱い

機 関 名	活 動 内 容
区	○身元不明の遺骨については、火葬場から引取り遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管します。 ○1年を経過しても遺骨の引取り人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして都営納骨堂等に移管します。 ○警視庁（所轄警察署）と協力して身元不明の遺骨の引取り人を調査します。

「災害救助法」の基準

死体の搜索、死体の処理、埋葬については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」により、国庫負担の対象、内容、期間等が定められています。

	対象	内容	期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う搜索	・ 搜索のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	・ 災害発生後3日を経過した者は死亡したものと推定 ・ 特別基準による期間延長は期間内（10日以内）に都知事に申請する。 ・ 輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行うものであること。（埋葬を除く。）	（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 （2）死体の一時保存 （3）検案	災害発生の日から10日以内	・ 検案は原則として救護班 ・ 一時保存にドライアイスが必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 ・ 特別基準による期間延長は期間内（10日以内）に都知事に申請する。 ・ 輸送費、人件費は別途計上
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急処理程度のものを行うものであること。	・ 原則として、棺または棺材の現物をもって次の範囲内において行うこと。 イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬または火葬（賃金職員等や雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内	・ 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 ・ 特別基準による期間延長は期間内（10日以内）に都知事に申請する。



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力

自衛隊は、東京都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

図3-15-1 遺体取扱いの流れ

第16章 応急住宅対策計画

災害のため、住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができないもの及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したものに対しては、被災住宅の応急修理を支援します。

災害のため住家が全壊し、全焼し、または、流失し、居住する住家がない被災者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに対して応急仮設住宅の設置を行います。

災害の影響を受けていない地域での応急仮設住宅の確保、設置について検討します。

応急仮設住宅の設置に当たっては、東日本大震災に於いて行われた、民間賃貸住宅の借り上げなどの方法についても検討します。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区			○被災住宅の応急危険度判定の実施 → ○家屋住宅被害状況調査 → ○被災宅地の応急危険度判定の実施 → ○罹災証明書の発行 →	

第1節 被災住宅の応急危険度判定

第1 区の役割

住家の被害状況調査を行い、都本部に報告します。

第2 活動計画

応急危険度判定員の新規登録を促進し、人数の増強を図ります。

東京都や他の特別区と連携を図り、危険度判定の技術や知識を向上し、地震発生時の迅速な対応に備えます。

震災後、直ちに東京都の防災ボランティア登録をしている区内の被災建築物応急危険度判定員の出動要請を行うなど、住宅の応急危険度判定の態勢の整備を図ります。

第2節 被災宅地の応急危険度判定

第1 区の役割

区は、災害等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施します。

また、被災宅地危険度判定士の派遣等の支援が必要な場合、都知事へ支援要請を行います。

第2 活動計画

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示します。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。

第3節 応急仮設住宅の供給

第1 設置主体

応急仮設住宅の設置は、「災害救助法」適用後は東京都が実施し、区はこれに協力します。

ただし、「災害救助法」が適用されない場合など、区長が特に必要と認めた場合は、区において設置します。

第2 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地として現在予定しているのは、港区立公園等です。

建設地の選定に当たっては、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況等を考慮の上、設置可能戸数を確認します。

また、区内の仮設住宅のみでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて他自治体での確保に努めます。

第3 応急仮設住宅の建設

1 「災害救助法」適用後

区本部長は必要があると認めた場合、直ちに都本部長に要請します。

2 東京都の設置基準

(1) 設置戸数

応急仮設住宅等の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表します。

(2) 規模及び費用

1戸当たり規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定します。供給に当たっては、可能な範囲で、世帯人数に応じてユニット数を割り当てるなどの方法により適切な規模の建設型応急住宅の供給に努めます。

なお、1戸当たりの設置費用については、前記細則の定めによるものとします。

(3) 着工

災害発生の日から20日以内に着工します。

(4) 供与期間

完成の日から「建築基準法」第85条第3項または第4項に規定する期限内とします。

(5) 建物形式

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを

標準とし、必要に応じ、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とします。

3 「災害救助法」適用前

「災害救助法」適用前等、区が実施する場合は、災対街づくり支援部において次により必要戸数を建設します。

(1) 設置開始時点及び戸数は、災害の状況に応じてその都度定めます。

(2) 建物の型式は、原則として、ユニット式のプレハブとします。

(3) 設置規模は、東京都の設置基準によります。世帯員数の多い世帯に対しては、人数等に応じてユニット数を追加するなどして対応することを検討します。

第4 入居者の選定

1 入居資格

入居の対象となるものは、災害により住家が全焼、全壊または流失し、現に居住する住家がなく、自己の資力によっては住宅を確保することができない者のほか都知事が必要と認める者としてします。

2 入居者の募集・選定

(1) 入居者の募集計画は被災状況に応じて東京都が策定し、区に住宅を割り当てます。割り当てに際しては、原則として当該区の行政区域内の住宅を割り当てるものとしてしますが、必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村相互間で融通します。

住宅の割り当てを受けた際は、区が募集を行います。

(2) 入居者の選定基準は東京都が策定し、それに基づき区が高齢者等に配慮して入居者の選定を行います。

3 「災害救助法」適用前ないし東京都が実施しない場合

(1) 入居者の募集計画は東日本大震災時に実施した募集計画を踏まえ実施します。

(2) 入居者の選定基準についても、同様に、東日本大震災時の選定基準を踏まえて、区が入居者の選定を行います。

第5 建設によらない応急仮設住宅の供給

1 公的住宅の活用による一時提供型住宅

東京都は、都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き家の提供を求め、被災者に提供します。

2 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

東京都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供します。

第6 応急仮設住宅等の管理及び入居期間

1 応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が行います。

2 区は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備します。

3 応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定めます。

第7 その他

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居させる際はあらかじめ被災者にこの趣旨を十分徹底させるとともに、引き続き、都営住宅や UR 賃貸住宅等の公的住宅あつ旋を積極的に行い、なるべく早い機会にこれらの者を他の住宅に転居させるよう措置します。

第4節 被災住宅の応急修理

住宅の応急修理は、「災害救助法」が適用された場合、東京都が区の要請に基づき、応急修理実施の決定をし、区が応急修理を行います。ただし「災害救助法」が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は区において実施します。

第1 住家の被害の拡大を防止するための緊急修理

1 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼または半壊、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者としてします。

2 修理の基準及び対象戸数

- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して行うものとします。「災害救助法」が適用された場合は、1世帯当たりの修理費は、「東京都災害救助法施行細則」の定めによるものとします。
- (2) 修理対象戸数は、東京都が厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で都知事が決定します。応急修理は、原則として災害発生の日から10日以内に完成するものとします。

第2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

1 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼または半壊、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、自己の資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者としてします。

2 修理の基準及び対象戸数

- (1) 修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に必要欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行うものとします。「災害救助法」が適用された場合は、1世帯当たりの修理費は、「東京都災害救助法施行細則」の定めによるものとします。
- (2) 修理対象戸数は、東京都が厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で都知事が決定します。応急修理は、原則として災害発生の日から3か月以内に完成するものとします。

第3 修理の方法

- 1 「災害救助法」適用後は、区長は必要があると認めた場合、直ちに都知事に実施を要請します。
- 2 「災害救助法」適用前その他、区が実施する場合は、災対街づくり支援部において現物をもって行います。

第4 修理住宅の選定

- 1 修理住宅の選定は、東京都が定める要綱及び選定基準により区が募集し、被災者の資力その他生活条件等の調査をして、選定を行います。
- 2 区が実施する場合は、災対街づくり支援部職員をもって調査班を編成し、被害程度を調査のうえ修理住宅の選定を行います。

第5節 建築資材等の調達

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理についての資材は、港区内建設業者等を通じて調達します。ただし、「災害救助法」が適用された場合、建築資材等の調達は、東京都が、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人東京都建設業協会との協定に基づき行います。

第17章 労務供給計画

災害時には、応急対策活動に要する人員が、区職員だけでは不十分な場合も予想されます。

道路上障害物の除去等各種活動に伴う労働力の不足を補い、円滑な応急復旧活動を期するため、本章では、労働力の確保について必要な事項を定めます。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区		○土木建築請負業者への待機作業要請 ○東京労働局に対する要請		

第1節 港区内業者からの雇上計画

災害時に、道路復旧及び建設物応急処置、応急仮設住宅の設営等労力を必要とする場合、協定締結団体など区内の土木建築請負業者等に連絡し待機及び作業を要請します。

なお、これら協力要請については、関係業界と協力協定を締結しました。

第2節 東京労働局に対する要請

第1 区は災害地において、区職員及び土木建築業者の労力のみでは、必ずしも十分に対応しえない場合は、所要人員を一括して東京労働局及び公益財団法人城北労働・福祉センターに対し労務供給を要請します。

第2 労務者の引渡しは、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において行います。

第3 賃金は、就労現場において作業終了後、直ちに支払います。

第18章 応急教育計画

災害発生時において、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全の確保を最優先するとともに、教育環境の一部が機能しない状況の中で、子どもたちの学力や健康の維持のため教育活動の早期の再開に努め、教育目的を達成することを方針とします。

区立幼稚園及び小・中学校の災害対策の災害対応力の強化、並びに被災した幼児・児童・生徒の心のケア及び被災により教育環境の一部が機能しない状況下にあっても創意・工夫を凝らし、早期に再開することを目標とします。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区	○被害状況の把握・報告	○応急教育計画の見直し		○応急教育場所の確保 ○学用品等の調達・支給

第1節 応急教育の実施方法

第1 区の役割

被災した幼児・児童・生徒の応急教育に関することを行います。

第2 時系列の対応

1 事前対応

(1) 園長・校長は、災害時における教育活動を早期に再開するため、応急教育の実施計画を作成します。

(2) 園長・校長は、幼児・児童・生徒の安全確保及び災害対応力の強化を図るため、次の事項等について災害対応マニュアル等を整備し、防災教育・防災訓練を充実させます。

①日頃から安全教育・避難訓練等の充実に努め、幼児・児童・生徒が「危険を予測し、自らの力で危険を回避することができる態度や能力」の育成に関すること

②災害時における園・学校と保護者との連絡方法に関すること（携帯電話・固定電話・電子メール・ホームページ・災害伝言ダイヤル等、多様な連絡方法の確保）

③園・学校と災対教育委員会事務局、警察署及び消防署等の防災関係機関との連携体制に関すること

④災害発生時の教職員の参集方法に関すること

⑤「全国避難者情報システム」（総務省）の活用に関すること

2 災害発生時の対応

- (1) 園長・校長は、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全を確保し、災害の状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えるとともに教職員はあらかじめ定められた災害対応マニュアル等に基づき適切に行動します。
- (2) 園長・校長は、災害の規模、幼児・児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、園舎・校舎の管理に必要な職員を確保し、態勢を確立します。
- (3) 園長・校長は、幼児・児童・生徒が在校中や休日等の部活動など、園・学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、気象・地震警報等発令時の区立幼稚園、小中学校の対応方針に沿って、安全に幼児・児童・生徒を園・学校内に保護します。安全に帰宅若しくは保護者への引渡しができるまでは、園・学校が保護するとともに保護者への連絡、安否確認等、適切な措置を講じます。
- (4) 園長・校長は、学校施設・設備の被災状況、教職員及び幼児・児童・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、必要に応じて休業、分散登校、他校の利用等、応急教育計画の見直しを図ります。
- (5) 園長・校長は、応急教育の実施計画を作成したときは、災対教育委員会事務局に報告するとともに速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図ります。
- (6) 園長・校長は、園・学校が区民避難所（地域防災拠点）として開設された場合、「区民避難所（地域防災拠点）としての役割」と本来の「教育施設としての役割」の両機能を調整し、避難所部分と園・学校機能部分を明確に分離するなどの必要な措置を行います。特に避難が中・長期化する場合には、各災対地区本部や避難者代表者等と協議し、子どもたちの教育活動に支障がないように対応します。

第3 応急教育場所の選定・確保

- 1 災対教育委員会事務局は、園舎・校舎等の被害状況を把握し、応急教育場所を選定・確保します。
- 2 園舎・校舎の被害が大きい等、当該の園・学校の外に応急教育場所を定めなければならない場合は、隣接園・学校、区内園・学校、区有施設、区内民間施設、区外園・学校及び区外民間施設等に応急教育場所を選定・確保します。

第4 災害復旧時の対応

- 1 園長・校長は、災対教育委員会事務局と連携し、教職員を掌握して幼児・児童・生徒の被災状況を調査し、園舎・校舎の環境を整備するとともに、教育活動の早期再開に向け教科書及び教材の確保に努めます。
- 2 応急教育を早期に実施するため、災対教育委員会事務局は、被災園・学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。
- 3 園長・校長は、応急教育を実施するため、災対教育委員会事務局からの指示事項を徹底させます。
- 4 応急教育計画に基づき、教育活動を再開した場合には、幼児・児童・生徒の登下校

の安全の確保には万全を期します。応急教育の実施に際しては、健康及び安全教育、生活指導に特に留意します。

- 5 災害発生後、災害への恐怖や家族等の死傷に伴う悲しみ、将来への不安など、大人も子どもも心身が疲弊している状態にあります。そのため、園・学校は、災対教育委員会事務局及び災対児童相談所と連携しながら、幼児・児童・生徒に対して、教職員による心のケアに努めるとともに、スクールカウンセラー、臨床心理士、児童福祉司、児童心理司等の専門家の派遣などにより、心のケアの充実に努めます。
- 6 園・学校は、避難した幼児・児童・生徒の把握に努め、避難先の幼児・児童・生徒への応急教育計画に基づき行うよう努めます。
- 7 園長・校長は、災害の推移を把握し、港区震災復興本部組織及び災対教育委員会事務局と密接な連携のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に伝えます。

第2節 学用品等の調達及び支給計画

学用品等の調達及び支給は東京都の計画に基づき、おおむね次のとおり行われます。

第1 支給の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失、またはき損し、就学上支障のある小・中学校の児童・生徒に対し、区が被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給します。ただし、「災害救助法」適用後は、東京都がこれを行い、区は協力するものとします。

第2 支給の期間

教科書については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とします。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長します。

第3 支給の方法

学用品は原則として東京都が一括調達し、被災児童・生徒に対しての支給は区が実施します。なお、学用品の支給を迅速に行うため、都知事が職権を区長に委任した場合は、区が学校長及び教育委員会の協力を受け、調達から配分までの業務を行います。

第4 費用の限度

1 教科書

支給する教科書（教材を含む。）の実費（「災害救助法」が適用された場合教科書は無償）

2 文房具及び通学用品

「東京都災害救助法施行細則」で定める額

（震災資料編 震3-18-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 参照）

第19章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともに、ますます高度化、複合化されています。各施設の相互依存の関係も著しく高まっています。

震災時に、ライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのもののマヒにつながり、区民生活に及ぼす影響は極めて大きくなります。

このため、ライフライン関係機関においては、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する必要があります。

本章では、ライフライン施設の応急対策について必要な事項を定めます。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
都水道局	○給水対策本部設置 ○被災状況の把握 ○情報連絡活動 ○報道・広報活動 ○応急対策後方支援活動 ○他都市水道事業体への応援要請 ○局給水部配水施設復旧班立ち上げ ○重要施設の点検・調査 ○首都中枢機関等の応急復旧	○給水対策本部会議開催		
都下水道局	○施設被災状況情報収集 ○応急措置対応			
パワースタッフ 株式会社 東京電力 リッド	○非常災害対策支部設置 ○情報収集、災害情報把握 ○応急復旧活動作業			

機 関 名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
東京 ガス グルー プ	[体制・情勢の基盤整備・確立] ○対策本部・支部等の設置 ○社員等の動員————→○協力会社等との連携 ○活動基盤————→○応援部隊受け入れ準備 ・安否確認 ・後方支援体制の確立 ・連絡手段の確保 ・移動手段の確保 初動措置[情報活動] ○情報の収集、処理等————→ ・能動的な巡回による情報収集努力 ・道路状況・各施設被害状況の把握			
			初動措置 [対外広報] ○広報活動 ・漏洩の通報、マイコンメーター復帰等 ○緊急措置に関して ○復旧計画に関して	○情報資料の処理 （記録・図化）使用

第1節 水道施設

第1 基本方針

復旧に当たっては、随時、配水系統の変更等を行いながら、あらかじめ定めた復旧優先順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、給水所の運行状況等を考慮して給水拡大の最も有効な管路から順次行います。

なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施します。

第2 送・配水管路における復旧の優先順位

- 1 首都中枢機関等に関係する路線
- 2 第一次重要路線
送水管及び広大な区域を持つ配水本管
- 3 第二次重要路線及び配水小管重要路線
配水本管及び小管の骨格となる路線
- 4 応急給水施設、避難所等に至る管路

第2節 下水道施設

第1 基本方針

- 1 施設の調査、保安点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底します。
- 2 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施します。
- 3 燃料油の優先供給を受け、施設の運転を継続します。

第2 震災時の活動態勢

都下水道局の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行います。

また、民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結しています。

都下水道局は、区の要請に応じて相互支援の調整を行います。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行います。

第3 応急復旧対策

1 災害復旧用資器材の整備

迅速に応急措置活動を実施するため、各種資器材については、水再生センター及びポンプ所に備蓄します。

また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の備蓄について協力を求めています。

2 管渠

- (1) 緊急交通路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施します。
- (2) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きょの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約します。

3 水再生センター・ポンプ所

- (1) 水再生センター・ポンプ所においては、停電の際にも、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処します。
なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図ります。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施します。
- (3) 工事中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう受注者を指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせます。
また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行います。
- (4) ポンプ所・水再生センターは、耐震化を進めており主要な機能の確保に努めていますが、万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先します。

また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討します。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図ります。

第4 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図ります。復旧順序については、水再生センター・ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行います。

第5 想定復旧日数

耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し首都直下地震の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、30日以内の機能回復に努めます。

第3節 電気施設

第1 基本方針

ライフライン施設は、区民生活と最も密着しているものであるため、人心の安定を図るためこれらの施設の機能を一刻も早く回復し、供給等を再開するよう努めるものとします。

第2 復旧活動

1 復旧計画

災害発生時、速やかに被害状況を把握し、復旧計画を策定します。

2 復旧順位

復旧は、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行います。

第3 想定復旧日数

阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時には、いずれの地震時にも停電被害の復旧におおむね1週間程度を要しています。

第4 広報活動

第3部第5章第3節第5のとおり、区民等に対する広報活動を行います。

第4節 ガス施設

第1 災害時の活動体制

1 非常事態対策本部の設置

本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。

2 震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第0次非常体制	1 震度5弱の地震が発生した場合	防災・供給部長
第一次非常体制	1 震度5強の地震が発生した場合	東京ガス ネットワーク社長
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、 (中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合	東京ガス社長

第2 応急対策

1 震災時の初動措置

- (1) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- (2) 事業所設備等の点検
- (3) 製造所、整圧所における送出入量の調整または停止
- (4) ガス導管網の地域ブロックの被害状況に応じた供給停止判断
- (5) その他、状況に応じた措置

2 応急措置

- (1) 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたります。
- (2) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理します。
- (3) 地震の発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行います。
- (4) ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努めます。
- (5) その他現場の状況により適切な措置を行います。

3 資器材等の調達

復旧に必要な資器材を確認し、調達が必要な資器材は、次の様な方法により確保します。

- (1) 取引先、メーカー等からの調達
- (2) 各支部間の流用
- (3) 他ガス事業者からの融通

4 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており常時稼働可能な態勢にあります。

第3 復旧対策

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた下記の手順により実施します。

1 製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造またはガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼動を再開します。

2 中低圧導管の復旧（被害が発生した場合）

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理します。

3 需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉めます。

4 復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割します。

5 本支管の点検

- ・管内に水が浸入していた場合は、採水ポンプ等を利用して排出します。
- ・ガスを適切な圧力で封入し、漏洩調査を行い、漏洩箇所を修理します。
- ・ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出します。

6 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏洩検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏洩の有無を判断します。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏洩箇所を特定し、配管取替等の修理を行います。

7 ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開します。

第5節 通信施設

第1 応急対策

1 通報、連絡

NTTグループ各社は、各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行います。

2 情報の収集、報告

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行います。

（1）気象情報、災害予報等

- (2) 電気通信設備等の被災状況、そ通状況及び停電状況
- (3) 自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集
- (4) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (5) 被災設備、回線等の復旧状況
- (6) 復旧要員の稼働状況
- (7) その他必要な情報

3 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

- (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること
- (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること
- (3) 非常、緊急通話または非常、緊急電報は、「電気通信事業法」第8条第1項及び「電気通信事業法施行規則」第55条の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取扱うこと
- (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること
- (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること

4 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。

5 災害用伝言ダイヤルの提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供します。

第2 復旧対策

1 応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施します。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施します。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行います。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努めます。

2 災害復旧

- (1) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要

な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計します。

- (2) 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力します。

3 復旧順位とサービス復旧目標

順 位	修 理 ま た は 復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社、放送事業者または、通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第20章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川、港湾、及び鉄道等の公共施設は、道路交通や海上輸送など都市活動を営む上で重要な役割を担っており、これが地震により損壊した場合は、救急救助及び救援救護活動等に重大な支障を及ぼすこととなります。

これら公共施設が被災した場合、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要があります。

本章では、道路、橋りょう、港湾施設、海岸施設、河川及び内水排除施設等の公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の応急・復旧対策について、必要な事項を定めます。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
区	○被害状況の調査、東京都への報告 ○応急措置 ○応急復旧			
首都高速道路株式会社	○被災状況の情報収集 ○緊急点検 ○警察の交通規制への協力 ○広報活動 ○消防等関係機関への情報伝達、出動協力要請 ○緊急道路障害物の除去・応急復旧			

第1節 道路・橋りょう及び河川・海岸・港湾等施設

第1 道路・橋りょう

地震により生じた道路のき裂、陥没等、あるいは橋りょうの損傷等に対して、次のとおり速やかに応急措置を施し、応急復旧に努めます。

(1) 災害直後の応急措置

- ①区は、区内の道路状況を調査し、き裂、陥没等の被害状況を東京都に報告するとともに、区の優先路線について、障害物除去及び交通確保に必要な復旧作業を行います。
- ②東京都は、所管の道路の内、東京都が緊急道路障害物除去路線として選定した路線について、障害物除去及び交通確保に必要な復旧作業を行います。
- ③東京国道事務所は、所管する国道についてパトロールカー等により巡回し、被害状況等を調査し、障害物除去及び交通確保に必要な復旧作業を行います。

④首都高速道路株式会社は、お客様等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送路機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図ります。

ア 大地震が発生したときは、首都高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を広報します。

イ お客様等の被災状況を速やかに把握し、消防等防災関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護、その他安全確保に努めます。

ウ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努めます。

エ 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じます。

オ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、防災関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施します。

(2) 応急復旧

防災関係機関は、(1)の応急措置をとった後、次に、二次災害の生ずるおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物等の搬出等、必要な措置を行います。

第2 河川・海岸・港湾等施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川・海岸等保全施設が被害を受けた場合、施設の応急復旧に努めるとともに、排水に全力を尽くします。

(1) 区

区内の河川、排水場等の施設、特に工事中の箇所等を重点的に巡回し、被害箇所については、直ちに必要措置を実施するとともに、東京都に報告します。

(2) 東京都

港湾局

東京港の港湾施設については、防災関係機関及び関係民間団体の協力を得て、必要な措置を行います。

特に地震災害発生の場合には、緊急物資等の広域輸送基地を確保します。

第2節 交通施設

第1 区

- 1 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集します。
- 2 道路上の障害物の除去等を実施します。
- 3 区道上の障害物除去及び応急復旧を実施します。

第2 都交通局の応急対策計画

1 基本方針

大規模地震が発生した場合、交通局災害対策本部を設置して、指揮命令及び情報連

絡等を円滑に行い、迅速な初動態勢により応急活動を開始して、お客様の安全確保及び一刻も早い運転再開又は都営交通機能の維持に努めます。

2 初動措置計画

(1) 運転規制

都営地下鉄内に設置する地震計の震度に応じて、以下の運転規制を行います。

①震度4の場合

直ちに全列車に対し、25km/h以下の徐行運転をするよう指令（駅長及び保守担当管理所長に点検を依頼して、その通報に基づき安全を確認後、徐行運転規制を解除する。）

②震度「5弱」の場合

ア 直ちに全線に対して運転中止を指令し、お客様を降車、駅長及び所長に点検を依頼する

イ 駅長からの駅構内点検完了の報告に基づいて、全列車に対して試運転列車15km/h以下の注意運転を指令する

ウ 試運転列車が全区間にわたって走行を完了したときは、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する

エ 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了したときは、地上部45km/h以下、地下部55km/h以下に運転規制を緩和する

オ 所長からの点検完了の報告に基づいて運転規制を解除する

③震度「5強」の場合

ア 直ちに全線に対して運転中止を指令し、お客様を降車、駅長及び所長に点検を依頼する

イ 駅長及び所長からの点検完了の報告に基づいて、全列車に対して15km/h以下の徐行運転を指令する

ウ 試運転列車が全区間にわたって走行を完了したときは、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。

エ 列車が25km/h以下の徐行運転を指令で全区間にわたって走行を完了したときは、地上部45km/h以下、地下部55km/h以下に運転規制を緩和する。保守係員の点検完了の報告に基づいて、運転規制を解除する

④震度「6弱」以上の場合

運転規制は、震度5強の場合に準じる。交通局危機管理対策計画で定める緊急点検を実施し、安全が確認された場合、本部長の指示により営業を再開する。

(2) お客様の安全確保

お客様の動揺・混乱を制するため適切な案内を行うとともに、最善を尽くしてその安全退避及び消火に努め延焼防止と付帯事故の未然防止を図ります。

3 お客様に対する避難誘導計画

責任者は、災害発生時はその災害の正確な情報判断のもとに係員を指揮してお客様

の避難誘導にあたります。避難誘導は、災害の規模、現場の状況等の情報を速やかに、かつ正確に把握するとともに、的確な判断のもとに行うように努めます。

地震の際は、その規模、被害状況、お客様の数、沿線の被害状況等を判断し、あらかじめ定められた広域避難場所にお客様を誘導するように努めます。

この場合、高齢者、小児等単独で避難することが困難と思われるお客様に対しては、他のお客様の協力を求めるとともに、負傷のため単独避難不可能なお客様に対しては構内の安全な箇所に一時退避させます。

第3 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の応急対策計画

1 災害時の活動組織の編成

災害時における活動組織の編成は、「事故・災害等対策規程」の定めるところによります。

2 初動措置計画

（1）列車の措置

①総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車をいったん停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行います。

②乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行または架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合または運転指令所から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を停止させたのち、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受け乗客の安全を図ります。

（2）駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の安全退避に努めます。

（3）火災発生の際の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努めます。

また、旅客の避難誘導に努めます。

（4）浸水の措置

駅出入口は、止水板及び防潮扉により、換気口は浸水防止機により浸水を防止するとともに万一、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水します。

（5）停電の措置

①駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯します。また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導に努めます。

②列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切り替わり、照度2～5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努めます。

3 旅客に対する避難誘導計画

正確な情勢判断のもとに駅係員は、次により旅客の避難誘導にあたります。この場合、高齢者、小児等単独で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得ます。なお、負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては、構内の安全な場所に一時退避させます。

(1) 地下より地上が安全と認めたとき

東京都の指定する避難場所を放送等で徹底し、その方面の出口へ誘導案内します。

(2) 地上よりも地下が安全と認めたとき

被害の少ない最も安全な場所へ誘導します。この場合、浸水の危険を考慮して、地上へ有利な場所を選定して誘導します。

第4 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の応急対策計画

1 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）

(1) 情報の収集及び連絡

震度6弱以上の地震が発生した場合は、地震被害の情報収集と旅客の救助活動を行うため、各駅区所が現場の旅客、社員の負傷状況、建築物、列車等の被害状況を収集して、本社及び支社対策本部へ報告します。本社対策本部の指示に基づき救助社員を救助現場へ派遣します。

2 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）

(1) 事故等を発見した社員、または通報を受けた社員は、関係列車の停止及び負傷者の救護等臨機の処置をするとともに、事故等の概要を関係指令等へ速報します。

(2) 輸送指令員は、事故等発生の場合、旅客の誘導その他の処置について、延滞なく新幹線鉄道事業本部長及び関係列車の乗務員及び関係箇所に通報します。

この場合、必要に応じ、JR 東日本・西日本等に速報します。

(3) 事故等が発生した場合、事故等を発見した社員、現地に居合わせた社員及び連絡を受け現地に到着した社員は、直ちに復旧、救護にあたるとともに、中央指令等と連絡を密に行うなど、初動体制における応急処置に最大限対処します。

第5 東京モノレール株式会社（東京モノレール）の応急対策計画

①運転指令者は、地震を感知または地震発生を報告を受けた場合は、列車無線により全列車の停止手配後、施設区長に震度階を報告するとともに運転規制を行います。

②運転士は、運転中地震を感知、または運転指令者から停止の指示があったときは、速やかに列車を停止させ、その状況を運転指令者に報告し指示を受け、乗客の安全を図ります。

③駅係員は、旅客の安全第一を旨として、当社防災管理規程に定める避難経路に添って旅客の避難誘導を行います。

④火災が発生した場合は、初期消火に努め、火災拡大等の場合は消防署その他防災関係機関へ通報し、旅客の避難誘導に努めます。

⑤施設の点検

施設区長は、運転指令者から地震発生の報告を受けたときは、係員に震度階を勘案し、線路、電路、沿線の状況を点検させます。

⑥列車火災の処置

列車火災が発生した場合は、その列車の乗務員は速やかに停止措置をとり、運転指令者に報告し、乗客を安全な箇所に避難誘導し消火に努めます。

消火の見込みがなくしかも駅間の途中で停止している場合は、他の列車または救援列車に誘導します。ただし、緊急を要する場合は、非常脱出装置を使用し救援に努めます。

第6 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）の応急対策計画

1 災害時における活動組織は「鉄道事故・災害対策規程」の定めるところによります。

2 震災時の初動措置

（1）運転規制の内容

①震度4

ア 列車の停止を指令します。

イ 地震終息後、35km/h 以下の速度で注意運転をします。

ウ 関係駅長の報告により、列車の運行に支障のないことを確認したときは、正常運行の確保に努めます。

②震度5弱

ア 列車の停止を指令します。

イ 地震終息後、駅長から駅構内の運転諸設備について、列車の運行に支障のないことを確認したときは、25km/h 以下の速度で注意運転をします。

ウ 関係駅長の報告により、列車の運行に支障のないことを確認したときは、正常運行の確保に努めます。

③震度5強以上

ア 列車の停止を指令します。

イ 地震終息後、駅間に停止している列車があるときは、列車の停止した場所の最寄り駅長から、駅構内の運転諸設備に異常がない旨の報告と、停止している列車の乗務員から見通しの範囲内に異常がないこと確認したときは、施設司令長と協議のうえ、旅客の避難誘導のため、15km/h 以下の速度で最寄り駅まで運転を指令することができます。

ウ 地震終息後、駅長から駅構内の運転諸設備について、また、保守担当責任者から要注意箇所について、列車の運行に支障のないことを確認したときは、25km/h 以下の速度で注意運転をします。

エ 関係駅長及び保守担当責任者の報告により、列車の運行に支障のないことを確認したときは、正常運行の確保に努めます。

(2) 乗務員の対応

- ①乗務員は、強い地震を感知したとき、または運輸司令若しくは駅長から震度4以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、橋梁、トンネル及び踏切道を避けて安全と思われる場所に速やかに列車を停止させます。
- ②地震終息後、運転再開の指令を受けたときは、指定された速度以下で注意運転を行います。
- ③最寄りの報告指定駅に到着したときは、駅長に対して運転した区間における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を報告します。
- ④運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行に復するよう努めます。

3 出火防止計画

出火防止については、「火災ならびに災害防止規則」によります。

4 列車の脱線転覆等による事故発生時の救出救護計画

地震により列車の脱線転覆等の大事故が発生したときの救出救護計画は、「鉄道事故・災害対策規程」によります。

5 緊急時における送電停止及び車両の緊急移動措置

緊急時における送電停止とこれに伴う車両の移動措置は、次によります。

(1) 送電停止

総合司令所は、運輸司令所からの連絡により状況を判断して、必要な変電所の運転停止、き電停止の措置をとります。

(2) 車両の緊急移動措置

橋りょう、トンネル及び踏切道等を避けて、速やかに停止します。

6 通信、情報連絡体制

通信、情報連絡体制については、「鉄道事故・災害対策規程」及び「列車無線取扱手続」によります。

7 防災関係機関との連絡体制

災害発生時における防災関係機関との連絡方法

- (1) 「鉄道事故・災害対策規程」に基づき、所轄警察署、所轄消防署に速報します。
- (2) 「鉄道事故・災害対策規程」に基づき、特殊車両の出動を要請し、また救急医療機関へ連絡します。
- (3) 各地方自治体関係部局（都県、区防災担当部署等）に通報して、災害救助について要請します。

8 乗客の避難及び誘導計画

乗客の避難及び誘導計画については、発災後に大規模火災の有無、津波の危険性等、災害の状況を踏まえて避難場所が案内できるような地図を準備するとともに、放送等を活用して、災害時における乗客の避難誘導を図ります。

9 浸水防止装置

本線品川～泉岳寺駅間の地下鉄通風口には、防水自動シャッターを取付け、穴守稲荷第1踏切部、空港線羽田トンネルには浸水防止扉を備え、浸水防止を図っています。

第7 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）の応急対策計画

災害が発生した場合は、鉄道事故災害対策要綱等に基づいて職員を動員するとともに、必要に応じて協力業者に応援を求めます。

防災関係機関と密接な連絡をとり、早期復旧に努めます。

第3節 公共施設等

第1 区の役割

- 1 区の公共建築物が被災した場合、速やかに被害状況を確認します（必要に応じて応急危険度判定を実施します）。
- 2 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力要請を行います。
- 3 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施します。

第2 活動計画

1 区庁舎等の保全措置及び応急修理

庁舎、区施設等の保全措置（危険箇所の判断、安全確保措置等）及び応急修理は、災対施設課の指示助言により各施設管理者が行います。また、区立小・中学校は避難所として指定しているので、被災したときは直ちに保全措置及び応急修理を行うものとします。

2 社会福祉施設等公共施設の応急対策

- （1）各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を策定して万全を期します。
- （2）各施設の責任者は、自衛防災組織を編成してそれぞれ分担に基づいて行動します。
- （3）緊急時には、防災関係機関へ通報して臨機の措置を講じます。

3 文化財施設の応急対策・復旧対策

（1）応急対策

- ①文化財に被害が発生した場合には、その所有者または管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を区教育委員会に報告し、被害の拡大防止に努めます。
- ②防災関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じます。

（2）復旧対策

被災した文化財の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、区教育委員会や文化庁等と文化財管理者等において修復等について協議を行います。

第4節 土砂災害への対応

第1 区の役割

- 1 土砂災害の発生状況等を情報収集し、応急措置の実施、避難対策を実施します。
- 2 必要に応じて避難情報を発令します。

第2 活動計画

1 情報収集と報告

区は、土砂災害の危険箇所について防災関係機関や区民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施します。

2 二次災害の防止

区は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行います。

第21章 帰宅困難者対策

地震等により公共交通機関が運行停止した際には、ターミナル駅やその周辺では多くの人が滞留し混乱等が生じることが想定されます。一方で、区等の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等と連携して、混乱防止を図るための方針を示します。

○応急復旧活動フロー

機 関 名	発災	3 h	12h	24h	72h
	初動態勢の 確立期	即時対応期			復旧対応期
区	○一斉帰宅の抑制の周知→				
	○外出者への交通情報等の提供→				
	○駅周辺滞留者対策推進協議会の立ち上げ				
	○滞留者への一時滞在施設等の情報提供				
	○徒歩帰宅者の支援				

第1節 駅周辺での混乱防止

第1 災害時の応急体制

1 港区災害対策本部

- (1) 発災時には、港区災害対策本部から各災対地区本部に、管内駅周辺滞留者対策推進協議会及び帰宅困難者対策への協力協定を締結している事業者への連絡を指示します。
- (2) 港区災害対策本部は、各災対地区本部からの情報を基に港区全体の帰宅困難者の状況を把握し港区全体の調整を行うとともに、他区や防災関係機関との連携を行います。

2 各災対地区本部

- (1) 各災対地区本部は、管内駅周辺滞留者対策推進協議会と連携し、管内の帰宅困難者対策を行います。
- (2) 各災対地区本部は、港区災害対策本部に管内の情報を提供するとともに管内だけで解決できない状況の場合は、港区災害対策本部の指示に基づき他の各災対地区本部と連携し対応にあたります。

3 駅周辺滞留者対策推進協議会

- (1) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、各災対地区本部と連携し地区の帰宅困難者対策を行います。

- (2) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、帰宅困難者対策への協力協定を締結している事業者等と連携し、地区の帰宅困難者対策を行います。

第2 活動計画

地震等の災害の発生により公共交通機関が運行停止した際には、ターミナル駅やその周辺では多くの人が滞留し混乱等が生じることが想定されますが、区等の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る必要があります。

1 一斉帰宅抑制の周知

区は、港区公式ホームページやX（旧 Twitter）、フェイスブック、エリアメール等を活用するとともに、駅周辺滞留者対策推進協議会と連携し、一斉帰宅抑制の周知を図ります。

2 外出者への交通情報等の提供

- (1) 区は、港区公式ホームページやデジタルサイネージ、X（旧 Twitter）、フェイスブック、防災情報メール、エリアメール等を活用し、交通情報等を提供します。
- (2) 区は、駅周辺滞留者対策推進協議会を通じて、駅周辺の滞留者に情報提供します。

3 駅周辺滞留者対策推進協議会

- (1) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、事前に定めたルールに基づいて行動し、現地本部等を立ち上げます。
- (2) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、駅周辺の滞留者の状況を把握し、区と情報の共有化を図ります。
- (3) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、事前に策定した対応ルールに基づく帰宅困難者対策を実施するに当たり、滞留者の中から協力者を募ります。
- (4) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、事前に把握している情報を基に、一時滞在施設の状態を確認し、帰宅困難者等に対して情報提供を行い、誘導します。
- (5) 駅周辺滞留者対策推進協議会は、事前に把握している情報を基に、区と連携し必要な物資の確保に努めます。

4 通信事業者

- (1) 通信事業者は、区等の行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行います。

第2節 集客施設及び駅等における利用者保護

第1 対策内容と役割分担

1 東京都の役割

- (1) 東京都は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築します。
- (2) 東京都は、帰宅困難者オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようにシステムを構築していきます。

2 区の役割

- (1) 区は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築します。
- (2) 区は、駅周辺滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるように、都が構築したシステムも活用していきます。

3 集客施設及び駅等の事業者の役割

- (1) 事業者は、利用者及び自らが管理する施設や周囲の安全を確認し、要配慮者への対応にも配慮のうえ利用者を施設内の安全な場所で保護します。
- (2) 事業者が保護した利用者については、区や関係機関との連携の下、事業者や駅周辺滞留者協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とします。もし、困難な場合は、区や関係機関と連携し、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定することとします。当該施設や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合は、区や関係機関の連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導します。
- (3) 事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等の必要な情報を施設内で待機している利用者に情報提供します。

第3節 一時滞在施設の開設・滞留者の受入れ

第1 区の役割

- 1 区民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、留意事項について普及啓発します。
- 2 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる「災害救助法」の適用可能性や費用負担の考え方について整理します。
- 3 民間施設の協力を得るために、必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化します。
- 4 滞留者への情報提供のために、一時滞在施設の情報について、港区公式ホームページへの掲載、検索サイトなどへのバナー広告の掲載、駅等への二次元コードを記載したポスターの掲出などを進めます。

第2 活動計画

1 一時滞在施設の開設

- (1) 区と協定を締結している施設管理者は、区からの要請に基づき一時滞在施設を開設します。開設方法については、国が策定した一時滞在施設に関するガイドライン及び区で策定した民間事業者向け一時滞在施設運営マニュアルによるものとします。
 - (2) 区と協定を締結している施設管理者は、一時滞在施設を開設したときは、各災害地区本部に連絡します。
 - (3) 区は、国・東京都が確保した一時滞在施設の開設情報を要請し、速やかに駅周辺滞留者対策推進協議会へ提供するとともに、港区公式ホームページやX（旧Twitter）、フェイスブック等を活用し広報します。
- 2 滞留者の受入れ
- (1) 一時滞在施設の運営にあたっては、専用スペースの確保等、女性や高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者に配慮します。
 - (2) 一時滞在施設の運営については、施設管理者が作成したマニュアルによります。
 - (3) 施設管理者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を区や駅周辺滞留者対策推進協議会から入手し、一時滞在施設に受け入れている滞留者等に情報提供します。
 - (4) 施設管理者は運営計画又は防災計画を策定する際に、他の一時滞在施設等との連携や地域における帰宅困難者対策の取組への参加等について明記するよう努めます。また、事業者は、事業所防災計画等を自らの従業員等に周知します。

第4節 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

第1 情報収集と判断

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 東京都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
区	○ 区内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 区内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
国 交 通 事 業 者	○ 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有

2 区の役割

- (1) 区は、発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関や SNS 等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかけます。
- (2) 区は、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の可否等を判断するため、東京都において開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムの利用可能な機能を活用して、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜 DIS 等で共有します。
- (3) 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、交通事業者と連携して情報を共有し、滞留者へ適切に発信します。

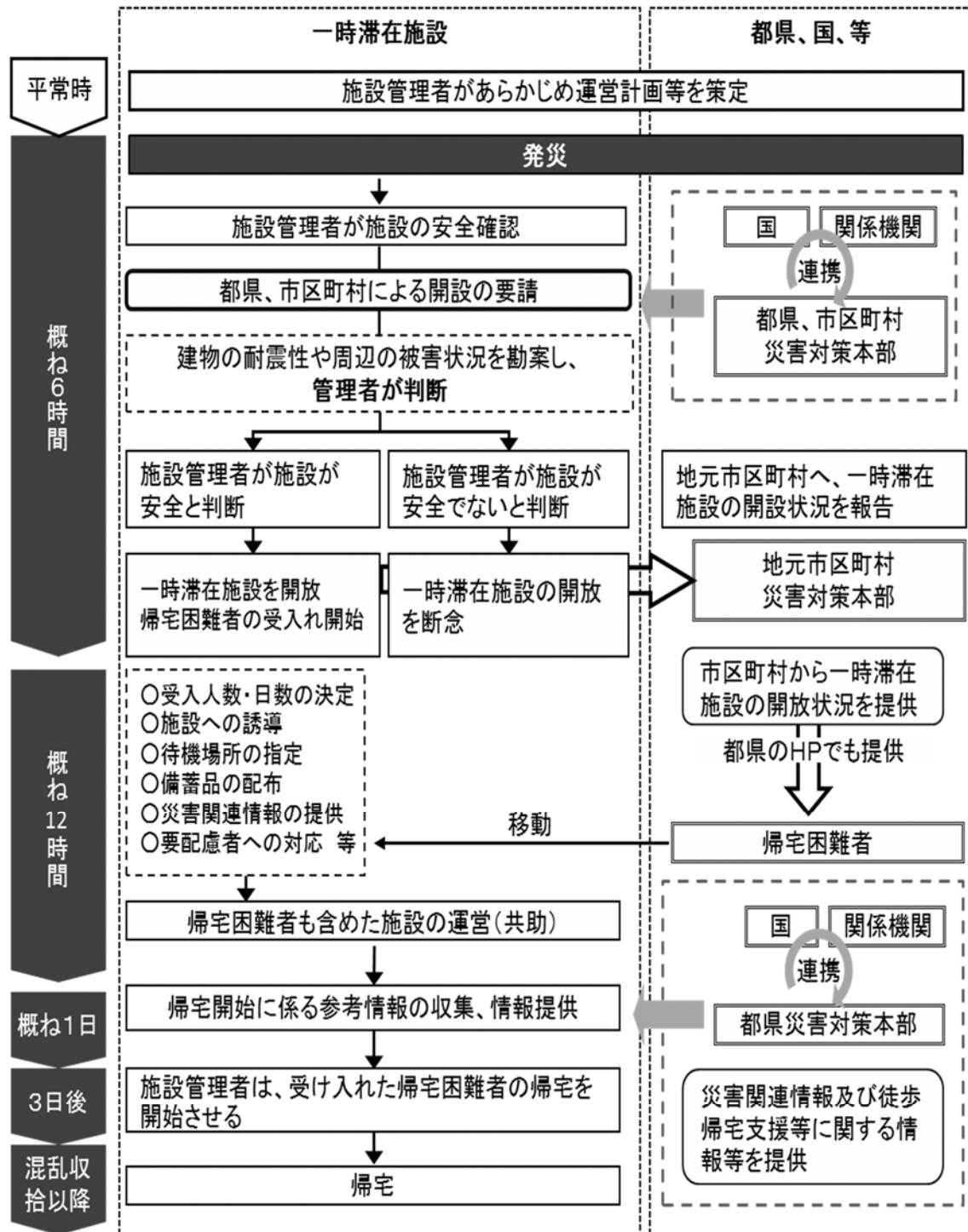
第2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○都立一時滞在施設に開設要請 ○区を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 ○一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
区	○区立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請 ○一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
一時滞在施設となる施設	○施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ

2 業務手順

一時滞在施設運営のフロー図



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

3 区の役割

- (1) 区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設など、所管の施設に対し開設要請を行います。
- (2) 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区が、都の DIS もしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告します。
- (3) 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは所在地の区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設します。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではありません。

- また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行います。
- (4) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなります。

- 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）
 - ・ 従業員の安否確認
 - ・ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
 - ・ 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
 - ・ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
 - ・ 施設利用案内の掲示等
 - ・ 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi 等の通信手段の確保
 - ・ 区等への一時滞在施設の開設報告
- 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）
 - ・ 帰宅困難者の受入開始
 - ・ 携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
 - ・ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
 - ・ し尿処理・ごみ処理のルール確立
 - ・ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
 - ・ 受入可能人数を超過した場合の区等への報告
- 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）
 - ・ 受入者も含めた施設の運営及び区等への運営状況報告
 - ・ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供
- 一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）
 - ・ 一時滞在施設閉設の判断
 - ・ 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

第3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

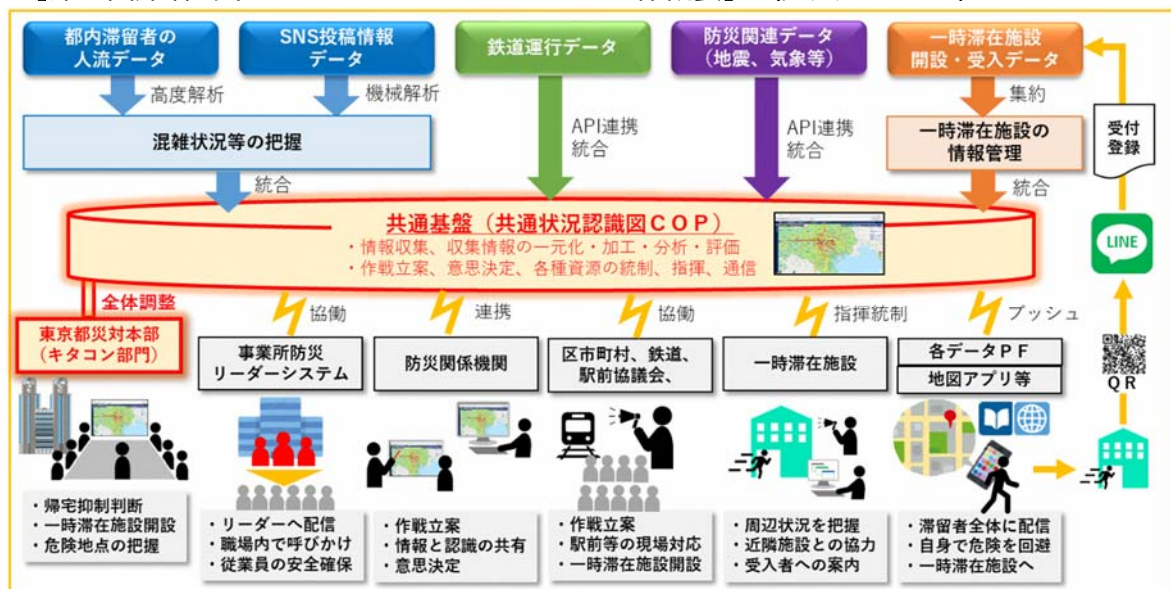
1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都総務局	○帰宅困難者等に対し、防災ホームページやX（旧 Twitter）、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供 ○一時滞在施設に対し、DIS のほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有 ○帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信 ○事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供
区	○帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供
報道機関	○行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者提供

2 区の役割

（１）区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知します。適宜、報道機関とも連携して取り組みます。

【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要】（完成イメージ）



第5節 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

第1 区の役割

- 1 様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知します。
- 2 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導します。

第2 活動計画

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者等は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定しています。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがあります。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要があります。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性もあります。

1 帰宅ルールの周知・運用

- (1) 区は、帰宅困難者オペレーションシステム等を通じて入手した交通機関の運行情報や区内の混雑状況等を、速やかに駅周辺滞留者対策推進協議会による駅周辺での情報提供や港区公式ホームページ、SNS を活用して発信し、分散して帰宅することなどを周知します。

2 鉄道運行情報等の提供

- (1) 区は、東京都や交通事業者などからの情報を駅周辺滞留者対策推進協議会や協定締結事業者、区内事業者等に対し情報の提供を行います。
- (2) 区は、東京都や交通事業者などからの情報を入手した場合は、速やかに港区公式ホームページやX（旧 Twitter）、フェイスブック等を活用し広報します。

3 代替輸送手段への誘導

区は、東京都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援します。

第6節 徒歩帰宅者の支援

第1 区の役割

- 1 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援します。
- 2 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築します。

第2 活動計画

1 東京都

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければなりません。このため、帰宅困難者等の秩序だった徒歩帰宅を促すため、事業

所防災リーダー制度等を活用して事業者にも周知徹底するほか、引き続き災害時帰宅支援ステーションの確保・周知を図り、徒歩帰宅支援を充実させます。

2 区

区は、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行います。

3 事業者・学校等

- (1) 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び防災関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む）は、事業所防災リーダー制度等によって提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始します。その際、職場近隣在住者については、自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討します。
- (2) 事業者及び学校において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援します。

第22章 外国人支援対策

港区に居住する外国人はおよそ2万人と港区の人口の1割弱を占めています。加えて、区内には約80の大使館等やインターナショナルスクール、外国系企業も多く立地しています。外国人の多くは日本人より地震の体験や知識が少ないため、区に居住及び来訪する外国人が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及・啓発を図るとともに、外国人支援のための体制等の整備を行います。

第3部

第1節 災害・防災情報提供の充実

第1 区の役割

- 1 在住外国人への情報提供
- 2 東京都が設置する外国人災害時情報センターとの情報交換

第2 活動計画

- 1 震災時に防災行政無線により地震情報や津波情報等を英語でお知らせします。
- 2 防災情報（英語版）メール配信により、地震や台風・集中豪雨による災害情報をお知らせします。
- 3 港区公式ホームページ、X（旧 Twitter）、フェイスブック、港区防災アプリにより多言語（日本語、英語、中国語、ハングル）で防災情報をお知らせします。
- 4 英字広報紙「ミナトマンスリー」に、防災に関する記事を掲載します。
- 5 多言語表記の防災パンフレット、港区防災地図等の作成・配布を行います。

第2節 防災ネットワークづくり

町会・自治会、自主防災組織、大使館、インターナショナルスクール及びその他関係団体等と情報収集等の体制を整備し、発災時に命を守るためのより具体的な知識を外国人に伝えていくことや、防災訓練への外国人参加の促進など、平常時から防災の啓発活動を展開します。また、発災時は迅速に安否確認情報等を収集し、被災情報が確認できるような体制を整備します。

第3節 外国人相談窓口の設置

第1 災害時の被災外国人への対応として、都生活文化スポーツ局は、都庁に外国人災害時情報センターを設置し、（公財）東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を行います。

- 1 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等
- 2 区が行う外国人への情報提供に対する支援
- 3 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアの派遣
- 4 語学能力のある都職員（語学登録職員）による外国人からの問い合わせ対応
- 5 相談窓口（外国人相談）への支援

第2 区においては、港区災害対策本部内に港区災害時外国人支援室を開設し次の業務を行い、各地区に設置される外国人相談窓口と避難所等との連携を図ります。

- 1 外国人が必要とする情報の収集及び多言語での情報提供
- 2 港区国際防災ボランティアを活用した翻訳・通訳業務
- 3 避難所等の巡回及び外国人被災者のニーズ把握、分析
- 4 外国人相談窓口の支援
- 5 発災時に都庁で設置される外国人災害時情報センターとの連絡窓口
- 6 東京都防災（語学）ボランティアの受け入れ

港区国際防災ボランティアの参集状況により、必要に応じて東京都の外国人災害時情報センターへ東京都防災（語学）ボランティアの派遣を要請します。

第3 各災対地区本部及び災対台場地区対策室に外国人相談窓口を設置し、多言語での情報提供や港区国際防災ボランティアを活用した通訳業務を行います。

第4節 港区国際防災ボランティアの活用

「港区国際防災ボランティア」は、震災等の大規模な災害が発生した場合、外国人区民等への災害情報の提供及び円滑な支援の体制を整備するため、語学能力等を活用したボランティア活動を行います。

第1 災害時における活動

- 1 港区災害時外国人支援室の運営補助
 - (1) 外国人が必要とする情報の収集及びやさしい日本語を含む多言語への翻訳
 - (2) 避難所等の巡回を行い、外国人被災者のニーズを把握
 - (3) 各地区に設置する外国人相談窓口での通訳、翻訳

- 2 各災対地区本部での外国人相談窓口対応

各災対地区本部相談窓口で外国人からの相談を受け、対応または回答する職員等の通訳をします。また、必要に応じて翻訳を行います

- 3 各災対地区本部での外国人電話相談対応

各災対地区本部で外国人からの電話相談を受け、対応または回答する職員等の通訳をします。

- 4 避難所等の巡回及び通訳

グループで、避難所等を巡回します。区からの情報等を伝達するとともに、避難所等での被災外国人の状況及びニーズの把握と通訳を行います。

第2 その他想定される災害時の活動及び安全の確保について

区内施設・公共施設等の巡回と外国人への通訳、緊急時の要請による通訳等を行います。いずれの場合もボランティアの安全を確保し、活動に従事できるよう配慮します。

第23章 放射能・放射線対策

再び東日本大震災と同様の事態が発生し、区内及び都内において、放射性物質の放出等による影響が発生した場合は、円滑かつ的確に対応できるよう体制を整備し、区や東京都、国等と連携し、必要な対策を講じます。

第1節 港区の活動計画

第1 区の役割

- 1 放射線量や放射性物質の測定・検査と、結果を公表します。
- 2 健康相談に関する窓口を設置します。
- 3 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行います。

第2 活動計画

1 体制の整備

放射性物質の放出等による影響が区内で発生した場合に、円滑かつ的確に対応できるよう、体制を整備し、区や東京都、国等による情報と連携し、区内の放射線量の測定結果及び放射性物質の検査結果等を基に、必要な対策を講じます。

2 区内の放射線量測定及び砂場の砂等の放射性物質検査

放射性物質の放出等による影響が区内で発生した場合は、区内の保育園や幼稚園、小・中学校、公園・児童遊園などの放射線量を測定するとともに、その結果について、速やかに区民等に情報提供します。

3 区内流通食品の放射性物質検査

区内で流通する食品の放射性物質を検査し、その結果について、速やかに区民等に情報提供します。

4 区民等への情報提供

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における区民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、区民に対する情報提供・広報を迅速かつ正確に行います。

なお、情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めます。

また、原子力規制委員会や放射線医学研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の発信する情報の収集に努め、東京都等の協力を得て、区内医療機関等に対して、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供します。

第2節 放射線等使用施設の応急措置

区は、防災関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施します。

第1 区民に対する避難の指示等

- 第2 区民の避難誘導
- 第3 避難所の開設、避難者の保護
- 第4 情報提供、防災関係機関との連絡

第3節 核燃料物質輸送車両等の応急措置

区は、防災関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施します。

- 第1 区民に対する避難の指示等
- 第2 区民の避難誘導
- 第3 避難所の開設、避難者の保護
- 第4 情報提供、防災関係機関との連絡

第24章 津波対策

津波のおそれがあるときの水防管理体制、津波情報の伝達体制、避難誘導体制について示します。

また、被災後の土木施設等の復旧方針を示します。

第1節 水防活動体制

第1 区の役割

- 1 水防活動が十分に行うことができるよう、資機材の確保に努めます。
- 2 港湾施設等の被害が確認された場合には都港湾局及び都建設局に速報します。

第2 水防管理団体等の水防活動

区等は、津波のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、各機関が連携して津波による浸水の防止に努めます。

第2節 津波情報の伝達体制

第1 区の役割

- 1 津波警報・注意報等の通報を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を行います。
- 2 津波予報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、防災行政無線、エリアメール、サイレン等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努めます。なお、その際、津波フラッグ等を使用した呼びかけを行う等、要配慮者の特性に応じた伝達手法を活用します。

第2 活動計画

1 津波警報・注意報発表時の初動体制

区内に津波警報・注意報が発表された時は、初動体制をとり、以下の業務を行います。

- (1) 津波に関する情報の収集、伝達に関すること
- (2) 津波の危険性や避難方法等に関する区民への周知（防災行政無線による広報）
- (3) 関係部局・機関との連絡調整
- (4) 津波の危険性や避難方法等に関する区民等への周知
- (5) 避難指示に関すること
- (6) 津波に関する情報の収集、避難誘導に関すること

2 災害対策本部の設置等

災害対策本部の設置、廃止及び運営、災害対策要員の動員、非常配備に関する応急対策を実施します。

3 津波警報・注意報の情報収集伝達計画

(1) 津波警報・注意報の区分

津波警報・注意報は、次のとおり発表されます。

種類	発表基準	予想される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

(2) 津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の種類

地震及び津波に関する情報は次のように区分され、発表されます。

区分		内容
大津波警報、津波警報、注意報		津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に発表
地震及び津波に関する情報	地震に関する情報	・震度速報 ・震源に関する情報 ・震源、震度に関する情報 ・各地の震度に関する情報 ・遠地地震に関する情報 ・その他の情報 ・推計震度分布図
	津波情報	・津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報

		・各地の満潮時刻、津波到達予想時刻に関する情報 ・津波観測に関する情報 ・沖合の津波観測に関する情報

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがないときには、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨の発表をします。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業やつり、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(4) 津波情報の収集伝達

区は、管区气象台から伝達される津波情報を、防災関係機関及び区民等に対し速やかに周知を行います。

区分	伝達内容
大津波警報・津波警報	あらかじめ定めた避難対象地域に避難指示を発令する。
津波注意報	警報よりも対象地域を限定して避難指示を発令する

4 沿岸の区民等への情報伝達

区は、津波警報・注意報の発表と同時に第2部第9章に定める手段により、区域内の区民等に対し、津波に関する情報を伝達します。

第3節 津波に対する避難誘導態勢

第1 区の役割

- 1 地震を感知したときは、津波警報・注意報等の情報収集に努めます。
- 2 事前に区民等に周知徹底した安全な避難路を経由して避難場所に、迅速に誘導します。

第2 活動計画

1 避難誘導體制

(1) 避難場所・避難経路

避難場所は、可能な限り標高が高い場所への避難を基本とし、その様な場所への避難が困難な場合には、津波避難ビルや周辺の中高層ビルの3階以上に避難することとします。また、避難誘導に当たっては、避難経路の被害状況を勘案し、より安全な場所へ避難するよう誘導します。

(2) 避難広報

避難を呼びかけるときは、消防及び報道機関との連携を図ります。

2 異常現象を発見した場合の通報

海面の昇降等異常現象を発見した区民等は、速やかに区、警察または海上保安庁のいずれかに通報するものとします。

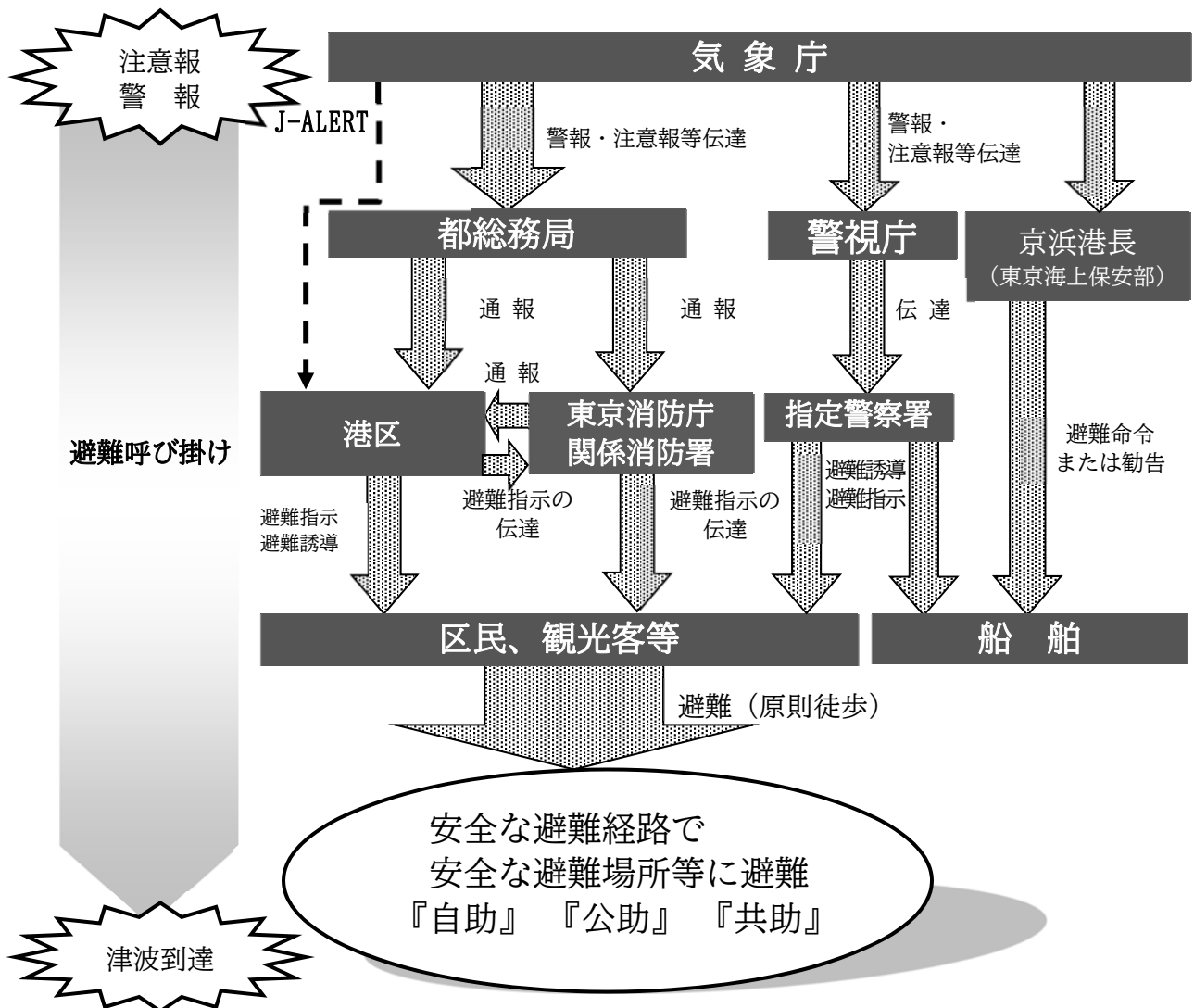


図3-24-1 津波に対する避難誘導の流れ

第4節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

第1 内水氾濫の拡大防止

排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止します。

第2 応急・復旧対策

区内の河川管理施設の応急・復旧対策については、大規模なものを除き、東京都の助言の下にこれを実施します。

第25章 複合災害対策

複合災害対策について、区として実施すべき措置事項を示します。

第1節 複合災害発生時の対応

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われました。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近しました。近年では、令和2(2020)年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされました。

また、都では、新たな被害想定において、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を以下のように整理しています。

【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要があります。

複合災害発生時は、「地域災害防災計画(風水害編)」とともに、災害対応を確実にすすめつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要があります。

（留意事項）

- 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- 夏季発災時における熱中症対策 等

（大規模自然災害＋大規模自然災害）

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

（感染拡大＋大規模自然災害）

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

第26章 火山噴火対策

東京都の定めた火山対策に富士山噴火降灰対策があり、区として実施すべき措置事項を示します。

第1節 富士山噴火降灰対策

国・東京都・区は、降灰予報等の火山情報の把握や測定機器の設置、測定手法、被害額の算定などについて、それぞれの役割に基づいて実施します。

東京都はその内容について、区へ指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害等の報告・進達を行います。

国は、東京都及び区からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を行います。

第1 活動計画

1 降灰情報公表時の初動体制

気象庁が集約した降灰情報が公表された時は、初動体制をとり、以下の業務を行います。

- (1) 降灰に関する情報の収集に関すること
- (2) 降灰の危険性や避難方法等に関する区民への周知

区民等への伝達の方法は、港区防災行政無線、防災ラジオ、広報かわら版、ラジオ放送、報道機関、防災情報メール配信、港区公式ホームページ、X（旧 Twitter）、フェイスブック、エリアメール、ケーブルテレビ、広報みなど、みなどパトロール巡回業務、L字放送等を活用して行います。

- (3) 関係部局・機関との連絡調整
- (4) 避難情報に関すること
- (5) 応援協力・派遣要請

2 災害対策本部の設置等

災害対策本部の設置、廃止及び運営、災害対策要員の動員、非常配備に関する応急対策を実施します。

3 警備・交通規制

降灰時の犯罪予防や交通秩序の対策については、警備・交通規制については、「第3部第7章 警備・交通規制計画」により行います。

4 避難対策

降灰による避難については、「第3部第7章 警備・交通規制計画、第8章 避難に関する計画、第9章 要配慮者の安全確保」により行います。

5 救援・救護

降灰による被害者発生後の被災者に対する救助・医療救護については、「第3部第7章 警備・交通規制計画、第8章 避難に関する計画、第9章 要配慮者の安全確保」により行います。

6 交通機関の応急・復旧対策

降灰により被害を受けた場合の対策については、「第3部第7章 警備・交通規制計画、第8章 避難に関する計画、第9章 要配慮者の安全確保」により行います。

7 ライフラインの応急・復旧対策

降灰により被害を受けた場合の対策については、「第3部第7章 警備・交通規制計画、第8章 避難に関する計画、第9章 要配慮者の安全確保」により行います。

8 火山灰の収集及び処分

(1) 火山灰の収集・運搬

①火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行います。

②火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないよう努めます。

③宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行います。

宅地以外に降った火山灰の収集・運搬は、各施設管理者が行います。

(2) 火山灰の処分・最終処分場の確保

①火山灰の処分については、国や東京都と連携して対応します。

②東京都は、都内で処分場の確保ができない場合などに備え、広域的な処分を検討します。

第4部 震災復興計画

第4部 震災復興計画

第1章 復興の基本的考え方

大規模な震災によって大きな変容を迫られた社会の中で、被災者が生活の変化にうまく対応するための営みについて定義し、復興の全体像、復興の基本目標について示します。

第1節 復興の定義

大規模な震災被害が発生した場合には、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業など被災者の生活に関連した数多くの問題が発生します。また、被災者の中には、心身や財産に大きなダメージを受けるなどして、通常の生活に戻れないケースが生じることがあります。

このため、区では、復興について「震災によって大きな変容を迫られた社会の中で、被災者が生活の変化にうまく対応するための営み」と定義します。

第2節 復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、区民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要です。合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方について男女平等参画の視点で協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくりが必要になります。

復興のプロセスは、その担い手により「地域力を活かした地域協働復興」「行政主導による復興」及び「被災者個人による独自復興」という3つのパターンが考えられます。

「地域力を活かした地域協働復興」は、必要に応じ、復興を総合的に推進するための計画や地域協働復興により実施する環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関する取決めに定めるなど、被災状況と地域特性に応じた様々な地域復興活動を行うことが可能です。

地域協働復興は、効果的で総合的な復興へとつながるという視点において、理想的な取組であるといえます。

第3節 復興の基本目標

港区に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要があります。

復興に際しては、災害に強い安全・安心な港区の街づくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の多様な視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むように「災害ケースマネジメン

ト」の視点も取り入れていく必要があります。

第1 生活復興

第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることです。

心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにします。

個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本です。区は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、様々な媒体による情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行います。

自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行います。区側から給付等の支援メニューを提供するのみでなく、被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援することに努めます。

第2 都市復興

都市の復興にあたっては、単に被災前のまちに戻すのではなく、従来からのまちの課題を解決し、これまでよりも更に災害に強く、より安全・安心で快適に過ごせるとともに、将来にわたって再び被災しないまちづくりを推進します。

- 1 被災者の早期の生活再建と地域協働による復興まちづくりを円滑かつ迅速に進めるため、甚大な被害が生じた地域では被害状況に応じて区は復興地区を指定し、時限的な市街地づくりを行い、被災前の居住者や事業者とともに、より安全・安心なまちへの再建を目指します。
- 2 大地震による被災に備え、地域の震災復興が円滑に進むよう、あらかじめ地域の関係者が復興の課題などを共有するとともに、目標とする復興のイメージなどを検討します。実際に大地震などが発生した際には、地域の被害状況と都市基盤の整備状況を考慮し、事前に検討しておいた復興のイメージに沿って、適切な復興まちづくりの手法を検討します。

なお、「港区まちづくりマスタープラン」に地域の復興イメージの基本となる考え方として「地域特性に応じた復興の目標像のイメージ」を示しています。

第4節 港区震災復興マニュアル

区民等が1日も早く震災前の暮らしに戻るためには、震災後の復興の進め方について、基本的な考え方を予め定めておくことが必要です。

都では、都民向けに復興の全体像を提示した「東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編」を平成28(2016)年3月に、また、各分野の具体的な施策を取りまとめた「東京都震災復興マニュアル 復興施策編」を令和3(2021)年3月にそれぞれを修正しました。

区においても、速やかな復興対策を行うため、震災発生後に都市の復興及び生活の復興

を図るうえで必要な区職員の行動手順と計画策定の指針を明らかにするとともに、復興を進めるための港区震災復興本部の設置など組織体制、財政運営方針などの事項を示した「港区震災復興マニュアル」を平成30(2018)年3月に改定しました。

第5節 港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活および産業の安定のための基金

1 震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金の設置

平成23(2011)年の東日本大震災では、これまでに例のない甚大な被害が発生、平成28(2016)年の熊本地震でも大きな被害が発生し、迅速な復旧復興のための支援など、従来の震災対策における課題が提起されました。

区においても、首都直下地震等の震災が発生した場合には、多数の人的被害や建物被害が予想され、復旧復興には長い期間と大きな財政負担が必要となることから、平成29年(2017)4月、区は、震災の被害から区民の生命・財産を守り、速やかな復旧復興を実現するための財源確保を目的とした「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（以下この節においては「震災復興基金」といいます。）」を設置しました。

その後、令和2(2020)年12月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める新型インフルエンザ等が発生し、区民生活や区内中小企業の事業活動に甚大な影響が及んだ場合に、感染拡大の防止、区民生活及び産業の安定のために活用できるよう震災復興基金の活用対象を見直し、名称を「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金（以下この節においては「震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金」といいます。）」に改めました。

2 震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用した復旧復興事業の基本的考え方

- (1) 震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金は、復旧復興までに長い期間と、大規模な財政負担を要する災害として、災害救助法が適用される地震災害及びこれに準ずる被害規模の地震災害における復旧復興事業に活用します。
- (2) 区は、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用し、国及び東京都の財政上の措置・支援を待たず、また、財政上の措置・支援の有無に関わらず、震災後の速やかな復旧復興を図るために必要な復旧復興事業を実施します。
- (3) 災害応急対策、区民生活の再建、産業の復旧復興、まちの復旧復興の4本の柱を軸に、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用し、区が行う復旧復興事業を定めます。
 - ① 災害応急対策では、災害救助法に定められた区民の生命、財産を守るための対策を実施します。

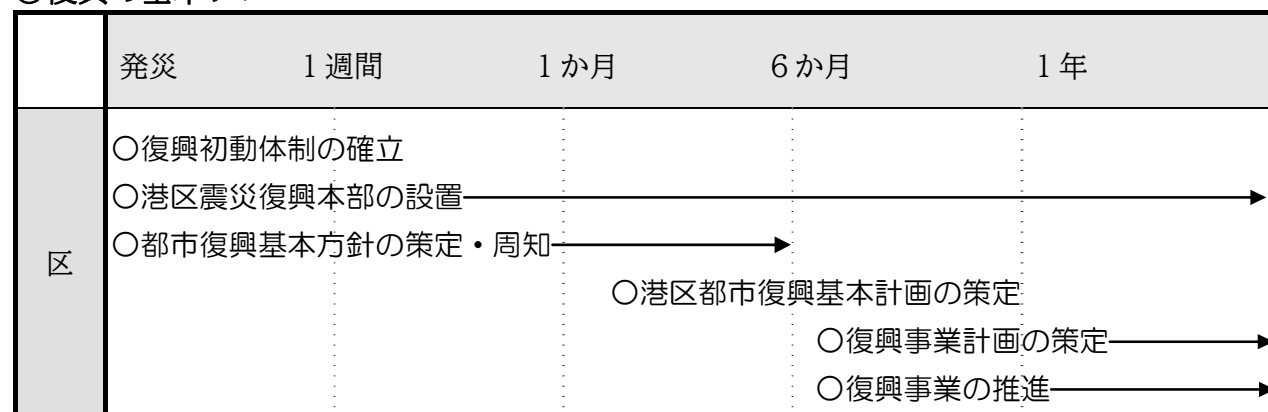
- ② 区民生活の再建では、損壊した住宅の解体・撤去や、住宅の応急修理費用の助成、弔慰金・障害見舞金の支給、住宅の被害程度に応じた生活再建特別支援金の支給などの支援を実施します。
- ③ 産業の復旧復興では、被災した中小企業が事業継続できるよう、損壊した店舗・事務所等の解体・撤去や、低利での融資あっせん、仮設商店街の設置などの支援を実施します。
- ④ まちの復旧復興では、がれき処理、区が管理する土木施設や区有施設の復旧、社会福祉施設の復旧の支援のほか、街区全体が大きな被害を受けた地域の面的な市街地整備等を支援します。

第2章 復興計画

区民等が1日も早く震災前の暮らしに戻るためには、震災後の復興の進め方について、基本的な考え方を予め定めておくことが必要です。

区民等が震災前の暮らしに戻るための、震災復興の体制、都市復興に向けた段階的な計画の区分、分野別の復興のプロセスについて、基本的な考え方を示します。

○復興の基本フロー



第1節 震災復興の体制

第1 港区震災復興本部の設置

震災が発生した際は、「港区災害対策本部条例」の定めるところにより設置する港区災害対策本部を中心に応急対策を実施します。

震災により区内に重大な被害を受けた場合において、区民生活の再建及び安定並びに被災した地域の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するため、区長が必要があると認めるときは、「港区防災対策基本条例」及び「港区震災復興本部条例」に基づき、港区震災復興本部を設置します。港区震災復興本部は、港区災害対策本部が策定する港区震災応急対策計画との連続性を確保しながら、復興対策へ迅速に移行するための組織となります。

第2 港区震災復興本部の組織

港区震災復興本部は、区長を本部長とし、副本部長を副区長及び教育長、本部員を本部長が指名する者（総合支所の長、部の長、担当部長、防災危機管理室長、みなと保健所長、児童相談所長、会計管理者、教育委員会事務局教育推進部長、教育委員会事務局学校教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長、都市計画課長、企画課長、区長室長、防災課長）とします。

第2節 都市復興に向けた計画指針

第1 区の役割

- 1 区は、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興

の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行います。

「復興まちづくり計画」の作成にあたっては、復興区民組織である地域復興協議会により、区民・事業者が主体的に参画し、地域力を生かして復興に取り組むことが可能となるよう、できるだけ早期から専門家等の派遣、情報提供・相談体制の充実など必要な支援ときめ細かい対応を行います。

第2 活動内容

被災した市街地の復興のプロセスは、復興計画の手続きの手順に従い、以下のように発災から時系列的に4段階に区分されます。

1 復興初動体制の確立（被災直後～1週間）

都市復興に取り組む基本的な体制を確立し、初動期の適切な対応を図るため、港区災害対策本部・港区震災復興本部の設置、被害概況の把握等を行います。

2 都市復興基本方針等の策定（1週間～1か月）

都市復興に向けての基本的な方針を明らかにするため、基本方針の策定・周知、被害状況調査の実施等を行います。

3 都市復興基本計画等の策定（1か月～6か月）

区全体の復興のため、「都市復興基本計画（骨子案）」の策定・公表、「復興まちづくり計画（原案）」及び「都市復興基本計画（原案）」の作成・素案の周知、「都市復興基本計画」の策定等を行います。

4 復興事業計画等の確定・復興事業の推進（6か月以降）

復興のための事業計画を立案・作成し、区民との合意形成を進めながら、復興事業計画を決定します。

事業計画に基づいて、復興事業を円滑に推進します。（ただし、「都市復興基本方針」との整合がとれている既定の都市計画事業等については、区民合意のもとに、被災後できるだけ早期に実施します。）

第3節 地域力を活かした分野別の復興プロセス

第1 生活復興

1 生活復興の目標

震災後にあっては、まず生活の再建と安定を優先とするほか、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保と一刻も早い事業の再開などを目標とする必要があります。このような考え方を基本に、生活復興に関する基本目標の具体的な方向を以下に定めます。

（1）生活の再建と安定

区は、被災者の自立・共助を原則としつつ、相談、情報提供、災害援護資金の貸付、融資等の様々な手段を用いて支援を行います。また、心身や財産に大きなダメー

ジを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な被災者については、医療・保健、福祉、教育その他の施策による支援を行います。支援に当たっては、一人ひとりの被災状況等を把握した上で、弁護士、建築士などの専門的な能力をもつ関係者とも連携していきます。

(2) 安全で快適な生活環境

都市復興施策と調整・連携のうえ、区は住宅等の建物の耐震・不燃化を促進し、被災者が良質な住宅を取得できるよう支援します。また、地域コミュニティの復興に当たり、町会・自治会活動への支援など、全ての人々が安全で快適な暮らしをすることができるよう支援します。

(3) 雇用の確保・事業の再開

区は、雇用対策と事業の再開に対する支援を基本に産業の復興を図っていきます。また、産業支援情報の収集・発信を行うとともに、震災を1つの契機として、事業の転換等を図ろうとする企業に対しては、相談、融資、補助等の手段を用いて積極的にこれを支援していきます。

2 生活復興の推進

復興施策の企画・立案等に当たっては、事業の範囲・内容やそれに対する行政の関与度合い、被災者に求める自助努力の程度等について、区民等に対して正しい情報提供を行うとともに的確な問題提起を行い、十分な社会的合意を得るよう努める必要があります。なお、生活復興推進のため区が取り組むべき事業は以下のとおりです。

- (1) 区内医療機関、福祉施設等の区有施設をはじめ、都立、民間の公共的施設の機能を早期に回復させます。なお、区が直接携わるのは、区有施設の機能回復に限られますが、民間医療機関等についても、それらの公共的な役割にかんがみ、できる限りの支援を行います。
- (2) 自らの力のみでは、震災前の状態に復することに特別な困難を伴う被災者には、直接的な支援を行います。また、地域住民相互の助け合いやボランティアの支援等（共助）により、区から直接に支援を受けることなく困難を乗り越えていくというケースも多々あると考えられ、公助と共助のバランスについても留意します。
- (3) 官民の役割分担のあり方にも十分配慮しつつ、区有施設の提供、相談・情報提供あるいは公的融資・助成等を通じて個人や企業の円滑な自立を支援します。

第2 都市復興

1 都市復興の目標

都市の復興にあたっては、単に被災前のまちに戻すのではなく、従来からのまちの課題を解決し、これまでよりも更に災害に強く、より安全・安心で快適に過ごせるとともに、将来にわたって再び被災しないまちづくりを推進します。

- 2 被災者の早期の生活再建と地域協働による復興まちづくりを円滑かつ迅速に進めるため、甚大な被害が生じた地域では被害状況に応じて区は復興地区を指定し、時限的市街地づくりを行い、被災前の居住者や事業者とともに、より安全・安心なまちへの

再建を目指します。

- 3 大地震による被災に備え、地域の震災復興が円滑に進むよう、あらかじめ地域の関係者が復興の課題などを共有するとともに、目標とする復興のイメージなどを検討します。実際に大地震などが発生した際には、地域の被害状況と都市基盤の整備状況を考慮し、事前に検討しておいた復興のイメージに沿って、適切な復興まちづくりの手法を検討します。

なお、「港区まちづくりマスタープラン」に地域の復興イメージの基本となる考え方として「地域特性に応じた復興の目標像のイメージ」を示しています。

4 都市復興の推進

被災した市街地の復興については4段階の都市復興プロセスのなかで、基本方針、実現手法等について、区民等との合意形成を図りながら、優先順位を明らかにし、都市復興を推進していきます。

第3章 生活の安定

災害により被害を受けた区民等が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっ旋等を行うものとします。

本章においては、被災者の生活確保について必要な事項を定めます。

第1節 生活相談

第1 区の役割

- 1 被災者のための相談窓口を設置します。
- 2 弁護士、建築士などの専門的な能力をもつ関係者と連携します。

第2 活動計画

防災関係機関の行う区民相談は、次のとおりとします。

機 関 名	相 談 の 内 容
区	都と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施します。 また、被災者のための相談窓口（住宅、生活再建、事業再開等）を各地区総合支所に設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、関係機関に連絡して対応を要請します。 なお、火災被害の罹災証明書発行について東京消防庁と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図ります。
警 察 署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談を受けます。
消 防 署	地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署（所）は、次のような指導及び相談にあたります。 また、火災による罹災証明の発行については、区の行う罹災証明事務との連携を図り、被災者の利便の向上に努めます。 1 被害建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化 4 火災による罹災証明等各種手続きの迅速な実施

第2節 義援金配付計画

第1 区の役割

- 1 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定します。
- 2 義援金の募集・受付に関して、東京都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。
- 3 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にします。

第2 活動内容

1 義援金募集の検討

東京都、区、日本赤十字社等は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定します。

2 東京都義援金配分委員会

(1) 都福祉局は、義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置します。

(2) 委員会は、次の事項について審議し、決定します。

- ①被災者への義援金の配分計画の策定
- ②義援金の受付・配分に係る広報活動
- ③その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

(3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成します。

- ①東京都
- ②区市町村
- ③日本赤十字社東京都支部
- ④その他関係機関

(4) 区に直接、義援された義援金は別途対応するとともに、その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定めます。

3 義援金の受付・募集

義援金の受付、募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応します。

区の受付場所は、各災対地区本部とします。ただし、災害状況によっては、臨時に他の場所でも受け付けます。

機 関 名	計 画 内 容
区	1 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 2 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 3 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。
都 福 祉 局 都 総 務 局	1 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 2 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。 3 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 4 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

機 関 名	計 画 内 容
日本赤十字社 東京都支部	1 日赤東京都支部事務局、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 2 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。 3 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

4 義援金の保管及び配分

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、区に送金します。

機関別の対応は、次のとおりです。

機 関 名	計 画 内 容
区	1 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管します。 2 区は委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分します。 3 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告します。
都福祉局 都総務局	都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理
日本赤十字社 東京都支部	1 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管 2 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金

第3節 職業のあつ旋計画

第1 区の役割

- 被災者の職業のあつ旋について、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定します。

第2 活動内容

区は、被災者の職業のあつ旋について、必要により、都産業労働局へ要請します。東京労働局は、災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、区の被災状況等を勘案のうえ、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じて速やかにそのあつ旋に努め、雇用の安定を促進します。

また、被災者の基礎的情報や統計情報を的確に把握し、雇用の確保に活用します。

第4節 租税等の徴収猶予及び減免

第1 区の役割

- 1 区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定します。

第2 区の租税等緩和措置

被災した納税義務者、または特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、「地方税法」または区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じます。

1 特別区税の納税緩和措置

（1）期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと当該期限を延長します。

①災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定します。

②その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長します。

（2）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。

（3）滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じます。

（4）減免

被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行います。

①特別区民税（都民税個人分を含む。）

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。

②軽自動車税

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。

2 国民健康保険事業

（1）国民健康保険料の減免等

①減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、被災の状況に応じて保険料を減免します。

②徴収猶予

災害により、資産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することがで

きないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予します。

③滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予等適切な措置を講じます。

(2) 一部負担金の減免及び徴収猶予

被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合などにおいて、利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と区長が認めたときは、認定日から6か月以内で、一部負担金を減額、免除または徴収猶予します。

3 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（以下「被保険者」という。）、世帯主、配偶者または被保険者、世帯主もしくは配偶者の属する世帯の他の世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、被保険者の申請に基づき、日本年金機構が内容審査のうえ免除の承認をします。

4 保育所措置費徴収金基準額の減額

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額します。

5 介護保険料等の減免

(1) 介護保険料の減免

①減免

第一号被保険者等が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、生活困難な状態が著しいと認められたときは、申請に基づき保険料を減免します。

②徴収猶予

第一号被保険者等が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、一時的に生活が困難となった場合は、その申請により保険料の徴収を猶予します。

(2) 介護サービス利用者負担額の減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、利用者負担額を減免します。

6 後期高齢者医療制度

(1) 保険料の減免等

①減免

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の減免基準に基づき広域連合が審査・判定して、保険料を減免します。

②徴収猶予

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の徴収猶予の基準に基づき広域連合が判定して、保険料の徴収を猶予します。

(2) 一部負担金の減免及び徴収猶予

被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合などにおいて、利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と広域連合が認めたときは、広域連合の認定日から6か月以内で、一部負担金を減額、免除または徴収猶予します。

第3 日本郵便株式会社の救急援護の特例

災害発生に伴う災害救助法の適用や、被災の実情に応じて次のとおり災害特別事務取扱いを実施します。

- 1 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3 被災地宛て救助用郵便物の料金免除
- 4 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- 5 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- 6 その他、被災地宛て郵便物の配達に当たっては、港区災害対策本部と連携を図りながら区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所への配達等可能な配慮を行います。

第4 国及び東京都の租税等緩和措置

税法等に基づき、それぞれの実態に応じ、租税等の緩和措置を講じます。

第5節 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付

第1 災害弔慰金等の支給（災対保健福祉課）

- 1 区の役割
 - (1) 災害弔慰金等の支給
 - (2) 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進
 - (3) 被災者生活再建支援金の支給
- 2 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「同法施行規則」に基づき制定した「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」により、自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、精神または身体に著しい障害を受けた区民に対して、災害障害見舞金を次のとおり支給します。

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 区市町村内において住居が5世帯以上滅失した災害（該当区市町村内） 2 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合の災害（該当区市町村がある都道府県内）	1 根拠法令「災害弔慰金の支給等に関する法律」 2 実施主体区（「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」による）	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者と同居、または生計を同じくしていた兄弟姉妹	死亡者が生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48(1973)年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	3 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害（該当区市町村がある都道府県内） 4 災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害（全都道府県）	3 経費負担 国1/2 都1/4 区1/4	法別表に掲げる程度の障害がある者	生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	3 災害に際し、区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不適当と認めた場合

3 港区災害見舞金の支給（各災対地区本部災対協働推進課）

「災害救助法」が適用されない小規模の災害により被害を受けた区民等に対して、次のとおり、港区災害見舞金を支給します。

被害区分	金額（円）		
	単身	二人以上世帯	事業所
住宅または事業所等若しくは家財の全壊、全焼または流失	50,000	70,000	50,000
住宅または事業所等若しくは家財の半壊または半焼	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等の床上浸水	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等若しくは家財に相当額以上の被害を受けた場合	40,000	50,000	40,000
傷害（1人につき）	40,000		
死亡（1人につき）	120,000		

4 被災者生活再建支援金の支給（災対保健福祉課）

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めます。

（1）根拠法令 「被災者生活再建支援法」

（2）実施主体 東京都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行います。）

（3）対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮³⁶、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で、対象となる被害の程度は次のとおりです。

①「災害救助法施行令」第1条第1項1号または2号に該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害

②10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害

③100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

（4）対象となる被災世帯

①住宅が全壊した世帯

②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

³⁶ 高潮：台風等の来襲により海水面が平常より著しく高くなる現象をいいます。

- ③災害による危険が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

（5）支援金の支給額

被災世帯区分	支給額（単身世帯は3/4の額）		
	基礎支援金 （被害程度）	加算支援金 （再建方法）	合計
①全壊 ②解体 ③長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円
④大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100 万円
		補修	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円

第2 区の貸付等融資制度

1 区の役割

（1）災害援護資金の貸付

2 災害援護資金の貸付（災対保健福祉課）

「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」（国の制度）、
「東京都災害援護資金貸付事業実施要綱」に基づき制定した「港区災害援護資金貸付要綱」（東京都の制度）により、次のとおり災害援護資金を貸し付けます。

種別	災害援護資金の貸付	
貸付対象	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限ります。	
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	730万円にその世帯に属する者のうち、5人目から1人につき30万円を加算した額
	※その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円。	
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 区 3 経費負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 都内で「災害救助法」が適用された区市町村が1以上ある災害	
貸付金額	貸付区分及び貸付限度額 【国の制度による貸付】 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失または流失 350万円 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の(2)の重複 250万円 (2) 2の(3)の重複 350万円 (3) 3の(2)の重複 350万円 【東京都の制度による貸付】 一律150万円 ※国の制度の限度額で不足する場合に、さらに貸付を受けることができます。	

種別	災害援護資金の貸付
貸付条件	1 据置期間 3年（特別の場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦もしくは月賦 4 貸付利率 年1%（据置期間及び保証人を立てる場合は無利子）元利均等償還 5 延滞利息 年3% 6 保証人 無しでも可（ただし有利子） ※東日本大震災は特例有

3 港区緊急支援融資（災対産業振興課）

被災中小企業者に対しては、運転資金・設備資金の融資あっ旋を行います。

資格	1 区内に事業所（法人は本店登記）を有しかつ区内において同一事業を同一場所で引き続き1年以上営み、区民税（法人は事業税及び都民税法人分）を納付している者。個人事業者で港区に住所がある場合、同一事業を都内の同一場所で1年以上営み、特別区民税を納付している者（小規模企業者に限る）。 2 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者。 3 災害で「中小企業信用保険法」の認定を受けた者または、区長が特別に救済を必要と認める者。
限度額	1 融資額 2,000万円
貸付条件	1 貸付期間 据置期間1年を含み運転資金7年以内、設備資金8年以内 2 利 子 本人負担0.1% 3 連帯保証人 法人 代表者個人 個人 原則として不要 ※利子については変動する場合があります。

第3 東京都の貸付融資制度

1 生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
低所得世帯のうち 他から融資を受ける ことのできない 者でこの資金の貸 付を受けることによ って、災害による 困窮から自立する ことができる世帯	【一時的な困窮の場合】 1 緊急小口資金 1世帯 10万円以内	1 据置期間 2か月
		2 償還期間 据置期間経過後 1年以内
		3 利 率 無利子
		4 連帯保証人 無
		5 償還方法 月賦償還
		6 相談窓口 港区社会福祉協議会
	2 福祉資金（災害援護） 1世帯 150万円以内 3 福祉資金（住宅） 1世帯 250万円以内（母子・ 女性世帯は、母子福祉資金 または女性福祉資金が優 先となります。） 4 その他 生業費、福祉資金等	1 据置期間 6か月以内
		2 償還期間 据置期間経過後 7年以内
		3 利 率 連帯保証人あり：無利子、 連帯保証人なし：年 1.5%
		4 連帯保証人 原則必要、立てない場合 でも貸付可能
		5 償還方法 元金利子均等の月賦償還
		6 相談窓口 民生委員または港区社会福祉協議会

※「緊急小口資金」とその他の生活福祉資金（福祉資金（災害援護）等）の併用はできません。

（根拠）「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21(2009)年 7 月 28 日 厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」及び「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」によります。

2 中小企業関係融資（都産業労働局金融部金融課）

災害復旧資金融資（災）

融資対象	都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けたもの 次の（1）又は（2）に該当するもののうち知事が指定するもの （1）「災害救助法」の適用があった災害 （2）（1）のほか特に知事が必要と認めたもの
限度額	8,000 万円

融資条件	1 使 途 運転資金、設備資金 2 貸付期間 運転資金、設備資金 10 年以内 3 利 率 年 1.7%（平成 24(2012)年 10 月 1 日現在） 4 保証人及び担保 （1）保 証 人 要する。法人は代表者個人、組合は代表理事 （2）担 保 原則として無担保とし、信用保証合計残高が 8,000 万円を超える場合は、必要に応じ、担保を要する。 （3）信 用 保 証 東京信用保証協会の信用保証を要する。 （4）信用保証料 保証協会の定めるところによる。ただし、東京都が全額補助する。 （5）返 済 方法 分割返済（元金据置期間は 1 年以内）

第4 その他の融資関係

- 1 災害の内容により、日本政策金融公庫による災害復旧支援があります。

第4章 罹災証明書の交付

罹災証明書とは、災害救助の一環として、応急的または一時的な救済を目的に現地調査で確認できる程度の被害について区長が証明するもので、被災者の生活再建を支援する重要な証明書です。ここでは、各種の被災者支援制度を受けるに当たって必要とされる手続きについて示すものです。

第1節 罹災証明書の交付要領

第1 区の役割

- 1 「災害対策基本法」第2条第1号に規定する災害において、罹災証明書の交付手続を実施します。
- 2 東京都が策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、被災者生活再建支援システムを活用し、罹災証明書を交付します。
- 3 被災者生活再建支援システムによる調査手法や罹災証明書事務手続に関する職員研修を実施します。
- 4 震災による火災の罹災証明書については、被災者からの申請により、東京消防庁と連携して罹災証明書を交付します。
- 5 調査の結果に基づき、速やかに罹災証明書の交付手続を実施します。
- 6 罹災証明書の交付記録をもとに被災者台帳を作成します。

第2 活動計画

1 発行所管

区内全域に甚大な被害が発生した場合、専管組織を設置します。ただし、専管組織を設置する必要がないと判断した場合の発行所管は各総合支所とします。

(1) 港区災害対策本部開設時	各災対地区本部
(2) 港区災害対策本部廃止後	各総合支所管理課

2 発行窓口設置場所

各総合支所管理課

3 発行手続

各所管課は、被災者の申請を受け付け、建物被害認定調査の結果、都主税局の固定資産台帳、区の保有する住民基本台帳を元に、罹災証明書を交付します。

なお、区は罹災証明書交付窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報について消防署と連携を図り円滑に罹災証明書を交付できる体制を構築します。

4 情報の共有

建物の倒壊、焼失等の罹災者や罹災建物を特定し、被災者生活再建支援システムの効果的な運用を図るため、区が保有する住民基本台帳等の情報（住所、氏名及び世帯人員等に関する情報）、都税事務所の保有する固定資産税台帳等の情報（建物の罹災前の階層、構築、面積及び所有者等に関する情報）と消防署が実施した火災の被害状

況調査結果等の情報を相互に共有、連携して被災者生活再建支援システムを活用した円滑な罹災証明書の交付を推進します。

5 住家被害認定調査

- (1) 調査員の確保 調査員の育成・登録（職員及びボランティア）
- (2) 災害時協力協定を締結している他の自治体職員及び民間事業者等からの調査員の受入れ
- (3) 被害認定調査態勢の確立
- (4) 業務の迅速化 デジタル技術を活用した業務迅速化に向け、都と連携しながら検討を進めます。

6 証明の範囲

「災害対策基本法」第2条第1項に規定する災害で、次の事項について証明します。

(1) 住家

- ①全壊
- ②大規模半壊
- ③中規模半壊
- ④半壊
- ⑤準半壊
- ⑥準半壊に至らない（一部損壊）

※非住家については、罹災証明書の交付を行わず、申請者の自己申告に基づく「被災届出」を受理する形で、「被災届出受理証明書」を発行することについて検討します。

(2) 人

- ①死者
- ②行方不明
- ③負傷

7 証明書交付の判断基準

内閣府指針及び東京都が策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」を判断基準として加えて、区の具体的な手順を定めた「（仮称）港区罹災証明書交付ガイドライン」を策定します。

8 証明書手数料

手数料は免除します。

9 証明書の様式

証明書の様式は、震災資料編に掲げる「罹災証明書」とします。

（震災資料編 震4-4-1 罹災証明書 参照）

また、消防署長が発行する火災による罹災証明書の様式は東京消防庁が定めます。

10 被災者生活再建支援業務へのデジタル技術の積極的な活用

建物被害認定調査や罹災証明書交付の業務、被災者台帳の作成など、被災者生活再建支援業務にデジタル技術の活用を積極的に検討し、迅速化及び効率化を図ります。

第5章 激甚災害の指定に関する計画

大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続及び指定を受けた場合の手続等について定めるものとします。

国は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聞いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしています。

激甚災害に指定されると、区が行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられます。

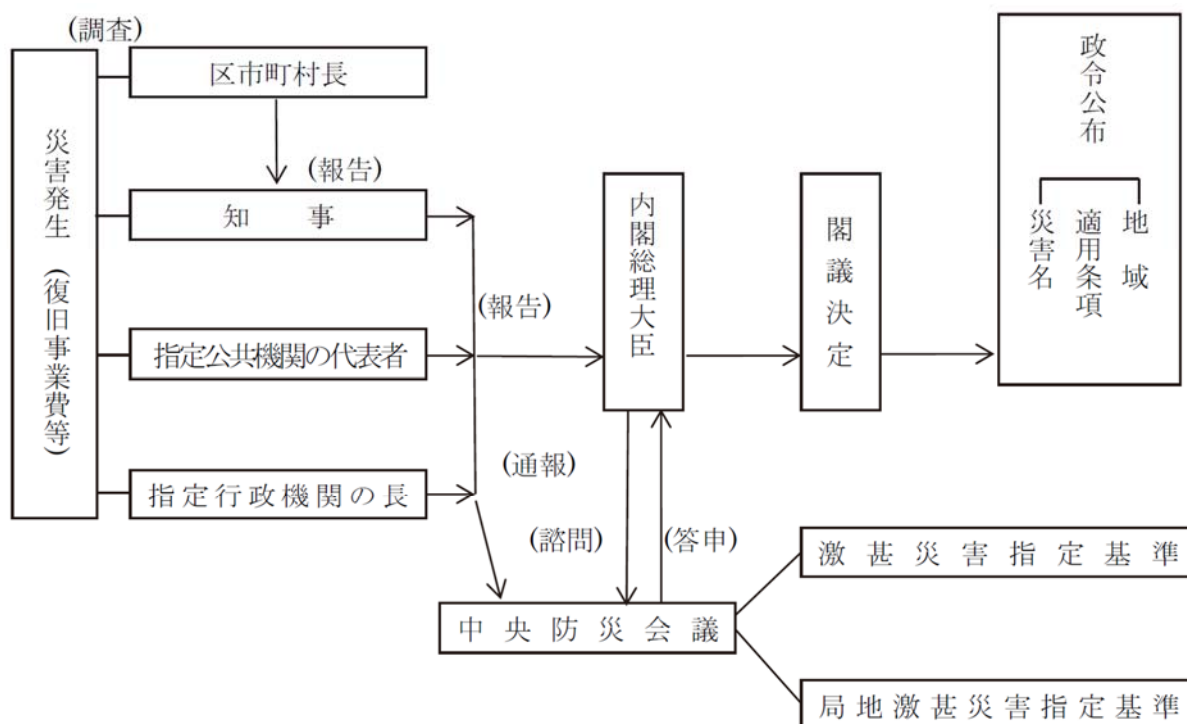


図4-5-1 激甚災害指定の流れ

第1節 激甚災害に関する調査

第1 区の役割

- 1 区長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告します。区は、激甚災害指定手続き等に関して、迅速に対応できる体制を整備します。
- 2 区長は、地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準」、または区市町村単位での災害指定を行う「局地激甚災害指定基準」を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告します。

第2節 激甚災害の指定の促進

区長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、都知事に対して指定を要請し、区は事業ごとに東京都と連絡のうえ、指定の促進を図るものとします。

第3節 特別財政援助額の申請手続

第1 区

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、東京都に提出します。

第2 活動計画

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに事業の種別ごとに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び算定の基礎となる法令に基づき関係調書等を作成し、東京都に提出します。

第6章 放射能・放射線対策

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要な対策を講じます。

第1節 保健医療活動

第1 相談窓口の設置

放射性物質の放出等による区民の健康不安や食及び環境に対する不安を解消するために、港区公式ホームページ等により的確な情報を提供するとともに、電話及び直接相談に応じる相談窓口を設置します。

第2 被ばく線量等の測定

放射性物質の放出等による影響が区内で発生した場合に、被ばく線量の測定を求める区民等に応じるため、東京都及び港区内医療機関の協力を得て、被ばく線量の測定を実施します。

第2節 放射性物質への対応

放射性物質の放出等による影響が区内で発生した場合に、区は、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況、区内の放射線量、「港区放射性物質除染実施ガイドライン」等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じます。

第1 除染対象

区は、地表から5センチメートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルトを目安として、この値以上の場合は、原則的に区有地、区有施設を対象として除染を行います。

区有地、区有施設以外については、管理者（所有者）の責任において除染することとし、必要となる情報提供などの支援を行います。

しかしながら、周辺より放射線量が高い箇所（地表から1メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所）は、除染対象とし、国と連携して最優先で除染を行います。

第2 優先順位

区民等とりわけ子どもの安全・安心をより確かなものとするため、区立の保育園・子ども園・緊急暫定保育室、幼稚園、小学校・中学校、公園・児童遊園・遊び場、運動場等（以下「子どもの生活圏の区有施設」という。）を優先して除染を行います。

第3 除染の時期

「子どもの生活圏の区有施設」で地表から5センチメートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上または区内で地表から1メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所については、速やかに除染を行います。

その他については、優先度を考慮の上、除染を行います。

港区地域防災計画(付編)

警 戒 宣 言 に 伴 う 対 応 措 置

目 次

第1章 計画の策定	1
第1節 策定の目的	1
第2節 策定の基本方針	1
第3節 前提条件	3
第2章 防災関係機関の業務	10
第3章 事前の備え	14
第1節 東海地震に備え緊急に整備する事業	14
第2節 広報及び教育	16
第3節 事業所に対する指導(消防署)	20
第4節 防災訓練	21
第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 ..	25
第1節 東海地震観測情報時の対応	25
第2節 東海地震注意情報発表時の対応	25
第3節 活動態勢	28
第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	30
第5節 混乱防止措置	30
第5章 警戒宣言時の対応措置	32
第1節 活動態勢	32
第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達	37
第3節 消防・水防及び危険物対策	41
第4節 警備・交通対策	44
第5節 公共輸送対策	49
第6節 学校・病院及び福祉施設対策	53
第7節 劇場・高層建築物・地下街及び公会堂等区の施設	55
第8節 電話・電報対策(東日本電信電話株式会社)	56
第9節 電気・ガス及び上下水道対策	58
第10節 生活物資対策	59
第11節 金融対策	60
第12節 避難対策	60
第13節 救援・救護対策	60
第6章 区民等のとるべき措置	62
第1節 区民のとるべき措置	62
第2節 防災住民組織のとるべき措置	64
第3節 事業所のとるべき措置	64

第1章 計画の策定

第1節 策定の目的

この計画は、東海地震（震源＝駿河湾沖、M8.0程度）が発生した場合、区内の震度が5程度と予想され、局地的には被害の発生が想定されること、また、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合には、社会的混乱の発生が懸念されることからこれら被害の発生軽減、社会的混乱の防止を図り、区民の生命、身体、財産の安全を確保する目的のもとに港区防災会議が東海地震に備えた対策として策定したものです。

なお、本計画は、港区地域防災計画の付編として策定しました。

※平成29(2017)年9月の内閣府の報告によれば「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、これまでの東海地震を対象とする大規模地震対策特別措置法は、確度の高い地震予知を前提とした防災対応を実施する仕組みであるが、現在の科学的知見では大震法が前提とする地震予知は難しいとの結論が出されました。

そのため、大規模地震対策特別措置法を前提とする本計画の当該部分は大幅な変更が必要となる可能性があり、今後は国の動きに注視しつつ、国や都の方針等がまとまり次第、本区地域防災計画に反映させていくものとします。

第2節 策定の基本方針

本計画策定の基本方針は、次のとおりとします。

- 第1 警戒宣言が発せられた場合においても、港区の社会的経済的機能は極力平常どおり確保することを基本とし次の措置を講じます。
 - 1 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための措置
 - 2 東海地震による被害を最小限にとどめるための措置
- 第2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めます。ただし、東海地震注意情報発令時から警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱の発生が予想されることから、この間における混乱防止のための必要な対策も含めました。
- 第3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は港区地域防災計画の「震災予防計画」及び「震災応急対策計画」で対処します。
- 第4 港区の地域は、地震防災対策強化地域³⁷（木造建築物に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域）でないところから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関して必要な措置は、行政指導または協力要請で対応します。
- 第5 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意しました。ただし本計画の実施に当たっては、今後社会経済的事項の変化に対応するよう必要な修正をします。

³⁷ 地震防災対策強化地域：平成24(2012)年4月1日現在 1都7県 157市町村が指定されています。

- 1 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としましたが窓口業務、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については別の対応を図ります。
- 2 東海地震が発生した場合、港区の地域は震度5の弱及び強であるので必要なかぎり震度に応じた対策を講じます。
- 3 東京都及び隣接区等と密接な関連を有する対策については、事前に調整を図ります。

第3節 前提条件

本計画の策定に当たっての前提条件は、次のとおりです。

- 第1 東海地震が発生した場合の港区の予想震度は震度5弱及び強(中小河川沿い及び人工改変地の盛土部分)です。
- 第2 震度5弱及び強の地域における被害状況等の程度は表のとおりです。
- 第3 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間(午前10時～午後2時)と想定します。

震度5弱及び強の地域の被害状況等の程度

(平成8(1996)年. 東京都防災会議地震部会)

区 分		震度5弱	震度5強
人間に与える影響	起きている人の感覚と心理	ほとんどの人が物にすがりたいと感じる。	ほとんどの人が恐怖を感じ、あるいは目まいがする。
	眠っている人	ほとんどの人が驚いて飛び起きる。	1 一瞬何が起こったのか分からない、茫然とする。 2 ベッドから転げ落ちることがある。
	人々の行動	1 かなり多くの人が屋外へ走り出そうとする。 2 その場で立ちすくむ者もある。	1 直立困難になり、物につかまらなると歩けない。 2 階段を降りるのはほとんど不可能 3 物にぶつかって動けない。 4 かなり多くの子どもが泣き騒ぐ。

区 分		震度5弱	震度5強
建 築 物	木造家屋	1 柱・梁等の継手の破損する家がわずかに生ずる。 2 しっくい壁にひびが入りわずかに落ちる。 3 老朽家屋はかなり破損し、傾くものも生ずる。 4 瓦は、かなりずれる。 5 しっくい天井は一部に、はく離の生ずることがある。	1 柱・梁等の継手の破損やゆるみの生ずることがある。 2 羽目板がはずれることがある。 3 土台のずれる家がわずかに出る。 4 老朽家屋、屋根の重い家、一階に壁や柱の少ない建物等では、かなり破損し、中には倒れるものもある。 5 かなり多くのしっくい壁でひびが入り、大壁は落ちることがある。 6 瓦は、ずれることが多く、中には落ちるものもある。 7 しっくい天井は、かなり落ちる。
	鉄筋コンクリート造 ※1	1 かなり揺れる。 2 きしみ音とともにモルタル壁などにき裂が入りコンクリート壁にも小さなき裂が入ることもある。 3 天井については、木造家屋の記述に準ずる。(以下同じ)	1 設計・施工の悪いものは、鉄筋が露出したり、座屈するものもあり、部分破壊するものもある。 2 壁のタイルなどの化粧材で落ちるものが生じる。
	レンガ造・石造・ブロック造	無筋の壁体が、わずかに転倒する。	外壁がくずれたり、き裂が入るなど破壊を生じ、かなり崩壊する。

区 分		震度5弱	震度5強
	戸・障子・窓ガラス	1 木製の戸は、はずれることもあるが、ガラスの割れることは少ない。 2 ビルのスチールサッシのハメ殺し窓で、パテ止めガラスに、割れて落ちるものがある。 3 障子は破れることがある。	1 開き戸は、変形し、開かなくなることがある。 2 鉄製の扉、シャッターは変形により開かなくなることがある。 3 戸、障子は外れ、破損するものが多い。 4 窓ガラスは枠ごとはずれることがある。 5 ビルのスチールサッシのハメ殺し窓で、パテ止めガラスは、かなり多く破損落下する。 6 ビルのゴムパッキンを使用したハメ殺し窓や、ハメ殺し以外のものでも少しのガラスが破損落下する。
	エレベーター	カウンターウエイトがはずれたり、配線やワイヤーが巻きつき、運転不能となることがある。	カウンターウエイトがはずれたり、配線やワイヤーが巻きつき、運転不能となることがかなりある。
付 属 構 造 物	看板等	取付けの悪いものは落ちることがある。	1 取付けの悪いものはかなり落ちる。 2 外壁のタイルは、はく離落下するものがある。
	煙突・高架水槽等	1 レンガ製の煙突は、上部が崩れるものがある。 2 煙突にひび割れが生じ、まれに破損する。 3 屋上の鉄骨架台上の高架水槽は、破損するものもある。	1 煙突に破損するものが少し出る。 2 屋上の鉄骨架台上の高架水槽はかなり破損する。
	塀	1 ブロック塀で、鉄筋のないもの、基礎の弱いものは、くずれたり倒れることがある。 2 大谷石塀は倒れるものがある。	1 ブロック塀で、鉄筋の少ないもの、基礎の弱いものは倒れるものが多い。 2 施工の悪い大谷石塀はほとんど倒れる。

区 分		震度5弱	震度5強
屋 内 の 内 容 物	家具	1 机やロッカーなどが移動することがある。 2 タンス・細長い家具・テレビ・クーラーで倒れたり、ずれたりするものもある。 3 机・家具の引出しがとび出すことがある。	1 重い家具も移動し倒れるものもある。 2 タンス・細長い家具・テレビなど倒れるものが多くなる。 3 冷蔵庫・ピアノが倒れることがある。
	置物等	1 安定な花瓶なども倒れることがある。 2 電話の受話器がはずれることがある。 3 人形ケースなど固定の悪いものは落下する。	1 電話の受話器ははずれることが多い。 2 多くのものが倒れたり、ずれ動き、家具などの上のものは落ちる。
	絵・額・振子時計	1 取付の悪いものはかなり落ちる。 2 ほとんどの振子時計がとまる。	1 取付の悪いものはほとんど落ちる。 2 振子時計は全て止まる。
	電灯・シャンデリア等の吊下物	1 取付の悪い蛍光灯の球が落下する。 2 チェーン吊りの蛍光灯で落ちるものがある。 3 寺の鐘が鳴ることもある。	1 シャンデリアやチェーン吊りの蛍光灯は、激しく揺れ、天井にぶつかるなどしてかなり落下する。 2 寺の鐘が激しく動く。
	書棚・陳列棚自動販売機（屋外のものも含む）	1 書棚の本がかなり落ちる。 2 陳列棚の酒びんや薬局の薬品、塗料店の品物がかなり落ちる。 3 棚のものがかなり落ちる。 4 自動販売機で足場の悪いものは、ずれたり倒れたりする。	1 陳列棚の酒びんや薬局の薬品、塗料店の品物のほとんどが落ちる。 2 棚のものがほとんど落ちる。
火 気 使 用 器 具	ガスコンロ・ガステーブル等	1 台上にあるガスコンロ、ガステーブルは移動したり、落ちたりするものがある。 2 貯湯式のガス湯沸器で台に固定されていないものは倒れるものがある。	1 ガスコンロ・ガステーブルはかなり移動したり落ちたりする。 2 ガス湯沸器で取付の悪い壁式の場合は落ちるものがある。 3 貯湯式のガス湯沸器で台に固定されていないものはかなり倒れ、固定されたもので倒れるものがある。 4 営業用のガスレンジなどにも移動したり転倒したりするものがある。

区 分		震度5弱	震度5強
	ガスストーブ 石油ストーブ	1 石油ストーブの耐震自動 消火装置がかなり作動する。 2 ガスストーブ・電気ストー ブで転倒するものがある。	1 石油ストーブの耐震自動 消火装置が作動する。 2 円筒形で重心の高い石油 ストーブは転倒する。 3 ポット型石油ストーブの 燃料槽が転倒する。 4 ガスストーブ・電気スト ーブはかなり転倒する。
	L・P・G ボンベ	1 鎖止めのないもの、鎖止め の弱いものは転倒する。 2 細長いボンベで鎖止めの 位置が高すぎるものは抜け 出して倒れるものがある。	1 細長いボンベで鎖止めの 良いものも壁体ごとに倒れ るものがある。 2 細長いボンベで鎖止めの 位置が高いものは抜け出し てかなり倒れる。
交 通 機 関	鉄道	1 運転手の多くが地震だと 気づき、在来線及び地下鉄は 運転を一時見合わせる。 2 盛土で地盤の悪い所では、 かなりき裂が生じる。	1 盛土で地盤の悪い所では、 沈下が生じる。 2 切取斜面で落石などがかなり 生じる。
	自動車	1 車輪がパンクしたような 感じがする。 2 ハンドルを取られるような 感じがする。 3 前方の道路が波打つ感じが する。 4 停車中の車が動くことがある。	1 四輪が同時にパンクした ようになり、ハンドルを取 られて運転が困難になる。 2 停車中の車両が移動し、 駐車間隔が狭いと互いにぶ つかることがある。
	自転車	よろけて自転車の運転が困難になる。	自転車の運転ができない。
屋 外 の 構 造 物	道路	1 盛土道路の路肩の部分に ひびが入ることがある。 2 急斜面にある道路が損壊 することがある。	1 盛土道路では、大きな地 割れが入ったり、路肩が崩 れることがある。 2 石畳は相互に押し合い、 かなり多くのすき間やつき 上げを生ずる。 3 傾斜面の道路は、土砂崩 れなどによる損壊を生ずる ことがある。

区 分		震度5弱	震度5強
	橋	レンガ造、無筋コンクリート橋脚にき裂を生ずることがある。	1 橋の取付部分に段差が生じたり、盛土の路肩部分が崩れることがある。 2 木造の橋は小被害を生ずる。 3 レンガ造、無筋コンクリート橋脚に切断、相対ずれ、の生ずることがある。
	電柱・電線等	1 電線が大きく揺れることがある。 2 小範囲で停電する場合がある。	1 看板の落下などにより電線が断線する場合がある。 2 一部の地域で停電する場合がある。
	墓石・石灯籠	1 石灯籠はかなり倒れる。 2 墓石は回転したり、ずれたり、不安定なものは倒れる。	1 ほとんど倒れる。 2 セメントで固定したもの、ほとんど移動するか回転する。 3 記念碑等は台石上でずれたり、回転し倒れるものもある。 4 鳥居はかなり破損する。
その他の	地下埋設管	1 水道管で、鉄管の継手部の抜け出しや、破損・折損がわずかに生ずる。 2 ガス管で、配管接続部にゆるみを生ずることがある。	1 地割れ部分や、異なった地盤の境目では、水道鉄管の継手部の抜け出しや、破損・折損がかなり生じ、ガス管でも配管接続部に破損が生ずることがある。 2 地盤の良い所でも、水道鉄管の破損が生ずることがあり、ガス管の配管接続部にゆるみを生ずることがある。 3 一部の地域で、断水を生じ、ガスの供給を停止することがある。
	擁壁	排水孔の無い石積みのものは、崩れたり、はらんだりするものがある。	1 地盤の悪い所の石積みのものは、崩れたり、はらみ出すものが多い。 2 コンクリートのものでも普段から前かがみのものには、被害を受けるものがある。

区 分		震度5弱	震度5強
	地変	1 山地や崖地などで落石を生ずることがある。 2 宅地造成地などの盛土や傾斜地にやや大きなき裂を生ずることがある。 3 水田に液状化現象が起こり、噴砂、噴泥が生ずることがある。	1 平らな地面にも、き裂を生ずることがある。 2 軟弱な地盤の所では陥没・地すべりが生ずる。 3 地盤によっては砂の液状化現象が起こり、水や砂や泥の噴出が生ずる。 4 山地では落石・山崩れが多く起こる。
	プール・池・湖水・井戸等	1 池や湖水の泥が攪乱され水がにごる。 2 池・河川・湖が波立って岸に波のあとが残る。 3 プールの水が少し溢れ出る。 4 井戸の水位が変化することが多い。 5 泉の湧出量が変わり、あるいは出始めたり涸れたりする。	1 池・プールの水が大きく溢れ出る。 2 井戸の水位の変化が多く、井戸水が涸れたり、水が出始める。 3 泉の湧出量が変わり、出始めたり涸れたりすることが多い。

（H8. 東京都防災会議地震部会）

※1 組構造、補強コンクリートブロック造で建築基準法施行令に従って施工されたものは、鉄筋コンクリート造に準ずる耐震性を有します。

第2章 防災関係機関の業務

区及び区の地域における防災関係機関等が実施する事務または業務は、次のとおりです。

1 区

機関の名称		事務または業務
区	区	1 港区防災会議、港区災害対策本部に関すること 2 東海地震対策の連絡調整に関すること 3 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること 4 地震予知情報等の収集伝達に関すること 5 区民等に対する防災対策の指導に関すること
東京都	警視庁 愛宕警察署 三田警察署 高輪警察署 麻布警察署 赤坂警察署 東京湾岸警察署	1 各種情報等の収集及び伝達に関すること 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 3 交通の混乱等の防止に関すること
	東京消防庁 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	1 各種情報の収集連絡に関すること 2 災害の予防・警戒に関すること 3 区民の指導に関すること 4 消防計画（危険物施設の予防規程を含む）に関すること
	建設局 第一建設事務所 東部公園緑地事務所	1 道路及び橋りょうの保全に関すること 2 河川施設の保全に関すること
	港湾局 東京港管理事務所 東京港建設事務所	1 港湾施設、海岸保全施設の保全並びに復旧に関すること
	交通局 五反田駅務区 馬喰駅務区 日比谷駅務区 大門駅務区	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること
	水道局 中央支所 港営業所	1 水道施設の保全に関すること 2 応急給水準備に関すること

機関の名称		事務または業務
指定 地方 行政 機関	下水道局 中部下水道事務所 芝浦水再生センター 港出張所	1 下水道施設の保全に関すること 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関すること。
	第三管区海上保安本部 （東京海上保安部）	1 地震、津波情報等の伝達に関すること。 2 震災に関する情報の収集に関すること。 3 海難救助等（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関すること。 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指示等）に関すること。 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関すること。 6 海上における治安の維持に関すること。 7 海上緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること。 8 その他、震災応急対策に必要なこと。
	東京国道事務所 品川出張所 代々木出張所	1 管轄道路の保全に関すること
指定 公共 機関	日本郵便株式会社 芝郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局	1 警戒宣言が発せられた場合は、原則としてその時点から業務の取扱いを停止する。ただし、警戒宣言が為替貯金等窓口取扱時間内に発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるための郵便貯金の払戻金払渡しを行う 2 警戒宣言が発せられた旨の周知を行う 3 発災に備え、防災措置及び非常飲料水等の保存を開始する
	東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社	1 電力需給に関すること 2 電力施設等の建設及び安全保安に関すること
	東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること
	東京ガスグループ 東京中支店	1 ガス施設の安全確保に関すること 2 ガス供給に関すること

機関の名称		事務または業務
	東日本電信電話株式会社 東京事業部	1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
	首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路等の保全に関すること 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
	日赤東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 6 義援金の受付及び配分に関すること（原則として義援物資については受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。 8 災害救援物資の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 10 外国人の安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
指定地方公共機関	東京地下鉄株式会社	1 鉄道輸送の確保に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること
	東京モノレール株式会社	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること
	京浜急行電鉄株式会社	1 旅客の安全確保及び鉄道等の安全確保に関すること 2 鉄道車両による避難者の輸送に関すること
	株式会社ゆりかもめ	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること

機関の名称		事務または業務
公共的機関	一般社団法人 東京都港区医師会	1 医療救護及び助産救護活動に関すること 2 防疫活動の協力に関すること
	公益社団法人 東京都港区 芝歯科医師会	1 歯科医療救護活動に関すること
	公益社団法人 東京都港区麻布赤坂 歯科医師会	
	一般社団法人 東京都港区薬剤師会	1 調剤・薬事指導に関すること 2 医薬品の仕分け等に関すること

第3章 事前の備え

第1節 東海地震に備え緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、港区地域防災計画の災害予防計画に基づき実施していますが本節では、とくに予知情報による社会的混乱の防止という見地から①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業をとりあげました。

第1 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

1 情報連絡体制の整備

機 関		事 業 計 画							
区		1 防災行政用無線の整備	災害時、港区及び防災関係機関(警察署、消防署)並びに区民等とを結ぶ情報連絡体制の整備を図るため地域防災計画の「災害予防計画」に基づいて昭和 55(1980)年度から防災行政用無線の整備充実を図ることとし、昭和 55(1980)年度については単信方式による主として機関用の移動系無線の整備を行いました。また、昭和 56(1981)年度は、区民への情報伝達用を目的とした固定系同報無線を整備し、昭和 57(1982)年4月に開局しました。置局状況は下表のとおりです。これにより警戒宣言及び地震予知情報等の情報を正確かつ迅速に伝達します。						
			<table><tr><td>無 線 系</td><td>置 局 状 況</td></tr><tr><td>移 動 系</td><td>基地局 1 陸上移動局 100</td></tr><tr><td>固 定 系</td><td>親 局 1 屋外子局(防災無線放送塔) 101 戸別受信機(防災ラジオ) 169</td></tr></table>	無 線 系	置 局 状 況	移 動 系	基地局 1 陸上移動局 100	固 定 系	親 局 1 屋外子局(防災無線放送塔) 101 戸別受信機(防災ラジオ) 169
		無 線 系	置 局 状 況						
		移 動 系	基地局 1 陸上移動局 100						
		固 定 系	親 局 1 屋外子局(防災無線放送塔) 101 戸別受信機(防災ラジオ) 169						
2 東京都防災行政無線の整備	港区と東京都間においては、昭和 53(1978)年東京都防災行政無線(多方向多重無線)が配置され運用されています。また、地震予知情報、警戒宣言等の内容を正確かつ迅速に受信するため、昭和 57(1982)年度においてファクシミリを導入しました。								
3 携帯ラジオ等の確保	港区が主催ないし、共催する行事で港区の区域外で実施する場合、並びに保育園、幼稚園、小・中学校の校(園)外指導等の場合は、必ず携帯ラジオ等の情報収集器材を携行します。								
警 察 署	1 情報伝達資器材の整備	車両運転者等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するための資器材を整備します。							
消 防 署	1 情報連絡用資器材の整備	区民に対して迅速かつ正確な情報を伝達するための資器材及び関係機関との連絡に必要な資器材を整備します。							

第2 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業

1 ブロック塀等の倒壊防止

（1）指導の強化

震度5程度の地震であっても、ブロック塀等の倒壊による死傷者が発生することが予想されることは、宮城県沖地震の例をみても明らかです。昭和55(1980)年9月発生した震度4の地震でも港区の地域において、数件のブロック塀等が倒壊または破損しました。都では昭和53(1978)年6月の宮城県沖地震を契機として、同年7月ブロック塀等の倒壊に対する安全確保について建築関係業者に通達を行いました。区もこの通達に基づいて同年8月、塀等の倒壊に対する安全確保について各公共施設管理者あて通知をしました。今後は、東京都と協力し建築確認の際の指導を強化する一方、既存のブロック塀等について国の対策基準を取り入れながら指導を強化していきます。

（2）実態調査の実施

昭和54(1979)年10月、区内通学通園路沿いに築造されているブロック塀等についてその分布状況調査を実施しました。この調査により約3,000件の分布が判明したため、引き続き昭和55(1980)年度においてその危険度調査を実施しました。この調査により判明した危険度の特に大きいもの、危険度の大きいもの2,121件61.6%についてその所有または管理者あてに是正勧告を実施しました。昭和56(1981)年度は、その他の道路沿いに築造されているブロック塀等についても調査を実施しました。平成8(1996)年度は存続状況の追跡調査を実施しました。また、是正勧告を実施した塀の所有者または管理者が塀の改修等を行う場合は、技術的な援助、助言等を行いブロック塀等の倒壊による事故の防止に努めています。

2 落下物の防止

（1）窓ガラス等落下物の安全化

区は、3階建て以上の建築物の窓ガラス等落下物の地震に対する安全性を確保するため、昭和57(1982)年度から平成元(1989)年度にかけ、都市計画で定める容積率400%以上の地域にある建築物の調査を実施し、落下する恐れのあるものについては所有者に対し改修等の指導を行っています。

（2）屋外広告物の規制

広告塔、看板等の屋外広告物のなかには、地震の際に脱落し、被害を与えることも予想されるので区は、東京都と協力し、屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っています。

第2節 広報及び教育

東海地震については、予知情報に基づく警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱の程度は想定できませんが、この混乱が大きいほど地震発生時の被害もまた、大きなものとなることと想定されます。このため区及び防災関係機関は平常時からあらゆる機会を利用して区民が東海地震に対する正確な知識に基づき的確な行動がとれるよう広報及び教育を行い、区民の地震に対する意識の啓発指導を行います。

さらに、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

第1 広報

- 1 広報の基本的流れは①平時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられたときから発災まで、に区分し広報します。その基本的事項は、次のとおりです。

- (1) 東海地震についての基本的知識
- (2) 警戒宣言の内容
- (3) 港区の予想震度及び被害程度
- (4) 区民のとるべき措置
- (5) 事業者のとるべき措置
- (6) 警戒宣言時に防災関係機関がとるべき措置

防災関係機関が行う主な広報例は次のとおりです。区はこれらの事項について防災関係機関と密接な連携のもとに総合的な広報を実施し、防災関係機関は所掌事項について広報します。

- ①帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ア 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - イ 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - ウ その他防災上必要な事項
- ②道路交通の混乱防止のための広報
 - ア 警戒宣言時の交通規制の内容
 - イ 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - ウ その他防災上必要な事項
- ③電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - ア 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - イ 回線の輻輳と規制の内容
- ④買出しによる混乱防止のための広報
 - ア 生活関連物資取扱店の営業
 - イ 生活物資の流通状況と買い急ぎの自粛

- ⑤預金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - ア 金融機関の営業状況及び急いで引き出しする必要のないこと
- ⑥地震発生に備えて危険箇所の点検
- ⑦家具類の転倒・落下・移動防止などの安全対策
- ⑧その他民心安定のための広報

2 区広報計画

（1）印刷物による広報

- ①広報みなとに特集記事として広報内容事項全般について毎年実施するとともに随時関連記事を掲載します。
- ②パンフレット、リーフレット等を作成し港区の窓口におくとともに町会、自治会、防災住民組織等に配布します。

（2）インターネット等による広報

- ①インターネット、ホームページに東海地震に関する知識を掲出し、普及啓発を図ります。

（3）その他の広報

- ①講演会、映画会、説明会等を開催します。
- ②パネル等を作成して貸出しを行います。

3 実施事項

（1）東海地震についての教育、啓発指導

（2）東海地震に関する観測情報・注意情報についての広報

（3）注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報

（4）東京の予想震度、被害程度、津波の高さ、津波の到達時間

（5）強化地域住民への津波に対する心得の広報

（6）地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報

（7）民心の安定のため警戒宣言時に防災関係機関が行う措置

（8）気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報 主な例を示すと次のとおりです。

①帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- ア 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- イ 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- ウ その他防災上必要な事項

②道路交通の混乱防止のための広報

- ア 警戒宣言時の交通規制の内容
- イ 自動車利用の自粛の呼びかけ
- ウ その他防災上必要な事項

- ③電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - ア 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - イ 回線の輻輳と規制の内容
- ④買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - ア 生活関連物資取扱店の営業
 - イ 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。
- ⑤預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと。
- ⑥その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

4 広報手段

- (1) テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報
- (2) インターネット等による速報的な広報
- (3) 広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報

5 広報の方法

- (1) 印刷物による広報
 - 「広報みなと」をはじめ、防災関係機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図ります。
- (2) 映画、スライド、イベントや講演会等による広報
 - 「東海地震対策」に関する映画やスライド等を作成するほか、防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災意識の普及を図ります。
- (3) インターネット等による広報
 - ホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図ります。
- (4) テレビ、ラジオによる広報
 - ①各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成するなど、防災意識の向上に努めます。
 - ②東京都及び防災関係機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努めます。

6 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）広報計画

警戒宣言時に行う電話、電報の扱いについて次のように広報します。

- (1) 電話
 - ①一般の通話は可能な限り確保しますが、電話が著しくかかりにくくなった場合は、防災関係機関等の重要な通話を確保するため、一般通話の利用制限を行います。
 - ②一般通話の利用制限を行った場合でも緊急な用件などで連絡するときの手段としてグレー及び緑色の公衆電話からの通話は確保します。
- (2) 電報
 - 一般の電報は可能な限り取扱いますが強化地域内への電報は遅延を承知するもの

に限り受付けます。

7 首都高速道路株式会社（首都高速道路）広報計画

警戒宣言が発せられた場合に備え、お客様等に対し、常時次のような広報活動を推進します。

〔地震警戒宣言が発せられた時のお客様等への広報内容〕

- （１）走行速度の低下
- （２）一般ラジオまたは首都高速ラジオで地震情報・交通情報の入手
- （３）目的地まで走行したら、以後は事態が回復するまで首都高速道路の利用中止
- （４）危険物等の運送中の車両は、あらかじめ定められた安全対策の励行
- （５）現場の警察官の指示や交通規制の厳守

第2 教育指導

1 児童・生徒に対する教育

幼稚園、小・中学校、保育園、児童館等児童生徒等に対する教育指導は、よりきめの細かい対応が必要と思われます。

これら施設の長は、東海地震に対する正確な知識の習得とこれに基づく的確な防災措置の実施を図る必要があります。このため各施設の長は、それぞれを所管する部局と常に密接な連絡を図り、計画を策定するとともに教職員、関係職員等については研修の実施などあらゆる機会をとらえ教育を行うとともに、児童、生徒等の教育指導についても保護者と連携のうえ実施します。

（１）教育指導事項

教育指導事項	学校(園)保育所等施設の対応例
東海地震に対する基本的事項	1 学級指導等を利用し知識の習得を行います。 2 学校、保育園等施設で作成する保護者との連絡文書を利用して知識の習得を図ります。 3 PTAの会合等を通じて知識の習得を図ります。
教職員及び関係職員の役割	校(園)長を災害対策指揮者とした東海地震対策組織を編成し役割を明確にします。
警戒宣言時の臨時休校(園)措置	1 原則として授業、保育を打ちきることを前提として、学校(園)の対応を図ります。 2 警戒宣言解除後の措置も考慮します。(この場合、発災したときと発災しない場合を想定します。)
生徒・児童等の下校時等の安全対策について	1 現行通学通園路等について危険な塀、がけ地、危険物施設等の実態を常に把握します。 2 保護者または代理人が引きとりに来ない場合は、下校(園)させないを原則として保護者との連絡手段方法を確定しておきます。 3 スクールバス等を利用する施設は、使用の可否、引き渡し対策等を的確に策定します。

学校に残留する児童・生徒の保護方法	1 残留児童、生徒数を確実に把握します。 2 保護室を予め選定します。 3 帰宅できない児童、生徒等の対策を考慮します(食料、水、寝具等)。 4 保護者との連絡手段方法は、電話使用をできるだけ避けることを原則として予め確定しておきます。
その他の防災措置	1 校外授業時(宿泊)、遠足時の対応計画を策定します。 2 遠距離通学者(主として中学生)については、寄宿先等を確認します。 3 薬品類の保管について万全を期します。 4 東京都や関東地方測量部と連携した自然災害伝承碑の取組を推進します。

(2) 教育方法

- ①児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行います。
- ②教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行います。
- ③保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図ります。

第3節 事業所に対する指導(消防署)

強化地域以外の事業所等であっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、①防災体制の確立、②情報の収集伝達等、③安全対策面からの営業の方針、④出火防止及び初期消火、⑤危害防止等について検討し、定めておくよう指導します。

第1 対象事業所

- 1 消防法及び火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所
- 2 東京都震災対策条例により防災計画を作成することとされている事業所

第2 指導内容

- 1 消防計画に定める事項
 - (1) 警戒宣言時における事業所の営業の継続または自粛等に関する事
 - (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関する事
 - (3) 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関する事
 - (4) 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関する事
 - (5) 従業員の時差退社に関する事
 - (6) 自衛消防組織の編成及び活動要領に関する事
 - (7) 化学薬品等危険物類の転倒・落下・移動防止貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関する事
 - (8) 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関する事
 - (9) 警戒宣言に関する教育訓練に関する事

(10) その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること

2 予防規程(危険物施設)に定める事項

(1) 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること

(2) 休日、夜間等における従業員の参集連絡に関すること

(3) 危険物等の流出拡散防止のための設備、資器材の点検配置、その他の措置に関すること

(4) 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること

(5) 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること

(6) 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること

(7) 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること

(8) 警戒宣言に関する教育訓練に関すること

(9) タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること

(10) 区民に対する広報に関すること

(11) その他地震防災上必要な措置に関すること

第3 指導方法

1 防災指導等印刷物・DVD 等による指導

2 講習会、講演会、その他各種集会による指導

3 各種業界、団体等の自主防災研修による指導

4 各種訓練時における指導

5 その他立入り検査等消防行政執行時における指導

第4節 防災訓練

区及び防災関係機関は、警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点をおく総合防災訓練及び防災関係機関別訓練を実施します。

区分	機関	内 容
総合防災訓練	区	区は毎年、総合防災訓練を実施していますが、この訓練は、発災時を想定して実施しているものであり、いわゆる予知型の訓練ではありません。このため今後は、注意情報発表時、警戒宣言が発せられた場合の措置を含めた総合防災訓練を実施していきます。 1 参加機関 (1) 港区 (2) 防災関係機関 (3) 区民及び事業所 2 訓練項目 (1) 本部運営訓練 (2) 通信情報訓練 (3) 現地実動訓練

区分	機関	内 容
その他の訓練	区	1 地域訓練 防災住民組織、町会、自治会、地域防災協議会等の訓練、あるいは複数の組織の連合による訓練を警察署、消防署と密接な連絡を図りながら実施します。なお、各組織においては少なくとも年一回実施するよう指導します。 2 職員訓練 区民、事業者等に対し指導的役割をはたせるよう本計画を熟知するため、あらゆる機会をとらえて訓練を実施します。 (1) 訓練事項 ①初動訓練(参集) ②図上訓練 ③防災資機材訓練 ④無線通信訓練 ⑤応急救護訓練 ⑥その他の訓練
警備・交通訓練	警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関、区民及び事業所等と協力して合同訓練を行います。 1 参加機関 (1) 都各部局 (2) 区 (3) 地域住民及び事業所等 2 訓練項目 (1) 部隊の招集・編成訓練 (2) 交通対策訓練(低速走行訓練を含む) (3) 情報収集伝達訓練 (4) 通信訓練 (5) 部隊配備運用訓練 (6) 装備資器材操作訓練 3 実施回数及び場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定します。

区分	機関	内 容
消防訓練	消防署	警戒宣言時における、防災体制の迅速・的確な確立を図るため次により訓練を行います。 1 参加機関 (1) 消防団 (2) 災害時支援ボランティア (3) 区民及び事業所 (4) 防災関係機関 2 訓練項目 (1) 消防機関の訓練 (2) 防災関係機関と連携した訓練 (3) 災害時支援ボランティアの訓練 (4) 区民及び事業所の参加する訓練 (5) 前(4)までの総合訓練 3 訓練の種別 (1) 非常招集伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 通信運用訓練 (6) 部隊編成及び部隊運用訓練 (7) 災害時支援ボランティアによる訓練(消防署内での後方支援及び応急救護活動などの支援、その他) 4 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。
応急医療訓練	一般社団法人 港区医師会 港区消防 社会・保健 地区	1 港区の要請により総合防災訓練に参加します。
その他機関訓練	都港湾局	1 訓練を年2回以上開催することを原則として次の訓練を実施します。 (1) 水門の閉鎖訓練、その他の施設(陸閘、逆流防止扉、排水機)の操作訓練、通信連絡、要員の配置訓練
	日本郵便株式会社	1 防災の日・防災週間における訓練 (1) 警戒宣言発令の伝達訓練、情報収集及び伝達訓練 (2) 非常参集訓練、非常災害対策本部の設置・運営訓練 (3) 災害応急対策の机上訓練 2 平常時における啓蒙 (1) ミーティング等による情報提供 (2) 部内広報紙による PR

区分	機関	内 容
その他の防災関係機関訓練	東日本電信電話株式会社	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施します。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 東京都、区の防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力します。
	東京地下鉄株式会社	1 防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施します。 (1) 非常招集訓練 (2) 情報連絡訓練 (3) 旅客誘導案内 (4) 各担当業務に必要な防災訓練
	その他の防災関係機関	1 東京都地域防災計画(震災編)によるほか、港区内の地域の特性に応じ対処します。

第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震観測情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表されます。（気象庁は、平成29(2017)年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。これに伴い、令和5(2023)年現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていません。しかし、根拠法である大規模地震対策特別措置法が廃止されていないことから、本項目を残しています。）

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定めます。

ただし地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭において行動します。

第1節 東海地震観測情報時の対応

第1 情報内容、配備態勢

東海地震観測情報は、従来の解説情報及び観測情報の低レベルのものに相当します。

この情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報内容に応じて連絡要員の確保など必要な態勢を維持します。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには、評価できない場合等に発表されます。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれが無くなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表されます。	連絡要員を確保する態勢

第2 情報活動

気象庁から「東海地震観測情報」が発表された場合、区は平常時の活動を継続しながら情報の監視を行います。

第2節 東海地震注意情報発表時の対応

第1 情報内容、配備態勢

東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が発表された場合、東京都・区・防災関係機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図ります。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	東海地域の前兆現象が高まったと認められる場合に発表されます。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

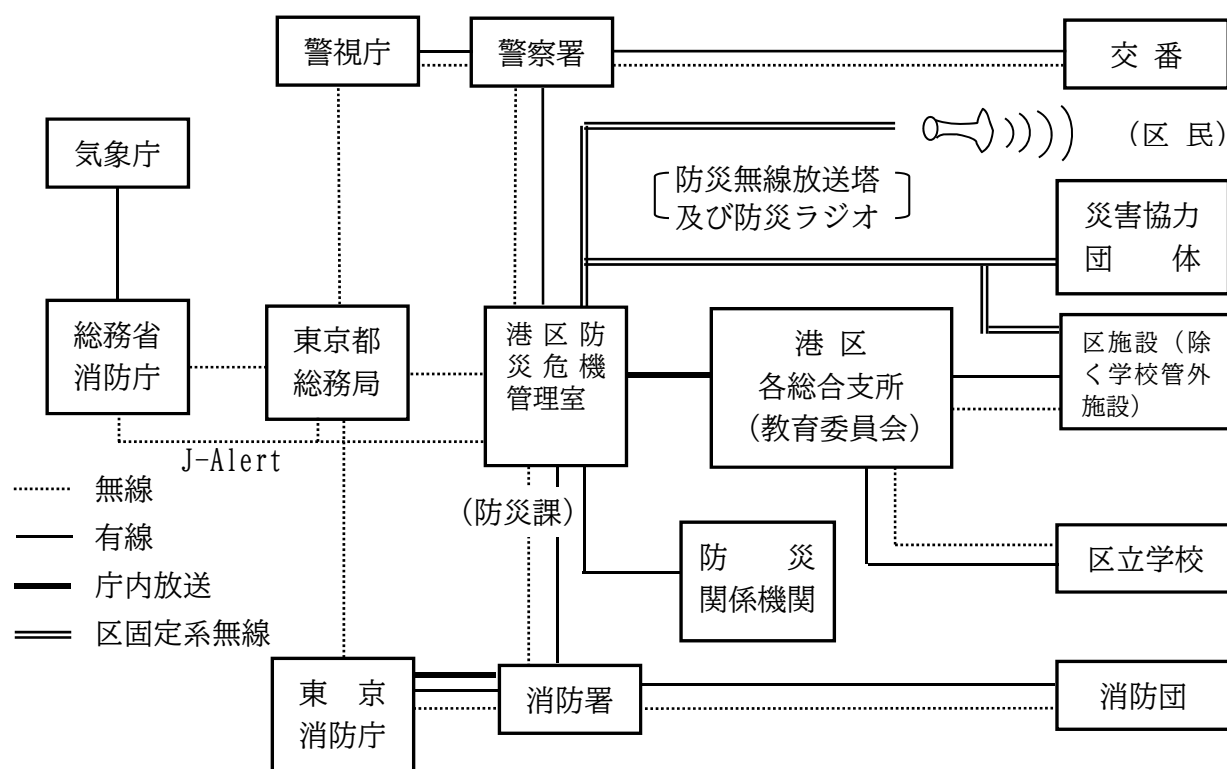
第2 情報活動

注意情報が発表された場合は、防災関係機関は、警戒宣言に備え活動準備態勢に入るものとします。

第3 伝達系統

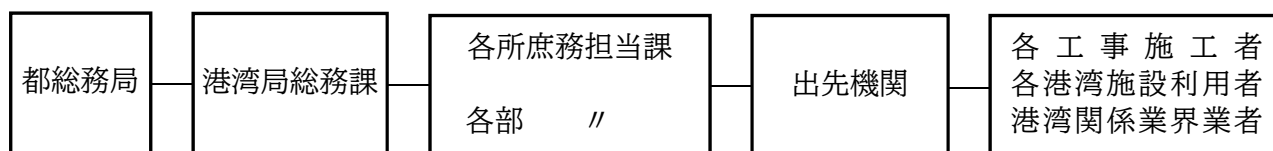
区を中心とした注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとします。なお、夜間、休日等時間外においては、「特別非常配備態勢」に基づき対応します。また、防災関係機関は機関内部の伝達系統について各々の機関で定めておくものとします。

1 港区を中心とした注意情報の伝達経路及び伝達方法



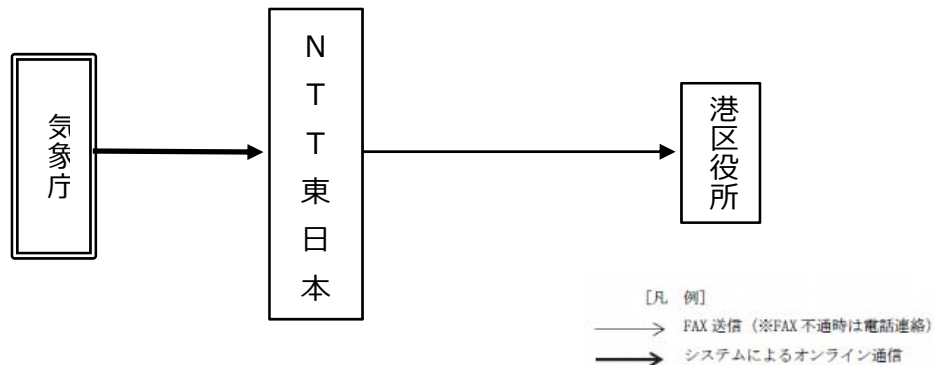
2 防災関係機関の伝達系統

(1) 都港湾局の伝達系統



(2) 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の伝達系統

気象庁から津波警報等を受けたときは、FAX により関係機関に通報します。



第4 伝達態勢

機 関	内 容
区	1 防災危機管理室防災課（夜間、休日等勤務時間外は、「特別非常配備態勢」に基づく所定の連絡態勢により対応します。）は、注意情報の通報を受けたときは、無線、有線その他の手段の活用により直ちにその旨を港区各部、教育委員会、防災関係機関に伝達します。 2 港区各総合支所・各部は、1 の伝達を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法により部内各課、所管施設に伝達します。 3 教育委員会は、1 の伝達を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法により直ちに区立の各学校（園）長に伝達します。 4 教育委員会は、報道機関により注意情報の報道が開始されたときは、速やかに私立幼稚園及び各種学校に伝達します。 5 伝達の内容は次のとおりとします。 「ただいま東京都から東海地震に関する予知情報として注意情報が発表された旨連絡がありました。各総合支所・各部、並びに防災関係機関におかれては、あらかじめ定められた伝達系統に基づき速やかに伝達を行うとともに併せて警戒宣言が発せられた場合、迅速に必要な措置がとれるように図られたい。なお、注意情報の結果については、引き続き連絡するので、情報については十分注意をしてください。」
警 察 署	注意情報の通報を受理した場合は、直ちに勤務中の全署員に準備態勢を発令し、情報の収集及び報告にあたらせるとともに、勤務外の署員については招集命令を伝達します。また、署員は注意情報の発表を知ったときは自主参集します。
消 防 署	東京消防庁から注意情報の通報を受けた時は、直ちに電話、消防無線、インターネット及びその他の手段により、消防職員及び消防団員に伝達します。
そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	東京都地域防災計画（震災編）によるほか、港区内の地域の特性に応じて対処します。

第3節 活動態勢

注意情報を受けた場合は、区及び防災関係機関は災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとります。

機 関	内 容
区	1 港区災害対策本部の設置準備 区は注意情報に接した場合直ちに緊急連絡態勢をとるとともに、港区災害対策本部の設置準備に入る。 なお、夜間、休日等の勤務時間外においては「特別非常配備態勢」に基づき対応します。 2 職員の参集 職員の参集は、第2非常配備態勢をとります。なお、動員伝達は各総合支所・各部で定める情報伝達経路により指示するものとします。 3 注意情報発表時の所掌事務 港区災害対策本部が設置されるまでの間、防災・生活安全支援部防災課が各部課、防災関係機関の協力を得て次の所掌事務を行います。 (1) 注意情報、地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 東京都及び防災関係機関との連絡調整 なお、夜間、休日等の勤務時間外においては「特別非常配備態勢」に基づき対応します。
警 察 署	警備部隊を編成し現場警備本部を設置して管内の事案に対処します。
消 防 署	注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令し、次の対策をとります。 1 震災態勢 (1) 情報収集体制を強化 (2) 震災対策資機材等の準備 2 震災非常配備態勢 主に次の対策をとります。 (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集 (2) 震災消防活動部隊の編成 (3) 防災関係機関への職員の派遣 (4) 救急医療情報の収集体制の強化 (5) 救助・救急資機（器）材の準備 (6) 情報受信体制の強化 (7) 高所見張員の派遣 (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備 (9) その他消防活動上必要な情報の収集
都 港 湾 局	有線電話、無線電話、携帯電話メール等の活用により直ちに局内各部課及び出先機関に注意情報を伝達するとともに、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備活動をとるように伝達します。 東京港建設事務所は、東京港海岸保全施設操作規程に基づき、注意情報が発表されたときは、水門、陸閘、逆流防止扉、排水機等の施設の操作に

機 関	内 容						
	備えて要員の配置、施設の点検を行います。 また、状況に応じて、水門を閉鎖します。						
都 水 道 局	1 給水対策本部設置の準備 予知情報を受けた場合、直ちに給水対策本部設置の準備態勢に入ります。 2 職員の非常参集 警戒宣言の発令に伴い実施する態勢として、第2非常配備態勢を確立します。 なお、夜間、勤務時間外において震度6弱以上の地震が発生した場合は、特別非常配備態勢となり、自動的に全職員が直ちに一斉参集します。						
都 下 水 道 局	1 震災対策本部設置の準備 注意情報を受けた場合、直ちに震災対策本部設置の準備態勢に入ります。 2 職員の非常参集 警戒宣言の発令に伴い実施する態勢として、第2非常配備態勢を確立します。 なお、夜間、勤務時間外においては、第2非常配備態勢指名職員は直ちに参集します。						
東 京 海 上 保 安 部	1 職員の非常呼集 注意情報を入手したときは、全職員に伝達し必要に応じ非常呼集を行います。 2 船艇の対応措置 注意情報を入手したときは、速やかに次に掲げる対応措置を講じます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発動時の運用区分</th><th>対 応 措 置 基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1）行動（基地行動を除く。）</td><td> ① 強化地域沿岸海域内にあるときは最寄りの基地において燃料、食料、清水を補給の上、待機します。 ② ①の海域以外にあるときは速やかに基地に帰投し燃料、食料、清水等及び別に定める資機材を積載の上、待機します。 </td></tr> <tr> <td>（2）基地行動、整備及び修理</td><td> ① 運航可能の状態にあるとき（1）に準じます。 ② 運航不能の状態にあるとき係留索の強化措置等を行い防災態勢をとります。 </td></tr> </tbody> </table>	発動時の運用区分	対 応 措 置 基 準	（1）行動（基地行動を除く。）	① 強化地域沿岸海域内にあるときは最寄りの基地において燃料、食料、清水を補給の上、待機します。 ② ①の海域以外にあるときは速やかに基地に帰投し燃料、食料、清水等及び別に定める資機材を積載の上、待機します。	（2）基地行動、整備及び修理	① 運航可能の状態にあるとき（1）に準じます。 ② 運航不能の状態にあるとき係留索の強化措置等を行い防災態勢をとります。
発動時の運用区分	対 応 措 置 基 準						
（1）行動（基地行動を除く。）	① 強化地域沿岸海域内にあるときは最寄りの基地において燃料、食料、清水を補給の上、待機します。 ② ①の海域以外にあるときは速やかに基地に帰投し燃料、食料、清水等及び別に定める資機材を積載の上、待機します。						
（2）基地行動、整備及び修理	① 運航可能の状態にあるとき（1）に準じます。 ② 運航不能の状態にあるとき係留索の強化措置等を行い防災態勢をとります。						
日 本 郵 便 株 式 会 社	1 情報伝達・収集ルートを確認を行います。 2 警戒宣言伝達態勢の確認を行います。 3 避難・誘導ルートを確認を行います。						

機 関	内 容
東日本電信電話株式会社	東海地震に関連する調査情報が発せられた場合、平常時の活動を継続しつつ、当該情報に関する情報共有を行う。なお、情報の内容に応じ、連絡要員を確保する等、必要な措置を講じます。
東京電力パワーグリッド株式会社	注意情報が発表された場合は、直ちに社員の招集と支部の設置を行い非常態勢に入ります。
東京地下鉄株式会社	注意情報が発表された場合は、直ちに職員を非常招集して地震、災害等対策本部を設置します。
その他の防災関係機関	東京都地域防災計画（震災編）によるほか港区内の地域の特性に応じて対処します。
首都高速道路株式会社	1 注意情報を受けた場合は、緊急体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、緊急災害対策本部設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備えます。 2 地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制及び点検事項により地震発生前に点検を実施します。

第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報の報道が開始されると区民及び事業所等の一部にあっては、これが地震の発生に結びつくと考えるところから混乱発生が想定されます。このため、区及び防災関係機関は密接な連絡をとり混乱発生が予測される場合は、港区防災行政用無線、広報車、パトロールカー、宣伝車、インターネット等可能な限りの手段を講じて広報活動を実施します。

第5節 混乱防止措置

注意情報の発表により種々の混乱が発生するおそれのあるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災関係機関の対応は次のとおりです。

機 関	内 容
区	1 対応措置の内容 (1) 混乱発生が予測される地区、発生した地区について注意情報は地震発生とは違うことを広報します。 (2) 東京都から可能な限り必要な情報を入手します。 (3) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (4) その他必要事項 2 対応機関 防災・生活安全支援部防災課が各部、防災関係機関の協力を得て実施します。
警察署	現場警備本部を設置し、情報の収集により正確な管内実態の把握に努め防災関係機関と連携を密にして混乱予想駅、主要交差点、混乱発生場所等へ警察官を配備するなど混乱防止に努めます。

機 関	内 容
日 本 郵 便 株 式 会 社	情報を迅速かつ的確に収集し、警戒宣言が発せられる事を想定した対策を講じます。 1 防災関係機関から発出される正しい情報のキャッチと伝達 2 支店利用中の利用者への周知 3 業務は平常どおりとします。
東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信のそ通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させます。 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保 9 医療施設及び研修施設等における対策
東 京 地 下 鉄 株 式 会 社	1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の派遣を要請します。 2 旅客の安全を図るため、状況により次の措置をとります。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努めます。 (2) 階段規制、改札止め等の入場制限の実施と、状況により旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行い、適切な旅客誘導に努めます。
そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	東京都地域防災計画（震災編）によるほか、港区内の地域の特性に応じて対処します。

第5章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策強化地域においては直ちに地震防災応急対策を実施することになっています。

港区の場合は、地震防災対策強化地域ではありませんが東海地震が発生したときには震度5程度が予想されるため、警戒宣言が発せられた場合には社会的混乱の発生が懸念されます。このため本章においては、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、または、警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとします。

第1節 活動態勢

第1 区の活動態勢

1 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置します。

2 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、511 会議室～514 会議室及び防災危機管理室防災課に置きます。

3 本部の組織

本部の組織は「災害対策基本法」、「港区災害対策本部条例」、「港区災害対策本部規則」及び「港区災害対策本部運営要綱」の定めるところによりますが、その概要は次のとおりです。

港区災害対策本部組織図

本 部 長 室

本部長室は以下に掲げる事項について、本部の基本方針を審議策定する。

- 1 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 3 避難の勧告または指示に関すること。
- 4 災害に関し、都知事に対する要請に関すること。
- 5 東京都及び他の地方公共団体との相互応援に関すること。
- 6 公用令書による公用負担に関すること。
- 7 部長に対する事務の委任に関すること。
- 8 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 9 その他重要な災害対策に関すること。

- 本部長室会議
災害対策本部長
・区長
災害対策副本部長
・副区長
・副区長
・教育長
災害対策本部員
・(芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南)地区総合支所長
・文化芸術事業連携担当部長
・保健福祉支援部長
・みたと保健所長
・児童相談所長
・企画経営部長
・用地・施設活用担当部長
・防災危機管理室長
・総務部長
・会計管理者
・教育委員会事務局
教育推進部長
・教育委員会事務局
学校教育部長
・選挙管理委員会事務局長
・監査事務局長
・区議会事務局長
・防災課長
上記のうち、「 」の本部員は、災害初動対応時の一定期間、本部長室会議には出席せず、それぞれの所属で災害対応に従事し、陣頭指揮に当たる。
- 本部連絡員調整会議
会長
・防災課長
副会長
・企画課長
本部連絡員
・(芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南)地区総合支所協働推進課地区政策担当係長
・地域振興課長
・保健福祉課長
・保健予防課長
・児童相談課長
・子ども政策課長
・都市計画課長
・環境課長
・区長室長
・総務課長
・人事課長
・契約管財課長
・会計室長
・教育長室長
・学務課長
・区議会事務局次長
- 本部派遣員
・芝消防署長、麻布消防署長、赤坂消防署長及び高輪消防署長が指名する各消防署の消防職員

	災対防災危機管理室	災対防災課
	災対芝地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
	災対麻布地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
	災対赤坂地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
	災対高輪地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
	災対芝浦港南地区本部	災対管理課 災対協働推進課 災対まちづくり課 災対区民課
	災対台場地区対策室	
	災対産業・地域振興支援部	災対地域振興課 災対産業振興課 災対税務課
	災対保健福祉支援部	災対保健福祉課 災対高齢者支援課 災対介護保険課 災対障害者福祉課 災对生活福祉調整課 災対国保年金課
	災対みなと保健所	災对生活衛生課 災対保健予防課 災対健康推進課
	災対子ども家庭支援部	災対子ども政策課 災対子ども若者支援課 災対保育課 災対子ども家庭支援センター
	災対児童相談所	災対児童相談課
	災対街づくり支援部	災対都市計画課 災対住宅課 災対建築課 災対土木管理課 災対開発指導課 災対土木課 災対地域交通課
	災対環境リサイクル支援部	災対環境課 災対みならずリサイクル清掃事務所
	災対企画経営部	災対企画課 災対区長室 災対財政課 災対施設課 災対情報政策課
	災対総務部	災対総務課 災対人事課 災対契約管財課
	災対会計室	
	災対教育委員会事務局教育推進部	災対教育長室 災対生涯学習スポーツ振興課 災対図書文化財課
	災対教育委員会事務局学校教育部	災対学務課 災対教育人事企画課 災対区立幼稚園、小・中学校
	災対選挙管理委員会事務局	
	災対監査事務局	
	災対区議会事務局	

4 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- (3) 生活物資等の確保及び調達準備体制の決定
- (4) 防災関係機関の業務に関する連絡調整
- (5) 区民への情報提供

5 配備態勢

警戒宣言時における港区本部要員の配備態勢及び配備人員は次のとおりです。

- (1) 本部の非常配備態勢は、「港区災害対策本部運営要綱」第9条に定める第2非常配備態勢とします。

- (2) 配備人員

部及び配備人員は、あらかじめ定められた計画に基づき配備につきます。

第2 警戒宣言時における区の通常業務に対する対応及びその他の措置

1 窓口の開設

区は第1章により区の社会的、経済的機能を維持することを原則としていることから、窓口は開設します。ただし、第6章に定める区民等のとるべき措置を確保するため、窓口を所轄する災対各部は、次の措置をとります。

- (1) 警戒宣言の内容を区民の見やすいところに掲示します。
- (2) 警戒宣言等東海地震に関する事項について説明を求められた場合は、本計画に基づき適切な対応をとります。

2 行事の中止・停止

警戒宣言が発せられた場合は、警戒解除宣言が発せられるまで計画中の行事、実施中の行事(区が主催・共催する行事で特定の区民等を対象とするものまたは会議等)は、原則として中止または停止します。このため行事を計画または実施している災対各部は次の措置をとります。

- (1) 計画中の行事

計画中の行事については、直ちに中止し、関係者に対して警戒宣言が発せられたことを周知します。

- (2) 実施中の行事

- ①宿泊を伴う場合

地震防災対策強化地域に宿泊している場合は港区災害対策本部に連絡をするとともに現地の地震災害対策警戒本部の指示に従い行動します。その他の地域にあっては港区災害対策本部の指示に従います。

- ②宿泊を伴わない場合

直ちに港区災害対策本部に連絡して指示を受け行動します。

- ③その他の措置

宿泊を伴う場合も伴わない場合も行事実施責任者は、参加者に対し十分な説明を

行うとともに混乱防止に努めることとします。

（３）区有施設の安全点検の再確認

区災対地区本部及び災対各部の長にあっては、それぞれの所管施設の安全点検を再確認し、被害の未然防止のために最大の措置をします。

（４）職員の措置

本計画の前提条件として警戒宣言が発せられる時刻は平日の午前 10 時から午後 2 時であり勤務時間内です。このため職員の勤務態勢は、原則として平常どおりとします。ただし、次に該当する職員に対しては、当該各災対地区本部長及び災対各部長は災対危機管理室長に協議し、時差帰宅などの措置を図ることとします。

①病弱者等で緊急時に勤務不可能と思われるもの

②保育園等の施設に子弟等を預けている職員で、その職員の外、他に引き取り人がいないもの、またほかに保護する者のいない病弱者と生計を一にする職員

第3 防災関係機関等の活動態勢

- 1 防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合は、港区地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施します。また、区が実施する防災対策が円滑に行われるようにその所掌事務について適切な処置をとるものとします。
- 2 各防災関係機関は、上記 1 の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとします。
- 3 港区の地域内の公共的団体または防災上重要な施設の管理者は本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について区に協力するものとします。

第4 相互協力

警戒宣言が発せられた場合は、区をはじめ防災関係機関が相互に協力し、的確な措置を講ずる必要があります。このため区及び防災関係機関は、平常時から相互協力について密接な連携を図り、警戒宣言時の混乱防止、被害の軽減、警戒解除宣言後の措置について協力、応援等の態勢を確立しておきます。

1 防災関係機関への応援要請

区と防災関係機関、防災関係機関相互の応援は、次に掲げる事項について、とりあえず口頭または電話をもって要請し、後日文書により処理するものとします。また、区にあっては、区で対応しきれないものについては、東京都に対し応援の要請またはあつ旋を求めるものとします。

- （１）応援（あつ旋）を希望する機関名
- （２）応援（あつ旋）を必要とする日時、期間
- （３）応援（あつ旋）を必要とする場所
- （４）応援（あつ旋）を必要とする活動内容
- （５）応援（あつ旋）を希望する物質、資材、機械、器具等の品名及び数量
- （６）災害の状況及び応援（あつ旋）を求める理由

（7）その他

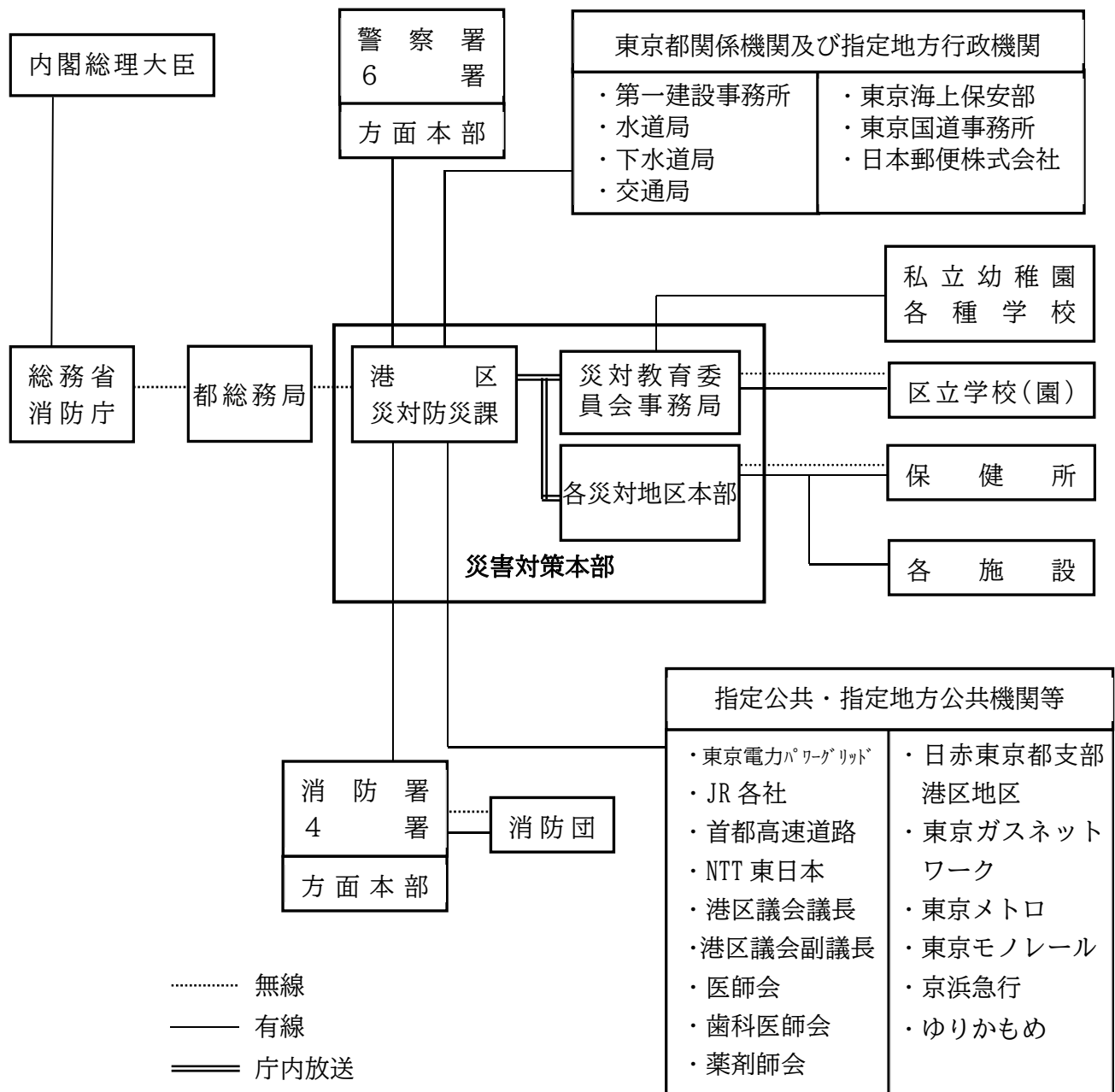
第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

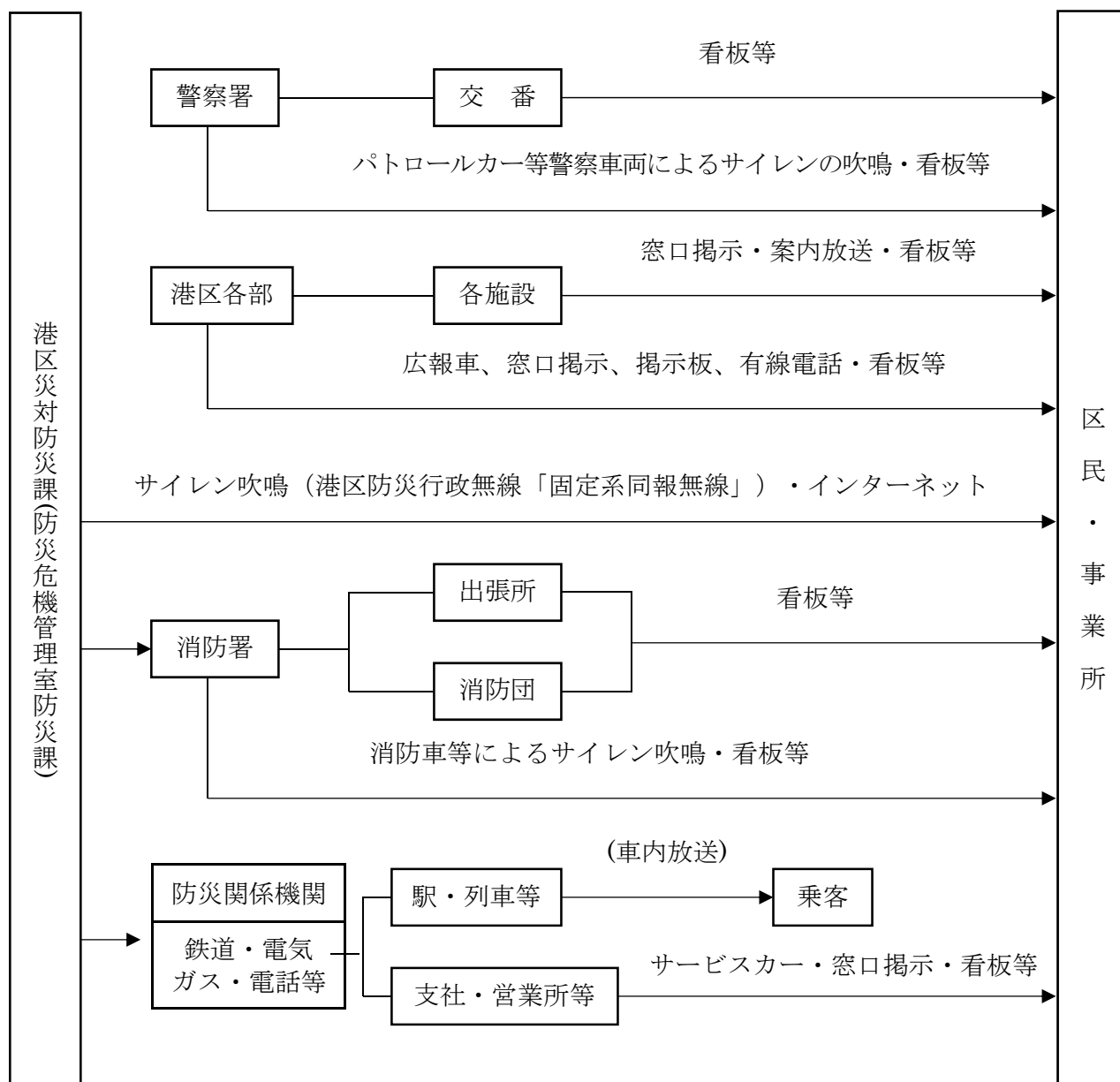
警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するため、区及び防災関係機関はあらかじめ定められた伝達系統に基づき警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、それぞれの所掌事項について緊急に区民に対し広報を実施します。

第1 警戒宣言等の伝達

1 伝達系統

＜港区を中心とした警戒宣言・地震予知情報の伝達系統図＞



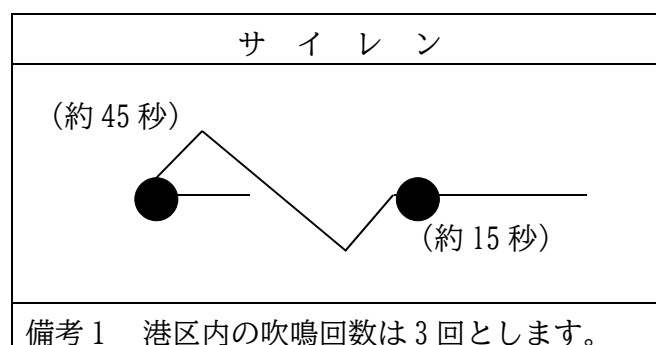


2 伝達態勢

機 関	内 容
区	1 災対防災課は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各地区本部及び災対各部に庁内放送、有線電話、無線等により伝達します。 2 1の伝達を受けた各地区本部及び災対各部は、直ちに災対各部、災対各課・施設にあらかじめ定めた伝達系統により伝達するとともに非常配備態勢の指令を発します。 3 1の伝達を受けた災対教育委員会事務局は、直ちにあらかじめ定めた伝達系統により区立学校(園)長に伝達するとともに所定の措置をとるように指令を発します。 4 1の伝達を受けた災対教育委員会事務局は、直ちにあらかじめ定め

機 関	内 容
区	た伝達系統により私立幼稚園、各種学校に伝達するとともに所定の措置をとるよう指示します。 5 区民、事業所等に対しては、港区防災行政無線によりサイレンの吹鳴による防災信号(図2参照)で周知を図るとともに広報車、有線電話等も活用します。また、警察署、消防署とも密接な連絡を図り可能な限りの手段を講じ迅速かつ的確に警戒宣言が発せられたこと及び地震予知情報の伝達を行います。
警 察 署	1 警戒宣言の通報を受理した場合は、直ちに全署員に伝達します。 2 区と協力しパトロールカー等警察車両、交番広報施設等により防災信号サイレンの吹鳴、放送等で区民・自動車運転者に伝達します。
消 防 署	1 各消防署は区と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区民に伝達します。 2 警戒宣言の通報を受理した場合は、直ちに全職員及び全消防団員に伝達します。 3 広報車等により区民、事業所に伝達します。
東 京 海 上 保 安 部	第三管区海上保安本部または都総務局から警戒宣言その他、地震に関する情報の通報を受けた時は、直ちに庁内専用電話、防災無線及びその他の手段により、部内各課、所属巡視船艇及びその他の部内機関並びに各海事関係団体に伝達するとともに、次の周知活動を行います。 1 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知します。 2 東京海上保安部港内交通管制室において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際 VHF (ch16) により放送周知します。 3 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し、安全通報により周知します。
そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	東京都地域防災計画(震災編)によるほか、港区の地域特性により対処します。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりです。

(1) 警戒宣言の内容

- (2) 港区の予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

- 1 警戒宣言が発せられた場合、区は総合的な見地から、防災関係機関と密接な連絡を図り、また防災関係機関は、それぞれの所掌に応じた広報事項について、あらかじめ広報案文を定めておき、港区防災行政無線、広報車、パトロールカー、消防車、宣伝車等の車両、有線電話、また看板の掲出、庁舎等施設への掲示、インターネット等あらゆる手段を活用して①警戒宣言の内容、②各種情報、③防災措置の呼びかけ、④避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ等の広報を実施するものとします。なお区の地域における予想される震度は5の弱及び強であるため、強に該当する地域については、特に混乱防止を強調して広報します。

(1) 港区の広報項目

- ①区長のコメント等
- ②区民及び事業所のとるべき防災措置
 - ア 火の注意
 - イ 水の汲み置き
 - ウ 家具の転倒防止等
- ③混乱防止のための対応措置
 - ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - イ 道路交通の混乱防止のための広報
 - ウ 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - エ 買急ぎなどによる混乱防止のための広報
 - オ 預貯金引き出し等による混乱防止のための広報
 - カ その他

(2) 防災住民組織・町会・自治会・港区関係団体等の代表者に対する広報案文

「ただいま東京都から東海地震に係る警戒宣言が発せられた旨通報がはいりましたのでお知らせいたします。地震が発生した場合の港区の予想される震度は、5程度であり家屋が倒壊するようなことはほとんどありません。各会員に対し火元の注意、水のくみおき、家具の転倒防止などを図るとともに今後ともテレビ、ラジオに充分注意して冷静に行動するようお伝えください。今後とも新しい情報が入り次第直ちに連絡いたします。」

(3) 区民・事業所への広報案文

「こちらは港区の災害対策本部です。ご承知のとおり内閣総理大臣から東海地震の警戒宣言が発せられました。地震が発生した場合、港区の予想震度は「5」程度であり、家屋が倒れることはほとんどありません。火元の注意、水のくみおき、家具の転倒防止など、万一来に備えてください。ラジオ、テレビなどの報道に注意して、落ち

着いた行動をお願いします。くり返してお願いします。落ちついて行動してください。」

2 防災関係機関の広報

（1）都港湾局の広報

港湾施設利用者、船舶関係業者、工事施工者に対して防災無線電話、有線電話、VHF 無線等により内容の周知徹底を図ります。

（2）日本郵便株式会社

支店利用中のお客様には、局内放送により周知を行い、また、窓口への掲示文をもって広く周知します。

第3節 消防・水防及び危険物対策

第1 消防対策(消防署)

1 活動体制

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にある場合、主に次の対策をとります。

- （1）全消防職員及び全消防団員の非常招集
- （2）震災消防活動部隊の編成
- （3）防災関係機関への職員派遣
- （4）救急医療情報の収集体制の強化
- （5）救助・救急資機（器）材の準備
- （6）情報受信体制の強化
- （7）高所見張員の派遣
- （8）出火防止、初期消火等の広報の準備
- （9）その他消防活動上必要な情報の収集

2 区民、事業所に対するよびかけ

区民に対するよびかけ	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、区からの正確な情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対するよびかけ		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行います。

第2 水防対策

1 避難誘導対策

震災警戒本部等からの情報に基づき、地震による津波の発生するおそれがあるときは、区民に周知します。

2 避難誘導態勢

津波の危険が予想される区域を管轄する消防署の活動体制は、第3部第6章第1節の「震災時消防活動計画」の体制を準用するとともに、次により対応します。

（1）避難の勧告、指示

消防署長は、津波が発生した時、または発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認められる時は区民に避難指示を行います。この場合、直ちに区長に通知します。

（2）避難誘導體制

①避難指示が出された場合には、消防署長は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法（避難先、経路など）に関する情報を区、警察署等関係機関に通知します。

②避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導に当たります。

機 関	内 容
区	1 活動態勢 警戒宣言が発せられた場合は、速やかに内水排除施設等の点検を行います。 2 備蓄資器材の点検整備を行い、緊急に搬出できるように態勢を整えておきます。 3 管内河川等の巡視点検を行います。なお、河川法に基づく許可工作物についても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導します。
都 港 湾 局	東京港建設事務所は、警戒宣言等に基づき、次のとおり警戒態勢をとる。 1 水門等の施設の点検 水門、陸こう、逆流防止扉、排水機場の操作に備え、要員の配置を行うとともに、施設の点検等を行う。 なお、津波警報が発令されたときは、全ての水門を閉鎖する。

機 関	内 容
東京海上保安部	警戒宣言が発せられた場合、水防対策に関する次の措置を講じます。 1 海上工事作業等の施工者に対し、海上交通に危険を及ぼすおそれがある工事作業の中止等必要な措置を講じます。 2 次に掲げる物件の所有者または管理者等に対し、固縛、陸上への引き揚げまたは場所の移動等の流出防止措置を講じるよう指導します。 (1) 工事作業現場の資器材等 (2) 木材、筏、プレジャーボート、小型漁船等 (3) 沿岸部のドラム缶、コンテナ等 (4) その他流出した場合に航路障害物となるおそれのあるもの 3 港内在泊中の、津波、高潮の発生により余裕水深の確保が困難と思慮される船舶に対して港外等安全な水域への移動を命令または勧告します。 4 船舶を円滑に避難させるため、船舶が輻輳する海域等必要な海域に巡視船艇を配備し、船舶交通の整理指導等を行います。
都 建 設 局 第一建設事務所	水防資器材の点検整備を行います。 1 備蓄資器材の点検整備を行います。 2 水防計画により関係業者に対し資器材の緊急輸送の準備指令をだします。なお、水防管理団体である区から応援要請があった場合は、ただちに対応します。

第3 危険物対策

機 関	内 容
消 防 署	1 石油类等危険物の取扱施設 予防規程または事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から、以下の項目について検討及び実施するよう指導します。 (1) 操業の停止または制限 (2) 流出拡散防止資機（器）材等の点検及び配置 (3) 緊急遮断装置等の点検及び確認 (4) 火気使用の制限 (5) 消防用設備等の点検、確認等の応急措置 2 化学薬品等取扱施設 学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画による対応を図るよう指導するほか、災害防止の観点から、以下の項目について検討または実施するよう指導します。 (1) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 (2) 引火、混合混触等による出火防止措置 (3) 化学薬品等の取扱いの中止または制限 (4) 火気使用の中止または制限 (5) 消防用設備等の点検、確認等の応急措置 3 危険物輸送

機 関	内 容
	消防法に定める危険物を運搬する車両またはタンクローリーを所有する事業所に対し、災害防止の観点から以下の項目について検討または実施するよう指導します。 (1) 出荷及び受入れの停止または制限 (2) 輸送途中車両における措置の徹底等の応急措置
東京海上保安部	港内及び周辺海域における危険物輸送等に関して次の掲げる措置を講じます。 1 危険物の保安措置 危険物専用岸壁、危険物取扱事業所の管理者に対し、海上への危険物の流出防止措置を講じるよう指導するとともに、オイルフェンスその他の排出油防除資器材の準備を指導します。 2 危険物積載船等の保安措置 港内にある、または入港しようとする船舶に対し、港外等安全な場所へ避難する、または入港しないよう命令または勧告します。
その他の防災関係機関	東京都地域防災計画(震災編)によるほか、港区内の地域の特性に応じて対応します。

第4節 警備・交通対策

第1 警備対策

機 関	内 容
警 察 署	1 警備部隊の編成 必要な部隊を編成し、警備に当たります。 2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある駅、ターミナル、地下街、主要交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を要点等に配備します。 3 治安維持活動 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き区民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止します。 (1) 区内の実態把握に努めます。 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、区民の不安要素を解消します。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施します。
東京海上保安部	海上における治安の維持 海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講じます。 1 警戒 必要に応じ警戒区域及び次の重要施設の周辺海域の警戒を実施します。 (1) 食料倉庫、同集積施設 (2) 放射性物質取扱施設 (3) 石油類貯蔵施設

機 関	内 容
	2 立入検査 警察、消防機関等と密接な連絡をとり、治安情報等の収集に努めるとともに、警戒を実施する海域における挙動不審船に対する立入検査等を実施します。

第2 交通対策

1 道路交通対策

警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じます。

基本方針	1 港区内の走行は、できる限り抑制します。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行はできる限り制限します。 3 非強化地域方向から流入する車両の走行はできる限り抑制します。 4 緊急交通路は、優先的にその機能の確保を図ります。

（1）運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図ります。

①走行中の車両

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では時速40km、一般道路(首都高速道路を含む)は20kmに減速する。
- イ カーラジオ等で地震予知情報等を継続して聴取しながら走行する。
- ウ 目的地まで走行したら以後は車両を使用しない。
- エ バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って安全な方法で走行する。
- オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。
- カ 現場警察官等の指示に従う。

②駐車中の車両

- ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切る。
- なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。

③車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた時は、避難のため車両は使用しない。

（2）交通規制

①警戒宣言が発せられたときは、下記のような規制を行います。

- ア 環状七号線の内側の道路では都心方向に向かう車両は抑制します。

イ 環状七号線以遠の道路

- a 神奈川県、山梨県方向に向かう車両は抑制し、状況により都県境付近において通行を制限します。
- b 第一京浜国道、第二京浜国道、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、都道 202 号線、中山道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び東京環状線については、必要に応じて走行を制限します。

ウ 都県境から流入する車両

- a 埼玉県、千葉県境から流入する車両の走行は抑制します。
- b 神奈川県、山梨県境から流入する車両の走行は、混乱の生じない限り・規制しません。

エ 高速自動車国道及び首都高速道路の都県境においては、前記イの a 及びウに準ずるほか、状況により車両の流入を制限します。

②その後の交通状況によっては、前記アの交通規制を変更し、あるいは前記ア以外の地域路線を指定して必要な規制を行います。

(3) 交通対策の実施

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を都県境及び主要交差点に配置し、必要により交通検問所を設置します。

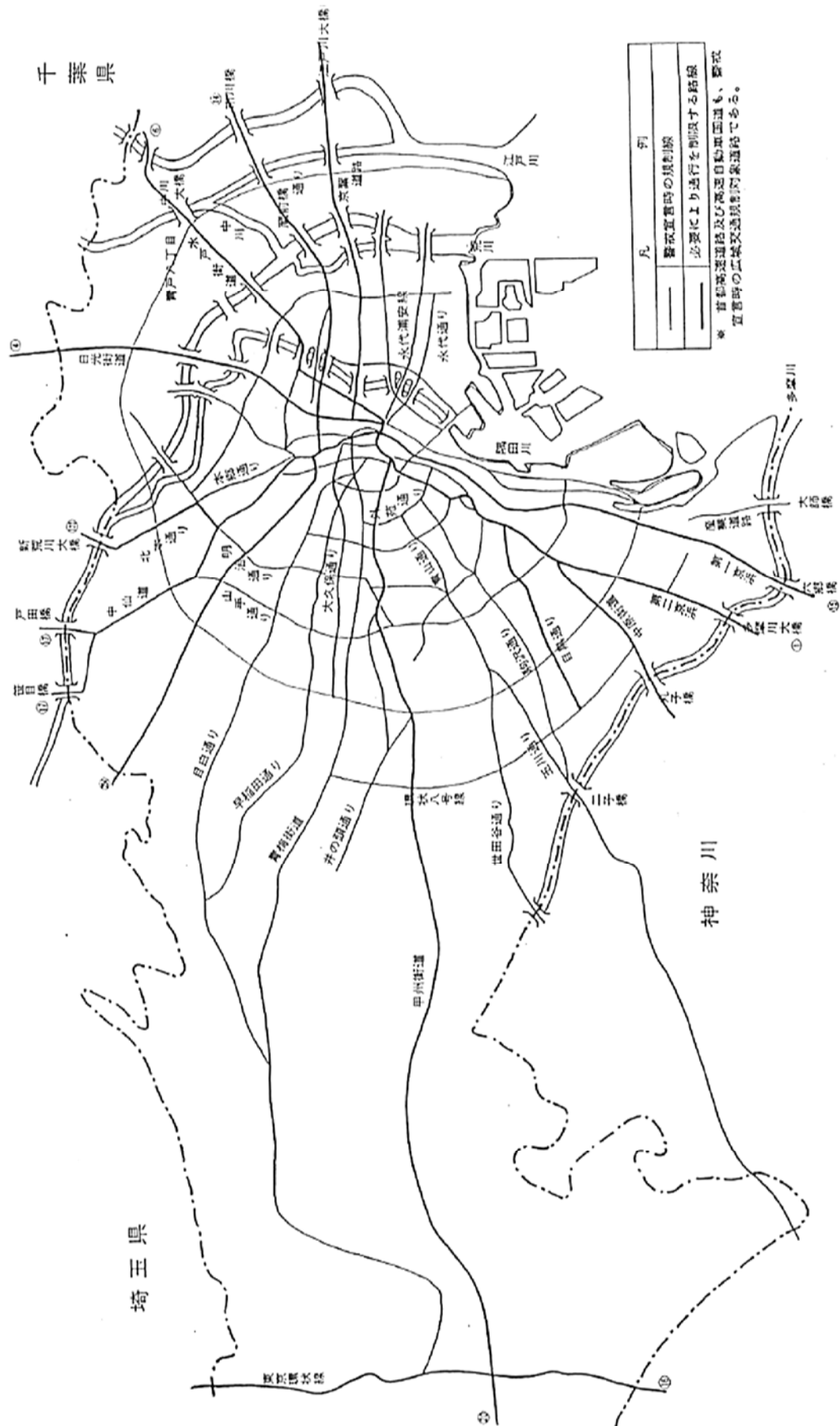
2 海上における交通規制

港内における船舶交通の安全を図るため、東京海上保安部は次の措置をとります。

- (1) 地震・津波の発生が予想される場合は、在港船舶に対し港外、東京湾外への避難の勧告、入港の制限、船舶の移動措置等所要の規制を行います。
- (2) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止します。
- (3) 危険物積載船については、荷役中の船舶は荷役中止、取りやめ等事故防止指導を行うとともに、必要に応じ移動を命令または航行の制限若しくは禁止を行います。

第3 道路管理者等のとるべき措置

機 関	内 容
区	- 危険箇所の点検 避難所に通ずる道路等主として救助活動に関する道路を重点的に点検します。 - 工事中の道路についての安全対策 原則として工事を中止し、安全対策を確立します。
都 建 設 局 第一建設事務所	- 危険箇所の点検 緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について緊急点検を実施します。 - 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し安全対策を確立して緊急車の円滑な通行を確保します。
東京国道事務所	- 被災が予測される地域にあっては、重点箇所等の道路状況の把握に努めます。 - 工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置に伴い、必要となる補強、落下防止等の保全措置に努めます。 - 資機材、人員等について緊急出動に備えて、輸送体制の整備と確認を行います。
首都高速道路 株 式 会 社	警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備えるとともに、次の対策を行います。 - 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ首都高速道路の占用者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行います。 - 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して規制状況等について必要な広報を行います。 - 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行います。 - 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努めます。また、隣接施設等に対し、被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じます。



第5節 公共輸送対策

第1 鉄道対策

1 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が通報された場合は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達します。

機 関	内 容
東京地下鉄株式会社	<pre> graph LR A[総合指令所] -- 指令電話 --> B[駅] A -- FAX --> B A -- 列車無線 --> C[列車乗務員] B -- 掲示・放送 --> D[旅客] C -- 放送 --> E[旅客] </pre>
その他の防災関係機関	東京都地域防災計画(震災編)によるほか、港区内の地域の特性に応じて対処します。
京浜急行電鉄株式会社	<pre> graph LR A[総合指令所] -- 指令電話(一斉) --> B[各駅長] A -- 指令電話(一斉) --> C[各運転区長] A -- 指令電話(一斉) --> D[各乗務区長] A -- 列車無線 --> E[列車乗務員] B -- 掲示・放送 --> F[旅客] C -- 放送・一斉放送 --> G[旅客] E -- 車内放送 --> H[旅客] A -- 列車運行情報案内表示装置等 --> I[旅客] </pre>

2 列車運行措置

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）

社内の基準により速やかに速度規制または運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保します。

(2) 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）

社内の基準により速やかに速度規制または運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保します。

機 関	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降
都 交 通 局 東 京 地 下 鉄 株 式 会 社 東京モノレール 株 式 会 社 京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社 株 式 会 社 ゆ り か も め	間引き運転等により輸送力が減少することが考えられます。	あらかじめ作成してある異常時ダイヤ、または状況により輸送力を大幅に減少させた臨時ダイヤを作成し運行することが考えられます。

3 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に集中し大混乱が発生することが予想されます。このため区及び防災関係機関は、これら混乱の防止、混乱による被害の軽減を図るため次の措置をとります。

機 関	内 容
区	1 平常時から区民等に対し広報みなど、パンフレット、リーフレット等の手段を活用して時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の広報を行います。 2 警戒宣言時においては、鉄道機関及び警察署並びに東京都と密接な連絡をとり情報を入手するとともに広報車等により事業所等に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけます。
東京地下鉄株式会社 京浜急行電鉄株式会社	1 時差退社等の広報の徹底 (1) 運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社についての協力を行います。 (2) 警戒宣言時に報道機関を通じ、正確な運転状況等を報道するとともに時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかけます。 (3) 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかけ協力を要請します。
消 防 署	平常時から、港区内の事業所に対して退社させる場合の時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行います。
そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	東京都地域防災計画(震災編)によるほか、港区の地域特性に応じて対処します。

4 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は次の対応措置を講じます。

機 関	旅客の安全を図るための措置	その他の措置等
東京地下鉄株式会社 京浜急行電鉄株式会社	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努めます。 2 状況により階段止め、改札止め等入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行います。 3 状況により、警察官の派遣を要請します。	
その他の防災関係機関	東京都地域防災計画(震災編)によるほか、港区の地域の特性に応じて対処します。	

5 主要駅等の警備

警察署は、注意情報発表後、区及び防災関係機関と密接な連絡を図り正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備します。

6 列車の運転中止措置

鉄道機関は区及び防災関係機関等と密接な協力のもと混乱防止に努めますが、万一、駅等で混乱が拡大し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合があります。

7 長距離旅客等の対応措置

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）は、強化地域を運行する特急列車等全列車は運転を中止するので、強化地域に向かう旅客には、迂回及び旅行の中止を案内します。

(2) 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）

①注意情報が発表された時

注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内します。

②警戒宣言が発令された時

警戒宣言発令時、旅客等に対して次の各号に掲げる措置を講じます。

ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内します。

イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとります。

第2 バス、タクシー等対策

1 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達します。

2 運行措置

機 関	内 容
一般社団法人 東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに地域の実状に応じた、可能な限りの運行を行います。 (2) 運行計画 ①警戒宣言が発せられたときは減速走行(一般道路 20km/h、高速道路 40km/h)を行います。 ②減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合その状況に応じて間引き運行の措置をとります。 ③危険箇所等を通行する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のための適切な措置をとります。 ④翌日以降については、上記①～③により運行しますが、交通状況の変化等に応じた措置をとります。 ⑤道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合があります。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止しますが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮します。
社 団 法 人 東京乗用旅客自 動 車 協 会	1 タクシー・ハイヤー 防災関係機関の協力のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を行います。この場合、減速走行(一般道路 20km/h、高速道路 40km/h)を行います。
社 団 法 人 東 京 都 個 人 タ ク シー 協 会	

3 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区、警察署、消防署、各鉄道機関及びバス会社等は時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民及び事業者に対する広報及び指導を行います。

(2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたります。

第3 船舶対策

東京都地域防災計画(震災編)によるほか、港区の地域特性に応じて対処します。

第6節 学校・病院及び福祉施設対策

第1 学校(幼稚園・小中学校・専修学校・各種学校)

1 在校時

警戒宣言が発せられた場合はただちに授業を打ち切り、警戒解除宣言が発せられるまでは原則として臨時休業とし、学校(園)は次の措置をとることとします。

(1) 非常配備態勢の確立

学校(園)長は、警戒宣言が発せられた旨の情報の伝達を受けたときは、ただちに校(園)内放送を通じ、教職員、関係職員、幼児、児童生徒等に対し伝達するとともに、予め定めた方法によりの確な行動をとることを指示し併せて非常配備態勢を指令します。

(2) 授業の打ち切り

伝達を受けた教職員はただちに授業を打ち切り、警戒宣言の内容を幼児、児童、生徒に伝達するとともに、学校のとるべき措置(①下校の方法②帰宅してからの行動③授業の再開時期等)について説明し、冷静に行動するよう的確に指導します。

(3) 下校措置

①幼稚園、小学校の幼児、児童については、保護者の引きとりがあるまでは学校で保護します。保護者の代理人に引き渡すときは、幼児、児童に確認をさせる等幼児、児童の帰宅の安全を確保します。

②中学校の生徒については、帰宅経路手段(徒歩、自転車、バス、電車等)、所要時間等を確認し帰宅させます。

(この場合平常時から保護者との連絡を密にしておき、さらに交通情報、鉄道運行状況を的確に把握しておきます。)

③スクールバス等で通学(園)している児童、生徒等にあっては、保護者とあらかじめ定めた地点で引き渡します。

2 校外指導時

(1) 宿泊を伴う場合(移動教室・夏季施設・修学旅行等)

①引率責任者は、直ちに学校長に連絡するとともに生徒等に内容を伝達し、冷静な行動を呼びかけ、その地の官公署の指示に従います。

②連絡を受けた校長は、対応状況を区災対教育委員会に連絡するとともに可能なあらゆる手段を用い保護者へ周知するよう努力します。

(2) 遠足等の場合

引率責任者は、その地の官公署等と連絡をとるとともに学校長に連絡し即時帰校の措置をとります。ただし帰校が危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとります。帰校後の対応は、1の在校時に準じて対応します。

（３）強化地域での措置

校外指導時における地域が強化地域の場合は、その地の警戒本部の指示に従います。

3 学校(園)におけるその他の活動態勢

（１）施設等の安全確保

学校(園)長は、幼児、児童、生徒等を帰宅させた後、予め定めた非常配備態勢により防災措置(水のくみおき、備品、什器等の転倒防止、ガラスの破損防止、火元の注意、薬品類の整理、消火器及び救急医薬品の準備等々)を講じ、施設等の安全確保に努めます。

（２）学校(園)長は学校に残留し保護する児童、生徒数を把握し、災対教育委員会に報告するとともに必要な飲料水、食料、寝具等を調達します。

4 警戒解除宣言の連絡等

学校(園)長は、災対教育委員会から警戒解除宣言が発せられた旨の連絡を受けたときは、あらかじめ定めたところにより授業を再開します。

5 児童生徒に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道されたときは、学校指導に授業を切り替え、注意情報が発表されたことを伝達し、東海地震に関する説明、警戒宣言が発せられた場合は、授業を打ち切り下校させること、地震後の授業の再開等について説明し、児童生徒の安全を図る指導にあたります。

6 注意情報発表時の学校(園)における対応措置の保護者への周知徹底

学校(園)は、PTAの会合、学校(園)だより等あらゆる機会を利用して注意情報発表時の保護者の対応措置を周知徹底しておきます。

（１）注意情報発表の情報を得た場合は、家庭において水、食料、救急用品の準備確認、火元の注意、家具等の転倒防止等を図ること

（２）注意情報発表の段階では、原則として児童生徒は保護者に引き渡さないこと

第2 病院・診療所

診療態勢及び防災措置その他必要な対策は東京都地域防災計画(震災編)によるほか、港区の地域の特性に応じて対処します。

第3 福祉施設(障害保健福祉センター・保育園・児童館)

1 保育時

警戒宣言が発せられた場合は、通所・保育を打ち切るとともに警戒解除宣言が発せられるまでは、休所・休園(館)措置をとることを原則として園等は次の措置をとることとします。

（１）非常配備態勢の確立

障害保健福祉センター担当課長・園長等各施設の長は、警戒宣言が発せられた旨の情報の伝達を受けたときは、直ちに施設内放送を通じて保育士等関係職員に対し伝達するとともにあらかじめ定めた方法によりの確な行動をとることを指示し、併せて非常配備を指令します。

（２）保育の打ち切り

伝達を受けた保育士、関係職員は、直ちに通所・保育を打ち切り通所者・園児等の帰宅準備を開始するとともに所定の配置につきます。

（３）通所者・園児等の引き渡し

通所者・園児等の帰宅措置については次を原則として実施します。

- ①通所者・園児等は保護者または代理人の引きとりがあるまで障害保健福祉センター・園等で保護します。
- ②代理人への引き渡しについては、あらかじめ定めた者または通所者・園児等に確認をさせて確認された者以外は行わず、障害保健福祉センター・園等で保護します。
- ③引きとりに当たっては、必ず記録します。
- ④スクールバス等を使用している施設にあっては保護者にあらかじめ定めた地点で引き渡します。

２ 外出訓練・園外行事実施中の措置

行事実施中に警戒宣言が発せられた場合は、引率責任者は、直ちに障害保健福祉センター担当課長・園長等に連絡するとともに即時帰所・帰園します。帰所・帰園後の措置は上記（３）の①～③に準じます。また、報告を受けた園長等は、所管課長に報告し、所定の指示を受けて対処します。

３ 障害保健福祉センター・園等におけるその他の活動態勢

（１）施設等の安全確保

通所者・園児等を帰宅させた後、障害保健福祉センター担当課長・園長等施設の長はあらかじめ定めた配備態勢により種々の防災措置（水のくみおき、備品、什器等の転倒防止、ガラスの破損防止、火元の注意、救急医薬品の準備等々）を講じ、施設等の安全確保に努めます。

（２）通所者・園児等の保護

障害保健福祉センター・園等に残留し保護する園児等の数を把握し、関係課長に報告するとともに必要な飲料水、食料、寝具等を調達します。

（３）警戒解除宣言等の対応

障害保健福祉センター担当課長・園長等は所管の部局から警戒解除宣言が発せられた旨の連絡を受けたときは、予め定めたところにより、通所・保育等を再開します。

第7節 劇場・高層建築物・地下街及び公会堂等区の施設

高層建築物、地下街、区民センター等不特定多数の者の集まる施設については、次により対応措置を講じます。

機関	対 象	対 応 措 置
消 防 署	消防計画等による対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導します。	
	劇場、映画館等	1 火気使用の中止または制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止または自粛（ただし、駅等の混乱状態によっては弾力的な運用を指導します。） 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
	高層建築物	1 火気使用の中止または制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止または自粛 6 店舗等の利用客に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達及び、時間差を設けての誘導 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用
	地下街	1 火気使用の中止または制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止または自粛 6 店舗等の利用客に対してのブロックごとに必要な情報伝達及び従業員による誘導の実施
区	区民センター、男女平等参画センター、スポーツセンター、いきいきプラザ、図書館等不特定施設	1 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人使用形態をとる施設については、管理者が個人利用者に直接利用の自粛を要請します。また、区民センター等団体利用形態をとる施設については主催者と協議し、閉館とします。 2 各施設においては、配備態勢に基づき防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保全措置を実施します。

第8節 電話・電報対策（東日本電信電話株式会社）

第1 警戒宣言の報道開始後の混乱防止措置

区 分	内 容
電 話	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程等に基づき、通信のそ通等に係る業務を適切に運用します。 1 確保する業務

区 分	内 容
電 話	(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話(交換手扱いの通話) 2 可能な限りにおいて取扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 一般電報の発信及び電話による配達 (3) 営業窓口 (4) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応 ① 故障修理 ② 臨時電話、臨時専用線等の開通工事 (注)ただし、避難命令発令下においては実施しない業務があります。
電 報	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信のそ通等に係る業務を適切に運用します。 1 確保する業務 (1) 非常、緊急扱い電報 2 可能な限りにおいて取扱う業務 (1) 一般電報の発信及び電話による配達 (強化地域に着信する電報は、遅延承認のものに限ります)

第2 広報

- 1 警戒宣言が発せられた時等において通話が輻湊し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、または取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ放送、及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施します。
 - (1) 通信のそ通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
 - (2) 電報の受付及び配達状況
 - (3) 加入電話等の開通、移転等の工事並びに故障修理等の実施状況
 - (4) 営業窓口における業務実施状況
 - (5) お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言サービスの準備状況を含む)
 - (6) その他必要とする事項
- 2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じます。

第3 防災措置の実施

警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施します。

- 1 警戒宣言等の伝達と周知
- 2 情報連絡室若しくは地震災害警戒本部の設置
- 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達
- 4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備

- 5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）
- 6 グループ会社等の応援に関する確認と手配
- 7 電気通信設備等の巡視点検
- 8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置
- 9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等

第9節 電気・ガス及び上下水道対策

第1 電気（東京電力パワーグリッド株式会社）

東京都地域防災計画（震災編）によるほか、港区の地域の特性に応じて対処します。

第2 ガス（東京ガスグループ）

東京都地域防災計画（震災編）によるほか、港区の地域の特性に応じて対処します。

第3 上水道（都水道局）

警戒宣言が発せられた場合、支所及び営業所は防災関係機関と密接な連携をとりながら発災までの時間を利用して①工事中の現場における応急措置、②発災後の応急対策の準備、③区民への広報等の措置に全力をあげて対処します。

1 工事中の現場における応急措置等

- （1）工事は一時中止として安全措置を講じます。また掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものについては原則として埋戻しを行います。
- （2）当局施設が他企業の工事現場内にある場合については安全性を相互で確認するとともに必要に応じ安全措置を講じます。

2 発災後の応急対策に対する準備

発災した場合の応急活動に即座に対応できるよう次のことを準備します。

（1）水の確保関係

- ①水の確保のための職員の配備態勢及び分担の確認
- ②給水タンクその他水の確保用の資器材の点検整備
- ③その他必要なこと

（2）応急復旧関係

- ①応急復旧のための職員の配備態勢及び職務分担の確認

3 広報

- （1）警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給します。また、地震の発災に備えて飲料水を確保するなど、次の内容の広報を行います。
 - ①当座の飲料水のくみ置き及びトイレ用水等の生活用水確保の要請
 - ②地震発生後の避難に当たっての注意事項
 - ③地震発生後における区民への注意事項
- （2）広報は、拡声機付自動車による路上広報のほか、区の協力を得て、区の防災行政無線（屋外放送塔、防災ラジオ）により行います。

4 警戒宣言時の要員計画

警戒宣言が発せられた場合、非常配備要員が各業務に従事します。

第4 下水道(都下水道局)

1 危険物に対する保安措置

危険物のある水再生センター、ポンプ所においては3交替勤務体制により措置していますが、警戒宣言が発せられた場合は第2次非常配備態勢要員を配置し保安の徹底に努めます。

2 施設の保安措置

(1) 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、下記施設について巡視点検の強化及び整備を行います。

巡視点検する施設名

- ①管渠施設
- ②防潮扉施設
- ③ポンプ所施設
- ④水再生センター施設

(2) 工事現場

工事を即時中止し、現場の保安態勢を確認し応急資器材の点検整備を行います。

3 警戒宣言時の対応措置

(1) 緊急連絡体制をとります。

(2) 危険物の保安管理

(3) 施設等の保安措置

①施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すため、下記施設について、巡視、点検の強化及び整備を行います。

- ア 管渠施設
- イ 防潮扉施設
- ウ ポンプ所施設
- エ 水再生センター施設

②工事現場

工事を即時中止し、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行います。

第10節 生活物資対策

第1 営業の確保

区は平常時より食料、身のまわり品等の生活必需品を取り扱う区内の小売業者、卸売業者、スーパーマーケット、その他これらに関連する関係団体等と密接な連絡を図り、警戒宣言が発せられた場合にあっては①営業は継続すること、②売りおしめはしないこと等について協力を要請します。

第2 区民等に対する要請

区民等に対しては、警戒宣言が発せられても①生活必需品取扱店では営業を継続していること、②売りおしめはしないので落着いて買物をする事、③買物の際は買いだめをしないこと、④平常時から2～3日分の食料等は保管しておくこと等々を港区広報みなど、パンフレット、リーフレット等で広報するとともに、警戒宣言時には広報車その他の車両により区民等に呼びかけを行います。

第11節 金融対策

第1 営業の確保

区は区内に所在する金融機関に対し、防災関係機関と協力のうえ、平常時から、警戒宣言発令時においても極力営業を継続するよう要請を行うとともに、事前に事業継続計画(BCP)を策定し、やむを得ず営業を縮小する場合も普通預金の払戻し業務等については営業を継続するよう要請指導をします。

第2 区民等に対する要請

区民に対しては、金融機関が営業を継続することについて、平常時からあらゆる手段を活用して行うとともに警戒宣言発令時には、急いで預金の引きだしをする必要がないことを呼びかけていきます。

第12節 避難対策

警戒宣言が発せられた場合、原則として避難の必要はありませんが特に危険が予想されるがけ地等の周辺については一部避難の必要が生じることがあります。

第1 区民等の避難

区内で特に緊急に避難を要する地域または事態が生じたときは、予め指定された避難所に当該区民等を避難させます。

第2 区職員の配置

区長は、区民等を避難させ、避難所を開設したときは、避難所運営に必要な区の職員を当該避難所に配置します。

第13節 救援・救護対策

第1 給水態勢

1 応急態勢の確立

区は発災後に備え、都水道局等と密接な連携を図り、給水態勢の確立に努めます。

(1) 応急給水用資器材の点検、整備

給水タンク、ポリタンク、ろ水機等資器材の点検・整備を図り、搬出できる態勢を確立します。

(2) 応急態勢の確立

各施設においては、受水槽、高置水槽を満水にしておく等応急給水態勢を確立し

ます。

第2 食料等の配給態勢

1 職員の配置

（1）区は被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配給を行うため、必要に応じ備蓄倉庫に職員を配置し、待機させます。

（2）区と優先供給、提供協定を締結している業者等に待機態勢をとるよう要請します。

2 運搬計画

（1）区は備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、区が所有する車両の待機を指令します。

（2）区は社団法人東京都トラック協会に待機態勢をとるよう要請します。

第3 医療救護態勢

1 出動態勢の確立

避難所、被災地等における医療救護、助産救護の必要に備え、出動態勢を確立します。

2 医師会等に対する派遣の準備要請

区は「災害時の医療救護活動についての協定」等に基づき、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会に対し、医療救護班の派遣等の準備を要請します。

第6章 区民等のとるべき措置

第1節 区民のとるべき措置

第1 平常時

- 1 日ごろから出火の防止につとめます。
 - (1) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をします。
 - (2) ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしており、火気を使用する場所から遠ざけて保管します。
 - (3) プロパンガスボンベ等を固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検します。
- 2 消火用具を準備します。
- 3 家具類の転倒・落下・移動防止及び窓ガラス等の落下防止を行います。
 - (1) タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定します。
 - (2) 家具の上に物を置かないようにします。
 - (3) 窓ガラスの古いパテは取替えます。
 - (4) ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をします。
- 4 ブロック塀等の点検補修をします。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところを補強するなど、倒壊防止の措置を行います。
- 5 食料や非常持出品を準備しておきます。
 - (1) 家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水を備蓄しておきます。
 - (2) 三角布、絆創膏等の医薬品を備蓄しておきます。
 - (3) ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておきます。
 - (4) ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具を備えておきます。
 - (5) 携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブル、予備バッテリー等を備えておきます。
- 6 家族で対応措置を話し合っておきます。
 - (1) 注意情報発表時、警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を取りきめておきます。
 - (2) 警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、行動予定を話しあっておきます。
 - (3) 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認をしておきます。
- 7 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高めます。
- 8 災害時要配慮者がいる家族は、差し支えがない限り事前に防災住民組織や消防署・交番等に知らせておきます。

第2 注意情報が発表された時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで。

1 情報に注意するとともに冷静に行動します。

（1）テレビ、ラジオ等の情報に注意します。

（2）あわてた行動をとらないようにします。

2 電話の使用を自粛します。

3 自動車の利用を自粛します。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

1 情報の把握を行います。

（1）港区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手します。

（2）東京都、区、警察、消防等防災関係機関の情報に注意します。

（3）警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合います。

2 火気の使用に注意する。

（1）ガス等の火気器具類の使用は最小限に留め、いつでも消火できるようにします。

（2）火気器具周囲の整理整頓を確認します。

（3）ガスメーターコックの位置を確認します。（避難するときはガスメーターコック及び元栓を閉に）

（4）使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認します。

（5）プロパンガスボンベの固定措置を点検します。

（6）危険物類の安全防護措置を点検します。

3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認し、浴槽等に水を溜めておきます。

4 家具類の転倒・落下・移動防止措置を確認します。

棚の中の重い物をおろします。

5 ブロック塀等を点検します。

危険箇所はロープをはるなど付近に近よらせないような措置をとります。

6 窓ガラス等の落下防止をはかります。

（1）窓ガラスに荷造用テープをはります。

（2）ベランダの植木鉢等を片付けます。

7 飲料水、生活用水等のくみおきをします。

8 食料、医薬品、防災用品を確認します。

9 火に強くなるべく動きやすい服装にします。

10 電話の使用を自粛します。

区や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せをひかえます。

11 自家用車の利用を自粛します。

（1）路外に駐車中の車両はできる限り使用しません。

（2）路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移します。

（3）走行中の自家用車は、目的地まで走行した後は車を使いません。

- 12 幼児、児童の行動に注意します。
 - (1) 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にします。
 - (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応します。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合せます。
- 14 エレベーターの使用は避けます。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認します。
- 16 不要な預貯金の引き出しを自粛します。
- 17 買い急ぎをしないようにします。

第2節 防災住民組織のとるべき措置

第1 平常時

- 1 組織の役割分担を明確にします。
- 2 組織の活動訓練や教育、講習を実施します。
- 3 地区内の危険箇所(崖、ブロック塀等)を把握します。
- 4 情報の伝達体制を確立します。
- 5 地域内の災害時要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておきます。
行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進します。

第2 注意情報発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオの情報に注意します。
- 2 区民に、冷静な行動を呼びかけます。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 区からの情報を区民に伝達します。
- 2 防災住民組織本部の設置を行います。
- 3 区民にとるべき措置を呼びかけます。
- 4 ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行います。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行います。
- 6 高齢者や病人の安全に配慮します。
- 7 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意をします。
- 8 救急医薬品等を確認します。
- 9 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行います。

第4 防災住民組織が結成されていない地域にあっては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行います。

第3節 事業所のとるべき措置

第1 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画(消防計画、予防規程及びその他の規程等を含む)にもとづいて措置し、注意情報発表時以降の行動に備えておくものとします。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次によります。

- 1 東京都及び区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件(最寄り駅、建築構造及び周辺市街地状況等)、事業内容等を考慮した実効性のあるものとします。
- 2 従業員、顧客及び区民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとします。
- 3 責任者の在、不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとします。
- 4 他の防災または保安等に関する計画規程がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとします。
- 5 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとします。

第2 注意情報発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまでの措置

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手します。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認します。
- 3 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備します。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行います。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 1 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立します。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達します。

この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意します。

- 3 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにします。

この場合、高齢者等の安全確保に留意します。

- 4 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は事業継続計画(BCP)を策定し、極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については原則として営業を継続します。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層建築物、地下街等の店舗は、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとします。

- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じます。

また薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認します。

- 6 建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じます。
- 7 商品、設備機器及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認します。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に東京都、区市町村、警察署、消防署、放送局、鉄道等に対する問合せを控えます。
- 9 バス、タクシー、生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限します。
- 10 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備します。
- 11 建築工事、ずい道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じます。
- 12 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させます。

ただし、近距離通勤（通学）者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は、利用しないようにします。